

【公開版】

資料 4-4	令和 2 年 1 月 30 日
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における
新規制基準に対する適合性

第 36 条：放射線分解により発生する水素による爆発に
対処するための設備

目 次

1 章 基準適合性

1. 概要

2. 設計方針

2. 1 水素爆発に対処するための設備

2. 1. 1 水素爆発の発生を未然に防止するための設備

2. 1. 1. 1 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備

2. 1. 1. 2 計装設備の重大事故等対処計装設備

2. 1. 1. 3 代替所内電源系統

2. 1. 2 水素爆発の拡大の防止のための設備

2. 1. 2. 1. 1 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備

2. 1. 2. 1. 2 計装設備の重大事故等対処計装設備

2. 1. 2. 1. 3 代替所内電源系統

2. 1. 2. 2. 1 セルへの導出経路を構築するための設備

2. 1. 2. 2. 2 計装設備の重大事故等対処計装設備

2. 1. 2. 3. 1 セル排気系を代替する排気系を構築するための設備

2. 1. 2. 3. 2 計装設備の重大事故等対処計装設備

2. 1. 2. 3. 3 代替所内電源系統

2. 2 多様性、位置的分散

(1) 水素爆発の発生を未然に防止するための設備

a. 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備

(2) 水素爆発の拡大の防止のための設備

a. 水素爆発の拡大を防止するための空気の供給に使用する設備

b. セルへの導出経路を構築するための設備

c. セル排気系を代替する排気系を構築するための設備

2. 3 悪影響防止

(1) 水素爆発の発生を未然に防止するための設備

a. 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備

(2) 水素爆発の拡大の防止のための設備

a. 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備

b. セルへの導出経路を構築するための設備

c. セル排気系を代替する排気系を構築するための設備

2. 4 容量等

(1) 水素爆発の発生を未然に防止するための設備

a. 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備

(2) 水素爆発の拡大の防止のための設備

- a. 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備
 - b. セルへの導出経路を構築するための設備
 - c. セル排気系を代替する排気系を構築するための設備
2. 5 環境条件等
- (1) 水素爆発の発生を未然に防止するための設備
 - a. 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備
 - (2) 水素爆発の拡大の防止のための設備
 - a. 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備
 - b. セルへの導出経路を構築するための設備
 - c. セル排気系を代替する排気系を構築するための設備
2. 6 操作性の確保
- (1) 水素爆発の発生を未然に防止するための設備
 - a. 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備
 - (2) 水素爆発の拡大の防止のための設備
 - a. 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備
 - b. セルへの導出経路を構築するための設備
 - c. セル排気系を代替する排気系を構築するための設備

2. 7 試験検査

3. 主要設備及び仕様

第36. 1 表 「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を想定する
対象機器

第36. 2 表 水素爆発の対処に用いる主要設備の仕様

第36. 1 図 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための処置の
系統概要図

第36. 2 図 接続口一覧

2章 補足説明資料

1 章 基準適合性

第36条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

1. 概要

1.1 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

放射線分解により発生する水素による爆発（以下、「水素爆発」という。）に対処するための設備は、水素爆発の発生の防止のための設備及び水素爆発の拡大の防止のための設備で構成する。

また、水素爆発の発生の防止のための設備は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備で構成し、水素爆発の拡大を防止するための設備は、水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備、セルへの導出経路を構築するための設備及びセル排気系を代替する排気系を構築するための設備で構成する。

1.1.1 水素爆発の発生の防止のための設備

圧縮空気設備の安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、代替安全圧縮空気系の水素掃気配管に圧縮空気を供給するため、分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋には圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットから自動で水素掃気配管へ圧縮空気が供給される。圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットによる圧縮空気の供給がない場合の時間余裕が24時間未満の重大事故の水素爆発を想定する機

器は、圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットが有効に機能しなかった場合であっても、水素掃気用安全圧縮空気系の圧力が減少した場合に、圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットよりも貯槽等に近い位置から代替安全圧縮空気系の水素掃気配管に予備圧縮空気ユニットから自動で圧縮空気が供給される。

可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを敷設し，機器に圧縮空気を供給するために，可搬型個別供給用建屋外ホース及び可搬型建屋外ホースを可搬型空気圧縮機へ接続する。また，可搬型個別供給用建屋内ホース及び可搬型建屋内ホースを，代替安全圧縮空気系の圧縮空気供給系及び水素掃気配管又は機器圧縮空気供給配管に接続することで，可搬型空気圧縮機から圧縮空気を供給するための経路を構築する。

可搬型空気圧縮機を運転することで，可搬型空気圧縮機から水素掃気配管又は機器圧縮空気供給配管へ圧縮空気を供給する。

外的事象の「火山」を条件として水素掃気機能が喪失することが考えられる場合及び内的事象を要因として圧縮空気設備の安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合，可搬型一括供給用建屋外ホース及び可搬型一括供給用建屋内ホースを敷設し，水素掃気配管に圧縮空気を供給するために可搬型一括供給用建屋内ホースを接続し，可搬型空気圧縮機から前処理建屋の安全圧縮空気系へ圧縮空気を供給するため

の経路を構築する。

1.1.1.1 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備

水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する，設計基準設備と兼用する代替安全圧縮空気系の水素掃気配管，機器圧縮空気供給配管は常設重大事故等対処設備として位置付ける。圧縮空気貯槽，圧縮空気ユニット，予備圧縮空気ユニット，圧縮空気供給系及び軽油貯蔵タンクは常設重大事故等対処設備として新たに設置する。また，可搬型空気圧縮機，可搬型一括供給用建屋外ホース，可搬型一括供給用建屋内ホース，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース及び軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として新たに整備する。

主要な設備は，以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故対処設備
 - a) 代替安全圧縮空気系
 - a-1) 水素掃気配管（設計基準設備兼用）
 - a-2) 機器圧縮空気供給配管（設計基準設備兼用）
 - a-3) 圧縮空気貯槽
 - a-4) 圧縮空気ユニット
 - a-5) 予備圧縮空気ユニット
 - a-6) 圧縮空気供給系

- b) 水素爆発対象機器(設計基準設備兼用)(第36.1表)
- ii) 可搬型重大事故対処設備
 - a) 代替安全圧縮空気系
 - a-1) 可搬型空気圧縮機
 - a-2) 可搬型一括供給用建屋外ホース
 - a-3) 可搬型一括供給用建屋内ホース
 - a-4) 可搬型個別供給用建屋外ホース
 - a-5) 可搬型個別供給用建屋内ホース
 - a-6) 可搬型建屋外ホース
 - a-7) 可搬型建屋内ホース
 - b) 計装設備の重大事故等対処計装設備
 - b-1) 可搬型圧縮空気貯槽圧力計
 - b-2) 可搬型圧縮空気ユニット圧力計
 - b-3) 可搬型予備圧縮空気ユニット圧力計
 - b-4) 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計
 - b-5) 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計
 - b-6) 可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計
 - b-7) 可搬型水素濃度計
 - b-8) 可搬型セル導出ユニット流量計
 - c) 電源設備の常設重大事故等対処設備
 - c-1) 軽油貯蔵タンク
 - d) 電源設備の可搬型重大事故等対処設備
 - d-1) 軽油用タンク ローリ

1.1.2 水素爆発の拡大を防止するための設備

圧縮空気設備の安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管に圧縮空気を供給するため、分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋は、圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットによる圧縮空気の供給がない場合の時間余裕が24時間未満の重大事故の水素爆発を想定する機器へ手動圧縮空気ユニットを接続し、圧縮空気を供給する。

発生防止対策が機能しなかった場合に備え、代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管に圧縮空気を供給するため、発生防止対策で敷設する可搬型個別供給用建屋外ホース及び可搬型建屋外ホースの下流側に、機器に圧縮空気を供給するための圧縮空気供給系、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋内ホースを設置し、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋内ホースと機器圧縮空気供給配管を接続する。

機器内の水素濃度が8vol%に到達する前に、可搬型空気圧縮機の圧縮空気を貯槽等内へ供給する。

また、塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止することで、塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断し、機器からの排気をセルに導出するための常設の排気経路に設置する弁を開く。また、セルに導出するための常設の排気経路に設置した高性能粒子フィルタにより放射性物質を除去する。

1.1.2.1 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備

水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する，設計基準設備と兼用する機器圧縮空気供給配管は，常設重大事故等対処設備として位置付ける。手動圧縮空気ユニット，圧縮空気供給系及び軽油貯蔵タンクは常設重大事故等対処設備として新たに設置する。また，可搬型空気圧縮機，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース及び軽油用タンクローリを可搬型重大事故対処設備として新たに整備する。

主要な設備は，以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故対処設備
 - a) 代替安全圧縮空気系
 - a-1) 機器圧縮空気供給配管（設計基準設備兼用）
 - a-2) 手動圧縮空気ユニット
 - a-3) 圧縮空気供給系
 - b) 水素爆発対象機器(設計基準設備兼用)(第36.1表)
- ii) 可搬型重大事故対処設備
 - a) 代替安全圧縮空気系
 - a-1) 可搬型空気圧縮機
 - a-2) 可搬型個別供給用建屋外ホース
 - a-3) 可搬型個別供給用建屋内ホース
 - a-4) 可搬型建屋外ホース
 - a-5) 可搬型建屋内ホース

- b) 計装設備の重大事故等対処計装設備
 - b-1) 可搬型手動圧縮空気ユニット接続系統圧力計
 - b-2) 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計
 - b-3) 可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計
 - b-4) 可搬型水素濃度計
 - b-5) 可搬型セル導出ユニット流量計
- c) 電源設備の常設重大事故等対処設備
 - c-1) 軽油貯蔵タンク
- d) 電源設備の可搬型重大事故等対処設備
 - d-1) 軽油用タンク ローリ

1.1.2.2 セルへの導出経路を構築するための設備

セルへの導出経路を構築するため、設計基準設備を兼用する代替塔槽類廃ガス処理設備の配管、隔離弁、水封安全器及び代替換気設備のダクトは、常設重大事故等対処設備として位置付ける。塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット及び塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット(フィルタ)は、常設重大事故等対処設備として新たに設置する。また、可搬型ダクトを可搬型重大事故等対処設備として新たに整備する。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故対処設備
 - a) 代替塔槽類廃ガス処理設備
 - a-1) 配管・弁 (設計基準設備兼用)

- a-2) 隔離弁（設計基準設備兼用）
- a-3) 水封安全器（設計基準設備兼用）
- a-4) 槽類廃ガス処理設備からセルに導出する
ユニット
- a-5) 槽類廃ガス処理設備からセルに導出する
ユニット（フィルタ）
- b) 代替換気設備
 - b-1) ダクト（設計基準設備兼用）
- c) 水素爆発対象機器（設計基準設備兼用）（第36.1表）
- ii) 可搬型重大事故対処設備
 - a) 代替塔槽類廃ガス処理設備
 - a-1) 可搬型ダクト
 - b) 計装設備の重大事故等対処計装設備
 - b-1) 可搬型水素濃度計
 - b-2) 可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計
 - b-3) 可搬型導出先セル圧力計

1.1.2.3 セル排気系を代替する排気系を構築するための設備

セル排気系を代替する排気系を構築するため、設計基準設備と兼用する建屋代替換気設備の常設重大事故等対処設備のダクト及び主排気筒は、常設重大事故等対処設備として位置付ける。主排気筒へ排出するユニット、重大事故対処用母線及び軽油貯蔵タンクは、常設重大事故等対処設備として新たに設置する。また、可搬型重大事故等対処設備の可搬型フィルタ、可搬

型ダクト，可搬型排風機，可搬型発電機，可搬型ケーブル及び軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として新たに整備する。

主要な設備は，以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故対処設備
 - a) 代替換気設備
 - a-1) ダクト（設計基準設備兼用）
 - a-2) 主排気筒（設計基準設備兼用）
 - a-3) 主排気筒へ排出するユニット
 - b) 水素爆発対象機器（設計基準設備兼用）（第36.1表）
- ii) 可搬型重大事故対処設備
 - a) 代替換気設備
 - a-1) 可搬型フィルタ
 - a-2) 可搬型ダクト
 - a-3) 可搬型排風機
 - b) 計装設備の重大事故等対処計装設備
 - b-1) 可搬型導出先セル圧力計
 - b-2) 可搬型フィルタ差圧計
 - b-3) 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計
 - c) 電源設備の常設重大事故等対処設備
 - c-1) 軽油貯蔵タンク
 - c-2) 重大事故対処用母線
 - d) 電源設備の可搬型重大事故等対処設備
 - d-1) 軽油用タンクローリ

d - 2) 可搬型発電機

d - 3) 可搬型ケーブル

1.2 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の主な設計方針

1.2.1 水素爆発の発生の防止のための設備

1.2.1.1 水素爆発の発生防止対策の設備

重大事故等対処施設は基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とする。

分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に設置する代替安全圧縮空気系の圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットは，代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機による圧縮空気の供給を行うための時間余裕を確保する必要があるため，設計基準で設置した圧縮空気設備の安全圧縮空気系が停止した場合においても自動で未然防止濃度に至るまでの時間余裕を24時間以上確保できる設計とする。

分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に設置する代替安全圧縮空気系の予備圧縮空気ユニットは，圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットによる圧縮空気の供給がない場合の時間余裕が24時間未満の重大事故の水素爆発を想定する機器に対し，圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットよりも機器に近い位置から自動で未然防止濃度に至るまでの時間余裕を24時間以上確保できる設計とする。

代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機及び軽油貯蔵タンクは，事象進展に応じた使用状況を踏まえて，必用な容量を確保した設計とする。

代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機，可搬型一括供給用建屋外ホース，可搬型一括供給用建屋内ホース，可搬型個

別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース及び軽油用タンクローリは，重大事故等対策を実施する建屋から離れた外部保管エリアに保管することで，安全圧縮空気系と共通要因によって，同時に機能を損なわないよう，位置的分散を図る。

代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は建屋近傍に必要な台数及び故障時バックアップを考慮した台数を分散配置するとともに，外部保管エリアにも故障時バックアップを保管する。

代替安全圧縮空気系の水素掃気配管及び機器圧縮空気供給配管に圧縮空気を供給するために，建屋外に敷設する可搬型個別供給用建屋外ホース及び可搬型建屋外ホースは，本重大事故への対処を行う各建屋で，異なる複数の場所に接続口を設けて，複数の敷設経路を設定し，故障時バックアップを考慮した必要な個数を建屋内に保管するとともに，建屋外に設ける可搬型重大事故等対処設備の保管庫等を設置するエリアにも，建屋内に保管するものと同数を保管する。

建屋内に敷設する可搬型個別供給用建屋内ホース及び可搬型建屋内ホースは，本重大事故への対処を行う各建屋で，異なる複数の場所に接続口を設けて，複数の敷設経路を設定し，敷設経路又はその近傍で内部火災，溢水及び化学薬品の漏えいの影響を考慮した場所に，それぞれの故障時バックアップを考慮した必要な個数を保管するとともに，建屋外に設ける可搬型重大事故等対処設備の保管庫等を設置するエリアにも，建屋内に保管するものと同数を保管する。

計装設備の重大事故等対処計装設備の可搬型圧縮空気貯槽圧力計，可搬型圧縮空気ユニット圧力計，可搬型予備圧縮空気ユニット圧力計，可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計，可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計，可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計，可搬型水素濃度計，可搬型セル導出ユニット流量計は，本重大事故への対処を行う各建屋の必要な場所に接続口を設けて，複数の設置経路を設定し，設置経路又はその近傍で内部火災，溢水及び化学薬品の漏えいの影響を考慮した場所に，必要な個数を保管するとともに，建屋外に設ける可搬型重大事故等対処設備の保管庫等を設置するエリアにも，建屋内に保管するものと同数を保管する。

対策を実施するために必用となる燃料は，燃料設備で十分な量を確保する。

対策を実施する際の各種の判断や操作のために必要な監視項目に対して，必要な計測範囲及び精度を持った計測装置を設置する。

代替安全圧縮空気系の水素掃気配管及び機器圧縮空気供給配管は，重大事故発生時において，通常時の系統構成から隔離又は分離された状態から，弁の操作や接続により，速やかに系統構成の切り替えが可能な設計とし可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを接続する常設重大事故等対処設備の接続口については，カップラ等による接続により，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋

内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを速やかに，かつ，確実に接続することができる設計とする。

代替安全圧縮空気系は，安全圧縮空気系から速やかに切り替えられるものとする。

1.2.2 水素爆発の拡大を防止するための設備

1.2.2.1 水素爆発の拡大防止対策の設備

重大事故等対処施設は基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とする。

分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に設置する代替安全圧縮空気系の手動圧縮空気ユニットは，圧縮空気貯槽，圧縮空気ユニット及び予備圧縮空気ユニットによる圧縮空気の供給がない場合の時間余裕が24時間未満の重大事故の水素爆発を想定する機器に対し，圧縮空気貯槽，圧縮空気ユニット及び予備圧縮空気ユニットに接続する系統とは異なる系統から圧縮空気を供給し，未然防止濃度に至るまでの時間余裕を24時間以上確保できる設計とする。

代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機及び軽油貯蔵タンクは，事象進展に応じた使用状況を踏まえて，必要な容量を確保した設計とする。

代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース及び軽油用タンクローリは，重大事故等対策を実施する建屋から離れた外部保管エリアに保管することで，安全圧縮空気系と共通要因によって，

同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る。

代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は建屋近傍に必要な台数及び故障時バックアップを考慮した台数を分散配置するとともに、外部保管エリアにも故障時バックアップを保管する。

代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管に圧縮空気を供給するために、建屋外に敷設する可搬型個別供給用建屋外ホース及び可搬型建屋外ホースは、本重大事故への対処を行う各建屋で、異なる複数の場所に接続口を設けて、複数の敷設経路を設定し、故障時バックアップを考慮した必要な個数を建屋内に保管するとともに、建屋外に設ける可搬型重大事故等対処設備の保管庫等を設置するエリアにも、建屋内に保管するものと同数を保管する。

建屋内に敷設する可搬型個別供給用建屋内ホース及び可搬型建屋内ホースは、本重大事故への対処を行う各建屋で、異なる複数の場所に接続口を設けて、複数の敷設経路を設定し、敷設経路又はその近傍で内部火災、溢水及び化学薬品の漏えいの影響を考慮した場所に、それぞれの故障時バックアップを考慮した必要な個数を保管するとともに、建屋外に設ける可搬型重大事故等対処設備の保管庫等を設置するエリアにも、建屋内に保管するものと同数を保管する。

計装設備の重大事故等対処計装設備の可搬型手動圧縮空気ユニット接続系統圧力計、可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計、可搬型水素濃度計、可搬型セル導出ユニット流量計は、本重大事故への対処を行う各建屋の必要な場所に接続口を設け

て、複数の設置経路を設定し、設置経路又はその近傍で内部火災、溢水及び化学薬品の漏えいの影響を考慮した場所に、必要な個数を保管するとともに、建屋外に設ける可搬型重大事故等対処設備の保管庫等を設置するエリアにも、建屋内に保管するものと同数を保管する。

対策を実施するために必用となる燃料は、燃料設備で十分な量を確保する。

対策を実施する際の各種の判断や操作のために必要な監視項目に対して、必要な計測範囲及び精度を持った計測装置を設置する。

代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管は、重大事故発生時において、通常時の系統構成から隔離又は分離された状態から、弁の操作や接続により、速やかに系統構成の切り替えが可能な設計とし可搬型個別供給用建屋内ホース及び可搬型建屋内ホースを接続する常設重大事故等対処設備の接続口については、カップラ等による接続により、可搬型個別供給用建屋内ホース及び可搬型建屋内ホースを速やかに、かつ、確実に接続することができる設計とする。

代替安全圧縮空気系は、安全圧縮空気系から速やかに切り替えられるものとする。

1.2.2.2 セルへの導出経路を構築するための設備

重大事故等対処施設は基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とする。

セルへの導出経路を構築するために、建屋内に敷設する可搬型ダクトは、本重大事故への対処を行う前処理建屋で敷設経路又はその近傍で内部火災、溢水及び化学薬品の漏えいの影響を考慮した場所に、必要な個数を保管するとともに、建屋外に設ける可搬型重大事故等対処設備の保管庫等を設置するエリアにも、建屋内に保管するものと同数を保管する。

計装設備の重大事故等対処計装設備の可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計、可搬型導出先セル圧力計及び可搬型水素濃度計は、本重大事故への対処を行う各建屋の必要な場所に接続口を設けて、複数の設置経路を設定し、設置経路又はその近傍で内部火災、溢水及び化学薬品の漏えいの影響を考慮した場所に、必要な個数を保管するとともに、建屋外に設ける可搬型重大事故等対処設備の保管庫等を設置するエリアにも、建屋内に保管するものと同数を保管する。

対策を実施する際の各種の判断や操作のために必要な監視項目に対して、必要な計測範囲及び精度を持った計測装置を設置する。

代替塔槽類廃ガス処理設備の配管、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットは、重大事故等発生時において、通常時の系統構成から隔離又は分離された状態から、弁の操作や接続により、速やかに系統構成の切り替えが可能な設計とし、本重大事故への対処を行う前処理建屋の可搬型ダクトを接続する常設重大事故等対処設備の接続口については、フランジによる接続により、可搬型ダクトを速やかに、かつ、確実に接続することができる設計とする。

セルへの導出経路は、塔槽類廃ガス処理設備から速やかに切り替えられるものとする。

代替塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット（フィルタ）の系統構成の切り替えは、確実に操作することができる設計とする。

1.2.2.3 セル排気系を代替する排気系を構築するための設備

重大事故等対処施設は基準地震動の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とする。

軽油貯蔵タンク及び可搬型発電機は、事象進展に応じた使用状況を踏まえて、必要な容量を確保した設計とする。

軽油用タンクローリは、重大事故等対策を実施する建屋から離れた外部保管エリアに保管することで、安全冷却水系と共通要因によって、同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る。

可搬型排風機の電源である、可搬型発電機は建屋近傍に必要な台数及び故障時バックアップを考慮した台数を分散配置するとともに、外部保管エリアにも故障時バックアップを保管する。

可搬型排風機の運転のために、建屋外に敷設する可搬型ケーブルは、本重大事故への対処を行う各建屋で、異なる複数の場所に接続口を設けて、複数の敷設経路を設定し、敷設経路又はその近傍で内部火災、溢水及び化学薬品の漏えいの影響を考慮した場所に、それぞれの故障時バックアップを考慮した必要な個数を保管するとともに、建屋外に設ける可搬型重大事故等対

処設備の保管庫等を設置するエリアにも、建屋内に保管するものと同数を保管する。

建屋代替換気設備の可搬型フィルタ、可搬型ダクト、可搬型排風機、計装設備の重大事故等対処計装設備の可搬型フィルタ差圧計及び可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計は、本重大事故への対処を行う各建屋の必要な場所に接続口を設けて、複数の設置経路を設定し、設置経路又はその近傍で内部火災、溢水及び化学薬品の漏えいの影響を考慮した場所に、必要な個数を保管するとともに、建屋外に設ける可搬型重大事故等対処設備の保管庫等を設置するエリアにも、建屋内に保管するものと同数を保管する。

可搬型排風機は、重大事故等の対処を行う建屋内でセル排風機と位置的分散を考慮した位置に保管する。可搬型排風機は、事象進展に応じた使用状況を踏まえて、必要な容量を確保した設計とする。

対策を実施するために必要となる燃料及び電源は、十分な量を確保する。

対策を実施する際の各種の判断や操作のために必要な監視項目に対して、必要な計測範囲及び精度を持った計測装置を設置する。

建屋代替換気設備のダクトは、重大事故等発生時において、通常時の系統構成から隔離又は分離された状態から、弁の操作や接続により、速やかに系統構成の切り替えが可能な設計とし、可搬型ダクトを接続する常設重大事故等対処設備の接続口については、フランジ等による接続により、可搬型ダクトを速や

かに，かつ，確実に接続することができる設計とする。

建屋代替換気設備は，建屋排気設備から速やかに切り替えられるものとする。

2. 設計方針

2.1 水素爆発に対処するための設備

2.1.1 水素爆発の発生を未然に防止するための設備

圧縮空気設備の安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、代替安全圧縮空気系の水素掃気配管に圧縮空気を供給するため、分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋には圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットから自動で水素掃気配管へ圧縮空気が供給される。圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットによる圧縮空気の供給がない場合の時間余裕が24時間未満の重大事故の水素爆発を想定する機器は、圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットが有効に機能しなかった場合であっても、水素掃気用安全圧縮空気系の圧力が減少した場合に、圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットよりも貯槽等に近い位置から代替安全圧縮空気系の水素掃気配管に予備圧縮空気ユニットから自動で圧縮空気が供給される。

可搬型個別供給用建屋外ホース、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを敷設し、機器に圧縮空気を供給するために、可搬型個別供給用建屋外ホース及び可搬型建屋外ホースを可搬型空気圧縮機へ接続する。また、可搬型個別供給用建屋内ホース及び可搬型建屋内ホースを、代替安全圧縮空気系の圧縮空気供給系及び水素掃気配管又は機器圧縮空気供給配管に接続することで、可搬型空気圧縮機から圧縮空気を供給するための経路を構築する。

水素爆発未然防止設備は以下の2.1.1.1から2.1.1.3で構成する。

2.1.1.1 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備

水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する，設計基準設備と兼用する代替安全圧縮空気系の水素掃気配管，機器圧縮空気供給配管は常設重大事故等対処設備として位置付ける。圧縮空気貯槽，圧縮空気ユニット，予備圧縮空気ユニット，圧縮空気供給系及び軽油貯蔵タンクは常設重大事故等対処設備として新たに設置する。また，可搬型空気圧縮機，可搬型一括供給用建屋外ホース，可搬型一括供給用建屋内ホース，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース及び軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として新たに整備する。

水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備の系統図を第36.1図に示す。

主要な設備は，以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故対処設備
 - a) 代替安全圧縮空気系
 - a-1) 水素掃気配管（設計基準設備兼用）
 - a-2) 機器圧縮空気供給配管（設計基準設備兼用）
 - a-3) 圧縮空気貯槽
 - a-4) 圧縮空気ユニット
 - a-5) 予備圧縮空気ユニット
 - a-6) 圧縮空気供給系
 - b) 水素爆発対象機器(設計基準設備兼用)(第36.1表)
- ii) 可搬型重大事故対処設備

- a) 代替安全圧縮空気系
 - a-1) 可搬型空気圧縮機
 - a-2) 可搬型一括供給用建屋外ホース
 - a-3) 可搬型一括供給用建屋内ホース
 - a-4) 可搬型個別供給用建屋外ホース
 - a-5) 可搬型個別供給用建屋内ホース
 - a-6) 可搬型建屋外ホース
 - a-7) 可搬型建屋内ホース

2.1.1.2 計装設備の重大事故等対処計装設備

重大事故等対処計装設備は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のもの含む）の直流電源の喪失その他の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要な情報を把握することが困難となった場合において、可搬型の計測機器により重大事故等の対処に有効な情報を計測できるよう新たに整備する。

中央制御室の計測制御設備の換気機能が喪失し、監視機能の回復操作ができない場合は、事故時の計測に関する手順等により、重大事故等の対象に必要な流量、圧力、温度、液位及び放射線レベルを把握できるよう新たに整備する。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- a) 計装設備の重大事故等対処計装設備
 - a-1) 可搬型圧縮空気貯槽圧力計
 - a-2) 可搬型圧縮空気ユニット圧力計
 - a-3) 可搬型予備圧縮空気ユニット圧力計
 - a-4) 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計

- a - 5) 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計
- a - 6) 可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計
- a - 7) 可搬型水素濃度計
- a - 8) 可搬型セル導出ユニット流量計

2.1.1.3 代替所内電源系統

水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料として使用する。可搬型空気圧縮機で使用する軽油は、燃料補給設備の軽油用タンクローリにより移送できるよう新たに整備する。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- a) 常設重大事故等対処設備
 - a - 1) 軽油貯蔵タンク
- b) 可搬型重大事故等対処設備
 - b - 1) 軽油用タンクローリ

2.1.2 水素爆発の拡大を防止するための設備

圧縮空気設備の安全圧縮空気系の水素掃気機能が喪失した場合、代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管に圧縮空気を供給するため、分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋は、圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットによる圧縮空気の供給がない場合の時間余裕が 24 時間未満の重大事故の水素爆発を想定する機器へ手動圧縮空気ユニットを接続し、圧縮空気を供給する。

発生防止対策が機能しなかった場合に備え、代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管に圧縮空気を供給するため、発生防止対策で敷設する可搬型個別供給用建屋外ホース及び可搬型建屋外ホースの下流側に、機器に圧縮空気を供給するための圧縮空気供給系、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋内ホースを設置し、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋内ホースと機器圧縮空気供給配管を接続する。

貯槽内の水素濃度が 8 v o 1 % に到達する前に、可搬型空気圧縮機の圧縮空気を貯槽等内へ供給する。

また、塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁を閉止することで、塔槽類廃ガス処理設備の流路を遮断し、機器からの排気をセルに導出するための常設の排気経路に設置する弁を開く。また、セルに導出するための常設の排気経路に設置した高性能粒子フィルタにより放射性物質を除去する。

セルへの放射性物質の導出後においては、セル排気系の高性能粒子フィルタは 1 段であることから、代替排気系として、可搬型排風機、可搬型発電機、可搬型ダクト、可搬型フィル

タを2段敷設し、主排気筒へつながるよう、可搬型排風機、可搬型ダクト及び可搬型フィルタを接続し、可搬型ダクト及びセル排気系を接続した後、可搬型排風機を運転することで、放射性エアロゾルを可搬型フィルタで除去しつつ主排気筒から大気中に放出する。

水素爆発の拡大の防止のための設備は以下の2.1.2.1.1から2.1.2.3.3で構成する。

2.1.2.1.1 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備

水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する、設計基準設備と兼用する機器圧縮空気供給配管は、常設重大事故等対処設備として位置付ける。手動圧縮空気ユニット、圧縮空気供給系及び軽油貯蔵タンクは常設重大事故等対処設備として新たに設置する。また、可搬型空気圧縮機、可搬型個別供給用建屋外ホース、可搬型個別供給用建屋内ホース、可搬型建屋外ホース、可搬型建屋内ホース及び軽油用タンクローリを可搬型重大事故対処設備として新たに整備する。

水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備の系統概要図を第36.1図に示す。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故対処設備
 - a) 代替安全圧縮空気系
 - a-1) 機器圧縮空気供給配管（設計基準設備兼用）
 - a-2) 手動圧縮空気ユニット
 - a-3) 圧縮空気供給系

- b) 水素爆発対象機器(設計基準設備兼用)(第 36. 1 表)
- ii) 可搬型重大事故対処設備
 - a) 代替安全圧縮空気系
 - a-1) 可搬型空気圧縮機
 - a-2) 可搬型個別供給用建屋外ホース
 - a-3) 可搬型個別供給用建屋内ホース
 - a-4) 可搬型建屋外ホース
 - a-5) 可搬型建屋内ホース

2. 1. 2. 1. 2 計装設備の重大事故等対処計装設備

重大事故等対処計装設備は，重大事故等が発生し，計測機器（非常用のもの含む）の直流電源の喪失その他の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要な情報を把握することが困難となった場合において，可搬型の計測機器により重大事故等の対処に有効な情報を計測できるよう新たに整備する。

中央制御室の計測制御設備の換気機能が喪失し，監視機能の回復操作ができない場合は，事故時の計測に関する手順等により，重大事故等の対象に必要な流量，圧力，温度，液位及び放射線レベルを把握できるよう新たに整備する。

主要な設備は，以下のとおりとする。

- a) 計装設備の重大事故等対処計装設備
 - a-1) 可搬型手動圧縮空気ユニット接続系統圧力計
 - a-2) 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計
 - a-3) 可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計
 - a-4) 可搬型水素濃度計

a-5) 可搬型セル導出ユニット流量計

2.1.2.1.3 代替所内電源系統

水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備の可搬型空気圧縮機は軽油を燃料として使用する。可搬型空気圧縮機で使用する軽油は、燃料補給設備の軽油用タンクローリにより移送できるよう新たに整備する。

主要な設備は、以下のとおりとする。

a) 常設重大事故等対処設備

a-1) 軽油貯蔵タンク

b) 可搬型重大事故等対処設備

b-1) 軽油用タンクローリ

2.1.2.2.1 セルへの導出経路を構築するための設備

セルへの導出経路を構築するため、設計基準設備を兼用する代替塔槽類廃ガス処理設備の配管・弁、隔離弁、水封安全器及び代替換気設備のダクトは、常設重大事故等対処設備として位置付ける。塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット及び塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット（フィルタ）は、常設重大事故等対処設備として新たに設置する。また、可搬型ダクトを可搬型重大事故等対処設備として新たに整備する。

セルへの導出経路を構築するための設備の系統概要図を第36.1図に示す。

主要な設備は、以下のとおりとする。

i) 常設重大事故対処設備

a) 代替塔槽類廃ガス処理設備

- a - 1) 配管・弁（設計基準設備兼用）
- a - 2) 隔離弁（設計基準設備兼用）
- a - 3) 水封安全器（設計基準設備兼用）
- a - 4) 槽類廃ガス処理設備からセルに導出する
ユニット
- a - 5) 槽類廃ガス処理設備からセルに導出する
ユニット（フィルタ）
- b) 代替換気設備
 - b - 1) ダクト（設計基準設備兼用）
- c) 水素爆発対象機器（設計基準設備兼用）（第 36. 1 表）
- ii) 可搬型重大事故対処設備
 - a) 代替塔槽類廃ガス処理設備
 - a - 1) 可搬型ダクト

2. 1. 2. 2. 2 計装設備の重大事故等対処計装設備

重大事故等対処計装設備は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のもの含む）の直流電源の喪失その他の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要な情報を把握することが困難となった場合において、可搬型の計測機器により重大事故等の対処に有効な情報を計測できるよう新たに整備する。

中央制御室の計測制御設備の換気機能が喪失し、監視機能の回復操作ができない場合は、事故時の計測に関する手順等により、重大事故等の対象に必要な流量、圧力、温度、液位及び放射線レベルを把握できるよう新たに整備する。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- a) 計装設備の重大事故等対処計装設備
 - a-1) 可搬型水素濃度計
 - a-2) 可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計
 - a-3) 可搬型導出先セル圧力計

2.1.2.3.1 セル排気系を代替する排気系を構築するための設備

セル排気系を代替する排気系を構築するため、設計基準設備と兼用する建屋代替換気設備の常設重大事故等対処設備のダクト及び主排気筒は、常設重大事故等対処設備として位置付ける。主排気筒へ排出するユニット、重大事故対処用母線及び軽油貯蔵タンクは、常設重大事故等対処設備として新たに設置する。また、可搬型重大事故等対処設備の可搬型フィルタ、可搬型ダクト、可搬型排風機、可搬型発電機、可搬型ケーブル及び軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として新たに整備する。

セル排気系を代替する排気系を構築するための設備の系統概要図を第36.1図に示す。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- i) 常設重大事故対処設備
 - a) 代替換気設備
 - a-1) ダクト（設計基準設備兼用）
 - a-2) 主排気筒（設計基準設備兼用）
 - a-3) 主排気筒へ排出するユニット
 - b) 水素爆発対象機器(設計基準設備兼用)(第36.1表)

- ii) 可搬型重大事故対処設備
 - a) 代替換気設備
 - a-1) 可搬型フィルタ
 - a-2) 可搬型ダクト
 - a-3) 可搬型排風機

2.1.2.3.2 計装設備の重大事故等対処計装設備

重大事故等対処計装設備は、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のもの含む）の直流電源の喪失その他の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要な情報を把握することが困難となった場合において、可搬型の計測機器により重大事故等の対処に有効な情報を計測できるよう新たに整備する。

中央制御室の計測制御設備の換気機能が喪失し、監視機能の回復操作ができない場合は、事故時の計測に関する手順等により、重大事故等の対象に必要な流量、圧力、温度、液位及び放射線レベルを把握できるよう新たに整備する。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- a) 計装設備の重大事故等対処計装設備
 - a-1) 可搬型導出先セル圧力計
 - a-2) 可搬型フィルタ差圧計
 - a-3) 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計

2.1.2.3.3 代替所内電源系統

セル排気系を代替する排気系を構築するための設備の可搬型発電機は軽油を燃料として使用する。可搬型発電機で使用する軽油は、燃料補給設備の軽油用タンクローリにより

移送できるよう新たに整備する。重大事故対処用母線は可搬型排風機に給電できるよう常設重大事故等対処設備として新たに設置する。可搬型発電機及び可搬型ケーブルは、可搬型排風機に給電できるよう可搬型重大事故等対処設備として新たに整備する。

主要な設備は、以下のとおりとする。

- a) 代替所内電源系統の常設重大事故等対処設備
 - a-1) 軽油貯蔵タンク
 - a-2) 重大事故対処用母線
- b) 代替所内電源系統の可搬型重大事故等対処設備
 - b-1) 軽油用タンク ローリ
 - b-2) 可搬型発電機
 - b-3) 可搬型ケーブル

2.2 多様性、位置的分散

基本方針については、「33条 重大事故等対処設備」の「2.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。

(1) 水素爆発の発生の防止のための設備

a．水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備

(a) 常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備の代替安全圧縮空気系の水素掃気配管及び機器圧縮空気供給配管は，その他再処理施設の圧縮空気設備の安全圧縮空気系の配管と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，隔離により水素爆発を未然に防止するための空気の供給を実施するための系統を構成できる設計とする。

水素爆発の対象機器に対して建屋外から圧縮空気を供給するために可搬型重大事故等対処設備を接続する常設重大事故等対処設備の接続口は，共通要因によって接続できなくなることを防止するため，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。

軽油貯蔵タンクの多様性，位置的分散については，「42条 代替所内電源系統」に記載する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型空気圧縮機は，安全圧縮空気系の空気圧縮機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよ

う，前処理建屋の安全圧縮空気系の空気圧縮機の設置場所から離れた建屋近傍に保管することにより，安全圧縮空気系の空気圧縮機と位置的分散を図る設計とする。

可搬型空気圧縮機は，圧縮空気設備の安全圧縮空気系の空気圧縮機及び第2非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，異なる駆動方式とすることで，安全圧縮空気系の空気圧縮機に対して多様性を有する設計とする。

可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，安全圧縮空気系の水素掃気システムと共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，安全圧縮空気系の水素掃気システムから離れた建屋内に保管することにより，安全圧縮空気系の水素掃気システムと位置的分散を図る設計とする。

可搬型空気圧縮機，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。

可搬型空気圧縮機，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，想定される重大事故の環境条件に対してその機能を確実に発揮できるよう複数の保管場所に分散して

保管する設計とする。

屋外に保管する可搬型空気圧縮機は，転倒しないことを確認する，又は必要により固縛等の措置を講ずるとともに，地震により生じる敷地下面斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に分散して保管する。

屋内に保管する可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，航空機落下等に対して，可能な限り設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。

屋外に保管する可搬型空気圧縮機は，航空機落下等に対して，重大事故等が発生する建屋及び屋外の設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保する。

軽油用タンクローリの多様性，位置的分散については，「42条 代替所内電源系統」に記載する。

可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計，可搬型圧縮空気貯槽圧力計，可搬型圧縮空気ユニット圧力計，可搬型予備圧縮空気ユニット圧力計，可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計，可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計，可搬型セル導出ユニット流量計及び可搬型水素濃度計の多様性，位置的分散については，「43条 計装設備」に記載する。

(2) 水素爆発の拡大を防止するための設備

a. 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する

設備

(a) 常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備の代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管及び手動圧縮空気ユニットは，その他再処理施設の圧縮空気設備の安全圧縮空気系の配管と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，当該配管と異なる系統を使用することで独立性を有する設計とする。

水素爆発の対象機器に対して建屋外から圧縮空気を供給するために可搬型重大事故等対処設備を接続する常設重大事故等対処設備の接続口は，共通要因によって接続できなくなることを防止するため，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の，それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする

軽油貯蔵タンクの多様性，位置的分散については，「42条代替所内電源系統」に記載する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型空気圧縮機は，安全圧縮空気系の空気圧縮機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，前処理建屋の安全圧縮空気系の空気圧縮機の設置場所から離れた建屋近傍に保管することにより，安全圧縮空気系の空気圧縮機と位置的分散を図る設計とする。

可搬型空気圧縮機は，圧縮空気設備の安全圧縮空気系の空気圧縮機及び第2非常用ディーゼル発電機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，異なる駆動方式とす

ることで、安全圧縮空気系の空気圧縮機に対して多様性を有する設計とする。

可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，安全圧縮空気系の水素掃気系統と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，安全圧縮空気系の水素掃気系統から離れた建屋内に保管することにより，安全圧縮空気系の水素掃気系統と位置的分散を図る設計とする。

可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。

屋外に保管する可搬型空気圧縮機は，転倒しないことを確認する，又は必要により固縛等の措置を講ずるとともに，地震により生じる敷地下面斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に分散して保管する。

屋内に保管する可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，航空機落下等に対して，可能な限り設計

基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所分散して保管する。

屋外に保管する可搬型空気圧縮機は、航空機落下等に対して、重大事故等が発生する建屋及び屋外の設計基準事故に対処するための設備から100m以上の離隔距離を確保する。

軽油用タンクローリーの多様性、位置的分散については、「42条 代替所内電源系統」に記載する。

可搬型手動圧縮空気ユニット接続系統圧力計、可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計、可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計、可搬型セル導出ユニット流量計及び可搬型水素濃度計の多様性、位置的分散については、「43条 計装設備」に記載する。

b. セルへの導出経路を構築するための設備

(a) 常設重大事故等対処設備

代替塔槽類廃ガス処理設備の配管・弁、隔離弁、水封安全器、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット、塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット（フィルタ）は、気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、隔離によりセルへの導出をするための系統を構成できる設計とする。

前処理建屋代換気設備のダクトは、気体廃棄物の廃棄

施設の前処理建屋換気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，隔離によりセルへの導出をするための系統を構成できる設計とする。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型ダクトは，気体廃棄物の廃棄施設の建屋換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，気体廃棄物の廃棄施設の建屋換気設備から離れた場所に保管することにより，気体廃棄物の廃棄施設の建屋換気設備と位置的分散を図る設計とする。

可搬型ダクトは，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。

可搬型ダクトは，想定される重大事故の環境条件に対してその機能を確実に発揮できるように複数の保管場所に分散して保管する設計とする。

屋内に保管する可搬型ダクトは，航空機落下等に対して，可能な限り設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。

可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計，可搬型導出先セル圧力計及び可搬型水素濃度計の多様性，位置的分散については，「43条 計装設備」に記載する。

c. セル排気系を代替する排気系を構築するための設備

(a) 常設重大事故等対処設備

建屋代替換気設備のダクトは，気体廃棄物の廃棄施設の建屋換気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，隔離によりセル排気系を代替するための系統を構成できる設計とする。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型ダクト，可搬型フィルタ及び可搬型排風機は，気体廃棄物の廃棄施設の建屋換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，気体廃棄物の廃棄施設の建屋換気設備の設置場所から離れた建屋内に保管することにより，気体廃棄物の廃棄施設の建屋換気設備と位置的分散を図る設計とする。

可搬型排風機は，気体廃棄物の廃棄施設の建屋換気設備の排風機と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，異なる駆動方式とすることで，多様性を有する設計とする。

可搬型排風機は，設置する建屋の気体廃棄物の廃棄施設の建屋換気設備の排風機とは異なる室に保管することにより，気体廃棄物の廃棄施設の建屋換気設備の排風機と位置的分散を図る設計とする。

可搬型排風機の電源は，設計基準の電源と共通要因によって同時に機能を損なわないよう，設計基準の電源と異なる電源である可搬型発電機からの給電とすることで，設計基準の電源に対して多様性を有する設計とする。

可搬型ダクト，可搬型フィルタ及び可搬型排風機は，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。

可搬型ダクト，可搬型フィルタ及び可搬型排風機は，想定される重大事故の環境条件に対してその機能を確実に発揮できるよう複数の保管場所に分散して保管する設計とする。

屋内に保管する可搬型ダクト，可搬型フィルタ及び可搬型排風機は，航空機落下等に対して，可能な限り設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所分散して保管する。

軽油用タンクローリ，可搬型発電機，可搬型ケーブルの多様性，位置的分散については，「42条 代替所内電源系統」に記載する。

可搬型導出先セル圧力計，可搬型フィルタ差圧計及び可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計の多様性，位置的分散については，「43条 計装設備」に記載する。

2.3 悪影響防止

基本方針については、「33条 重大事故等対処設備」の「2.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。

(1) 水素爆発の発生の防止のための設備

a. 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備

(a) 常設重大事故等対処設備

代替安全圧縮空気系の圧縮空気貯槽及び水素掃気配管は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替安全圧縮空気系の圧縮空気ユニット，予備圧縮空気ユニット，水素掃気用安全圧縮空気系及び機器圧縮空気供給配管は，重大事故発生前（通常時）の隔離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替安全圧縮空気系の水素掃気配管及び機器圧縮空気供給配管は，重大事故発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

軽油貯蔵タンクの悪影響の防止については、「42条 代替所内電源系統」に記載する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，重大事故発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

軽油用タンクローリーの悪影響の防止については，「42条 代替所内電源系統」に記載する。

可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計，可搬型圧縮空気貯槽圧力計，可搬型圧縮空気ユニット圧力計，可搬型予備圧縮空気ユニット圧力計，可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計，可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計，可搬型セル導出ユニット流量計及び可搬型水素濃度計の悪影響防止については，「43条 計装設備」に記載する。

(2) 水素爆発の拡大の防止のための設備

a. 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備

(a) 常設重大事故等対処設備

代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管は、重大事故発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

軽油貯蔵タンクの悪影響の防止については、「42条 代替所内電源系統」に記載する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，重大事故発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

軽油用タンクローリーの悪影響の防止については、「42条 代替所内電源系統」に記載する。

可搬型手動圧縮空気ユニット接続系統圧力計，可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計，可搬かくはん系統圧縮空気圧力計，可搬型セル導出ユニット流量計及び可搬型水素濃度計の悪影響防止については、「43条 計装設備」に記載する。

b. セルへの導出経路を構築するための設備

(a) 常設重大事故等対処設備

代替塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁及び配管は、重大事故発生前（通常時）の隔離された状態から弁又はダンパの操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

代替塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットは、重大事故発生前（通常時）の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

水封安全器は、安全機能を有する施設と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型ダクトは、重大事故発生前（通常時）の分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計、可搬型導出先セル圧力計及び可搬型水素濃度計の悪影響の防止については、「43条 計装設備」に記載する。

c. セル排気系を代替する排気系を構築するための設備

(a) 常設重大事故等対処設備

建屋代替換気設備のダクトは、重大事故発生前(通常時)の隔離若しくは分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

重大事故用対処用母線及び軽油貯蔵タンクの悪影響の防止については、「42条 代替所内電源系統」に記載する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型フィルタ、可搬型ダクト及び可搬型排風機は、重大事故発生前(通常時)の分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

可搬型排風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

可搬型導出先セル圧力計、可搬型フィルタ差圧計及び可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計の悪影響防止については、「43条 計装設備」に記載する。

可搬型発電機及び軽油用タンクローリの悪影響防止については、「42条 電源設備」に示す。

2.4 容量等

基本方針については、「33条 重大事故等対処設備」の「2.2 容量等」に示す。

(1) 水素爆発の発生の防止のための設備

a. 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備

(a) 常設重大事故等対処設備

圧縮空気貯槽及び圧縮空気ユニットは、重大事故の水素爆発を想定する機器のうち未然防止濃度に到達するまでの時間余裕が24時間未満の機器に対し24時間後においても機器内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持できる流量の圧縮空気を供給するために必要となる容量を有する設計とする。

代替安全圧縮空気系の水素掃気配管，機器圧縮空気供給配管及び圧縮空気供給系の配管は，水素爆発の発生を未然に防止するために必要となる流量の空気を供給できる口径を有する設計とする。

水素掃気配管の配管口径は，10A，15A，20A，25A，40A，50A及び80Aである。

機器圧縮空気供給配管の配管口径は，8A，15A，20A，40A，50A及び80Aである。

圧縮空気供給系の配管口径は，15A，20A及び40Aである。

軽油貯蔵タンクの容量等については、「42条 代替所内電源系統」に記載する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型一括供給用建屋外ホース，可搬型一括供給用建屋内

ホース，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，水素爆発の発生を未然に防止するために必要となる流量の空気を供給できる口径を有する設計とする。

可搬型一括供給用建屋外ホースの口径は，50mmである。

可搬型一括供給用建屋内ホースの口径は，50mmである。

可搬型個別供給用建屋外ホースの口径は，20mmである。

可搬型個別供給用建屋内ホースの口径は，20mm及び9mmである。

可搬型建屋外ホースの口径は，31.5mm，20mm，19mm，及び16mmである。

可搬型建屋内ホースの口径は，31.5mm，20mm，19mm，及び16mmである。

可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，対処を行う建屋内に必要数以上を確保するとともに，故障時のバックアップとして必要数を確保する。

可搬型空気圧縮機は，大型及び小型を準備する。大型の可搬型空気圧縮機は，前処理建屋，分離建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋への圧縮空気の供給に2台を使用する。1台で前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に一括で圧縮空気を供給する場合もあることから，これらの建屋の水素爆発を想定する機器内の水素濃度を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気を供給するために必

要となる容量を有する設計とする。

大型の可搬型空気圧縮機の保有数は、対処に必要な2台を建屋近傍に敷設ルート毎に確保することに加え、故障時バックアップとして2台を確保すると共に、保守点検による待機除外時のバックアップとして1台確保する。

小型の可搬型空気圧縮機は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋への圧縮空気の供給に使用することから、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発を想定する機器内の水素濃度を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気を供給するために必要となる容量を有する設計とする。

小型の可搬型空気圧縮機の保有数は、対処に必要な1台を建屋近傍に確保することに加え、故障時バックアップとして2台を確保すると共に、保守点検による待機除外時のバックアップとして1台確保する。

軽油用タンクローリーの容量等については、「42条 代替所内電源系統」に記載する。

可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計，可搬型圧縮空気貯槽圧力計，可搬型圧縮空気ユニット圧力計，可搬型予備圧縮空気ユニット圧力計，可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計，可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計，可搬型セル導出ユニット流量計及び可搬型水素濃度計の容量等については、「43条 計装設備」に記載する。

(2) 水素爆発の拡大の防止のための設備

a. 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備

(a) 常設重大事故等対処設備

手動圧縮空気ユニットは、重大事故の水素爆発を想定する機器のうち未然防止濃度に到達するまでの時間余裕が24時間未満の機器に対し24時間後においても機器内の水素濃度を未然防止濃度未満に維持できる流量の圧縮空気を供給するために必要となる容量を有する設計とする。

水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する機器圧縮空気供給配管及び圧縮空気供給系の配管は、水素爆発の発生を未然に防止するために必要となる流量の空気を供給できる口径を有する設計とする。

機器圧縮空気供給配管の口径は8 A，10 A，15 A，20 A，25 A，40 A，50 A，80 A及び100 Aである。

圧縮空気供給系の配管口径は、15 A，20 A及び40 Aである。

軽油貯蔵タンクの容量等については、「42条 代替所内電源系統」に記載する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは、水素爆発の発生を未然に防止するために必要となる流量の空気を供給できる口径を有する設計とする。

可搬型建屋外ホースの口径は、31.5 m m，20 m m，19 m m，及び16 m mである。

可搬型建屋内ホースの口径は、31.5 m m，20 m m，19 m

m, 及び16m mである。

大型の可搬型空気圧縮機1台は、水素爆発の再発を防止するための設備としては、前処理建屋、分離建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋のうち2建屋に対し圧縮空気の供給を行うが、水素爆発の発生を未然に防止するための空気の供給に使用する設備の可搬型空気圧縮機を共用し、水素爆発の発生を未然に防止するための空気の供給においては、1台で前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に一括で圧縮空気を供給する場合もあることから、これらの建屋の水素爆発を想定する機器内の水素濃度を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気を供給するために必要となる容量を有する設計とする。

大型の可搬型空気圧縮機の保有数は、対処に必要な2台を建屋近傍に敷設ルート毎に確保することに加え、故障時バックアップとして2台を確保すると共に、保守点検による待機除外時のバックアップとして1台確保する。

小型の可搬型空気圧縮機は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋への圧縮空気の供給に使用することから、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発を想定する機器内の水素濃度を可燃限界濃度未満に維持するために必要な圧縮空気を供給するために必要となる容量を有する設計とする。

小型の可搬型空気圧縮機の保有数は、対処に必要な1台を建屋近傍に確保することに加え、故障時バックアップと

して2台を確保すると共に、保守点検による待機除外時のバックアップとして1台確保する。

軽油用タンクローリーの容量等については、「42条 代替所内電源系統」に記載する。

可搬型手動圧縮空気ユニット接続系統圧力計，可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計，可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計，可搬型セル導出ユニット流量計及び可搬型水素濃度計の容量等については、「43条 計装設備」に記載する。

b. セルへの導出経路を構築するための設備

(a) 常設重大事故等対処設備

代替塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットは、機器から発生する水素及び供給した空気等を導出先セルへ導出できる口径を有する設計とする。

代替塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットの配管口径は、100A、150A、300A、400A及び450Aである。代替塔槽類廃ガス処理設備の配管の配管口径は、40A、100A、150A、200A、250A、300A、350A、400A及び450Aである。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型ダクトは、機器から発生する水素及び供給した空気等を導出先セルへ導出できる口径を有する設計とする。

可搬型ダクトのダクトサイズは、内径250mmである。

可搬型ダクトは、対処を行う建屋で必要数を確保すると

ともに、故障時バックアップとして必要数を確保する。

可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計，可搬型導出先セル圧力計及び可搬型水素濃度計の容量等については、「43条 計装設備」に記載する。

c. セル排気系を代替する排気系を構築するための設備

(a) 常設重大事故等対処設備

建屋代替換気設備のダクトは、機器から発生する水素及び供給した空気等を排気できる口径を有する設計とする。

建屋代替換気設備のダクトサイズは、内径 350mm, 600mm, 700mm, 750mm, 1200mm, 2100mm 及び 2400mm×1500mm である。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型ダクトは、機器から発生する水素及び供給した空気等を排気できる口径を有する設計とする。

可搬型ダクトのダクトサイズは、内径200mm, 250mm 及び500mm である。

可搬型ダクトは、対処を行う建屋の必要数を確保するとともに、故障時のバックアップとして必要数を確保する。

可搬型発電機及び軽油用タンクローリーの容量等については、「42条 代替所内電源系統」に記載する。

可搬型導出先セル圧力計，可搬型フィルタ差圧計，可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計及び可搬型水素濃度計の容量等については、「43条 計装設備」に記載する。

2.5 環境条件等

基本方針については、「33条 重大事故等対処設備」の「2.3 環境条件等」に示す。

(1) 水素爆発の発生の防止のための設備

a. 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備

(a) 常設重大事故等対処設備

代替安全圧縮空気系の圧縮空気貯槽，圧縮空気ユニット，予備圧縮空気ユニット，水素掃気配管，機器圧縮空気供給配管及び圧縮空気供給系の配管は，建屋内に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

代替安全圧縮空気系の水素掃気配管，機器圧縮空気供給配管及び圧縮空気供給系の配管の操作は，想定される重大事故等時において，設置場所で可能な設計とする。

代替安全圧縮空気系の圧縮空気貯槽，圧縮空気ユニット，予備圧縮空気ユニット，水素掃気配管，機器圧縮空気供給配管及び圧縮空気供給系の配管は，風（台風）等の外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置する。

代替安全圧縮空気系の圧縮空気貯槽，圧縮空気ユニット，予備圧縮空気ユニット，水素掃気配管，機器圧縮空気供給配管及び圧縮空気供給系の配管は，鳥類，小動物，水生植物等の付着又は侵入を考慮し，これらの生物の侵入を防止又は抑制する設計を講じた建屋内に設置する。

水素爆発の対象機器に対して建屋外から圧縮空気を供給するために可搬型重大事故等対処設備を接続する常設重大

事故等対処設備の接続口は，想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。

水素爆発の対象機器に対して建屋外から圧縮空気を供給するために可搬型重大事故等対処設備を接続する常設重大事故等対処設備の接続口は，鳥類，小動物，水生植物等の付着又は侵入を考慮し，開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれのない設計とする。

軽油貯蔵タンクの環境条件等については，「42条 代替所内電源系統」に記載する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型空気圧縮機は，屋外に保管及び設置し，重大事故時等における屋外の環境条件を考慮した設計とする。

可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは建屋内に保管及び設置し，重大事故時における環境条件を考慮した設計とする。

可搬型空気圧縮機，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースの操作は，想定される重大事故等時において，設置場所で可能な設計とする。

可搬型空気圧縮機，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配

置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。

可搬型空気圧縮機，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，想定される重大事故の環境条件に対してその機能を確実に発揮できるよう複数の保管場所に分散して保管する設計とする。

屋内に保管する可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，固縛等の措置を講じ，建屋内に保管する。

屋外に保管する可搬型空気圧縮機は，転倒しないことを確認する，又は必要により固縛等の措置を講ずるとともに，地震により生じる敷地下面斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に分散して保管する。

可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，溢水水位及び薬品漏洩に対して安全圧縮空気系の水素掃気システムと同時に機能を損なうことがないように，安全圧縮空気系の水素掃気システムと位置的分散を図り複数個所に分散し，溢水水位を考慮した場所に保管する。

可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，風（台風）等の外部からの衝撃によって設計基準事故に対

処するための設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないよう、風（台風）等の外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に分散して保管する。

可搬型空気圧縮機，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，落雷に対して，避雷設備により防護する設計とする。

屋内に保管する可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，航空機落下等に対して，可能な限り設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数個所に分散して保管する。

屋外に保管する可搬型空気圧縮機は，航空機落下等に対して，重大事故等が発生する建屋及び屋外の設計基準事故に対処するための設備から 100m 以上の離隔距離を確保する。

可搬型空気圧縮機は，動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失を考慮し，安全圧縮空気系の空気圧縮機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，異なる駆動方式とすることにより，安全圧縮空気系の空気圧縮機に対して多様性を有する設計とする。

軽油用タンクローリ環境条件等については，「42 条代替所内電源系統」に記載する。

可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計，可搬型圧縮空気貯槽圧力計，可搬型圧縮空気ユニット圧力計，可搬型予備圧縮空気ユニット圧力計，可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計，可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計，可搬型セル導出ユニット流量計及び可搬型水素濃度計の環境条件等については，「43条 計装設備」に記載する。

(2) 水素爆発の拡大の防止のための設備

a. 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備

(a) 常設重大事故等対処設備

代替安全圧縮空気系の手動圧縮空気ユニット，機器圧縮空気供給配管及び圧縮空気供給系の配管は，建屋内に設置し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管及び圧縮空気供給系の配管の操作は，想定される重大事故等時において，設置場所で可能な設計とする。

代替安全圧縮空気系の手動圧縮空気ユニット，機器圧縮空気供給配管及び圧縮空気供給系の配管は，風（台風）等の外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置する。

代替安全圧縮空気系の手動圧縮空気ユニット，機器圧縮空気供給配管及び圧縮空気供給系の配管は，鳥類，小動物，水生植物等の付着又は侵入を考慮し，これらの生物の侵入を防止又は抑制する設計を講じた建屋内に設置する。

水素爆発の対象機器に対して建屋外から圧縮空気を供給するために可搬型重大事故等対処設備を接続する常設重大事故等対処設備の接続口は，想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。

水素爆発の対象機器に対して建屋外から圧縮空気を供給するために可搬型重大事故等対処設備を接続する常設重大

事故等対処設備の接続口は，鳥類，小動物，水生植物等の付着又は侵入を考慮し，開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれのない設計とする。

代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管及び圧縮空気供給系の配管の操作は，想定される重大事故等時において，設置場所で可能な設計とする。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

代替安全圧縮空気系の可搬型空気圧縮機は，屋外に保管及び設置し，重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。

代替安全圧縮空気系の可搬型個別供給用建屋外ホース及び建屋外ホースは，建屋内に保管及び設置し，重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

代替安全圧縮空気系の可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースの常設重大事故等対処設備との接続及び操作は，重大事故等時において，設置場所で可能な設計とする。

可搬型空気圧縮機，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。

可搬型空気圧縮機，可搬型個別供給用建屋外ホース，可

搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，想定される重大事故の環境条件に対してその機能を確実に発揮できるように複数の保管場所に分散して保管する設計とする。

屋内に保管する可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，固縛等の措置を講じ，建屋内に保管する。

屋外に保管する可搬型空気圧縮機は，転倒しないことを確認する，又は必要により固縛等の措置を講ずるとともに，地震により生じる敷地下面斜面のすべり，液状化又は揺すり込みによる不等沈下，傾斜及び浮き上がり，地盤支持力の不足，地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に分散して保管する。

可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，溢水水位及び薬品漏洩に対して安全圧縮空気系の水素掃気システムと同時に機能を損なうことがないように，安全圧縮空気系の水素掃気システムと位置的分散を図り複数個所に分散し，溢水水位を考慮した場所に保管する。

可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，風（台風）等の外部からの衝撃によって設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないよう，風（台風）等の外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に分散して

保管する。

可搬型空気圧縮機，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，落雷に対して，避雷設備により防護する設計とする。

屋内に保管する可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，航空機落下等に対して，可能な限り設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数個所に分散して保管する。

屋外に保管する可搬型空気圧縮機は，航空機落下等に対して，重大事故等が発生する建屋及び屋外の設計基準事故に対処するための設備から 100m以上の離隔距離を確保する。

可搬型空気圧縮機は，動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失を考慮し，安全圧縮空気系の空気圧縮機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，異なる駆動方式とすることにより，安全圧縮空気系の空気圧縮機に対して多様性を有する設計とする。

軽油用タンクローリ環境条件等については，「42 条代替所内電源系統」に記載する。

可搬型手動圧縮空気ユニット接続系統圧力計，可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計，可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計，可搬型セル導出ユニット流量計及び可搬型水素濃度計

の環境条件等については、「43条 計装設備」に記載する。

b. セルへの導出経路を構築するための設備

(a) 常設重大事故等対処設備

代替塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，隔離弁，水封安全器及び配管・弁は，建屋内に設置し，重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，代替塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁の操作は，重大事故等時において，設置場所で可能な設計とする。

代替塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，隔離弁，水封安全器及び配管・弁は，風（台風）等の外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置する。

代替塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，隔離弁，水封安全器及び配管・弁は，鳥類，小動物，水生植物等の付着又は侵入を考慮し，これらの生物の侵入を防止又は抑制する設計を講じた建屋内に設置する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

代替塔槽類廃ガス処理設備の可搬型ダクトは，建屋に保管及び設置し，重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

可搬型ダクトの操作は，重大事故等時において，設置場所

で可能な設計とする。

可搬型ダクトは，地震，津波，その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム，設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。

可搬型ダクトは，想定される重大事故の環境条件に対してその機能を確実に発揮できるよう複数の保管場所に分散して保管する設計とする。

可搬型ダクトは，溢水水位及び薬品漏洩に対して安全圧縮空気系の水素掃気系統と同時に機能を損なうことがないよう，塔槽類廃ガス処理設備と位置的分散を図り複数個所に分散し，溢水水位を考慮した場所に保管する。

可搬型ダクトは，風（台風）等の外部からの衝撃によって設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないよう，風（台風）等の外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に分散して保管する。

可搬型ダクトは，落雷に対して，避雷設備により防護する設計とする。

屋内に保管する可搬型ダクトは，航空機落下等に対して，可能な限り設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数個所に分散して保管する。

可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計，可搬型導出先セル圧力計及び可搬型水素濃度計の環境条件等については，「43 条計装設備」に記載する。

c. セル排気系を代替する排気系を構築するための設備

(a) 常設重大事故等対処設備

建屋代替換気設備のダクト及び主排気筒へ排出するユニットは，建屋内に設置し，重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

建屋代替換気設備のダクト及び主排気筒へ排出するユニットの操作は，重大事故等時において，設置場所で可能な設計とする。

建屋代替換気設備のダクト及び主排気筒へ排出するユニットは，風（台風）等の外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置する。

建屋代替換気設備のダクト及び主排気筒へ排出するユニットは，鳥類，小動物，水生植物等の付着又は侵入を考慮し，これらの生物の侵入を防止又は抑制する設計を講じた建屋内に設置する。

建屋代替換気設備の可搬型ダクトを接続する常設重大事故等対処設備の接続口は，想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。

建屋代替換気設備の可搬型ダクトを接続する常設重大事故等対処設備の接続口は，鳥類，小動物，水生植物等の付着又は侵入を考慮し，開口部の閉止により重大事故等に対処す

るために必要な機能を損なうおそれのない設計とする。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

建屋代替換気設備の可搬型フィルタ、可搬型ダクト及び可搬型排風機は、屋内に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。

可搬型フィルタ、可搬型ダクト及び可搬型排風機の常設重大事故等対処設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、使用場所で可能な設計とする。

可搬型フィルタ、可搬型ダクト及び可搬型排風機は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。

可搬型フィルタ、可搬型ダクト及び可搬型排風機は、想定される重大事故の環境条件に対してその機能を確実に発揮できるように複数の保管場所に分散して保管する設計とする。

屋内に保管する可搬型フィルタ、可搬型ダクト及び可搬型排風機は、固縛等の措置を講じ、建屋内に保管する。

可搬型フィルタ、可搬型ダクト及び可搬型排風機は、溢水水位及び薬品漏洩に対して安全圧縮空気系の水素掃気系統と同時に機能を損なうことがないように、安全圧縮空気系の水素掃気系統と位置的分散を図り複数個所に分散し、溢水水位を考慮した場所に保管する。

可搬型フィルタ、可搬型ダクト及び可搬型排風機は、風(台

風)等の外部からの衝撃によって設計基準事故に対処するための設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないよう、風(台風)等の外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に分散して保管する。

可搬型フィルタ、可搬型ダクト及び可搬型排風機は、落雷に対して、避雷設備により防護する設計とする。

屋内に保管する可搬型フィルタ、可搬型ダクト及び可搬型排風機は、航空機落下等に対して、可能な限り設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数個所に分散して保管する。

可搬型排風機は、動的機器の多重故障及び長時間の全交流動力電源の喪失を考慮し、安全圧縮空気系の空気圧縮機と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準の電源と異なる電源である可搬型発電機からの給電とすることで、安全圧縮空気系の空気圧縮機に対して多様性を有する設計とする。

可搬型導出先セル圧力計、可搬型フィルタ差圧計、可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計及び可搬型水素濃度計の環境条件等については、「43条 計装設備」に記載する。

2.6 操作性の確保

基本方針については、「33条 重大事故等対処設備」の「2.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

(1) 水素爆発の発生の防止のための設備

a. 水素爆発の発生を防止するための空気の供給に使用する設備

(a) 常設重大事故等対処設備

代替安全圧縮空気系の圧縮空気貯槽，圧縮空気ユニット，予備圧縮空気ユニット，水素掃気配管及び機器圧縮空気供給配管は，通常時に使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。

代替安全圧縮空気系の可搬型一括供給用建屋外ホース，可搬型一括供給用建屋内ホース，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースの接続口における接続操作は，接続方式を統一することにより，可搬型一括供給用建屋外ホース，可搬型一括供給用建屋内ホース，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを確実に接続が可能な設計とする。

代替安全圧縮空気系の水素掃気配管，機器圧縮空気供給配管及び圧縮空気供給系の配管は，想定される重大事故等時において，通常時の系統構成から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とする。

操作を必要とする箇所には，現場操作における誤操作防止のために識別表示を設置する。

軽油貯蔵タンクの操作性の確保については、「42条 代替所内電源系統」に記載する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

代替安全圧縮空気系の可搬型一括供給用建屋外ホース，可搬型一括供給用建屋内ホース，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースと常設重大事故等対処設備との接続操作は，接続方式を統一することにより，可搬型一括供給用建屋外ホース，可搬型一括供給用建屋内ホース，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースを確実に接続が可能な設計とする。また，可搬型一括供給用建屋外ホース，可搬型一括供給用建屋内ホース，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，分岐等により流量が変化することから，流量に応じた口径を選定しているため，可能な限り選定する口径を統一することにより，複数の系統での接続方式の統一も考慮する。

可搬型一括供給用建屋外ホース，可搬型一括供給用建屋内ホース，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースは，人力による運搬ができるとともに，必要により設置場所にてボルトによる固定等が可能な設計とする。

可搬型空気圧縮機は，重大事故時において，通常時の隔離又は分離された状態から弁の操作や接続により速やかに系

統構成が可能な設計とする。

可搬型空気圧縮機は、可能な限り接続方式及び口径を統一することにより、確実に接続が可能な設計とする。

可搬型空気圧縮機は、安全機能を有する施設として兼用しないため、想定される重大事故時に切り替えることなく使用できる設計とする。

可搬型空気圧縮機の操作スイッチは対処要員の操作性を考慮した設計とする。

電源操作が必要な可搬型空気圧縮機は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。

軽油用タンクローリーの操作性の確保については、「42条代替所内電源系統」に記載する。

可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計，可搬型圧縮空気貯槽圧力計，可搬型圧縮空気ユニット圧力計，可搬型予備圧縮空気ユニット圧力計，可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計，可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計，可搬型セル導出ユニット流量計及び可搬型水素濃度計の操作性の確保については、「43条計装設備」に記載する。

(2) 水素爆発の拡大の防止のための設備

a. 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備

(a) 常設重大事故等対処設備

代替安全圧縮空気系の可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，建屋外ホース及び建屋内ホースを接続する常設重大事故等対処設備の接続口における接続操作は，接続方式を統一することにより，確実に接続が可能な設計とする。

代替安全圧縮空気系の圧縮空気供給系，手動圧縮空気ユニット，機器圧縮空気供給配管及び圧縮空気供給系の配管は，想定される重大事故等時において，通常時の系統構成から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とする。

操作を必要とする箇所には，現場操作における誤操作防止のために識別表示を設置する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

代替安全圧縮空気系の可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース及び可搬型建屋内ホースと常設重大事故等対処設備との接続操作は，接続方式を統一することにより，可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，建屋外ホース及び建屋内ホースを確実に接続が可能な設計とする。また，代替安全圧縮空気系の可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，建屋外ホース及び建屋内ホースは，分

岐等により流量が変化することから、流量に応じた口径を選定しているため、可能な限り選定する口径を統一することにより、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。

代替安全圧縮空気系の可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，建屋外ホース及び建屋内ホースは，人力による運搬ができるとともに，必要により設置場所にてボルトによる固定等が可能な設計とする。

可搬型空気圧縮機は，重大事故時において，通常時の隔離又は分離された状態から弁の操作や接続により速やかに系統構成が可能な設計とする。

可搬型空気圧縮機は，可能な限り接続方式及び口径を統一することにより，確実に接続が可能な設計とする。

可搬型空気圧縮機は，安全機能を有する施設として兼用しないため，想定される重大事故時に切り替えることなく使用できる設計とする。

可搬型空気圧縮機の操作スイッチは対処要員の操作性を考慮した設計とする。

軽油貯蔵タンクの操作性の確保については，「42条 代替所内電源系統」に記載する。

可搬型手動圧縮空気ユニット接続系統圧力計，可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計，可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計，可搬型セル導出ユニット流量計及び可搬型水素濃度計の操作性の確保については，「43条 計装設備」に記載する。

b. セルへの導出経路を構築するための設備

(a) 常設重大事故等対処設備

代替塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，隔離弁，配管は，重大事故等時において，通常時の隔離又は分離された状態から弁の操作や接続により速やかに系統構成が可能な設計とする。

代替塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット，隔離弁，配管は，想定される重大事故等時において，通常時の系統構成から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とする。

代替塔槽類廃ガス処理設備の水封安全器は，想定される重大事故等時において，通常時に使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。

可搬型ダクトを接続する常設重大事故等対処設備の接続口については，一般的に使用される工具を用いて接続可能なフランジ接続によりダクトを確実に接続することができる設計とする。

操作を必要とする箇所には，現場操作における誤操作防止のために識別表示を設置する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

可搬型ダクトと常設重大事故等対処設備との接続は，簡便な接続とし，可搬型ダクトを確実に接続できる設計とする。また，可搬型ダクトは，可能な限り接続方式及び口径を統一する設計とする。

代替塔槽類廃ガス処理設備の可搬型ダクトは，人力による運搬ができるとともに，必要により設置場所にてボルトによ

る固定等が可能な設計とする。

可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計，可搬型導出先セル圧力計及び可搬型水素濃度計の操作性の確保については，「43条計装設備」に記載する。

c. セル排気系を代替する排気系を構築するための設備

(a) 常設重大事故等対処設備

建屋代替換気設備のダクトは，重大事故等時において，通常時の隔離又は分離された状態から弁の操作や接続により速やかに系統構成が可能な設計とする。

可搬型ダクトを接続する常設重大事故等対処設備の接続口については，一般的に使用される工具を用いて接続可能なフランジ接続によりダクトを確実に接続することができる設計とする。

建屋代替換気設備のダクトは，想定される重大事故等時において，通常時の系統構成から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とする。

操作を必要とする箇所には，現場操作における誤操作防止のために識別表示を設置する。

(b) 可搬型重大事故等対処設備

建屋代替換気設備の可搬型ダクトと常設重大事故等対処設備との接続操作は，接続方式を統一することにより，可搬型ダクトを確実に接続が可能な設計とする。また，ダクトは，可能な限り接続方式及び口径を統一する設計とする。

可搬型フィルタ，可搬型ダクト及び可搬型排風機は，人力

による運搬ができるとともに、必要により設置場所にてボルトによる固定等が可能な設計とする。

可搬型排風機の操作スイッチは対処要員の操作性を考慮した設計とする。

重大事故対処用母線，建屋可搬型発電機及び軽油用タンクローリーの操作性の確保については，「42条 代替所内電源系統」に記載する。

可搬型導出先セル圧力計，可搬型フィルタ差圧計，可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計及び可搬型水素濃度計の操作性の確保については，「43条 計装設備」に記載する。

2.7. 試験検査

- (1) 常設重大事故等対処設備の操作を必要とする箇所には、誤操作防止のための識別表示が掲示されていることを定期的に確認する。
- (2) 水素爆発に対処するための設備は、重大事故等への対処に備え、操作ができることを定期的に確認する。
- (3) 常設重大事故等対処設備は、通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えるための操作ができることを定期的に確認する。
- (4) 可搬型重大事故等対処設備は、保管数量及び保管状態を定期的に確認する。
- (5) 放出影響緩和設備の可搬型重大事故等対処設備のうち、可搬型排風機は、動作することを定期的に確認する。
- (6) 重大事故等対処設備は、再処理施設の運転中又は停止中に機能・性能の確認、漏洩の有無の確認、分解点検、外観の確認が可能な設計とする。また、接近性を考慮して必要な空間を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。
- (7) 再処理施設の運転中に待機状態にある事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。
- (8) 可搬型重大事故等対処設備は、保守点検中に重大事故等が発生した場合においても確実に対処できるようにするため、同時に保守点検を行う個数を考慮した待機除外のバックアップを確保する。

3. 主要設備及び仕様

水素爆発に対処するための設備の主要設備を第36.2表に示す。

第 36. 1 表 「放射線分解により発生する水素による爆発」の
発生を想定する対象機器

建屋	機器グループ	機器名
前処理建屋	前処理建屋水素爆発	中継槽
		計量前中間貯槽
		計量・調整槽
		計量後中間貯槽
		計量補助槽
分離建屋	分離建屋水素爆発	溶解液中間貯槽
		溶解液供給槽
		抽出廃液受槽
		抽出廃液中間貯槽
		抽出廃液供給槽
		プルトニウム溶液受槽
		プルトニウム溶液中間貯槽
		第 2 一時貯留処理槽
		第 3 一時貯留処理槽
		第 4 一時貯留処理槽
		高レベル廃液濃縮缶
精製建屋	精製建屋水素爆発	プルトニウム溶液供給槽
		プルトニウム溶液受槽
		油水分離槽
		プルトニウム濃縮缶供給槽
		プルトニウム溶液一時貯槽
		プルトニウム濃縮缶
		プルトニウム濃縮液受槽
		プルトニウム濃縮液一時貯槽
		プルトニウム濃縮液計量槽
		リサイクル槽
		希釈槽
		プルトニウム濃縮液中間貯槽
		第 2 一時貯留処理槽
		第 3 一時貯留処理槽
第 7 一時貯留処理槽		

(つづき)

建屋	機器グループ	機器名
ウラン・プルト ニウム混合脱硝 建屋	ウラン・プルトニウム 混合脱硝建屋水素爆発	硝酸プルトニウム貯槽
		混合槽
		一時貯槽
高レベル廃液ガ ラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固 化建屋水素爆発	高レベル濃縮廃液貯槽
		高レベル濃縮廃液一時貯槽
		高レベル廃液混合槽
		供給液槽
		供給槽
		不溶解残渣廃液一時貯槽
不溶解残渣廃液貯槽		

第 36. 2 表 水素爆発の対処に用いる主要設備の仕様

1 水素爆発の発生の防止のための設備

1.1 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備

i) 常設重大事故等対処設備

a) 各建屋の代替安全圧縮空気系

a-1) 水素掃気配管・弁（設計基準設備兼用）

a-2) 機器圧縮空気供給配管・弁（設計基準設備兼用）

b) 分離建屋及び精製建屋の代替安全圧縮空気系

b-1) 圧縮空気貯槽

c) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の代替安全圧縮空気系

c-1) 圧縮空気ユニット

d) 分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の代替安全圧縮空気系

d-1) 予備圧縮空気ユニット

e) 分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替安全圧縮空気系

e-1) 圧縮空気供給系

f) 水素爆発対象機器（設計基準設備兼用）（第 36. 2 表）

g) 代替所内電源系統

g-1) 軽油貯蔵タンク

ii) 可搬型重大事故等対処設備

a) 各建屋の代替安全圧縮空気系

a-1) 可搬型空気圧縮機

b) 前処理建屋の代替安全圧縮空気系

- b-1) 可搬型一括供給用建屋外ホース
- b-2) 可搬型一括供給用建屋内ホース
- b-3) 可搬型個別供給用建屋外ホース
- b-4) 可搬型個別供給用建屋内ホース
- c) 分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替安全圧縮空気系
 - c-1) 可搬型建屋外ホース
 - c-2) 可搬型建屋内ホース
- d) 代替所内電源系統
 - d-1) 軽油用タンクローリ
- e) 重大事故等対処計装設備
 - e-1) 可搬型圧縮空気貯槽圧力計
 - e-2) 可搬型圧縮空気ユニット圧力計
 - e-3) 可搬型予備圧縮空気ユニット圧力計
 - e-4) 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計
 - e-5) 可搬型水素掃気系統圧縮空気圧力計
 - e-6) 可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計
 - e-7) 可搬型セル導出ユニット流量計
 - e-8) 可搬型水素濃度計

2 水素爆発の拡大を防止するための設備

2.1 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 各建屋の代替安全圧縮空気系
 - a-1) 機器圧縮空気供給配管（設計基準設備兼用）

- b) 分離建屋，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の代替安全圧縮空気系
 - b-1) 手動圧縮空気ユニット
 - c) 分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替安全圧縮空気系
 - c-1) 圧縮空気供給系
 - d) 水素爆発対象機器（設計基準設備兼用）（第 36. 2 表）
 - e) 代替所内電源系統
 - e-1) 軽油貯蔵タンク
- ii) 可搬型重大事故等対処設備
- a) 各建屋の代替安全圧縮空気系
 - a-1) 可搬型空気圧縮機
 - b) 前処理建屋の代替安全圧縮空気系
 - b-1) 可搬型個別供給用建屋外ホース
 - b-2) 可搬型個別供給用建屋内ホース
 - c) 分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替安全圧縮空気系
 - c-1) 可搬型建屋外ホース
 - c-2) 可搬型建屋内ホース
 - d) 代替所内電源系統
 - d-1) 軽油用タンクローリ
 - e) 重大事故等対処計装設備
 - e-1) 可搬型手動圧縮空気ユニット接続系統圧力計
 - e-2) 可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計

- e-3) 可搬型かくはん系統圧縮空気圧力計
- e-4) 可搬型セル導出ユニット流量計
- e-5) 可搬型水素濃度計

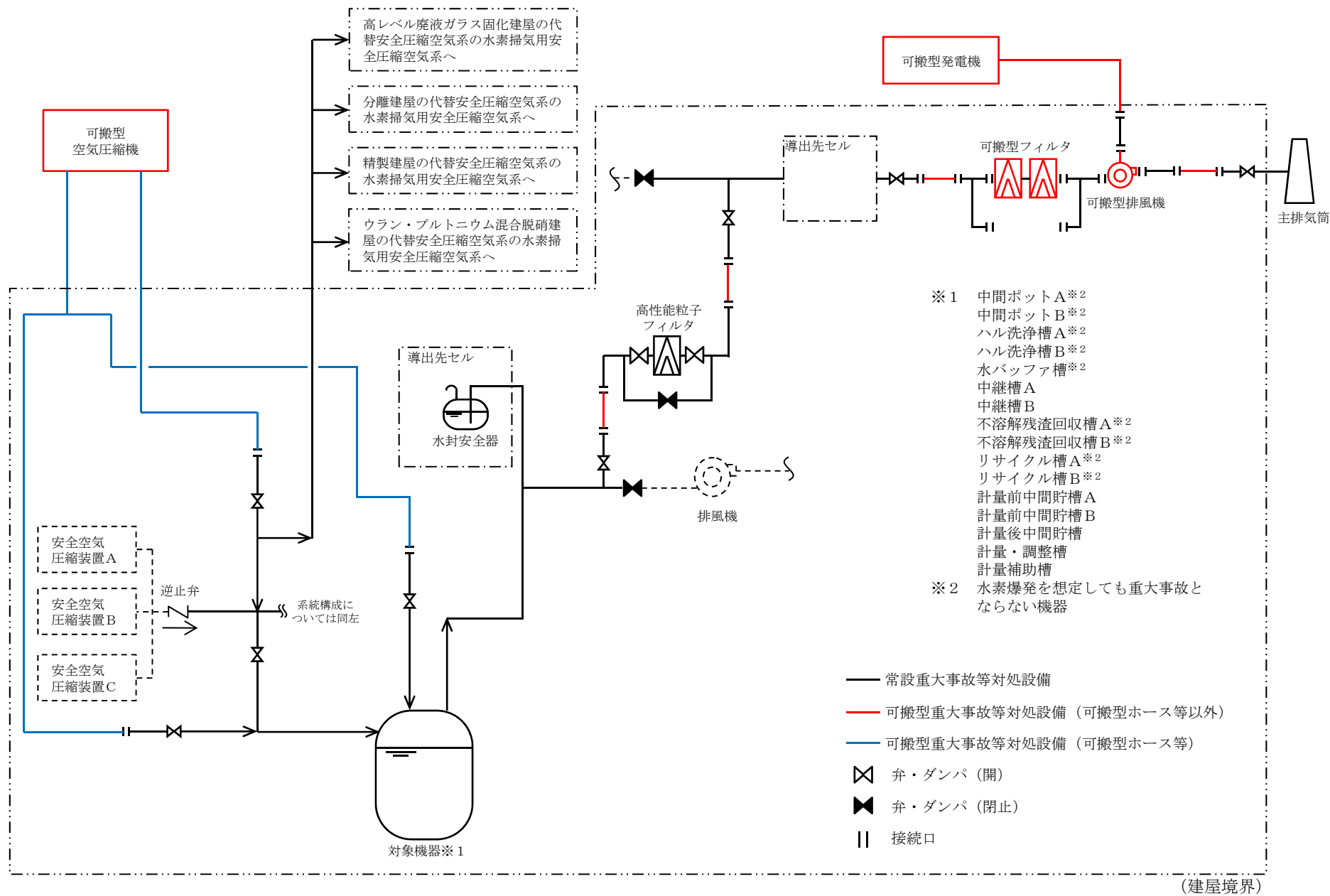
2.2 セルへの導出経路を構築するための設備

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 各建屋の代替塔槽類廃ガス処理設備
 - a-1) 配管・弁（設計基準設備兼用）
 - a-2) 隔離弁（設計基準設備兼用）
 - a-3) 塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット
 - a-4) 塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット
(フィルタ)
 - b) 前処理建屋，分離建屋，精製建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の代替塔槽類廃ガス処理設備
 - b-1) 水封安全器（設計基準設備兼用）
 - c) 水素爆発対象機器（設計基準設備兼用）（第 36. 2 表）
- ii) 可搬型重大事故等対処設備
 - a) 前処理建屋の代替換気設備
 - a-1) 可搬型ダクト
 - b) 重大事故等対処計装設備
 - b-1) 可搬型水素濃度計
 - b-2) 可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計
 - b-3) 可搬型導出先セル圧力計

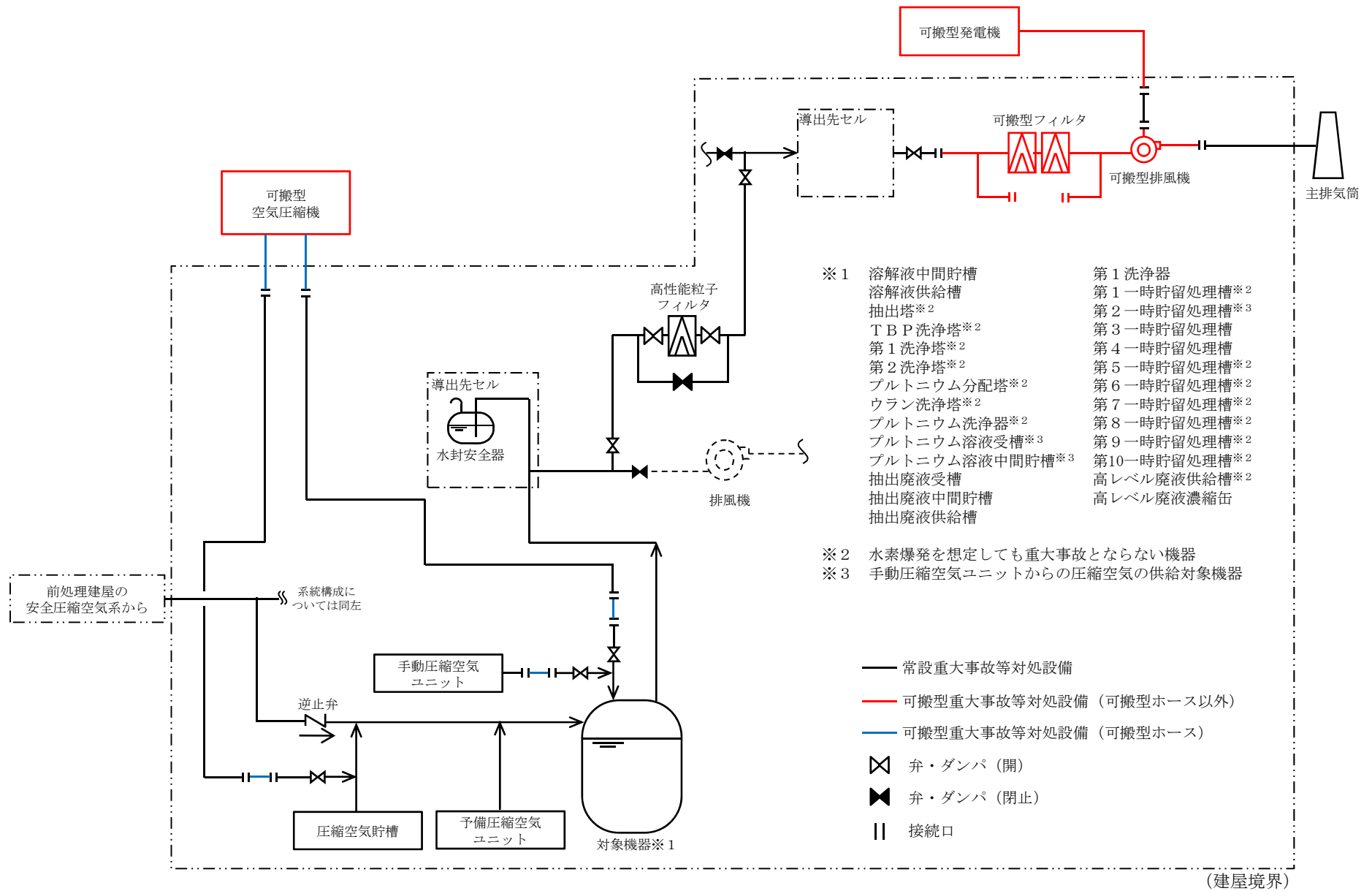
2.3 セル排気系を代替する排気系を構築するための設備

- i) 常設重大事故等対処設備
 - a) 各建屋の代替換気設備
 - a-1) ダクト・ダンパ（設計基準設備兼用）
 - b) 前処理建屋代替換気設備
 - b-1) 主排気筒へ排出するユニット
 - c) 水素爆発対象機器（設計基準設備兼用）（第 36. 2 表）
 - d) 主排気筒（設計基準設備兼用）
 - e) 代替所内電源系統
 - e-1) 重大事故対処用母線
 - e-2) 軽油貯蔵タンク

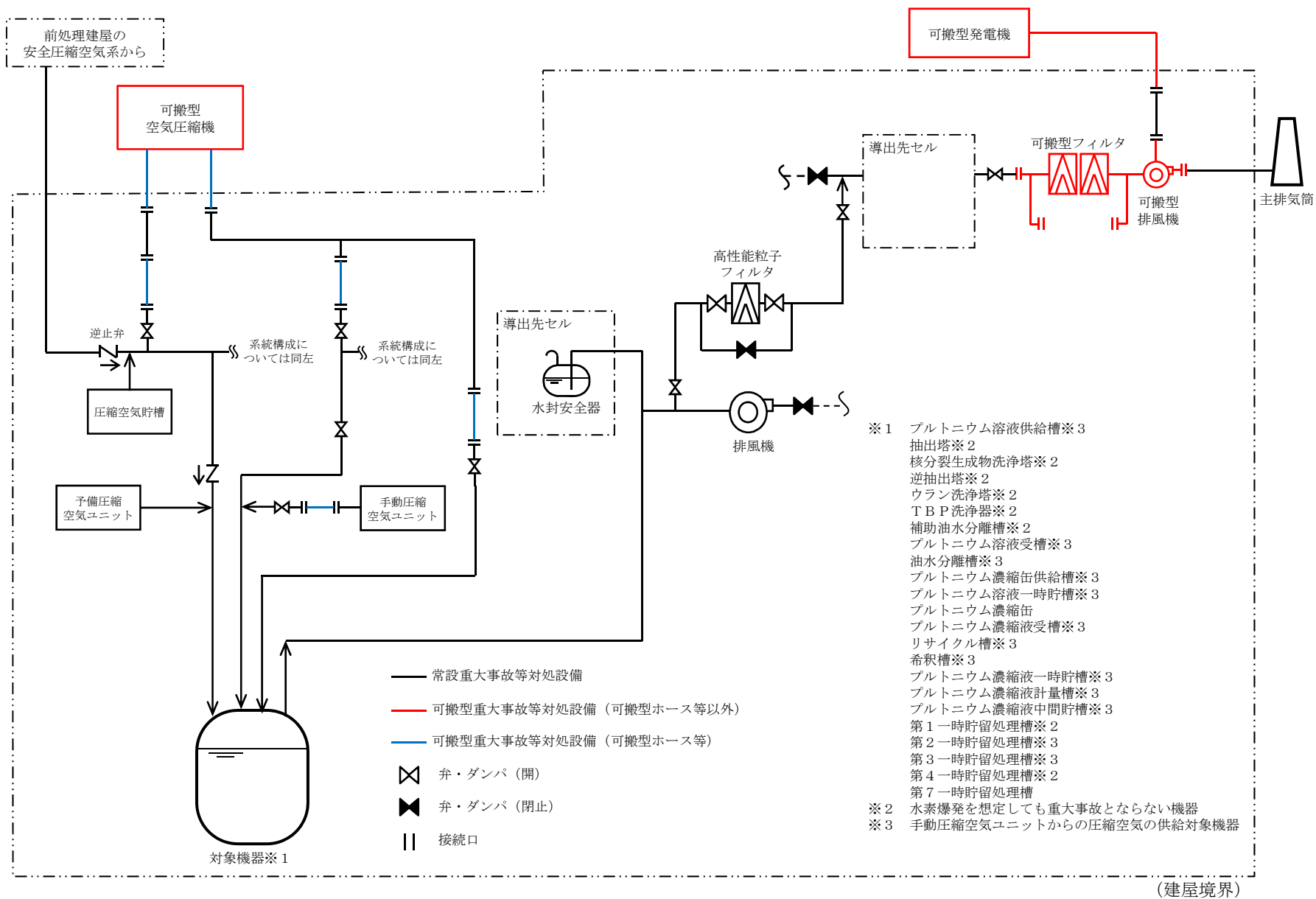
- ii) 可搬型重大事故等対処設備
 - a) 建屋代替換気設備
 - a-1) 可搬型フィルタ
 - a-2) 可搬型ダクト
 - a-3) 可搬型排風機
 - b) 代替所内電源系統
 - b-1) 軽油用タンクローリ
 - c) 重大事故等対処計装設備
 - c-1) 可搬型導出先セル圧力計
 - c-2) 可搬型フィルタ差圧計
 - c-3) 可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計



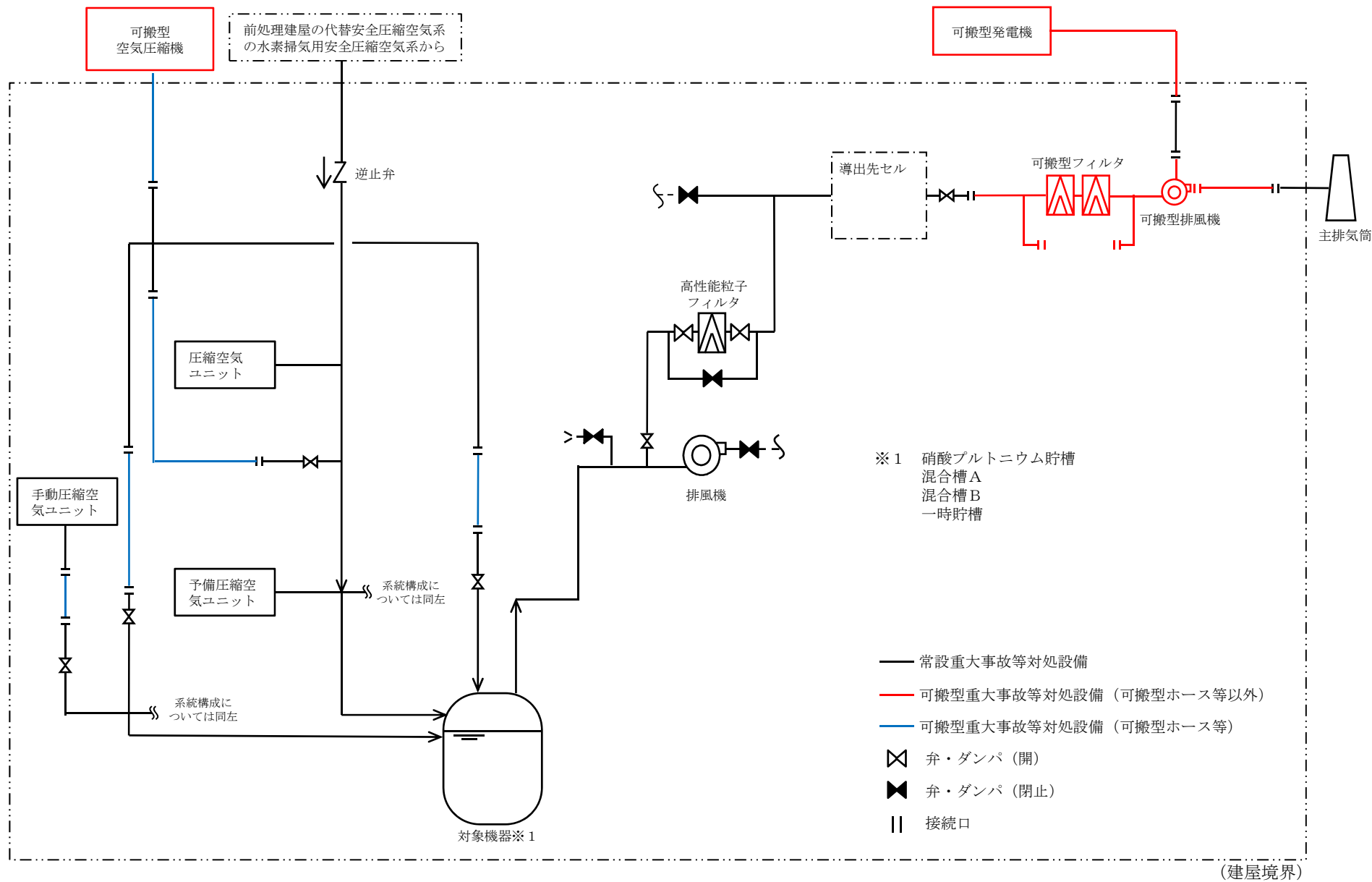
第36. 1 図 水素掃気機能の喪失による水素爆発に対処するための処置の系統概要図（前処理建屋）



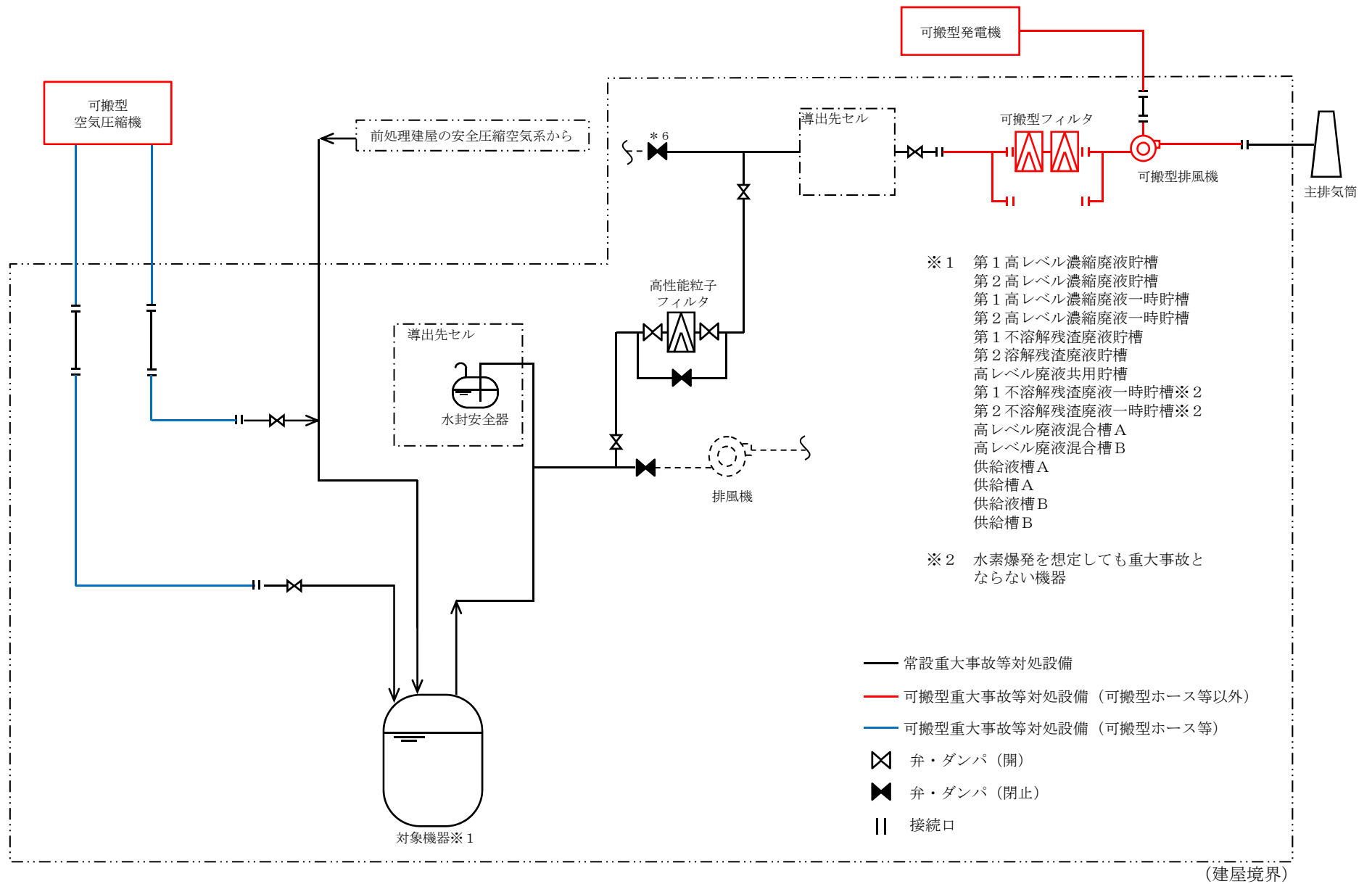
第36. 2 図 水素掃気機能の喪失による水素爆発に対処するための処置の系統概要図（分離建屋）



第36.3図 水素掃気機能の喪失による水素爆発に対処するための処置の系統概要図 (精製建屋)



第36.4図 水素掃気機能の喪失による水素爆発に対処するための処置の系統概要図
(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)



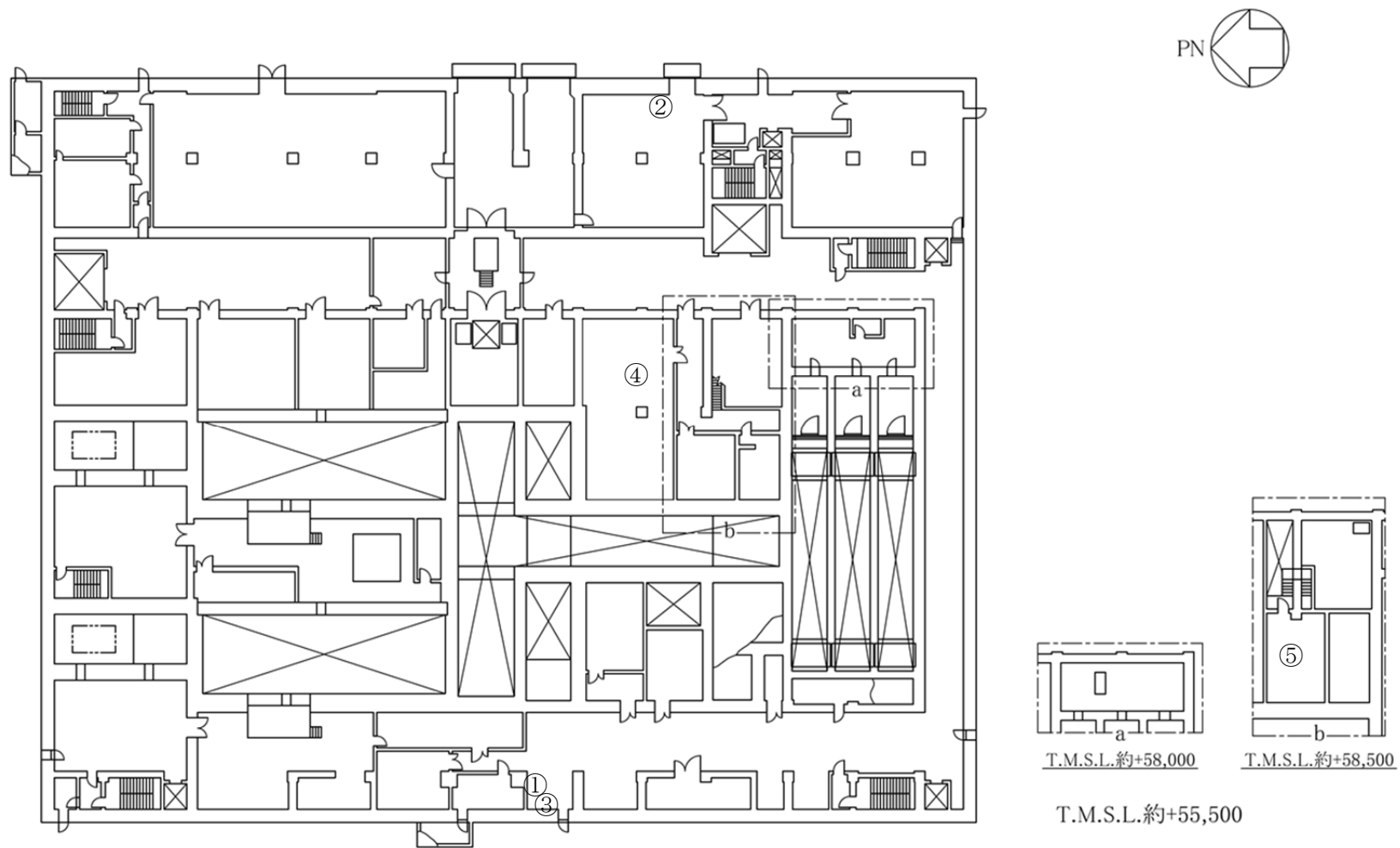
第36.5 図 水素掃気機能の喪失による水素爆発に対処するための処置の系統概要図
 (高レベル廃液ガラス固化建屋)

前処理建屋の圧縮空気の供給に使用する接続口一覧

		水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給		水素爆発を未然に防止するための空気の供給		水素爆発の再発を防止するための空気の供給	
		第1 接続口	第2 接続口	第1 接続口	第2 接続口	第1 接続口	第2 接続口
前処理建屋 水素爆発	中継槽 A	地上1階 ①	地上1階 ②	地上1階 ③	地上1階	地上1階	地上2階
	中継槽 B				④	④	①
	リサイクル槽 A				—	—	—
	リサイクル槽 B				—	—	—
	不溶解残渣回収槽 A				—	—	—
	不溶解残渣回収槽 B				—	—	—
	計量前中間貯槽 A				—	—	—
	計量前中間貯槽 B				—	—	—
	計量後中間貯槽				—	—	—
	計量・調整槽				—	—	—
	計量補助槽				—	—	—
	中間ポット A				—	—	—
	中間ポット B				—	—	—
	ハル洗浄槽 A				—	—	—
	ハル洗浄槽 B				—	—	—
水バッファ槽	—	—	—	—	—	—	

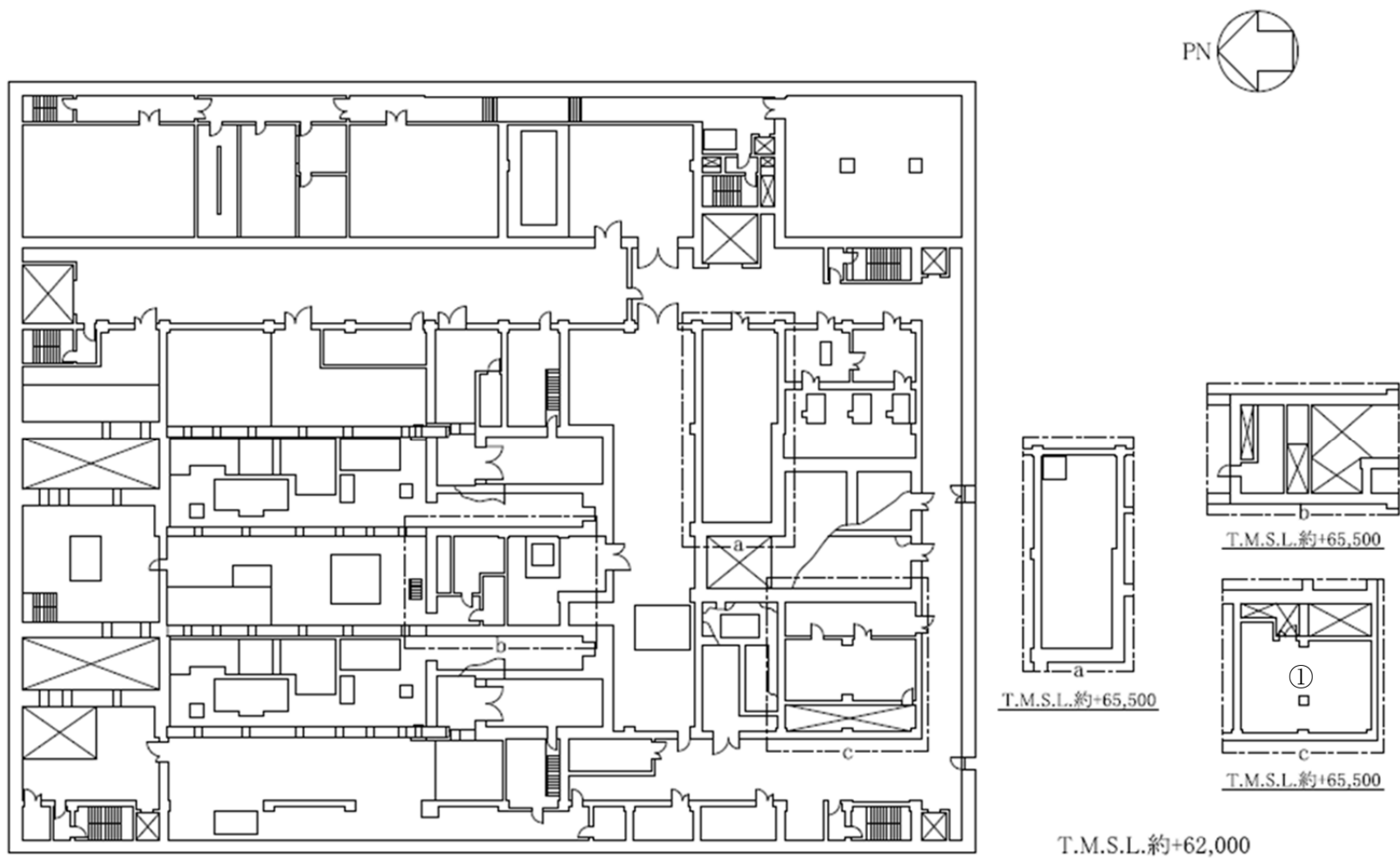
第 36. 6 - 1 図 接続口一覧

「前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上1階）



第 36. 6 - 2 図 接続口一覧

「前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上 1 階）



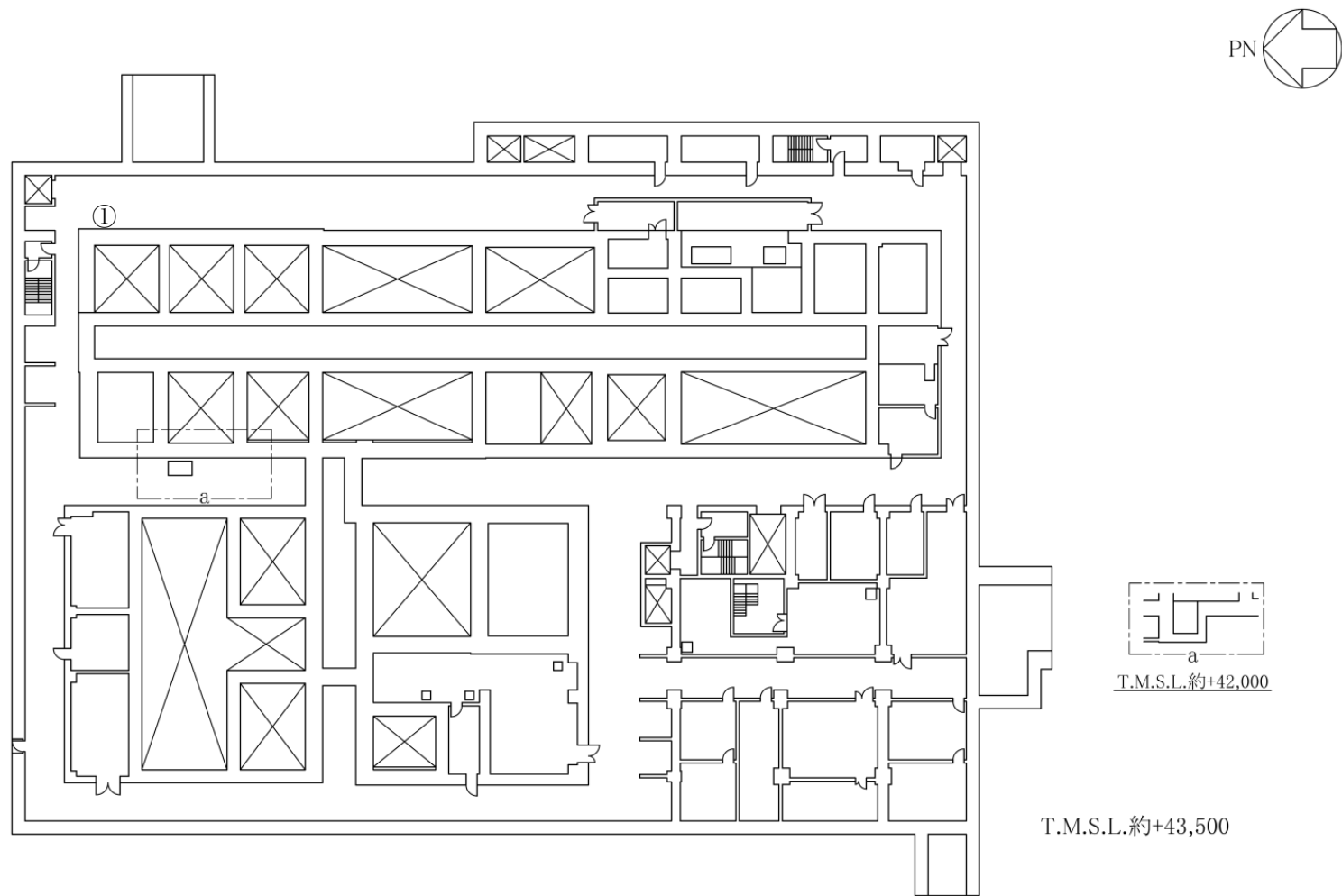
第 36. 6 - 3 図 接続口一覧

「前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上 2 階）

分離建屋の圧縮空気の供給に使用する接続口一覧

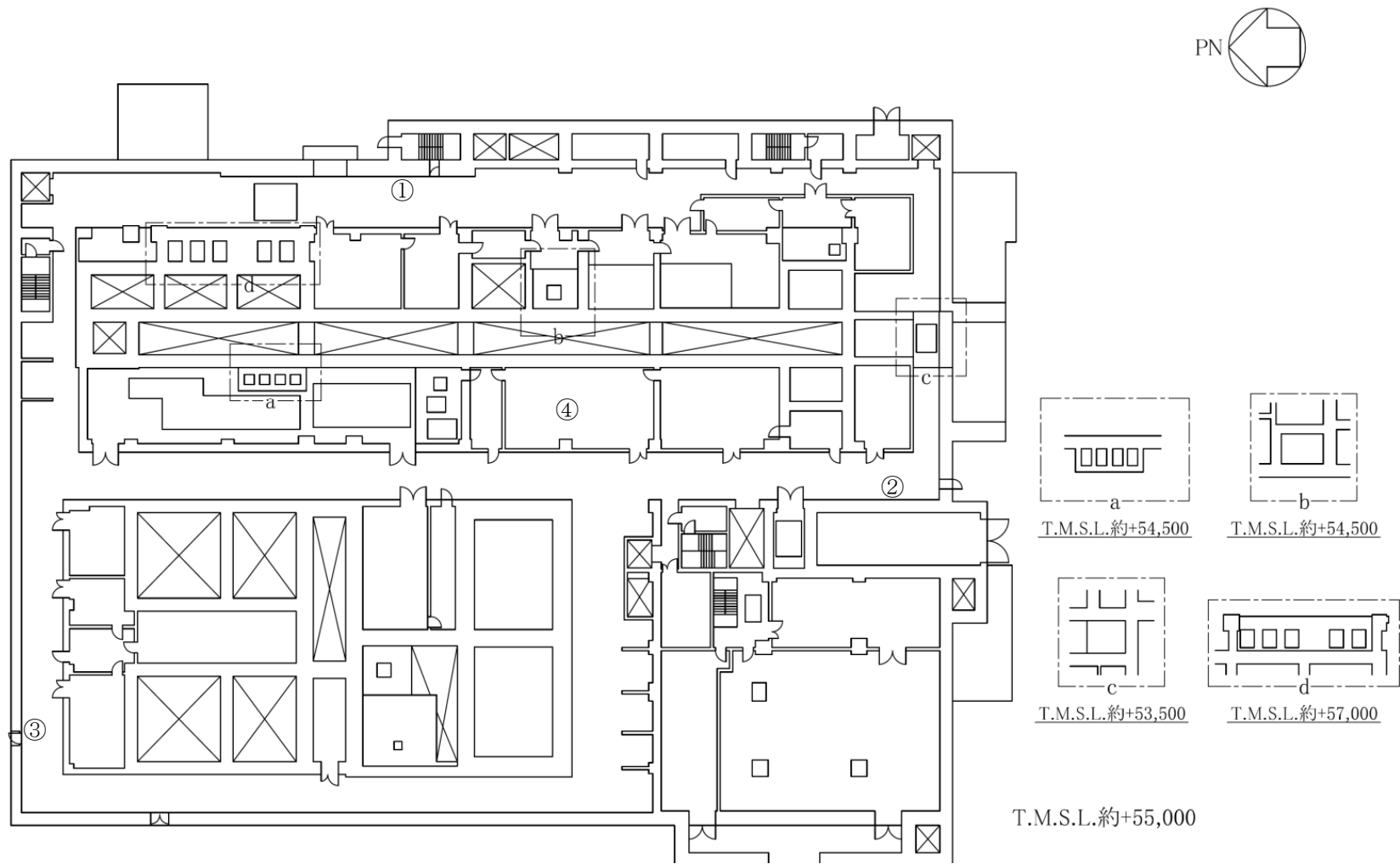
	水素爆発を未然に防止するための空気の供給		
	第1 接続口	第2 接続口	その他 ホース接続口
溶解液中間貯槽	地下2階 ①	地上2階 ①	地上1階 ① 若しくは ② 若しくは ③
溶解液供給槽			
プルトニウム溶液受槽			
プルトニウム溶液中間貯槽			
抽出廃液受槽			
抽出廃液中間貯槽			
抽出廃液供給槽A			
抽出廃液供給槽B			
第2 一時貯留処理槽			
第3 一時貯留処理槽			
第4 一時貯留処理槽			
高レベル廃液濃縮缶			

第36. 6-4図 接続口一覧



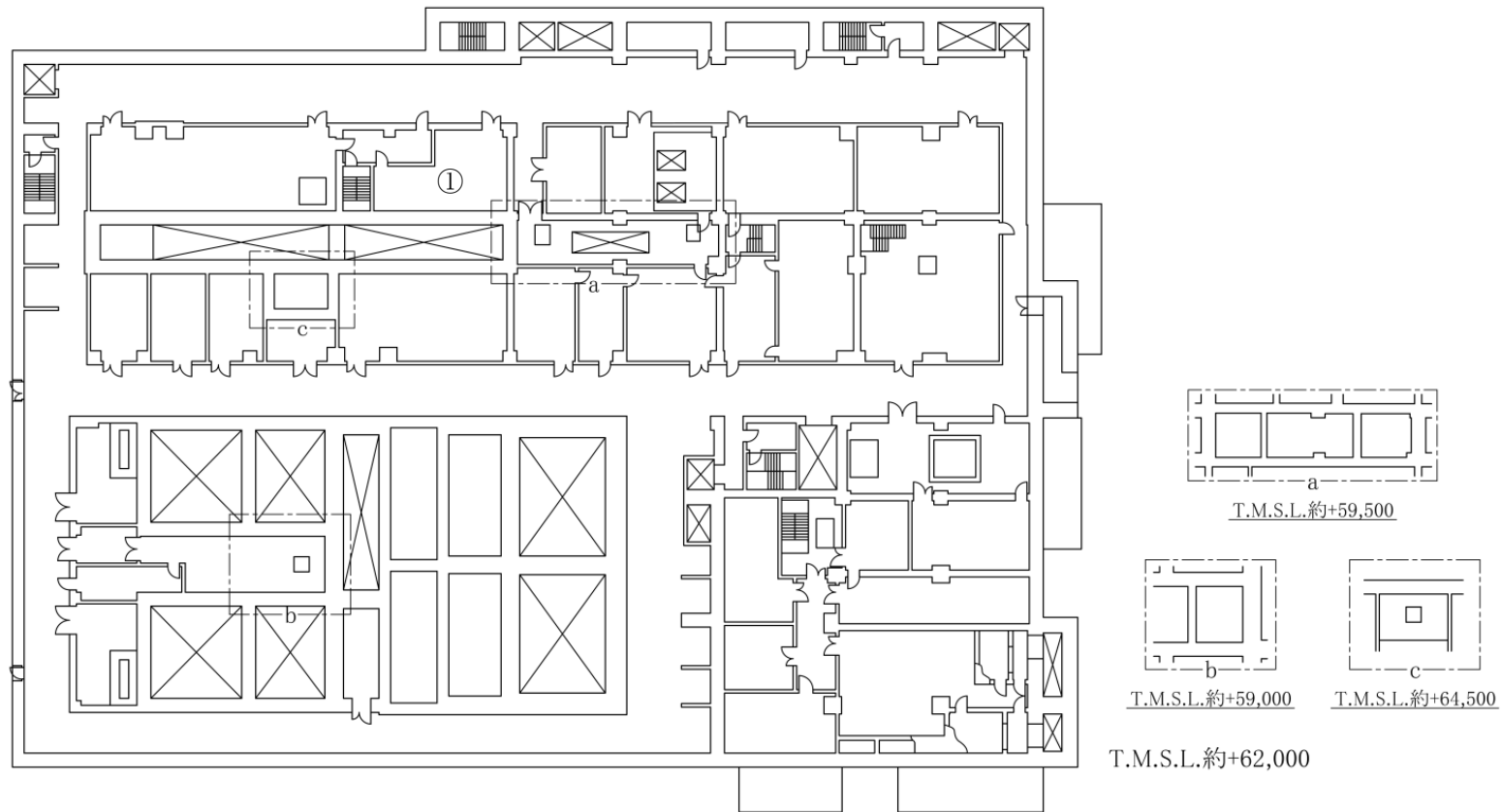
第 36. 6 - 5 図 接続口一覧

「分離建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地下 2 階）



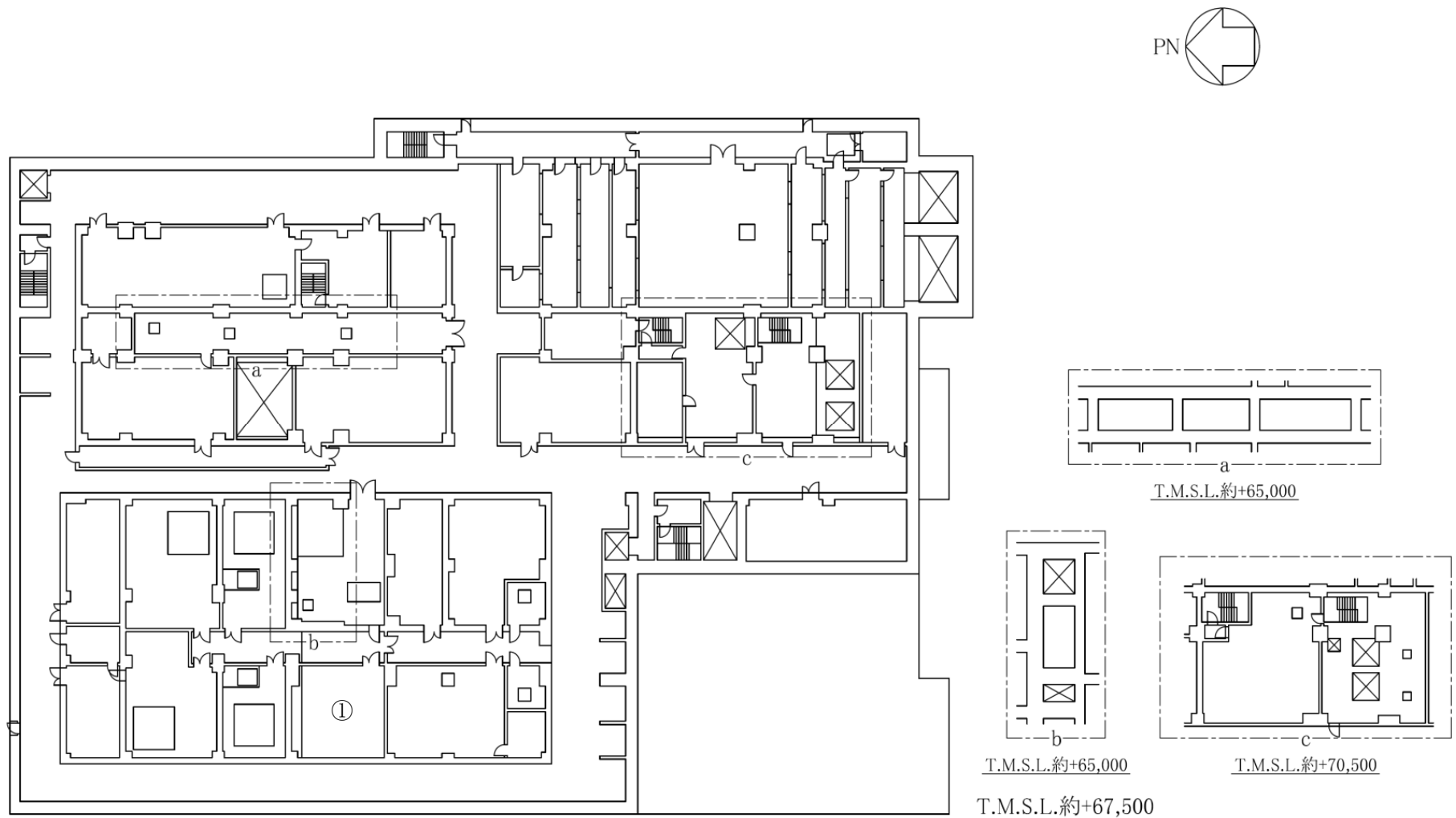
第 36. 6 - 6 図 接続口一覧

「分離建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上 1 階）



第 36. 6 - 7 図 接続口一覧

「分離建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上 2 階）



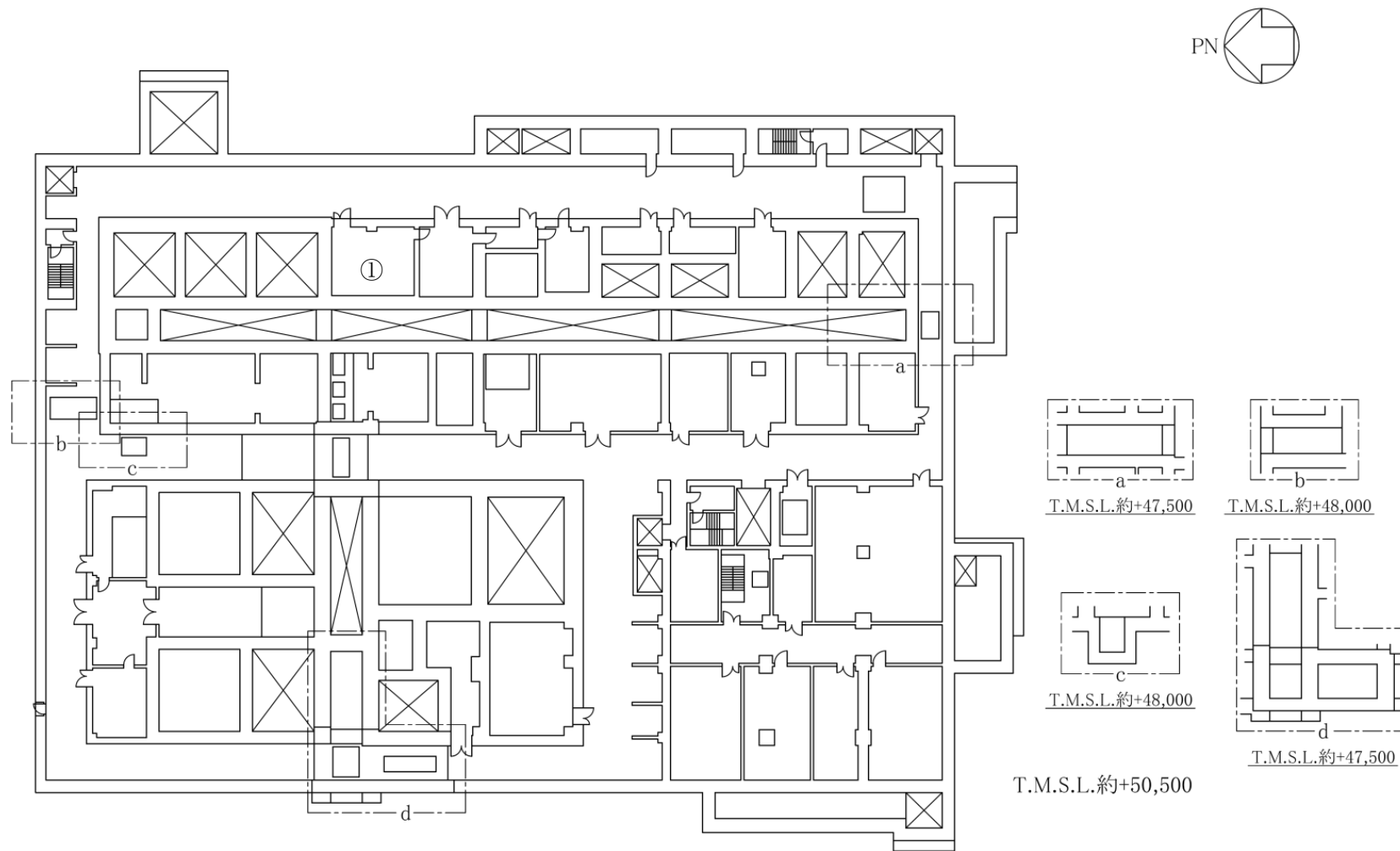
第 36. 6 - 8 図 接続口一覧

「分離建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上 3 階）

分離建屋の圧縮空気の供給に使用する接続口一覧

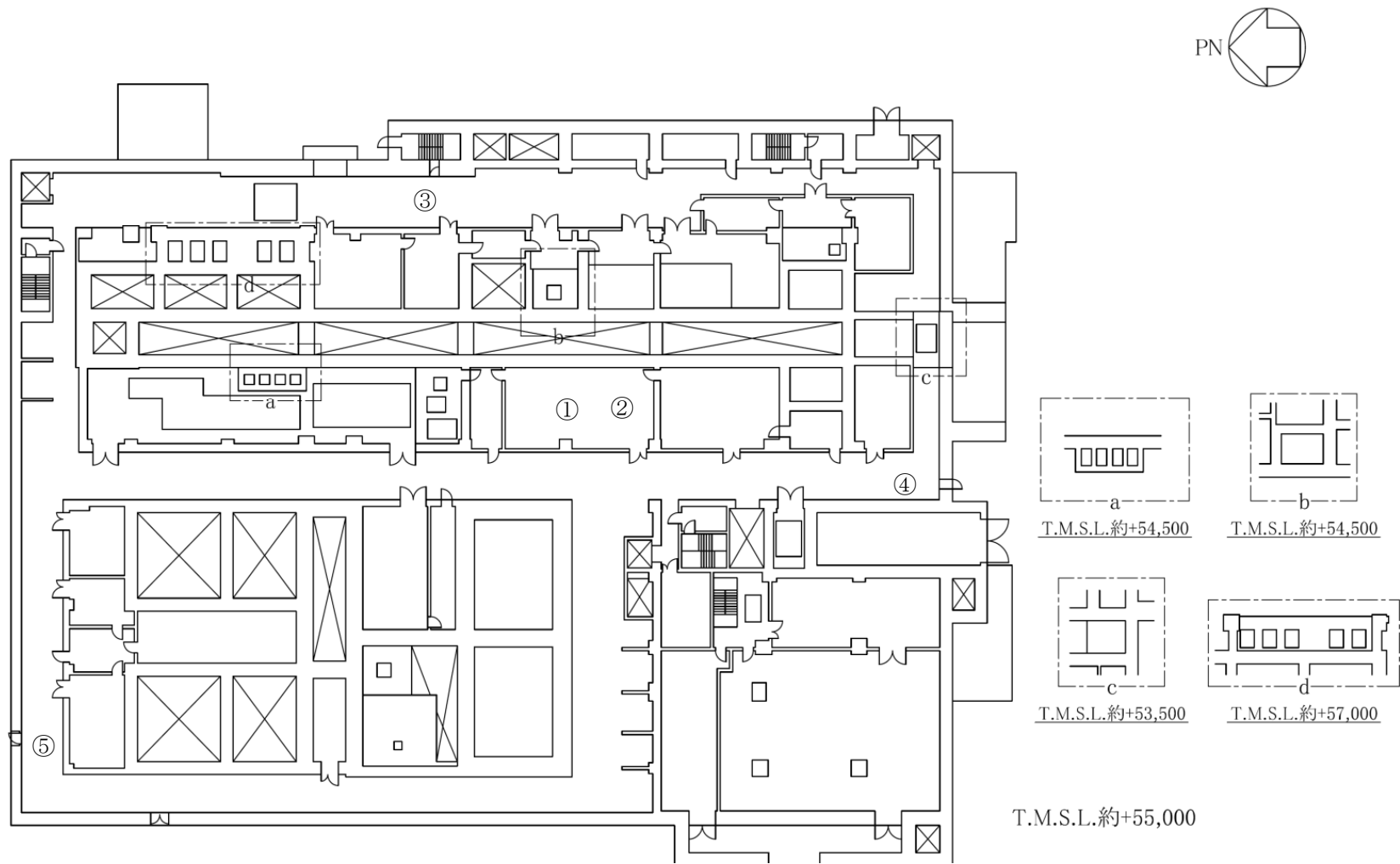
	水素爆発の再発を防止するための空気の供給			
	第1接続口	第2接続口	手動圧縮空気ユニット供給ホース接続口	その他ホース接続口
溶解液中間貯槽	地下1階 ①	地上1階 ①	—	地上1階 ③ 若しくは ④ 若しくは ⑤
溶解液供給槽			—	
プルトニウム溶液受槽			地上1階 ②	
プルトニウム溶液中間貯槽			—	
抽出廃液受槽	地上2階 ①	地上2階 ②	—	
抽出廃液中間貯槽			—	
抽出廃液供給槽A	地下1階 ①	地上1階 ①	—	
抽出廃液供給槽B			—	
第2一時貯留処理槽			地上1階 ②	
第3一時貯留処理槽			—	
第4一時貯留処理槽			—	
高レベル廃液濃縮缶	地上3階 ①	地上3階 ②	—	

第36. 6-9図 接続口一覧



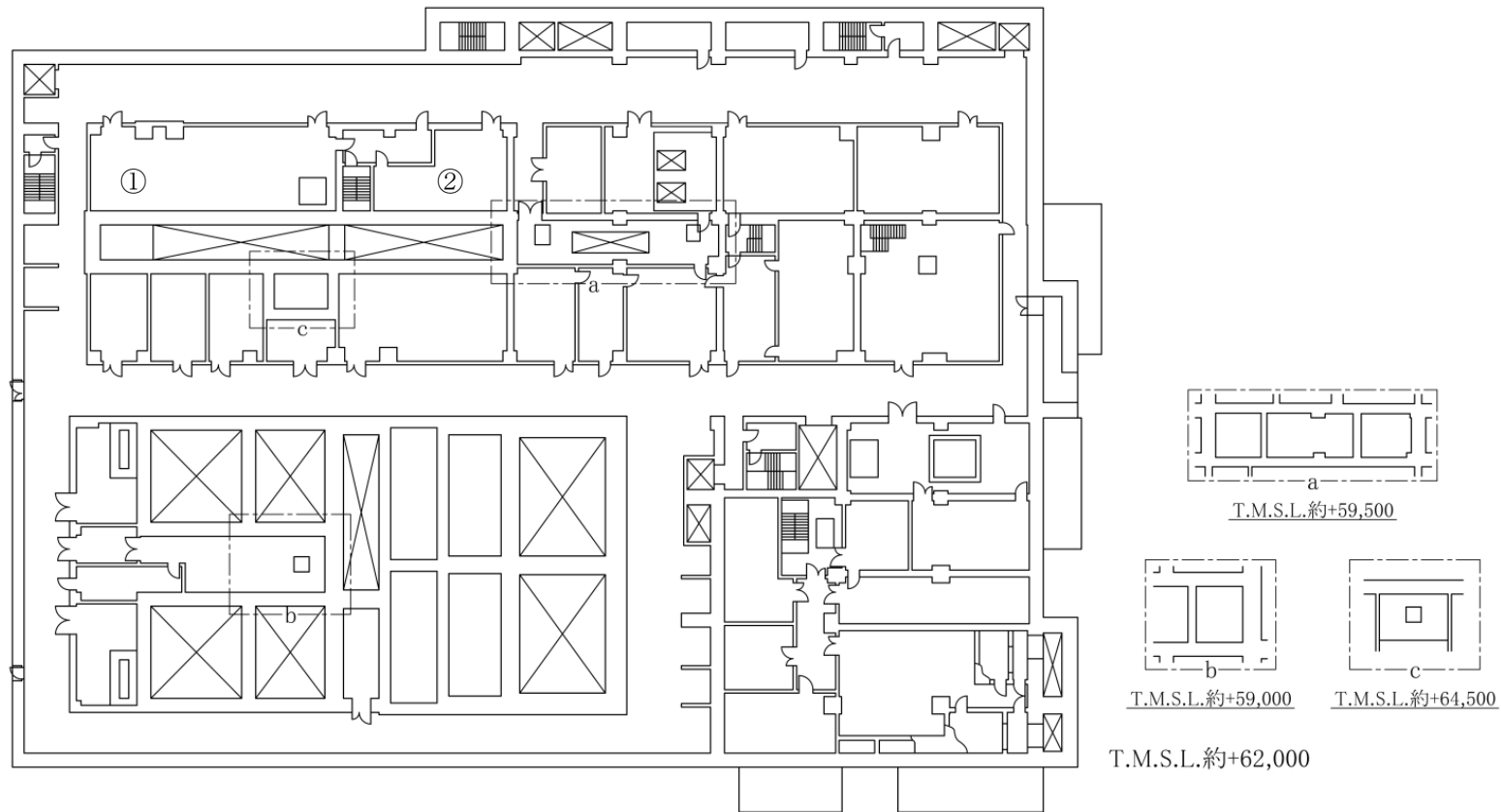
第 36. 6-10 図 接続口一覧

「分離建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地下 1 階）



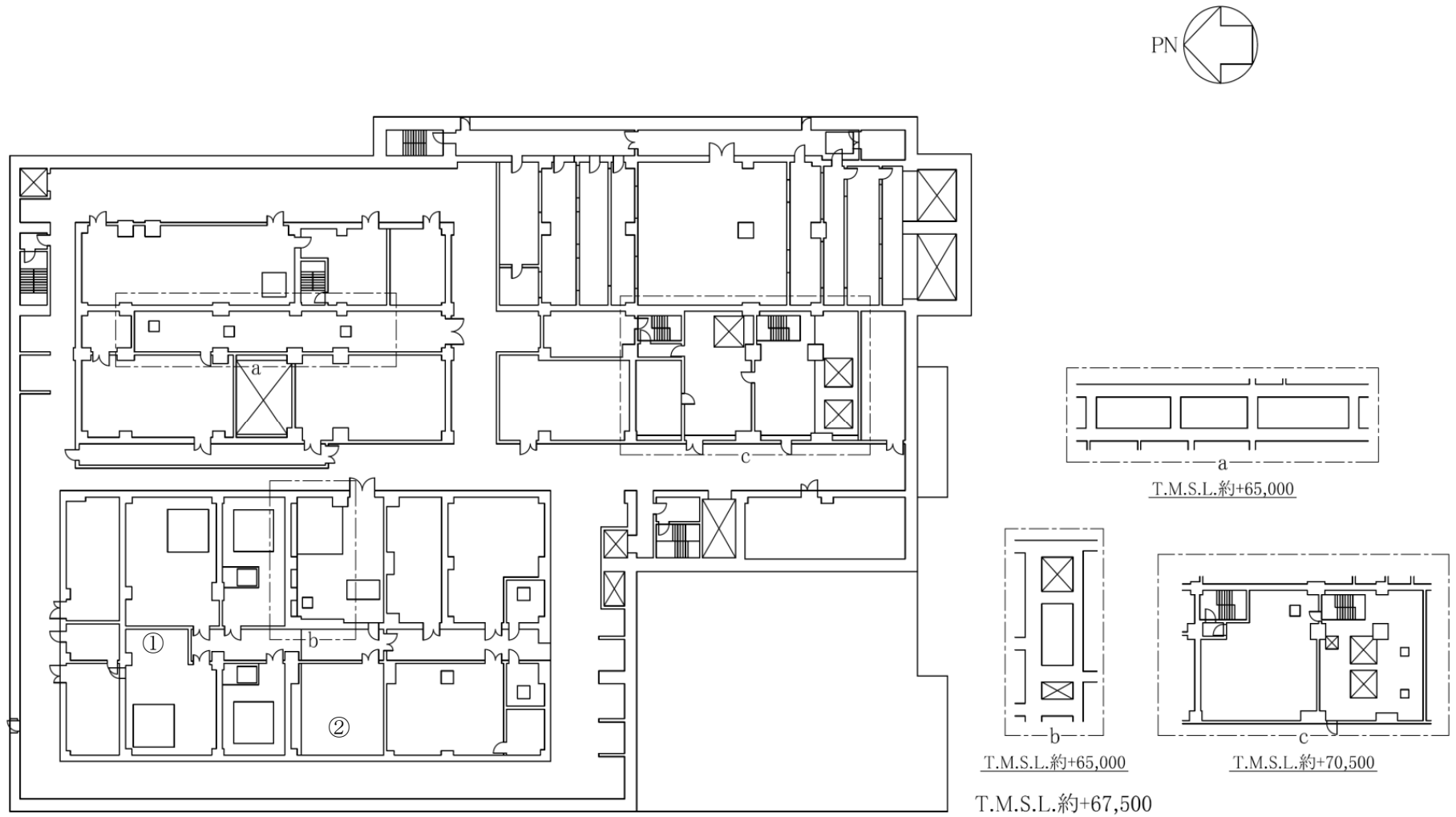
第 36. 6-11 図 接続口一覧

「分離建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上 1 階）



第 36. 6-12 図 接続口一覧

「分離建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上 2 階）



第 36. 6-13 図 接続口一覧

「分離建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上 3 階）

精製建屋の圧縮空気の供給に使用する接続口一覧（１）

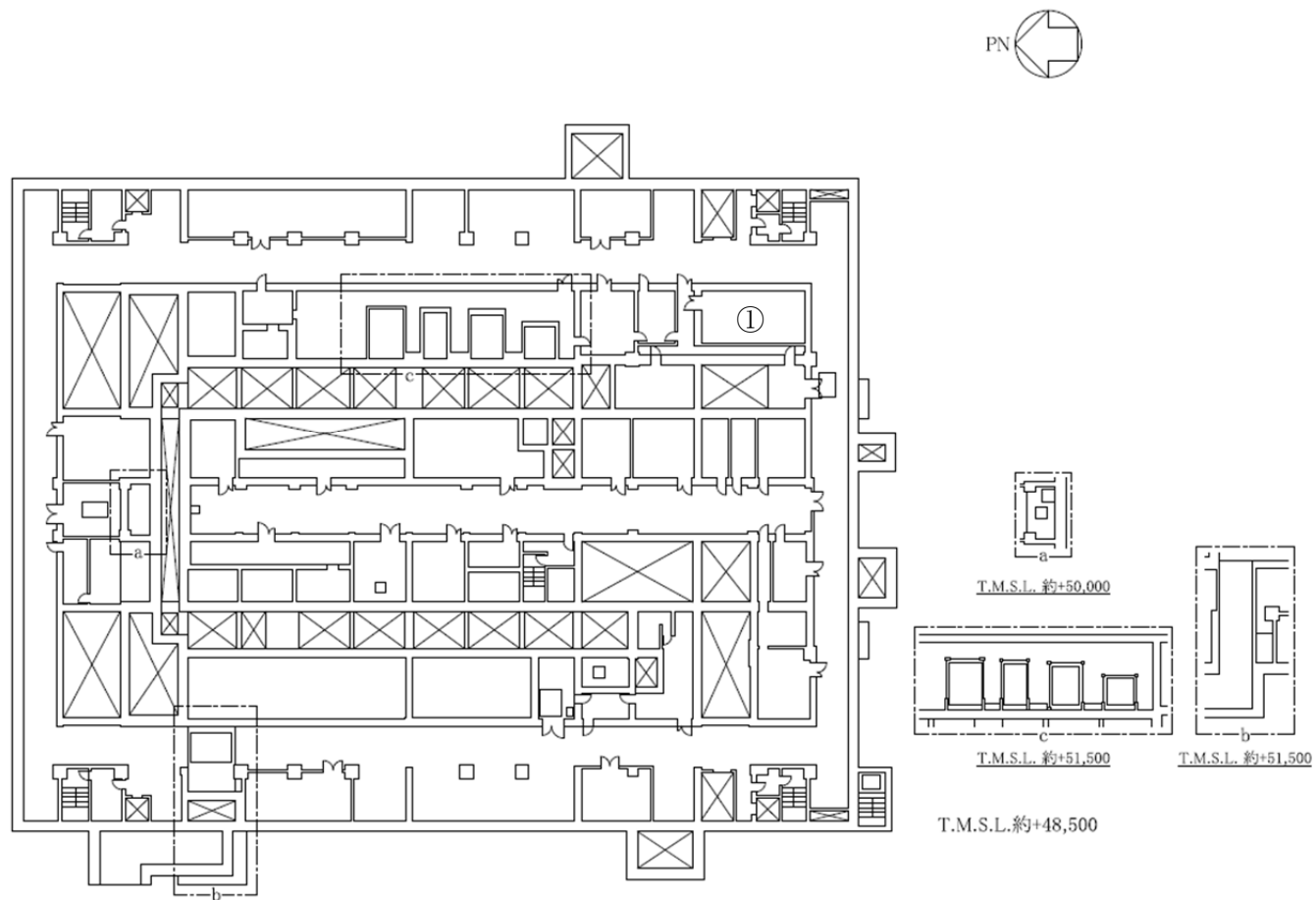
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給		水素爆発の再発を防止するための空気の供給	
		第 1 接続口	第 2 接続口	第 1 接続口	第 2 接続口
精製建屋 水素爆発	プルトニウム溶液供給槽	地上 1 階 ②	地上 2 階 ④	地上 1 階 ③	地上 2 階 ④
	抽出塔		—	—	—
	核分裂生成物洗浄塔				
	逆抽出塔				
	ウラン洗浄塔				
	補助油水分離槽		地上 2 階 ④	地上 1 階 ③	地上 2 階 ④
	T B P 洗浄器				
	プルトニウム溶液受槽				
	油水分離槽				
	プルトニウム濃縮缶供給槽				
プルトニウム溶液一時貯槽					

第 36. 6 - 14 図 接続口一覧

精製建屋の圧縮空気の供給に使用する接続口一覧（２）

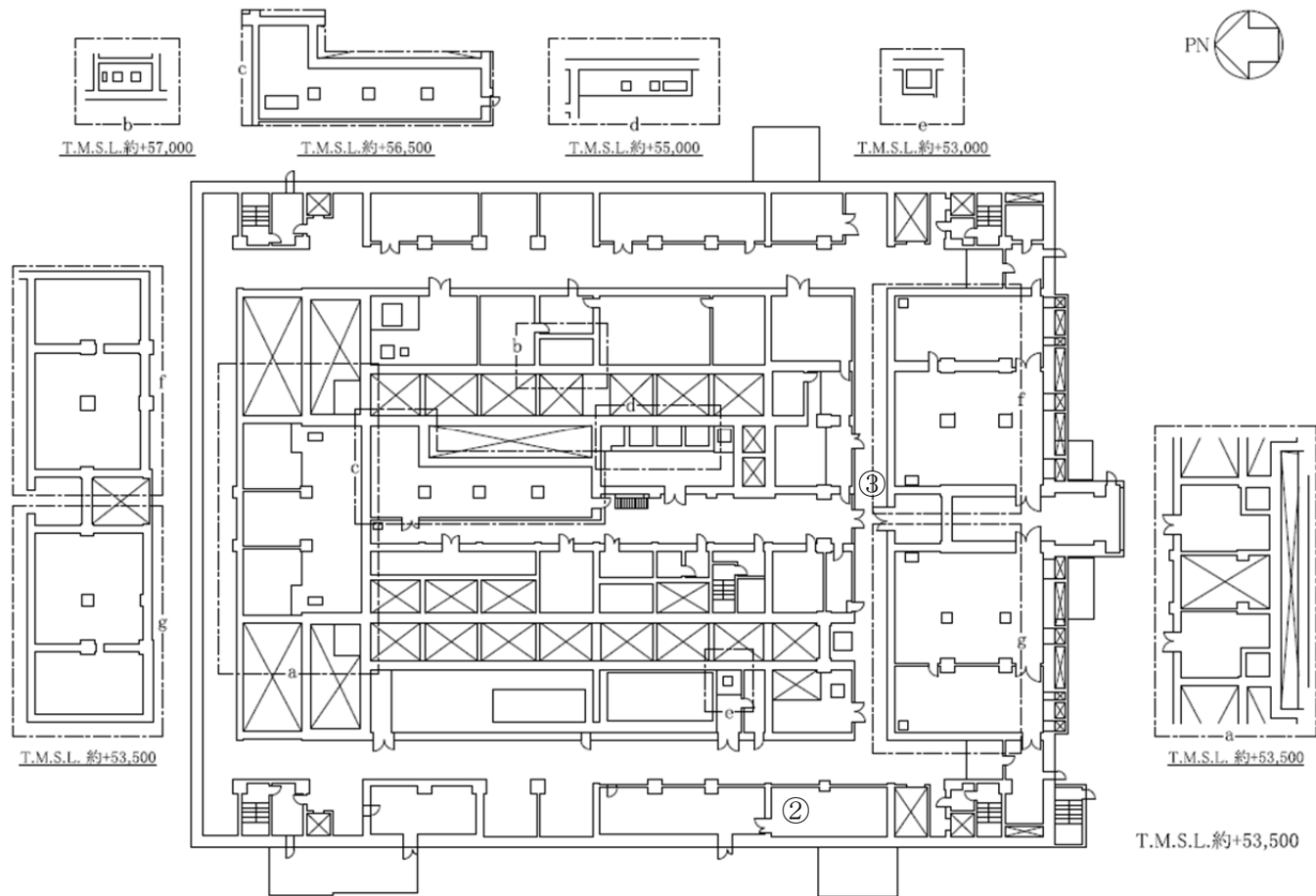
		水素爆発を未然に防止するための空気の供給		水素爆発の再発を防止するための空気の供給					
		第 1 接続口	第 2 接続口	第 1 接続口	第 2 接続口				
精製建屋 水素爆発	プルトニウム濃縮缶	地上 1 階 ②	地上 3 階 ⑤	地上 4 階 ①	地上 3 階 ⑤				
	プルトニウム濃縮液受槽		地下 1 階 ①	地上 1 階 ③	地下 1 階 ①				
	プルトニウム濃縮液一時貯槽								
	プルトニウム濃縮液計量槽								
	リサイクル槽								
	希釈槽		地上 1 階 ②	—	—	—			
	プルトニウム濃縮液中間貯槽								
	第 1 一時貯留処理槽								
	第 2 一時貯留処理槽						地上 2 階 ④	地上 1 階 ③	地上 2 階 ④
	第 3 一時貯留処理槽						地下 1 階 ①	地上 1 階 ③	地下 1 階 ②
	第 4 一時貯留処理槽						—	—	—
	第 7 一時貯留処理槽						地上 2 階 ④	地上 4 階 ①	地上 2 階 ②

第 36. 6-15 図 接続口一覧



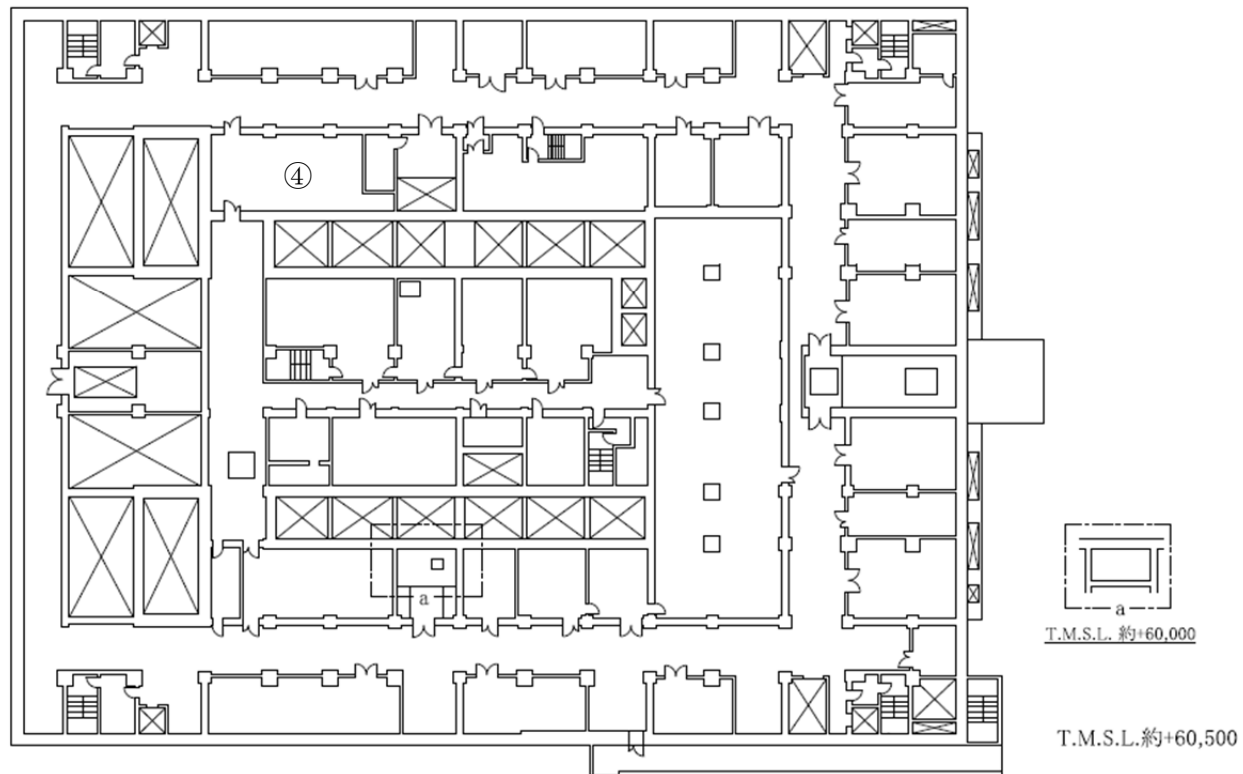
第 36. 6-16 図 接続口一覧

「精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地下 1 階）



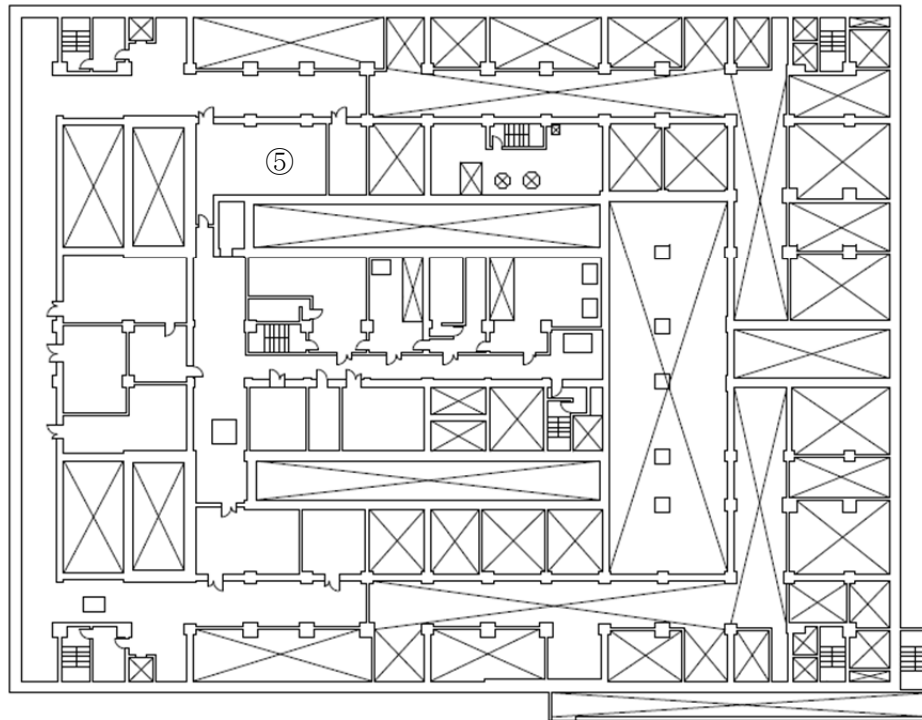
第 36. 6-17 図 接続口一覧

「精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上 1 階）



第 36. 6-18 図 接続口一覧

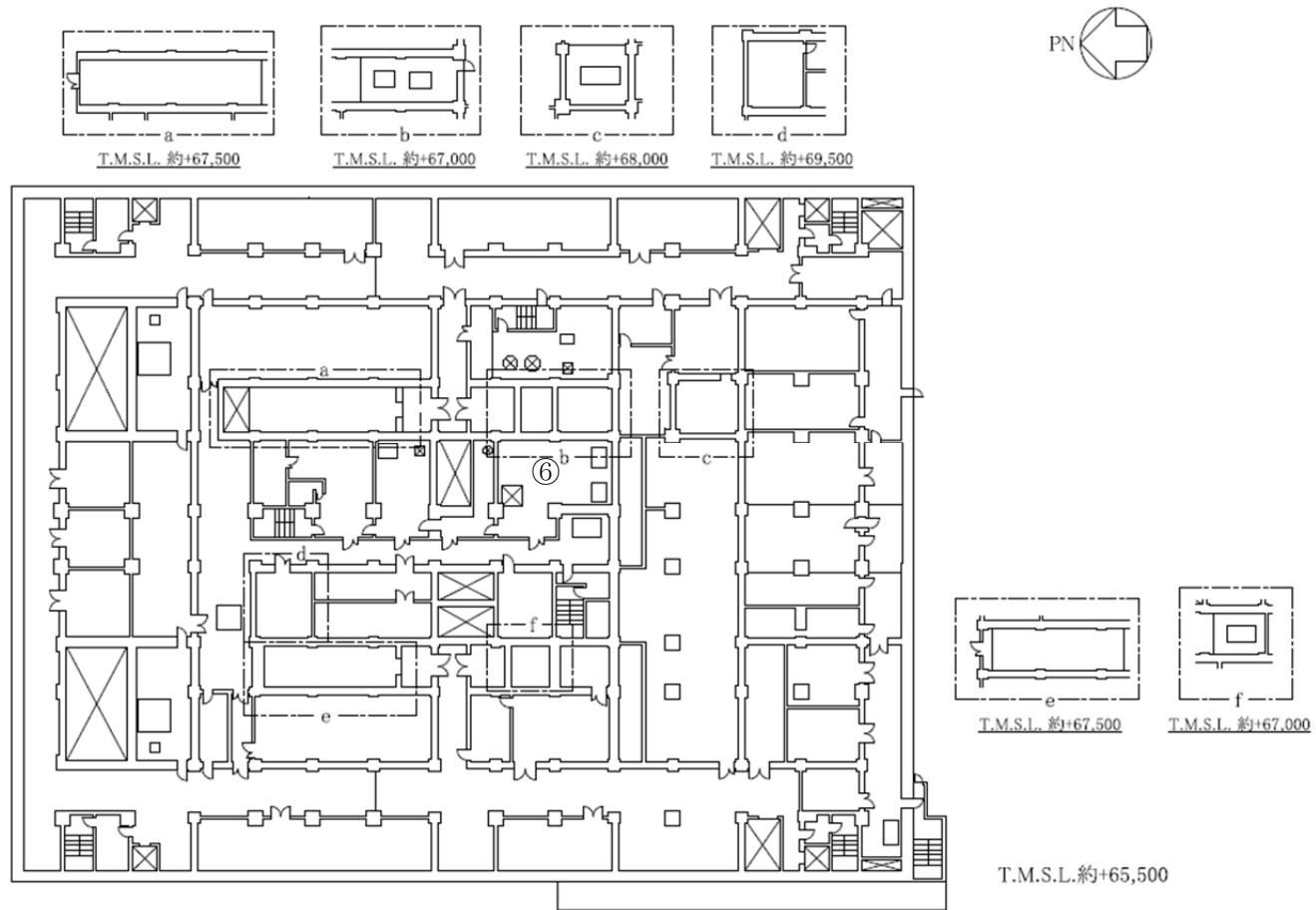
「精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上 2 階）



T.M.S.L.約+64,000

第 36. 6-19 図 接続口一覧

「精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上3階）



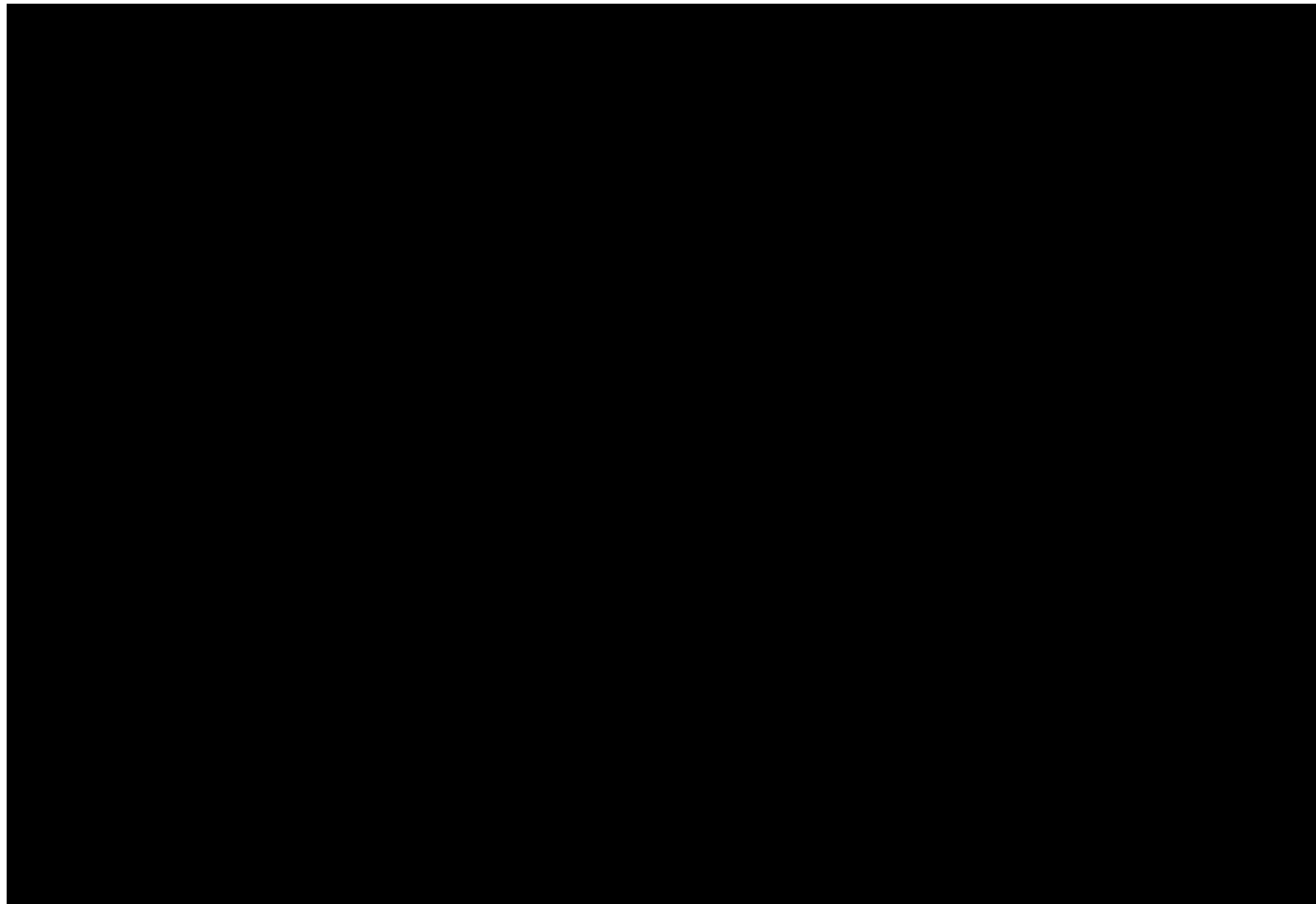
第 36. 6-20 図 接続口一覧

「精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上4階）

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の圧縮空気の供給に使用する接続口一覧

		水素爆発を未然に防止するための空気の供給		水素爆発の再発を防止するための空気の供給	
		第1接続口	第2接続口	第1接続口	第2接続口
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 水素爆発	硝酸プルトニウム貯槽	地上1階 ①	地上2階 ②	地上1階 ③	地上2階 ④
	混合槽A				
	混合槽B				
	一時貯槽				

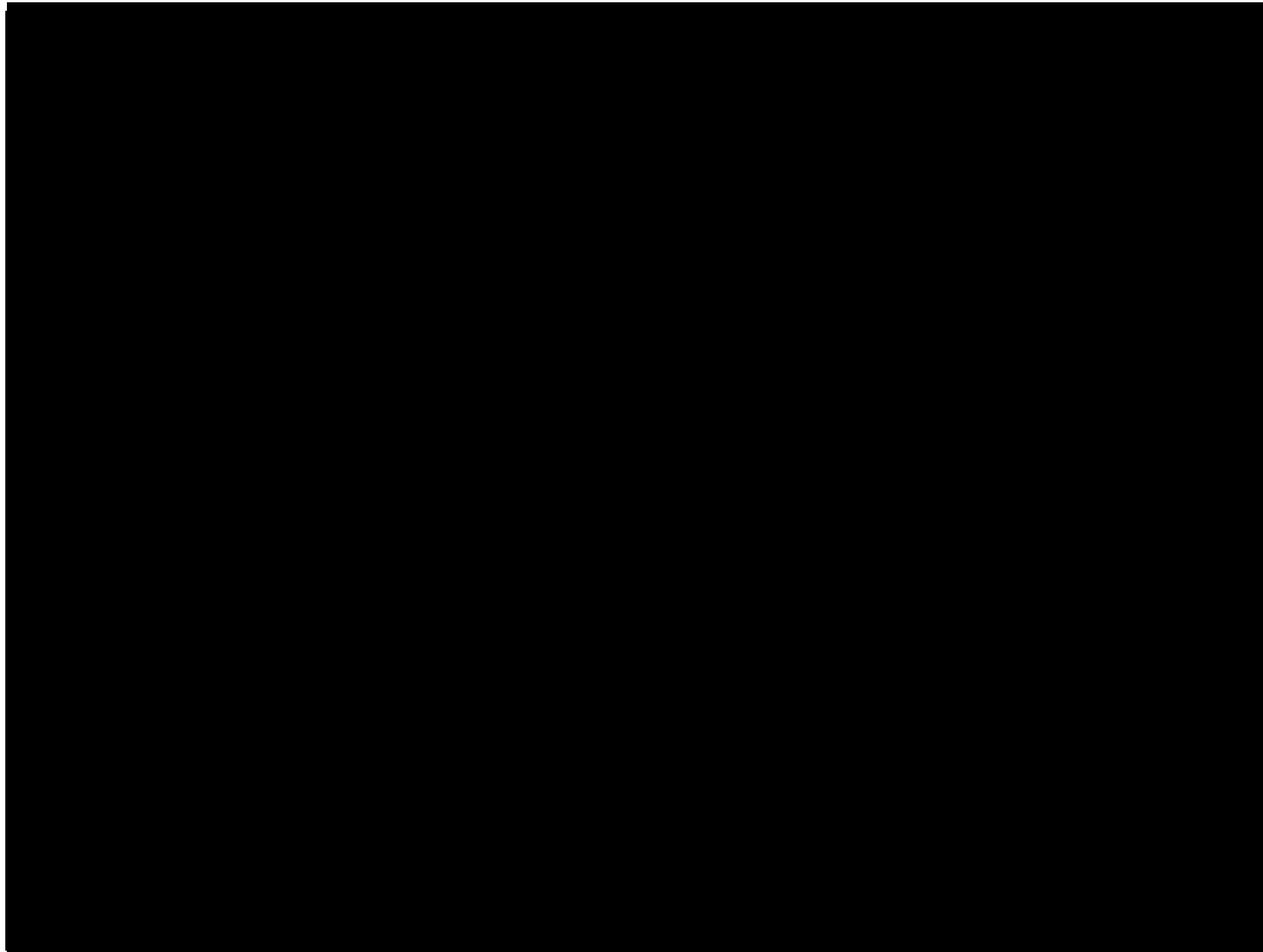
第36. 6-21 図 接続口一覧



第 36. 6 - 22 図 接続口一覧

「ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気機能喪失時」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上 1 階）

■ については核不拡散の観点から公開できません。



第 36. 6 - 23 図 接続口一覧

「ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気機能喪失時」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図（地上 2 階）

■ については核不拡散の観点から公開できません。

高レベル廃液ガラス固化建屋の圧縮空気接続口一覧（1／2）

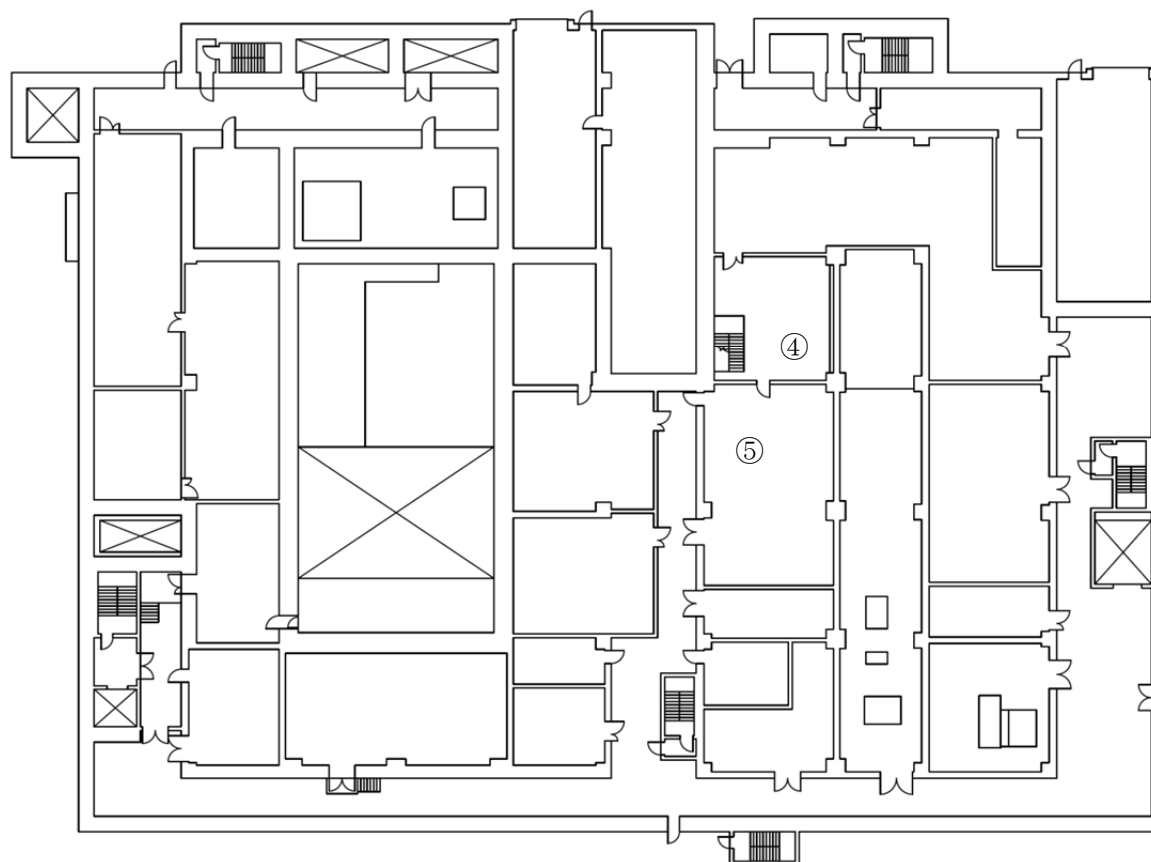
機器		水素爆発を未然に防止するための空気の供給		水素爆発の再発を防止するための空気の供給	
		第1接続口	第2接続口	第1接続口	第2接続口
高レベル廃液 ガラス固化 建屋	第1高レベル濃縮廃液貯槽	地下1階 ①	地下2階 ②	地下2階 ⑥	地下2階 ⑦
	第2高レベル濃縮廃液貯槽			地下2階 ⑧	地下2階 ⑦
	第1高レベル濃縮廃液一時貯槽			地下1階 ⑨	地下2階 ⑮
	第2高レベル濃縮廃液一時貯槽			地下1階 ⑨	地下2階 ⑮
	第1不溶解残渣廃液貯槽			地下2階 ⑩	地上1階 ④
	第2不溶解残渣廃液貯槽			地上1階 ④	地下2階 ⑭
	高レベル廃液共用貯槽			地下2階 ⑪	地下2階 ⑦

第36. 6-24 図 接続口一覧

高レベル廃液ガラス固化建屋の圧縮空気接続口一覧（2 / 2）

機器		水素爆発を未然に防止するための空気の供給		水素爆発の再発を防止するための空気の供給	
		第1接続口	第2接続口	第1接続口	第2接続口
高レベル廃液 ガラス固化 建屋	高レベル廃液混合槽 A	地下1階 ①	地下3階 ③	地上1階 ④	地下3階 ③
	高レベル廃液混合槽 B		地下3階 ③	地上1階 ④	地下3階 ③
	供給液槽 A		地上1階 ④	地下1階 ⑫	地上1階 ④
	供給槽 A		地上1階 ④	地下1階 ⑫	地上1階 ④
	供給液槽 B		地上1階 ⑤	地下1階 ⑬	地上1階 ⑤
	供給槽 B		地上1階 ⑤	地下1階 ⑬	地上1階 ⑤

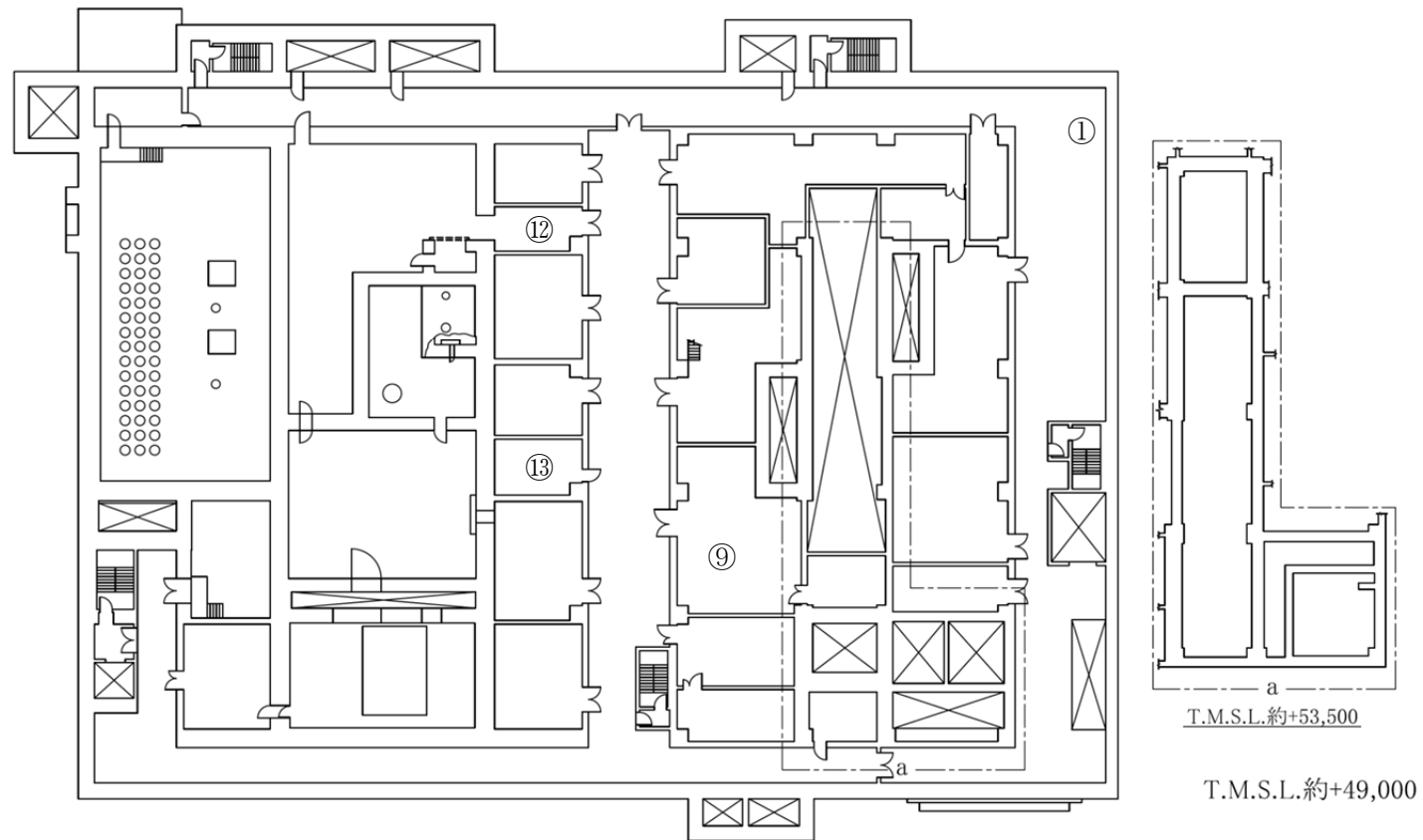
第36. 6-25 図 接続口一覧



T.M.S.L.約+55,500

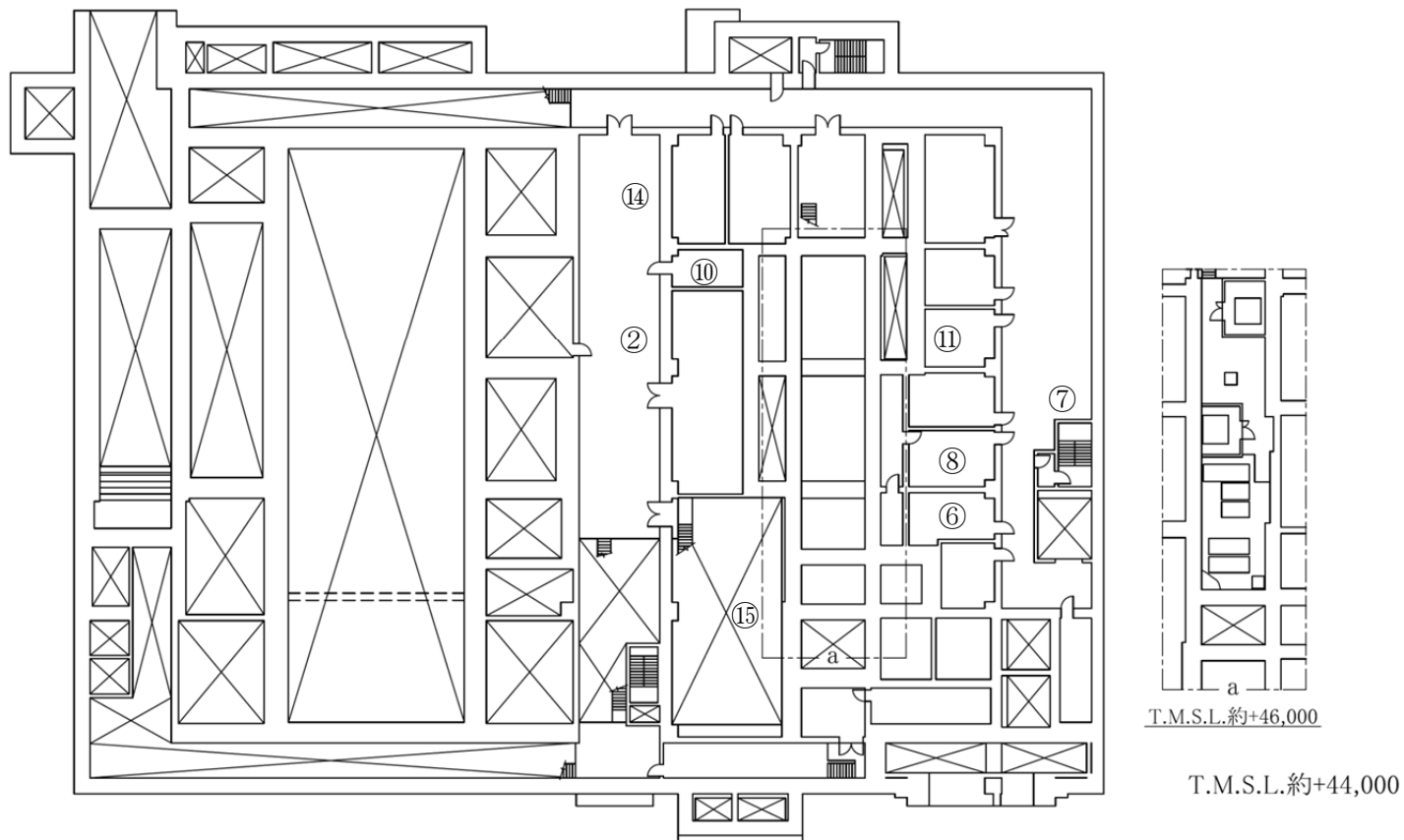
第 36. 6-26 図 接続口一覧

「高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図
(地上1階)



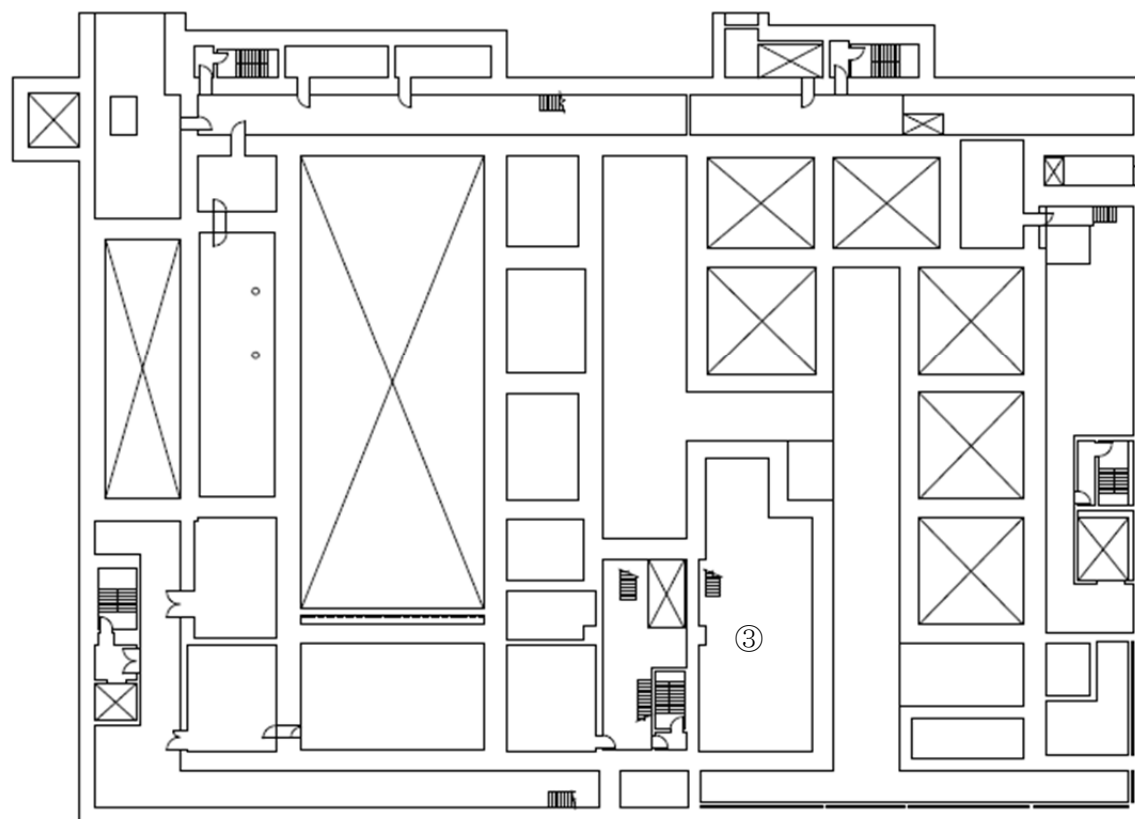
第 36. 6-27 図 接続口一覧

「高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図
(地下1階)



第 36. 6-28 図 接続口一覧

「高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図
(地下 2 階)



T.M.S.L.約+41.000

第 36. 6-29 図 接続口一覧

「高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却機能喪失事故」の圧縮空気の供給に使用する接続口配置図
(地下3階)

2 章 補足説明資料

再処理施設 補足説明資料リスト

第36条：放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備

再処理施設 補足説明資料		備考
資料No.	名称	
補足説明資料2-1	SA設備基準適合性一覧表	
補足説明資料2-2	配置図	
補足説明資料2-3	系統図	
補足説明資料2-4	容量設定根拠	
補足説明資料2-5	その他設備	
補足説明資料2-6	SAバウンダリ系統図(参考図)	
補足説明資料2-7	接続図	
補足説明資料2-8	保管場所図	
補足説明資料2-9	アクセスルート図	
補足説明資料2-10	計装設備の測定原理	
補足説明資料2-11	試験検査	

補足説明資料 2 - 1 (36条)

S A設備基準適合性一覽表

前处理建屋

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 圧縮空気設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 溶解設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 清澄・計量設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 清澄・計量設備(発生防止用圧 縮空気供給系)	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (e) 計測制御設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型空気圧縮機	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型一括供給用建屋外ホース		
33条適合性		水素掃気用安全圧縮空気系	-	-	-	-	-	-		
		数 量 1系列	数 量 5系列	数 量 11系列	数 量 2系列	数 量 5系列	台 数 4台(うち2台は故障時 バックアップ、1台は待機除外時バック アップ) 容 量 約450m ³ /h/台	種 類 呼び径50mm、10m/本 数 量 36本(うち18本は故障時 バックアップ)		
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。 容量	1系列	5系列	11系列	2系列	5系列	2セット+1台 (1セット+1台) 約450m ³ /h/台	1(1)セット	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	屋外環境に対応	屋外環境に対応
		自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋外環境に対応	屋外環境に対応
		地震に伴うの漏水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい 源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防 止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	屋外のため該当しない	屋外のため該当しない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋外	屋外
		操作内容	弁の手动操作	弁の手动操作	弁の手动操作	弁の手动操作	弁の手动操作	弁の手动操作	起動及び停止操作	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成から重大事故等対 処施設としての系統構成に切り替え られる設計としており、悪影響を及ぼ す	通常時の系統構成から重大事故等対 処施設としての系統構成に切り替え られる設計としており、悪影響を及ぼ す	通常時の系統構成から重大事故等対 処施設としての系統構成に切り替え られる設計としており、悪影響を及ぼ す	通常時の系統構成から重大事故等対 処施設としての系統構成に切り替え られる設計としており、悪影響を及ぼ す	通常時の系統構成から重大事故等対 処施設としての系統構成に切り替え られる設計としており、悪影響を及ぼ す	通常時は分離された状態であり悪影 響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影 響を及ぼさない
		その他(飛散物)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	保管時は固縛により悪影響を及ぼさ ない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさ ない
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの漏水、化学薬品漏えい※1及び火災 ※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい 源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防 止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計と してあり、重大事故等の起因となる安全 機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計と してあり、重大事故等の起因となる安全 機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計と してあり、重大事故等の起因となる安全 機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計と してあり、重大事故等の起因となる安全 機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計と してあり、重大事故等の起因となる安全 機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない			
		落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない			
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない			
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性								
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)								
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)						平常時と同等	平常時と同等	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管						考慮する対象となる常設重大事故等 対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等 対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮						外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート						2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの漏水、化学薬品漏えい※1及び火災 ※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい 源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防 止」に基づき必要な措置を講じる。						保管時は固縛をして保管	保管時は固縛をして保管	
		落雷						建物近傍、保管庫及び簡易倉庫に保 管	保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度					建屋内へ移動	影響を受けない		

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型一括供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (d) 可搬型個別供給用建屋外ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (e) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (e) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (e) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (e) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (e) 可搬型個別供給用建屋内ホース	
33条適合性				建屋内ホース	建屋内ホース	建屋内ホース	建屋内ホース	減圧弁	
		種類 呼び径50mm, 10m/本	種類 呼び径20mm, 20m/本	種類 呼び径20mm, 20m/本	種類 呼び径20mm, 5m/本	種類 呼び径9mm, 20m/本	種類 呼び径9mm, 5m/本	種類 呼び径20A, 圧力計付き	
		数量 36本(うち18本は故障時バックアップ)	数量 27本(うち18本は故障時バックアップ)	数量 21本(うち14本は故障時バックアップ)	数量 6本(うち4本は故障時バックアップ)	数量 24本(うち16本は故障時バックアップ)	数量 6本(うち4本は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。 容量	1(1)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	屋外環境に対応	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等
		自然現象等	屋内のため該当しない	屋外環境に対応	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
		地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
		操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
		その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。							
		落雷							
		降下火砕物による降灰濃度							
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	カブラ方式	-	-	-	-	-	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	接続口を2箇所確保	-	-	-	-	-	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
	第4号	保管場所	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
		故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	保管用コンテナに保管	建屋内及び外部保管エリアIIに保管	建屋内及び外部保管エリアIIに保管	建屋内及び外部保管エリアIIに保管	建屋内及び外部保管エリアIIに保管	建屋内及び外部保管エリアIIに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (e) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (e) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (e) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (e) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (e) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (e) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (e) 可搬型個別供給用建屋内ホース	
33条適合性		減圧弁	接続金具	接続金具	接続金具	接続金具	流量調節弁	流量調節弁	
		種類 呼び径10A、圧力計付き	種類 二口分岐、呼び径20A×10A	種類 二口分岐、呼び径10A×10A	種類 分配治具、呼び径10A×8A、10A	種類 分配治具、呼び径10A×10A	種類 呼び径8A	種類 呼び径10A	
		数量 6基(うち4基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 6基(うち4基は故障時バックアップ)	数量 15基(うち10基は故障時バックアップ)	
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	—	—	—	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等
		自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
		操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	弁の手動操作	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
		その他(飛散物)	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。							
		落雷							
		降下火砕物による降灰濃度							
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	—	—	—	—	カブラ方式	カブラ方式	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	—	—	—	—	接続口を2箇所確保	接続口を2箇所確保	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
	第4号	保管場所	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
		故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建屋内及び外部保管エリアに保管	建屋内及び外部保管エリアに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 c. 可搬型個別供給用建屋内ホース (水素爆発未然防止設備)	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 c. 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 c. 可搬型個別供給用建屋内ホース	
33条適合性		(a) 清澄・計量設備(拡大防止用圧縮空気供給系)	(b) 計測制御設備	(a) 可搬型空気圧縮機(水素爆発未然防止設備)	(b) 可搬型個別供給用建屋内ホース(水素爆発未然防止設備)	(c) 可搬型個別供給用建屋内ホース	(c) 可搬型個別供給用建屋内ホース	(c) 可搬型個別供給用建屋内ホース	
		—	—	—	—	建屋内ホース(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	建屋内ホース(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	建屋内ホース(一部は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	
		—	—	—	種類 呼び径20mm, 20m/本	種類 呼び径20mm, 20m/本	種類 呼び径20mm, 5m/本	種類 呼び径9mm, 20m/本	
		数量 7系列	数量 7系列	台数 4台(うち2台は故障時バックアップ, 1台は待機除外時バックアップ)	数量 27本(うち18本は故障時バックアップ)	数量 6本(うち4本は故障時バックアップ)	数量 3本(うち2本は故障時バックアップ)	数量 39本(うち26本は故障時バックアップ)	
		—	—	容量 約450m ³ /h/台	—	—	—	—	
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	7系列	7系列	2セット+1台 (1セット+1台)	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット
		容量	—	—	約450m ³ /h/台	—	—	—	—
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	屋外環境に対応	屋外環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
		自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋外環境に対応	屋外環境に対応	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
		地震に伴うの漏水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	漏水の影響を受けない	漏水の影響を受けない	屋外のため該当しない	屋外のため該当しない	漏水の影響を受けない	漏水の影響を受けない	漏水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋外	屋外	屋内	屋内
		操作内容	弁の手动操作	弁の手动操作	起動及び停止操作	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	平常時と同等	平常時と同等	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの漏水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・漏水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・漏水の影響を受けない					
		落雷	影響を受けない	影響を受けない					
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない					
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性			—	—	—	—	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)			—	—	—	—	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			屋外	屋外	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所 常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管 故意による大型航空機の衝突に対する考慮			考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない 外部保管エリアに1セットを保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない 外部保管エリアに1セットを保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない 外部保管エリアに1セットを保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない 外部保管エリアに1セットを保管	
	第5号	アクセスルート			2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
	第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの漏水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。 落雷 降下火砕物による降灰濃度			保管時は固縛をして保管 建物近傍、保管庫及び簡易倉庫に保管 建屋内へ移動	保管時は固縛、漏水に対する防護をして保管 建屋内及び保管用コンテナに保管 影響を受けない	保管時は固縛、漏水に対する防護をして保管 建屋内及び保管用コンテナに保管 影響を受けない	保管時は固縛、漏水に対する防護をして保管 建屋内及び保管用コンテナに保管 影響を受けない

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための の空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための の空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための の空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための の空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための の空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための の空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型個別供給用建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための の空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型個別供給用建屋内ホース	
33条適合性		建屋内ホース(一部は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	減圧弁(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	減圧弁(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	接続金具(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	接続金具(一部は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	接続金具(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	接続金具(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	
		種類 呼び径9mm, 5m/本	種類 呼び径20A, 圧力計付き	種類 呼び径10A, 圧力計付き	種類 二口分岐, 呼び径20A×10A	種類 二口分岐, 呼び径10A×10A	種類 分配治具, 呼び径10A×8A, 10A	種類 分配治具, 呼び径10A×10A	
		数量 9本(うち6本は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 9基(うち6基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 6基(うち4基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	—	—	—	—	—	—	—
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
		自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
		地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
		操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。							
		落雷							
		降下火砕物による降灰濃度							
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	—	—	—	—	—	—	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	—	—	—	—	—	—	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発		
33条適合性		(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型個別供給用建屋内ホース	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型個別供給用建屋内ホース	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型個別供給用建屋内ホース	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の前処理建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセルへの導出経路を構築するための設備)	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット(フィルタ)(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の前処理建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセルへの導出経路を構築するための設備)	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備		
		接続金具	流量調節弁(一部は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	流量調節弁(一部は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	—	—	—	隔離弁		
		種類 分配治具、呼び径10A×8A	種類 呼び径8A	種類 呼び径10A	—	—	—	—		
		数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 12基(うち8基は故障時バックアップ)	数量 30基(うち20基は故障時バックアップ)	数量 1系列	数量 1基	数量 1系列	数量 2基		
		—	—	—	—	—	—	—		
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	1系列	1系列	1系列	2基	
		容量	—	—	—	—	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
		自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	
		地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
		操作内容	操作不要	弁の手動操作	弁の手動操作	操作不要	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作	
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	切替操作がないため該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼ	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼ	
その他(飛散物)			保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	該当なし	該当なし	該当なし		
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。				・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷				影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度				影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	—	カブラ方式	カブラ方式					
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	—	接続口を2箇所確保	接続口を2箇所確保					
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理					
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない				
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管				
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保					
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管					
		落雷	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管					
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない					

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	
33条適合性		(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 前処理建屋換気設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 溶解設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (e) せん断処理設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (f) せん断処理・溶解廃ガス処理設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (f) せん断処理・溶解廃ガス処理設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の前処理建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセルへの導出経路を構築するための設備)	
		廃ガス洗浄塔シール ポット	前処理建屋排気系	—	せん断機	—	隔離弁	—	
		—	—	—	—	—	—	種類 内径250mm, 4m/本	
		数量 1基	数量 1系列	数量 2系列	数量 2基	数量 3系列	数量 3基	数量 4本(うち2本は故障時バックアップ)	
		—	—	—	—	—	—	—	
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1基	1系列	2系列	2基	3系列	3基	2(1)セット
		容量	—	—	—	—	—	—	—
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
		自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
		地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
		操作内容	操作不要	ダンプの手动操作	操作不要	操作不要	弁の手动操作	弁の手动操作	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	切替操作がないため該当しない	通常と同じダンプ操作	切替操作がないため該当しない	切替操作がないため該当しない	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	重大事故等専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼ	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼ	通常時の系統構成を要することなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼ	通常時の系統構成を要することなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼ	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼ	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性						フランジ方式	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)						対象外	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)						10mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所 常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管 故意による大型航空機の衝突に対する考慮						可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。外部保管エリアに1セットを保管	
	第5号	アクセスルート						2ルート確保	
	第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。 落雷 降下火砕物による降灰濃度						保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管 建屋内及び保管用コンテナに保管 影響を受けない

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発		
33条適合性		(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 主排気筒へ排出するユニット(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の前処理建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 前処理建屋換気設備	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型フィルタ(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の前処理建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型排風機(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の前処理建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)		
		—	前処理建屋排気系	—	可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の前処理建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	排気用ホース	—		
		—	—	種類 高性能粒子フィルタ 粒子除去効率 99.9%以上(0.3μm OP粒子)	種類 内径250mm, 2m/本	種類 呼び径25A, 2m/本	種類 遠心式 主要材料 ステンレス鋼		
		数量 1系列	数量 1系列	基数 6基(うち4基は故障時バックアップ)	数量 6本(うち3本は故障時バックアップ)	数量 2本(うち1本は故障時バックアップ)	台数 4台(うち2台は故障時バックアップ, 1台は待機除外時バックアップ)		
		—	—	容量 約2,500m ³ /h/基	—	—	容量 約2,400m ³ /h/台		
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1系列	1系列	2(1)セット	2(1)セット	2(1)セット	2セット+1台 (1セット+1台)	
		容量	—	—	約2,500m ³ /h/基	—	—	約2,400m ³ /h/台	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	
		自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	
	第3号	操作性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けないに設置	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けないように設置	
			操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
	操作内容		操作不要	弁、ダンパの手動操作	操作不要	操作不要	操作不要	起動及び停止操作	
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	切替操作がないため該当しない	通常と同じダンパ操作	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない					
		落雷	影響を受けない	影響を受けない					
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない					
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性			フランジ方式	フランジ方式	カブラ方式	フランジ方式	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)			対象外	対象外	対象外	対象外	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管			考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮			外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート			2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。			保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷			建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内、簡易倉庫に保管	
		降下火砕物による降灰濃度			影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

分離建屋

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための の空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための の空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための の空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための の空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための の空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための の空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための の空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための の空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備	
33条適合性		(a) 圧縮空気貯槽	(b) 予備圧縮空気ユニット	(c) 手動圧縮空気ユニット	(d) 圧縮空気供給系	(e) 圧縮空気設備	(f) 分離設備	(g) 分配設備	(h) 分離建屋一時貯留処理設備	
		—	圧縮空気ポンペ ラック	圧縮空気ポンペ ラック	—	水素掃気用安全圧縮空気系	—	—	—	
		数量 3基 容量 5.5m3/基 圧力 0.69MPa以上	数量 1式	数量 1式	数量 2系列	数量 1系列	数量 10系列	数量 5系列	数量 10系列	
第33条	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3基	1式	1式	2系列	1系列	10系列	8系列	10系列
		容量	5.5m3/基	—	—	—	—	—	—	—
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
		自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
			操作内容	操作不要	操作不要	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	切替操作がないため該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作
	第6号	悪影響	系統設計	通常の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	重大事故対処の系統を隔離し、通常時の系統構成とするため悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない
			その他(飛散物)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
第2号(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴う溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない
第3号(可搬型)	第1号	常設との接続性								
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)								
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)								
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管							
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮							
	第5号	アクセスルート								
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴う溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。								
		落雷								
		降下火砕物による降灰濃度								

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	
33条適合性		(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (i) 溶媒回収設備	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (j) 高レベル廃液処理設備	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (k) 計測制御設備	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型空気圧縮機(一部は、前処理建屋の水素爆発に対処するための設備の水素爆発未然防止設備)	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型建屋外ホース	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	
		溶媒再生系	高レベル廃液濃縮設備	—	—	—	建屋内ホース	建屋内ホース	接続金具	
		分離・分配系	高レベル廃液濃縮系	—	—	種類 呼び径19mm, 20m/本	種類 呼び径19mm, 10m/本	種類 呼び径19mm, 5m/本	種類 二口分岐, 呼び径20A×20A	
		数量 1系列	数量 2系列	数量 18系列	台数 4台(うち2台は故障時バックアップ, 1台は待機除外時バックアップ) 容量 約450m ³ /h/台 (うち3台は、前処理建屋の水素爆発に対処するための設備の水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	数量 45本(うち30本は故障時バックアップ)	数量 72本(うち48本は故障時バックアップ)	数量 42本(うち28本は故障時バックアップ)	数量 6基(うち4基は故障時バックアップ)	
第1項(共通)	第1号	個数 (i)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1系列	2系列	18系列	2セット+1台 (1セット+1台)	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	—	—	—	約450m ³ /h/台	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	屋外環境に対応	屋外環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋外環境に対応	屋外環境に対応	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
		地震に伴う溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	屋外のため該当しない	屋外のため該当しない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋外	屋外	屋内	屋内
			操作内容	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作	起動及び停止操作	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴う溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない					
		落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない					
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない					
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性							カブラ方式	
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)							可搬型重大事故等対処設備と接続する接続口を2箇所確保	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)				平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管				考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮				・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート				2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴う溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。				保管時は固縛をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷				建物近傍、保管庫及び簡易倉庫に保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度				建屋内へ移動	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	
		(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 圧縮空気供給系	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 分離設備(拡大防止用圧縮空気供給系)	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 分配設備(拡大防止用圧縮空気供給系)	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 分離建屋一時貯留処理設備(拡大防止用圧縮空気供給系)	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (e) 高レベル廃液処理設備	
		接続金具	接続金具	流量調節弁	—	—	—	—	高レベル廃液濃縮設備	
		種類 四口分岐、呼び径20A×20A 数量 6基(うち4基は故障時バックアップ)	種類 六口分岐、呼び径20A×20A 数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	種類 呼び径20A 数量 42基(うち28基は故障時バックアップ)	数量 2系列	数量 6系列	数量 2系列	数量 4系列	数量 1系列	
第33条	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	2系列	6系列	2系列	4系列	1系列
		容量	—	—	—	—	—	—	—	—
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
		自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
		操作内容	操作不要	操作不要	弁の手动操作	弁の手动操作	弁の手动操作	弁の手动操作	弁の手动操作	弁の手动操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
		その他(飛散物)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴う溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。				・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷				影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度				影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性								
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)								
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等					
	第4号	保管場所	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない					
		故意による大型航空機の衝突に対する考慮	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管					
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保					
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴う溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管					
	落雷	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管						
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない					

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	
33条適合性		(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (f) 計測制御設備	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型空気圧縮機(水素爆発未然防止設備)	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型建屋外ホース(水素爆発未然防止設備)	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース(水素爆発未然防止設備)	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース(水素爆発未然防止設備)	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (g) 可搬型建屋内ホース(水素爆発未然防止設備)	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (g) 可搬型建屋内ホース(水素爆発未然防止設備)	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (g) 可搬型建屋内ホース(水素爆発未然防止設備)	
		—	—	—	建屋内ホース	建屋内ホース	接続金具	接続金具	接続金具	
		—	—	種類 呼び径19mm, 20m/本	種類 呼び径19mm, 10m/本	種類 呼び径19mm, 5m/本	種類 二口分岐, 呼び径20A×20A	種類 四口分岐, 呼び径20A×20A	種類 六口分岐, 呼び径20A×20A	
		数量 15系列	台数 4台(うち2台は故障時バックアップ, 1台は待機除外時バックアップ) 容量 約450m ³ /h/台	数量 45本(うち30本は故障時バックアップ)	数量 54本(うち36本は故障時バックアップ)	数量 42本(うち28本は故障時バックアップ)	数量 6基(うち4基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	15系列	2セット+1台 (1セット+1台)	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	—	約450m ³ /h/台	—	—	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	屋外環境に対応	屋外環境に対応	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等
		自然現象等	屋内のため該当しない	屋外環境に対応	屋外環境に対応	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋外	屋外	屋内	屋内	屋内	屋内
		操作内容	弁の手動操作	起動及び停止操作	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常の非分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常の非分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常の非分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常の非分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常の非分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常の非分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常の非分離された状態であり悪影響を及ぼさない
		その他(飛散物)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	平常時と同等	平常時と同等	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴う溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない							
		落雷	影響を受けない							
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない							
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性				カブラ方式				
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)				可搬型重大事故等対処設備と接続する接続口を2箇所確保				
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)		平常時と同等	平常時と同等	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
		故意による大型航空機の衝突に対する考慮		・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート		2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴う溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
	落雷		建物近傍、保管庫及び簡易倉庫に保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度		建屋内へ移動	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発			
33条適合性		(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース(水素爆発未然防止設備)	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセルへの導出経路を構築するための設備)	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット(フィルタ)(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセルへの導出経路を構築するための設備)	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 高レベル廃液処理設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 分離建屋換気設備			
		流量調節弁	—	—	高レベル廃液濃縮設備	塔槽類廃ガス処理系	隔離弁	廃ガス リリーフ ポット	分離建屋排気系			
		種類 呼び径20A	—	—	高レベル廃液濃縮系	—	—	—	—			
		数量 42基(うち28基は故障時バックアップ)	数量 1系列	数量 1基	数量 1系列	数量 1系列	数量 4基	数量 1基	数量 1系列			
第33条	第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	1系列	1系列	1系列	1系列	4基	4基	1系列	
			容量	—	—	—	—	—	—	—		
		第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	
			地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	
		第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
			操作内容	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作	操作不要	操作不要	弁の手動操作	操作不要	操作不要	
		第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
		第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	切替操作がないため該当しない	切替操作がないため該当しない	通常と同じ弁操作	切替操作がないため該当しない	切替操作がないため該当しない	
		第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	重大事故対処の系統を隔離し、通常時の系統構成とするため悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成と異なることによる重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成と異なることによる重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成と異なることによる重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成と異なることによる重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	
その他(飛散物)	該当なし			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし			
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理			
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	—	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない			
		落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない			
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない			
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	—	—	—	—	—	—	—			
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)	—	—	—	—	—	—	—			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	—	—	—	—	—	—			
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	—	—	—	—	—	—		
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	・外部保管エリアに1セットを保管	—	—	—	—	—	—		
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	—	—	—	—	—	—			
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	—	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	—	—	—	—	—			
		落雷	影響を受けない	建屋内及び保管用コンテナに保管	—	—	—	—	—			
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	—	—	—	—	—	—			

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発		
33条適合性		(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 分離建屋換気設備	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型フィルタ(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)		
		分離建屋排気系	—	可搬型ダクト	可搬型ダクト	可搬型ダクト	可搬型ダクト	可搬型ダクト	可搬型ダクト	可搬型ダクト		
		—	種類 高性能粒子フィルタ 粒子除去効率 99.9%以上(0.3μmDOP粒子) 数量 1系列	種類 内径500mm, 0.2m/本 数量 2本(うち1本は故障時バックアップ)	種類 内径500mm, 0.4m/本 数量 8本(うち4本は故障時バックアップ)	種類 内径500mm, 0.5m/本 数量 2本(うち1本は故障時バックアップ)	種類 内径500mm, 0.6m/本 数量 2本(うち1本は故障時バックアップ)	種類 内径500mm × 160mm, 0.8m/本 数量 2本(うち1本は故障時バックアップ)	種類 内径500mm, 1m/本 数量 4本(うち2本は故障時バックアップ)	種類 内径500mm, 1m/本 数量 4本(うち2本は故障時バックアップ)		
第33条	第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1系列	3(2)セット	2(1)セット	2(1)セット	2(1)セット	2(1)セット	2(1)セット		
		第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線 自然現象等 地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	
		第3号	操作性	操作環境 操作内容	屋内 ダンバの手動操作	屋内 操作不要	屋内 操作不要	屋内 操作不要	屋内 操作不要	屋内 操作不要	屋内 操作不要	屋内 操作不要
		第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
		第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じダンバ操作	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
		第6号	悪影響	系統設計 その他(飛散物)	通常の設計としており、悪影響を及ぼさない 該当なし	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない 該当なし	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない 該当なし	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない 該当なし	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない 該当なし	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない 該当なし	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない 該当なし	
		第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
		第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。 落雷 降下火砕物による降灰濃度	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない 影響を受けない 影響を受けない							
		第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性								
		第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)									
第3号	設置場所(放射線影響の防止)		10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管 故意による大型航空機の衝突に対する考慮	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない ・外部保管エリアに1セットを保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない ・外部保管エリアに1セットを保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない ・外部保管エリアに1セットを保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない ・外部保管エリアに1セットを保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない ・外部保管エリアに1セットを保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない ・外部保管エリアに1セットを保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない ・外部保管エリアに1セットを保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない ・外部保管エリアに1セットを保管		
第5号	アクセスルート		2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保		
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。 落雷 降下火砕物による降灰濃度	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管 建屋内及び保管用コンテナに保管 影響を受けない	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管 建屋内及び保管用コンテナに保管 影響を受けない	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管 建屋内及び保管用コンテナに保管 影響を受けない	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管 建屋内及び保管用コンテナに保管 影響を受けない	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管 建屋内及び保管用コンテナに保管 影響を受けない	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管 建屋内及び保管用コンテナに保管 影響を受けない	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管 建屋内及び保管用コンテナに保管 影響を受けない	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管 建屋内及び保管用コンテナに保管 影響を受けない		

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	
33条適合性		(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	
		可搬型ダクト	可搬型ダクト	可搬型ダクト	可搬型ダクト	可搬型ダクト	可搬型ダクト	可搬型ダクト	可搬型ダクト	
		種類 内径500mm, 1.2m/本	種類 内径500mm, 2m/本	種類 内径500mm, 2.5m/本	種類 内径500mm, 3m/本	種類 エルボ, 内径500mm	種類 二口分岐, 内径500mm × 180mm	種類 二口分岐, 内径500mm × 500mm	種類 二口分岐, 内径500mm × 500mm	
		数量 2本(うち1本は故障時バックアップ)	数量 4本(うち2本は故障時バックアップ)	数量 2本(うち1本は故障時バックアップ)	数量 2本(うち1本は故障時バックアップ)	数量 14本(うち7本は故障時バックアップ)	数量 2本(うち1本は故障時バックアップ)	数量 2本(うち1本は故障時バックアップ)	数量 8基(うち4基は故障時バックアップ)	
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	2(1)セット	2(1)セット	2(1)セット	2(1)セット	2(1)セット	2(1)セット	2(1)セット	
		容量	—	—	—	—	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
			操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	通常と同じダンパ操作
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
			その他(飛散物)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。								
		落雷								
		降下火砕物による降灰濃度								
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性				フランジ方式				
	第2号	異なる複数の接続口の確保(再処理施設の外から水等を供給するもの)				再処理施設の外から水等を供給するものではないため、対象外				
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

33条適合性		36条 水素爆発			
		(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型排風機(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の分離建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)			
		種類	遠心式		
		主要材料	ステンレス鋼		
		台数	3台(うち2台は故障時バックアップ)		
		容量	約2,400m ³ /h/台		
第33条	第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	2セット+1台	
			容量	—	
		第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応
				自然現象等	屋内のため該当しない
				地震に伴う溢水、化学薬品漏えい ^{※1} 及び火災 ^{※2} ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けないよう設置
		第3号	操作性	操作環境	屋内
				操作内容	起動及び停止操作
	第4号	試験・検査		「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)		重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	
その他(飛散物)			該当なし		
第7号	設置場所(放射線影響の防止)		10mSv以下で作業管理		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴う溢水、化学薬品漏えい ^{※1} 及び火災 ^{※2}) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。			
		落雷			
		降下火砕物による降灰濃度			
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理		
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	・外部保管エリアに1セットを保管	
	第5号	アクセスルート		2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴う溢水、化学薬品漏えい ^{※1} 及び火災 ^{※2}) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管		
		落雷	建屋内、簡易倉庫に保管		
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない		

精製建屋

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	
		(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 圧縮空気貯槽	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 圧縮空気貯槽	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 予備圧縮空気ユニット	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 手動圧縮空気ユニット	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (e) 圧縮空気供給系	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (f) 圧縮空気設備	
33条適合性				圧縮空気ポンペ ラック	圧縮空気ポンペ ラック		水素掃気用安全圧縮空気系	
		数量 2基	数量 3基	数量 1式	数量 1式	数量 2系列	数量 1系列	
		容量 2.5m ³ /基 圧力 0.69MPa以上	容量 5m ³ /基 圧力 0.69MPa以上					
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	2基	3基	1式	1式	2系列	1系列
		容量	2.5m ³ /基	5m ³ /基				
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
			操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	弁の手動操作	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	切替操作がないため該当しない	切替操作がないため該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	通常と同じ弁操作
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成を要することなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を要することなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	重大事故等対処の系統を隔離し、通常時の系統構成とするため悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性						
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)						
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)						
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管					
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮					
	第5号	アクセスルート						
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。						
		落雷 降下火砕物による降灰濃度						

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (f) 圧縮空気設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (g) フルトニウム精製設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (h) 精製建屋一時貯留処理設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (i) フルトニウム精製設備(発生防止用圧縮空気供給系)	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (i) 精製建屋一時貯留処理設備(発生防止用圧縮空気供給系)	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型空気圧縮機		
33条適合性		かくはん用安全圧縮空気系	-	-	-	-	-		
		数量 1系列	数量 29系列	数量 9系列	数量 1系列	数量 1系列	台数 4台(うち2台は故障時バックアップ, 1台は待機除外時バックアップ)		
		-	-	-	-	-	容量 約220m ³ /h/台		
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1系列	29系列	9系列	1系列	1系列	2セット+1台 (1セット+1台)	
		容量	-	-	-	-	-	約450m ³ /h/台	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	屋外環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋外環境に対応
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	屋外のため該当しない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋外
			操作内容	弁の手动操作	弁の手动操作	弁の手动操作	弁の手动操作	弁の手动操作	起動及び停止操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成をえることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない		
		落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性						対象外	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)						対象外	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)						平常時と同等	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管						可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮						外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート						2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。						保管時は固縛をして保管	
		落雷						建物近傍、保管庫及び簡易倉庫に保管	
		降下火砕物による降灰濃度						建屋内へ移動	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型建屋外ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	
33条適合性								
		種類 呼び径19mm, 20m/本	種類 呼び径19mm, 10m/本	種類 呼び径19mm, 5m/本	種類 二口分岐, 呼び径20A×20A	種類 四口分岐, 呼び径20A×20A	種類 異径継手, 呼び径20A×25A	
		数量 30本(うち20本は故障時バックアップ)	数量 12本(うち8本は故障時バックアップ)	数量 57本(うち38本は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 12基(うち8基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	—	—	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	屋外環境に対応	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等
			自然現象等	屋外環境に対応	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	屋外のため該当しない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋外	屋内	屋内	屋内	屋内
			操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。						
		落雷						
		降下火砕物による降灰濃度						
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	対象外	対象外	対象外	カブラ方式	カブラ方式	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

33条適合性		36条 水素爆発		36条 水素爆発	
		(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース		(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	
		減圧弁		流量調節弁	
		種類 呼び径20A, 圧力計付き		種類 呼び径20A	
		数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)		数量 69基(うち46基は故障時バックアップ)	
		-		-	
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	-	-	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	平常時と同等
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けないよう設置
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内
			操作内容	操作不要	弁の手动操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	/	/	
		落雷	/	/	
		降下火砕物による降灰濃度	/	/	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	対象外	対象外	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 圧縮空気供給系	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (f) 計測制御設備	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型空気圧縮機(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型建屋外ホース(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース		
33条適合性									
		数量 2系列	数量 30系列	台数 4台(うち2台は故障時バックアップ, 1台は待機除外時バックアップ) 容量 約220m ³ /h/台	数量 30本(うち15本は故障時バックアップ) 種類 呼び径19mm, 20m/本	数量 51本(うち34本は故障時バックアップ) 種類 呼び径19mm, 10m/本	数量 45本(うち30本は故障時バックアップ) 種類 呼び径19mm, 5m/本		
第33条	第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	2系列	30系列	2セット+1台 (1セット+1台)	3(2)セット	3(2)セット	
		第2号	容量	—	—	約450m ³ /h/台	—	—	
	第2項(常設)	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	屋外環境に対応	屋外環境に対応	平常時と同等
			自然現象等	地震に伴うの漏水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋外環境に対応	屋外環境に対応	屋内のため該当しない
	第3項(可搬型)	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋外	屋外	屋内
			操作内容	弁の手動操作	弁の手動操作	起動及び停止操作	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を要することなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	
			その他(飛散物)	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	平常時と同等	平常時と同等	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
第2項(共通)	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの漏水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない					
		落雷	影響を受けない	影響を受けない					
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない					
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性			対象外	対象外	対象外		
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)			対象外	対象外	対象外		
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			屋外	屋外	0.1mSv以下で作業管理		
	第4号	保管場所 常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管 故意による大型航空機の衝突に対する考慮			可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。 外部保管エリアに1セットを保管	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。 外部保管エリアに1セットを保管	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。 外部保管エリアに1セットを保管	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。 外部保管エリアに1セットを保管	
	第5号	アクセスルート			2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
	第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの漏水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。			保管時は固縛をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷			建物近傍、保管庫及び簡易倉庫に保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管		
		降下火砕物による降灰濃度			建屋内へ移動	影響を受けない	影響を受けない		

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	
33条適合性		接続金具	接続金具	接続金具(水素爆発未然防止設備)	接続金具	減圧弁(一部は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	流量調節弁(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	
		種類 七口分岐, 呼び径20A×20A	種類 六口分岐, 呼び径20A×20A	種類 二口分岐, 呼び径20A×20A	種類 異径継手, 呼び径20A×8A	種類 呼び径20A, 圧力計付き	種類 呼び径20A	
		数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 45基(うち30基は故障時バックアップ)	数量 9基(うち6基は故障時バックアップ)	数量 45基(うち30基は故障時バックアップ)	
		—	—	—	—	—	—	
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	—	—	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等
		自然現象等	地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
		健全性	地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
		操作内容	操作不要	操作不要	操作不要	操作不要	弁の手動操作	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない	保管時は固縛により悪影響を及ぼさない
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。						
		落雷						
		降下火砕物による降灰濃度						
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	カブラ方式	カブラ方式	カブラ方式	カブラ方式	対象外	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	0.1mSv以下で作業管理	0.1mSv以下で作業管理	0.1mSv以下で作業管理	0.1mSv以下で作業管理	0.1mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。 故意による大型航空機の衝突に対する考慮	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。
		外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)からセルに導出するユニット(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の精製建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセルへの導出経路を構築するための設備)	36条 水素爆発 (3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)からセルに導出するユニット(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の精製建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセルへの導出経路を構築するための設備)	36条 水素爆発 (3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) プルトニウム精製設備(一部は、冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の精製建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセルへの導出経路を構築するための設備)	36条 水素爆発 (3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 精製建屋一時貯留処理設備(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の精製建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセルへの導出経路を構築するための設備)	36条 水素爆発 (3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	36条 水素爆発 (3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備			
33条適合性		—	—	—	—	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	隔離弁			
		数量 1系列	数量 1基	数量 9系列(うち7系列は、冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の精製建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセルへの導出経路を構築するための設備)	数量 3系列	数量 1系列	数量 5基			
第33条	第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1系列	1系列	9系列	3系列	1系列	5基	
		第2号	容量	—	—	—	—	—	—	
	第2項(常設)	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
				自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
	第3項(可搬型)	第3号	操作性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
				操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
			操作内容	弁の手動操作	弁の手動操作	操作不要	操作不要	操作不要	弁の手動操作	
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。		
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	切替操作がないため該当しない	切替操作がないため該当しない	切替操作がないため該当しない	通常と同じ弁操作		
	第6号	悪影響	系統設計	重大事故等対処の系統を隔離し、通常時の系統構成とするため悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を要することなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を要することなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない。	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない。	
その他(飛散物)			地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	該当なし	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない		
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理			
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない		
			落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
			降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性								
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)								
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)								
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管							
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮							
	第5号	アクセスルート								
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。								
			落雷							
		降下火砕物による降灰濃度								

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

33条適合性		36条 水素爆発			
		(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備			
		廃ガス ポット			
		—			
		数 量 1基			
		—			
第33条	第1項 (共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1基	
			容量	—	
		第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応
				自然現象等	屋内のため該当しない
				地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない
		第3号	操作性	操作環境	屋内
				操作内容	操作不要
	第4号	試験・検査		「33条 別紙-1」参照。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)		切替操作がないため該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成を変えなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	
			その他(飛散物)	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)		10mSv以下で作業管理	
	第2項 (常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
落雷			影響を受けない		
降下火砕物による降灰濃度			影響を受けない		
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管		
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮		
	第5号	アクセスルート			
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない		
		落雷	影響を受けない		
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない		

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	
		(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (e) 精製建屋換気設備	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 精製建屋換気設備	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型フィルタ(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の精製建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の精製建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の精製建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の精製建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	
		精製建屋排気系	精製建屋排気系	-	可搬型ダクト	可搬型ダクト	可搬型ダクト	
		-	-	種類 高性能粒子フィルタ 粒子除去効率 99.9%以上(0.3μmDOP粒 基数 6基(うち4基は故障時バック アップ))	種類 内径500mm, 1m/本	種類 内径500mm, 2m/本	種類 内径500mm, 4m/本	
		数量 1系列	数量 1系列	数量 2本(うち1本は故障時バック アップ)	数量 2本(うち2本は故障時バック アップ)	数量 4本(うち2本は故障時バック アップ)	数量 6本(うち3本は故障時バック アップ)	
		-	-	容量 約2,500m ³ /h/基	-	-	-	
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1系列	1系列	3(2)セット	2(1)セット	2(1)セット	
		容量	-	-	-	-	-	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
		健全性	地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けないよう設置	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
			操作内容	ダンパの手动操作	ダンパの手动操作	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じダンパ操作	通常と同じダンパ操作	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない。	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない。	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない				
		落雷	影響を受けない	影響を受けない				
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない				
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性			フランジ方式	フランジ方式	フランジ方式	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)			対象外	対象外	対象外	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			0.1mSv以下で作業管理	0.1mSv以下で作業管理	0.1mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管			可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮			外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート			2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。			保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷			建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度			影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発		36条 水素爆発		36条 水素爆発		36条 水素爆発	
33条適合性		(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の精製建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)		(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の精製建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)		(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の精製建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)		(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型排風機(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の精製建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	
		可搬型ダクト		可搬型ダクト		可搬型ダンパ		-	
		種類 90度エルボ、内径500mm		種類 二口分岐、内径500mm		-		種類 遠心式 主要材料 ステンレス鋼	
		数量 4本(うち2本は故障時バックアップ)		数量 4本(うち2本は故障時バックアップ)		数量 8基(うち4基は故障時バックアップ)		台数 3台(うち2台は故障時バックアップ)	
		-		-		-		容量 約2,400m ³ /h/台	
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	2(1)セット	2(1)セット	2(1)セット	2(1)セット	2セット+1台		
		容量	-	-	-	-			
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応		
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない		
		地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けないよう設置			
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内		
			操作内容	操作不要	操作不要	ダンパの手動操作	起動及び停止操作		
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。			
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	通常と同じダンパ操作	重大事故対処専用であり該当しない			
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない		
その他(飛散物)			地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない	地震起因重大事故機能維持設計としており悪影響を及ぼさない			
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理				
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。							
		落雷							
		降下火砕物による降灰濃度							
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	フランジ方式	フランジ方式	フランジ方式	フランジ方式			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	対象外	対象外	対象外	対象外			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	0.1mSv以下で作業管理	0.1mSv以下で作業管理	0.1mSv以下で作業管理	0.1mSv以下で作業管理			
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。	可搬型重大事故等対処設備のバックアップを常設重大事故等対処設備から離れた外部保管エリアに保管する。		
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管		
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保			
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1:化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2:火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管			
		落雷	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内、簡易倉庫に保管			
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない			

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発		
		(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 圧縮空気ユニット	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 予備圧縮空気ユニット	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 手動圧縮空気ユニット	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 圧縮空気供給系	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (e) 圧縮空気設備	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (e) 圧縮空気設備	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (f) ウラン・プルトニウム混合脱硝設備		
33条適合性		圧縮空気ポンペ ラック	圧縮空気ポンペ ラック	圧縮空気ポンペ ラック	—	水素掃気用安全圧縮空気系	かくはん用安全圧縮空気系	溶液系		
		—	—	—	—	—	—	—		
		数 量 1式	数 量 1式	数 量 1式	数 量 2系列	数 量 1系列	数 量 1系列	数 量 8系列		
		—	—	—	—	—	—	—		
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1式	1式	1式	2系列	1系列	1系列	8系列	
		容量	—	—	—	—	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
			操作内容	操作不要	操作不要	弁の手動操作	操作不要	弁の手動操作	弁の手動操作	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	切替操作がないため該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	重大事故対処の系統を隔離し、通常時の系統構成とするため悪影響を及ぼさない	重大事故対処の系統を隔離し、通常時の系統構成とするため悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成を替えることなく重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない		
		落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない		
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない		
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性								
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)								
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)								
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管							
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮							
	第5号	アクセスルート								
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。								
		落雷 降下火砕物による降灰濃度								

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発		
33条適合性		(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型空気圧縮機(精製建屋の水素爆発に対処するための設備の水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型建屋外ホース	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	(1) 水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 圧縮空気供給系		
		—	—	建屋内ホース	接続金具	流量調節弁	減圧弁	—		
		—	種類 呼び径16mm, 20m/本	種類 呼び径16mm, 20m/本	種類 四口分岐, 呼び径15A x 15A	種類 呼び径15A	種類 呼び径15A	—		
		台数 4台(うち2台は故障時バックアップ, 1台は待機除外時バックアップ) 容量 約220m ³ /h/台	数量 45本(うち30本は故障時バックアップ)	数量 18本(うち12本は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 12基(うち8基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 2系列		
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	2セット+1台 (1セット+1台)	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	2系列	
		容量	約220m ³ /h/台	—	—	—	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	屋外環境に対応	屋外環境に対応	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋外環境に対応	屋外環境に対応	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	屋外のため該当しない	屋外のため該当しない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋外	屋外	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
			操作内容	起動及び停止操作	操作不要	操作不要	操作不要	弁の手动操作	弁の手动操作	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	10mSv以下で作業管理		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。							・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷							影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度								影響を受けない
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性			カブラ方式					
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)			接続口を2箇所確保					
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等		
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保		
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管		
		落雷	建物近傍及び保管庫に保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管		
		降下火砕物による降灰濃度	建屋内へ移動	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない		

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	
33条適合性		(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 計測制御設備	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型空気圧縮機(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型建屋外ホース(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	
		—	—	種類 呼び径16mm, 20m/本	種類 呼び径16mm, 20m/本	種類 四口分岐, 呼び径15A×15A	種類 異径金具, 呼び径15A×8A	種類 呼び径15A	
		数量 8系列	台数 4台(うち2台は故障時バックアップ, 1台は待機除外時バックアップ)	数量 45本(うち30本は故障時バックアップ)	数量 27本(うち18本は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 12基(うち8基は故障時バックアップ)	数量 12基(うち8基は故障時バックアップ)	
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	8系列	2セット+1台 (1セット+1台)	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	—	約220m ³ /h/台	—	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	屋外環境に対応	屋外環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋外環境に対応	屋外環境に対応	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	屋外のため該当しない	屋外のため該当しない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋外	屋外	屋内	屋内	屋内
			操作内容	弁の手動操作	起動及び停止操作	操作不要	操作不要	操作不要	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	平常時と同等	平常時と同等	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない						
		落雷	影響を受けない						
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない						
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性					カブラ方式		
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)					接続口を2箇所確保		
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)		平常時と同等	平常時と同等	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート		2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建物近傍及び保管庫に保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	建屋内へ移動	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない		

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	
33条適合性		(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセルへの導出経路を構築するための設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット(フィルタ)(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセルへの導出経路を構築するための設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	
		減圧弁(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	—	—	—	—	—	—	
		種類 呼び径15A	—	—	—	—	—	—	
		数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 1系列	数量 1基	数量 1系列	数量 1系列	数量 4基	数量 1系列	
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	1系列	1系列	1系列	1系列	1系列	
		容量	—	—	—	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
			操作内容	弁の手动操作	弁の手动操作	弁の手动操作	操作不要	操作不要	弁の手动操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	切替操作がないため該当しない	切替操作がないため該当しない	通常と同じ弁操作	通常と同じダンバ操作
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	重大事故対処の系統を隔離し、通常時の系統構成とするため悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。		・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷		影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度		影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性							
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)							
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理						
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない					
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	・外部保管エリアに1セットを保管					
	第5号	アクセスルート	2ルート確保						
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管						
		落雷	建屋内及び保管用コンテナに保管						
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない						

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発	
33条適合性		(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型フィルタ(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型排風機(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系	—	可搬型ダクト	可搬型ダクト	可搬型ダンパ	—	
		—	種類 高性能粒子フィルタ 粒子除去効率 99.9%以上(0.3μmDQP粒子)	種類 内径500mm、2m/本	種類 二口分岐、内径500mm	—	種類 遠心式 主要材料 ステンレス鋼	
		数量 1系列	基数 6基(うち4基は故障時バックアップ) 容量 約2,500m ³ /h/基	数量 50本(うち25本は故障時バックアップ)	数量 4本(うち2本は故障時バックアップ)	数量 8基(うち4基は故障時バックアップ)	台数 3台(うち2台は故障時バックアップ) 容量 約2,400m ³ /h/台	
第1項(共通)	第1号	個数 ()は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1系列	3(2)セット	2(1)セット	2(1)セット	2(1)セット	
		容量	—	約2,500m ³ /h/基	—	—	約2,400m ³ /h/台	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けないよう設置	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内	屋内	屋内
			操作内容	ダンパの手动操作	操作不要	操作不要	操作不要	ダンパの手动操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。	「33条 別紙-1」参照。
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じダンパ操作	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	通常と同じダンパ操作	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない					
		落雷	影響を受けない					
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない					
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性			フランジ方式			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)			再処理施設の外から水等を供給するものではないため、対象外			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)		10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管		考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮		・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管	・外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート		2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。		保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷		建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	建屋内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度		影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

高レベル廃液ガラス固化建屋

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 圧縮空気供給系	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 圧縮空気設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 圧縮空気設備		
33条適合性		-	水素掃気用安全圧縮空気系	かくはん用安全圧縮空気系		
		数 量 2系列	数 量 1系列	数 量 1系列		
第1項 (共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	2系列	1系列	1系列	
		容量	-	-	-	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内
			操作内容	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等		
第2項 (常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性				
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)				
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)				
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管			
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮			
	第5号	アクセスルート				
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。				
		落雷				
		降下火砕物による降灰濃度				

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 高レベル廃液処理設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 高レベル廃液処理設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 高レベル廃液処理設備		
33条適合性		高レベル廃液貯蔵設備 高レベル濃縮廃液貯蔵系	高レベル廃液貯蔵設備 不溶解残渣廃液貯蔵系	高レベル廃液貯蔵設備 共用貯蔵系		
		数量 8系列	数量 6系列	数量 2系列		
第33条	第1項 (共通)	第1号 個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。 容量	8系列	6系列	2系列	
		第2号 環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
		第3号 操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内
			操作内容	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作
		第4号 試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号 切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作		
	第6号 悪影響	系統設計	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	
		その他(飛散物)	該当なし	該当なし	該当なし	
	第7号 設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等		
	第2項 (常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
			落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない
降下火砕物による降灰濃度			影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
第3項 (可搬型)	第1号 常設との接続性					
	第2号 異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)					
	第3号 設置場所(放射線影響の防止)					
	第4号 保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管				
		故意による大型航空機の衝突に対する考慮				
	第5号 アクセスルート					
第6号 共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。 落雷 降下火砕物による降灰濃度					

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 高レベル廃液ガラス固化設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (e) 計測制御設備	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型空気圧縮機(一部は、前処理 建屋の水素爆発に対処するための 設備の水素爆発を未然に防止するた めの空気の供給に使用する設備及び 分離建屋の水素爆発に対処するた めの設備の水素爆発を未然に防止する ための空気の供給に使用する設備)		
33条適合性						
		数 量 6系列	数 量 6系列	台 数 4台(うち2台は故障時 バックアップ、1台は待機除外時バック アップ)		
				容 量 約450m ³ /h/台(うち3 台は、前処理建屋の水素爆発に対処 するための設備の水素爆発を未然に 防止するための空気の供給に使用す る設備、1台は、分離建屋の水素爆発 に対処するための設備の水素爆発を 未然に防止するための空気の供給に		
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	6系列	6系列	2セット+1台 (1セット+1台)	
		容量			約450m ³ /h/台	
	第2号	環境 条件に おける 健全 性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	平常時と同等	屋外環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋外環境に対応
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の 防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	屋外のため該当しない
	第3号	操 作 性	操作環境	屋内	屋内	屋外
			操作内容	弁の手動操作	弁の手動操作	起動及び停止操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪 影 響	系統設計	通常時の系統構成から重大事故等対 処施設としての系統構成に切り替えら れる設計としており、悪影響を及ぼさ ない	通常時の系統構成から重大事故等対 処施設としての系統構成に切り替えら れる設計としており、悪影響を及ぼさ ない	通常時は分離された状態であり悪影 響を及ぼさない
			その他(飛散物)	該当なし	該当なし	該当なし
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
	第2項(常設)	共通要 因故障 防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火 災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の 防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計とし ており、重大事故等の起因となる安全 機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計とし ており、重大事故等の起因となる安全 機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
落雷			影響を受けない	影響を受けない		
降下火砕物による降灰濃度			影響を受けない	影響を受けない		
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性				
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)				
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)			平常時と同等	
	第4号	保 管 場 所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管			考慮する対象となる常設重大事故等 対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮			外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート			2ルート確保	
第6号	共 通 要 因 故 障 防 止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火 災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の 防止」に基づき必要な措置を講じる。			保管時は固縛、溢水に対する防護をし て保管	
		落雷			建物近傍及び保管庫に保管	
		降下火砕物による降灰濃度			建屋内へ移動	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型建屋外ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	
33条適合性			建屋内ホース	建屋内ホース	
		種類 呼び径31.5mm, 10m/ 本	種類 呼び径31.5mm, 10m/ 本	種類 呼び径31.5mm, 2m/ 本	
		数量 117本(うち78本は故障時 バックアップ)	数量 6本(うち4本は故障時 バックアップ)	数量 6本(うち4本は故障時 バックアップ)	
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	屋外環境に対応	平常時と同等
			自然現象等	屋外環境に対応	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	屋外のため該当しない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋外	屋内
			操作内容	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。			
		落雷			
		降下火砕物による降灰濃度			
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性		カブラ方式	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)		可搬型重大事故等対処設備と接続する接続口を2箇所確保	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建物内及び保管用コンテナに保管	建物内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	
33条適合性		建屋内ホース	建屋内ホース	接続金具	
		種類 呼び径19mm, 10m/本	種類 呼び径19mm, 2m/本	種類 二口分岐, 呼び径20A×20A	
		数量 21本(うち14本は故障時バックアップ)	数量 15本(うち10本は故障時バックアップ)	数量 9基(うち6基は故障時バックアップ)	
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	平常時と同等
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内
			操作内容	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。			
		落雷			
		降下火砕物による降灰濃度			
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	カブラ方式	カブラ方式	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	可搬型重大事故等対処設備と接続する接続口を2箇所確保	可搬型重大事故等対処設備と接続する接続口を2箇所確保	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建物内及び保管用コンテナに保管	建物内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための の空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための の空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための の空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース		
33条適合性		減圧弁ユニット	減圧弁ユニット	減圧弁ユニット		
		種類 呼び径15A, 圧力計付き	種類 呼び径20A, 圧力計付き	種類 呼び径40A, 圧力計付き		
		数量 6基(うち4基は故障時 バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時 バックアップ)	数量 6基(うち4基は故障時 バックアップ)		
		-	-	-		
第1項 (共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	-	-	-	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内
			操作内容	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等		
第2項 (常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。				
		落雷				
		降下火砕物による降灰濃度				
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性				
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)				
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	平常時と同等	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建物内及び保管用コンテナに保管	建物内及び保管用コンテナに保管	建物内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (1) 水素爆発を未然に防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 圧縮空気供給系		
33条適合性		流量調節弁	流量調節弁	-		
		種 類 呼び径15A	種 類 呼び径20A	-		
		数 量 12基(うち8基は故障時 バックアップ)	数 量 6基(うち4基は故障時 バックアップ)	数 量 2系列		
		-	-	-		
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	2系列	
		容量	-	-	-	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	平常時と同等	平常時と同等	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内
			操作内容	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	10mSv以下で作業管理		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	/	/	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷	/	/	影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度	/	/	影響を受けない	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	/	/	/	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	/	/	/	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	/	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	/
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	/
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	/	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	/	
		落雷	建物内及び保管用コンテナに保管	建物内及び保管用コンテナに保管	/	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	/	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 高レベル廃液処理設備	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 高レベル廃液処理設備	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 高レベル廃液処理設備		
33条適合性		高レベル廃液貯蔵設備 高レベル濃縮廃液貯蔵系(拡大防止 用圧縮空気供給系)	高レベル廃液貯蔵設備 不溶解残渣廃液貯蔵系(拡大防止 用圧縮空気供給系)	高レベル廃液貯蔵設備 共用貯蔵系(拡大防止用圧縮空気 供給系)		
		数量 8系列	数量 2系列	数量 2系列		
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	8系列	2系列	2系列	
		容量	-	-	-	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内
			操作内容	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性				
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)				
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)				
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管			
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮			
	第5号	アクセスルート				
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。				
		落雷				
		降下火砕物による降灰濃度				

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 高レベル廃液ガラス固化設備(拡大 防止用圧縮空気供給系)	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (d) 計測制御設備	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 a. 常設重大事故等対処設備 (e) 分析設備		
33条適合性						
		数 量 4系列	数 量 6系列	数 量 4系列		
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	4系列	6系列	4系列	
		容量	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内
			操作内容	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性				
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)				
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)				
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管			
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮			
	第5号	アクセスルート				
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。				
		落雷				
		降下火砕物による降灰濃度				

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発		
33条適合性		(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型空気圧縮機(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型建屋外ホース(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	(2) 水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース		
		-	-	建屋内ホース(一部は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)		
		-	種類 呼び径31.5mm, 10m/本	種類 呼び径19mm, 10m/本		
		台数 4台(うち2台は故障時バックアップ, 1台は待機除外時バックアップ)	数量 117本(うち78本は故障時バックアップ)	数量 105本(うち70本は故障時バックアップ)		
		容量 約450m ³ /h/台	-	-		
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	2セット+1台 (1セット+1台)	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	約450m ³ /h/台	-	-	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	屋外環境に対応	屋外環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋外環境に対応	屋外環境に対応	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	屋外のため該当しない	屋外のため該当しない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋外	屋外	屋内
			操作内容	起動及び停止操作	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	10mSv以下で作業管理		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。				
		落雷				
		降下火砕物による降灰濃度				
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性			カブラ方式	
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)			可搬型重大事故等対処設備と接続する接続口を2箇所確保	
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	平常時と同等	平常時と同等	10mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建物近傍及び保管庫に保管	建物内及び保管用コンテナに保管	建物内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	建屋内へ移動	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース		
33条適合性		建屋内ホース(一部は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	接続金具(一部は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	接続金具		
		種類 呼び径19mm, 2m/本	種類 二口分岐, 呼び径20A×20A	種類 四口分岐, 呼び径20A×20A		
		数量 42本(うち28本は故障時バックアップ)	数量 24基(うち16基は故障時バックアップ)	数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)		
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内
			操作内容	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。				
		落雷				
		降下火砕物による降灰濃度				
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性	カブラ方式			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)	可搬型重大事故等対処設備と接続する接続口を2箇所確保			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建物内及び保管用コンテナに保管	建物内及び保管用コンテナに保管	建物内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	
33条適合性		接続金具	減圧弁ユニット(一部は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	減圧弁ユニット(一部は、水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	
		種類 六口分岐、呼び径20A×20A	種類 呼び径15A、圧力計付き	種類 呼び径20A、圧力計付き	
		数量 3基(うち2基は故障時バックアップ)	数量 18基(うち12基は故障時バックアップ)	数量 18基(うち12基は故障時バックアップ)	
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	
		容量	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内
			操作内容	操作不要	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。			
		落雷			
		降下火砕物による降灰濃度			
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性			
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)			
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建物内及び保管用コンテナに保管	建物内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (2) 水素爆発の再発を防止するための 空気の供給に使用する設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型建屋内ホース	36条 水素爆発 (3) セルへの導出経路を構築するた めの設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔 槽類廃ガス処理設備からセルに導出 するユニット(冷却機能の喪失による 蒸発乾固に対処するための設備の高 レベル廃液ガラス固化建屋の蒸発乾 固に対処するための設備のセルへの 導出経路を構築するための設備)		
33条適合性		流量調節弁(一部は、水素爆発を未然 に防止するための空気の供給に使用 する設備)	流量調節弁(一部は、水素爆発を未然 に防止するための空気の供給に使用 する設備)	-		
		種 類 呼び径15A	種 類 呼び径20A	-		
		数 量 18基(うち12基は故障時 バックアップ)	数 量 21基(うち14基は故障時 バックアップ)	数 量 1系列		
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	3(2)セット	1系列	
		容量	-	-	-	
	第2号	環 境 条 件 に お け る 健 全 性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の 防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操 作 性	操作環境	屋内	屋内	屋内
			操作内容	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪 影 響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影 響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影 響を及ぼさない	重大事故等対処の系統を隔離し、通 常時の系統構成とするため悪影響を 及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
第2項(常設)	共 通 要 因 故 障 防 止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火 災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の 防止」に基づき必要な措置を講じる。			・地震起因重大事故機能維持設計と してあり、重大事故等の起因となる安全 機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷			影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度			影響を受けない	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性				
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)				
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
	第4号	保 管 場 所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等 対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等 対処設備はない	
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保		
第6号	共 通 要 因 故 障 防 止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火 災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏え い源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の 防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして 保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして 保管		
		落雷	建物内及び保管用コンテナに保管	建物内及び保管用コンテナに保管		
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない		

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット(フィルタ)(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の高レベル廃液ガラス固化建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセルへの導出経路を構築するための設備	36条 水素爆発 (3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	36条 水素爆発 (3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備		
33条適合性		二	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 隔離弁		
		二				
		数量 1基	数量 1系列	数量 4基		
		二				
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1系列	1系列	4基	
		容量	二	一	一	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内
			操作内容	弁の手動操作	弁の手動操作	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性				
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)				
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)				
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管			
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮			
	第5号	アクセスルート				
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。				
		落雷				
		降下火砕物による降灰濃度				

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発		
33条適合性		(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	(3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備		
		高レベル濃縮廃液廃ガス処理系 廃ガス シール ポット	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	不溶解残渣廃液廃ガス処理系 隔離弁		
		数 量 1基	数 量 1系列	数 量 4基		
第1項 (共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1基	1系列	4基	
		容量	—	—	—	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内
			操作内容	操作不要	弁の手動操作	弁の手動操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	切替操作がないため該当しない	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時の系統構成を変えずに重大事故等対処設備としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
第2項 (常設)	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
		落雷	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	
第3項 (可搬型)	第1号	常設との接続性				
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)				
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)				
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管			
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮			
	第5号	アクセスルート				
第6号	共通要因故障防止	地震(地震に伴うの溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。				
		落雷				
		降下火砕物による降灰濃度				

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発 (3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (b) 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	36条 水素爆発 (3) セルへの導出経路を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (c) 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	36条 水素爆発 (4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 a. 常設重大事故等対処設備 (a) 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備		
33条適合性		不溶解残渣廃液廃ガス処理系 廃ガス シール ポット	高レベル廃液ガラス固化建屋排気系	高レベル廃液ガラス固化建屋排気系		
		数 量 1基	数 量 1系列	数 量 1系列		
第33条	第1項 (共通)	第1号 個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	1基	1系列	1系列	
		第2号 容量	—	—	—	
		第2号 環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
		第3号 操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内
			操作内容	操作不要	弁の手動操作	ダンパの手動操作
	第4号 試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照		
	第5号 切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	切替操作がないため該当しない	通常と同じ弁操作	通常と同じ弁操作		
	第6号 悪影響	系統設計	通常時の系統構成を変えずに重大事故等対処施設としての系統構成ができる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	通常時の系統構成から重大事故等対処施設としての系統構成に切り替えられる設計としており、悪影響を及ぼさない	
		その他(飛散物)	該当なし	該当なし	該当なし	
	第7号 設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
	第2項 (常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	・地震起因重大事故機能維持設計としており、重大事故等の起因となる安全機能と同時に機能喪失しない ・溢水の影響を受けない	
落雷			影響を受けない	影響を受けない		
降下火砕物による降灰濃度			影響を受けない	影響を受けない		
第3項 (可搬型)	第1号 常設との接続性					
	第2号 異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)					
	第3号 設置場所(放射線影響の防止)					
	第4号 保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管				
		故意による大型航空機の衝突に対する考慮				
	第5号 アクセスルート					
第6号 共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。					
		落雷				
		降下火砕物による降灰濃度				

重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発	36条 水素爆発		
33条適合性		(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備		
		b. 可搬型重大事故等対処設備 (a) 可搬型フィルタ(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の高レベル廃液ガラス固化建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の高レベル廃液ガラス固化建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の高レベル廃液ガラス固化建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)		
		-	可搬型ダクト	可搬型ダクト		
		種類 高性能粒子フィルタ 粒子除去効率 99.9%以上(0.3μm OP粒子)	種類 内径200mm	種類 二口分岐, 内径200mm ×内径200mm		
		基数 6基(うち4基は故障時バックアップ)	数量 約124m(うち約62mは故障時バックアップ)	基数 4本(うち2本は故障時バックアップ)		
		容量 約2,500m ³ /h/基	-	-		
第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	3(2)セット	2(1)セット	2(1)セット	
		容量	約2,500m ³ /h/基	-	-	
	第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
			自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
			地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けないように設置	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けない
	第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内	屋内
			操作内容	操作不要	操作不要	操作不要
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照	
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない	
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない
その他(飛散物)			該当なし	該当なし	該当なし	
第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。				
		落雷				
		降下火砕物による降灰濃度				
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性		フランジ方式		
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)		再処理施設の外から水等を供給するものではないため、対象外		
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理	
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保	2ルート確保	
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	
		落雷	建物内及び保管用コンテナに保管	建物内及び保管用コンテナに保管	建物内及び保管用コンテナに保管	
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない	影響を受けない	

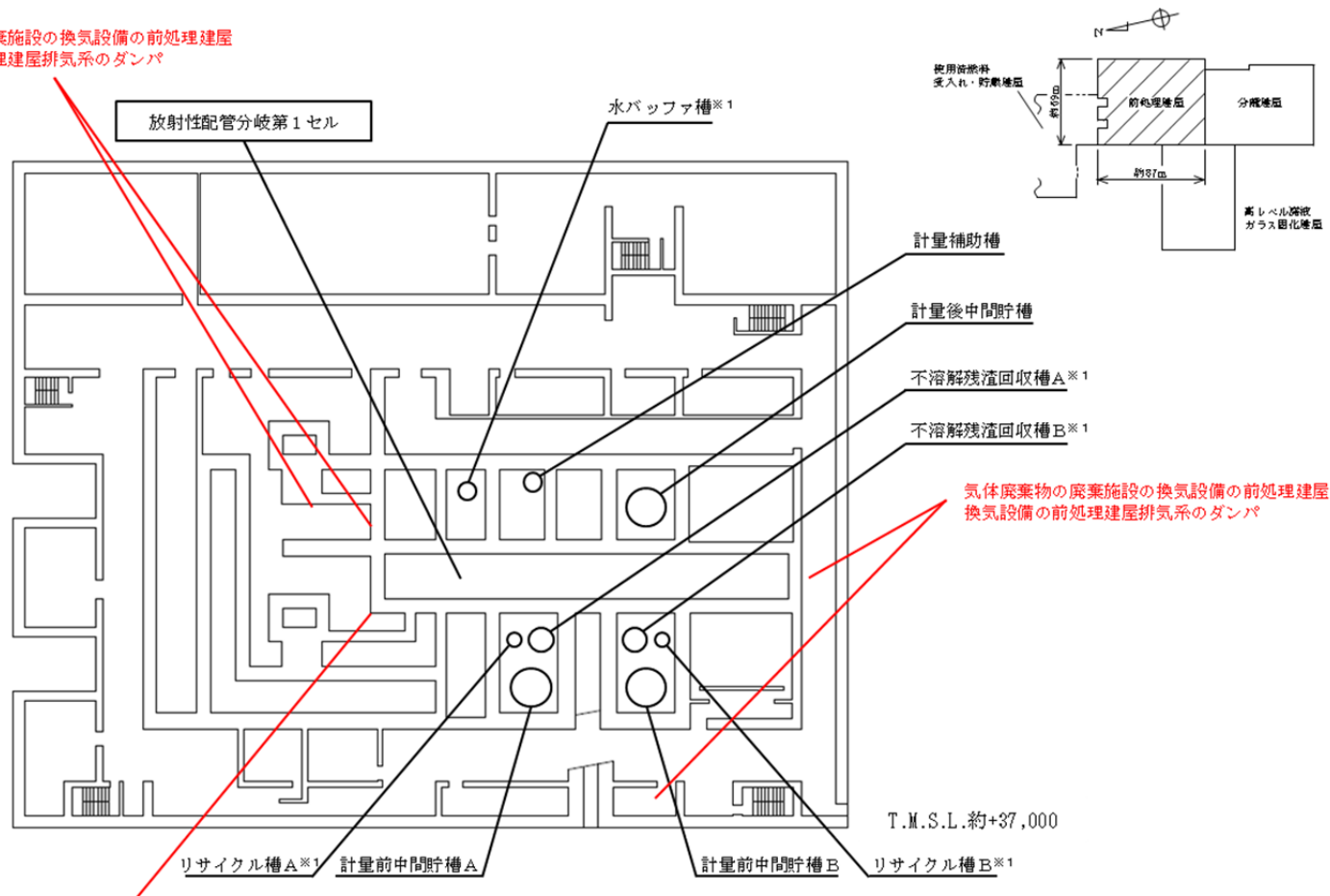
重大事故等対処設備 規則第33条適合性 一覧表

		36条 水素爆発	36条 水素爆発			
33条適合性		(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (b) 可搬型ダクト(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の高レベル廃液ガラス固化建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)	(4) セル排気系を代替する排気系を構築するための設備 b. 可搬型重大事故等対処設備 (c) 可搬型排風機(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備の高レベル廃液ガラス固化建屋の蒸発乾固に対処するための設備のセル排気系を代替する排気系を構築するための設備)			
		可搬型ダンパ	-			
		種類 隔離ダンパ	種類 遠心式 主要材料 ステンレス鋼			
		基数 12基(うち6基は故障時バックアップ)	台数 3台(うち2台は故障時バックアップ)			
		-	容量 約2,400m ³ /h/台			
第33条	第1項(共通)	第1号	個数 (1)は可搬型重大事故等対処設備の故障時バックアップ ※待機除外時バックアップの個数は除く。	2(1)セット	2セット+1台 (1セット+1台)	
		第2号	容量	-	約2,400m ³ /h/台	
		第2号	環境条件における健全性	温度、圧力、湿度、放射線	重大事故環境に対応	重大事故環境に対応
				自然現象等	屋内のため該当しない	屋内のため該当しない
				地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2 ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	溢水の影響を受けない	溢水の影響を受けないように設置
		第3号	操作性	操作環境	屋内	屋内
				操作内容	操作不要	起動及び停止操作
	第4号	試験・検査	「33条 別紙-1」参照	「33条 別紙-1」参照		
	第5号	切り替え性(本来の用途以外の用途で使用する場合)	重大事故対処専用であり該当しない	重大事故対処専用であり該当しない		
	第6号	悪影響	系統設計	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	通常時は分離された状態であり悪影響を及ぼさない	
			その他(飛散物)	該当なし	該当なし	
	第7号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
	第2項(常設)	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。			
			落雷			
降下火砕物による降灰濃度						
第3項(可搬型)	第1号	常設との接続性				
	第2号	異なる複数の接続口の確保 (再処理施設の外から水等を供給するもの)				
	第3号	設置場所(放射線影響の防止)	10mSv以下で作業管理	10mSv以下で作業管理		
	第4号	保管場所	常設重大事故等対処設備と異なる場所への保管	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	考慮する対象となる常設重大事故等対処設備はない	
			故意による大型航空機の衝突に対する考慮	外部保管エリアに1セットを保管	外部保管エリアに1セットを保管	
	第5号	アクセスルート	2ルート確保	2ルート確保		
第6号	共通要因故障防止	地震(地震随伴の溢水、化学薬品漏えい※1及び火災※2) ※1: 化学薬品漏えいに対しては、化学薬品の漏えい源の耐震性により排除することとしている。 ※2: 火災に対しては、第29条「火災等による損傷の防止」に基づき必要な措置を講じる。	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管	保管時は固縛、溢水に対する防護をして保管		
		落雷	建物内及び保管用コンテナに保管	建物内及び簡易倉庫に保管		
		降下火砕物による降灰濃度	影響を受けない	影響を受けない		

補足説明資料 2 - 2 (36条)

配置图

気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の前処理建屋
換気設備の前処理建屋排気系のダンパ

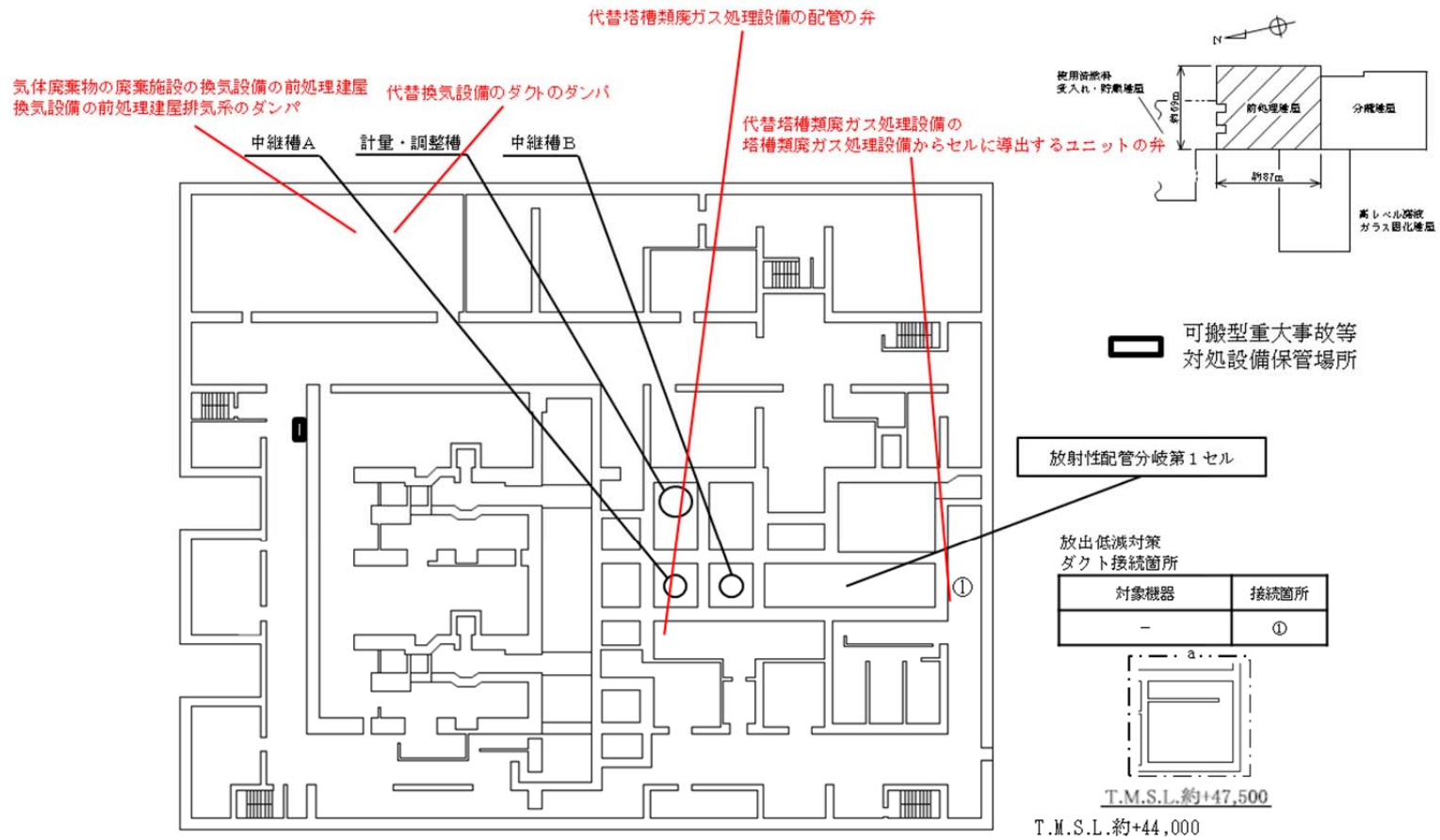


気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の前処理建屋
換気設備の前処理建屋排気系のダンパ

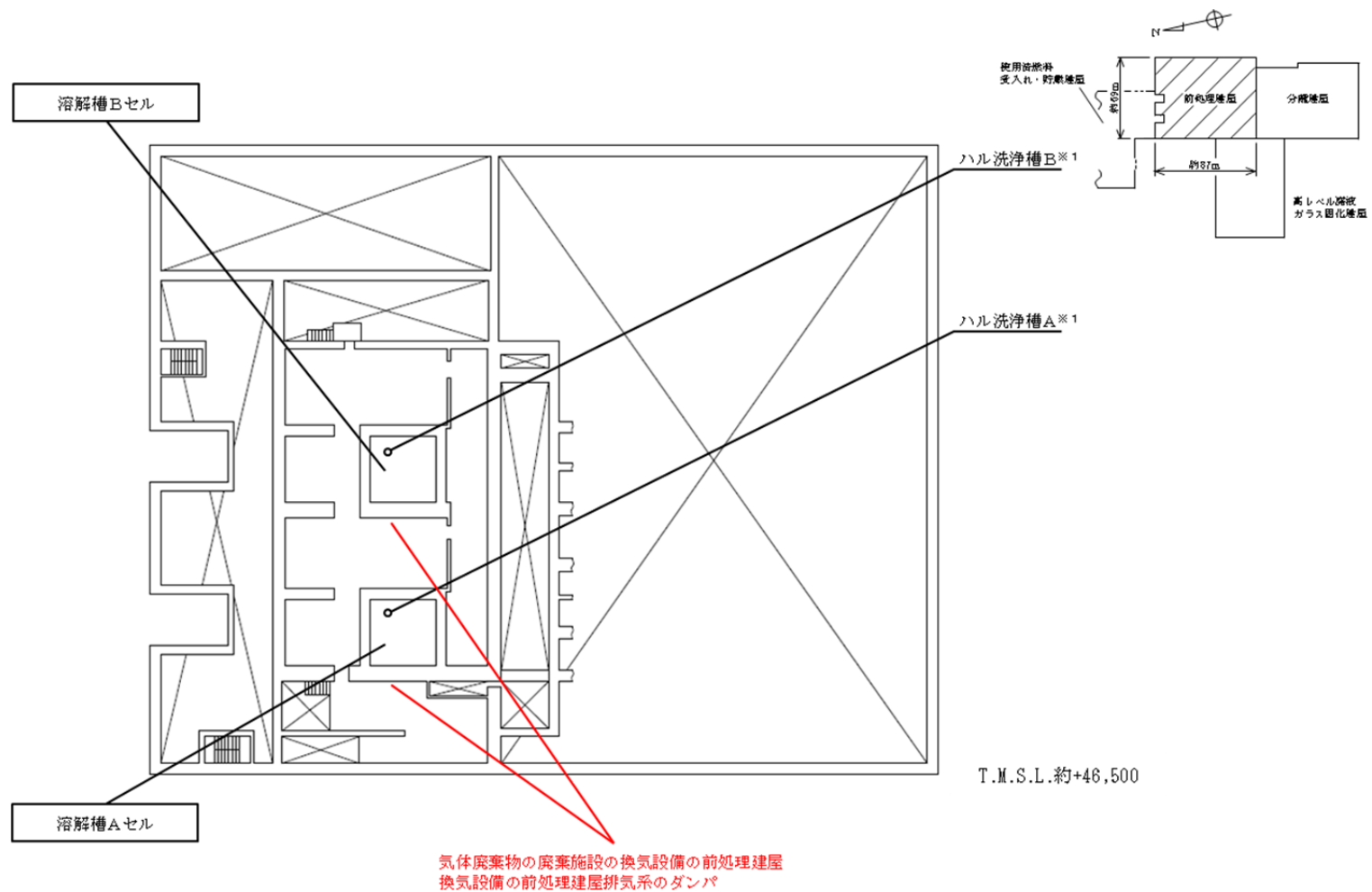
気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の前処理建屋
換気設備の前処理建屋排気系のダンパ

※1 水素爆発を想定しても重大事故とならない機器

前処理建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下4階）

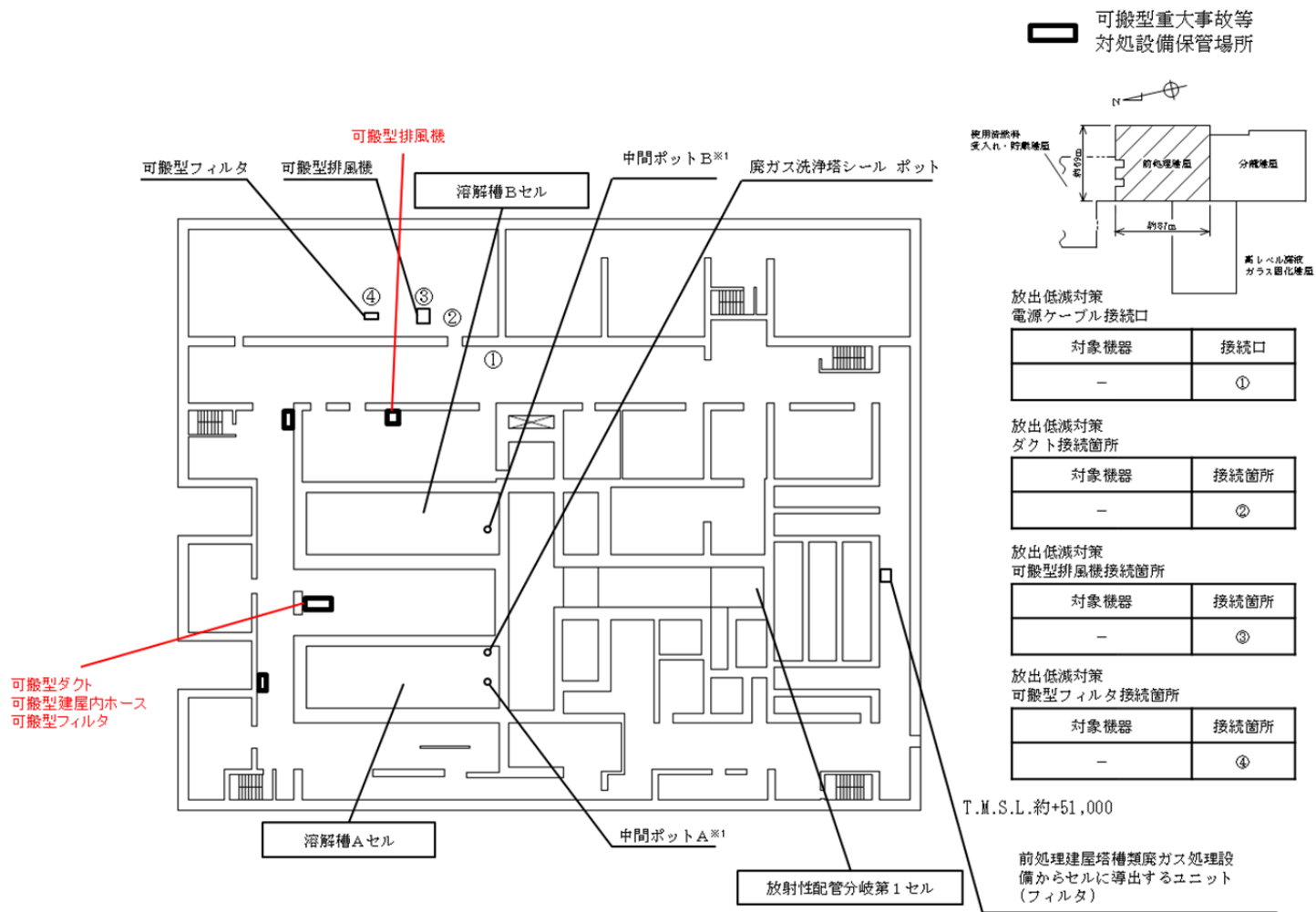


前処理建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下3階）



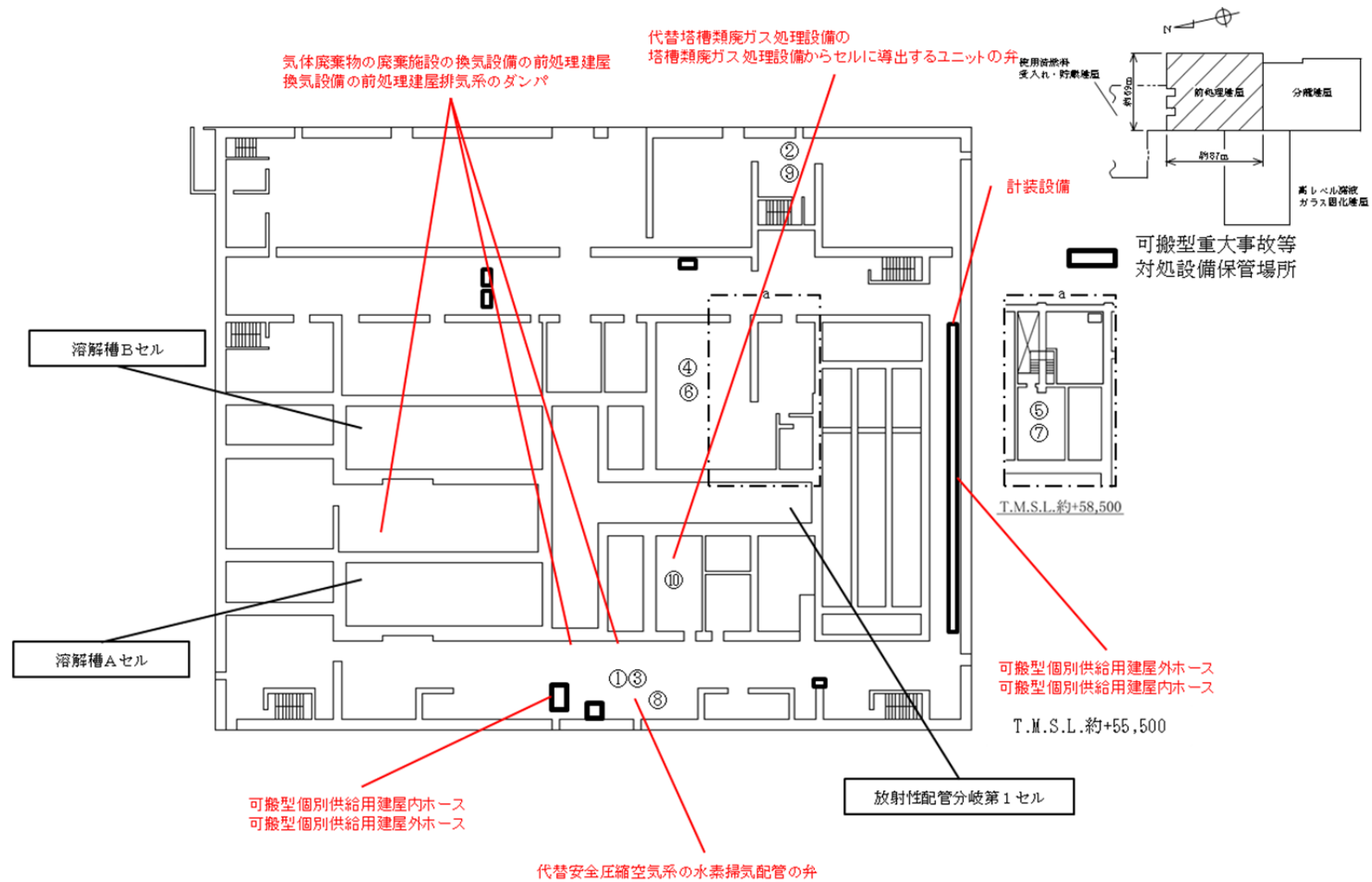
※1 水素爆発を想定しても重大事故とならない機器

前処理建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下2階）



※1 水素爆発を想定しても重大事故としない機器

前処理建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図 (地下1階)



前処理建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地上1階 1 / 2）

水素爆発を未然に防止するための
空気の一括供給
第1接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
中間ポットA	①
中間ポットB	
ハル洗浄槽A	
ハル洗浄槽B	
水パッファ槽	
中継槽A	
中継槽B	
リサイクル槽A	
リサイクル槽B	
不溶解残渣回収槽A	
不溶解残渣回収槽B	
計量前中間貯槽A	
計量前中間貯槽B	
計量後中間貯槽	
計量・調整槽	
計量補助槽	

水素爆発を未然に防止するための
空気の一括供給
第2接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
中間ポットA	②
中間ポットB	
ハル洗浄槽A	
ハル洗浄槽B	
水パッファ槽	
中継槽A	
中継槽B	
リサイクル槽A	
リサイクル槽B	
不溶解残渣回収槽A	
不溶解残渣回収槽B	
計量前中間貯槽A	
計量前中間貯槽B	
計量後中間貯槽	
計量・調整槽	
計量補助槽	

水素爆発を未然に防止するための
空気の供給
第1接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
中間ポットA	③
中間ポットB	
ハル洗浄槽A	
ハル洗浄槽B	
水パッファ槽	
中継槽A	
中継槽B	
リサイクル槽A	
リサイクル槽B	
不溶解残渣回収槽A	
不溶解残渣回収槽B	
計量前中間貯槽A	
計量前中間貯槽B	
計量後中間貯槽	
計量・調整槽	
計量補助槽	

水素爆発を未然に防止するための
空気の供給
第2接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
中継槽A	④※
中継槽B	
計量前中間貯槽A	⑤
計量前中間貯槽B	
計量後中間貯槽	
計量・調整槽	
計量補助槽	
計量補助槽	

水素爆発の再発を防止するための
空気の供給
第1接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
中継槽A	⑥
中継槽B	
計量前中間貯槽A	
計量前中間貯槽B	
計量後中間貯槽	
計量・調整槽	
計量補助槽	
計量補助槽	

水素爆発の再発を防止するための
空気の供給
第2接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
計量前中間貯槽A	⑦
計量前中間貯槽B	
計量後中間貯槽	
計量・調整槽	
計量補助槽	

※未臨界確保設備を共用する接続口

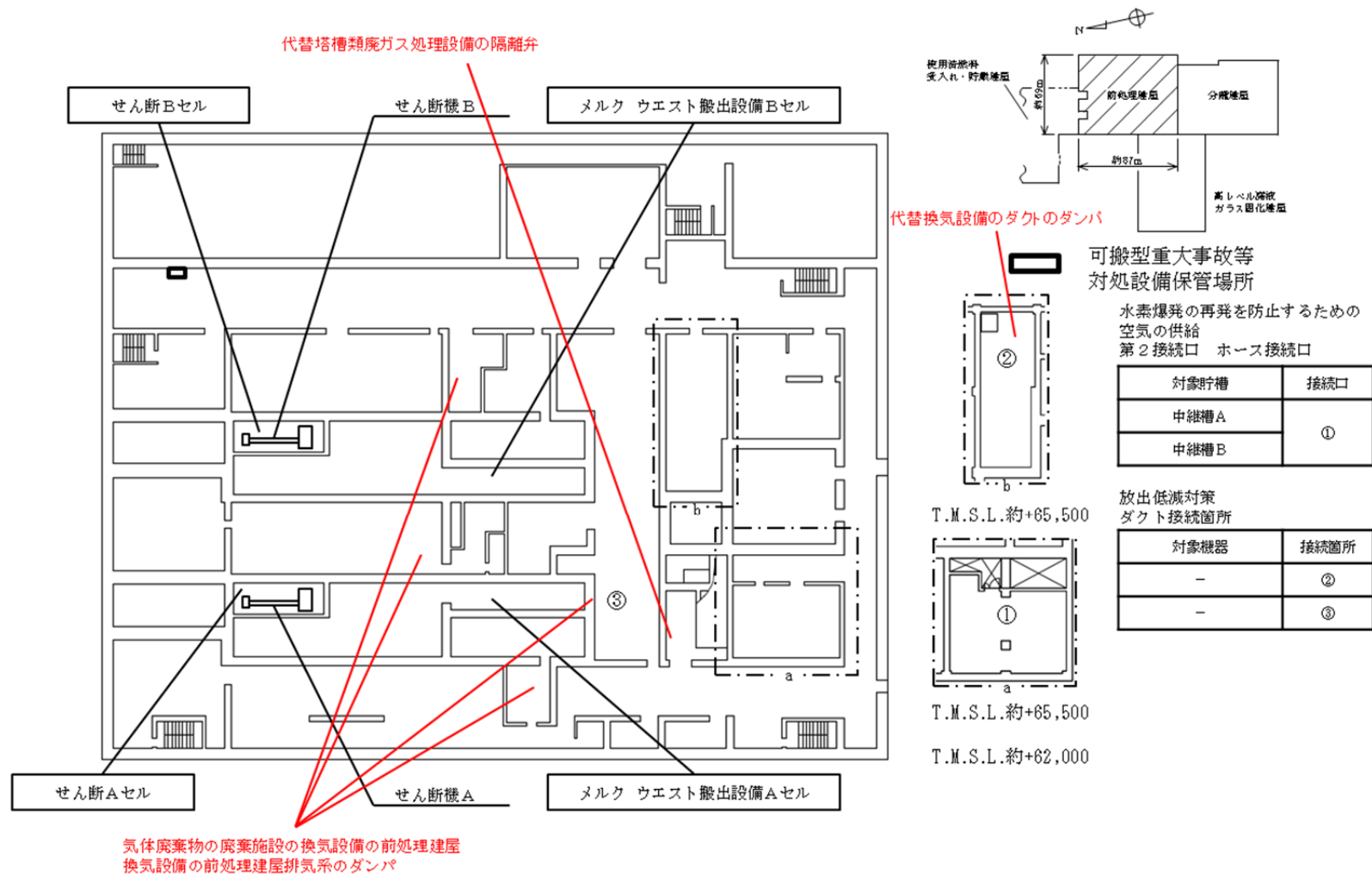
放出低減対策
電源ケーブル接続口

対象機器	接続口
-	⑧ 若しくは ⑨

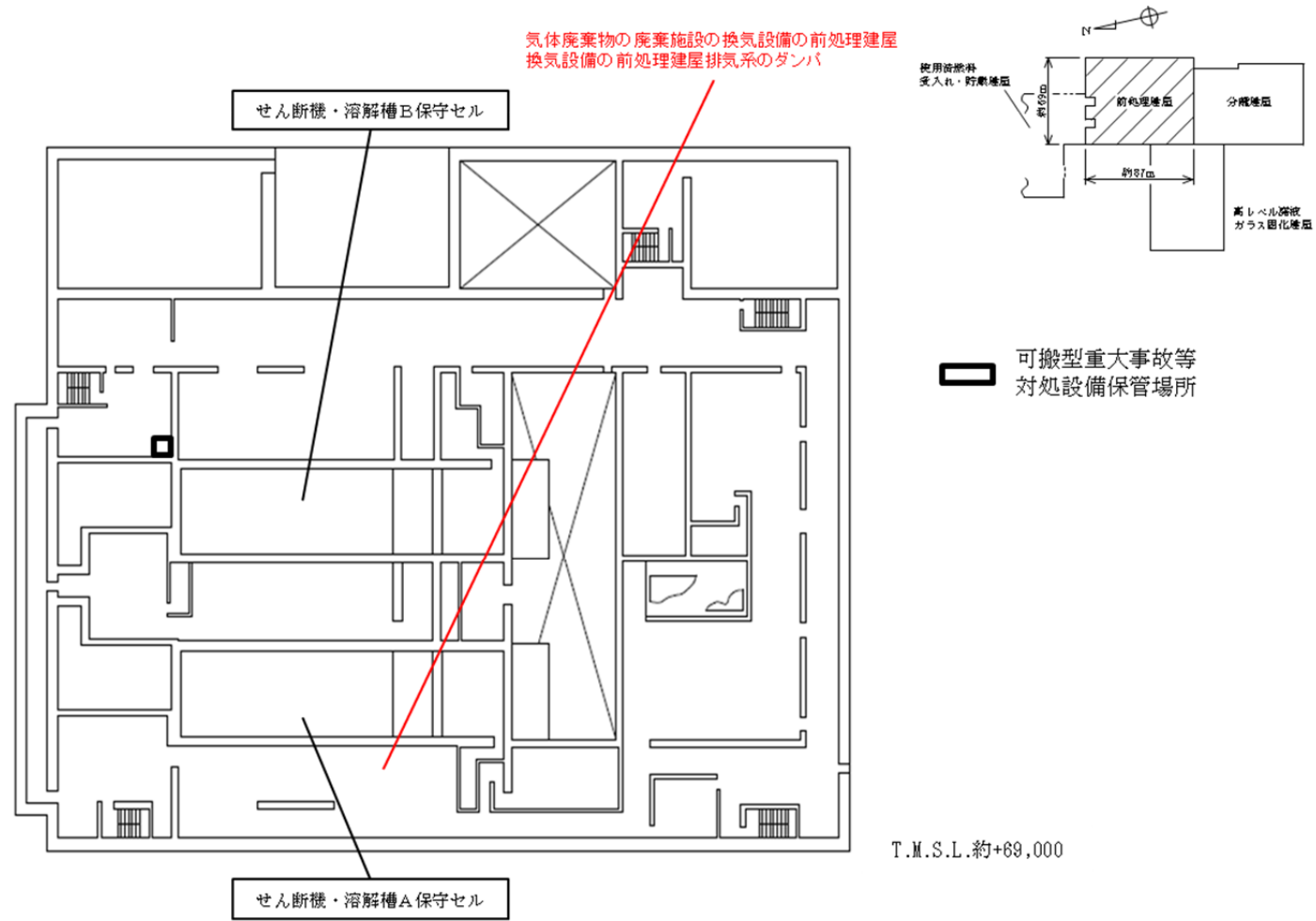
放出低減対策
ダクト接続箇所

対象機器	接続箇所
-	⑩

前処理建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地上1階 2/2）

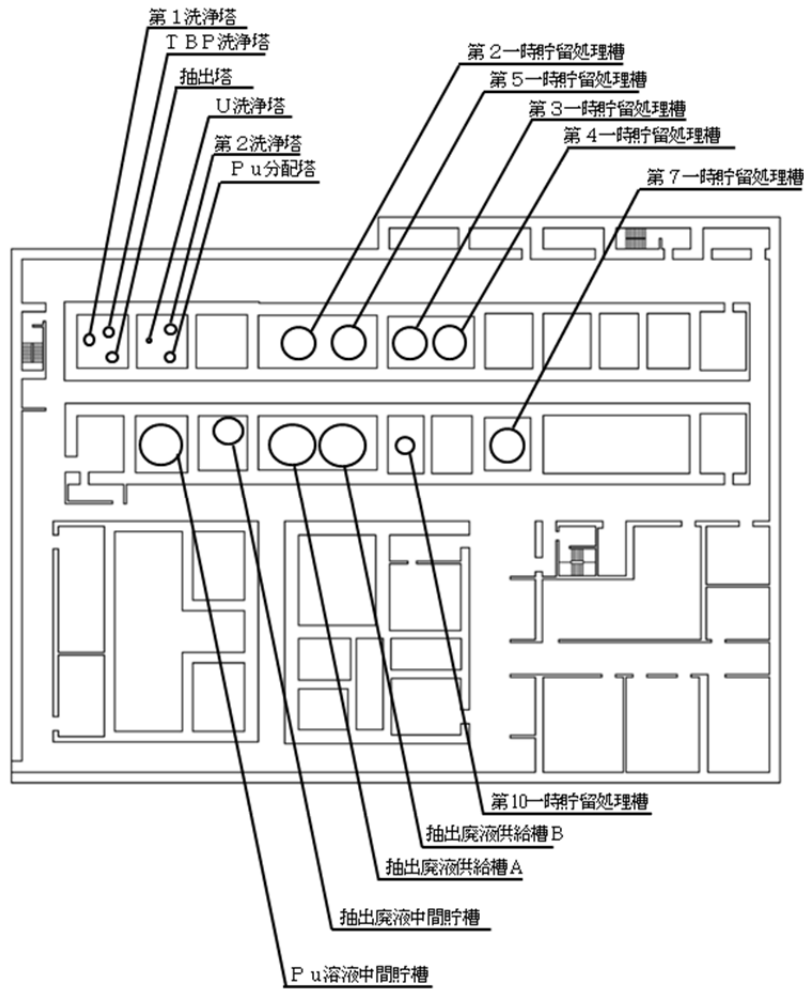


前処理建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地上2階）

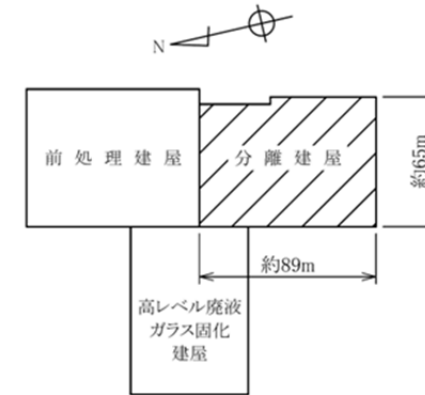


前処理建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地上3階）

対象なし

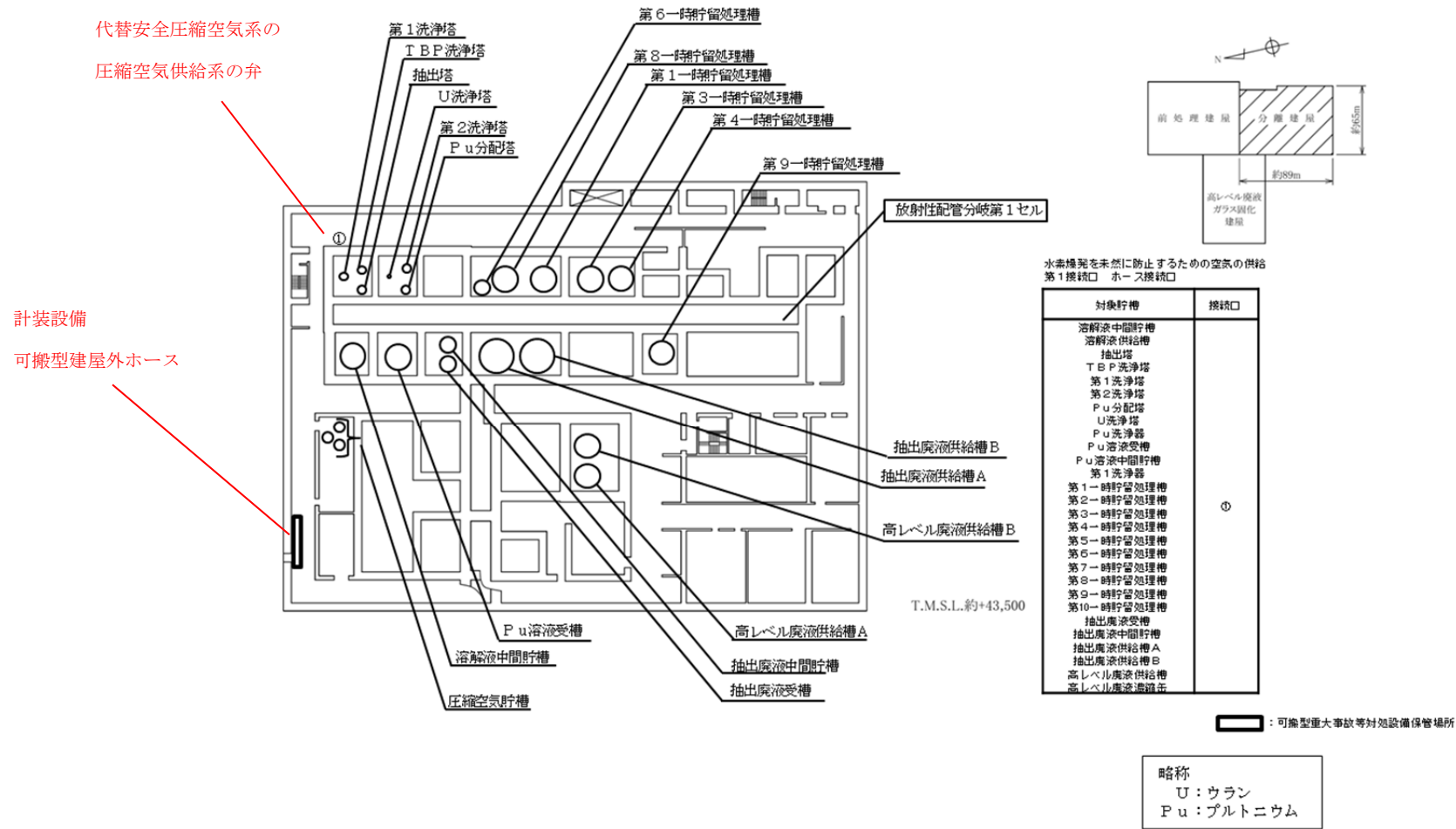


T.M.S.L.約+38,500

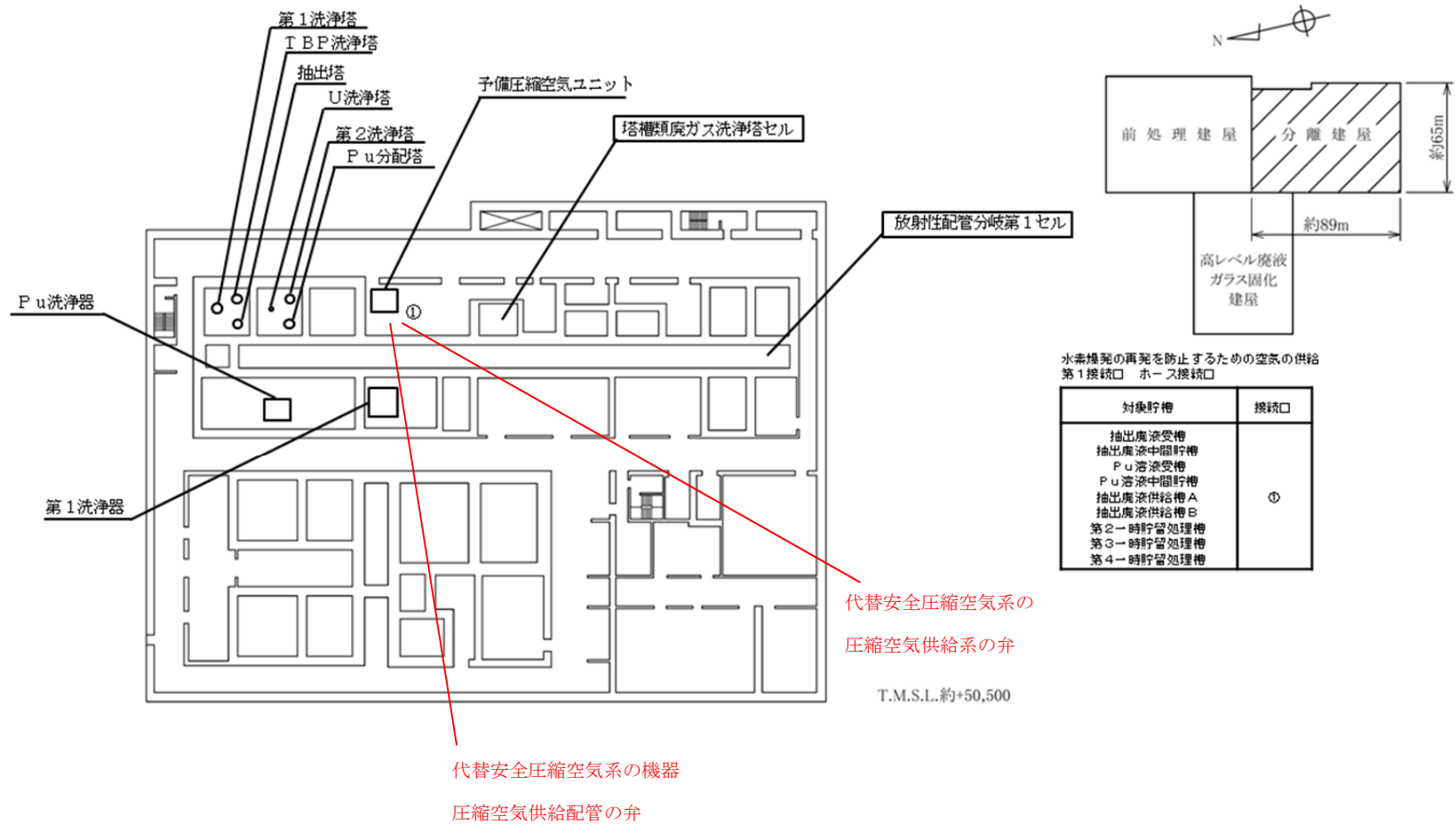


略称
 U：ウラン
 Pu：プルトニウム

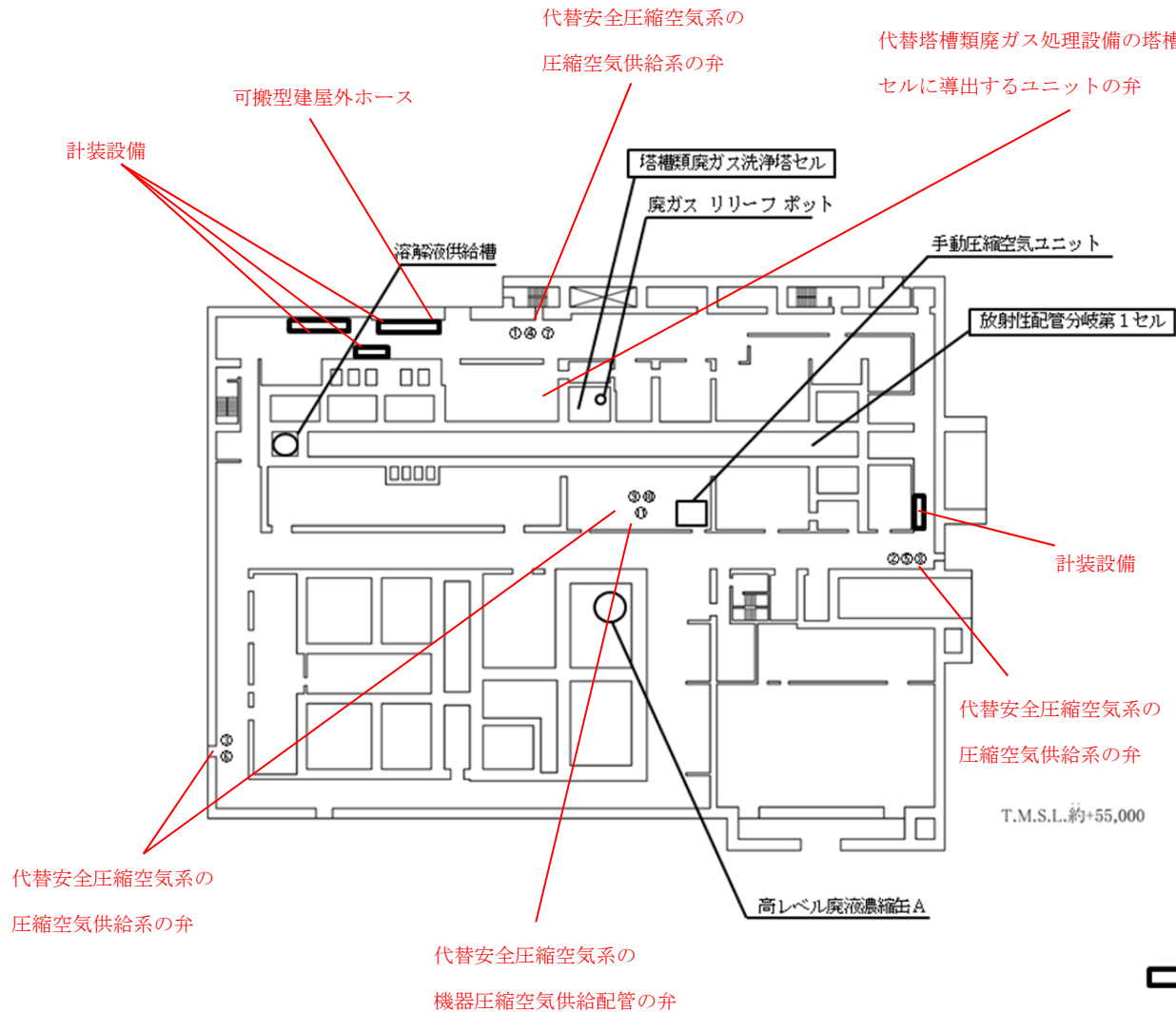
分離建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下3階）



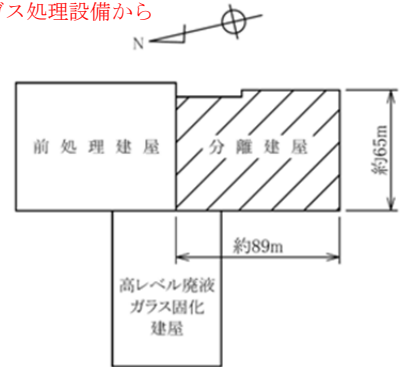
分離建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下2階）



分離建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下1階）



代替塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットの弁



水素爆発を未然に防止するための空気の供給
ホース接続箇所

対象機器	接続箇所
-	① 若しくは ② 若しくは ③

水素爆発の再発を防止するための空気の供給
ホース接続箇所

対象機器	接続箇所
-	④ 若しくは ⑤ 若しくは ⑥

放出低減対策
電源ケーブル接続口

対象機器	接続口
-	⑦ 若しくは ⑧

水素爆発を未然に防止するための空気の供給
第2接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
抽出廃液受槽 抽出廃液中間貯槽 Pu 溶液受槽 Pu 溶液中間貯槽 抽出廃液供給槽A 抽出廃液供給槽B 第2一時貯留処理槽 第3一時貯留処理槽 第4一時貯留処理槽	⑨

水素爆発の再発を防止するための空気の供給
第2接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
抽出廃液受槽 抽出廃液中間貯槽 Pu 溶液受槽 Pu 溶液中間貯槽 抽出廃液供給槽A 抽出廃液供給槽B 第2一時貯留処理槽 第3一時貯留処理槽 第4一時貯留処理槽	⑩

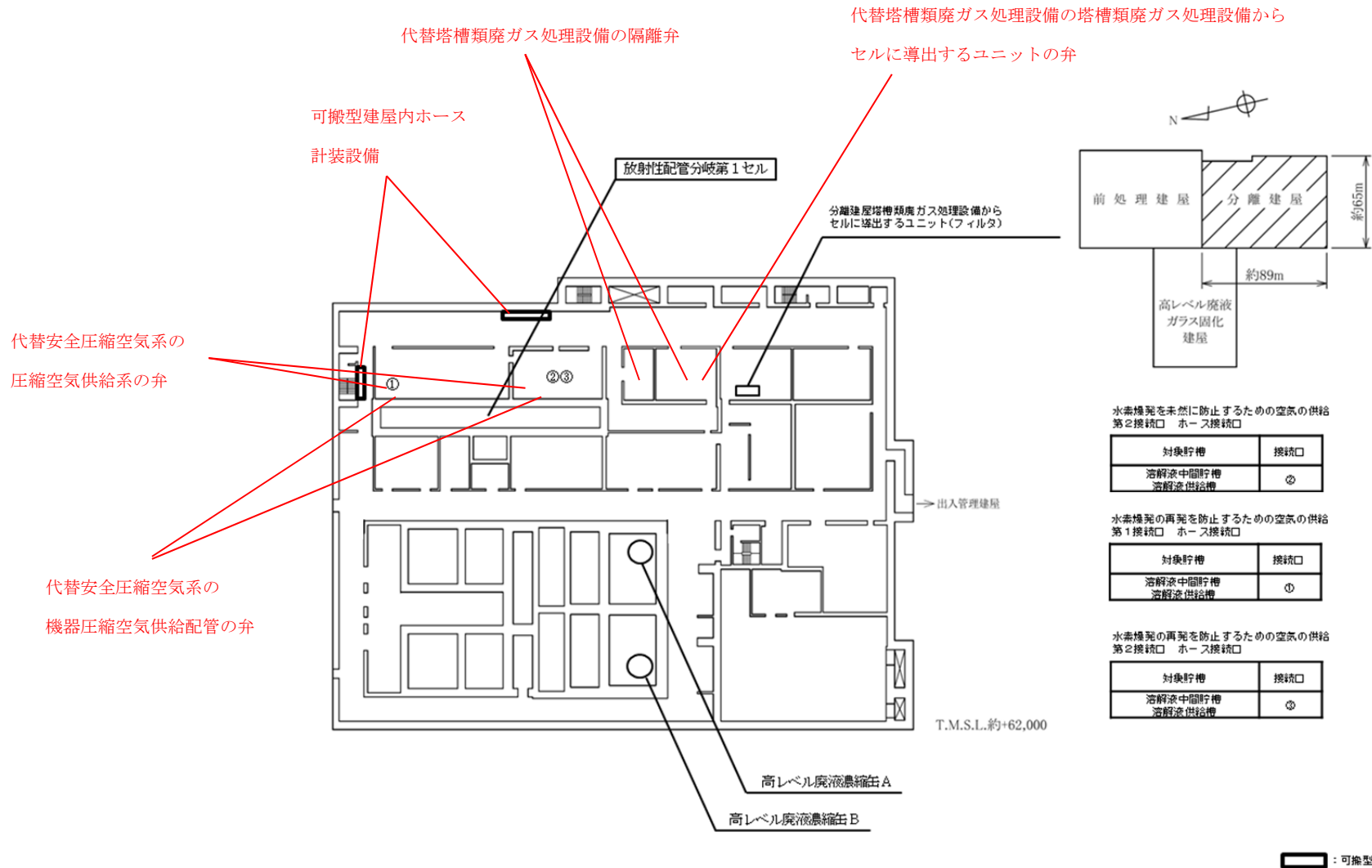
水素爆発を再発を防止するための空気の供給
手動圧縮空気ユニット供給 ホース接続箇所

対象貯槽	接続箇所
Pu 溶液受槽 Pu 溶液中間貯槽 第2一時貯留処理槽	⑪

可搬型重大事故等対応設備保管場所

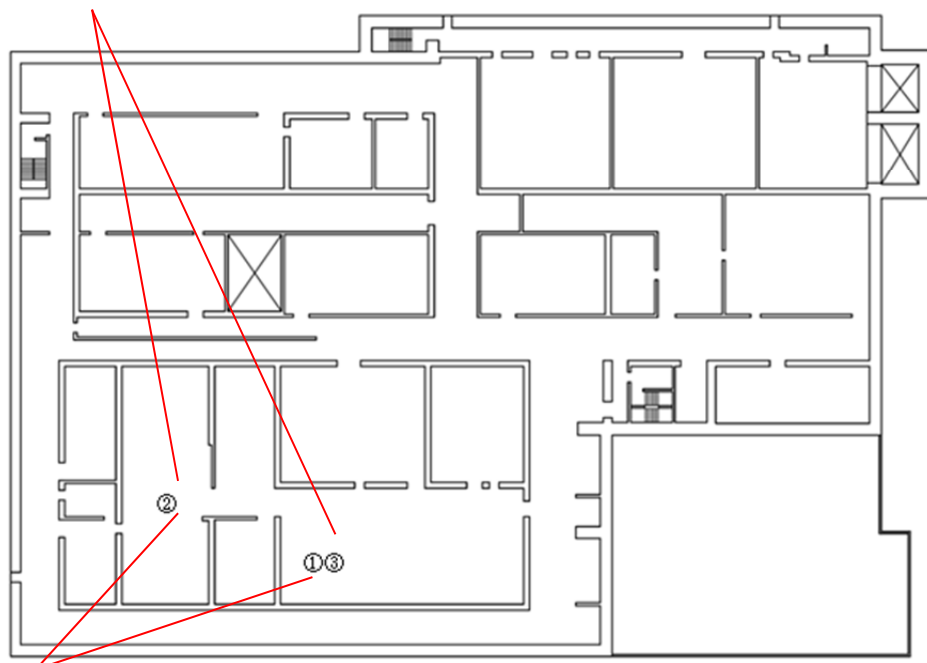
略称
Pu：プルトニウム

分離建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地上1階）



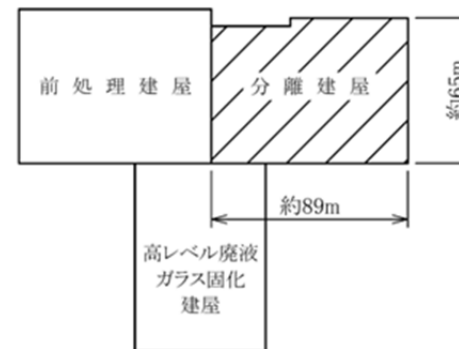
分離建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図 (地上2階)

代替安全圧縮空気系の
圧縮空気供給系の弁



代替安全圧縮空気系の
機器圧縮空気供給配管の弁

T.M.S.L.約+67,500



水素爆発を未然に防止するための空気の供給
第2接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
高レベル廃液濃縮缶	①

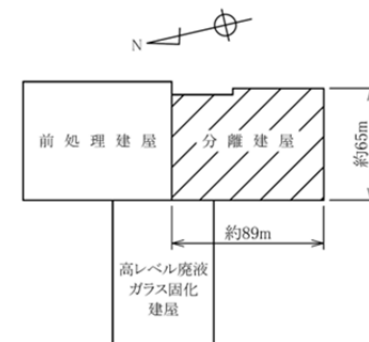
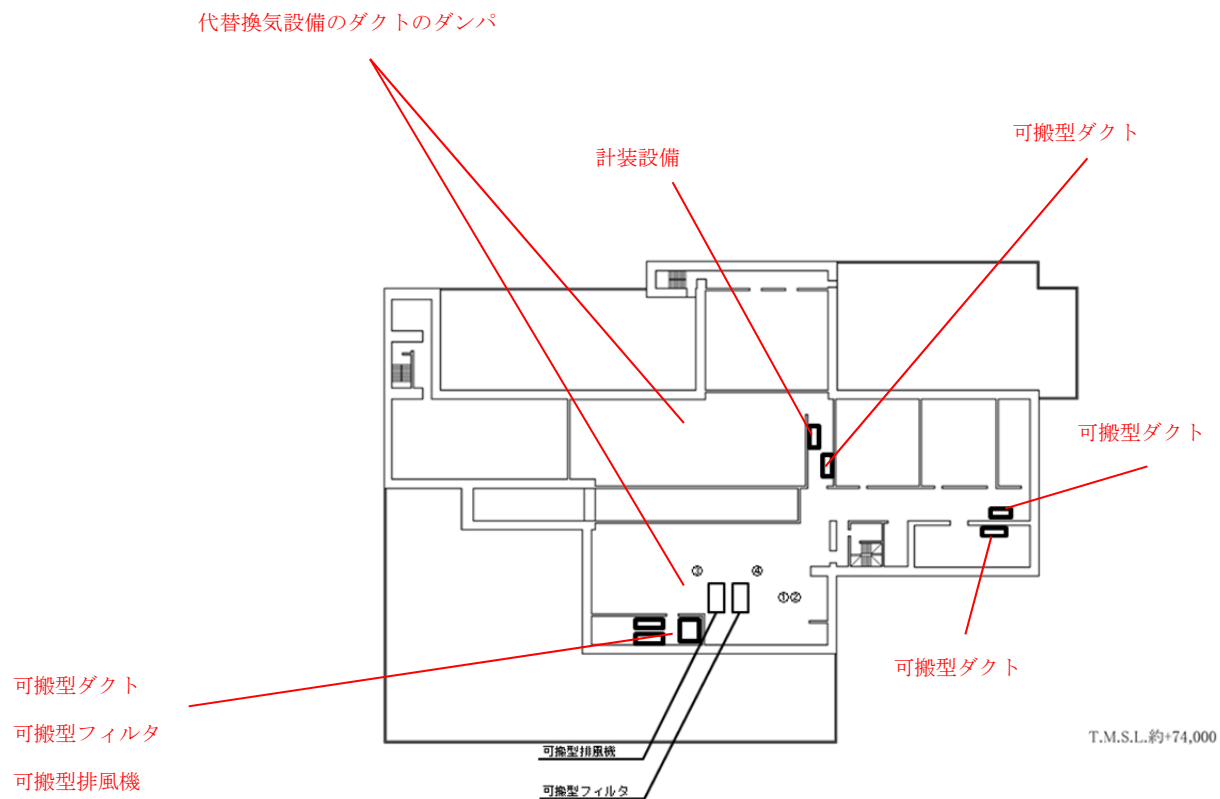
水素爆発の再発を防止するための空気の供給
第1接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
高レベル廃液濃縮缶	②

水素爆発の再発を防止するための空気の供給
第2接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
高レベル廃液濃縮缶	③

分離建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図 (地上3階)



放出低減対策
電源ケーブル接続口

対象機器	接続口
-	① 若しくは ②

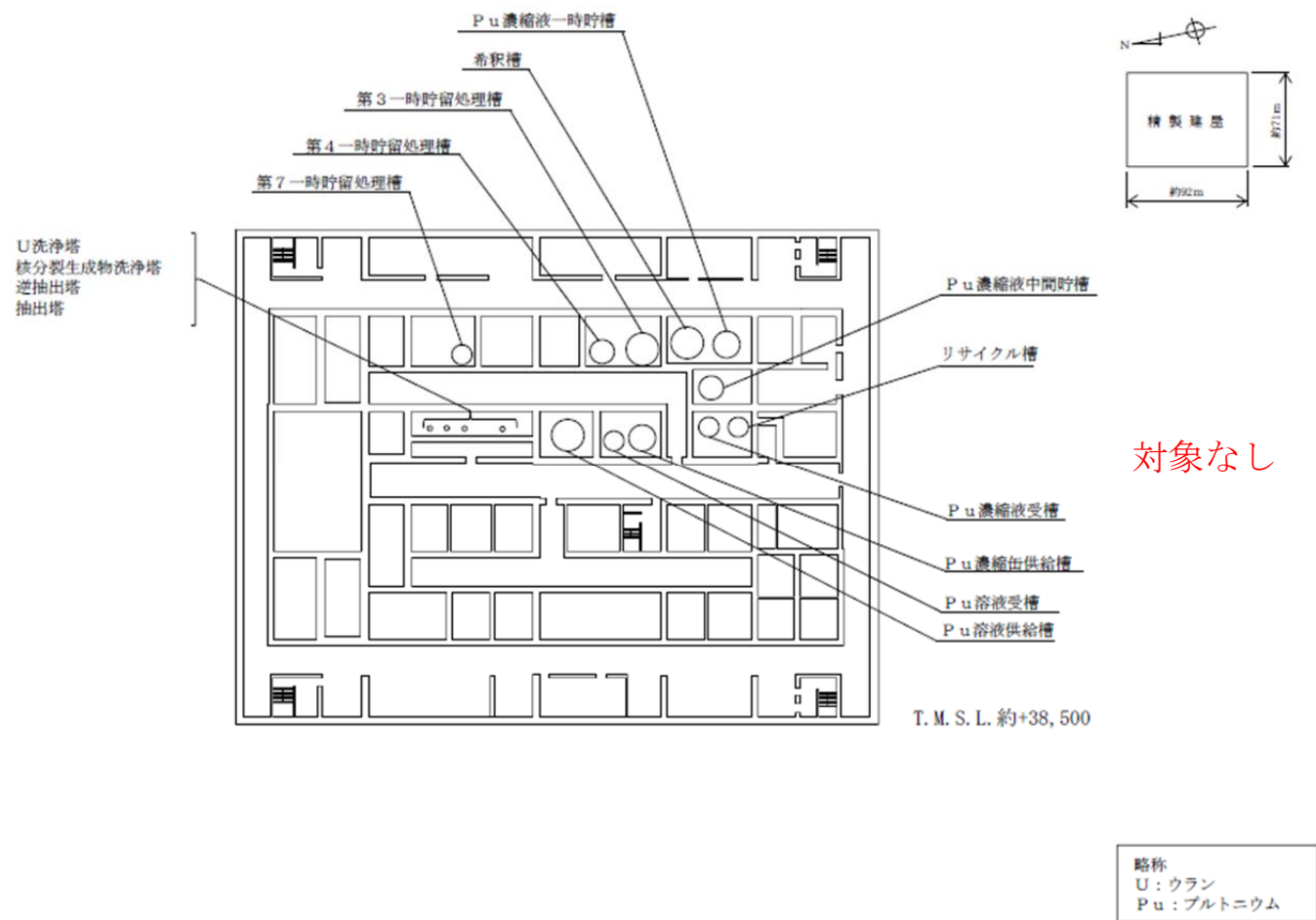
放出低減対策
ダクト接続箇所

対象機器	接続箇所
-	③及び④

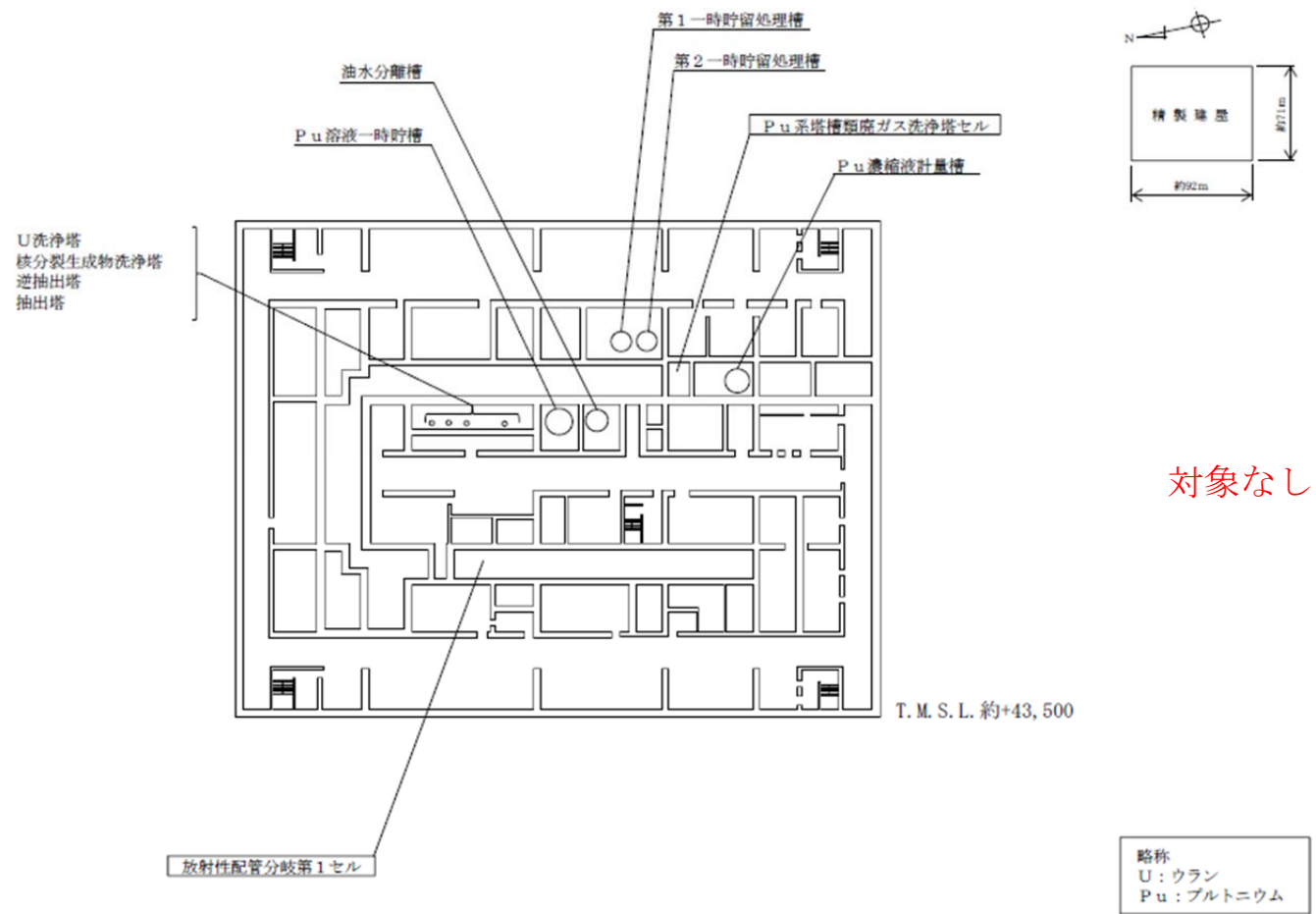
T.M.S.L.約+74,000

— : 可搬型重大事故等対処設備保管場所

分離建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図 (地上4階)

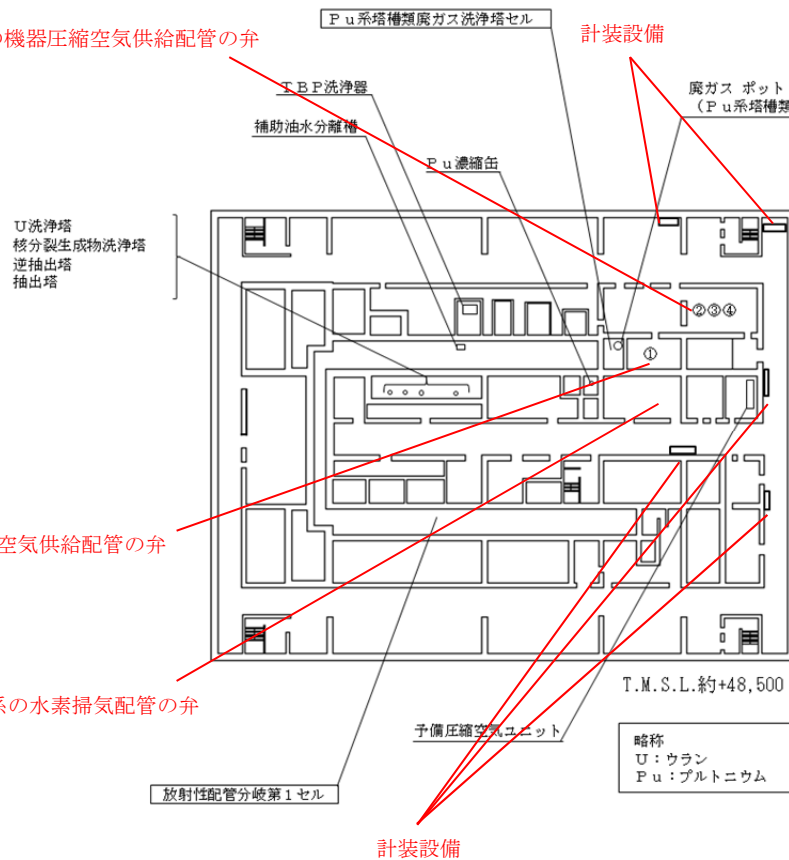


精製建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下3階）



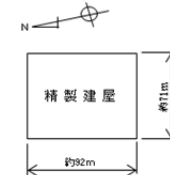
精製建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下2階）

流量調節弁
減圧弁
代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁



流量調節弁
代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁

流量調節弁
代替安全圧縮空気系の水素掃気配管の弁



可搬型重大事故等
対処設備保管場所

水素爆発を未然に防止するための
空気の供給
手動圧縮空気ユニット 接続口

対象貯槽	接続口
Pu 溶液供給槽 Pu 溶液受槽 油水分離槽 Pu濃縮缶供給槽 Pu 溶液一時貯槽 Pu 濃縮液受槽 Pu 濃縮液計量槽 Pu 濃縮液中間貯槽 Pu 濃縮液一時貯槽 リサイクル槽 希釈槽 第2一時貯留処理槽 第3一時貯留処理槽	①

水素爆発の再発を防止するための
空気の供給 第2接続口

対象貯槽	接続口
Pu 濃縮液受槽 リサイクル槽 希釈槽 Pu 濃縮液計量槽 Pu 濃縮液中間貯槽 Pu 濃縮液一時貯槽 第3一時貯留処理槽	②

水素爆発の再発を防止するための
空気の供給 接続箇所

対象貯槽	接続箇所
-	③ 若しくは ④

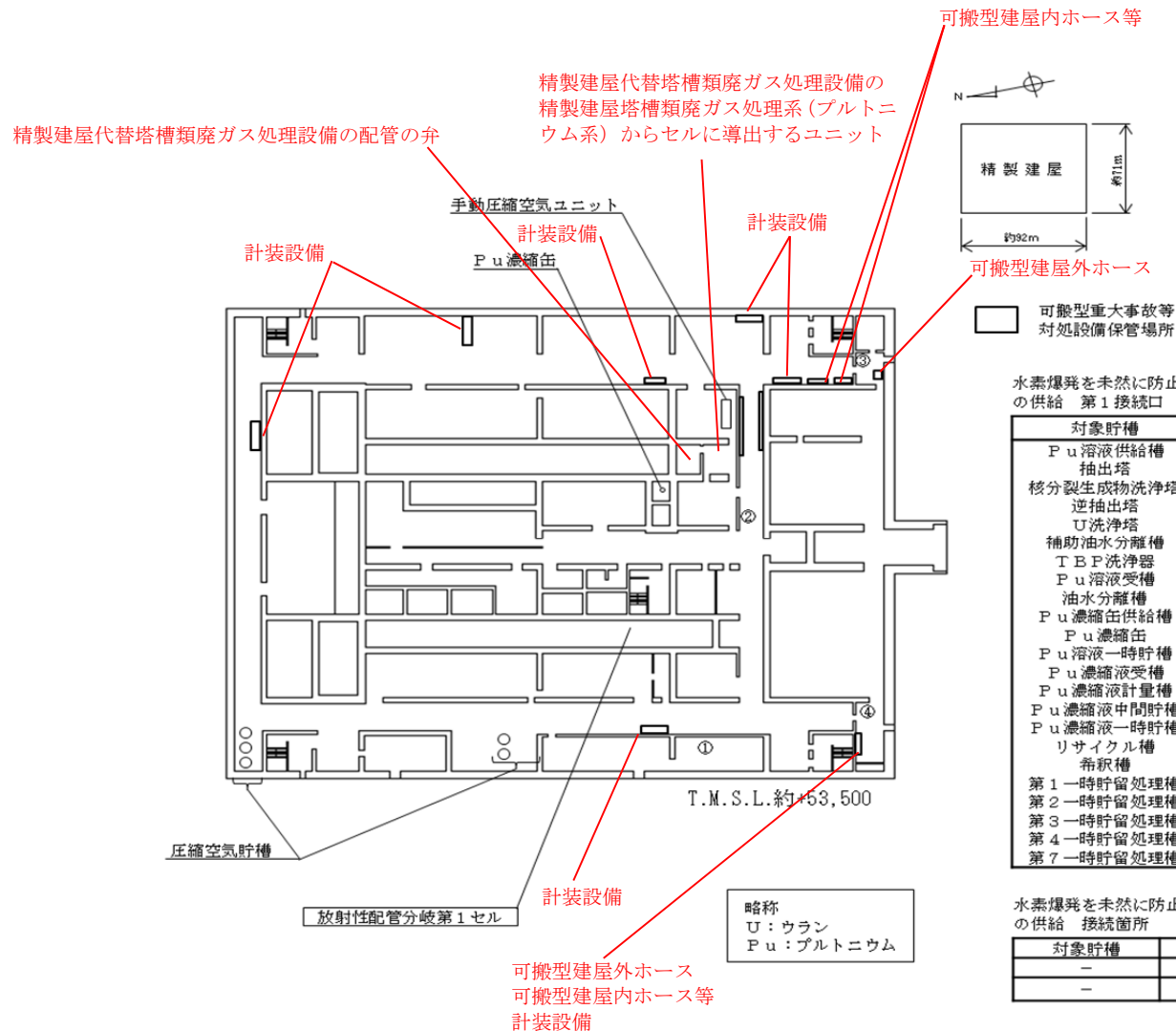
水素爆発を未然に防止するための
空気の供給 第2接続口

対象貯槽	接続口
Pu 濃縮液受槽 リサイクル槽 希釈槽 Pu 濃縮液計量槽 Pu 濃縮液中間貯槽 Pu 濃縮液一時貯槽 第3一時貯留処理槽	②

水素爆発を未然に防止するための
空気の供給 接続箇所

対象貯槽	接続箇所
-	③ 若しくは ④

精製建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図 (地下1階)



水素爆発を未然に防止するための空気の供給 第1接続口

対象貯槽	接続口
Pu溶液供給槽	①
抽出塔	
核分裂生成物洗浄塔	
逆抽出塔	
U洗浄塔	
補助油水分離槽	
TBP洗浄器	
Pu溶液受槽	
油水分離槽	
Pu濃縮缶供給槽	
Pu濃縮缶	
Pu溶液一時貯槽	
Pu濃縮液受槽	
Pu濃縮液計量槽	
Pu濃縮液中間貯槽	
Pu濃縮液一時貯槽	
リサイクル槽	
希釈槽	
第1一時貯留処理槽	
第2一時貯留処理槽	
第3一時貯留処理槽	
第4一時貯留処理槽	
第7一時貯留処理槽	

水素爆発を未然に防止するための空気の供給 接続箇所

対象貯槽	接続箇所
-	①若しくは②
-	③若しくは④

水素爆発の再発を防止するための空気の供給 第1接続口

対象貯槽	接続口
Pu溶液供給槽	②
Pu溶液受槽	
油水分離槽	
Pu濃縮缶供給槽	
Pu溶液一時貯槽	
Pu濃縮液受槽	
Pu濃縮液計量槽	
Pu濃縮液中間貯槽	
Pu濃縮液一時貯槽	
リサイクル槽	
希釈槽	
第2一時貯留処理槽	
第3一時貯留処理槽	

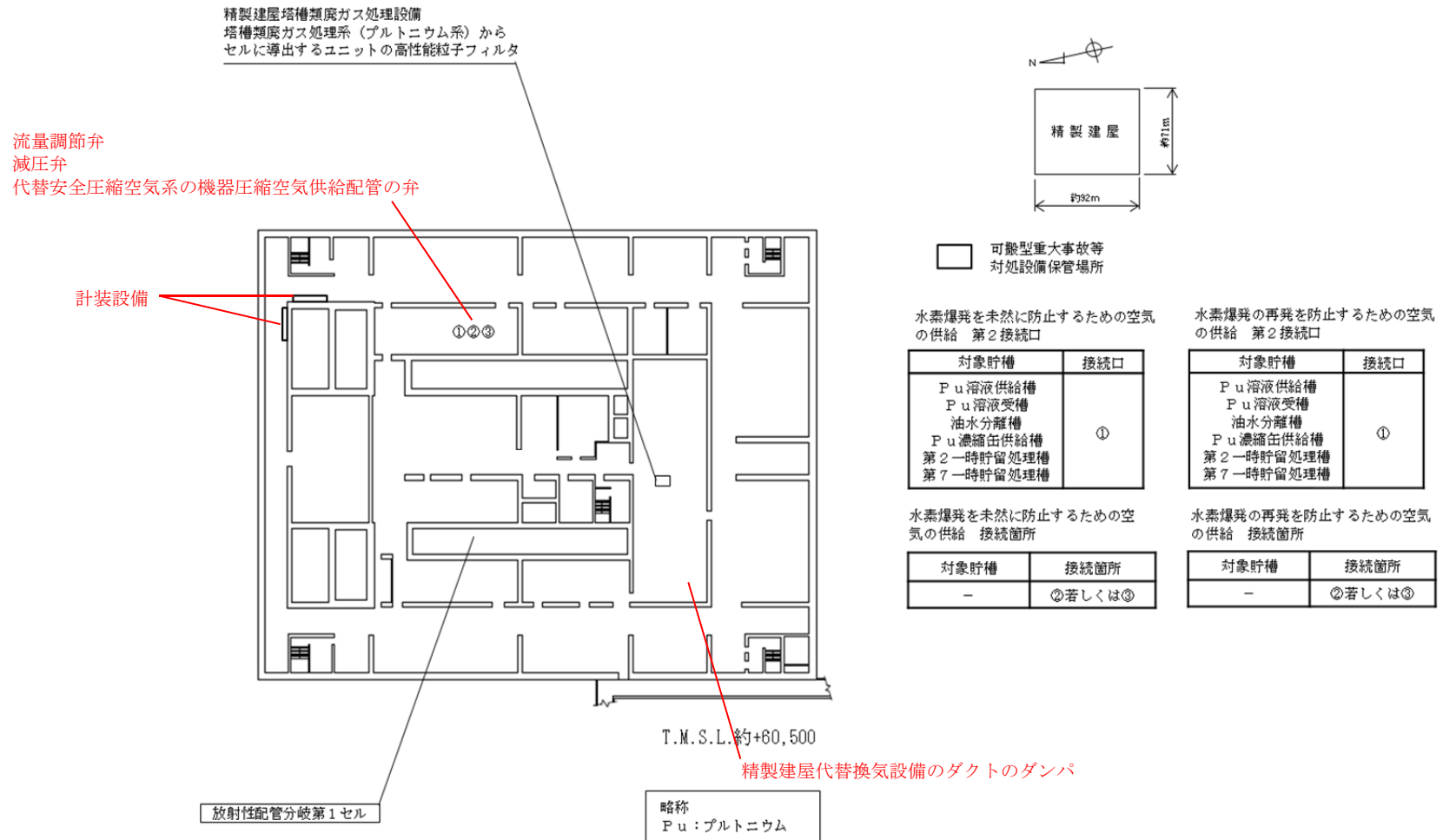
水素爆発の再発を防止するための空気の供給 接続箇所

対象貯槽	接続箇所
-	③若しくは④

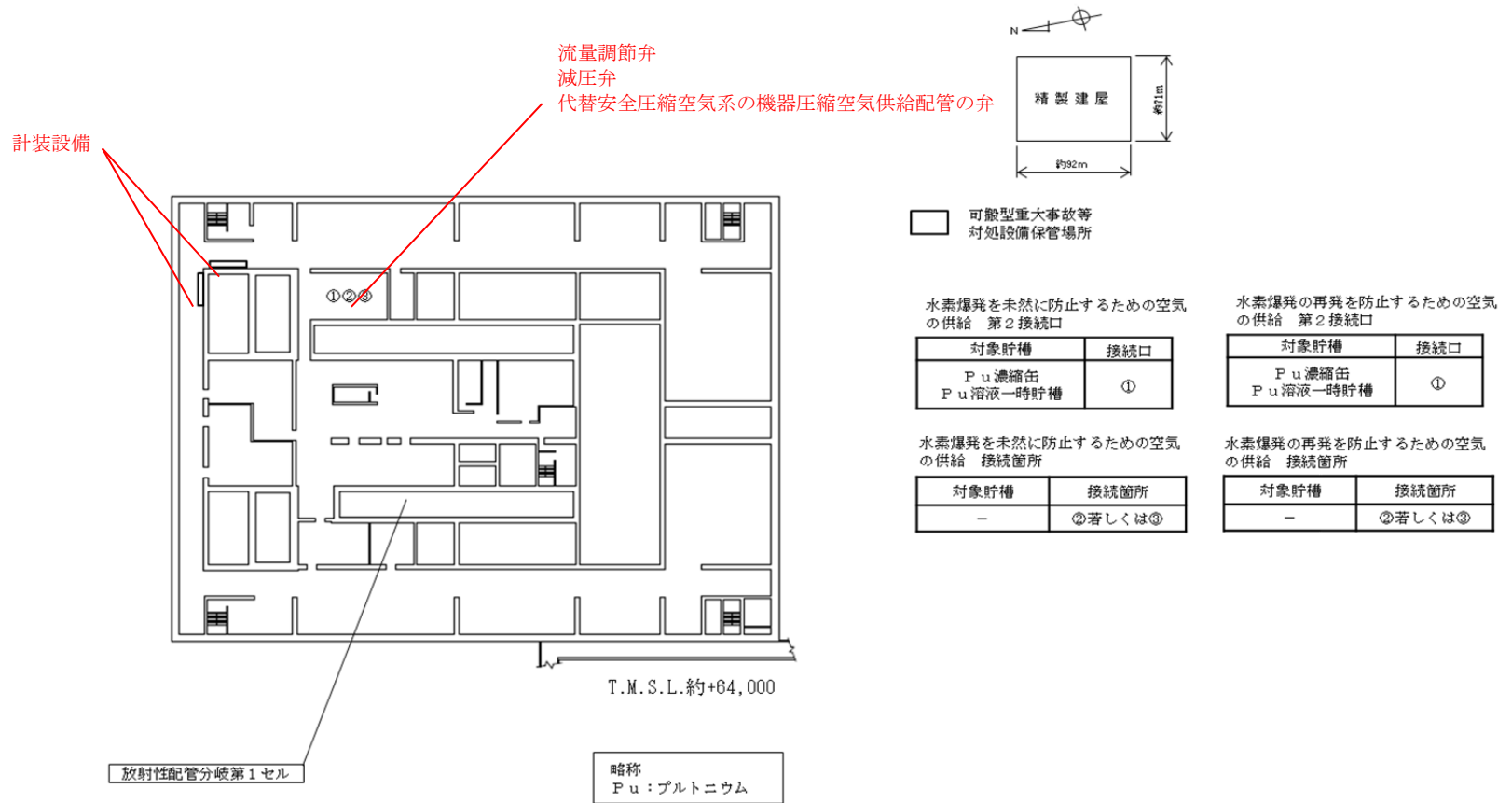
水素爆発の再発を防止するための空気の供給電源ケーブル接続口

対象機器	接続口
-	③若しくは④

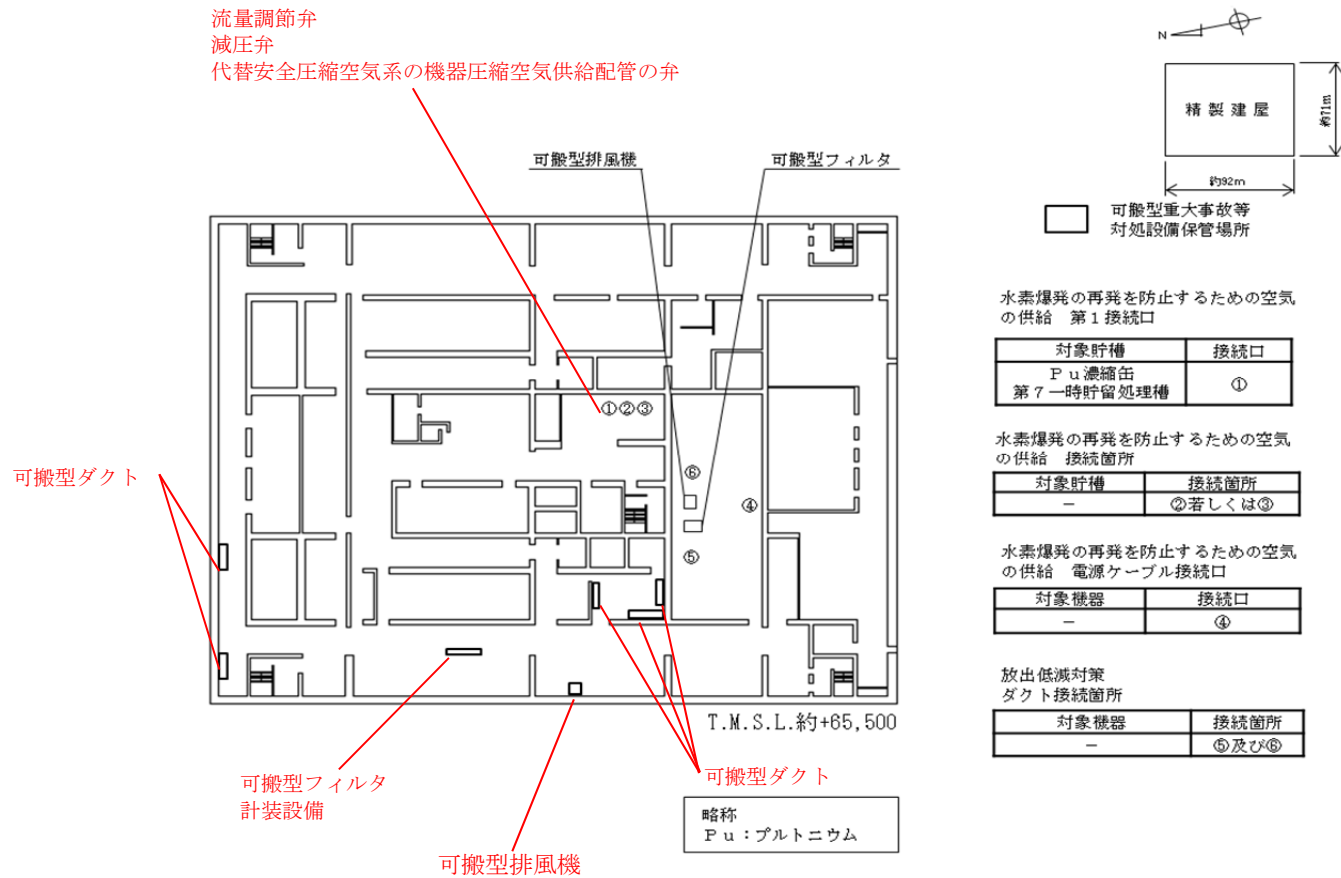
精製建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図 (地上1階)



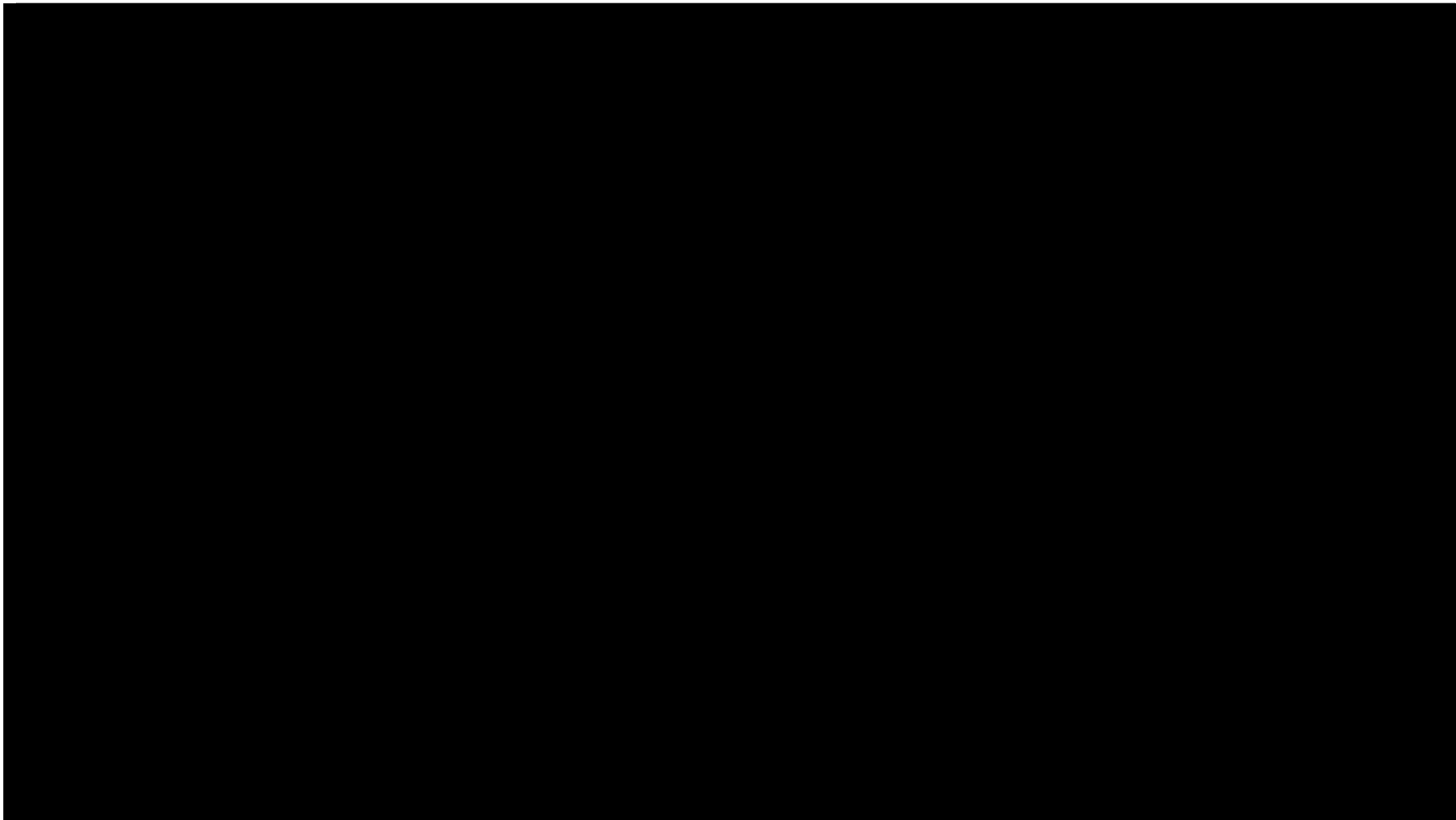
精製建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地上2階）



精製建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地上3階）

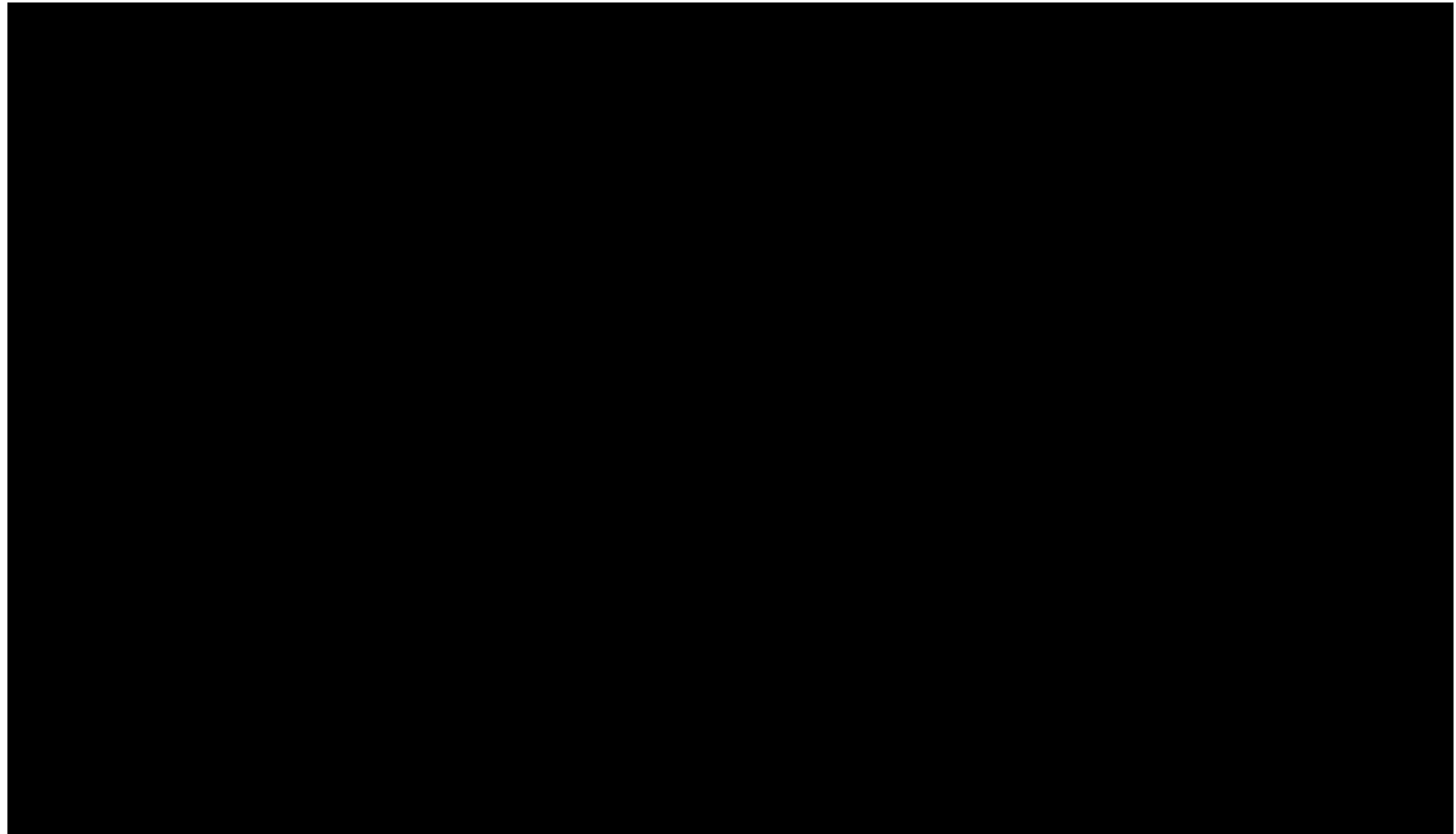


精製建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地上4階）



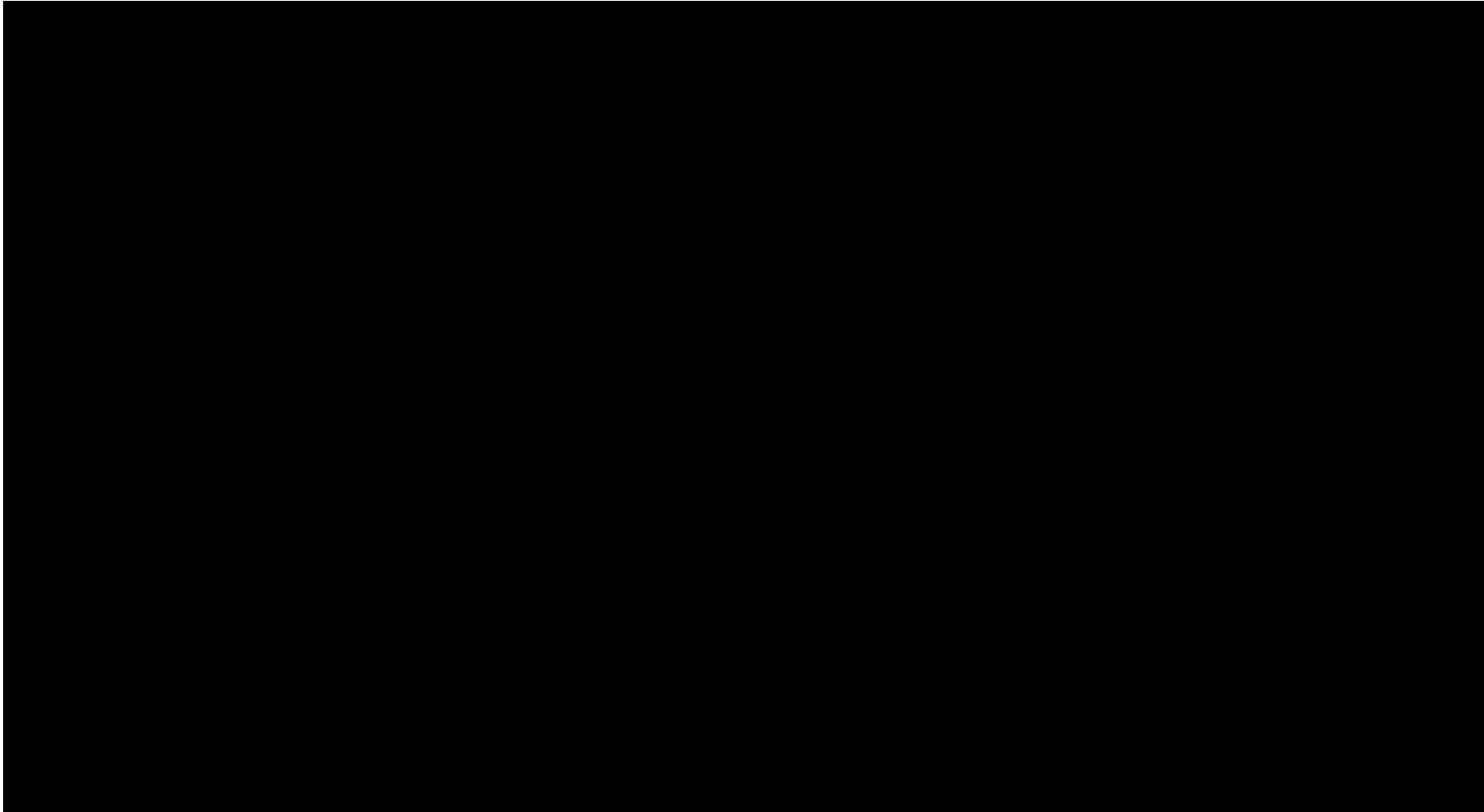
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下2階）

■については核不拡散の観点から公開できません。



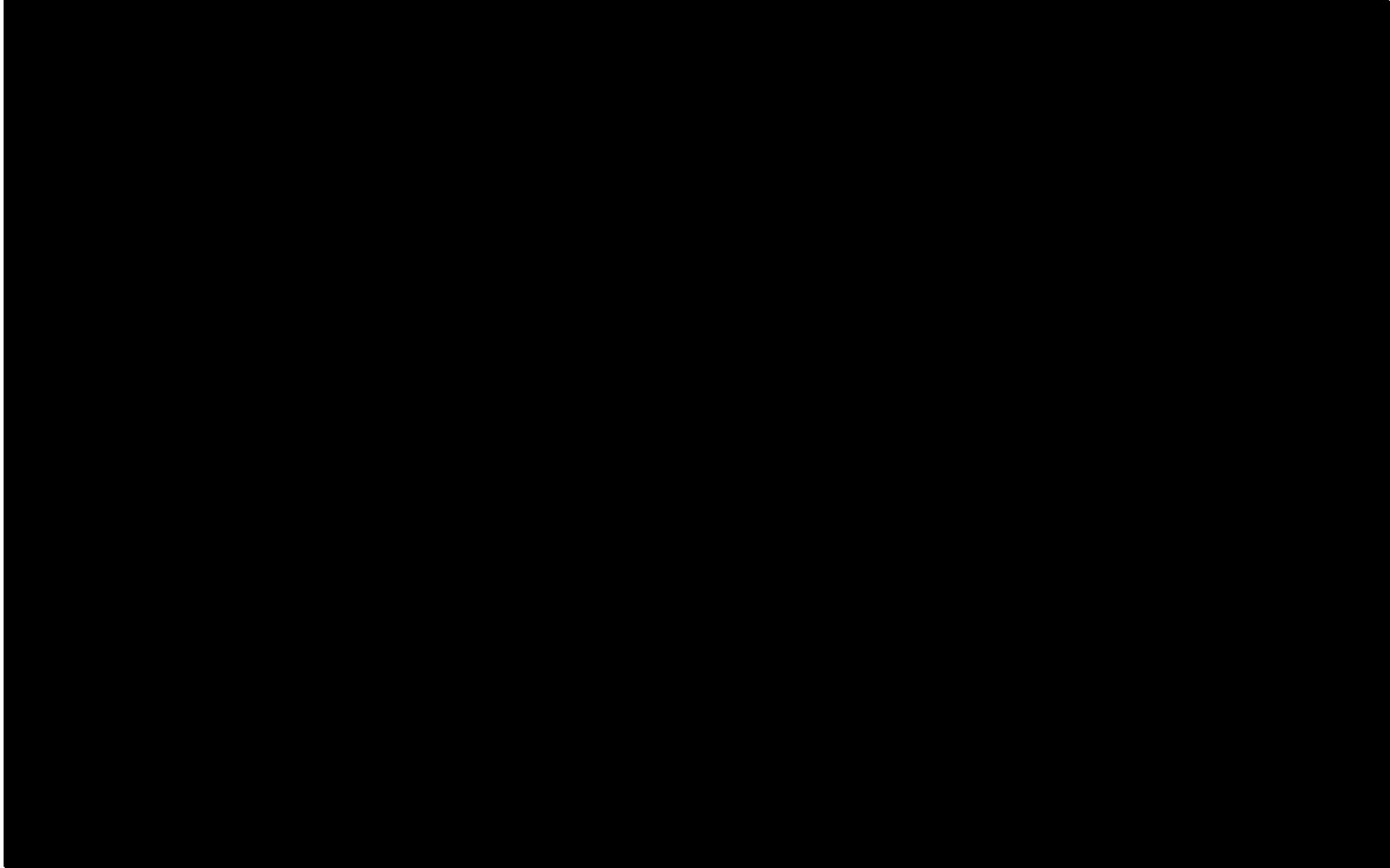
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下1階）

■については核不拡散の観点から公開できません。



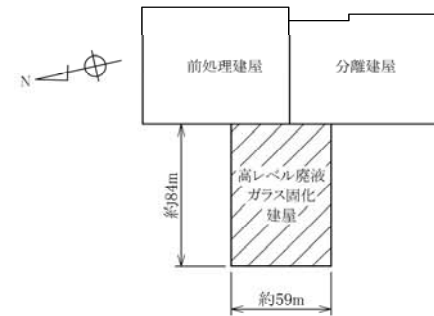
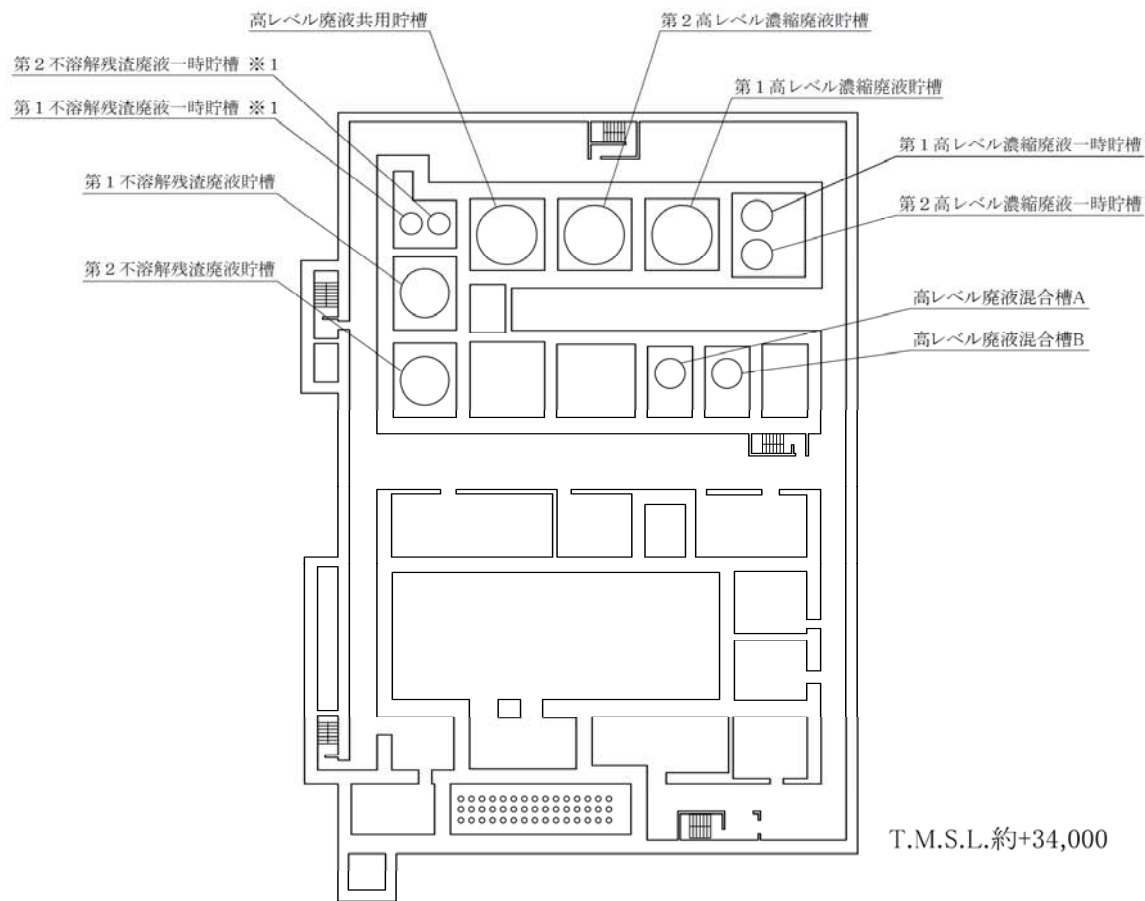
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地上1階）

■については核不拡散の観点から公開できません。



ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地上2階）

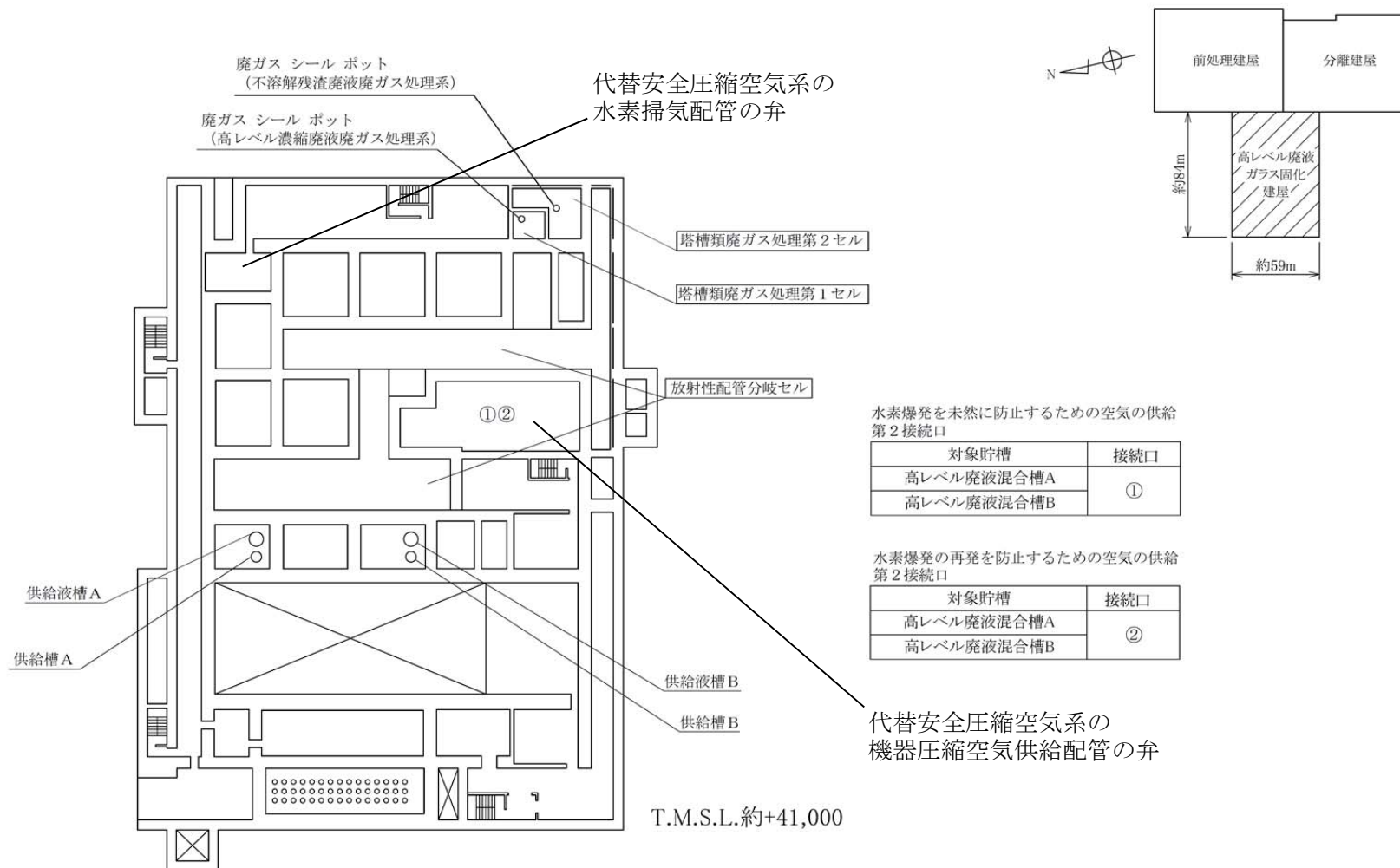
■については核不拡散の観点から公開できません。



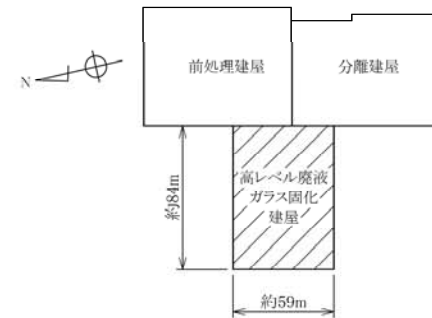
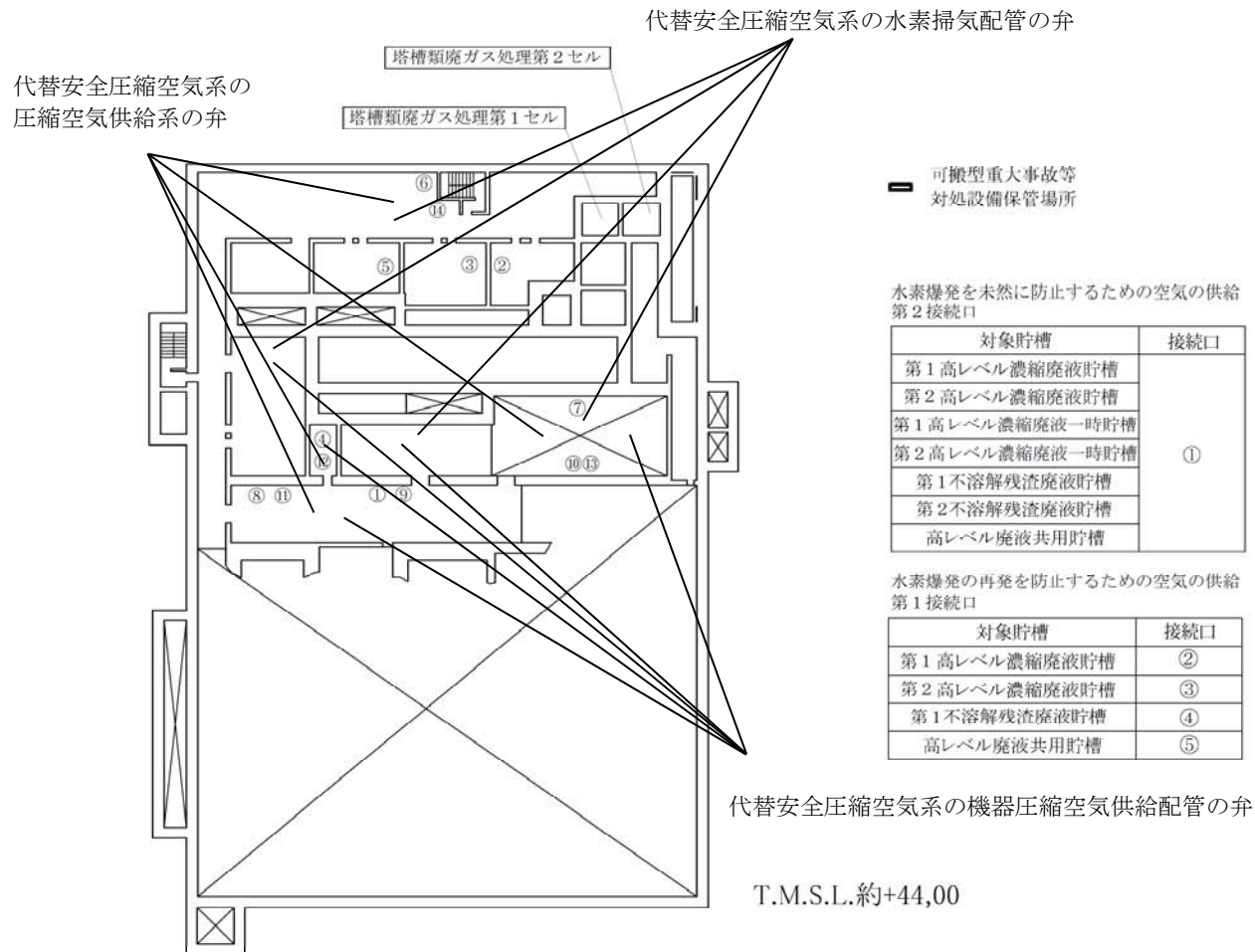
対象なし

※1 水素爆発を想定しても重大事故とらない機器

高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下4階）



高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下3階）



可搬型重大事故等
対処設備保管場所

水素爆発を未然に防止するための空気の供給
第2接続口

対象貯槽	接続口
第1 高レベル濃縮廃液貯槽	①
第2 高レベル濃縮廃液貯槽	
第1 高レベル濃縮廃液一時貯槽	
第2 高レベル濃縮廃液一時貯槽	
第1 不溶解残渣廃液貯槽	
第2 不溶解残渣廃液貯槽	
高レベル廃液共用貯槽	

水素爆発の再発を防止するための空気の供給
第1接続口

対象貯槽	接続口
第1 高レベル濃縮廃液貯槽	②
第2 高レベル濃縮廃液貯槽	③
第1 不溶解残渣廃液貯槽	④
高レベル廃液共用貯槽	⑤

水素爆発の再発を防止するための空気の供給
第2接続口

対象貯槽	接続口
第1 高レベル濃縮廃液貯槽	⑥
第2 高レベル濃縮廃液貯槽	
高レベル廃液共用貯槽	
第1 高レベル濃縮廃液一時貯槽	⑦
第2 高レベル濃縮廃液一時貯槽	
第2 不溶解残渣廃液貯槽	⑧

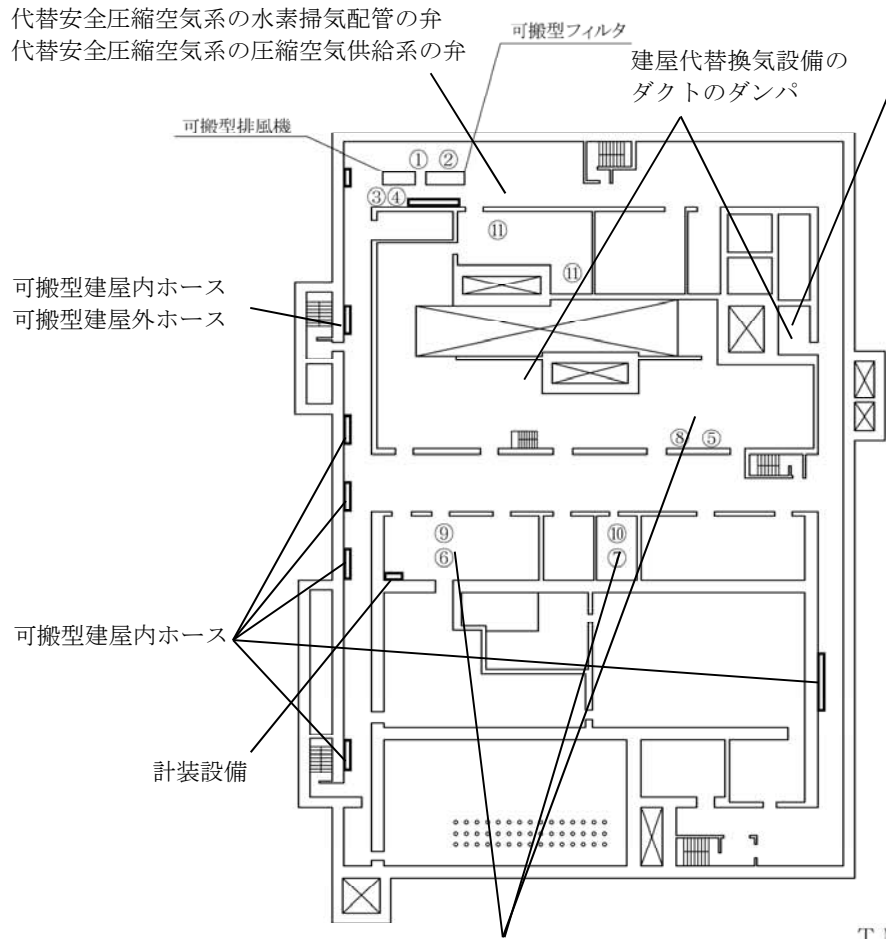
水素爆発を未然に防止するための空気の供給
ホース接続箇所

対象貯槽	接続箇所
—	⑨ 若しくは ⑩

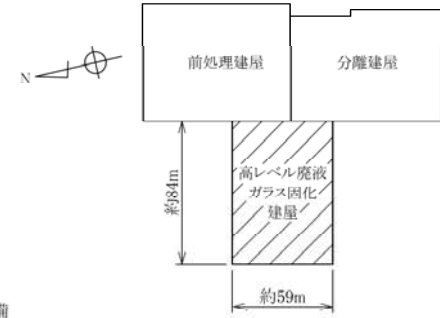
水素爆発の再発を防止するための空気の供給
ホース接続箇所

対象貯槽	接続箇所
—	⑪ 若しくは ⑫ 若しくは ⑬ 若しくは ⑭

高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下2階）



代替安全圧縮空気系の水素掃気配管の弁
 代替塔槽類廃ガス処理設備の
 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス
 処理設備からセルに導出するユニットの弁
 可搬型重大事故等
 対処設備保管場所



水素爆発を未然に防止するための空気の供給
 第1接続口

対象貯槽	接続口
第1高レベル濃縮廃液貯槽	①
第2高レベル濃縮廃液貯槽	
第1高レベル濃縮廃液一時貯槽	
第2高レベル濃縮廃液一時貯槽	
第1不溶解残渣廃液貯槽	
第2不溶解残渣廃液貯槽	
第1不溶解残渣廃液一時貯槽	
第2不溶解残渣廃液一時貯槽	
高レベル廃液共用貯槽	
高レベル廃液混合槽A	
高レベル廃液混合槽B	
供給液槽A	
供給液槽A	
供給液槽B	
供給液槽B	

電源設備
 電源ケーブル接続口

対象機器	接続口
—	③若しくは④

水素爆発を未然に防止するための空気の供給
 ホース接続箇所

対象貯槽	接続箇所
—	②

水素爆発の再発を防止するための空気の供給
 第1接続口

対象貯槽	接続口
第1高レベル濃縮廃液一時貯槽	⑤
第2高レベル濃縮廃液一時貯槽	
供給液槽A	⑦
供給液槽A	
供給液槽B	
供給液槽B	

水素爆発の再発を防止するための空気の供給
 ホース接続箇所

対象貯槽	接続箇所
—	⑧ 若しくは ⑨ 若しくは ⑩

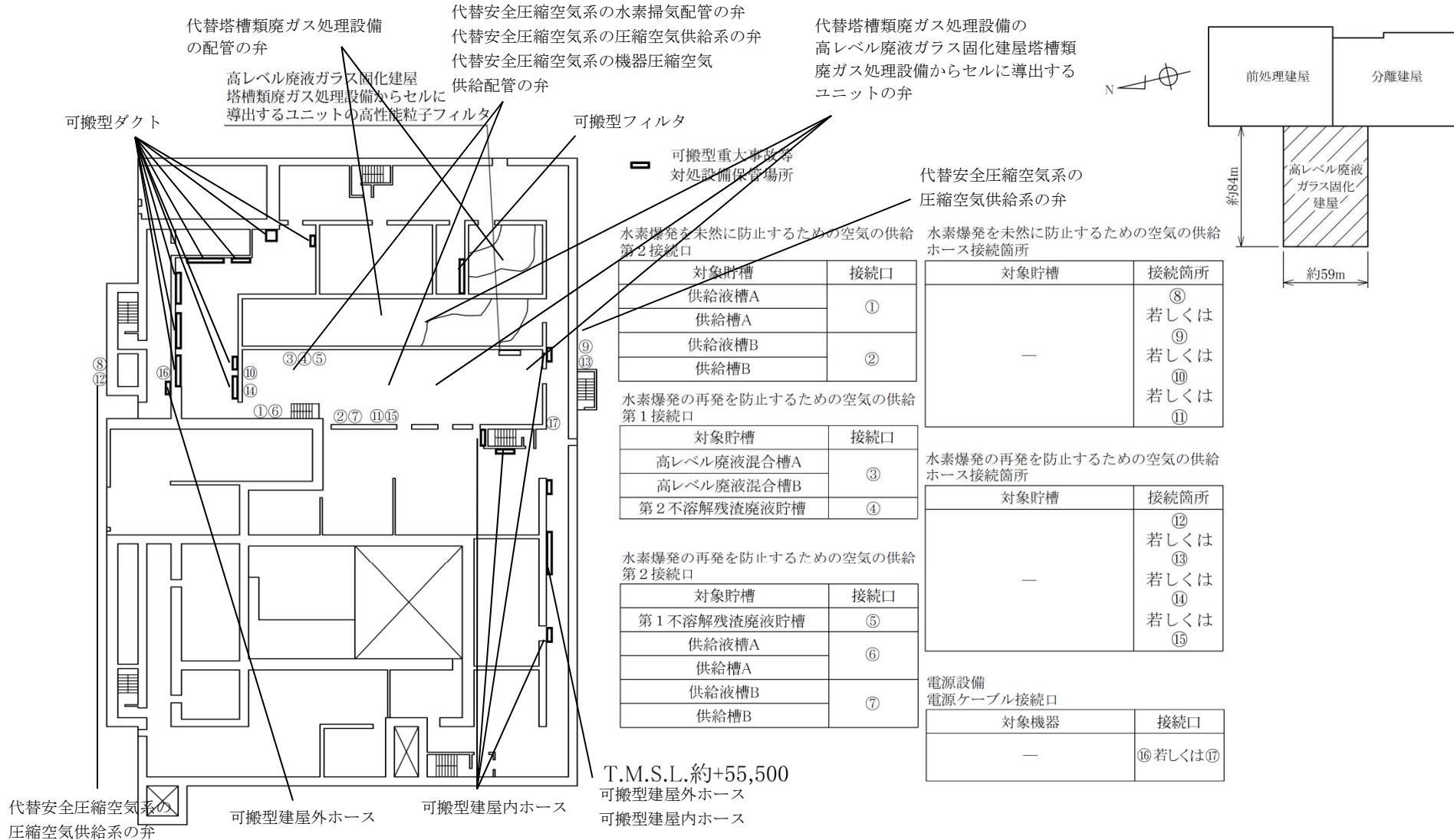
放出低減対策
 ダクト接続箇所

対象機器	接続箇所
—	⑪

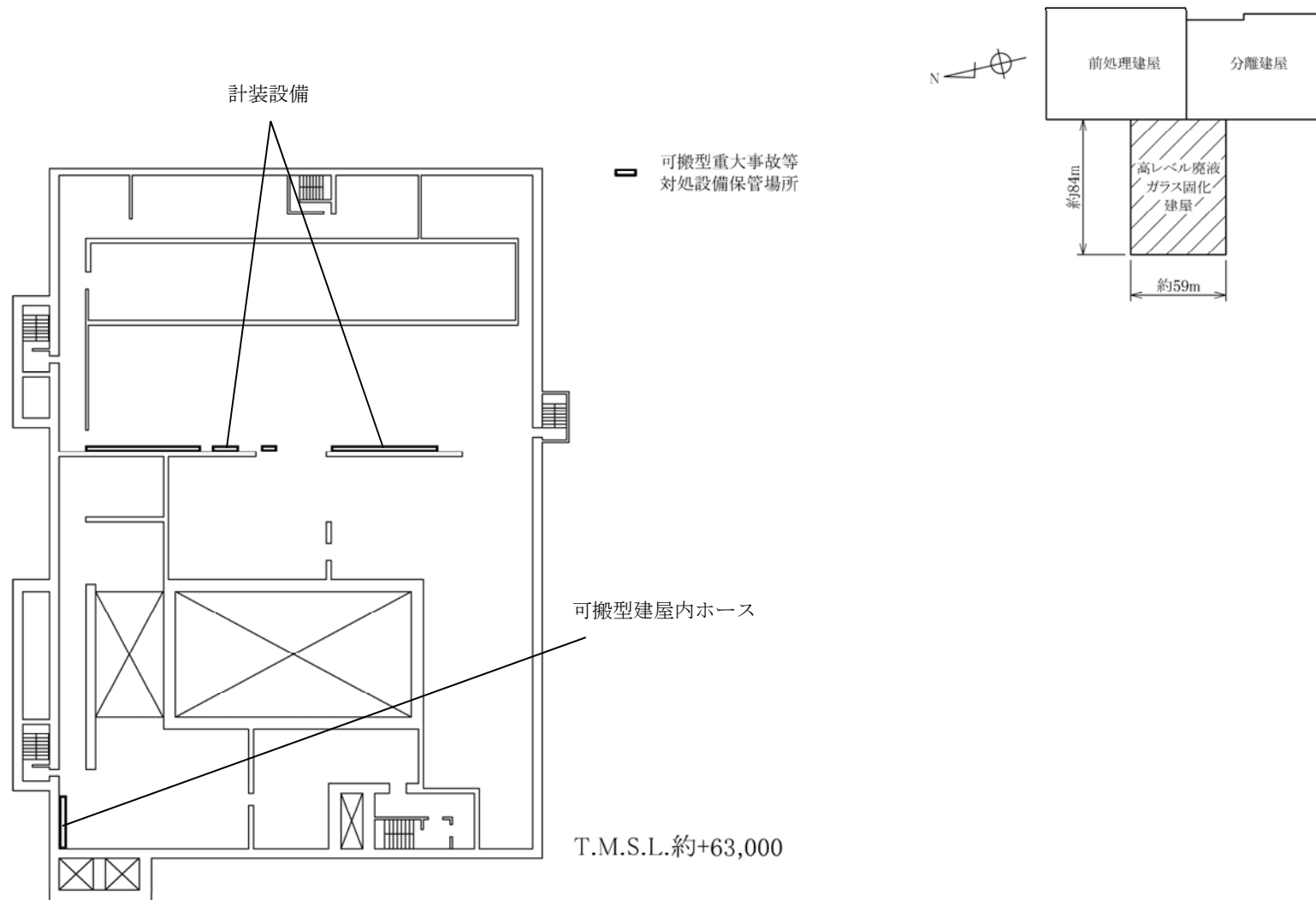
T.M.S.L.約+49,000

代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁
 代替安全圧縮空気系の圧縮空気供給系の弁

高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地下1階）



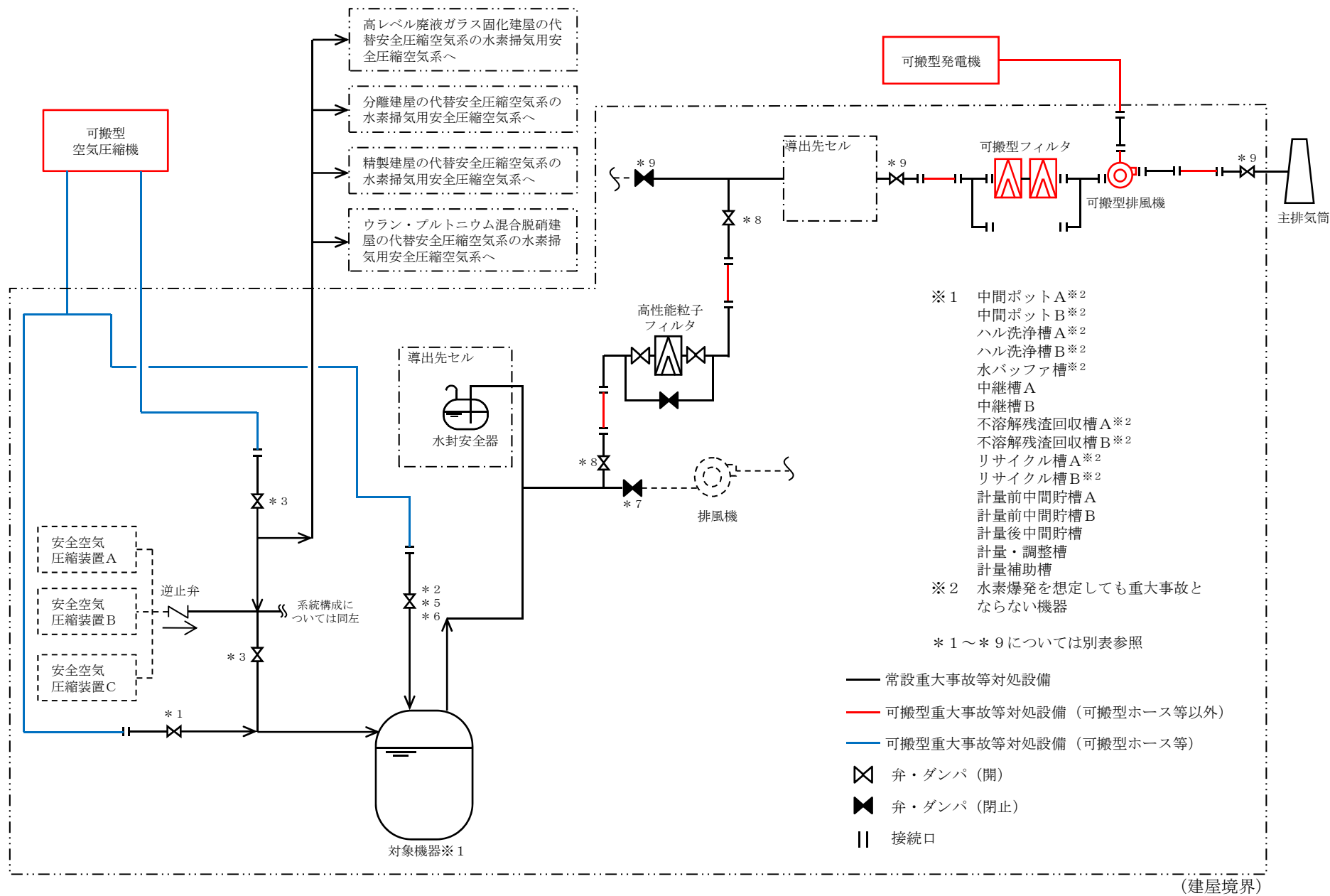
高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地上1階）



高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備の機器配置概要図（地上2階）

補足説明資料 2－3（36条）

系統図



第36. 1 図 水素掃気機能の喪失による水素爆発に対処するための処置の系統概要図（前処理建屋）

別表 水素爆発の発生の防止のための措置の操作対象機器リスト

水素爆発を未然に防止するための空気の供給（第1接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*1	代替安全圧縮空気系 の水素掃気配管の弁	手動操作	前処理建屋地上1階

水素爆発を未然に防止するための空気の供給（第2接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*2	代替安全圧縮空気系 の水素掃気配管の弁	手動操作	前処理建屋地上1階

水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給（第1接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*3	代替安全圧縮空気系 の水素掃気配管の弁	手動操作	前処理建屋地上1階

水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給（第2接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*4	代替安全圧縮空気系 の機器圧縮空気供給 配管の弁	手動操作	前処理建屋地上1階

別表 水素爆発の拡大の防止のための措置の操作対象機器リスト（つづき）

水素爆発の再発を防止するための空気の供給（第1接続口）

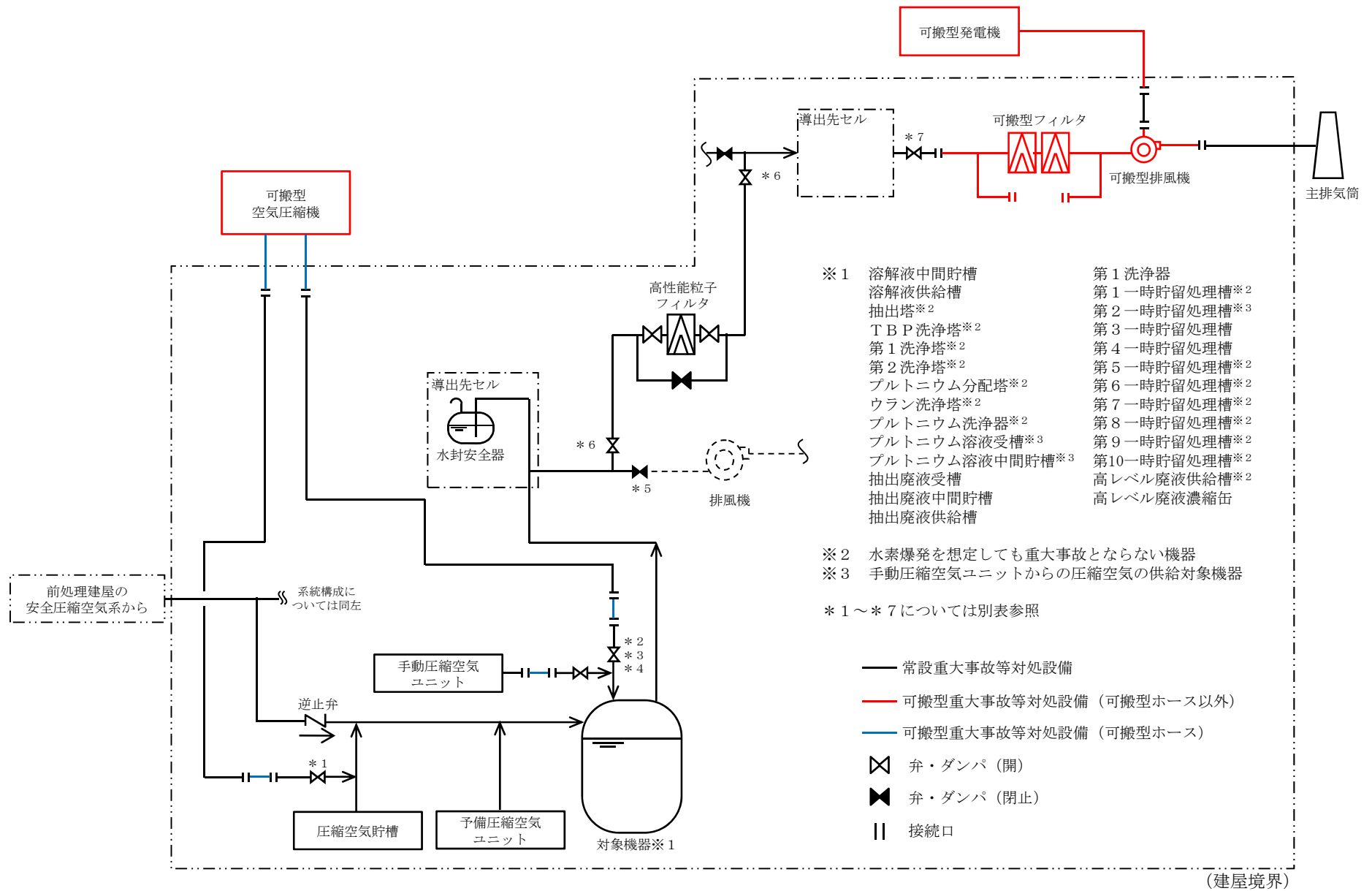
No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*5	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁	手動操作	前処理建屋地上1階

水素爆発の再発を防止するための空気の供給（第2接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*6	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁	手動操作	前処理建屋地上1階

放出低減対策

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*7	代替塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁	手動操作	前処理建屋地上2階
*8	代替塔槽類廃ガス処理設備の配管の弁	手動操作	前処理建屋地下3階、地上1階
*9	代替換気設備のダクトのダンパ	手動操作	前処理建屋地下3階、地上2階



第36. 2 図 水素掃気機能の喪失による水素爆発に対処するための処置の系統概要図（分離建屋）

別表 分離建屋の水素爆発の発生の防止のための措置の操作対象機器リスト

水素爆発を未然に防止するための空気の供給（第1接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*1	代替安全圧縮空気系の水素掃気配管の弁	手動操作	分離建屋地下2階

水素爆発を未然に防止するための空気の供給（第2接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*2	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁	手動操作	分離建屋地上1階、地上2階、地上3階

水素爆発の再発を防止するための空気の供給（第1接続口）

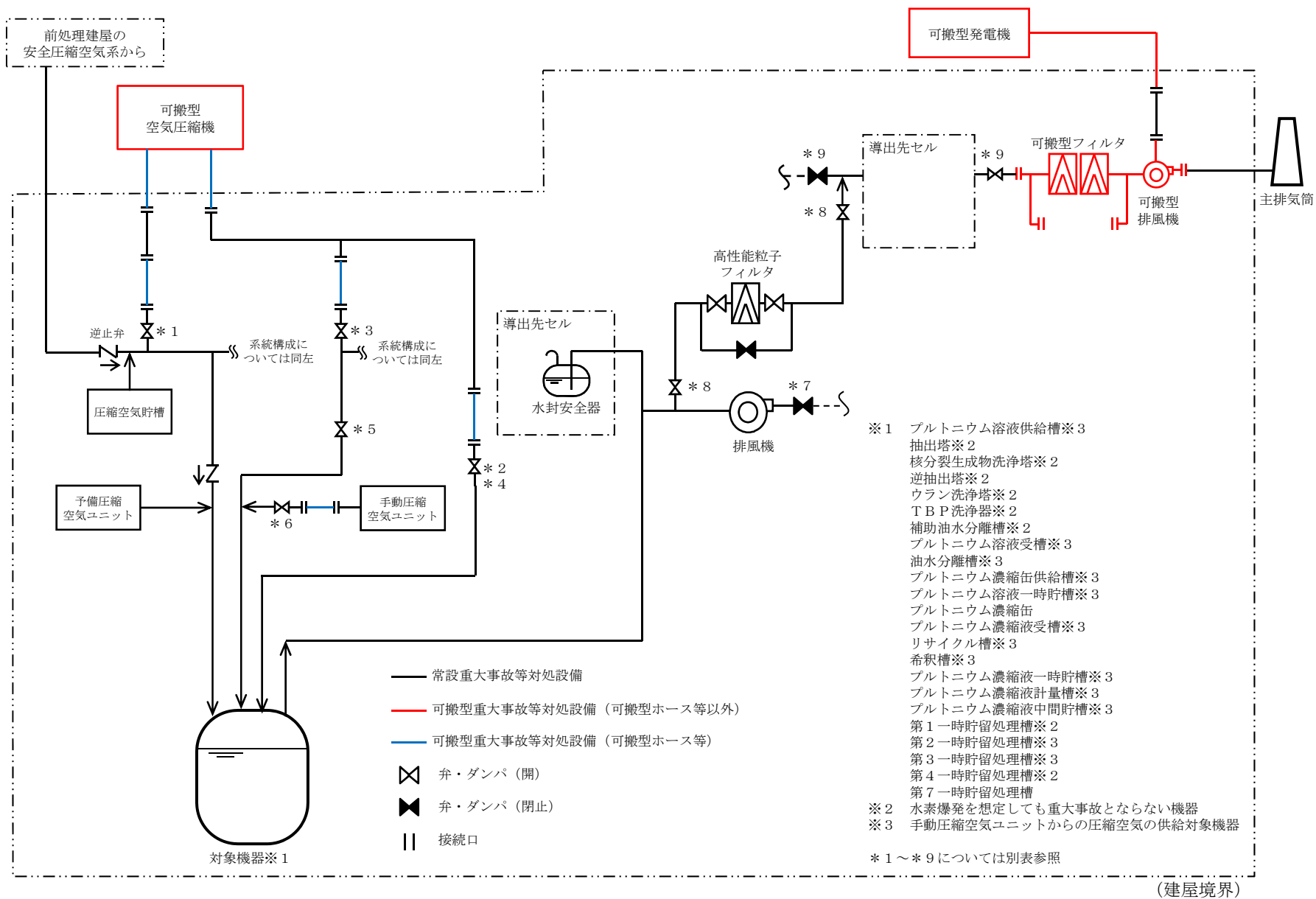
No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*3	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁	手動操作	分離建屋地下1階、地上2階、地上3階

水素爆発の再発を防止するための空気の供給（第2接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*4	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁	手動操作	分離建屋地上1階、地上2階、地上3階

放出低減対策

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*5	代替塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁	手動操作	分離建屋地上2階
*6	代替塔槽類廃ガス処理設備の配管の弁	手動操作	分離建屋地上1階、地上2階
*7	代替換気設備のダクトのダンパ	手動操作	分離建屋地上4階



第36.3図 水素掃気機能の喪失による水素爆発に対処するための処置の系統概要図 (精製建屋)

別表 水素爆発の発生の防止のための措置の操作対象機器リスト

水素爆発を未然に防止するための空気の供給（第1接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*1	代替安全圧縮空気系の水素掃気配管の弁	手動操作	精製建屋地上1階

水素爆発を未然に防止するための空気の供給（第2接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*2	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁	手動操作	精製建屋地下1階、地上2階、地上3階

別表 水素爆発の拡大の防止のための措置の操作対象機器リスト（つづき）

水素爆発の再発を防止するための空気の供給（手動圧縮空気ユニット）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*5	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁	手動操作	精製建屋地上1階、地上4階

水素爆発の再発を防止するための空気の供給（第1接続口）

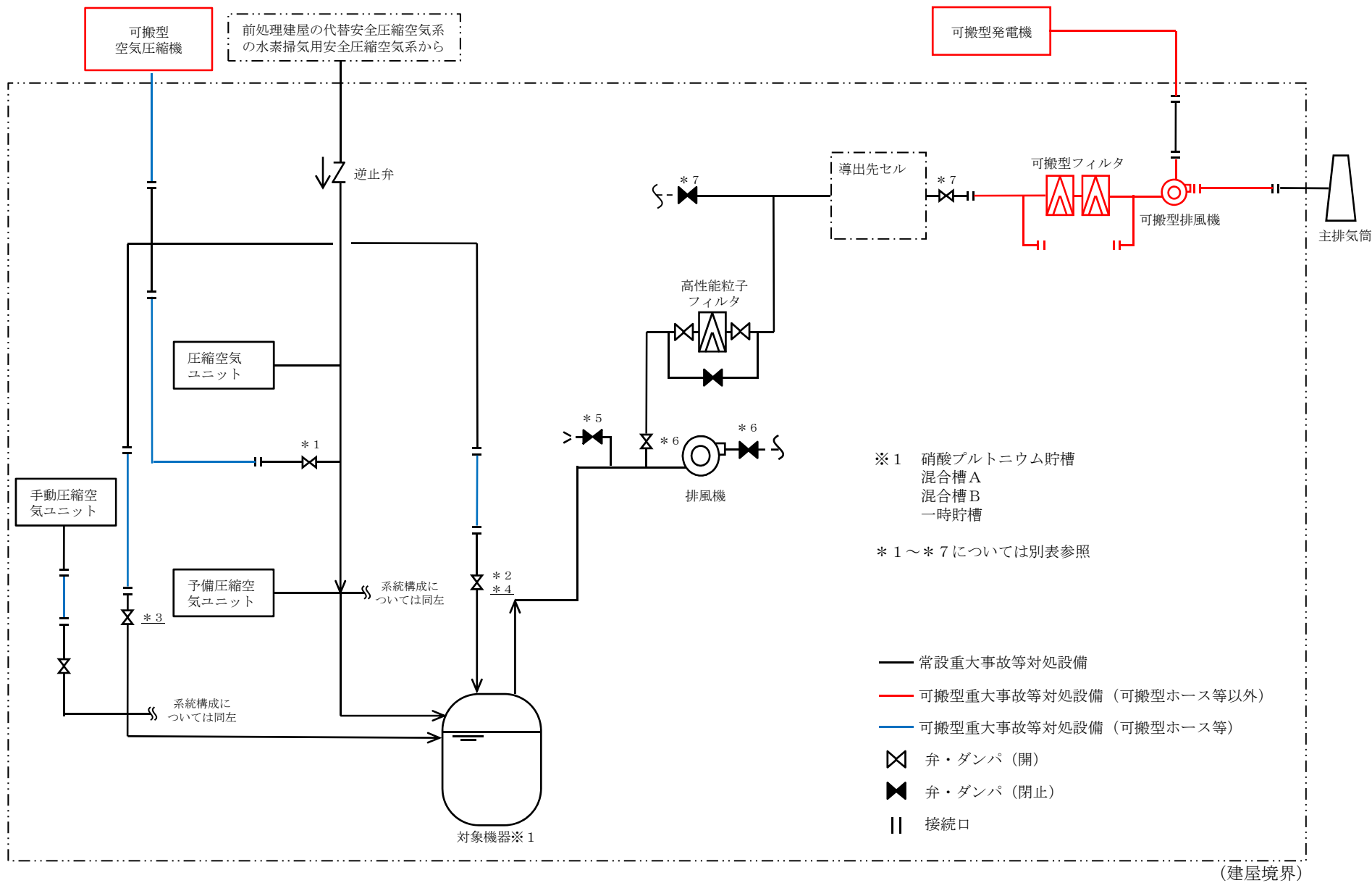
No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*3	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁	手動操作	精製建屋地上1階、地上4階

水素爆発の再発を防止するための空気の供給（第2接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*4	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁	手動操作	精製建屋地下1階、地上2階、地上3階

放出低減対策

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*7	代替塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁	手動操作	精製建屋地下1階、地上1階、地上5階
*8	代替塔槽類廃ガス処理設備の配管の弁	手動操作	精製建屋地上1階、地上2階
*9	代替換気設備のダクトのダンパ	手動操作	精製建屋地上1階、地上2階、地上4階



第36.4図 水素掃気機能の喪失による水素爆発に対処するための処置の系統概要図
(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)

別表 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発の発生の防止のための措置の
操作対象機器リスト

水素爆発を未然に防止するための空気の供給（第1接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*1	代替安全圧縮空気系 の水素掃気配管の弁	手動操作	ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋地上1階

水素爆発を未然に防止するための空気の供給（第2接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*2	代替安全圧縮空気系 の機器圧縮空気供給 配管の弁	手動操作	ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋地上2階

水素爆発の再発を防止するための空気の供給（第1接続口）

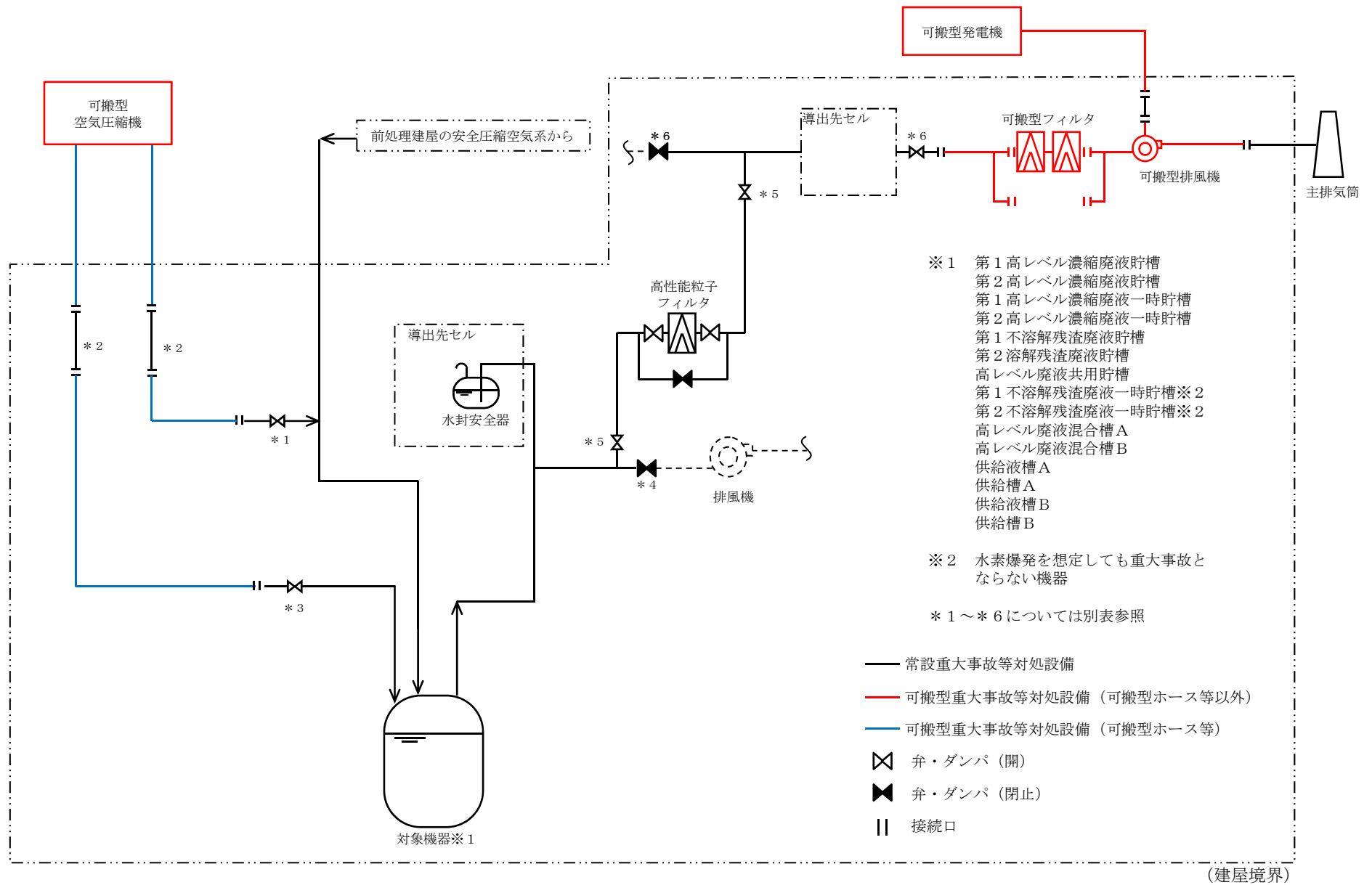
No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*3	代替安全圧縮空気系 の機器圧縮空気供給 配管の弁	手動操作	ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋地上1階

水素爆発の再発を防止するための空気の供給（第2接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*4	代替安全圧縮空気系 の機器圧縮空気供給 配管の弁	手動操作	ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋地上2階

放出低減対策

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*5	代替塔槽類廃ガス処理設備の隔離弁	手動操作	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋地上2階
*6	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットの弁	手動操作	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋地上2階
*7	代替換気設備のダクトのダンパ	手動操作	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋地下1階



第36.5図 水素掃気機能の喪失による水素爆発に対処するための処置の系統概要図
 (高レベル廃液ガラス固化建屋)

別表 水素爆発の発生の防止のための措置の操作対象機器リスト

水素爆発を未然に防止するための空気の供給（第1接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*1	代替安全圧縮空気系の水素掃気配管の弁	手動操作	高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階
*2	代替安全圧縮空気系の圧縮空気供給系の弁	手動操作	高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階

水素爆発を未然に防止するための空気の供給（第2接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
*2	代替安全圧縮空気系の圧縮空気供給系の弁	手動操作	高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階、地上1階
*3	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁	手動操作	高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階、地上1階

別表 水素爆発の拡大の防止のための措置の操作対象機器リスト（つづき）

水素爆発の再発を防止するための空気の供給（第1接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
* 2	代替安全圧縮空気系の圧縮空気供給系の弁	手動操作	高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階、地下1階、地上1階
* 3	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁	手動操作	高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階、地下1階、地上1階

水素爆発の再発を防止するための空気の供給（第2接続口）

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
* 2	代替安全圧縮空気系の圧縮空気供給系の弁	手動操作	高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階、地上1階
* 3	代替安全圧縮空気系の機器圧縮空気供給配管の弁	手動操作	高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階、地下2階、地上1階

放出低減対策

No.	機器名称	操作方法	操作箇所
* 4	代替塔槽類廃ガス処理設備の配管の弁	手動操作	高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階
* 5	代替塔槽類廃ガス処理設備の高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニットの弁	手動操作	高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階、地上1階
* 6	建屋代替換気設備のダクトのダンパ	手動操作	高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階

補足説明資料 2 - 4 (36条)

容量設定根拠

名 称		可搬型空気圧縮機（注1）
容量	m ³ /h (1台あたり)	51以上（注2）（約450（注3））
機器仕様に関する注記		注1：容量約450m ³ /hと容量約220m ³ /hの2種類があり、ここでは容量約450m ³ /hのものについて記している。 注2：要求値を示す 注3：公称値をしめす。
<p>【設定根拠】</p> <p>可搬型空気圧縮機は、重大事故時に以下の機能を有する。</p> <p>高レベル廃液等を内包する機器の水素掃気機能が喪失した場合、可搬型空気圧縮機により、水素掃気用安全圧縮空気系、かくはん用安全圧縮空気系又は発生防止用圧縮空気供給系のうちいずれかの1系統への圧縮空気の供給を実施し、事故を収束させる。</p> <p>可搬型空気圧縮機による水素掃気用安全圧縮空気系、かくはん用安全圧縮空気系又は発生防止用圧縮空気供給系への圧縮空気の供給が機能しなかった場合は、続けて水素爆発が生じるおそれがないよう上記とは別の空気供給配管である拡大防止用圧縮空気供給系（2系統以上）のうち、いずれかの1系統から圧縮空気の供給を実施する。</p> <p>また、可搬型空気圧縮機は、前処理建屋、分離建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に対し個別に圧縮空気を供給する場合と、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋に対し一括で圧縮空気を供給する場合がある。</p> <p>可搬型空気圧縮機のうち容量約450m³/hのもの保有数は、4台（うち2台は故障時バックアップ、1台は待機除外時バックアップ）である。</p> <p>1. 容量</p> <p>可搬型空気圧縮機は、放射線分解により発生する水素による爆発の有効性評価（再処理事業変更許可申請書添付書類八）において、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の機器内の水素を未然防止濃度に維持するために必要な圧縮空気流量を51m³/hとしていることから、可搬型空気圧縮機につい</p>		

ても同様に $51\text{m}^3/\text{h}$ 以上とし，公称値を約 $450\text{m}^3/\text{h}$ とする。

名 称		分離建屋の水素爆発に対処するための設備の水素爆発未然防止設備の重大事故等対処設備の圧縮空気貯槽
数量	基	3
容量	m ³ (1基当たり)	5.5
圧力	MP a	0.69 以上
機器仕様に関する注記		
<p>【設定根拠】</p> <p>分離建屋の水素爆発に対処するための設備の水素爆発未然防止設備の常設重大事故等対処設備の圧縮空気貯槽（以下、本シートでは「圧縮空気貯槽」という。）は、重大事故時に以下の機能を有する。</p> <p>圧縮空気貯槽は、分離建屋の圧縮空気設備の安全圧縮空気系が停止した場合において、自動で24時間持続して水素掃気を行う。</p> <p>1. 数量、容量及び圧力</p> <p>圧縮空気貯槽の全容量を16.5m³、圧力を0.69MPaとした場合の、圧縮空気貯槽からの圧縮空気の供給を考慮した未然防止濃度到達までの時間は、24時間以上が確保される。（別添(1)参照）</p> <p>したがって、圧力0.69MPa以上、容量を5.5m³／基の空気貯槽を3基とする。</p>		

名 称		精製建屋の水素爆発に対処するための設備の水素爆発未然防止設備の重大事故等対処設備の圧縮空気貯槽
数量	基	2 (容量 2.5m ³) 3 (容量 5 m ³)
容量	m ³ (1 基当たり)	2.5 5
圧力	MP a	0.69 以上
機器仕様に関する注記		
<p>【設定根拠】</p> <p>精製建屋の水素爆発に対処するための設備の水素爆発未然防止設備の常設重大事故等対処設備の圧縮空気貯槽（以下、本シートでは「圧縮空気貯槽」という。）は、重大事故時に以下の機能を有する。</p> <p>圧縮空気貯槽は、精製建屋の圧縮空気設備の安全圧縮空気系が停止した場合において、自動で 24 時間持続して水素掃気を行う。</p> <p>1. 数量、容量及び圧力</p> <p>圧縮空気貯槽の全容量を20m³、圧力を0.69MPaとした場合の、圧縮空気貯槽からの圧縮空気の供給を考慮した未然防止濃度到達までの時間は、24時間以上が確保される。（別添(1)参照）</p> <p>したがって、圧力0.69MP a 以上、容量を2.5m³／基の空気貯槽を 2 基、容量 5 m³／基の空気貯槽を 3 基とする。</p>		

名 称		可搬型空気圧縮機（注1）
容量	m ³ /h (1台あたり)	3.0以上（注2）（約220（注3））
機器仕様に関する注記		<p>注1：容量約450m³/hと容量約220m³/hの2種類があり，ここでは容量約220m³/hのものについて記している。</p> <p>注2：要求値を示す</p> <p>注3：公称値をしめす。</p>
<p>【設定根拠】</p> <p>可搬型空気圧縮機は，重大事故時に以下の機能を有する。</p> <p>高レベル廃液等を内包する機器の水素掃気機能が喪失した場合，可搬型空気圧縮機により，水素掃気用安全圧縮空気系，かくはん用安全圧縮空気系又は発生防止用圧縮空気供給系のうちいずれかの1系統への圧縮空気の供給を実施し，事故を収束させる。</p> <p>可搬型空気圧縮機による水素掃気用安全圧縮空気系，かくはん用安全圧縮空気系又は発生防止用圧縮空気供給系への圧縮空気の供給が機能しなかった場合は，続けて水素爆発が生じるおそれがないよう上記とは別の空気供給配管である拡大防止用圧縮空気供給系（2系統以上）のうち，いずれかの1系統から圧縮空気の供給を実施する。</p> <p>また，可搬型空気圧縮機は，精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に対し，個別に圧縮空気を供給する。</p>		

可搬型空気圧縮機のうち容量約 $220\text{m}^3/\text{h}$ のものの保有数は、4台（うち2台は故障時バックアップ、1台は待機除外時バックアップ）である。

1. 容量

可搬型空気圧縮機は、放射線分解により発生する水素による爆発の有効性評価（再処理事業変更許可申請書添付書類八）において、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の機器内の水素を未然防止濃度に維持するために必要な圧縮空気流量を $3.0\text{m}^3/\text{h}$ としていることから、可搬型空気圧縮機についても同様に $3.0\text{m}^3/\text{h}$ 以上とし、公称値を約 $220\text{m}^3/\text{h}$ とする。

名 称		可搬型排風機
容量	m ³ /h (1台あたり)	約 2,400m ³ /h (注1)
機器仕様に関する注記		注1：公称値をしめす。
<p>【設定根拠】</p> <p>可搬型排風機は、重大事故時に以下の機能を有する。</p> <p>放射性物質を含む気体を導出したセルからの放射性物質の経路外放出を防止するため、可搬型フィルタ（高性能粒子フィルタ）を有する放出影響緩和設備を通じて主排気筒から大気中へ管理放出する。</p> <p>可搬型排風機の保有数は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前処理建屋の水素爆発に対処するための設備の放出影響緩和設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型排風機 4台（うち2台は故障時バックアップ、1台は待機除外時バックアップ） ・分離建屋の水素爆発に対処するための設備の放出影響緩和設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型排風機 3台（うち2台は故障時バックアップ） ・精製建屋の水素爆発に対処するための設備の放出影響緩和設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型排風機 3台（うち2台は故障時バックアップ） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発に対処するための設備の 		

放出影響緩和設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型排風機

3台（うち2台は故障時バックアップ）

- ・高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備の放出影

響緩和設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型排風機

3台（うち2台は故障時バックアップ）

1. 容量

沸騰による水素発生量の増加を考慮した、機器内の水素濃度を未然防止濃度に維持するために必要な圧縮空気流量に対し余裕を考慮した流量は、流量が最大となる建屋において約 $78\text{m}^3/\text{h}$ である。（添付(2)参照）

圧縮空気の供給による導出先セルからの経路外放出を防止するため、約 $78\text{m}^3/\text{h}$ に対し余裕のある容量として、公称値を約 $2,400\text{m}^3/\text{h}$ とする。

1. 未然防止濃度到達までの時間について

(1) 圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットを用いない場合の時間余裕

a. 評価の方法

機器内の水素濃度が未然防止濃度に到達する時間を以下の通り評価する。

水素発生速度を下式より求める。

水相のみの場合,

$$F_{H_2} = 8.36 \times 10^{-6} \times V_{aq} \times (Q_{\alpha, aq} \times G_{\alpha, aq} + Q_{\beta\gamma, aq} \times G_{\beta\gamma, aq})$$

ここで,

F_{H_2} : 水素発生速度 (m^3/h [normal])

V_{aq} : 水相の液量 (m^3)

$Q_{\alpha, aq}$: 機器内の水相の単位液量あたりの α 崩壊熱量 (W/m^3)

$Q_{\beta\gamma, aq}$: 機器内の水相の単位液量あたりの $\beta\gamma$ 崩壊熱量

(W/m^3)

$G_{\alpha, aq}$: 水相での α 線のG値 (Molecules/100eV)

$G_{\beta\gamma, aq}$: 水相での $\beta\gamma$ 線のG値 (Molecules/100eV)

有機相のみの場合,

$$F_{H_2} = 8.36 \times 10^{-6} \times V_{org} \times (Q_{\alpha, org} \times G_{\alpha, org} + Q_{\beta\gamma, org} \times G_{\beta\gamma, org})$$

ここで,

V_{org} : 有機相の液量 (m^3)

$Q_{\alpha, org}$: 機器内の有機相の単位液量あたりの α 崩壊熱量

(W/m^3)

$Q_{\beta\gamma, org}$: 機器内の有機相の単位液量あたりの $\beta\gamma$ 崩壊熱量 (W/m^3)

$G_{\alpha, org}$: 有機相での α 線のG値 (Molecules/100eV)

$G_{\beta\gamma, org}$: 有機相での $\beta\gamma$ 線の G 値

(M o l e c u l e s / 100 e V)

水相及び有機相が混在する場合,

$$F_{H_2} = 8.36 \times 10^{-6} \times \left\{ V_{aq} \times \left(Q_{\alpha, aq} \times G_{\alpha, aq} + \frac{V_{aq} \times Q_{\beta\gamma, aq} + V_{org} \times Q_{\beta\gamma, org}}{V_{aq} + V_{org}} \times G_{\beta\gamma, aq} \right) + V_{org} \times \left(Q_{\alpha, org} \times G_{\alpha, org} + \frac{V_{aq} \times Q_{\beta\gamma, aq} + V_{org} \times Q_{\beta\gamma, org}}{V_{aq} + V_{org}} \times G_{\beta\gamma, org} \right) \right\}$$

次に、水素発生速度を用いて、気相部の初期水素濃度を下式より求める。

$$C_0 = \frac{F_{H_2}}{F_{H_2} + f_{air}} \times 100$$

ここで、

C_0 : 初期水素濃度 (v o l %)

f_{air} : 水素掃気用安全圧縮空気流量 (m^3/h [n o r m a l])

さらに、水素発生速度及び気相部の初期水素濃度を用いて、未然防止濃度到達までの時間を下式より求める。

$$t_{mar} = \frac{8 - C_0}{100} \times \frac{V_{gas}}{F_{H_2}}$$

ここで、

t_{mar} : 未然防止濃度到達までの時間 (h)

V_{gas} : 機器の空間容量 (m^3)

b. 未然防止濃度到達までの時間の評価条件

評価条件を第 1 表に示す。

(2) 圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットを用いた場合の時間余裕

a. 評価の方法

水素掃気機能が喪失した場合に、重大事故等対処施設の放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の分離建屋の水素爆発に対処するための設備の常設重大事故等対処設備の圧縮空気貯槽及び重大事故等対処施設の放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備の精製建屋の水素爆発に対処するための設備の常設重大事故等対処設備の圧縮空気貯槽（以下1.では「圧縮空気貯槽」という。）並びに重大事故等対処施設の放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発に対処するための設備の常設重大事故等対処設備の圧縮空気ユニット（以下1.では「圧縮空気ユニット」という。）から水素爆発を想定する機器に圧縮空気の供給が継続される時間を以下のとおり評価する。

水素爆発を想定する機器内の水素濃度を8vol%以下に維持するために必要な圧縮空気流量及び平常運転時の水素掃気用安全圧縮空気系からの圧縮空気流量の比率を下式により求める。

$$F_{ratio} = \frac{F_{8vol\%}}{F_{design}}$$

ここで、

F_{ratio} : 水素爆発を想定する機器内の水素濃度を8vol%以下に維持するために必要な圧縮空気流量及び平常運転時の水素掃気用安全圧縮空気系からの圧縮空気流量の比率（－）

$F_{8vol\%}$: 水素爆発を想定する機器内の水素濃度を8vol%以下に維持するために必要な圧縮空気流量（ m^3/h [normal]）

F_{design} : 平常運転時の水素掃気用安全圧縮空気系からの圧縮空気流量（ m^3/h [normal]）

得られた比率に、平常運転時において水素爆発を想定する機器にそれぞれ供給されている圧縮空気の流量の建屋毎の和をかけることで、水素爆発を想定する機器内の水素濃度を8vol%以下に維持できる圧縮空気を供給するために必要な建屋入口での圧縮空気流量を求めることができる。

水素掃気機能が喪失した直後に、圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットから供給される圧縮空気流量を初期圧縮空気流量とする。圧縮空気の供給に伴い圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットの圧縮空気ポンベの圧力が減少し、供給される空気流量も減少する。圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットからの供給開始後1分毎の圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットの圧縮空気ポンベの圧力の減少は下式により求める。

$$\Delta P = 0.1013 \times \frac{F_{serve}}{60} \times \frac{1}{V} \times \frac{T + 273.15}{273.15}$$

ここで、

ΔP : 同一の空気流量で圧縮空気を1分間供給したときの圧力の減少量
(MPa)

F_{serve} : 圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットから供給される各建屋入口での圧縮空気流量 (m^3/h)

V : 圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットの圧縮空気ポンベの体積 (m^3)

T : 空気温度 ($^{\circ}C$)

圧力減少に伴う空気供給流量の減少は下式により求める。

$$F'_{serve} = F_{serve} \times \left(\frac{P_{header} - \Delta P}{P_{header}} \right)^2$$

ここで、

F'_{serve} : 圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットから供給される減圧後の各建屋入口での圧縮空気流量 (m^3/h)

P_{header} : 圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットの圧縮空気ポンベの圧力
(MPa)

圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットから供給される減圧後の各建屋入口での圧縮空気流量が水素爆発を想定する機器内の水素濃度を 8 vol %以下に維持できる圧縮空気を供給するために必要な建屋入口での圧縮空気流量を下回るまで圧力減少及び供給流量減少の評価を繰り返し、圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットから水素爆発を想定する機器に圧縮空気の供給が継続される時間を求める。

圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットは、各建屋の水素掃気用安全圧縮空気系に設置するため、水素掃気機能が喪失した場合に、各建屋に設置されている全ての水素爆発を想定する機器に圧縮空気を自動で供給する。一方で、分離建屋、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に設置されている水素爆発を想定する機器の時間余裕は最短で 0.20 時間、最長で 7800 時間であり、全ての機器に圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットからの圧縮空気の供給がなされ、時間余裕の延長が期待される。上記の計算により得られた圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットから水素爆発を想定する機器に圧縮空気の供給が継続される時間及び圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットからの圧縮空気の供給を期待しない場合の未然防止濃度到達までの時間を比較し、大きい方を時間余裕として採用する。

第1表 放射線分解により発生する水素による爆発の未然防止濃度到達時間の評価条件

建屋	機器名	水相						有機相					水素掃気用安全 圧縮空気流量 (m ³ /h [normal])	評価用 空間 容量 (m ³)
		液量 (m ³)	NO ₃ ⁻ 濃度 (mol /L)	崩壊熱密度		G値		液量 (m ³)	崩壊熱密度		G値			
				α (W/m ³)	βγ (W/m ³)	α	βγ		α (W/m ³)	βγ (W/m ³)	α	βγ		
						(Molecules /100eV)					(Molecules /100eV)			
前処 理建 屋	ハル洗浄槽	0.020	0.0	1.2×10 ¹	1.1×10 ²	1.4	0.45	—	—	—	—	—	0.12	0.038
	水バッファ槽	■	0.0	6.2	1.4×10 ¹	1.4	0.45	—	—	—	—	—	0.36	0.69
	中間ポット	■	3.0	1.7×10 ²	4.4×10 ²	0.11	0.042	—	—	—	—	—	0.37	0.060
	中継槽	7.0	3.0	1.7×10 ²	4.4×10 ²	0.11	0.042	—	—	—	—	—	0.36	2.7
	リサイクル槽	2.0	3.0	1.7×10 ²	4.4×10 ²	0.11	0.042	—	—	—	—	—	0.36	0.47
	不溶解残渣回収槽	5.0	0.17	1.7×10 ⁻²	3.3	0.86	0.24	—	—	—	—	—	3.6	2.4
	計量前中間貯槽	25	3.0	1.7×10 ²	4.4×10 ²	0.11	0.042	—	—	—	—	—	0.83	7.8
	計量・調整槽	25	3.0	1.2×10 ²	3.5×10 ²	0.11	0.042	—	—	—	—	—	0.63	7.8
	計量後中間貯槽	25	3.0	1.2×10 ²	3.5×10 ²	0.11	0.042	—	—	—	—	—	0.63	7.8
	計量補助槽	7.0	3.0	1.2×10 ²	3.5×10 ²	0.11	0.042	—	—	—	—	—	0.36	1.6

■については商業機密の観点から公開できません。

(つづき)

建屋	機器名	水相						有機相						水素掃気用安全 圧縮空気流量 (m ³ /h [normal])	評価用 空間 容量 (m ³)
		液量 (m ³)	NO ₃ ⁻ 濃度 (mol /L)	崩壊熱密度		G 値		液量 (m ³)	崩壊熱密度		G 値				
				α (W/m ³)	βγ (W/m ³)	α (Molecule s/100eV)	βγ		α (W/m ³)	βγ (W/m ³)	α (Molecule s/100eV)	βγ			
													α		
分離 建屋	抽出塔	■	3.0	7.9×10 ¹	3.2×10 ²	0.11	0.042	■	3.8×10 ¹	1.8×10 ¹	3.0	3.0	0.50	0.22	
	第1洗浄塔	■	3.0	2.9×10 ¹	8.6×10 ¹	0.11	0.042	■	3.8×10 ¹	1.8×10 ¹	3.0	3.0	0.36	0.22	
	第2洗浄塔	■	4.2	1.1×10 ¹	1.1	0.059	0.034	■	3.1×10 ¹	3.5×10 ⁻¹	3.0	3.0	0.36	0.22	
	TBP洗浄塔	■	2.8	4.1×10 ¹	3.2×10 ²	0.11	0.044	■	—	2.2	—	7.0	0.68	0.058	
	溶解液中間貯槽	25	3.0	1.2×10 ²	3.5×10 ²	0.11	0.042	—	—	—	—	—	0.59	11	
	溶解液供給槽	6.0	3.0	1.2×10 ²	3.5×10 ²	0.11	0.042	—	—	—	—	—	0.36	2.3	
	抽出廃液受槽	15	2.8	4.1×10 ¹	2.5×10 ²	0.11	0.044	—	—	—	—	—	0.36	4.4	
	抽出廃液中間貯槽	20	2.8	4.1×10 ¹	2.5×10 ²	0.11	0.044	—	—	—	—	—	0.36	4.1	
	抽出廃液供給槽	60	2.6	4.1×10 ¹	2.5×10 ²	0.12	0.045	—	—	—	—	—	0.83	18	
	プルトニウム分配塔	■	1.5	2.9×10 ²	5.2×10 ⁻¹	0.22	0.065	■	3.5×10 ¹	1.7×10 ⁻¹	3.0	3.0	0.36	0.29	
	ウラン洗浄塔	■	1.5	2.9×10 ²	5.2×10 ⁻¹	0.22	0.065	■	8.1×10 ¹	1.4×10 ⁻¹	3.0	3.0	0.36	0.049	
	プルトニウム洗浄器	■	0.5	3.8	4.6×10 ⁻¹	0.63	0.16	■	3.5	1.6×10 ⁻¹	3.0	3.0	0.36	1.1	
	プルトニウム溶液受槽	3.0	1.7	2.4×10 ²	—	0.19	—	—	—	—	—	—	0.36	0.15	
	プルトニウム溶液中間貯槽	3.0	1.7	2.4×10 ²	—	0.19	—	—	—	—	—	—	0.36	0.15	
	第1一時貯留処理槽	■	3.0	7.9×10 ¹	3.2×10 ²	0.11	0.042	■	3.8×10 ¹	1.8×10 ¹	3.0	3.0	0.50	0.15	
	第2一時貯留処理槽	3.0	1.5	2.9×10 ²	5.2×10 ⁻¹	0.22	0.065	—	—	—	—	—	0.36	0.15	
	第3一時貯留処理槽	20	3.0	8.9×10 ¹	3.2×10 ²	0.11	0.042	—	—	—	—	—	0.36	11	
	第4一時貯留処理槽	20	2.8	4.9×10 ¹	3.2×10 ²	0.11	0.044	—	—	—	—	—	0.36	11	
	第5一時貯留処理槽	—	—	—	—	—	—	3.0	4.3×10 ⁻¹	1.8×10 ¹	3.0	3.0	0.36	0.15	
	第6一時貯留処理槽	■	2.8	2.0×10 ²	1.3×10 ³	0.11	0.044	■	2.6	7.1×10 ¹	3.0	3.0	1.1	1.0	
	第7一時貯留処理槽	■	3.0	8.9×10 ¹	3.2×10 ²	0.11	0.042	—	—	—	—	—	0.36	0.020	
	第8一時貯留処理槽	■	1.5	2.9×10 ²	5.2×10 ⁻¹	0.22	0.065	■	3.5×10 ¹	1.7×10 ⁻¹	3.0	3.0	0.36	0.070	
	第9一時貯留処理槽	—	—	—	—	—	—	10	4.3×10 ⁻¹	1.8×10 ¹	3.0	3.0	0.36	3.6	
	第10一時貯留処理槽	■	0.15	1.2×10 ⁻²	3.8×10 ⁻¹	0.89	0.30	■	1.4×10 ⁻²	3.5×10 ⁻²	3.0	3.0	0.36	3.6	
	第1洗浄器	■	0.15	—	5.3×10 ⁻¹	—	0.30	■	—	2.9×10 ⁻²	—	3.0	0.36	1.9	
	高レベル廃液供給槽	20	2.6	1.7×10 ¹	1.1×10 ²	0.12	0.046	—	—	—	—	—	3.8	4.5	
	高レベル廃液濃縮缶	22	2.0	5.0×10 ²	3.2×10 ³	0.17	0.053	—	—	—	—	—	4.2	31	

■については商業機密の観点から公開できません。

(つづき)

建屋	機器名	水相						有機相						水素掃気用安全 圧縮空気流量 (m ³ /h [normal])	評価用 空間 容量 (m ³)
		液量 (m ³)	NO ₃ ⁻ 濃度 (mol /L)	崩壊熱密度		G値		液量 (m ³)	崩壊熱密度		G値				
				α (W/m ³)	βγ (W/ m ³)	α (Molecules /100eV)	βγ		α (W/m ³)	βγ (W/ m ³)	α (Molecules /100eV)	βγ			
													α		
精製 建屋	プルトニウム溶液供給槽	■	1.7	2.4×10 ²	—	0.19	—	—	—	—	—	—	0.36	0.26	
	抽出塔	■	4.3	1.8×10 ²	—	0.060	—	■	3.9×10 ²	—	3.0	—	0.36	0.019	
	核分裂生成物洗浄塔	■	1.0	9.0×10 ¹	—	0.43	—	■	3.9×10 ²	—	3.0	—	0.36	0.019	
	逆抽出塔	■	0.27	9.3×10 ²	—	0.77	—	■	4.2×10 ²	—	3.0	—	0.36	0.019	
	ウラン洗浄塔	■	0.91	9.3×10 ²	—	0.46	—	■	4.4×10 ²	—	3.0	—	0.36	0.0016	
	補助油水分離槽	■	0.91	9.3×10 ²	—	0.46	—	—	—	—	—	—	0.040	0.0076	
	TBP洗浄器	■	0.91	9.3×10 ²	—	0.46	—	■	3.5	—	7.0	—	0.36	0.059	
	プルトニウム溶液受槽	■	1.5	9.3×10 ²	—	0.20	—	—	—	—	—	—	0.36	0.088	
	油水分離槽	■	1.5	9.3×10 ²	—	0.20	—	—	—	—	—	—	0.36	0.11	
	プルトニウム濃縮缶供給槽	3.0	1.5	9.3×10 ²	—	0.20	—	—	—	—	—	—	0.36	0.18	
	プルトニウム溶液一時貯槽	3.0	1.5	9.3×10 ²	—	0.20	—	—	—	—	—	—	0.36	0.19	
	プルトニウム濃縮缶	■	7.0	8.6×10 ³	—	0.048	—	—	—	—	—	—	0.36	0.24	
	プルトニウム濃縮液受槽	■	7.0	8.6×10 ³	—	0.048	—	—	—	—	—	—	0.50	0.13	
	プルトニウム濃縮液一時貯槽	1.5	7.0	8.6×10 ³	—	0.048	—	—	—	—	—	—	0.72	0.10	
	プルトニウム濃縮液計量槽	■	7.0	8.6×10 ³	—	0.048	—	—	—	—	—	—	0.50	0.13	
	リサイクル槽	■	7.0	8.6×10 ³	—	0.048	—	—	—	—	—	—	0.50	0.13	
	希釈槽	2.5	1.5	9.3×10 ²	—	0.20	—	—	—	—	—	—	1.1	0.11	
	プルトニウム濃縮液中間貯槽	■	7.0	8.6×10 ³	—	0.048	—	—	—	—	—	—	0.50	0.13	
	第1一時貯留処理槽	■	1.5	4.3×10 ¹	—	0.23	—	■	2.5×10 ²	—	3.0	—	0.36	0.12	
	第2一時貯留処理槽	■	1.5	4.1×10 ²	—	0.23	—	■	3.7×10 ¹	—	3.0	—	0.36	0.12	
	第3一時貯留処理槽	3.0	1.5	4.1×10 ²	—	0.23	—	—	—	—	—	—	0.36	0.18	
第4一時貯留処理槽	—	—	—	—	—	—	■	3.7	—	3.0	—	0.36	0.13		
第7一時貯留処理槽	■	1.5	3.3×10 ²	—	0.23	—	—	—	—	—	—	0.36	2.8		

■については商業機密の観点から公開できません。

(つづき)

建屋	機器名	水相						有機相						水素掃気用安全 圧縮空気流量 (m ³ /h [normal])	評価用 空間容 量 (m ³)
		液量 (m ³)	NO ₃ ⁻ 濃度 (mol /L)	崩壊熱密度		G 値		液量 (m ³)	崩壊熱密度		G 値				
				α (W/m ³)	β γ (W/m ³)	α	β γ		α (W/m ³)	β γ (W/m ³)	α	β γ			
						(Molecules /100 e V)					(Molecules /100 e V)				
ウラン・ プルトニ ウム混合 脱硝建屋	硝酸プルトニウム貯槽	1.0	7.0	8.6×10 ³	—	0.048	—	—	—	—	—	—	0.66	0.33	
	混合槽	1.0	4.3	5.3×10 ³	—	0.059	—	—	—	—	—	—	0.66	0.33	
	一時貯槽	1.0	7.0	8.6×10 ³	—	0.048	—	—	—	—	—	—	0.66	0.33	
高レベル 廃液ガラ ス固化建 屋	高レベル濃縮廃液貯槽	120	2.0	4.4×10 ²	2.8×10 ³	0.0085	0.0030	—	—	—	—	—	25	12	
	高レベル濃縮廃液一時貯槽	25	2.0	5.0×10 ²	3.2×10 ³	0.0085	0.0030	—	—	—	—	—	5.7	7.6	
	高レベル廃液混合槽	20	0.17	5.0×10 ²	3.2×10 ³	0.014	0.0050	—	—	—	—	—	7.7	7.9	
	供給液槽	5.0	0.090	5.0×10 ²	3.2×10 ³	0.014	0.0050	—	—	—	—	—	2.1	3.3	
	供給槽	2.0	2.0	5.0×10 ²	3.2×10 ³	0.014	0.0050	—	—	—	—	—	0.73	1.1	
	不溶解残渣廃液一時貯槽	5.0	0.090	1.7×10 ⁻²	3.3	0.86	0.24	—	—	—	—	—	3.5	3.8	
	不溶解残渣廃液貯槽	70	1.0	7.5×10 ⁻³	1.5	0.97	0.30	—	—	—	—	—	21	20	
	高レベル廃液共用貯槽 (高レベル濃縮廃液貯蔵時)	120	1.0	4.4×10 ²	2.8×10 ³	0.0085	0.0030	—	—	—	—	—	25	7.3	
高レベル廃液共用貯槽 (不溶解残渣廃液貯蔵時)	70	1.0	7.5×10 ⁻³	1.5	0.97	0.30	—	—	—	—	—	25	57		

第2表 圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットからの圧縮空気の供給継続時間の評価条件

	必要貯槽体積	蓄積圧力	圧縮空気貯槽/ 圧縮空気ポンベ体積	基数/本数
分離建屋	16.5m ³	0.69MP a	5.5m ³ /基	3基
精製建屋	20m ³	0.69MP a	2.5m ³ /基 5m ³ /基	2基 3基
ウラン・ プルトニウム 混合脱硝建屋	0.14m ³	14.7MP a	0.047m ³ /本	3本

第3表 未然防止濃度到達までの時間

建屋	機器名	圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットがない場合の時間余裕 (h)	圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットがある場合の時間余裕 (h)
前処理建屋	ハル洗浄槽	280	—
	水バッファ槽	86	—
	中間ポット	120	—
	中継槽	94	—
	リサイクル槽	60	—
	不溶解残渣回収槽	5700	—
	計量前中間貯槽	73	—
	計量・調整槽	97	—
	計量後中間貯槽	97	—
	計量補助槽	75	—

(つづき)

建屋	機器名	圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットがない場合の時間余裕 (h)	圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットがある場合の時間余裕 (h)
分離建屋	抽出塔	2.8	24
	第1洗浄塔	4.7	24
	第2洗浄塔	10	24
	T B P 洗浄塔	0.80	24
	溶解液中間貯槽	130	130
	溶解液供給槽	130	130
	抽出廃液受槽	170	170
	抽出廃液中間貯槽	110	110
	抽出廃液供給槽	160	160
	プルトニウム分配塔	8.1	24
	ウラン洗浄塔	7.1	24
	プルトニウム洗浄器	430	430
	プルトニウム溶液受槽	10	24
	プルトニウム溶液中間貯槽	10	24
	第1一時貯留処理槽	1.4	24
	第2一時貯留処理槽	7.2	24
	第3一時貯留処理槽	200	200
	第4一時貯留処理槽	240	240
	第5一時貯留処理槽	8.3	24
	第6一時貯留処理槽	6.8	24
	第7一時貯留処理槽	2.9	24
	第8一時貯留処理槽	1.7	25
	第9一時貯留処理槽	53	53
	第10一時貯留処理槽	7800	7800
	第1洗浄器	3500	3500
	高レベル廃液供給槽	310	310
	高レベル廃液濃縮缶	48	48

(つづき)

建屋	機器名	圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットがない場合の時間 余裕 (h)	圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットがある場合の時間 余裕 (h)
精製建屋	プルトニウム溶液供給槽	13	45
	抽出塔	0.80	43
	核分裂生成物洗浄塔	1.0	45
	逆抽出塔	0.50	32
	ウラン洗浄塔	0.20	45
	補助油水分離槽	1.9	45
	T B P 洗浄器	24	45
	プルトニウム溶液受槽	4.8	45
	油水分離槽	6.0	45
	プルトニウム濃縮缶供給槽	2.6	24
	プルトニウム溶液一時貯槽	2.7	24
	プルトニウム濃縮缶	26	45
	プルトニウム濃縮液受槽	2.8	32
	プルトニウム濃縮液一時貯槽	1.4	30
	プルトニウム濃縮液計量槽	2.8	32
	リサイクル槽	2.8	32
	希釈槽	2.2	56
	プルトニウム濃縮液中間貯槽	2.8	32
	第1一時貯留処理槽	3.0	28
	第2一時貯留処理槽	7.4	45
	第3一時貯留処理槽	5.6	33
第4一時貯留処理槽	61	61	
第7一時貯留処理槽	27	27	

(つづき)

建屋	機器名	圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットがない場合の時間 余裕 (h)	圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットがある場合の時間 余裕 (h)
ウラン・プルトニウム混合脱 硝建屋	硝酸プルトニウム貯槽	7.1	24
	混合槽	9.6	33
	一時貯槽	7.1	24
高レベル廃液ガラス固化建 屋	高レベル濃縮廃液貯槽	84	—
	高レベル濃縮廃液一時貯槽	210	—
	高レベル廃液混合槽	160	—
	供給液槽	280	—
	供給槽	230	—
	不溶解残渣廃液一時貯槽	9100	—
	不溶解残渣廃液貯槽	6100	—
高レベル廃液共用貯槽 ※ (高レベル濃縮廃液貯蔵時)	48	—	

※ 不溶解残渣廃液貯蔵時は 17000 h。

沸騰による水素発生量の増加を考慮した
機器内の水素濃度を未然防止濃度に維持するために必要な圧縮空気流量に対し、
余裕を考慮した流量について

沸騰による具体的な水素発生量の増加割合は文献等で明確に記載されていないことから、沸騰時水素発生速度は以下の係数を乗じることにより求める。

- ・水素発生速度を2倍にする（ただし、液深効果でG値を1/20にしている機器は40倍）

未然防止濃度（水素濃度4 vol%）を維持するための圧縮空気流量は、水素発生速度/0.04とし、更に1.5倍の余裕を考慮した。また、機器1基当たりの圧縮空気流量が $3 \times 10^{-2} \text{ m}^3/\text{h}$ 未満の場合は、圧縮空気流量を $3 \times 10^{-2} \text{ m}^3/\text{h}$ とした。

機器毎及び建屋毎の圧縮空気流量を第1表～第5表に示す。

このうち、圧縮空気流量が最大となる建屋は高レベル廃液ガラス固化建屋であって、圧縮空気流量は $78 \text{ m}^3/\text{h}$ である。

第 1 表 必要圧縮空気流量（前処理建屋）

機器名称	非沸騰時	沸騰時		
	水素発生速度 (Nm ³ /h)	水素発生速度 (Nm ³ /h)	4 vol%維持掃気流量 (Nm ³ /h)	4 vol%維持掃気流量×1.5 (Nm ³ /h)
ハル洗浄槽 A(外側)	1.08E-05	1.08E-05	0.02	0.03
ハル洗浄槽 B(外側)	1.08E-05	1.08E-05	0.02	0.03
水バッファ槽	6.22E-04	6.22E-04	0.02	0.03
中継槽 A	2.11E-03	4.23E-03	0.11	0.16
中継槽 B	2.11E-03	4.23E-03	0.11	0.16
リサイクル槽 A	6.04E-04	1.21E-03	0.03	0.05
リサイクル槽 B	6.04E-04	1.21E-03	0.03	0.05
不溶解残渣回収槽 A	3.35E-05	3.35E-05	0.02	0.03
不溶解残渣回収槽 B	3.35E-05	3.35E-05	0.02	0.03
計量前中間貯槽 A	7.55E-03	1.51E-02	0.38	0.57
計量前中間貯槽 B	7.55E-03	1.51E-02	0.38	0.57
計量・調整槽	5.68E-03	1.14E-02	0.28	0.43
計量後中間貯槽	5.68E-03	1.14E-02	0.28	0.43
計量補助槽	1.59E-03	3.18E-03	0.08	0.12
中間ポット A	3.93E-05	7.85E-05	0.02	0.03
中間ポット B	3.93E-05	7.85E-05	0.02	0.03
合計	3.43E-02	6.79E-02	1.81	2.72

第2表 必要圧縮空気流量（分離建屋）

機器名称	非沸騰時	沸騰時		
	水素発生速度 (Nm ³ /h)	水素発生速度 (Nm ³ /h)	4 vol%維持掃気流量 (Nm ³ /h)	4 vol%維持掃気流量×1.5 (Nm ³ /h)
抽出塔	5.29E-03	5.29E-03	0.132	0.20
第1洗浄塔	3.28E-03	3.28E-03	0.0820	0.12
第2洗浄塔	1.53E-03	1.53E-03	0.0382	0.06
T B P洗浄塔	4.88E-03	4.88E-03	0.122	0.18
プルトニウム分配塔	2.59E-03	2.59E-03	0.0647	0.10
ウラン洗浄塔	5.38E-04	5.38E-04	0.0200	0.03
プルトニウム洗浄器	2.03E-04	2.03E-04	0.0200	0.03
プルトニウム溶液受槽	1.14E-03	1.14E-03	0.029	0.04
プルトニウム溶液中間貯槽	1.14E-03	1.14E-03	0.029	0.04
第1一時貯留処理槽	6.77E-03	1.35E-02	0.338	0.51
第2一時貯留処理槽	1.56E-03	1.56E-03	0.039	0.06
第3一時貯留処理槽	3.80E-03	7.61E-03	0.190	0.29
第4一時貯留処理槽	3.19E-03	6.38E-03	0.159	0.24
第5一時貯留処理槽	1.36E-03	1.36E-03	0.034	0.05
第6一時貯留処理槽	1.03E-02	2.06E-02	0.515	0.77
第7一時貯留処理槽	5.32E-04	1.06E-03	0.027	0.04
第8一時貯留処理槽	2.93E-03	5.86E-03	0.147	0.22
第9一時貯留処理槽	4.55E-03	4.55E-03	0.114	0.17
第10一時貯留処理槽	3.66E-05	3.66E-05	0.020	0.03
第1洗浄器	4.31E-05	4.31E-05	0.020	0.03
高レベル廃液供給槽A	1.13E-03	2.25E-03	0.056	0.08
高レベル廃液濃縮缶A	4.57E-02	9.15E-02	2.287	3.43
溶解液中間貯槽	5.68E-03	1.14E-02	0.284	0.43
溶解液供給槽	1.36E-03	2.73E-03	0.068	0.10
抽出廃液受槽	1.94E-03	3.87E-03	0.097	0.15
抽出廃液中間貯槽	2.58E-03	5.16E-03	0.129	0.19
抽出廃液供給槽A	8.07E-03	1.61E-02	0.403	0.61
抽出廃液供給槽B	8.07E-03	1.61E-02	0.403	0.61
合計	1.30E-01	2.32E-01	5.87	8.80

第3表 必要圧縮空気流量（精製建屋）

機器名称	非沸騰時	沸騰時		
	水素発生速度 (Nm ³ /h)	水素発生速度 (Nm ³ /h)	4 vol%維持掃気流量 (Nm ³ /h)	4 vol%維持掃気流量×1.5 (Nm ³ /h)
ブルトニウム溶液供給槽	1.48E-03	1.48E-03	0.04	0.06
抽出塔	1.70E-03	1.70E-03	0.04	0.06
核分裂生成物洗浄塔	1.33E-03	1.33E-03	0.03	0.05
逆抽出塔	2.46E-03	2.46E-03	0.06	0.09
ウラン洗浄塔	6.00E-04	6.00E-04	0.02	0.03
補助油水分離槽	2.79E-04	2.79E-04	0.02	0.03
T B P 洗浄器	1.89E-04	1.89E-04	0.02	0.03
ブルトニウム溶液受槽	1.38E-03	2.77E-03	0.07	0.10
油水分離槽	1.38E-03	2.77E-03	0.07	0.10
ブルトニウム濃縮缶供給槽	4.62E-03	9.24E-03	0.23	0.35
ブルトニウム溶液一時貯槽	4.63E-03	9.27E-03	0.23	0.35
ブルトニウム濃縮缶	7.04E-04	7.04E-04	0.02	0.03
ブルトニウム濃縮液受槽	3.35E-03	6.69E-03	0.17	0.25
ブルトニウム濃縮液一時貯槽	5.18E-03	1.04E-02	0.26	0.39
ブルトニウム濃縮液計量槽	3.35E-03	6.69E-03	0.17	0.25
リサイクル槽	3.38E-03	6.76E-03	0.17	0.25
希釈槽	3.81E-03	7.62E-03	0.19	0.29
ブルトニウム濃縮液中間貯槽	3.38E-03	6.76E-03	0.17	0.25
第1一時貯留処理槽	2.84E-03	5.69E-03	0.14	0.21
第2一時貯留処理槽	1.24E-03	2.47E-03	0.06	0.09
第3一時貯留処理槽	2.34E-03	4.68E-03	0.12	0.18
第4一時貯留処理槽	1.67E-04	1.67E-04	0.02	0.03
第7一時貯留処理槽	6.41E-03	6.41E-03	0.16	0.24
合計	5.62E-02	9.71E-02	2.48	3.72

第4表 必要圧縮空気流量（ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋）

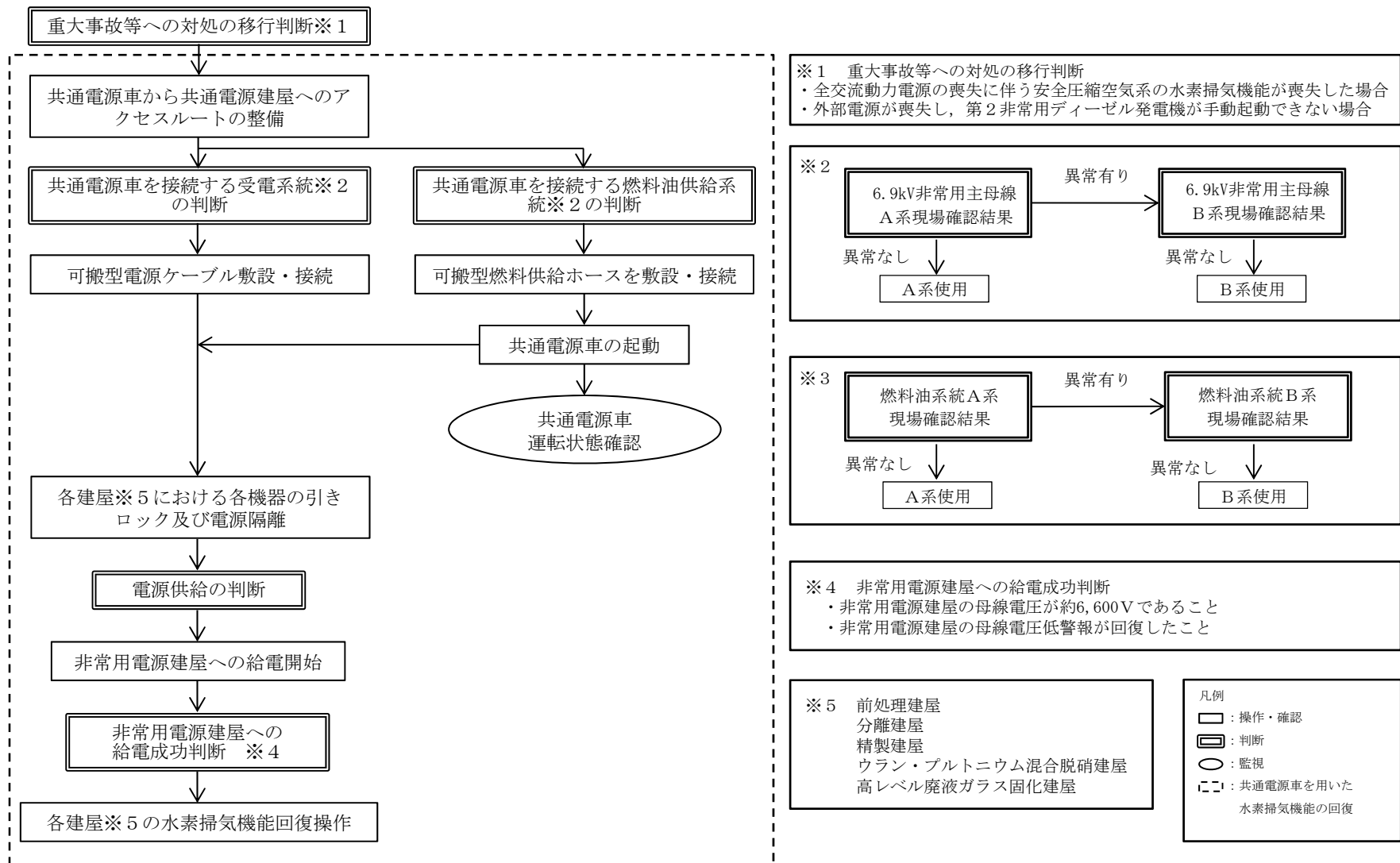
機器名称	非沸騰時	沸騰時		
	水素発生速度 (Nm ³ /h)	水素発生速度 (Nm ³ /h)	4 vol%維持掃気流量 (Nm ³ /h)	4 vol%維持掃気流量×1.5 (Nm ³ /h)
硝酸プルトニウム貯槽	3.45E-03	6.90E-03	0.17	0.26
混合槽A	2.61E-03	5.23E-03	0.13	0.20
混合槽B	2.61E-03	5.23E-03	0.13	0.20
一時貯槽	3.45E-03	6.90E-03	0.17	0.26
合計	1.21E-02	2.43E-02	0.61	0.91

第5表 必要圧縮空気流量（高レベル廃液ガラス固化建屋）

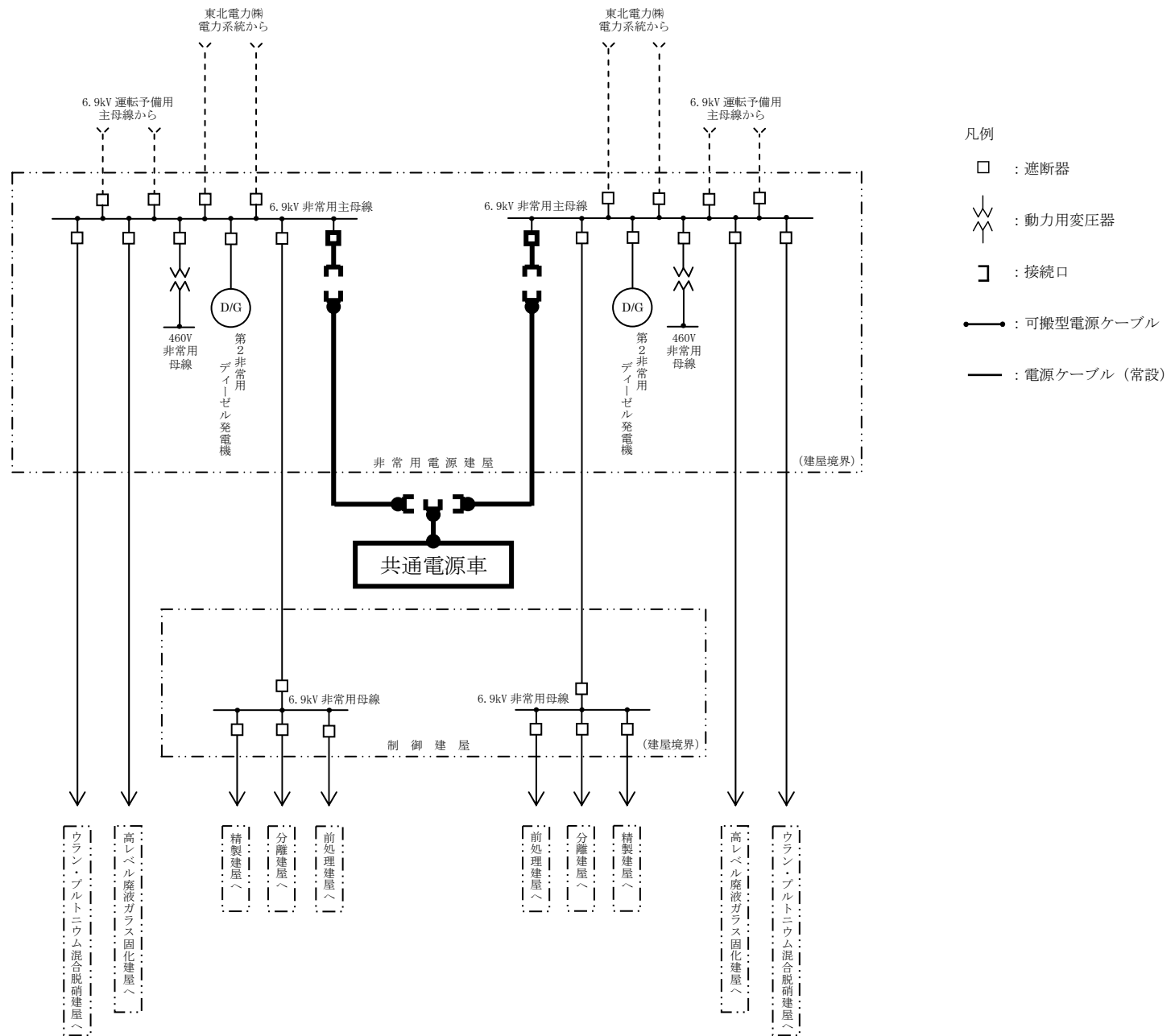
機器名称	非沸騰時	沸騰時		
	水素発生速度 (Nm ³ /h)	水素発生速度 (Nm ³ /h)	4 vol%維持掃気流量 (Nm ³ /h)	4 vol%維持掃気流量×1.5 (Nm ³ /h)
第1高レベル濃縮廃液貯槽	1.21E-02	4.82E-01	12.06	18.09
第2高レベル濃縮廃液貯槽	1.21E-02	4.82E-01	12.06	18.09
第1高レベル濃縮廃液一時貯槽	2.83E-03	1.13E-01	2.83	4.24
第2高レベル濃縮廃液一時貯槽	2.83E-03	1.13E-01	2.83	4.24
高レベル廃液混合槽A	3.75E-03	1.50E-01	3.75	5.63
高レベル廃液混合槽B	3.75E-03	1.50E-01	3.75	5.63
供給液槽A	9.39E-04	3.75E-02	0.94	1.41
供給液槽B	9.39E-04	3.75E-02	0.94	1.41
供給槽A	3.75E-04	1.50E-02	0.38	0.56
供給槽B	3.75E-04	1.50E-02	0.38	0.56
第1不溶解残渣廃液一時貯槽	3.35E-05	3.35E-05	0.02	0.03
第2不溶解残渣廃液一時貯槽	3.35E-05	3.35E-05	0.02	0.03
第1不溶解残渣廃液貯槽	2.66E-04	2.66E-04	0.02	0.03
第2不溶解残渣廃液貯槽	2.66E-04	2.66E-04	0.02	0.03
高レベル廃液共用貯槽 (高レベル濃縮廃液貯蔵時)	1.21E-02	4.82E-01	12.06	18.09
合計	5.28E-02	2.08E+00	52.06	78.09

補足説明資料 2 - 5 (36条)

その他設備



第1.3-14図 共通電源車を用いた水素掃気機能の回復の手順の概要

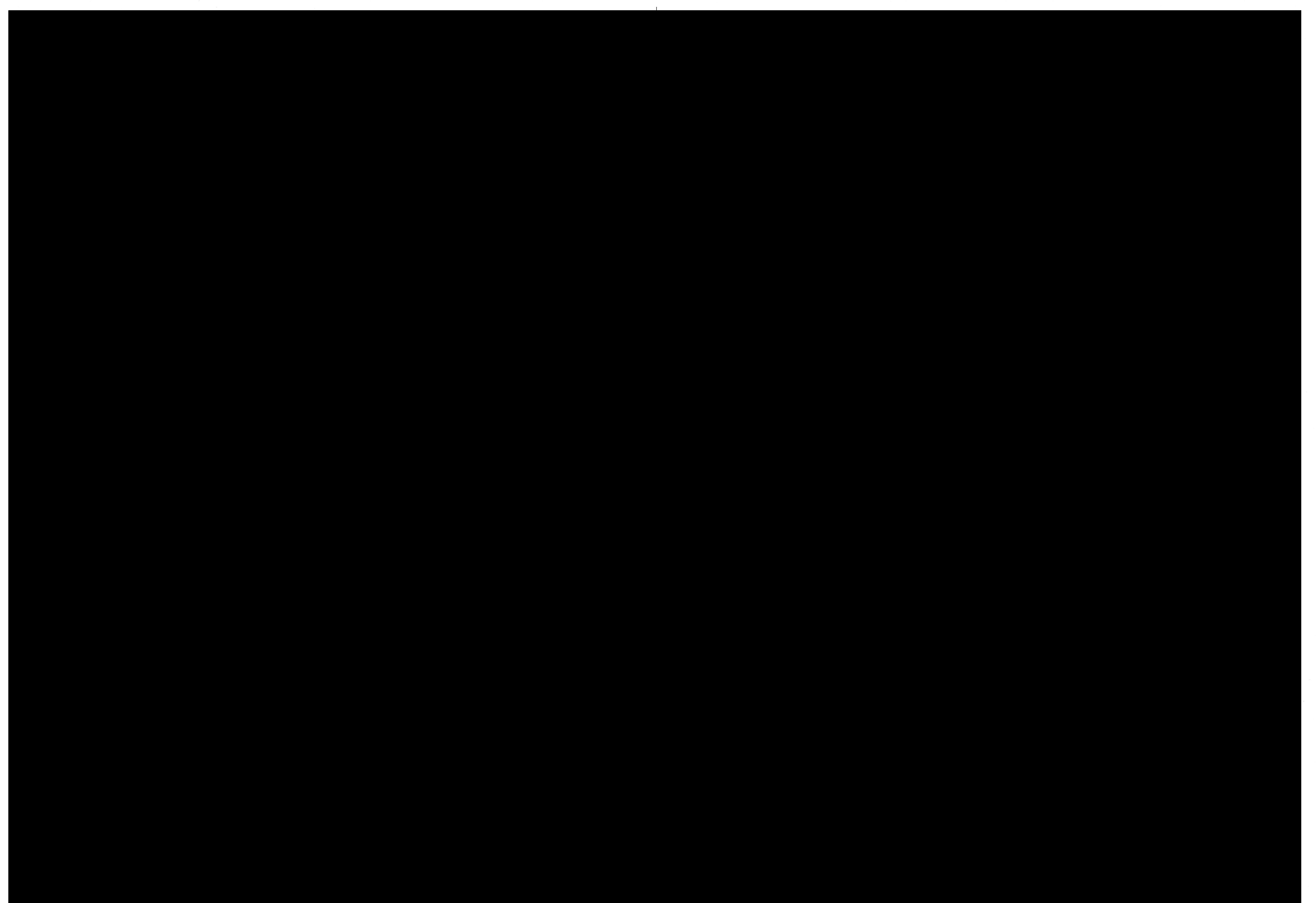


第 1.3-15 図 共通電源車を用いた水素掃気機能の回復の単線結線図

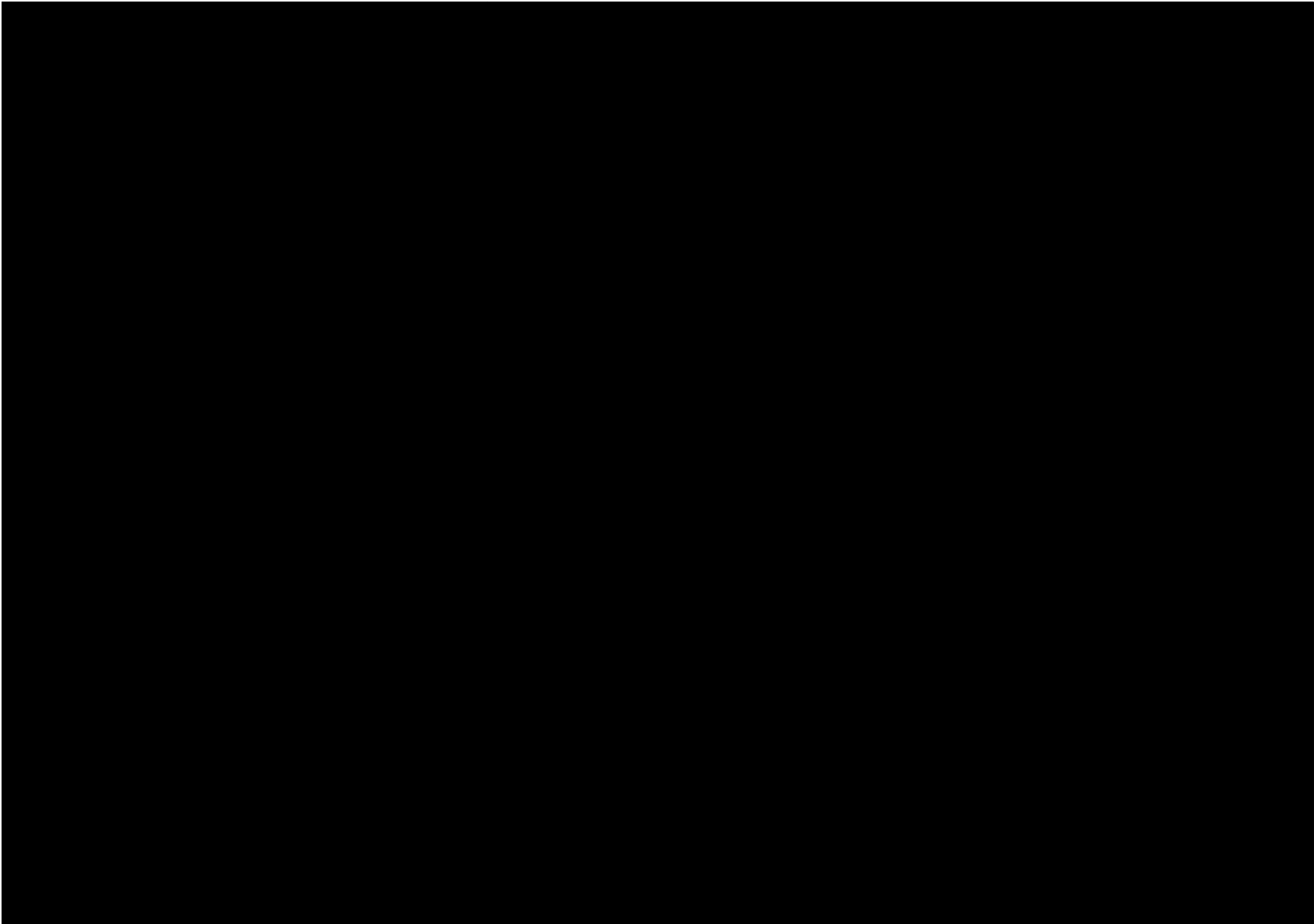
補足説明資料 2－6（36条）

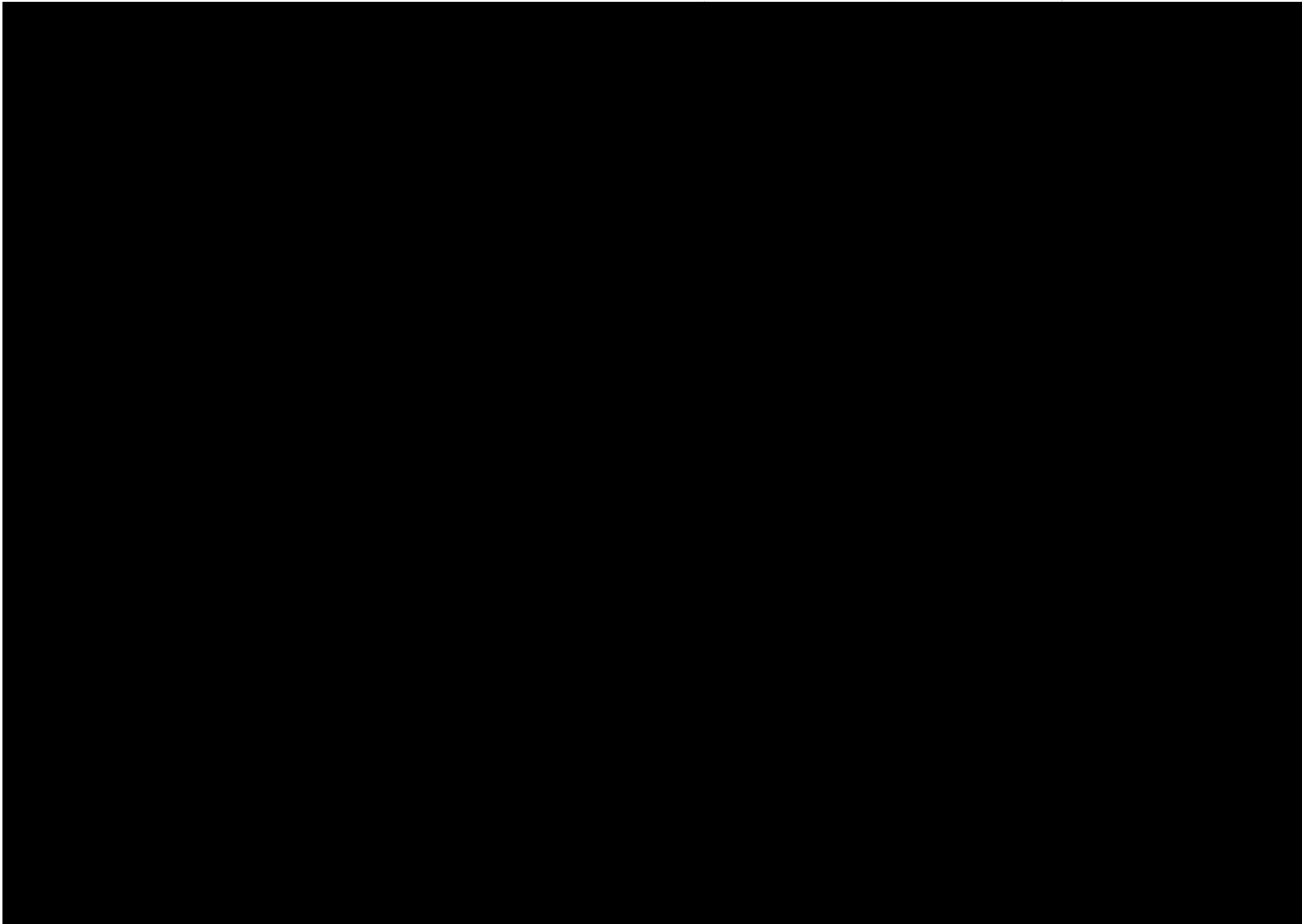
S A バウンダリ 系統図 (参考図)

前处理建屋



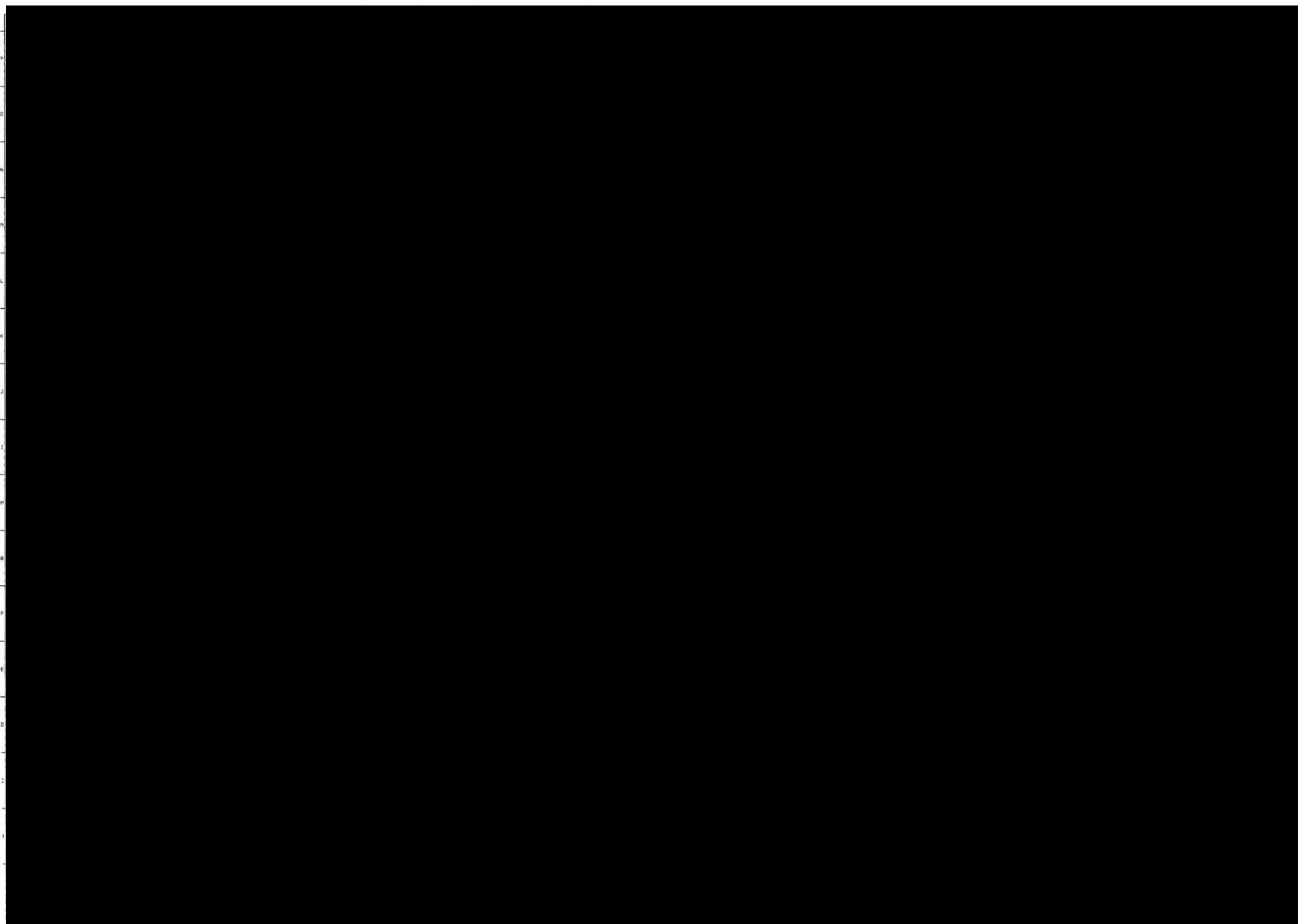
分離建屋



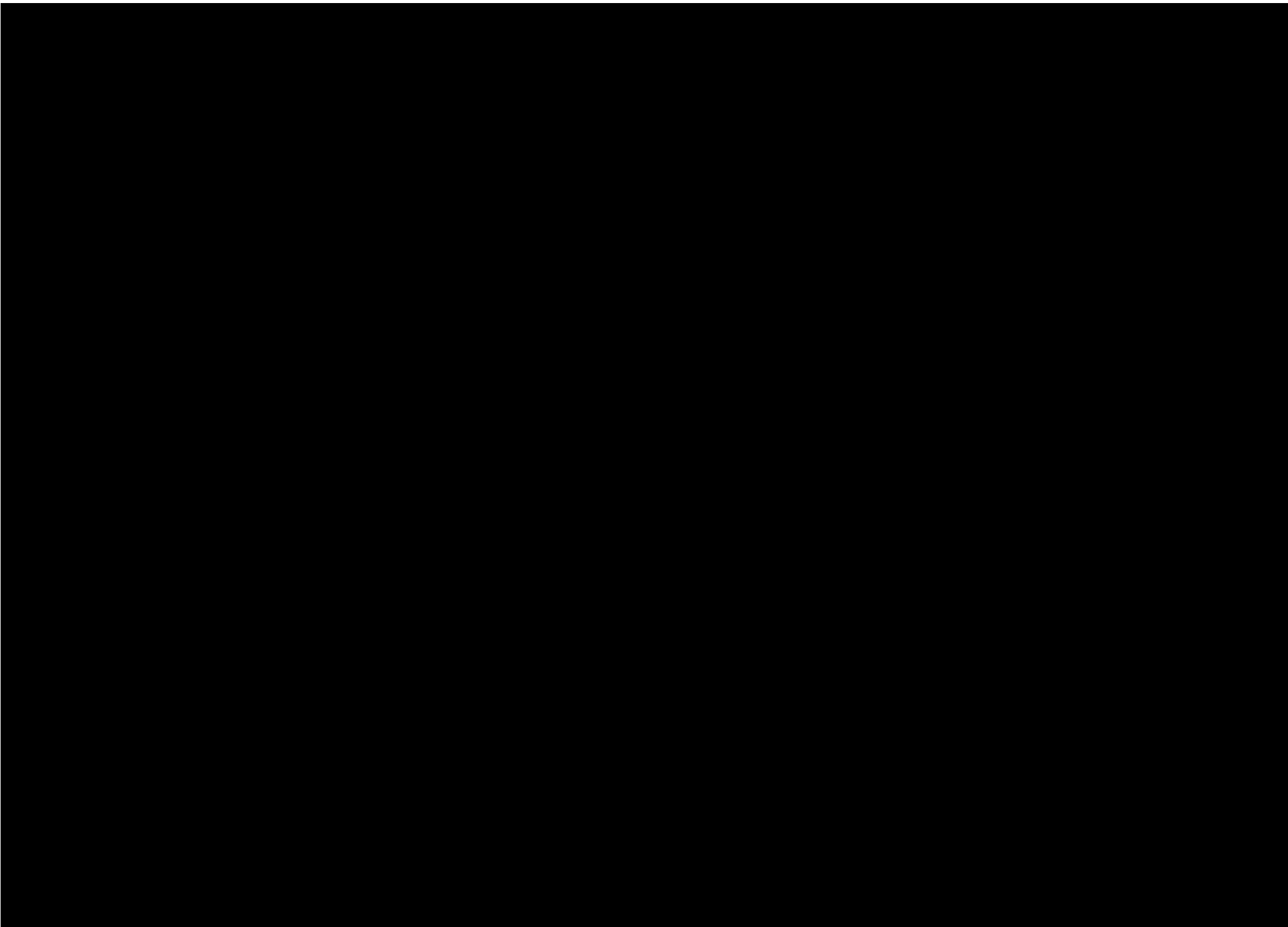


精製建屋

■■■■■ については商業機密上の観点から公開できません。

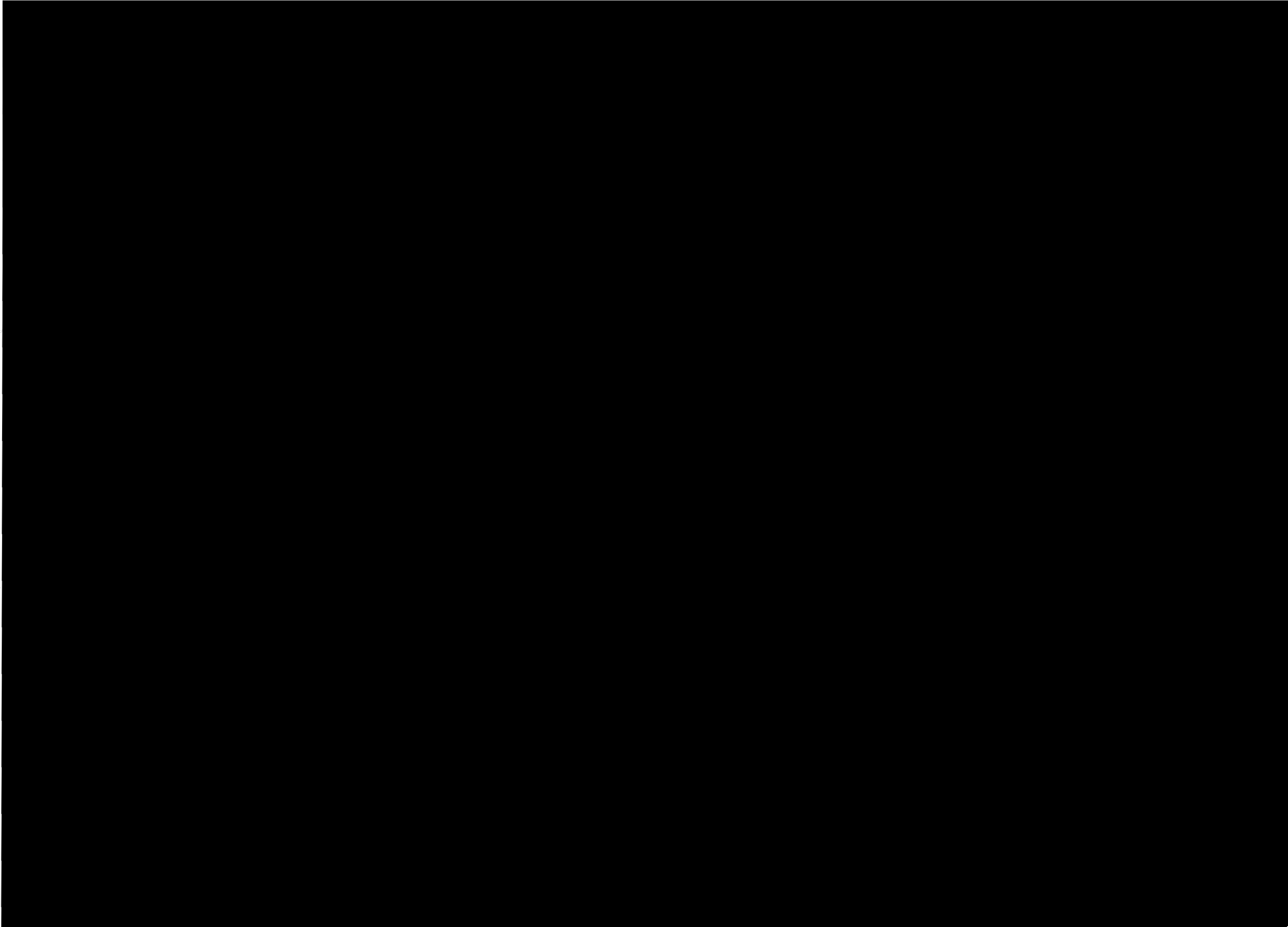


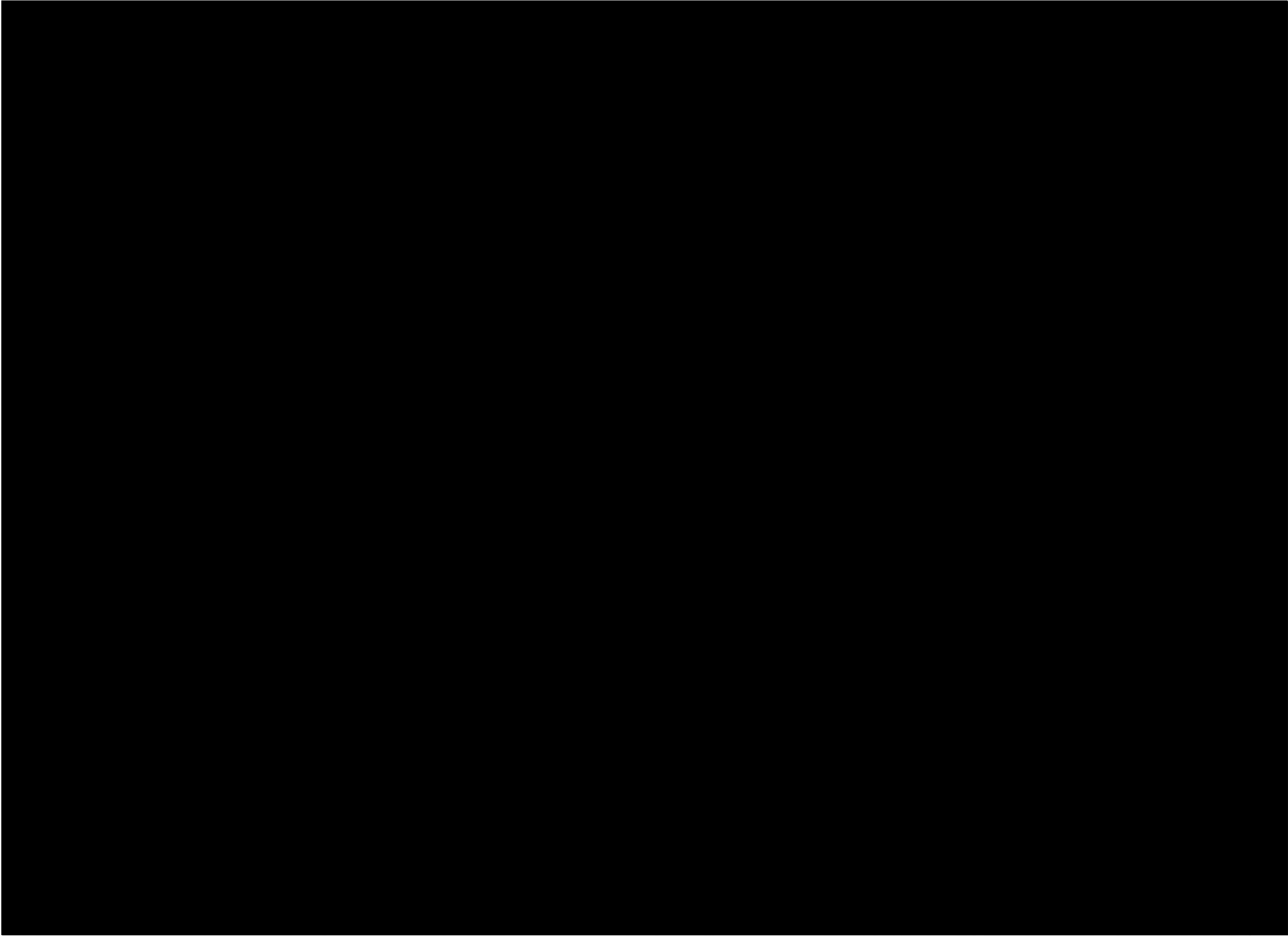




ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋

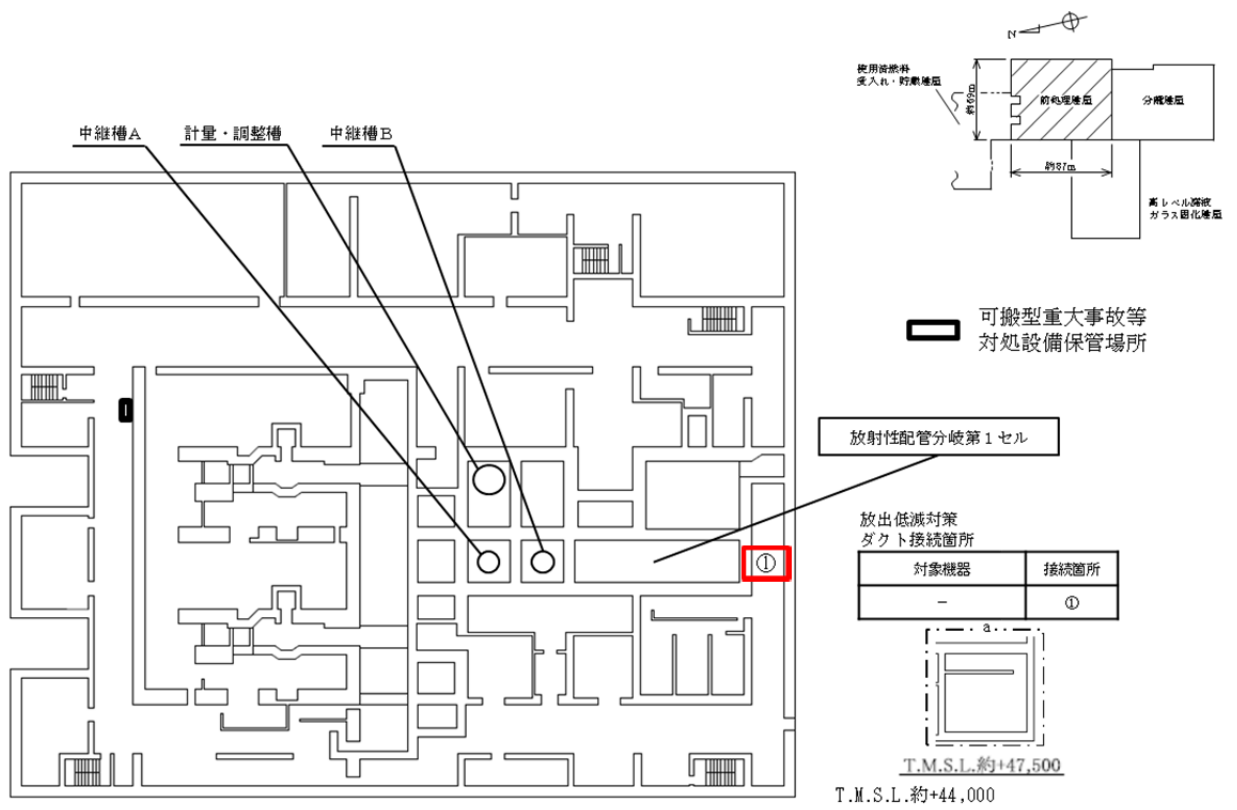
高レベル廃液ガラス固化建屋





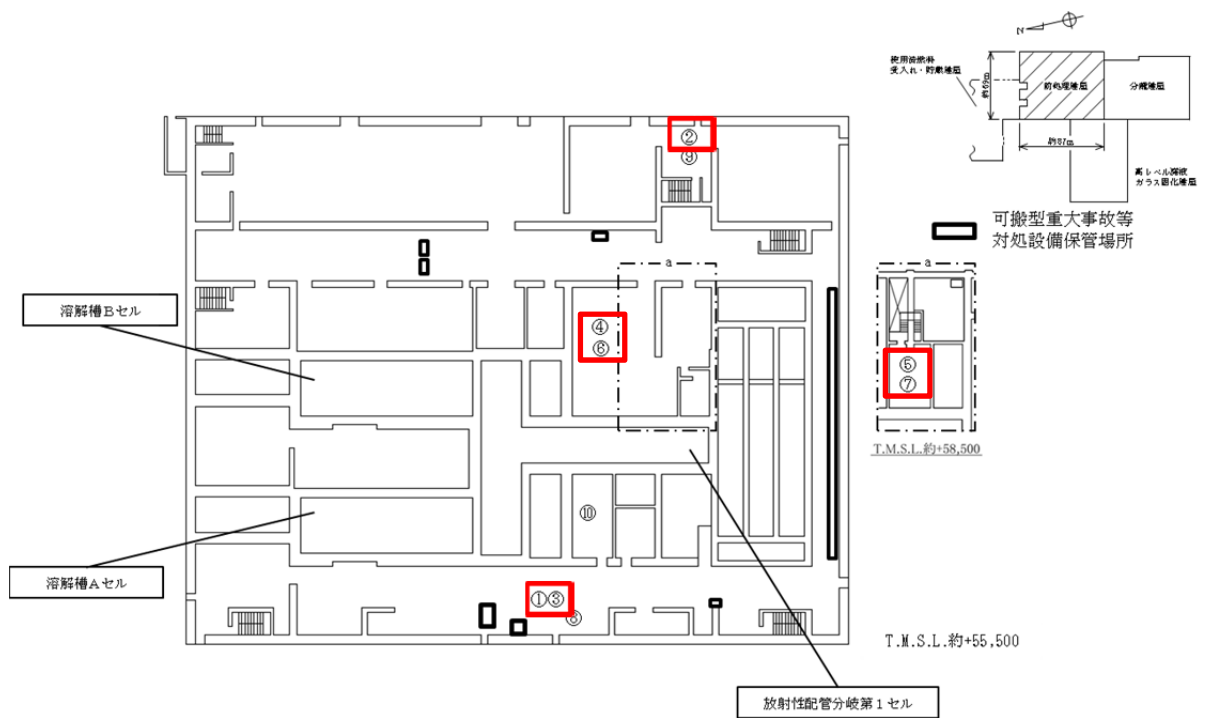
補足説明資料 2 - 7 (36条)

接続図



(可搬型設備と常設設備はフランジにより接続)

前処理建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 (地下3階)

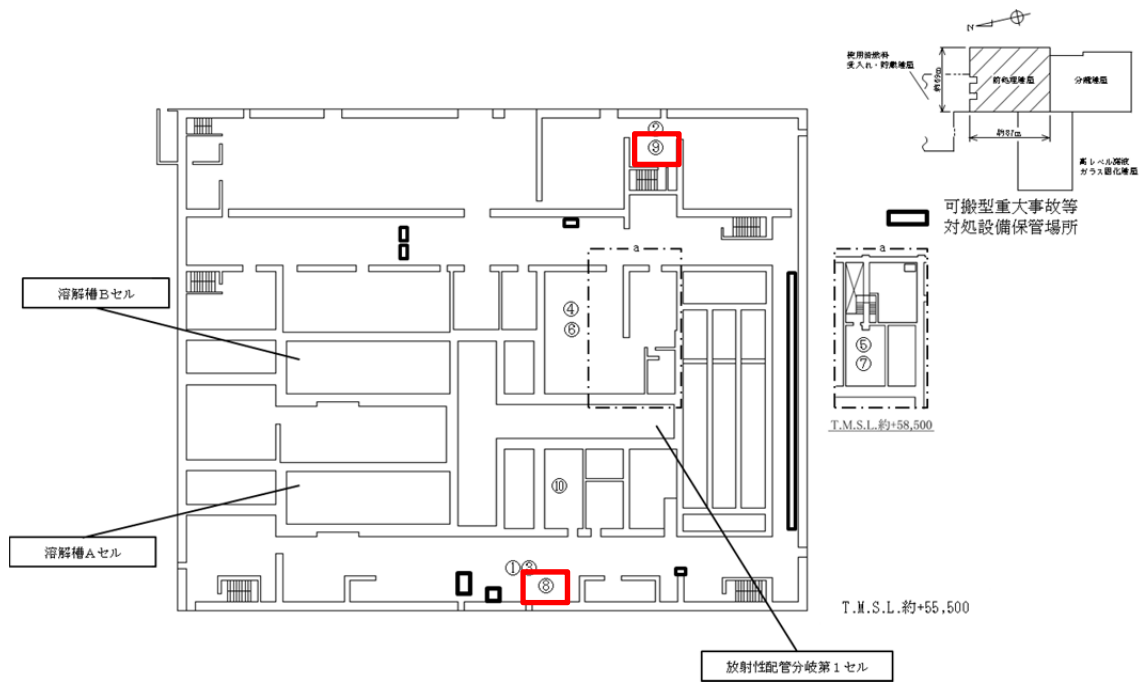


可搬型設備側

(可搬型設備と常設設備はカプラにより接続)

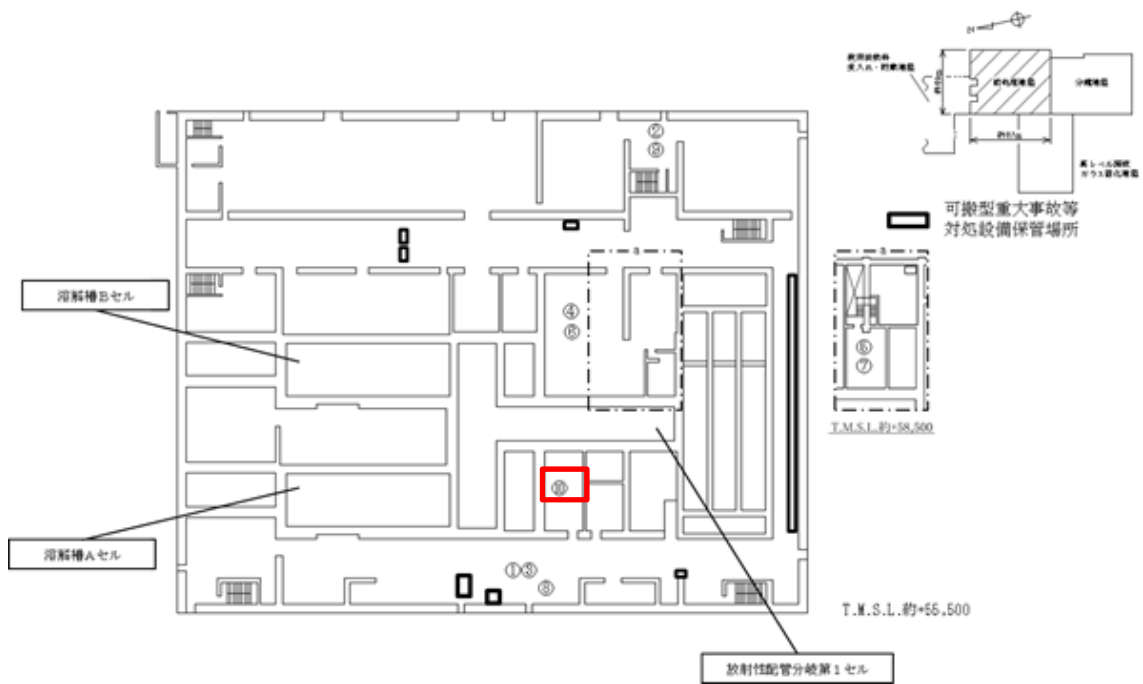
前処理建屋の水素爆発に対処するための設備における

可搬型設備と常設設備の接続図 (地上1階 1 / 2)



(電源設備はコネクタにより接続)

前処理建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 (地上1階 1 / 2)



(可搬型設備と常設設備はフランジにより接続)

前処理建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 (地上1階 1 / 2)

水素爆発を未然に防止するための 空気の一括供給 第1接続口 ホース接続口		水素爆発を未然に防止するための 空気の一括供給 第2接続口 ホース接続口		水素爆発を未然に防止するための 空気の一括供給 第1接続口 ホース接続口		水素爆発を未然に防止するための 空気の一括供給 第2接続口 ホース接続口		水素爆発の再発を防止するための 空気の一括供給 第1接続口 ホース接続口		水素爆発の再発を防止するための 空気の一括供給 第2接続口 ホース接続口	
対象貯槽	接続口	対象貯槽	接続口	対象貯槽	接続口	対象貯槽	接続口	対象貯槽	接続口	対象貯槽	接続口
中間ボットA	①	中間ボットA	②	中間ボットA	①	中継槽A	④※	中継槽A	⑤	計量前中間貯槽A	⑦
中間ボットB		中間ボットB		中間ボットB		中継槽B		計量前中間貯槽B			
ハル洗浄槽A		ハル洗浄槽A		ハル洗浄槽A		計量前中間貯槽A		計量前中間貯槽A			
ハル洗浄槽B		ハル洗浄槽B		ハル洗浄槽B		計量前中間貯槽B		計量前中間貯槽B			
水パフア槽		水パフア槽		水パフア槽		計量後中間貯槽		計量後中間貯槽			
中継槽A		中継槽A		中継槽A		計量・調整槽	計量・調整槽				
中継槽B		中継槽B		中継槽B		計量補助槽	計量補助槽				
リサイクル槽A		リサイクル槽A		リサイクル槽A							
リサイクル槽B		リサイクル槽B		リサイクル槽B							
不溶解残渣回収槽A		不溶解残渣回収槽A		不溶解残渣回収槽A							
不溶解残渣回収槽B		不溶解残渣回収槽B		不溶解残渣回収槽B							
計量前中間貯槽A		計量前中間貯槽A		計量前中間貯槽A							
計量前中間貯槽B		計量前中間貯槽B		計量前中間貯槽B							
計量後中間貯槽		計量後中間貯槽		計量後中間貯槽							
計量・調整槽		計量・調整槽		計量・調整槽							
計量補助槽		計量補助槽		計量補助槽							

※未臨界確保設備を共用する接続口

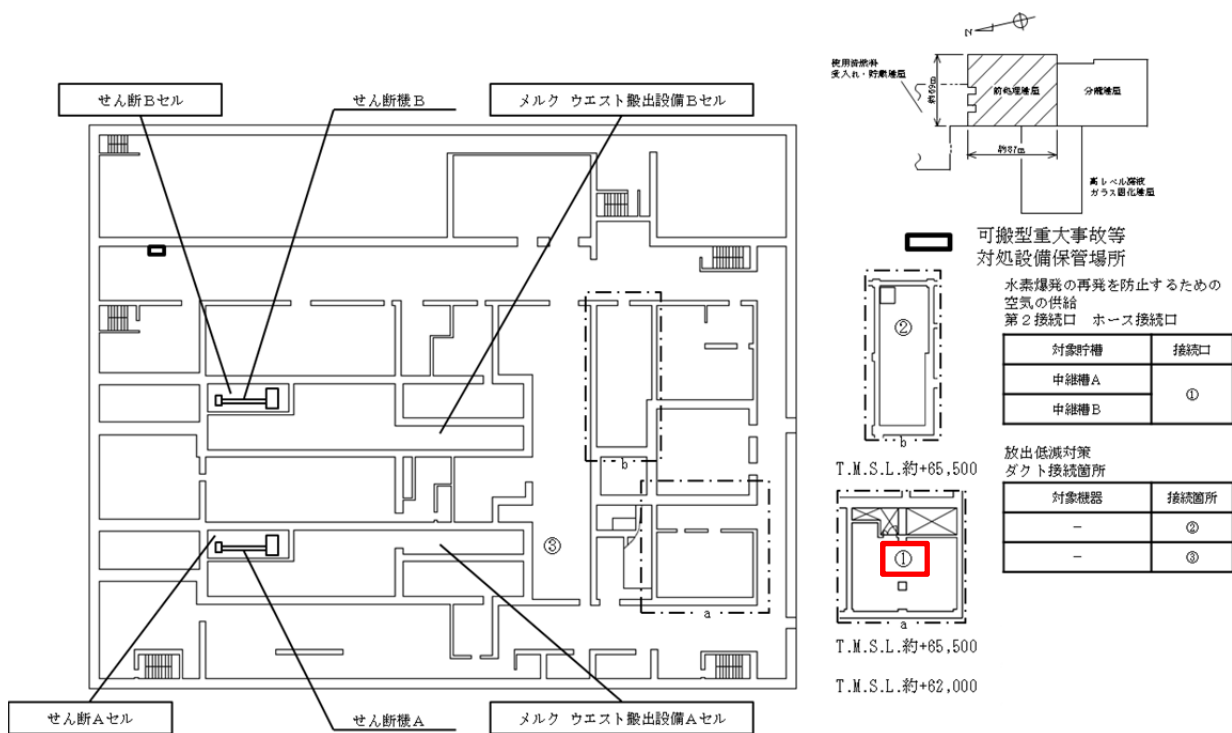
放出低減対策
電源ケーブル接続口

対象機器	接続口
-	① 若しくは ②

放出低減対策
ダクト接続箇所

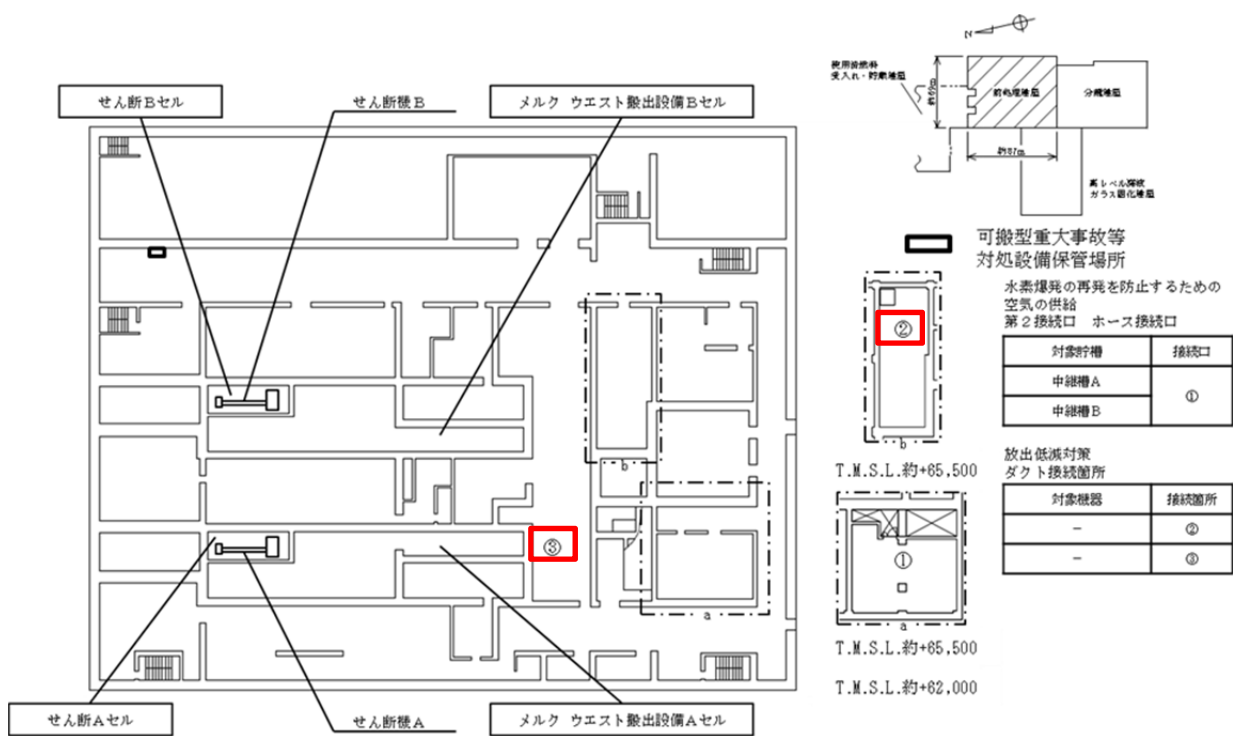
対象機器	接続箇所
-	③

前処理建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図（地上1階 2 / 2）



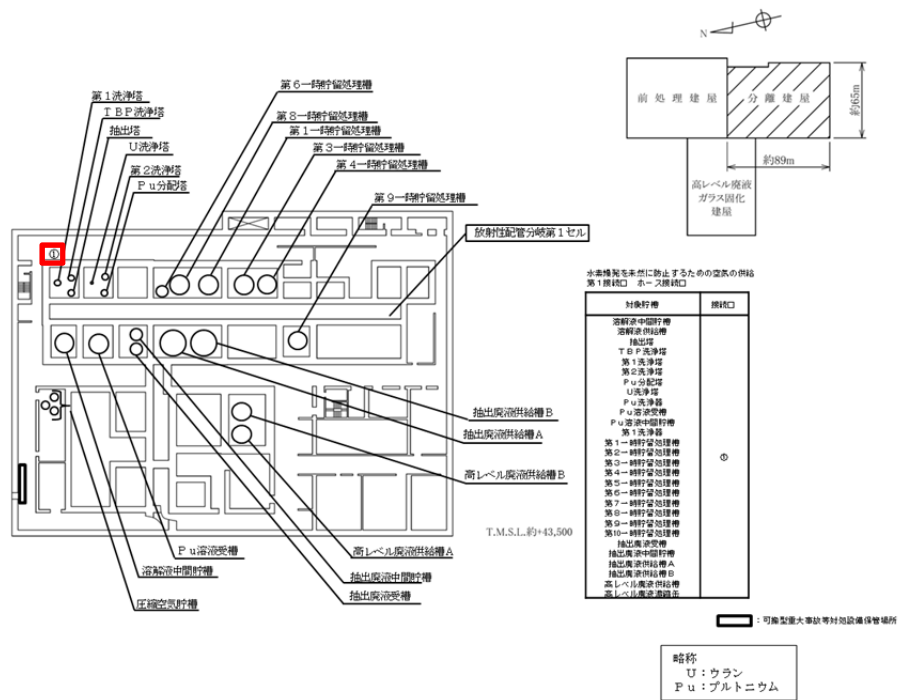
(可搬型設備と常設設備はカプラにより接続)

前処理建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 (地上2階)



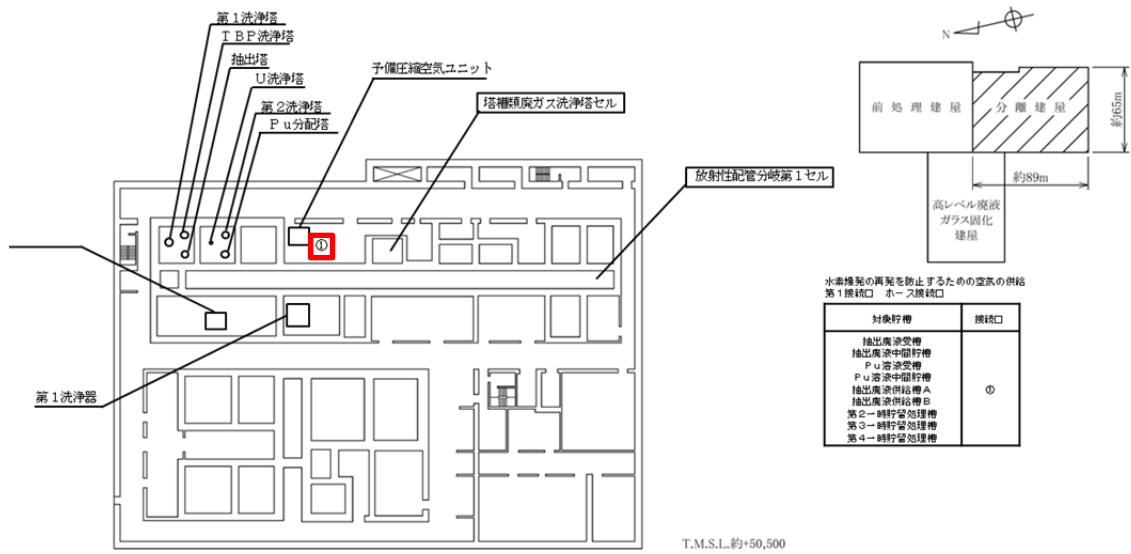
(可搬型設備と常設設備はフランジにより接続)

前処理建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 (地上2階)



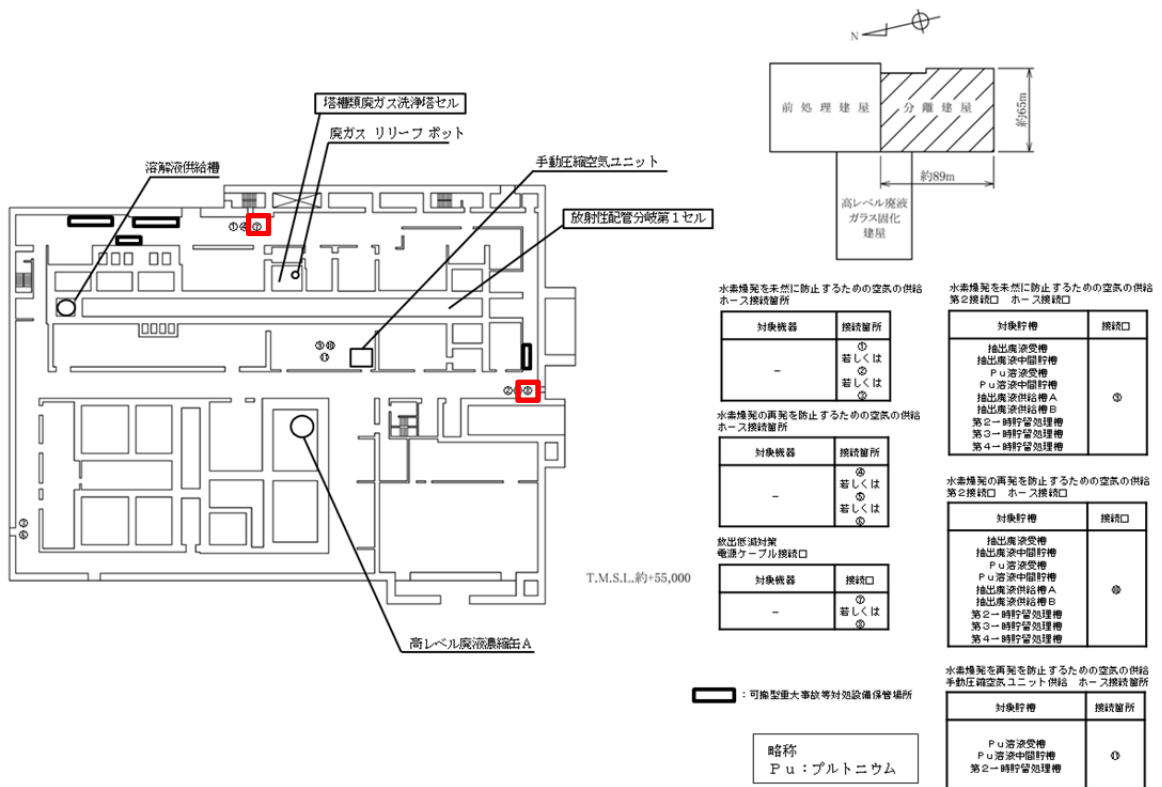
(可搬型設備と常設設備はカップラにより接続している)

分離建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 分離建屋 (地下 2 階)



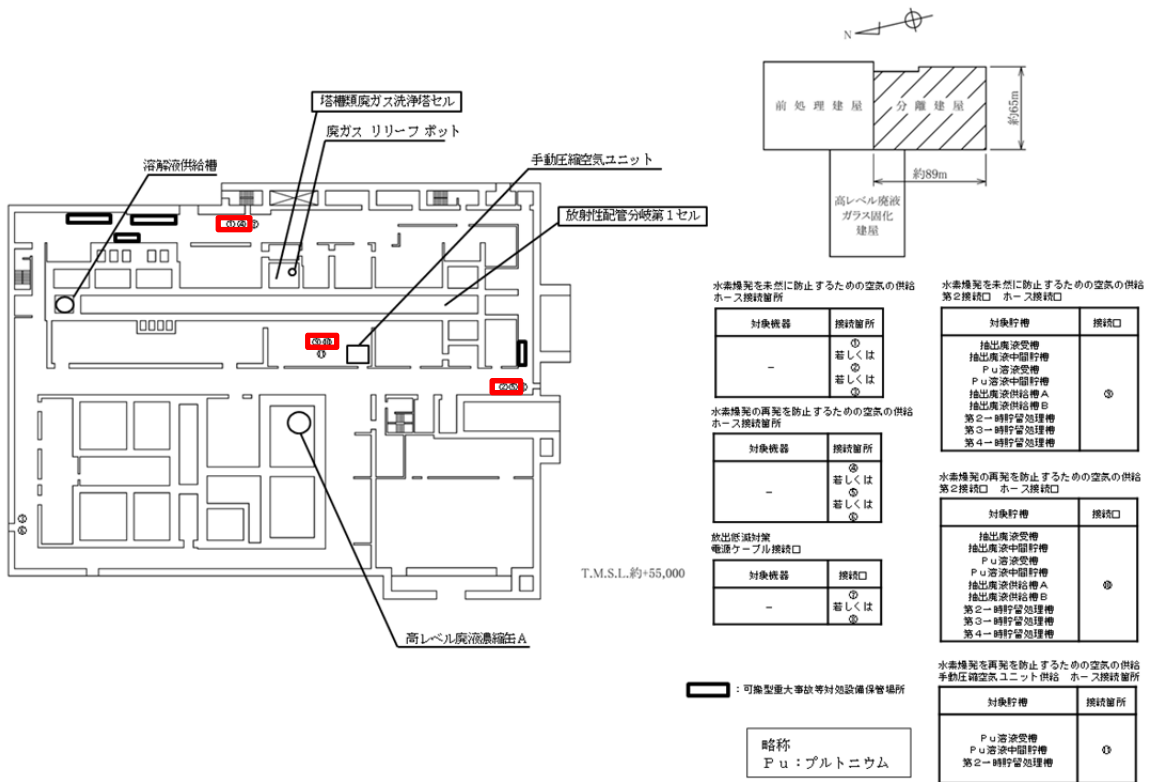
(可搬型設備と常設設備はカップラにより接続している)

分離建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 分離建屋 (地下1階)



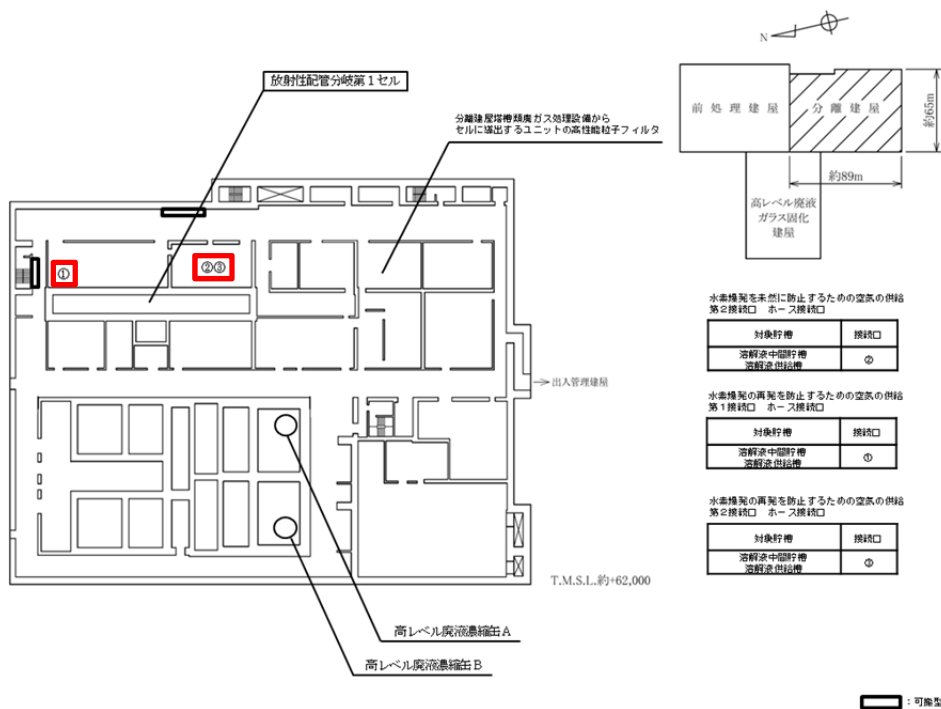
(電源設備はコネクタにより接続)

分離建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 分離建屋 (地上 1 階)



(可搬型設備と常設設備はカップラにより接続している)

分離建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 分離建屋 (地上1階)



水素爆発を未然に防止するための空気の供給
第2接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
溶解液中間貯槽	①
溶解液母液槽	

水素爆発の再発を防止するための空気の供給
第1接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
溶解液中間貯槽	①
溶解液母液槽	

水素爆発の再発を防止するための空気の供給
第2接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
溶解液中間貯槽	①
溶解液母液槽	

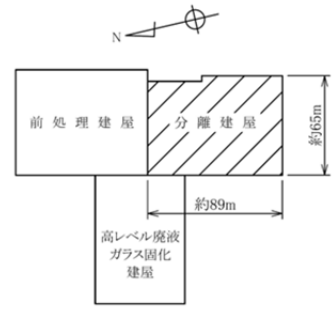


(可搬型設備と常設設備はカップラにより接続している)

分離建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 分離建屋 (地上2階)



T.M.S.L.約+67,500



水素燃焼を未然に防止するための空気の供給
第2接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
高レベル廃液溜溜槽	①

水素燃焼の再発を防止するための空気の供給
第1接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
高レベル廃液溜溜槽	②

水素燃焼の再発を防止するための空気の供給
第2接続口 ホース接続口

対象貯槽	接続口
高レベル廃液溜溜槽	③

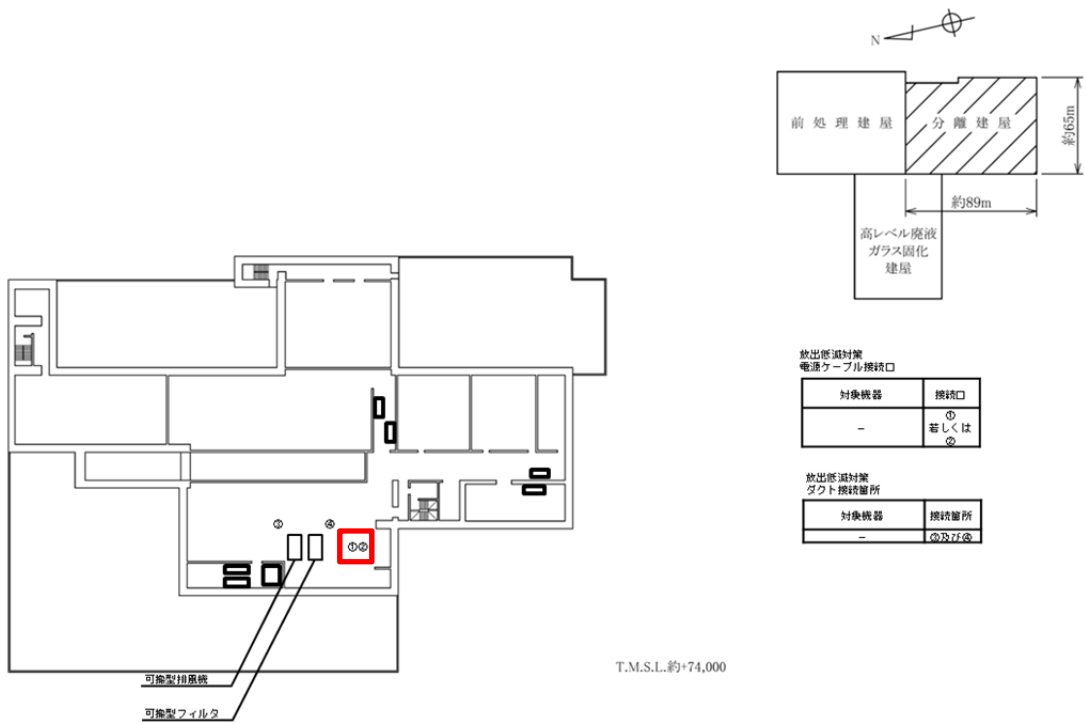


可搬型設備側

常設設備側

(可搬型設備と常設設備はカップラにより接続している)

分離建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 分離建屋 (地上3階)

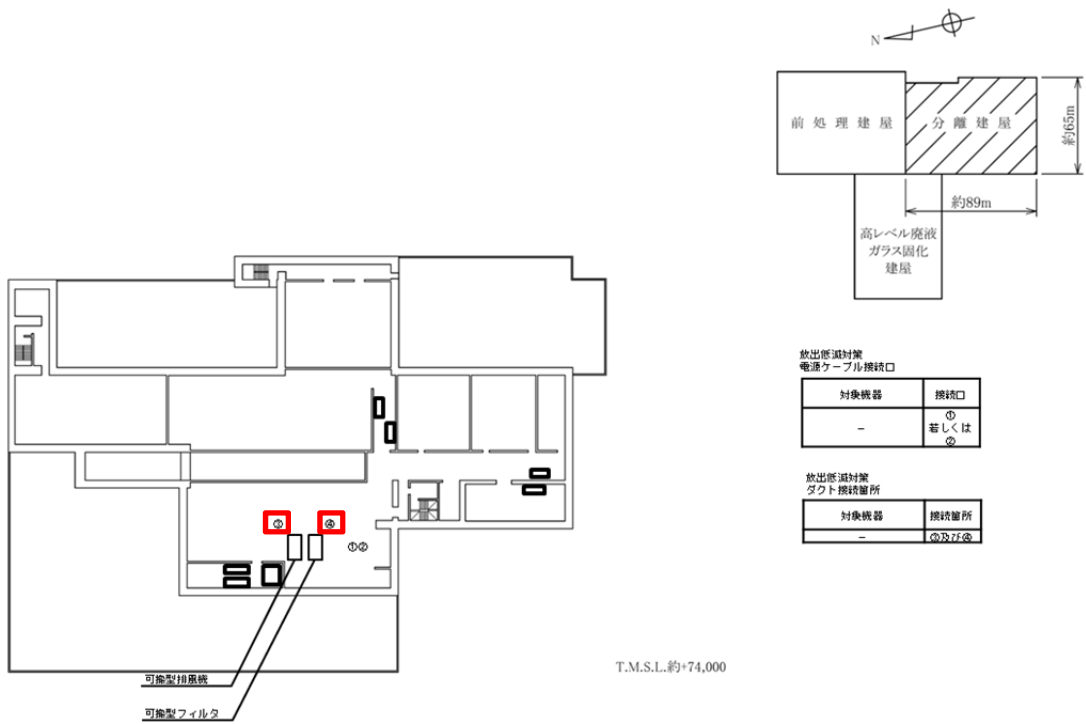


☐ : 可搬型重大事故等対処設備保管場所



(電源設備はコネクタにより接続)

分離建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 分離建屋 (地上4階)

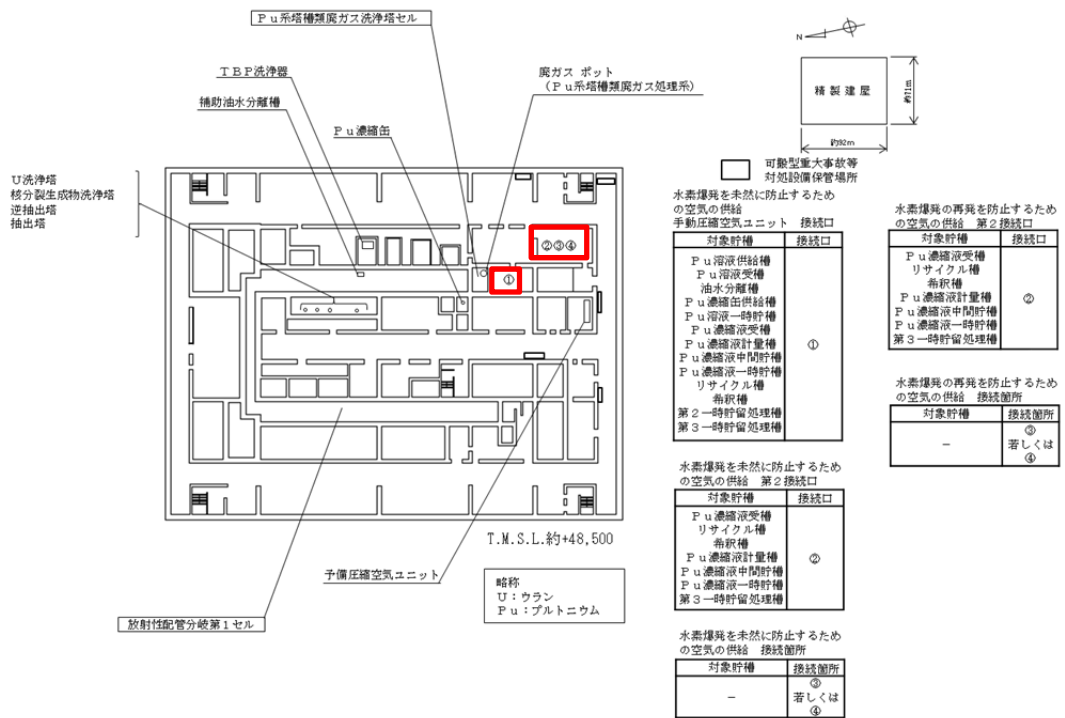


□ : 可搬型重大事故等対処設備保管場所



(可搬型設備と常設設備はフランジにより接続)

分離建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 分離建屋 (地上4階)

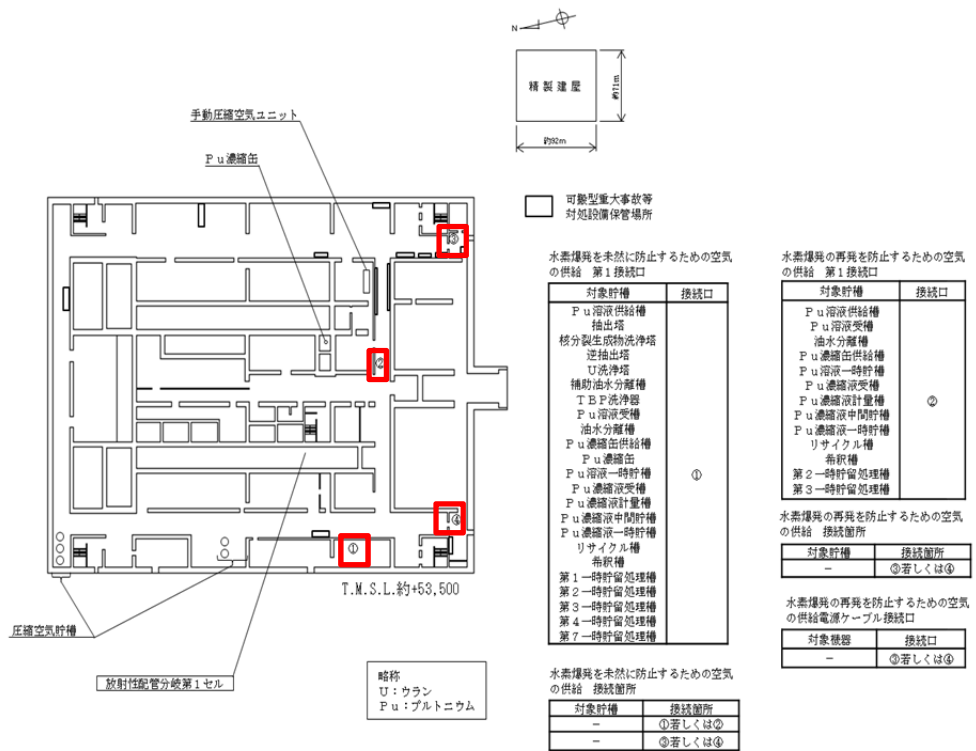


可搬型設備側

常設設備側

(可搬型設備と常設設備はカプラにより接続)

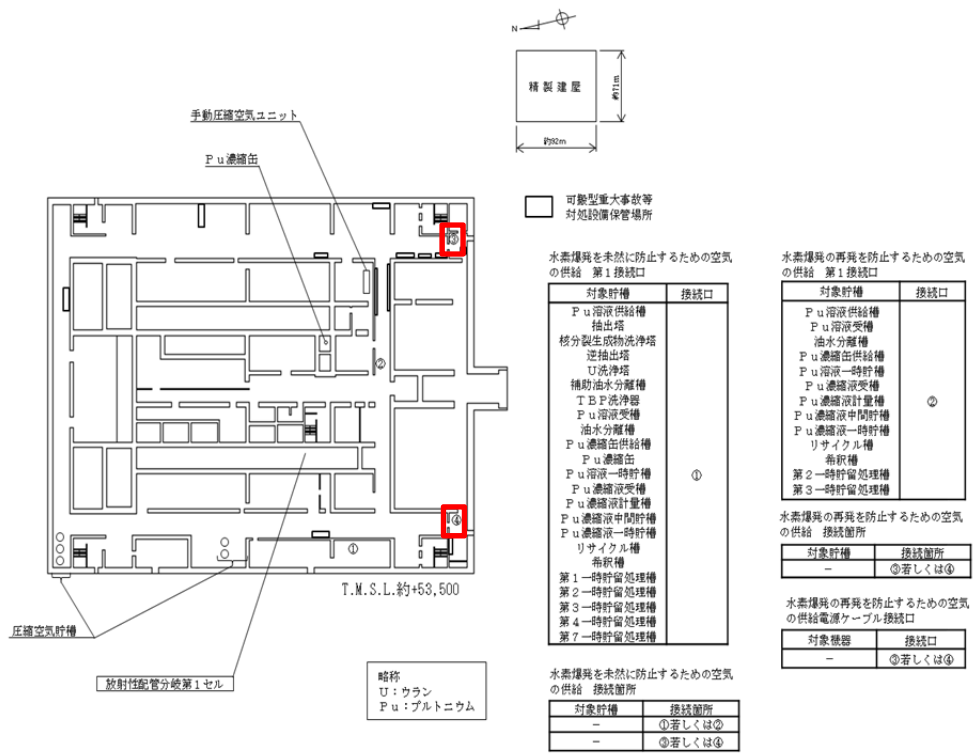
精製建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図
精製建屋 (地下1階)



可搬型設備側

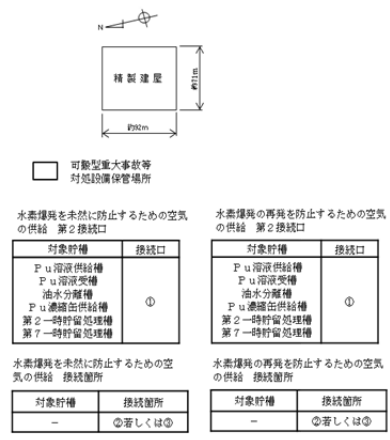
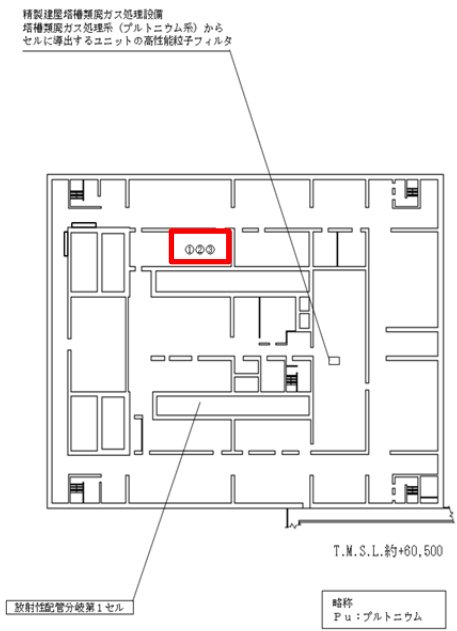
(可搬型設備と常設設備はカプラにより接続)

精製建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図
精製建屋（地上1階）その1



(電源設備はコネクタにより接続)

精製建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図
精製建屋（地上1階）その2



(可搬型設備と常設設備はカプラにより接続)

精製建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図
 精製建屋（地上2階）



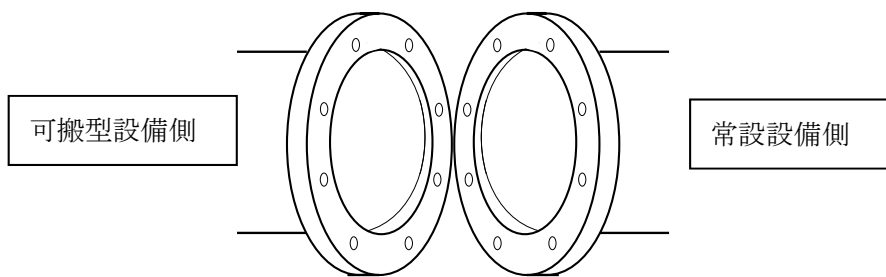
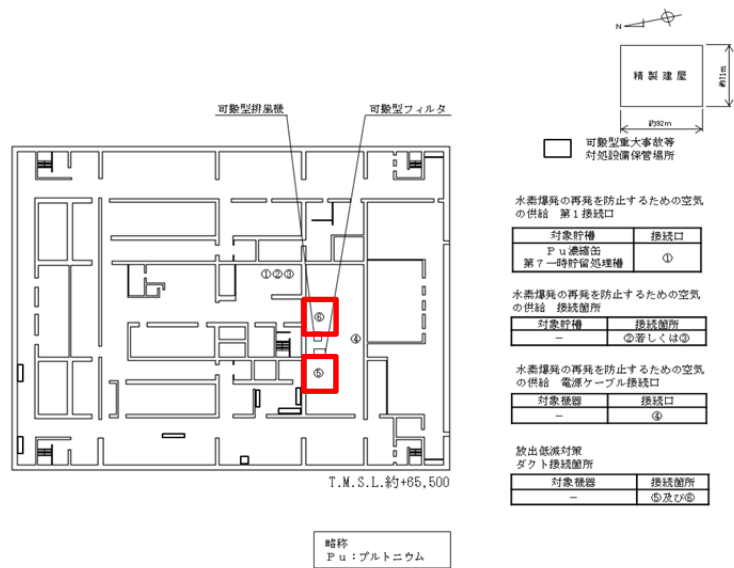
(可搬型設備と常設設備はカプラにより接続)

精製建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図
精製建屋 (地上3階)



(可搬型設備と常設設備はカブラにより接続)

精製建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図
精製建屋（地上4階）その1



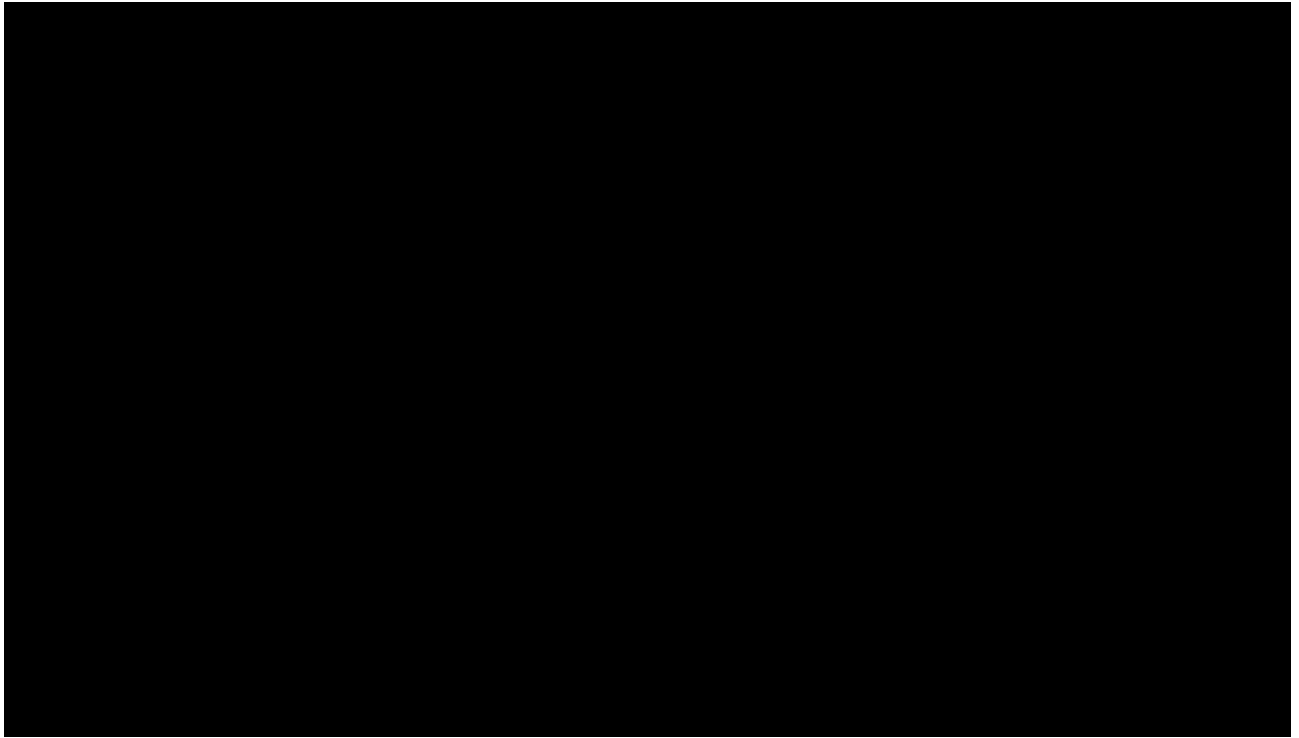
(可搬型設備と常設設備はフランジにより接続)

精製建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図
精製建屋（地上4階）その2



(電源設備はコネクタにより接続)

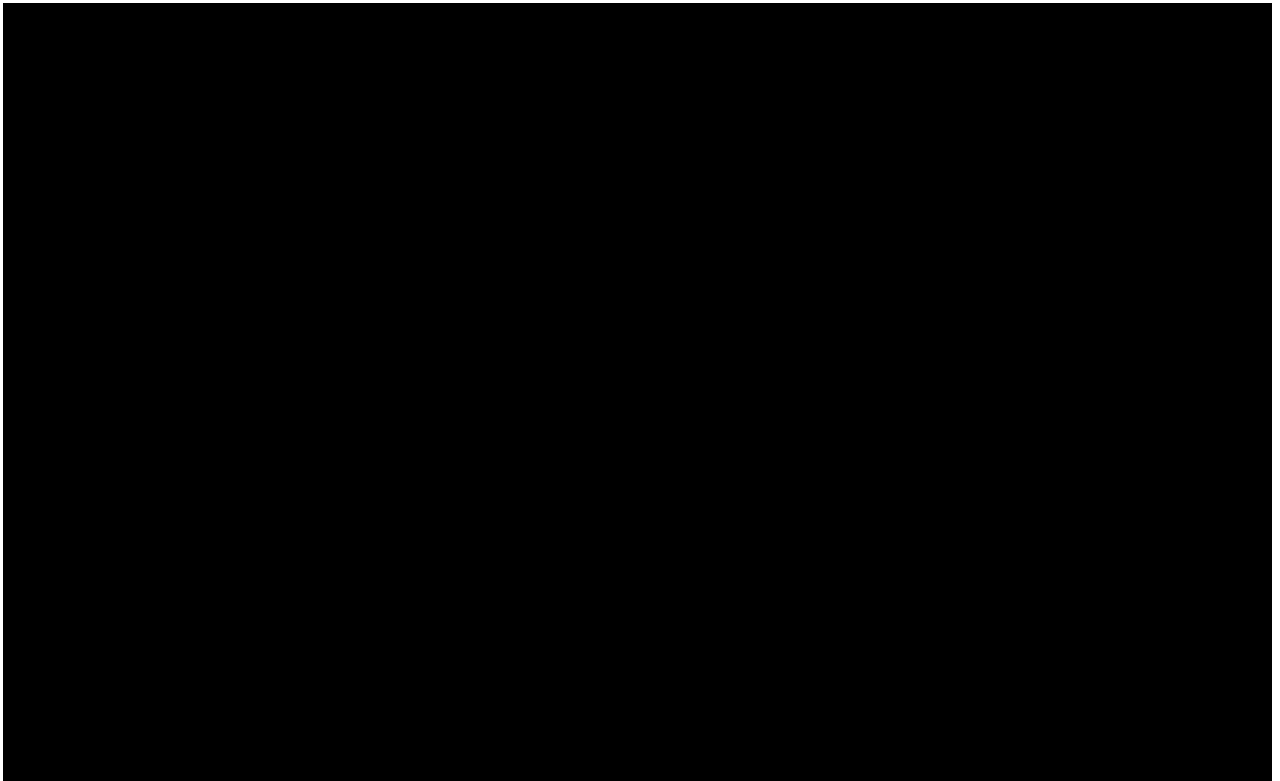
精製建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図
精製建屋（地上4階）その3



(電源設備はコネクタにより接続している)

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図（地下2階）

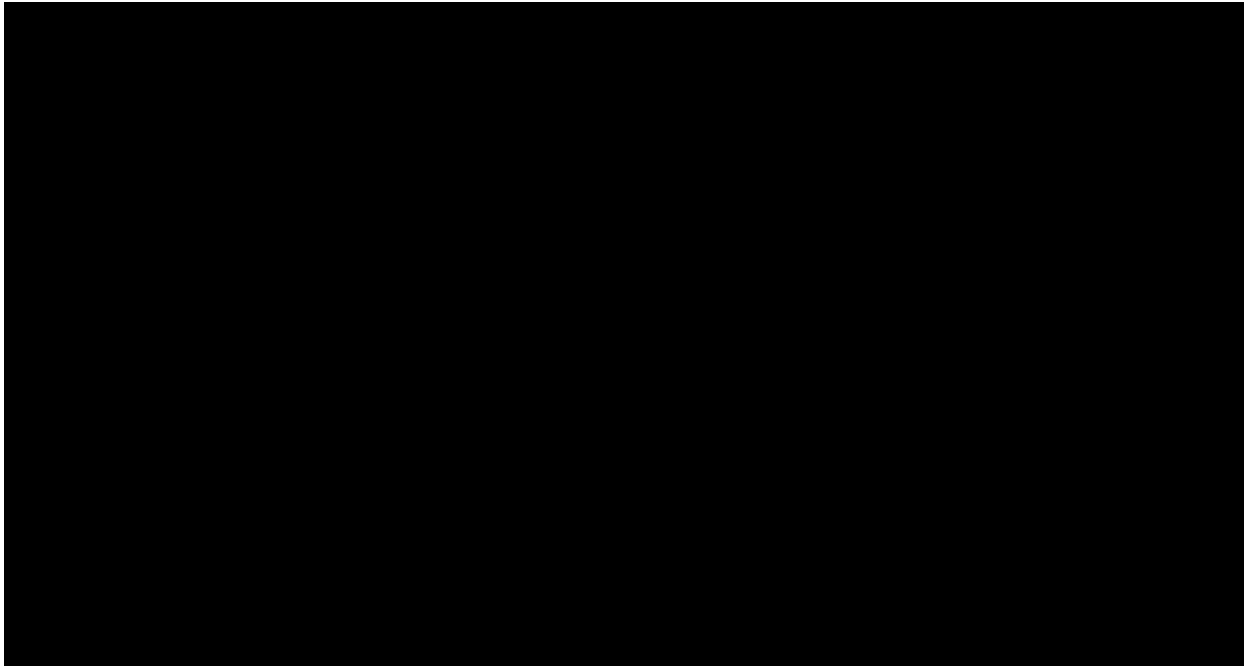
■ については核不拡散の観点から公開できません。



(可搬型設備と常設設備はフランジにより接続している)

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図（地下2階）

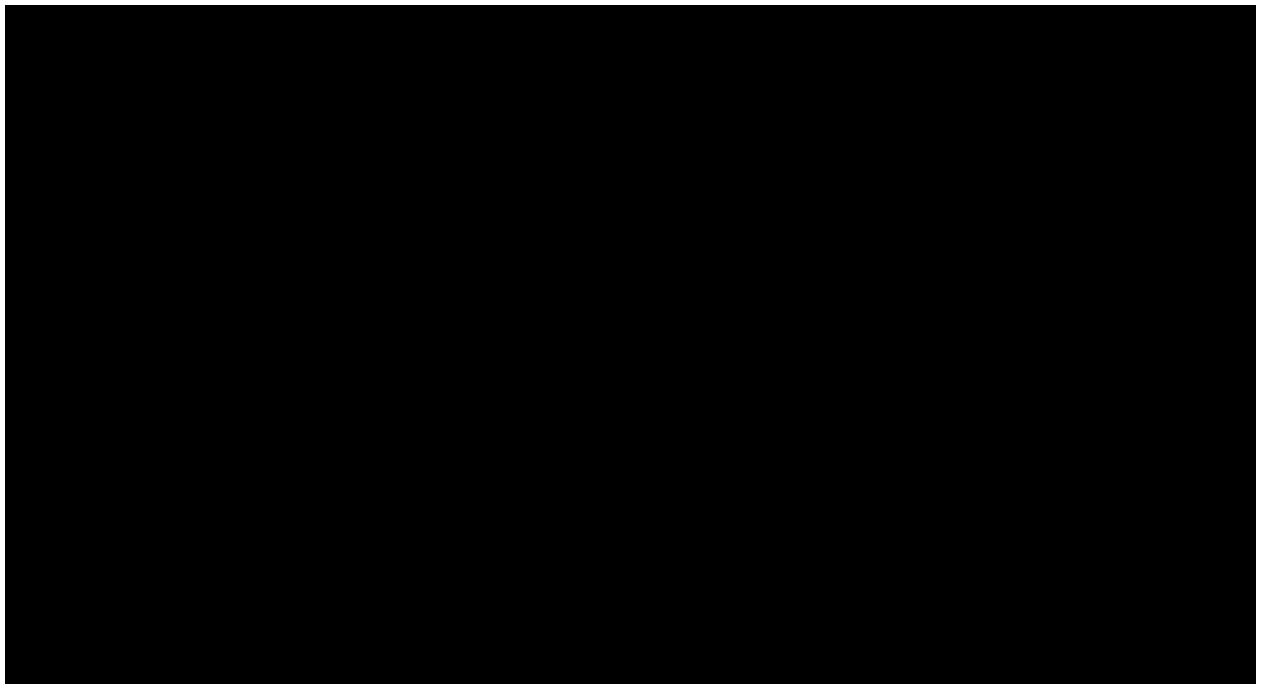
■ については核不拡散の観点から公開できません。



(電源設備はコネクタにより接続している)

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図（地上1階）

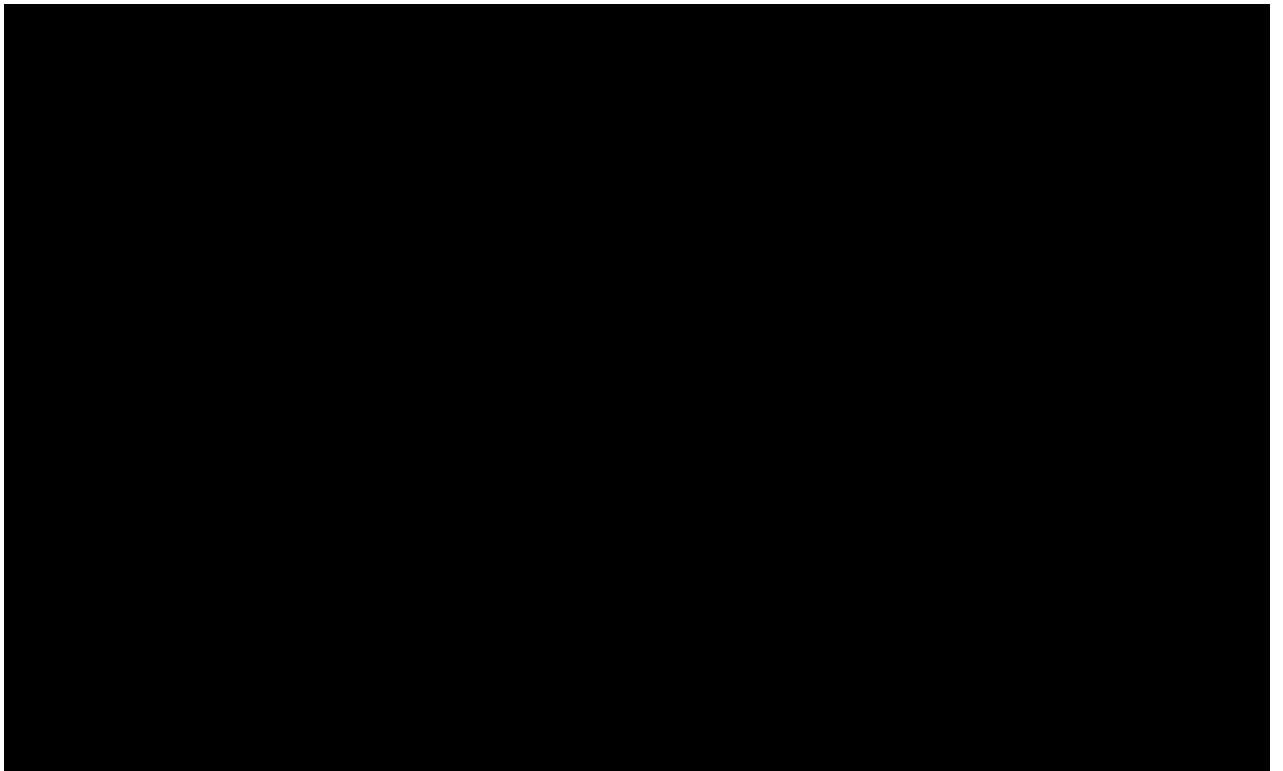
■ については核不拡散の観点から公開できません。



(可搬型設備と常設設備はカップラにより接続している)


ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図（地上1階）

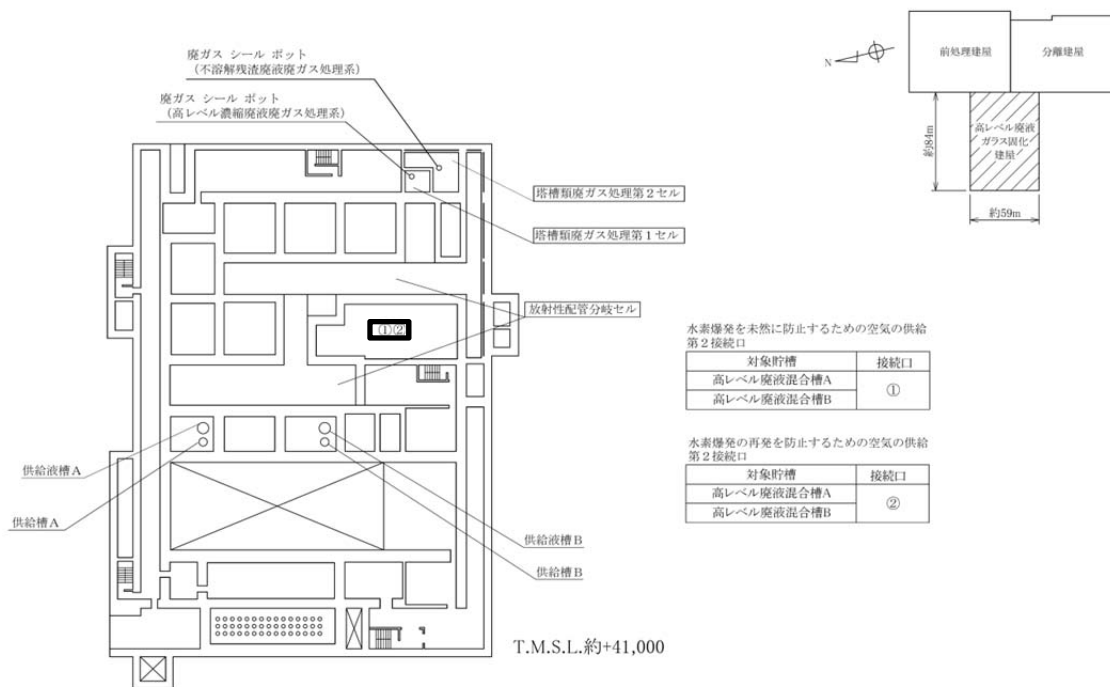
■ については核不拡散の観点から公開できません。



(可搬型設備と常設設備はカップラにより接続している)

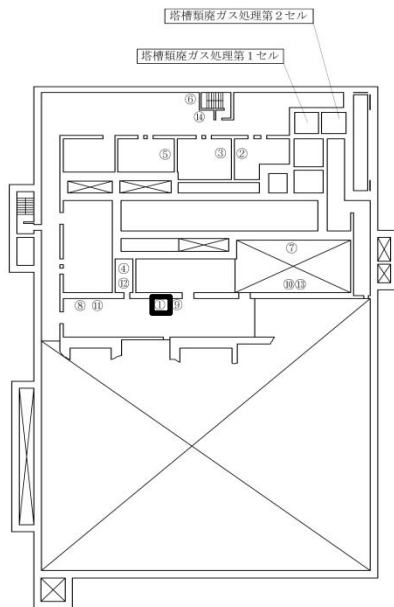
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発に対処するための設備における
可搬型設備と常設設備の接続図 (地上2階)

 については核不拡散の観点から公開できません。



(可搬型設備と常設設備はカップラにより接続している)

高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図 高レベル廃液ガラス固化建屋 (地下3階)



可搬型重大事故等
対処設備保管場所

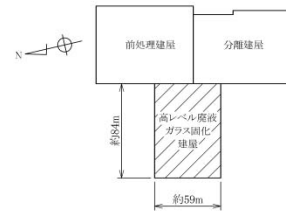
水素爆発を未然に防止するための空気の供給
第2接続口

対象貯槽	接続口
第1 高レベル濃縮廃液貯槽	①
第2 高レベル濃縮廃液貯槽	
第1 高レベル濃縮廃液一時貯槽	
第2 高レベル濃縮廃液一時貯槽	
第1 不溶解残渣廃液貯槽	
第2 不溶解残渣廃液貯槽	
高レベル廃液共用貯槽	

水素爆発の再発を防止するための空気の供給
第1接続口

対象貯槽	接続口
第1 高レベル濃縮廃液貯槽	②
第2 高レベル濃縮廃液貯槽	③
第1 不溶解残渣廃液貯槽	④
高レベル廃液共用貯槽	⑤

T.M.S.L.約+44,00



水素爆発の再発を防止するための空気の供給
第2接続口

対象貯槽	接続口
第1 高レベル濃縮廃液貯槽	⑥
第2 高レベル濃縮廃液貯槽	
高レベル廃液共用貯槽	⑦
第1 高レベル濃縮廃液一時貯槽	
第2 高レベル濃縮廃液一時貯槽	
第2 不溶解残渣廃液貯槽	⑧

水素爆発を未然に防止するための空気の供給
ホース接続箇所

対象貯槽	接続箇所
—	⑨ 若しくは ⑩

水素爆発の再発を防止するための空気の供給
ホース接続箇所

対象貯槽	接続箇所
—	⑪ 若しくは ⑫ 若しくは ⑬ 若しくは ⑭

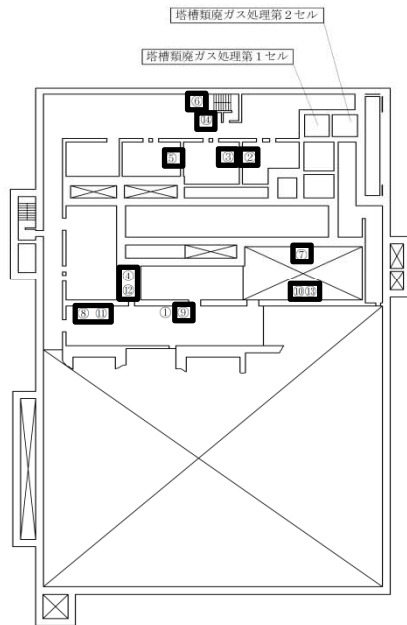
可搬型設備側



常設設備側

(可搬型設備と常設設備はカップラにより接続している)

高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図 高レベル廃液ガラス固化建屋 (地下2階) その1



可搬型重大事故等
対処設備保管場所

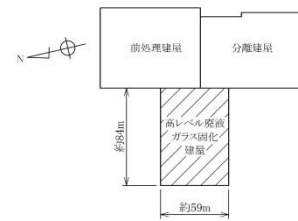
水素爆発を未然に防止するための空気の供給
第2接続口

対象貯槽	接続口
第1 高レベル濃縮廃液貯槽	①
第2 高レベル濃縮廃液貯槽	
第1 高レベル濃縮廃液一時貯槽	
第2 高レベル濃縮廃液一時貯槽	
第1 不溶解残渣廃液貯槽	
第2 不溶解残渣廃液貯槽	⑤
高レベル廃液共用貯槽	

水素爆発の再発を防止するための空気の供給
第1接続口

対象貯槽	接続口
第1 高レベル濃縮廃液貯槽	②
第2 高レベル濃縮廃液貯槽	③
第1 不溶解残渣廃液貯槽	④
高レベル廃液共用貯槽	⑤

T.M.S.L.約+44,00



水素爆発の再発を防止するための空気の供給
第2接続口

対象貯槽	接続口
第1 高レベル濃縮廃液貯槽	⑥
第2 高レベル濃縮廃液貯槽	
高レベル廃液共用貯槽	⑦
第1 高レベル濃縮廃液一時貯槽	
第2 高レベル濃縮廃液一時貯槽	
第2 不溶解残渣廃液貯槽	⑧

水素爆発を未然に防止するための空気の供給
ホース接続箇所

対象貯槽	接続箇所
—	⑨ 若しくは ⑩

水素爆発の再発を防止するための空気の供給
ホース接続箇所

対象貯槽	接続箇所
—	⑪ 若しくは ⑫ 若しくは ⑬ 若しくは ⑭

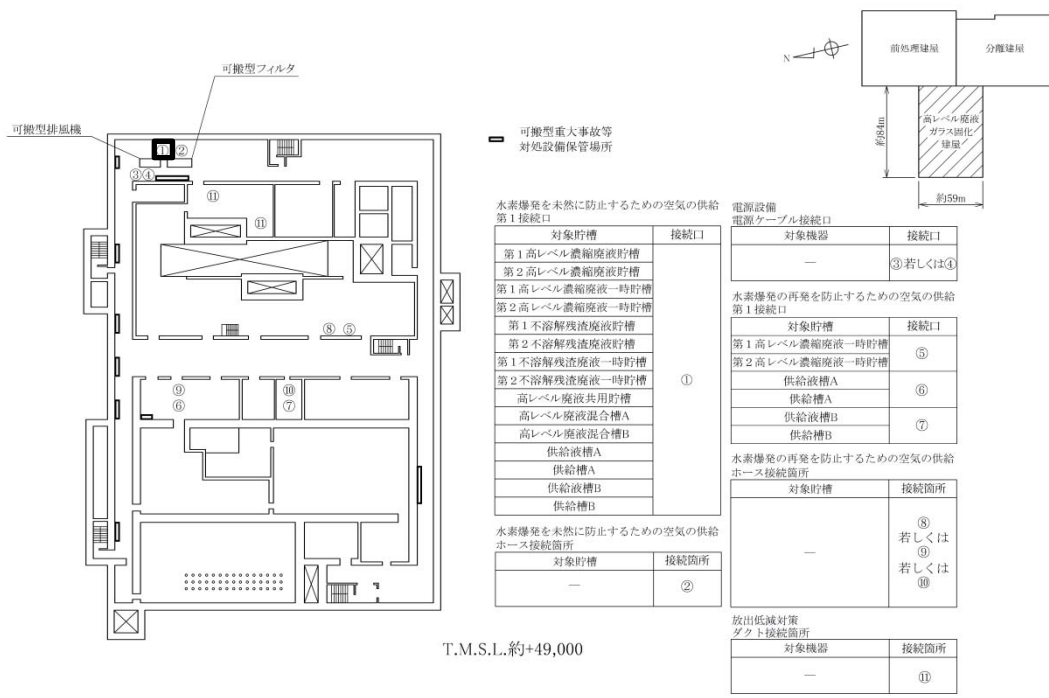
可搬型設備側



常設設備側

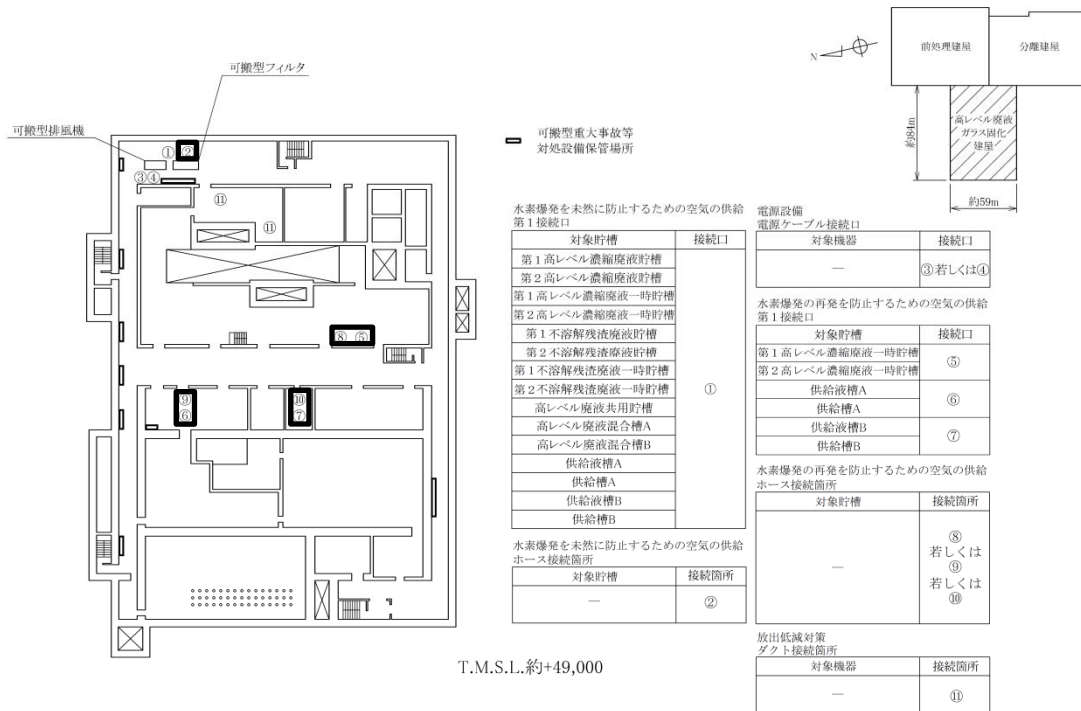
(可搬型設備と常設設備はカップラにより接続している)

高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図 高レベル廃液ガラス固化建屋（地下2階）その2



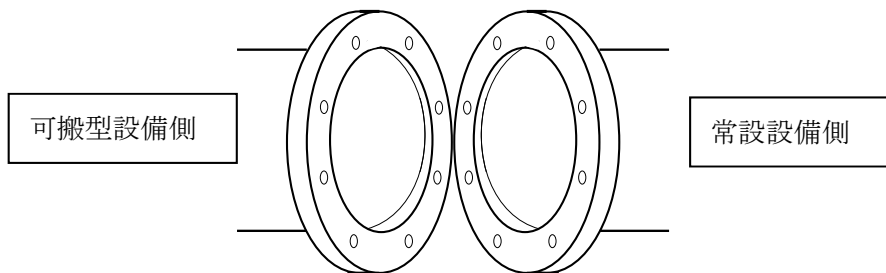
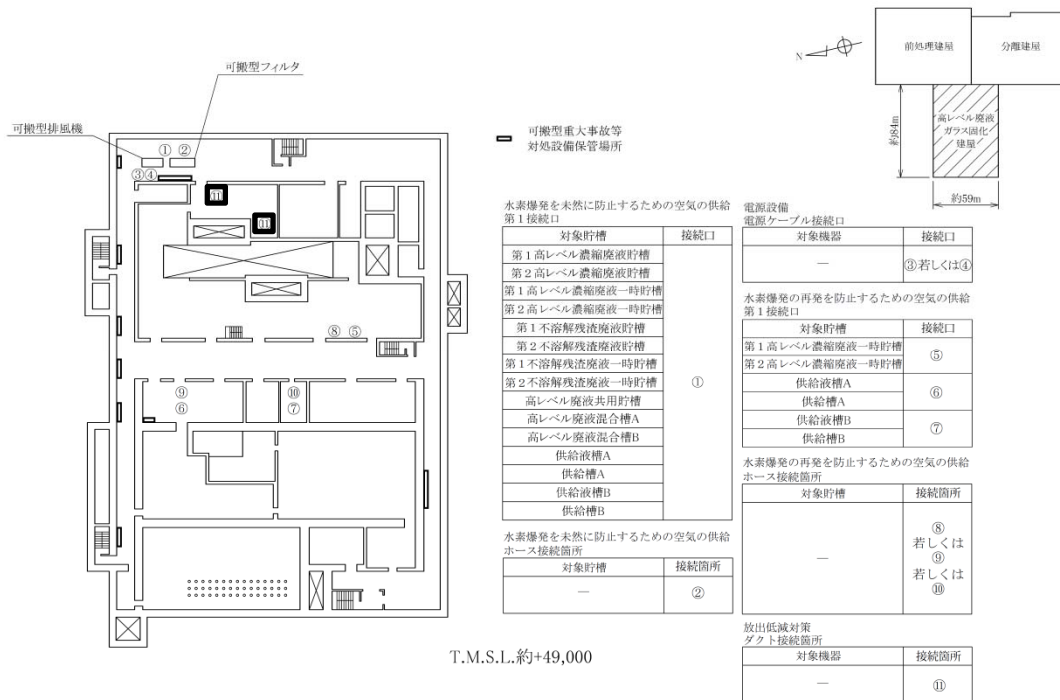
(可搬型設備と常設設備はカップラにより接続している)

高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図 高レベル廃液ガラス固化建屋（地下1階）その1



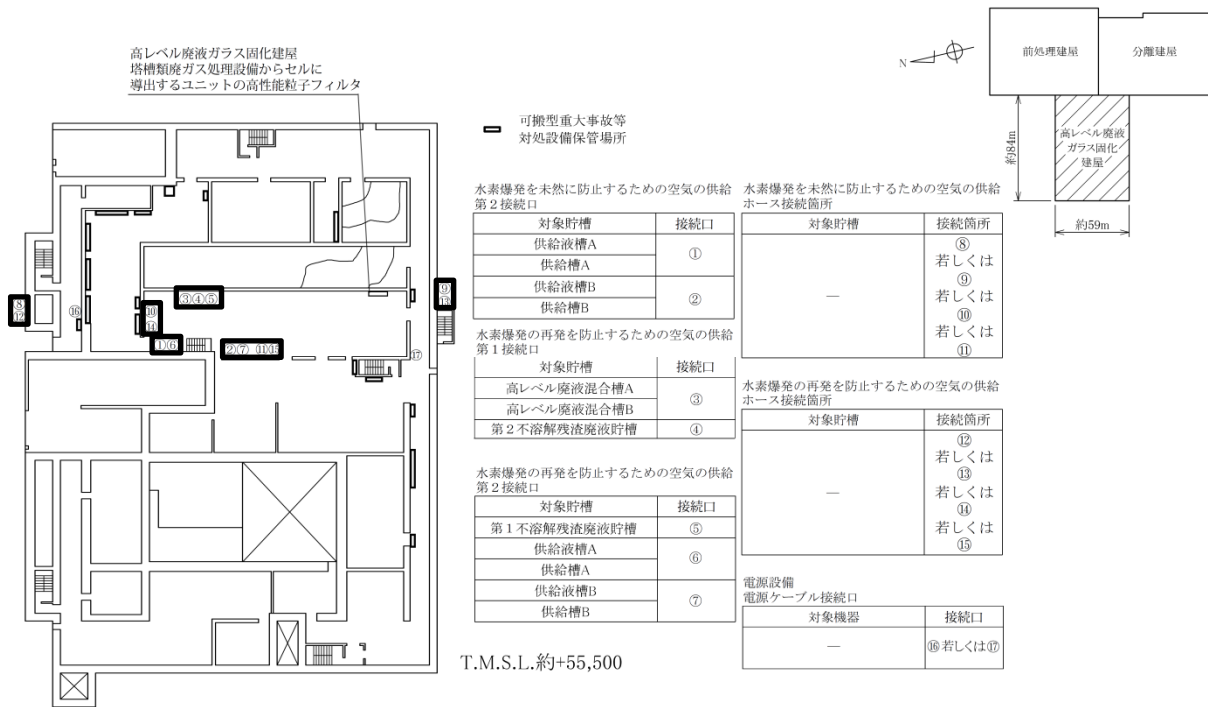
(可搬型設備と常設設備はカップラにより接続している)

高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図 高レベル廃液ガラス固化建屋（地下1階）その2



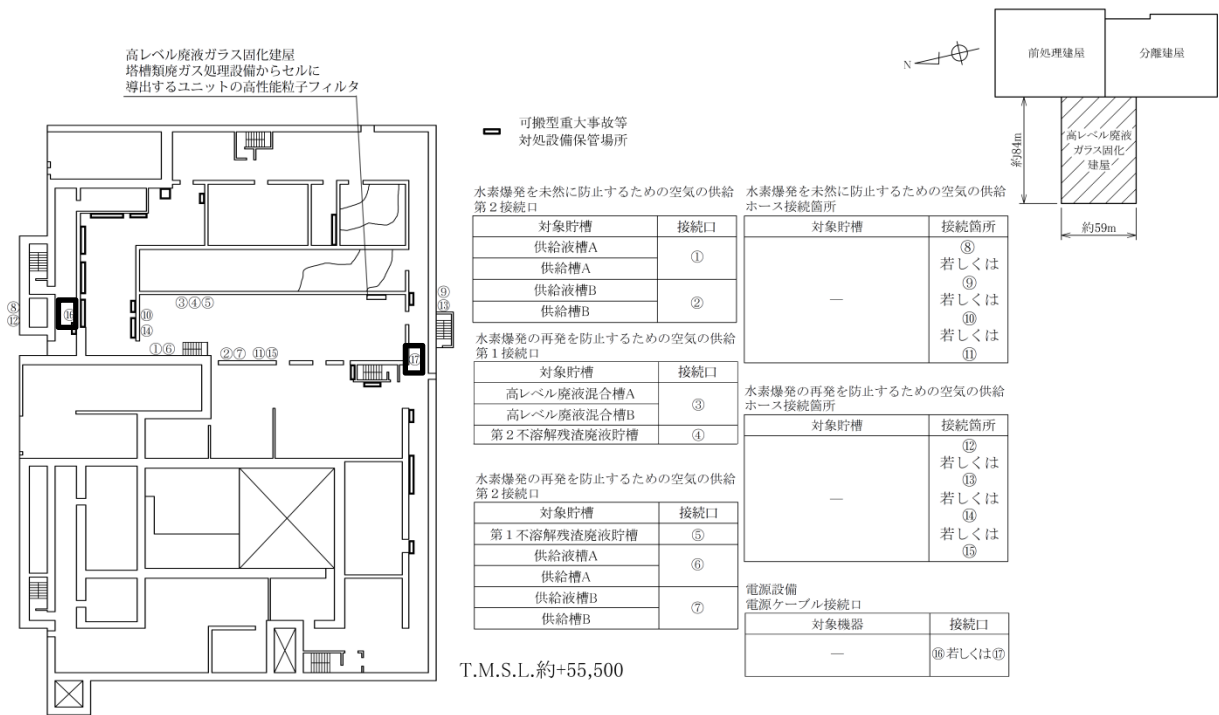
(可搬型設備と常設設備はフランジにより接続している)

高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図 高レベル廃液ガラス固化建屋（地下1階）その3



(可搬型設備と常設設備はカップラにより接続している)

高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備における可搬型設備と常設設備の接続図 高レベル廃液ガラス固化建屋（地上1階）その1



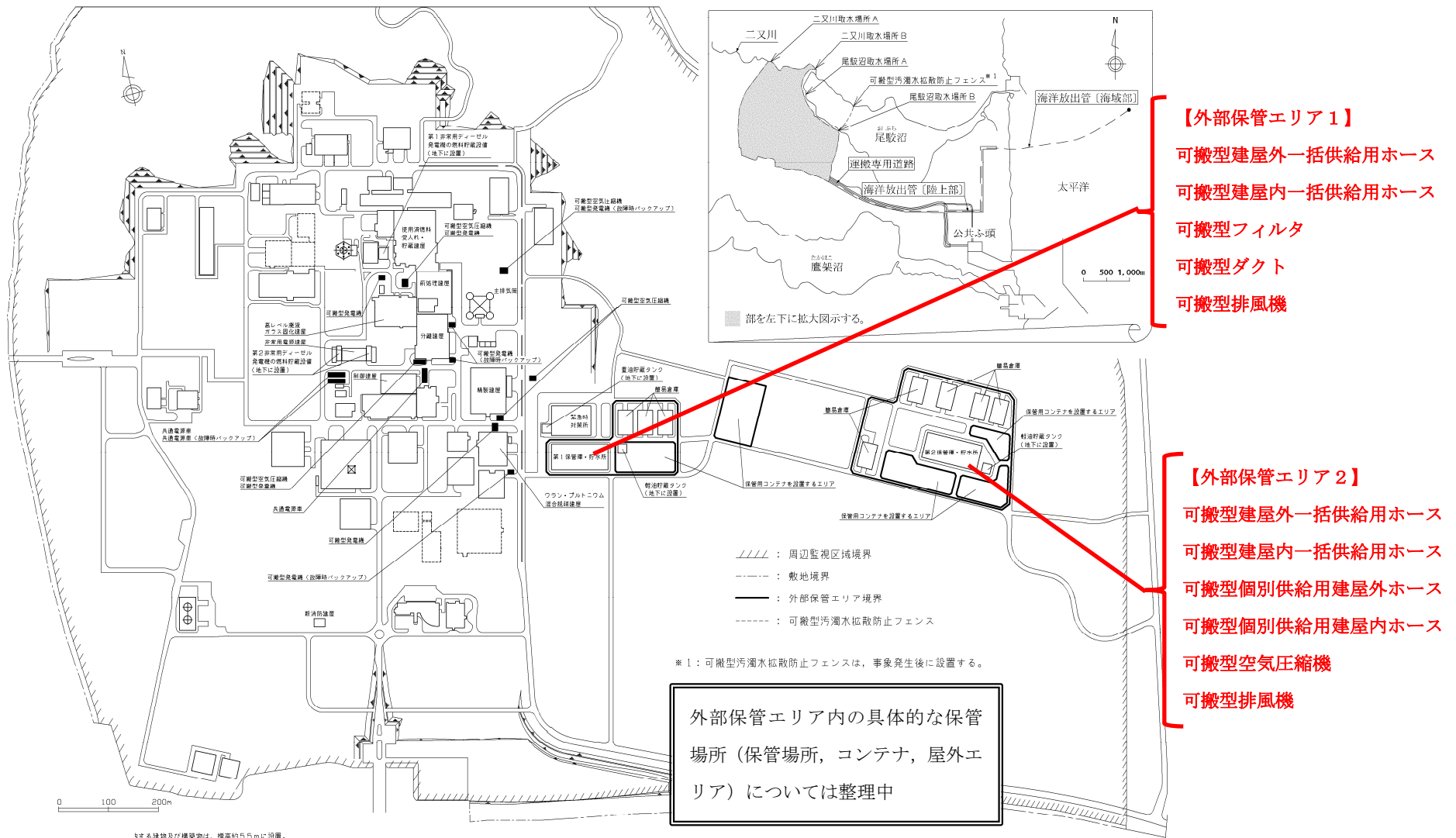
(電源設備はコネクタにより接続している)

高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発に対処するための設備における電源設備の接続図
 高レベル廃液ガラス固化建屋（地上1階）その2

補足説明資料 2－8（36条）

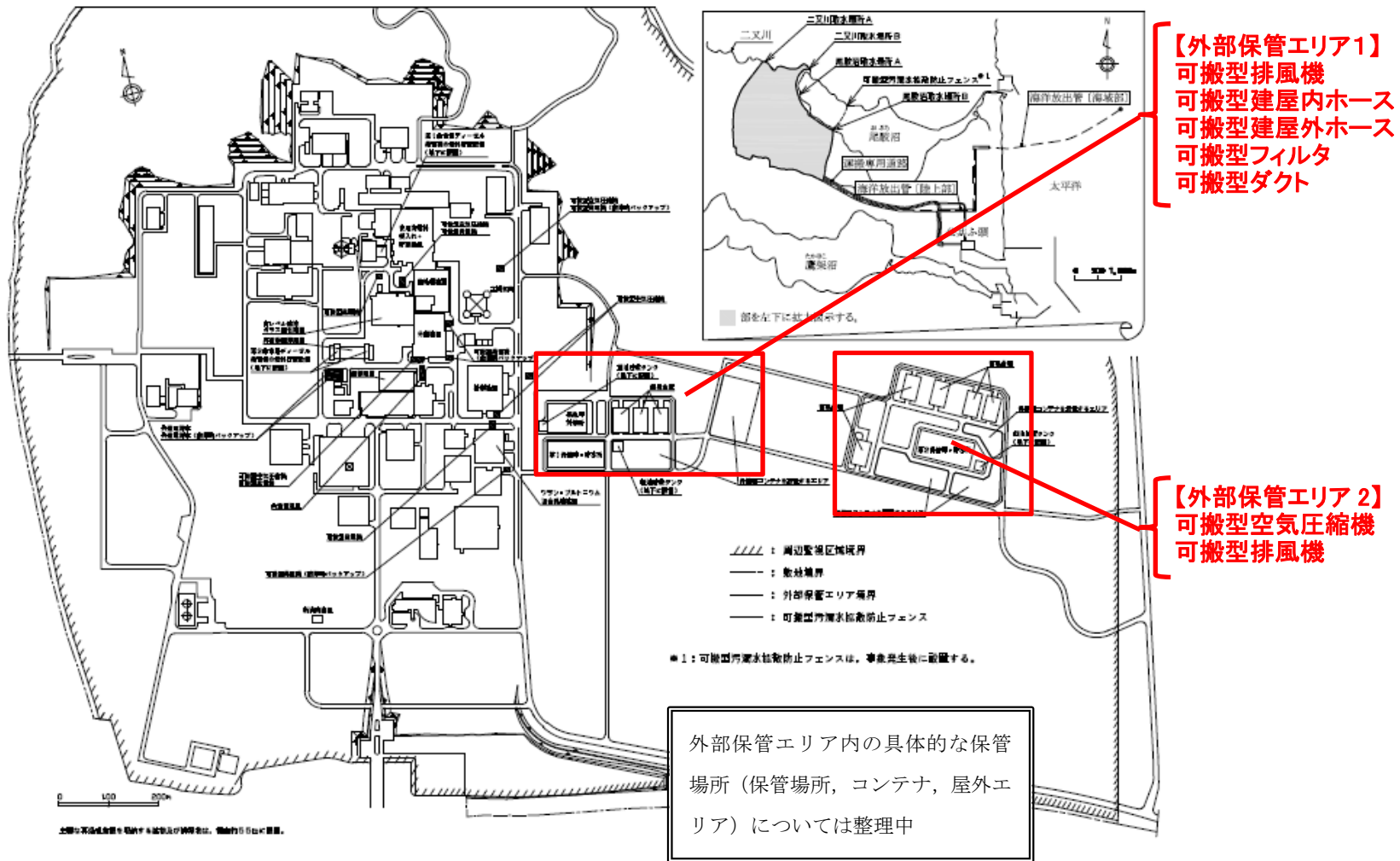
保管場所図

前处理建屋



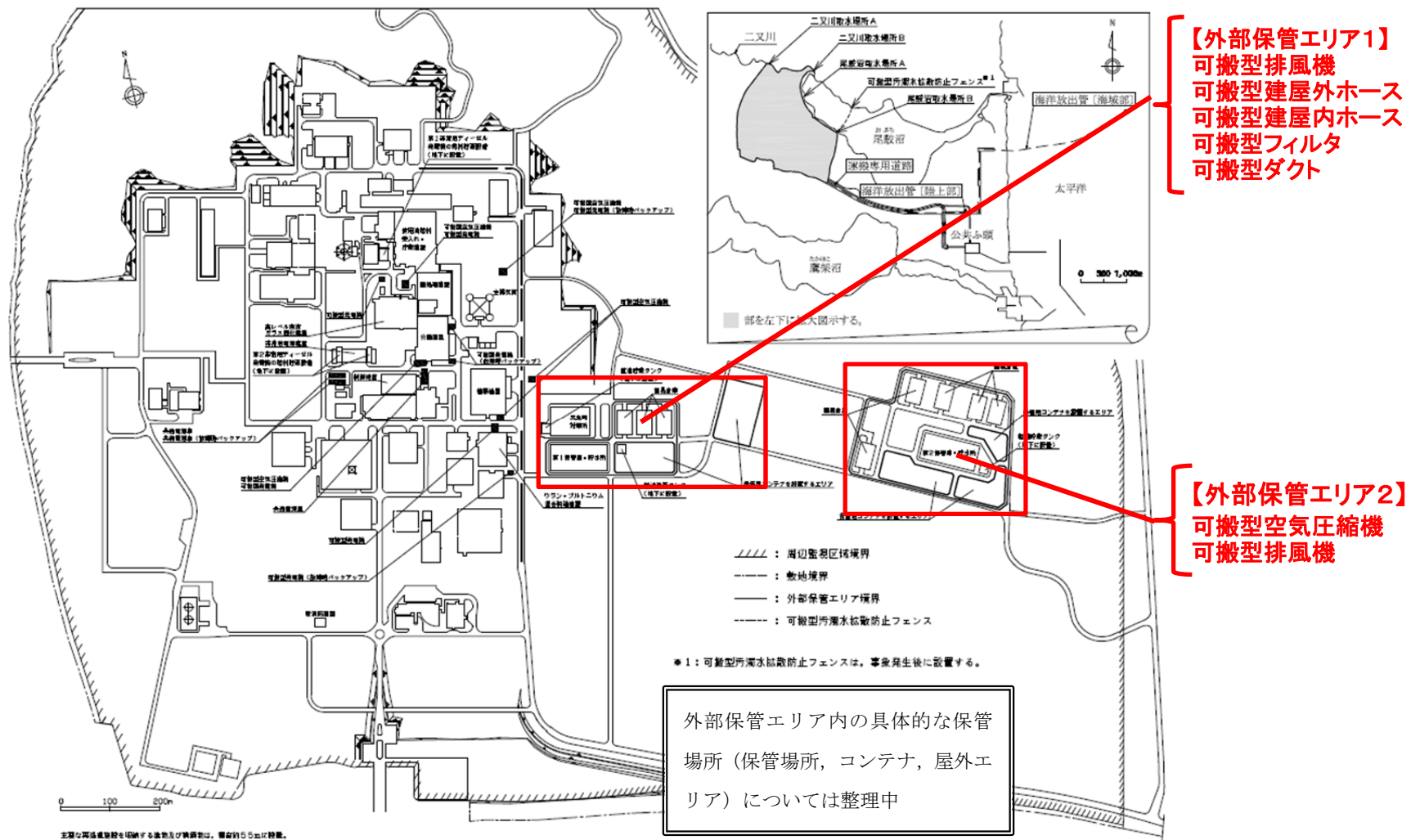
建物近傍の保管場所，外部保管エリア，放出抑制設備，重大事故等対処共通設備，電源設備，緊急時対策所の一般配置概要図

分離建屋



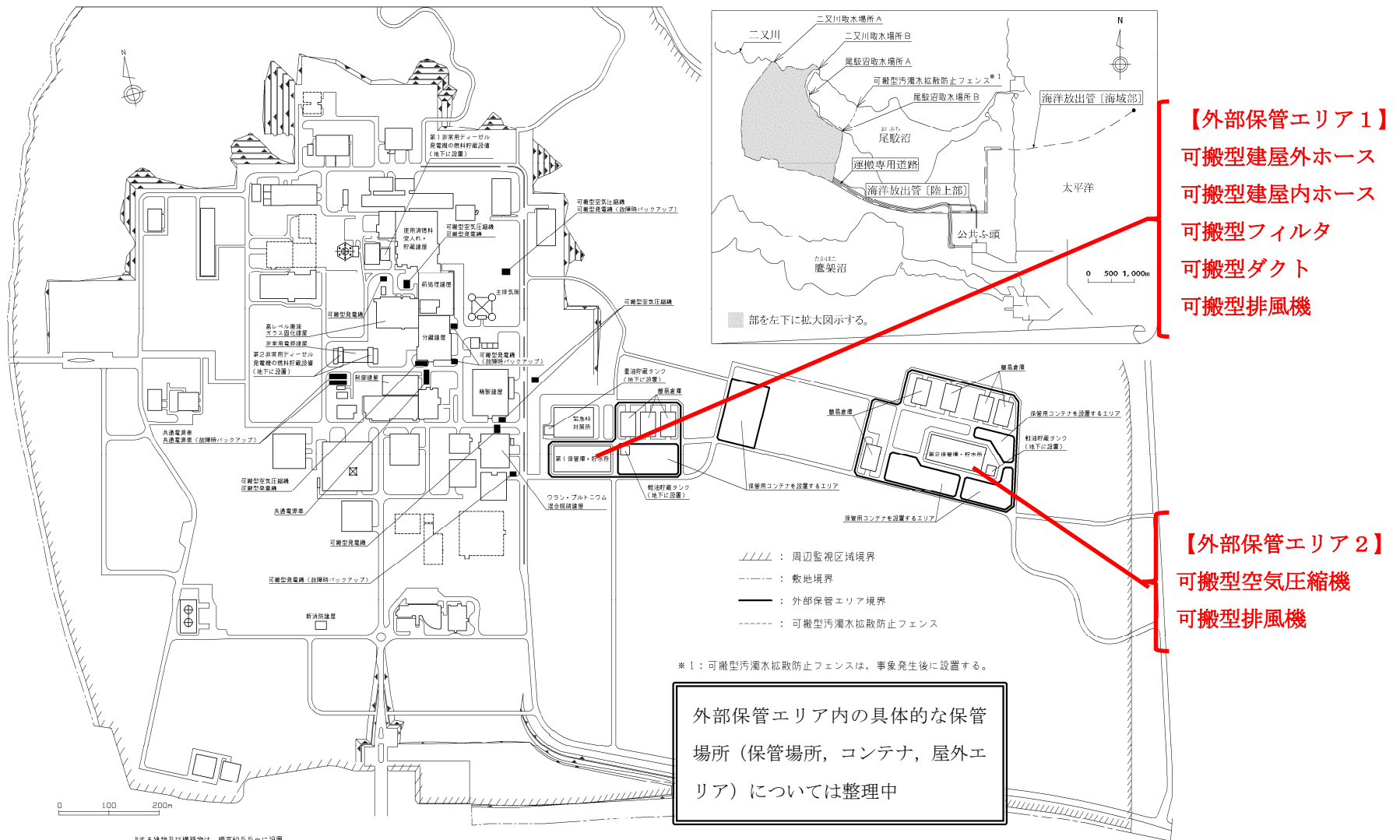
建物近傍の保管場所、外部保管エリア、放出抑制設備、重大事故等対処共通設備、電源設備、緊急時対策所の一般配置概要図

精製建屋



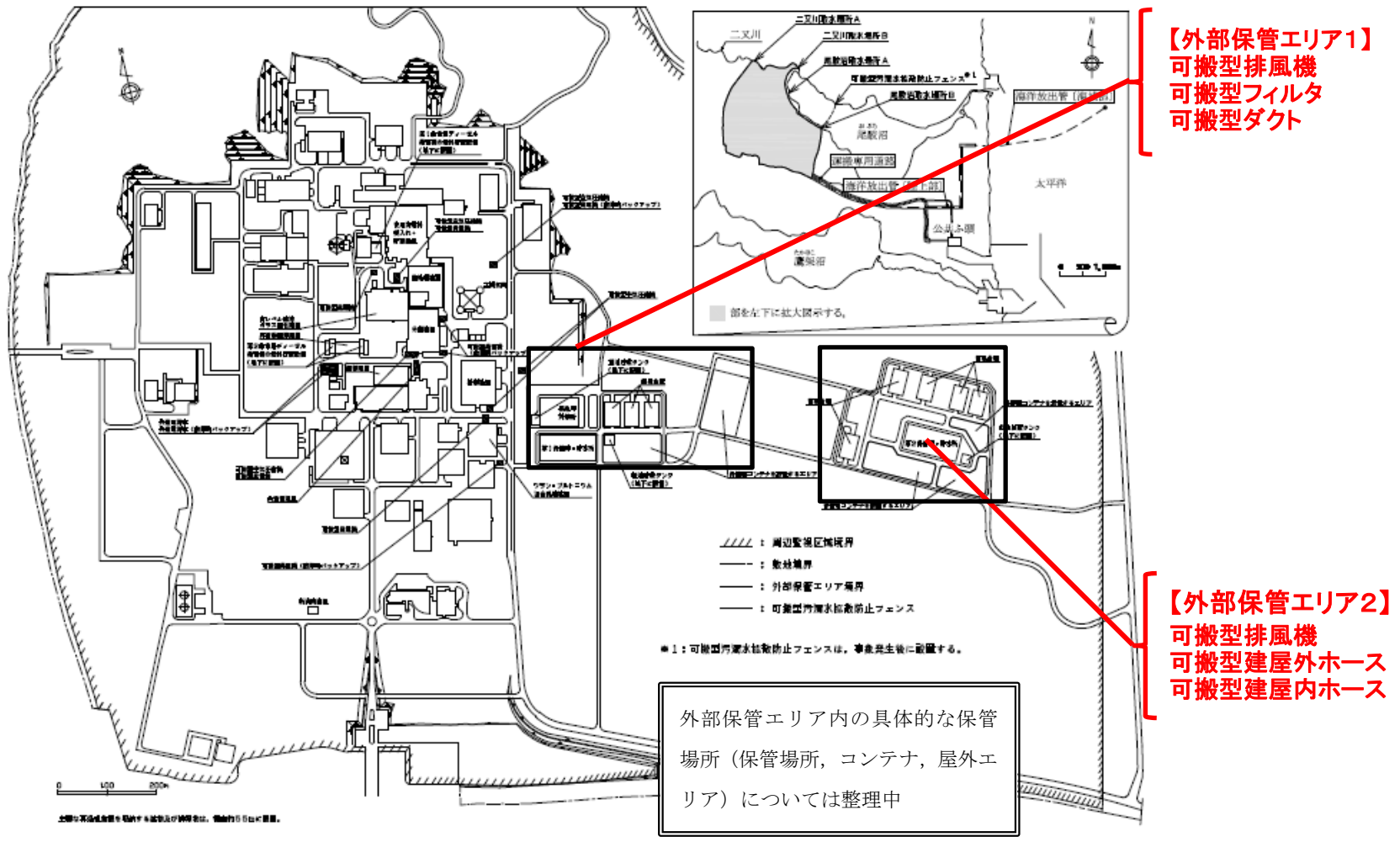
建物近傍の保管場所，外部保管エリア，放出抑制設備，重大事故等対処共通設備，電源設備，緊急時対策所の一般配置概要図

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋



建物近傍の保管場所，外部保管エリア，放出抑制設備，重大事故等対処共通設備，電源設備，緊急時対策所の一般配置概要図

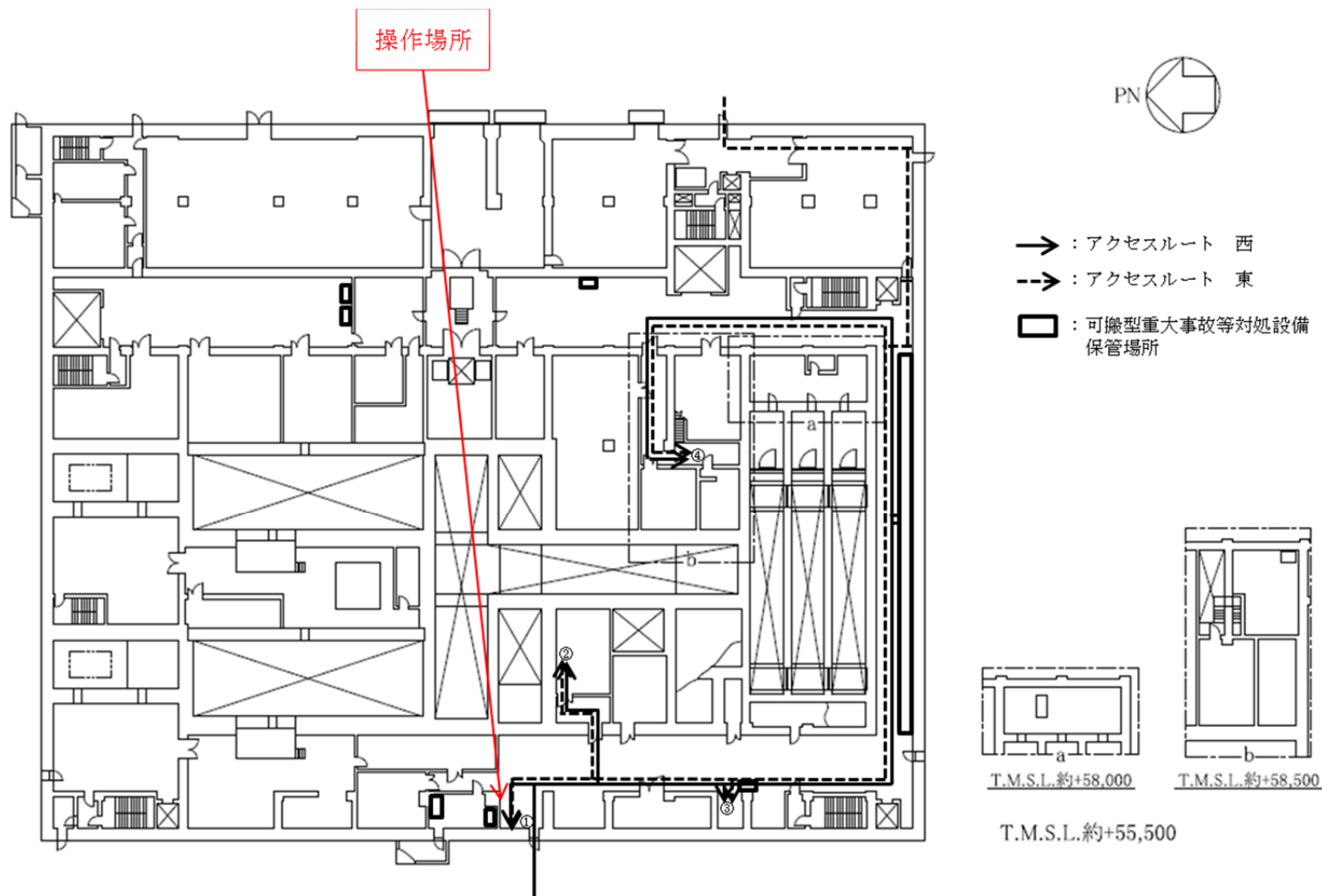
高レベル廃液ガラス固化建屋



建物近傍の保管場所、外部保管エリア、放出抑制設備、重大事故等対処共通設備、電源設備、緊急時対策所の一般配置概要図

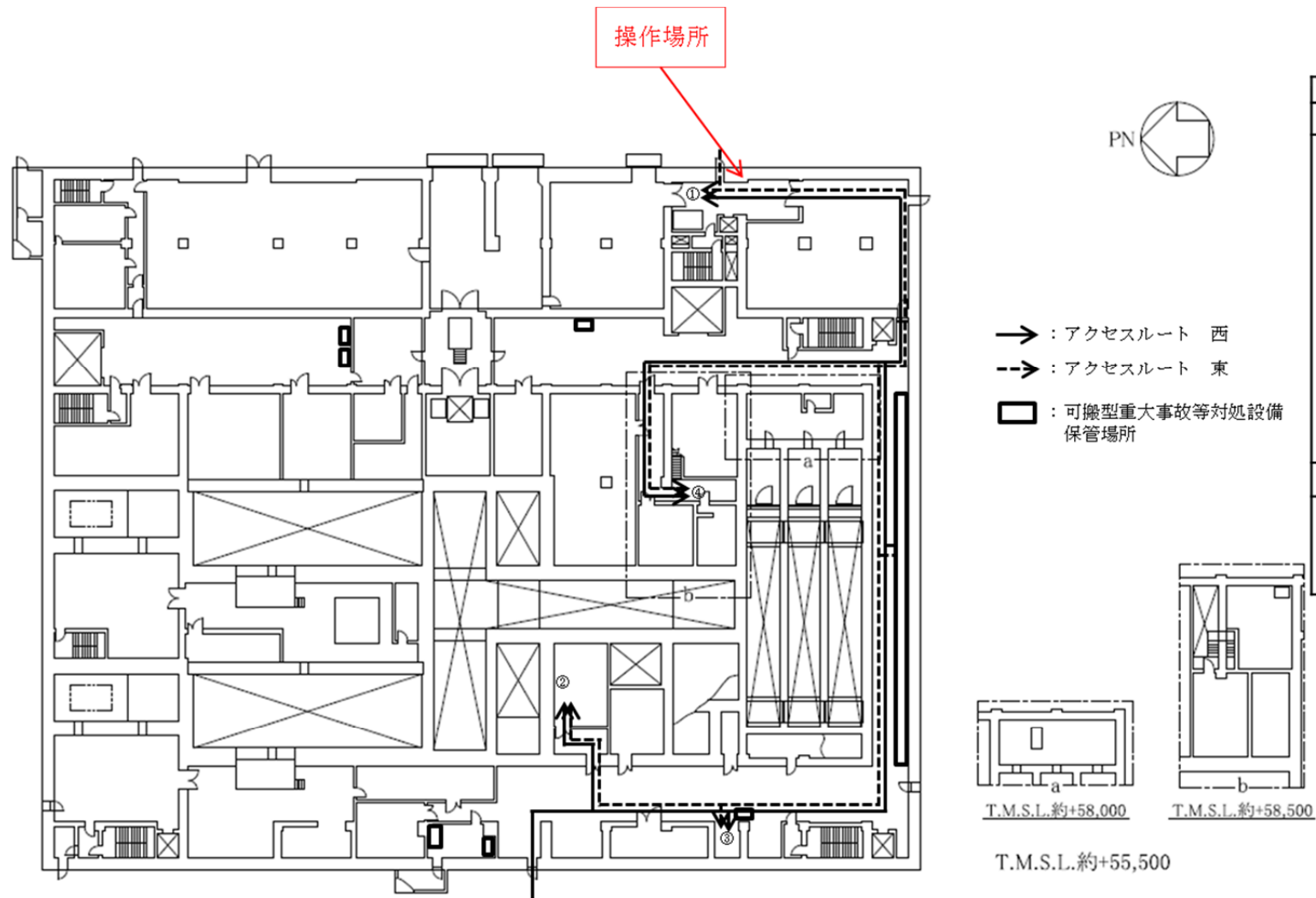
補足説明資料 2－9（36条）

アクセスルート図



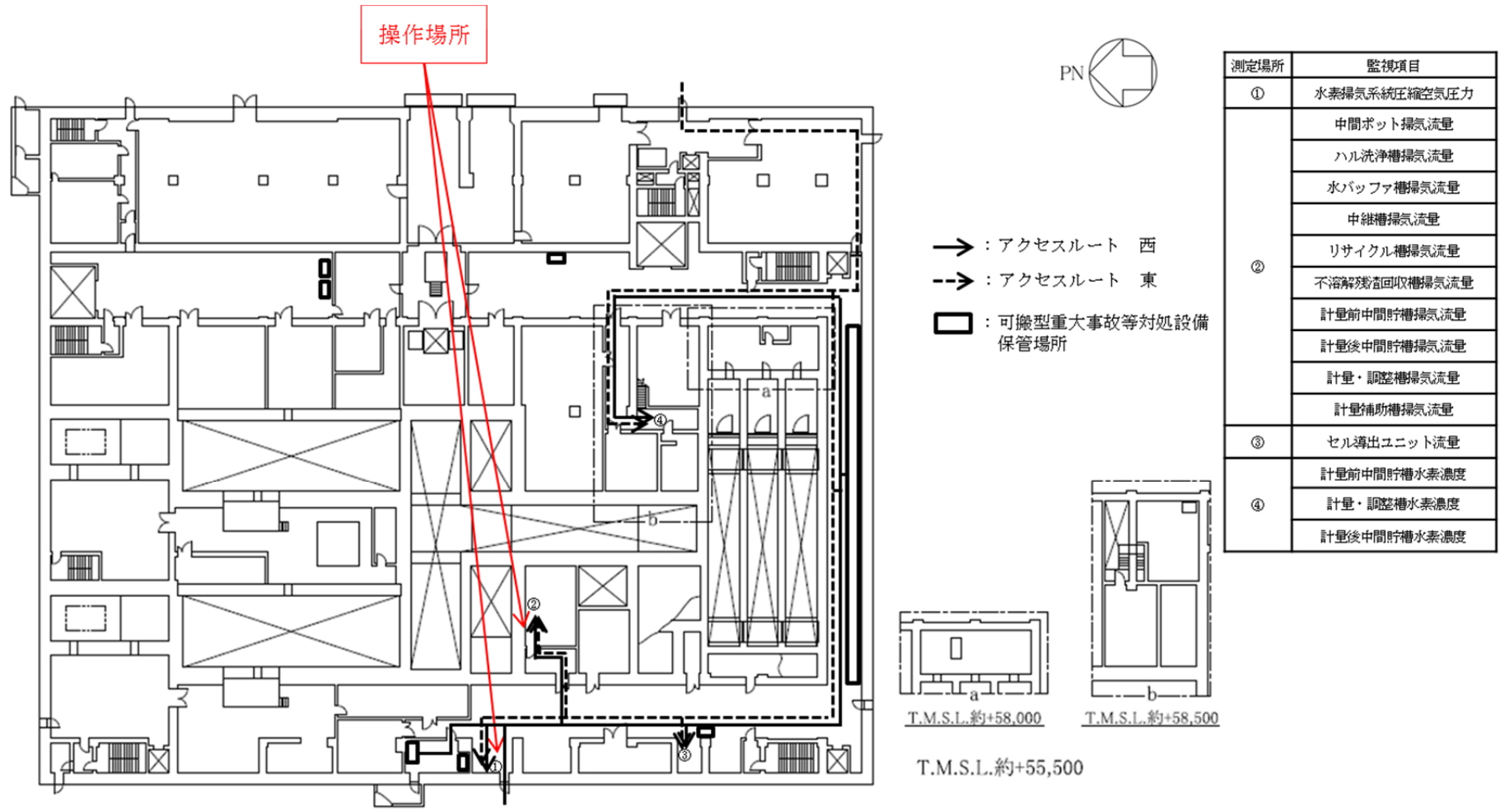
測定場所	監視項目
①	水素掃気系統圧縮空気圧力
②	中間ボット掃気流量
	ハル洗浄槽掃気流量
	水パッファ槽掃気流量
	中継槽掃気流量
	リサイクル槽掃気流量
	不溶解残留回収槽掃気流量
	計量前中間貯槽掃気流量
計量後中間貯槽掃気流量	
計量・調整槽掃気流量	
計量補助槽掃気流量	
③	セル導出ユニット流量
④	計量前中間貯槽水素濃度
	計量・調整槽水素濃度
	計量後中間貯槽水素濃度

「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給のアクセスルート（第1接続口）（地上1階）

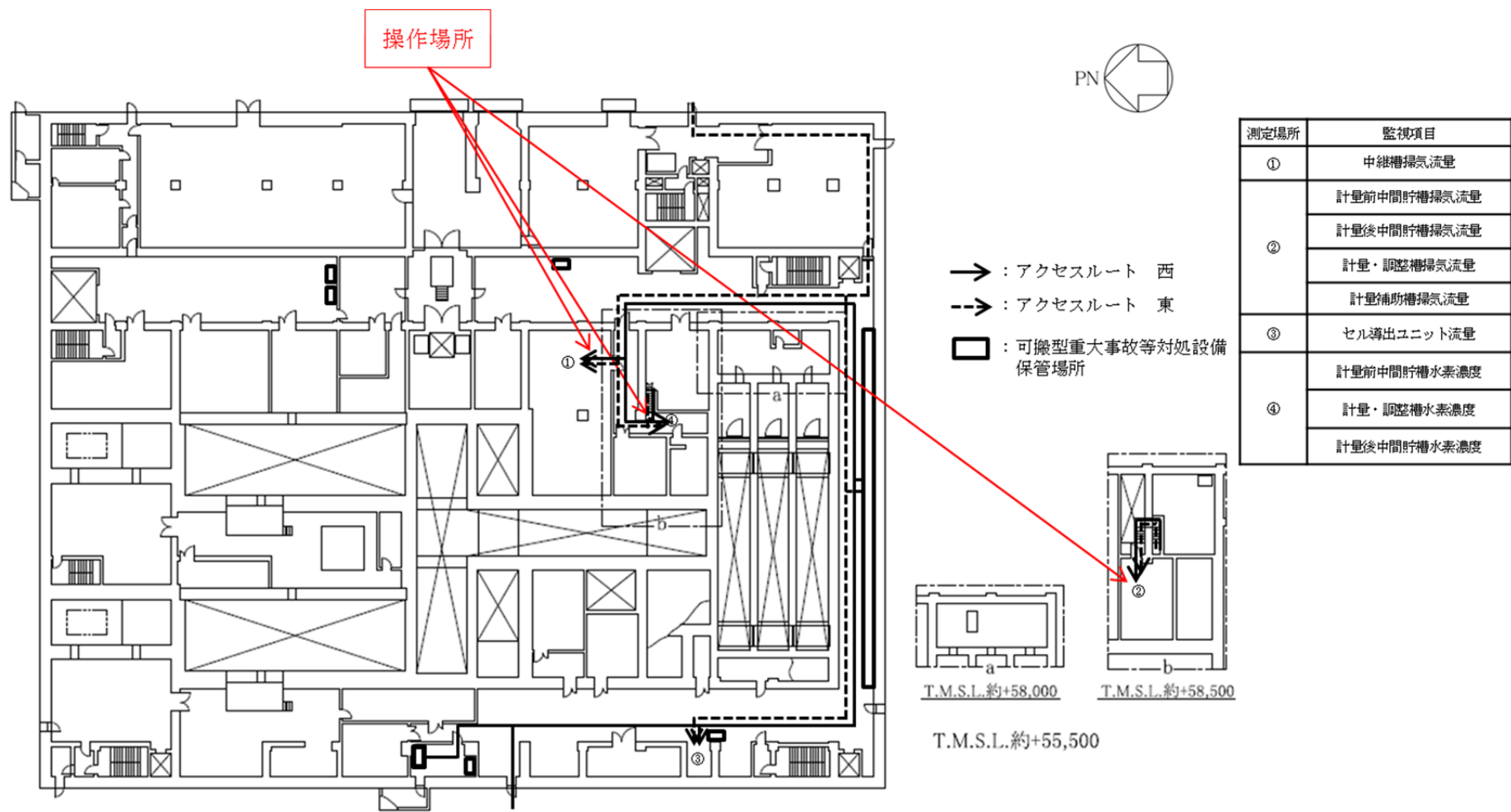


測定場所	監視項目
①	水素掃気系統圧縮空気圧力
②	中間ボット掃気流量
	ハル洗浄槽掃気流量
	水パッフャ槽掃気流量
	中継槽掃気流量
	リサイクル槽掃気流量
	不溶解残渣回収槽掃気流量
	計量前中間貯槽掃気流量
	計量後中間貯槽掃気流量
③	計量・調整槽掃気流量
	計量補助槽掃気流量
④	セル導出ユニット流量
	計量前中間貯槽水素濃度
	計量・調整槽水素濃度
	計量後中間貯槽水素濃度

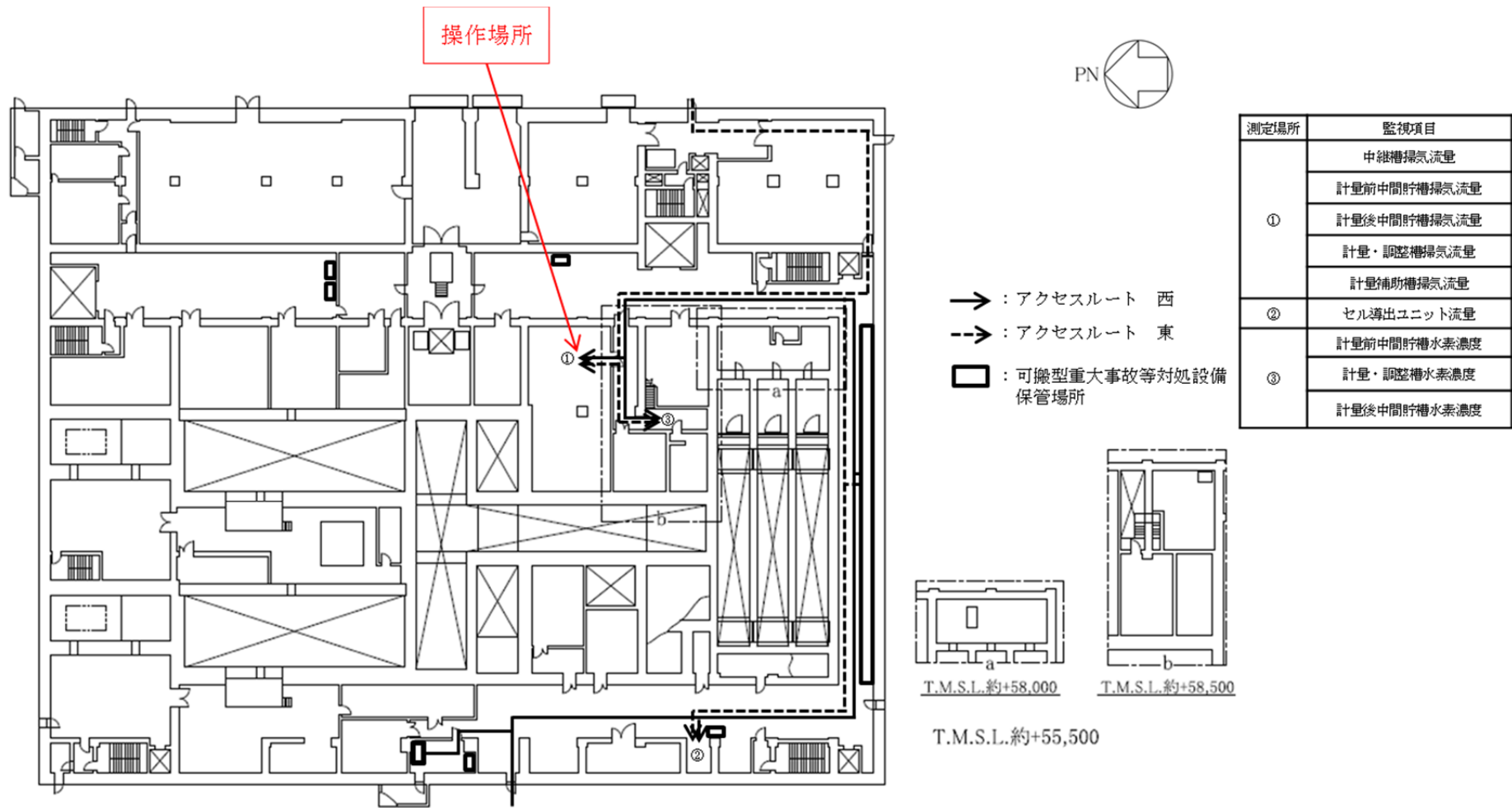
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給のアクセスルート（第2接続口）（地上1階）



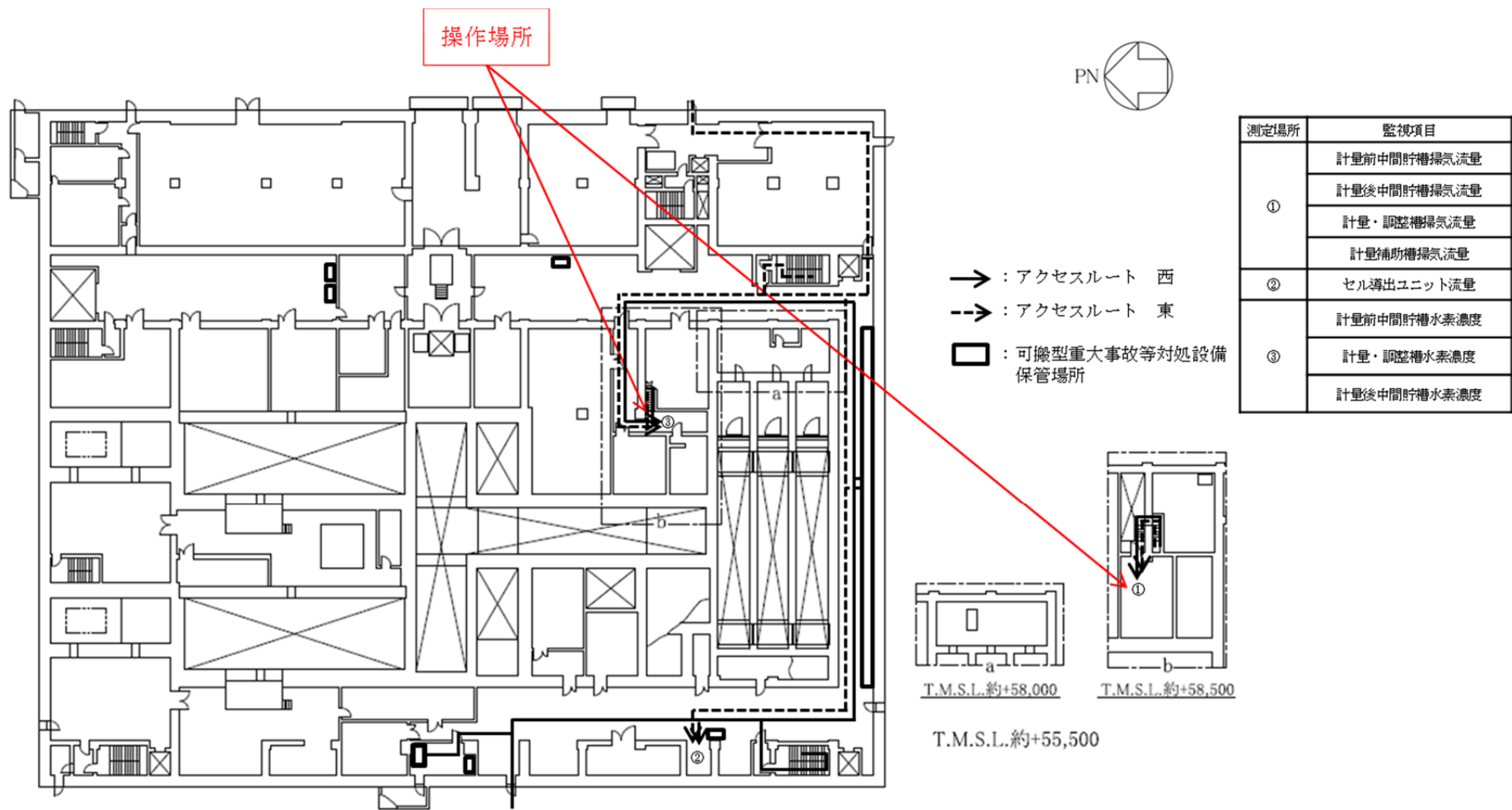
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の水素爆発を未然に防止するための空気の供給のアクセスルート（第1接続口）（地上1階）



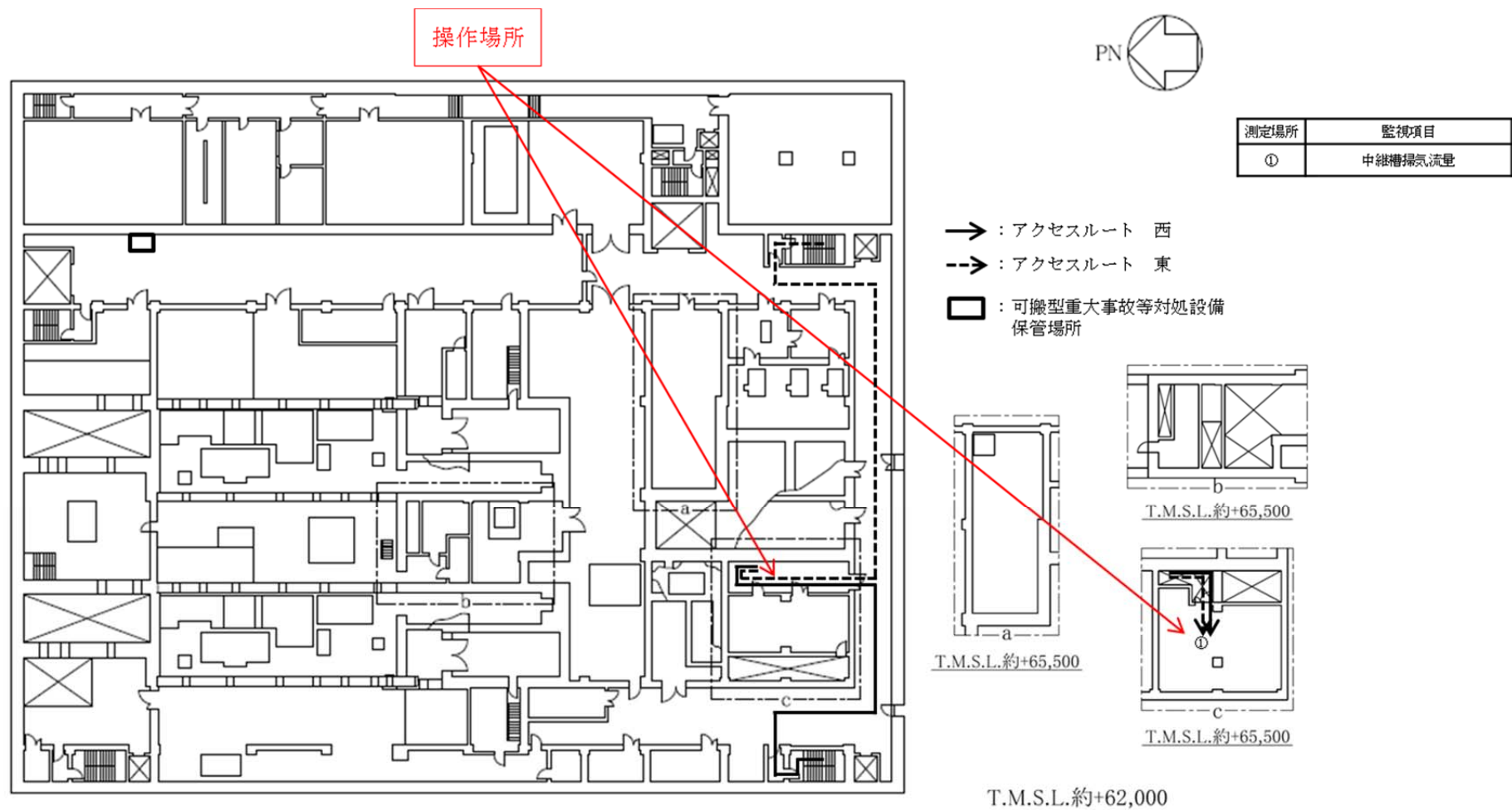
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の水素爆発を未然に防止するための空気の供給のアクセスルート（第2接続口）（地上1階）



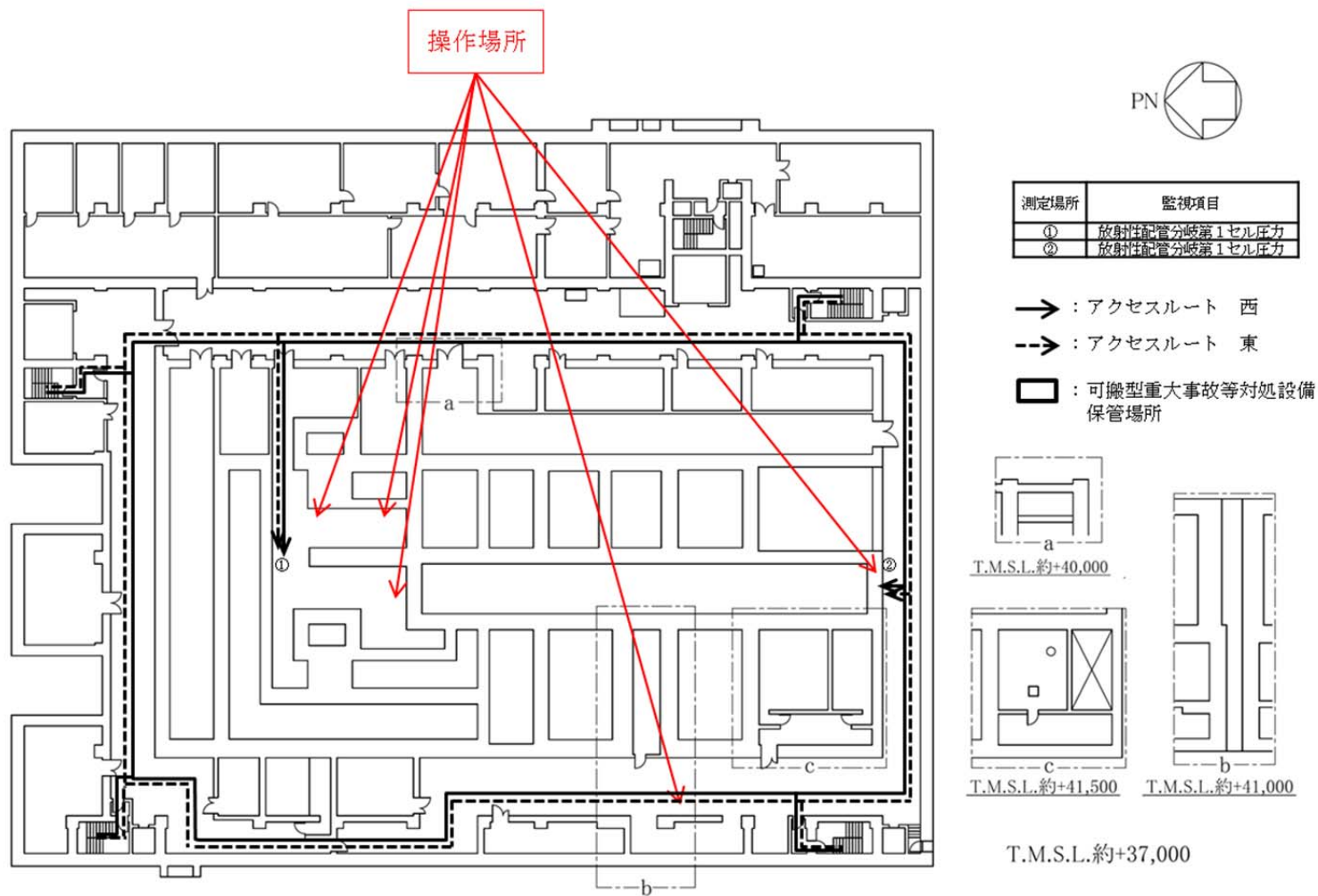
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の水素爆発の再発を防止するための空気の供給のアクセスルート（第1接続口）（地上1階）



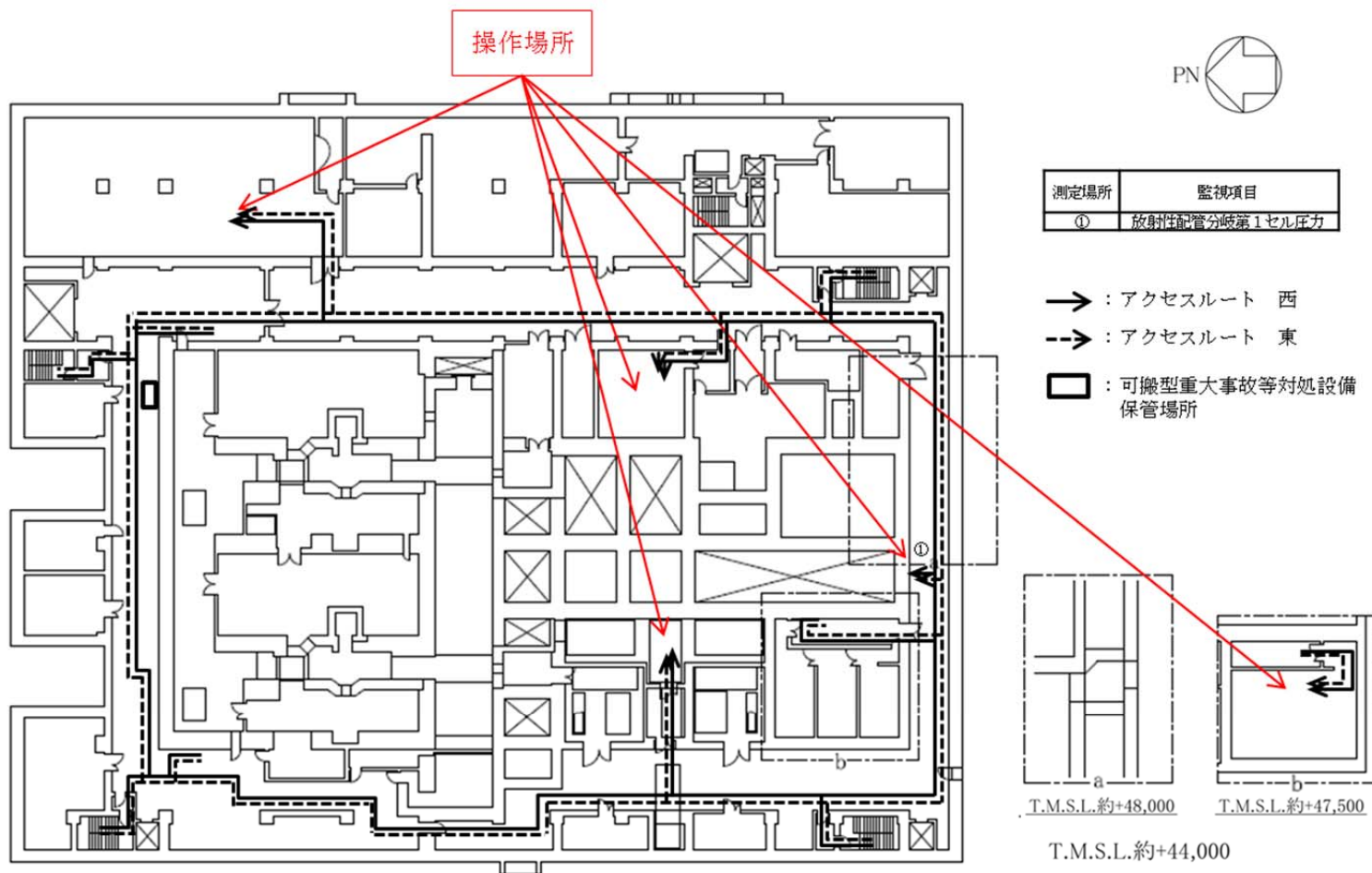
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の水素爆発の再発を防止するための空気の供給のアクセスルート（第2接続口）（地上1階）



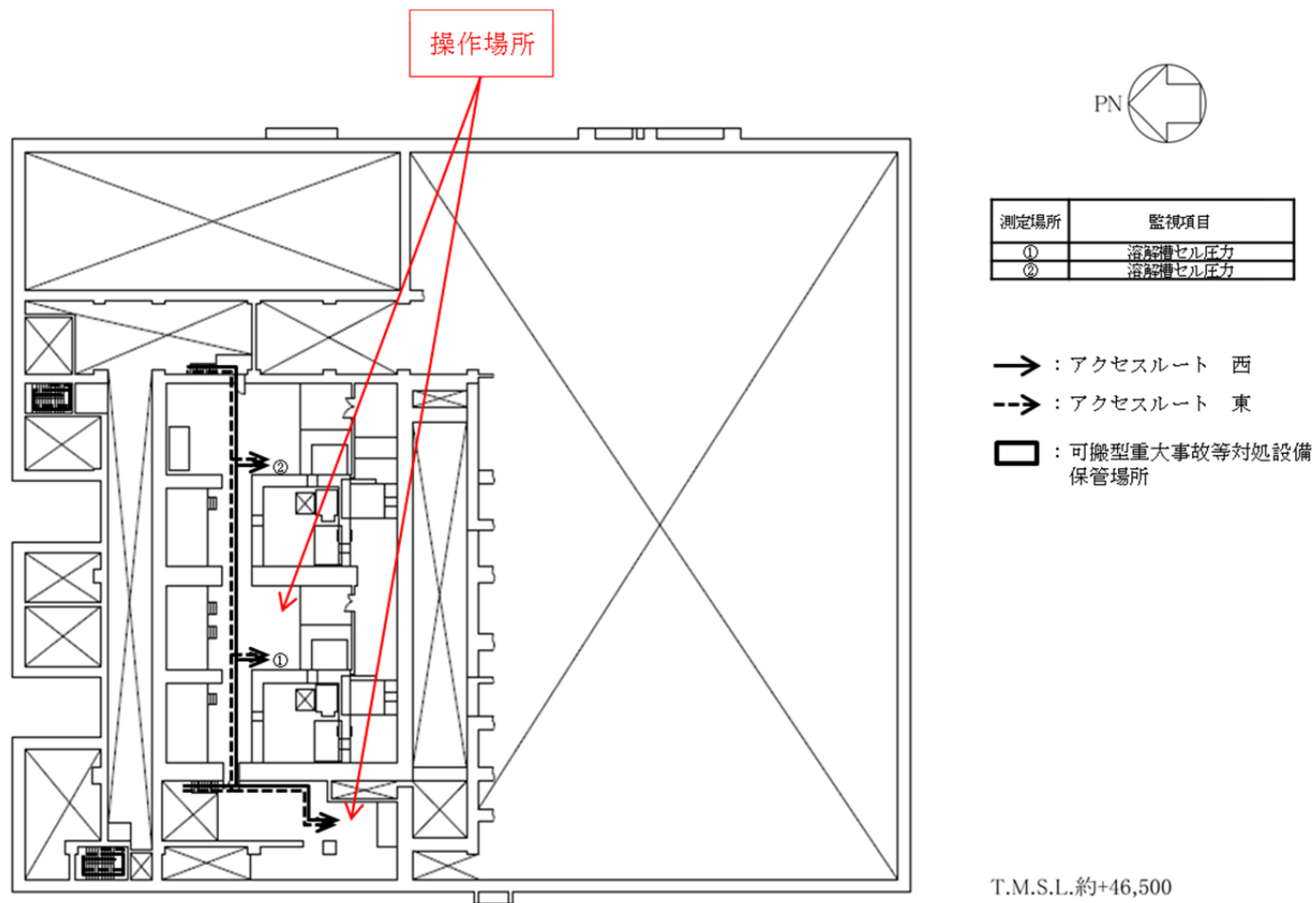
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の水素爆発の再発を防止するための空気の供給のアクセスルート（第2接続口）（地上2階）



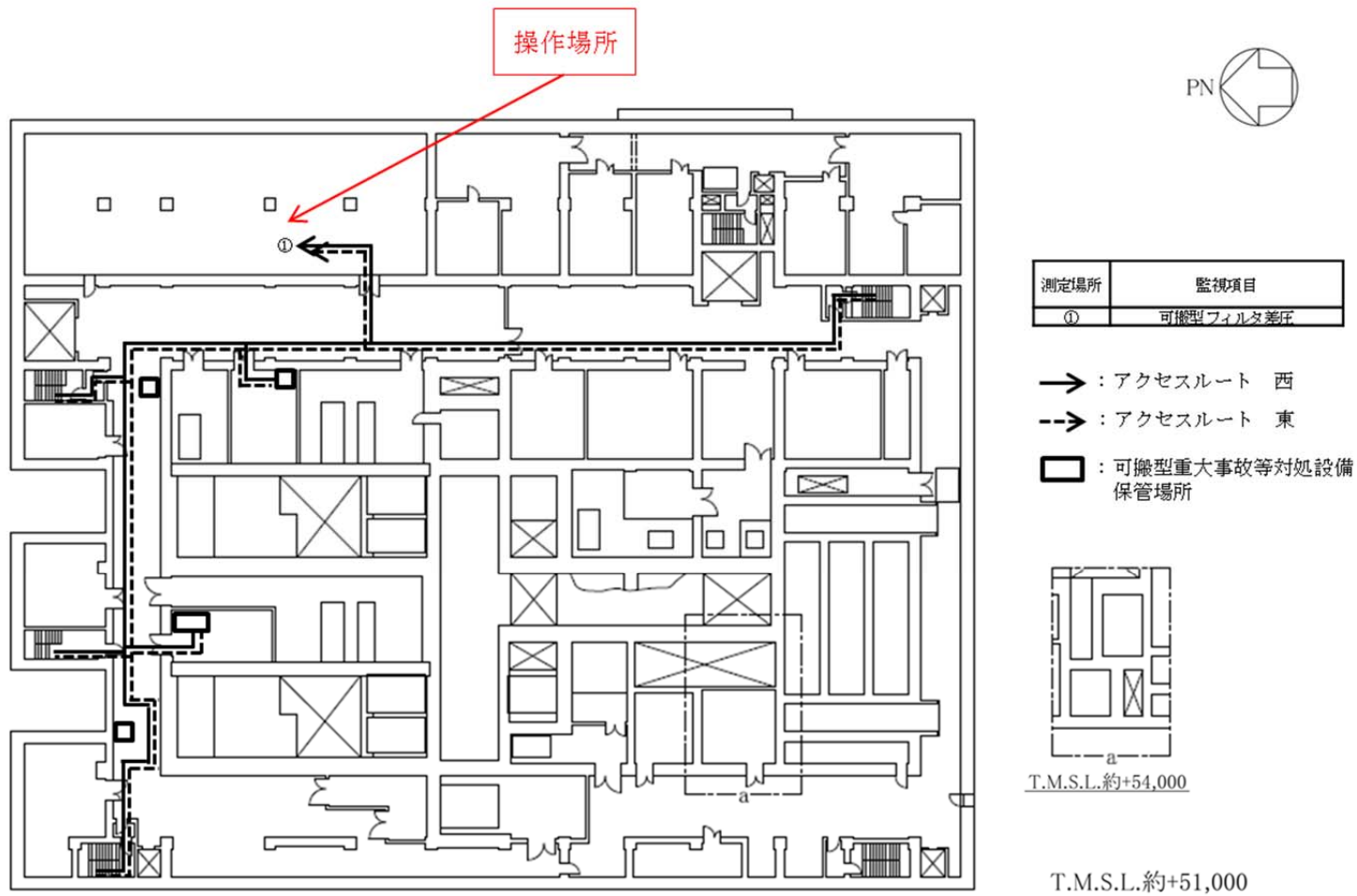
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の
 放出低減対策のアクセスルート（地下4階）



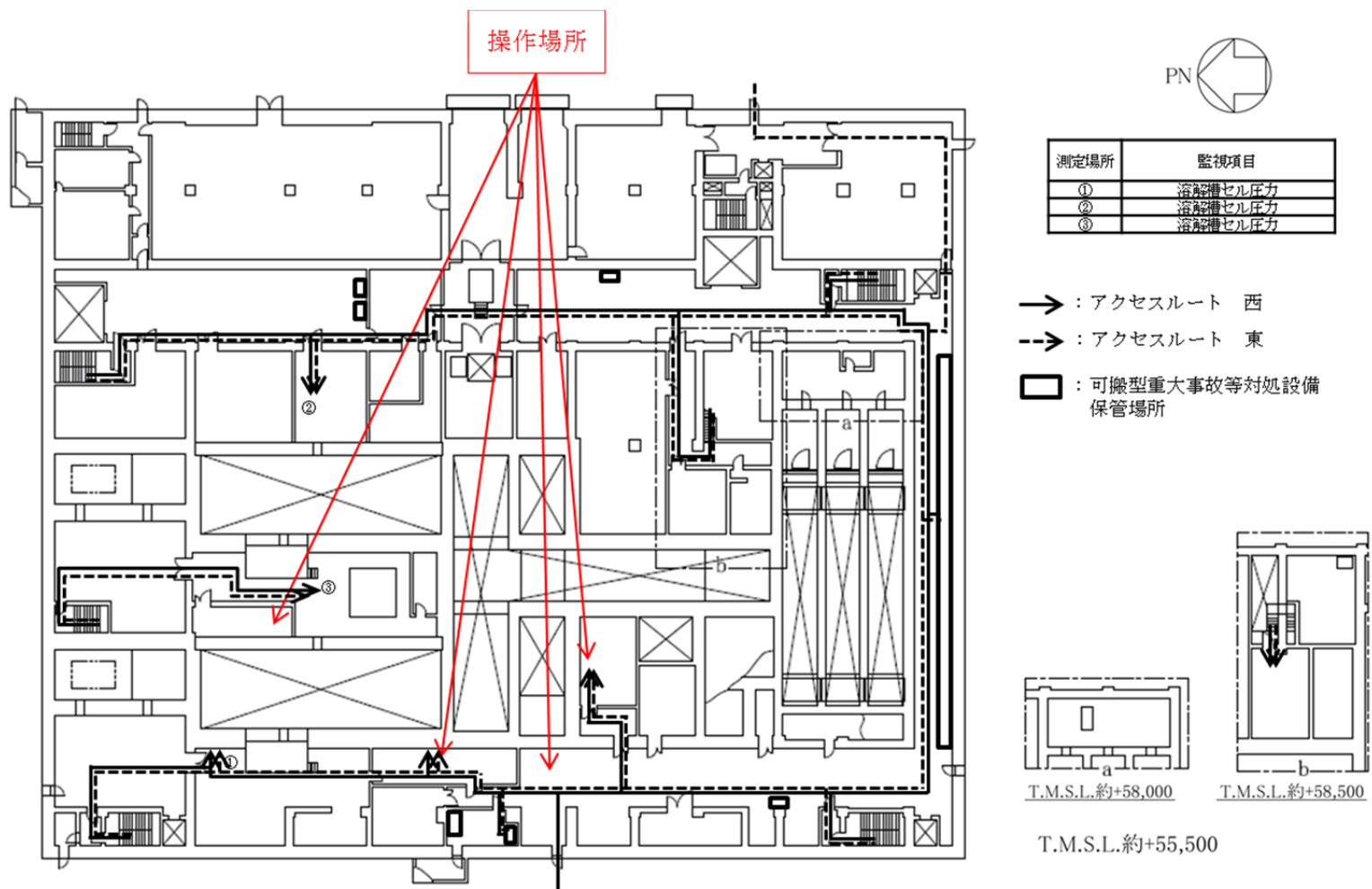
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の
放出低減対策のアクセスルート（地下3階）



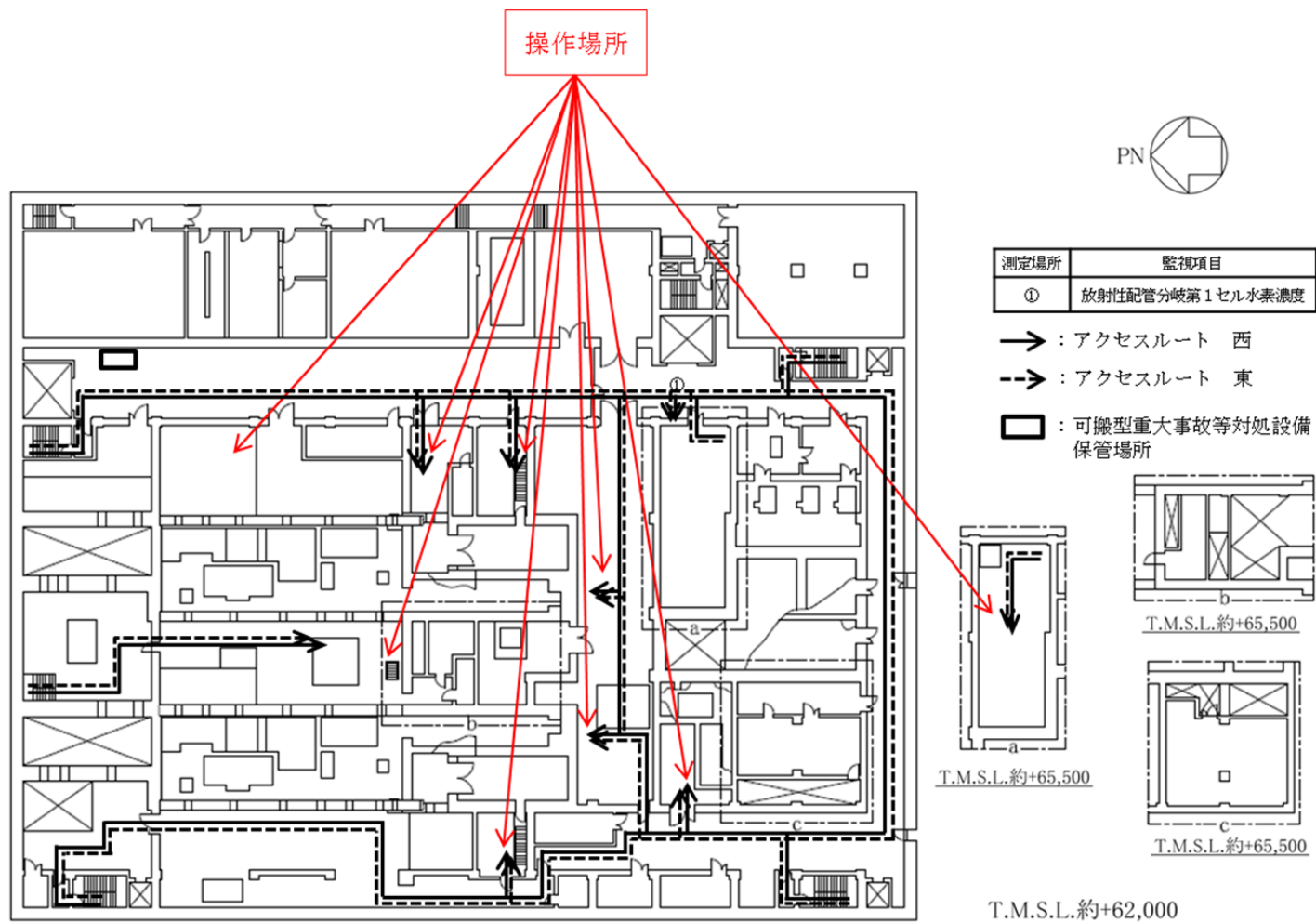
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の
 放出低減対策のアクセスルート（地下2階）



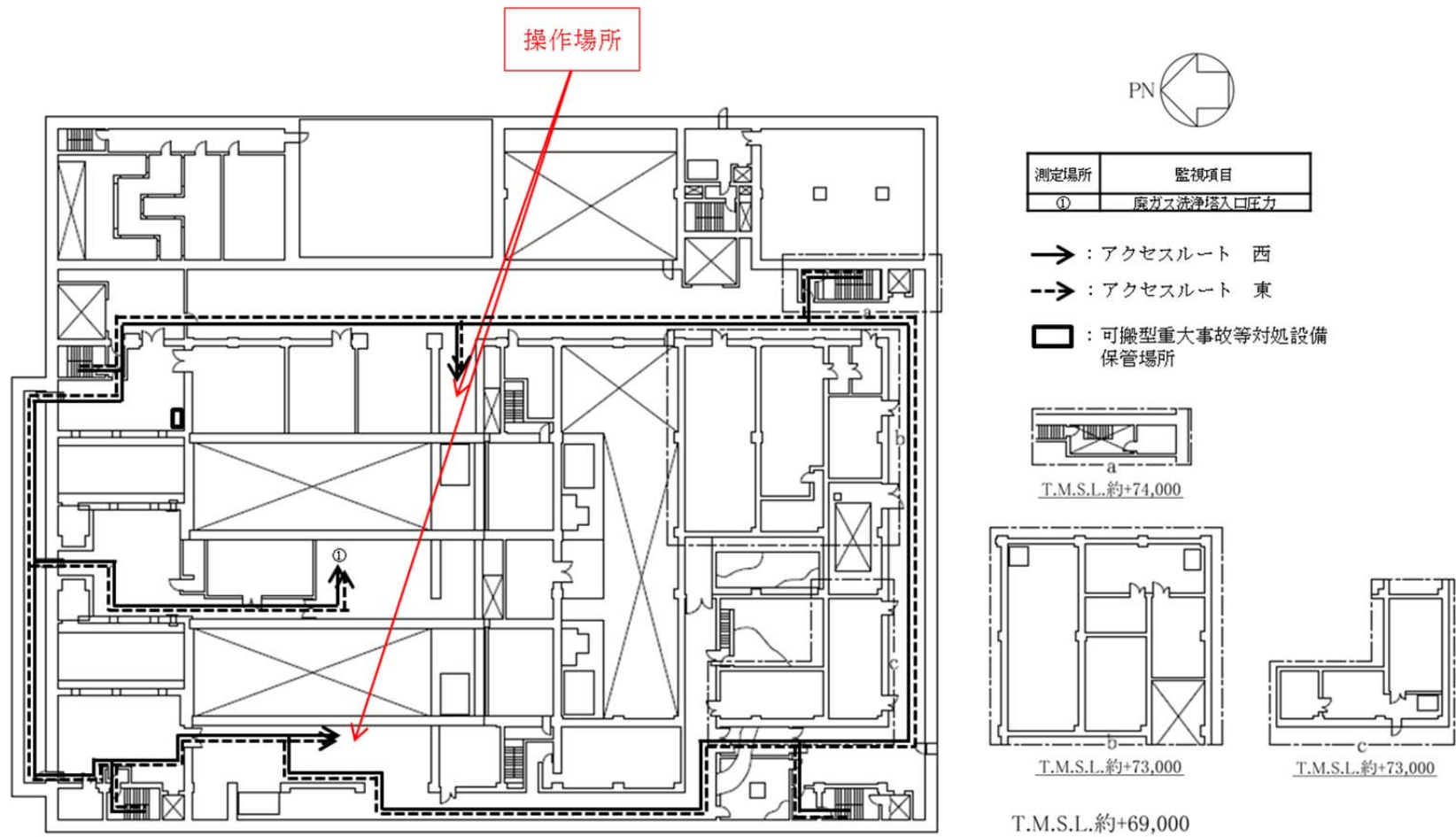
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の
 放出低減対策のアクセスルート（地下1階）



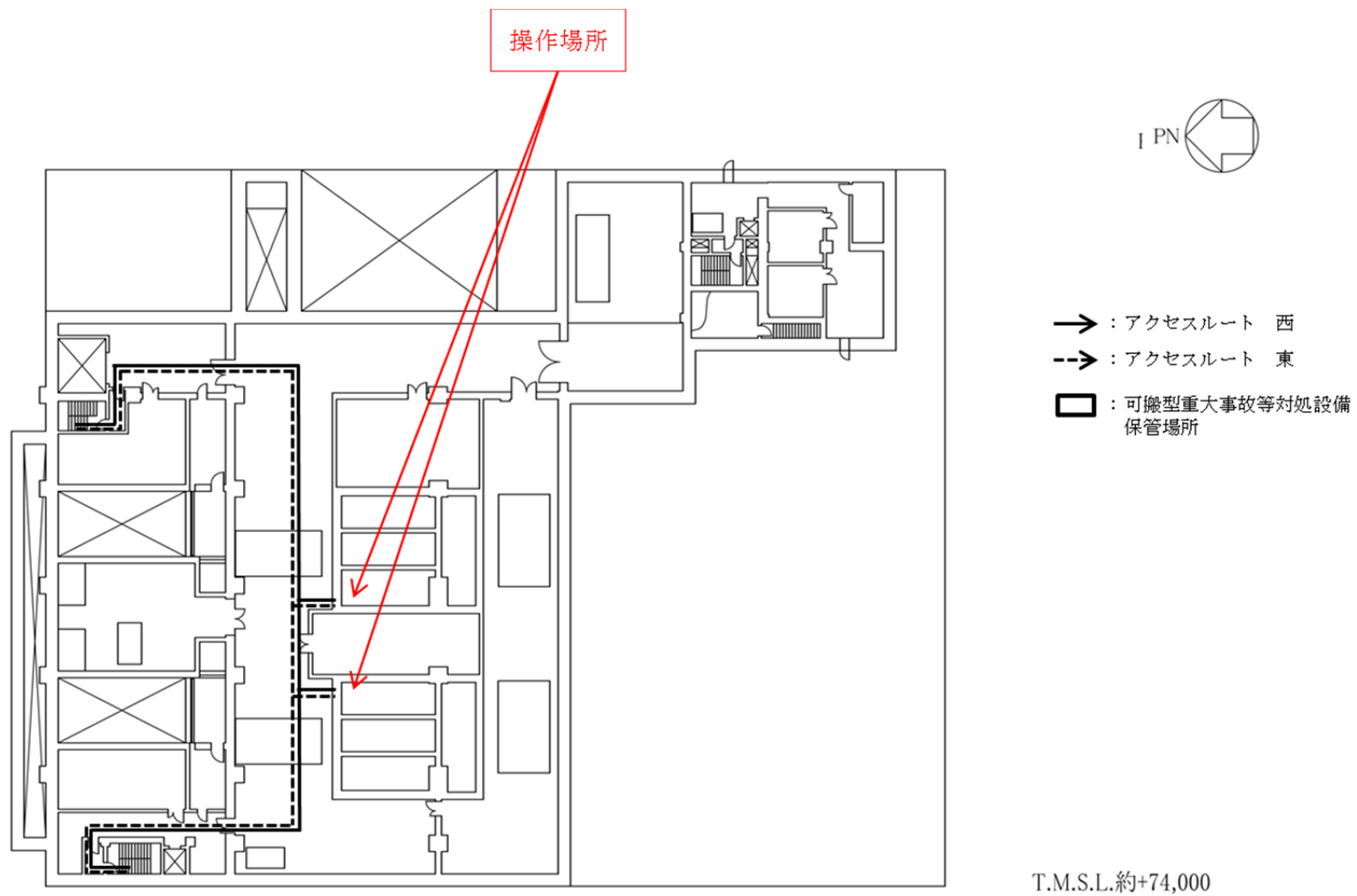
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の
 放出低減対策のアクセスルート（地上1階）



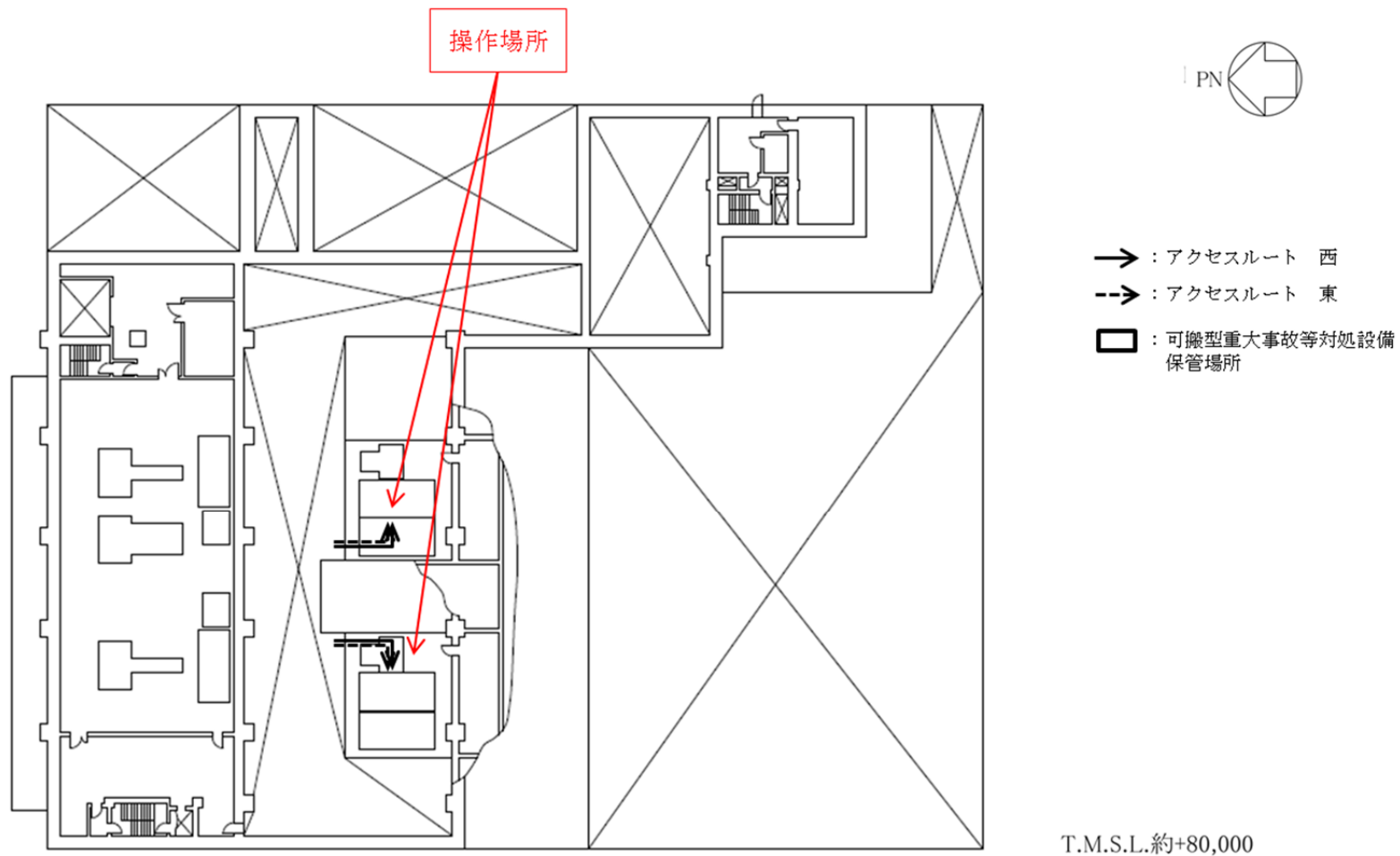
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の
 放出低減対策のアクセスルート（地上2階）



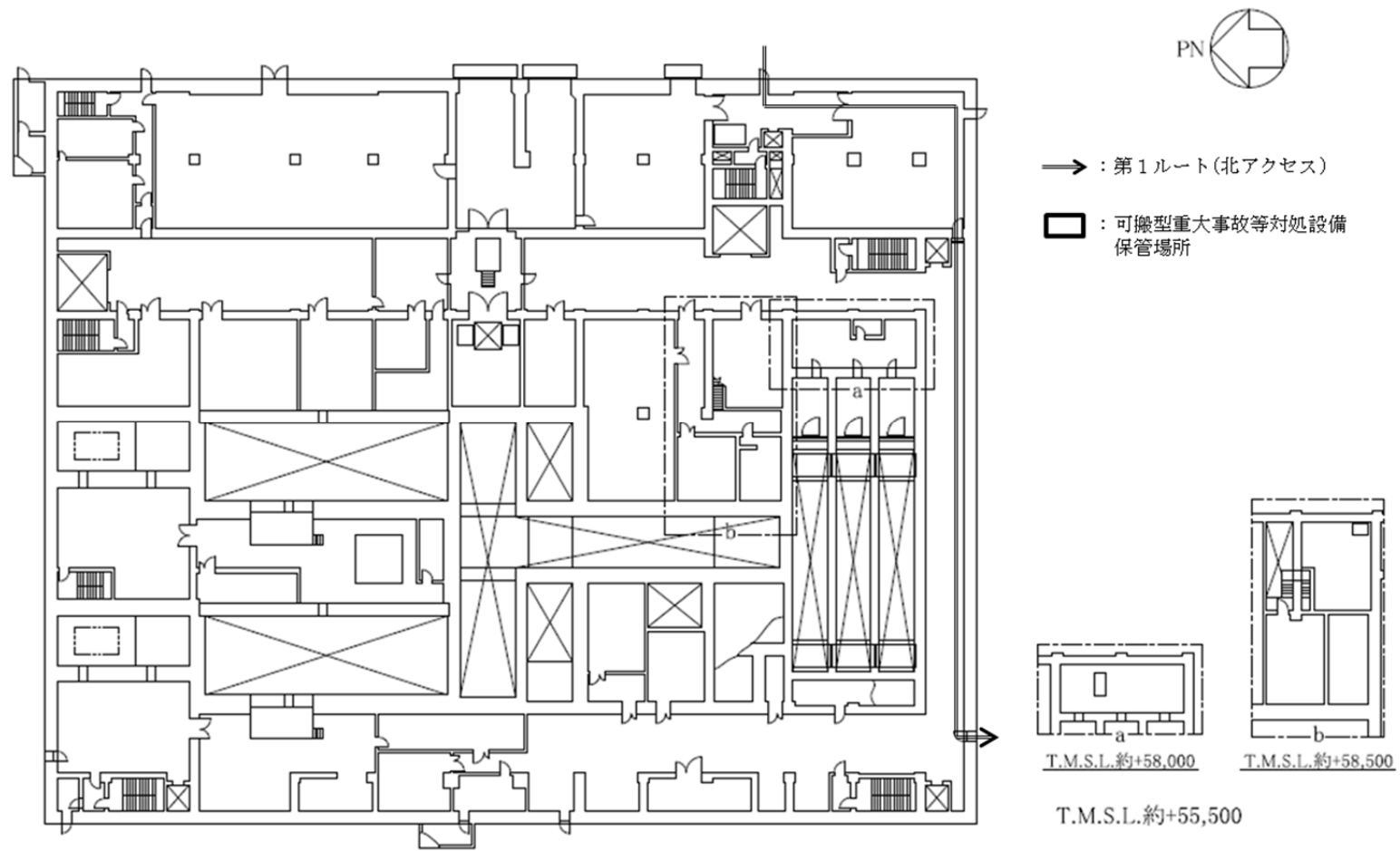
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の
放出低減対策のアクセスルート（地上3階）



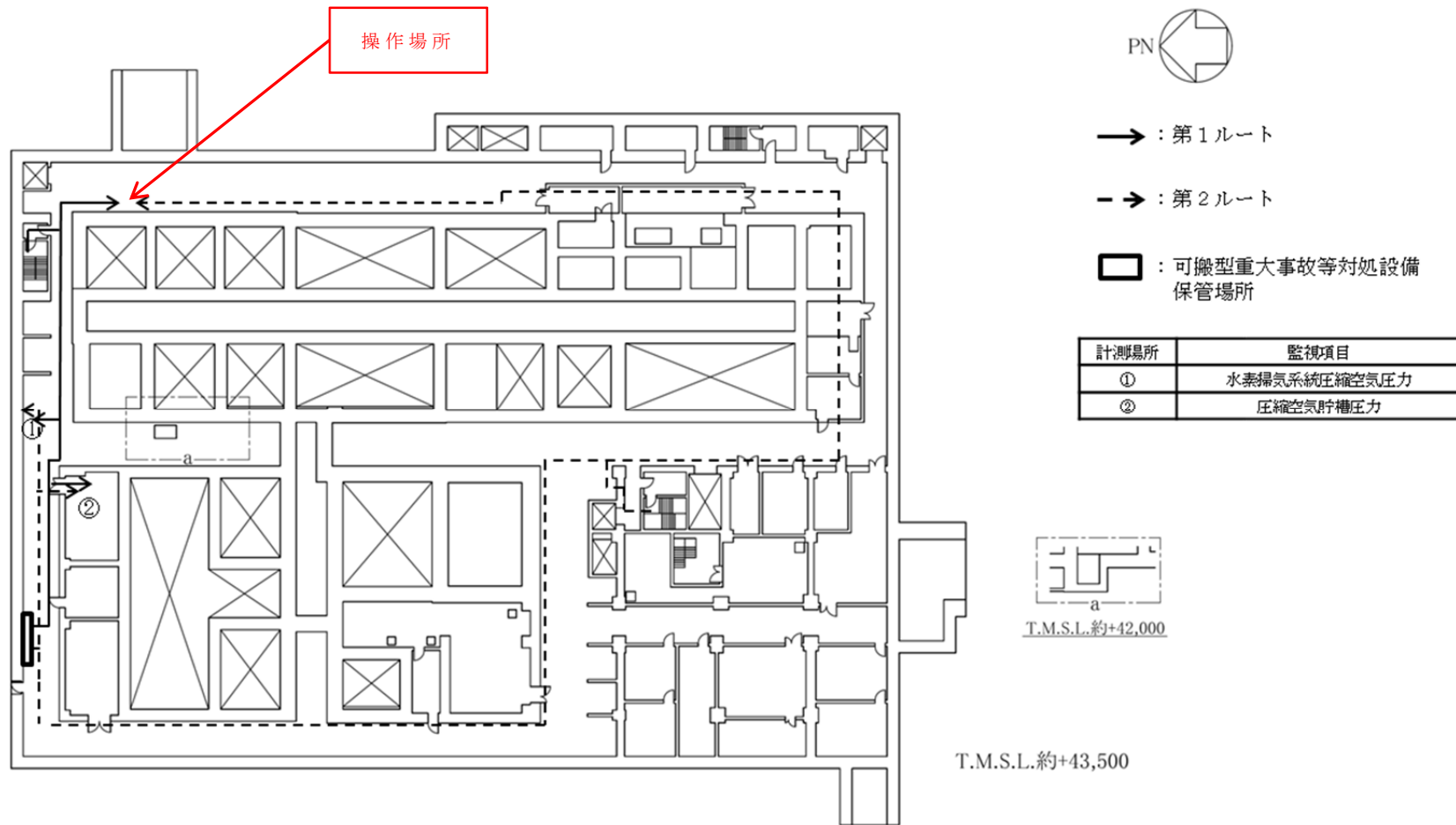
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の
 放出低減対策のアクセスルート（地上4階）



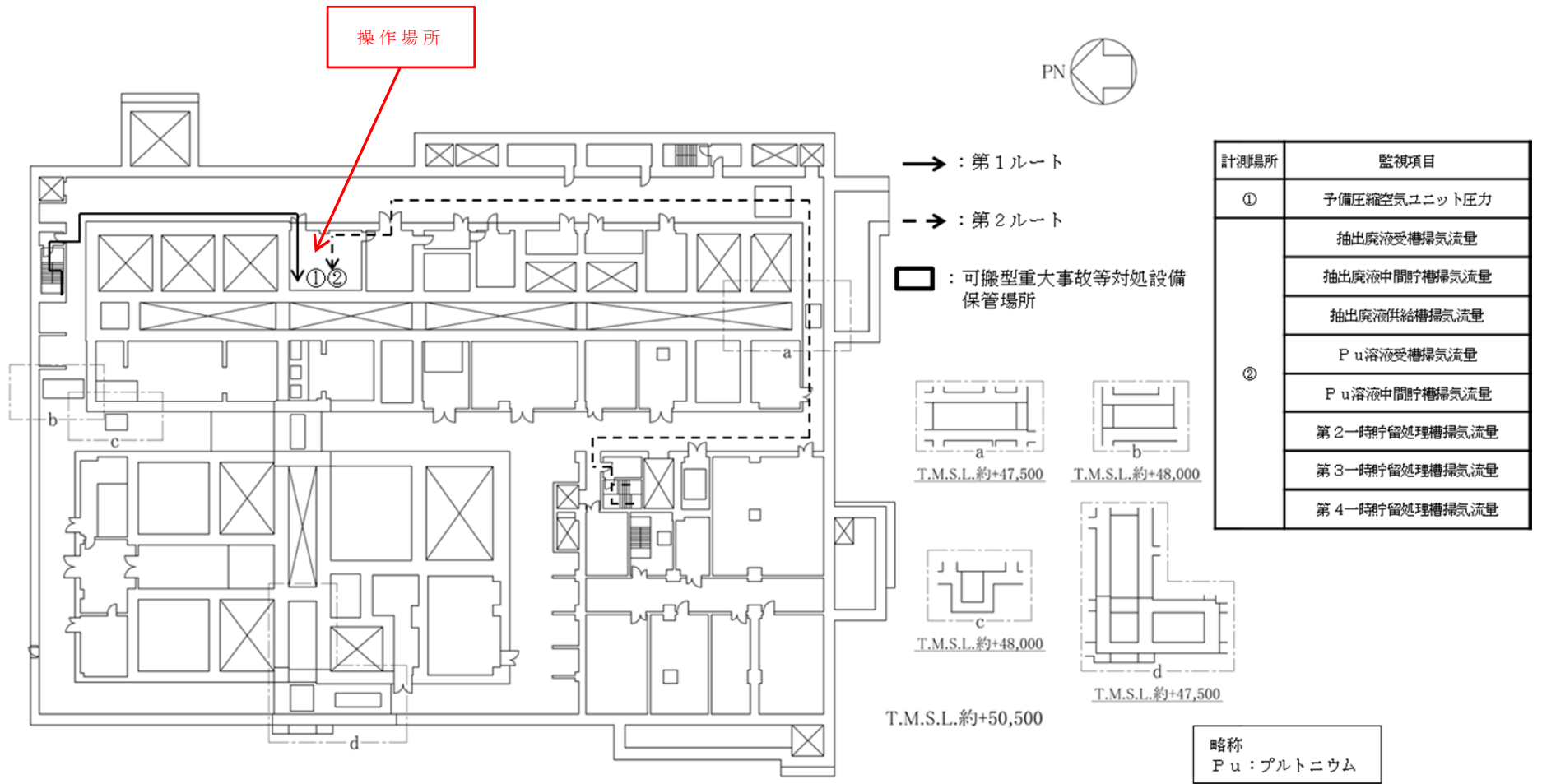
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う前処理建屋の水素掃気機能喪失事故」の
 放出低減対策のアクセスルート（地上5階）



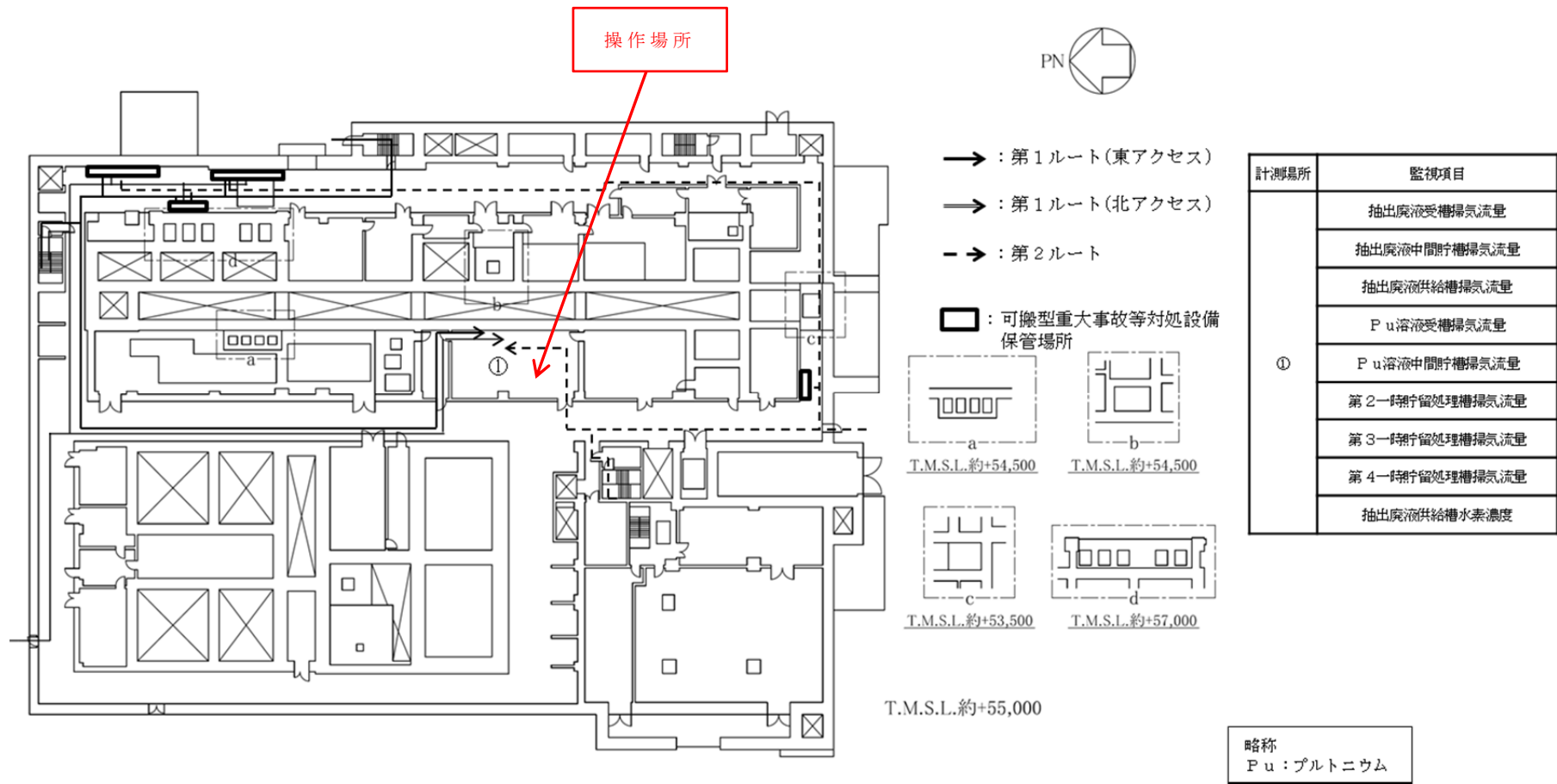
分離建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給のアクセスルート（前処理建屋 地上1階）



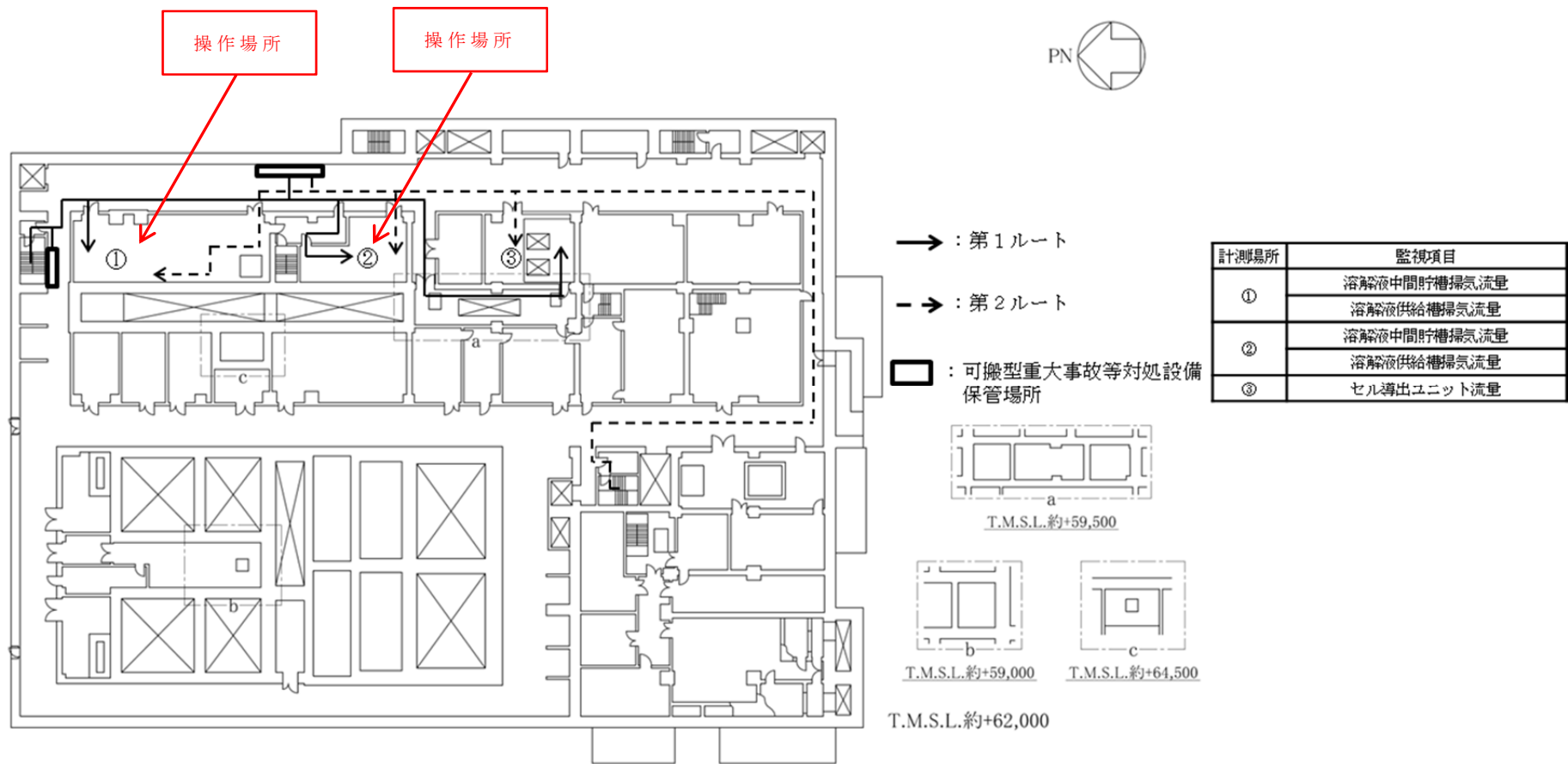
分離建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給のアクセスルート（地下2階）



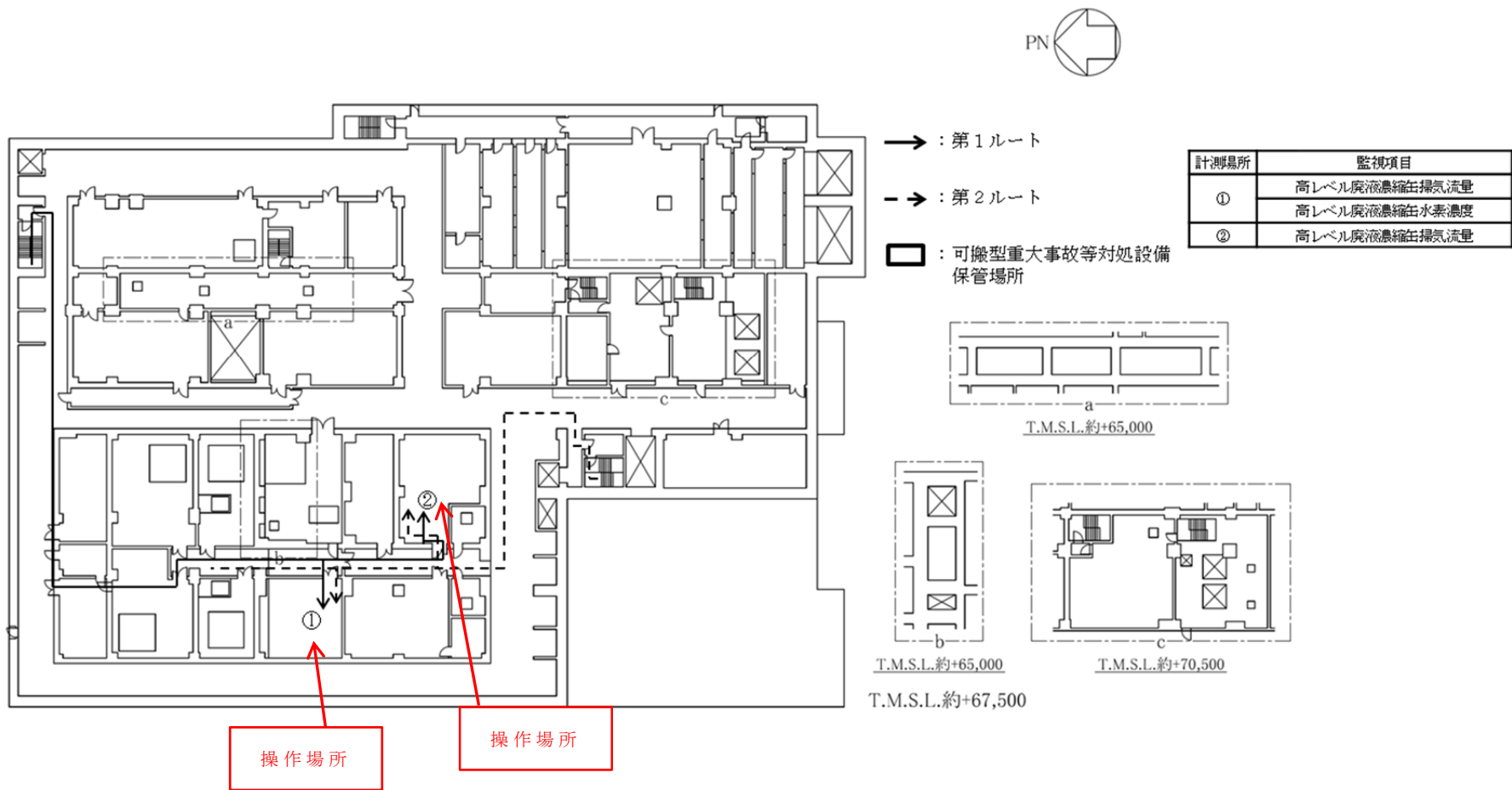
分離建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給のアクセスルート（地下1階）



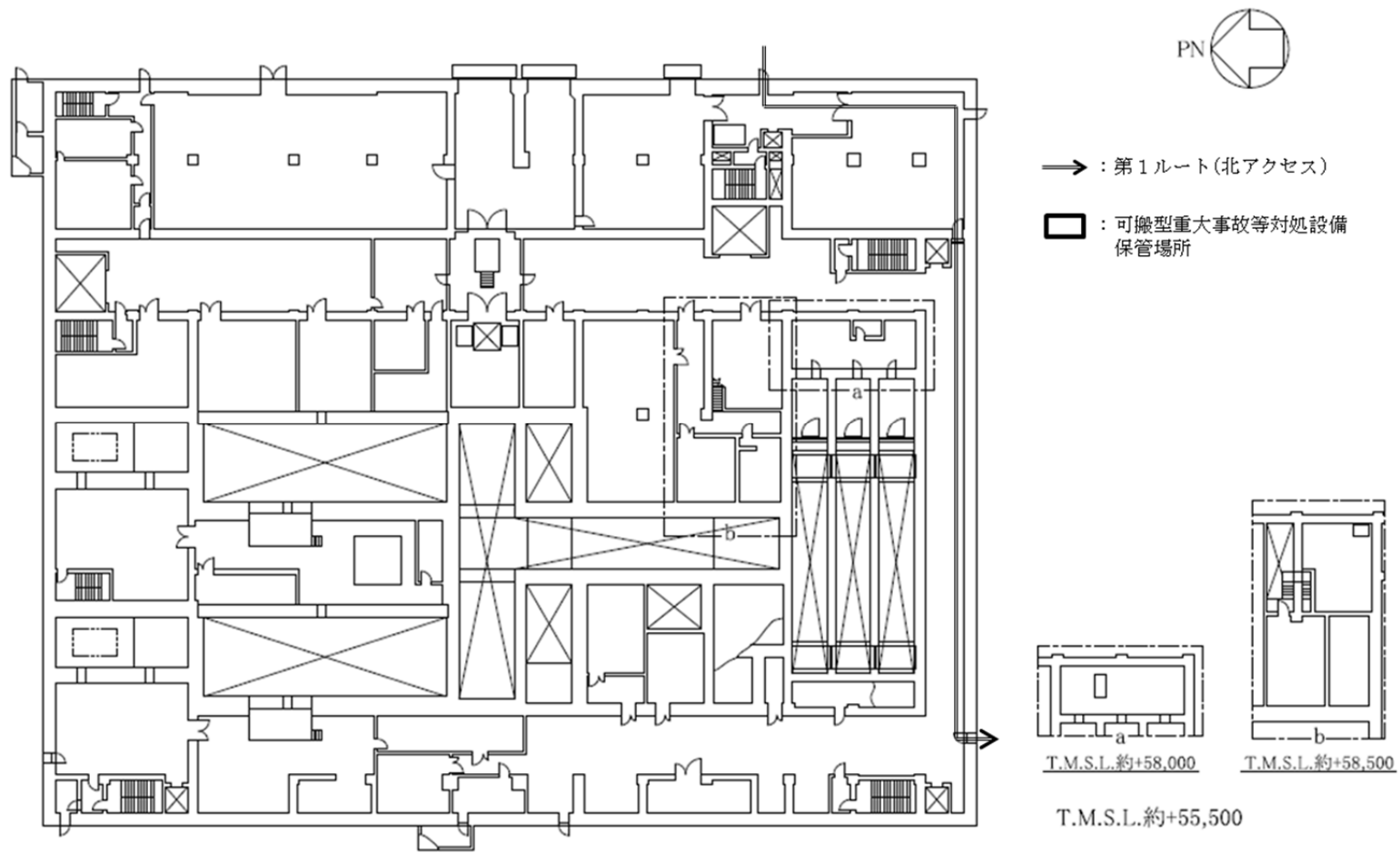
分離建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給のアクセスルート（地上1階）



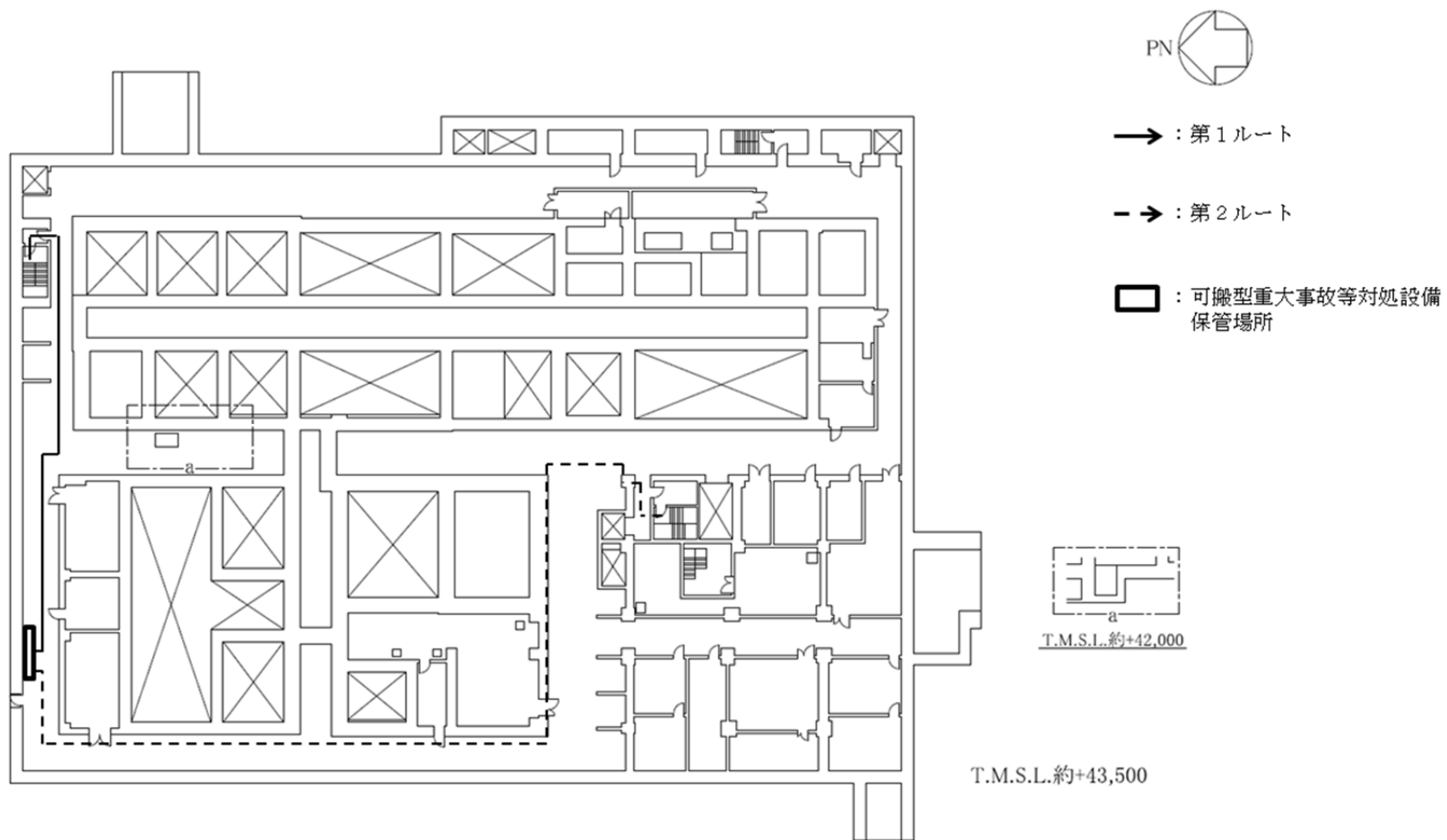
分離建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給のアクセスルート（地上2階）



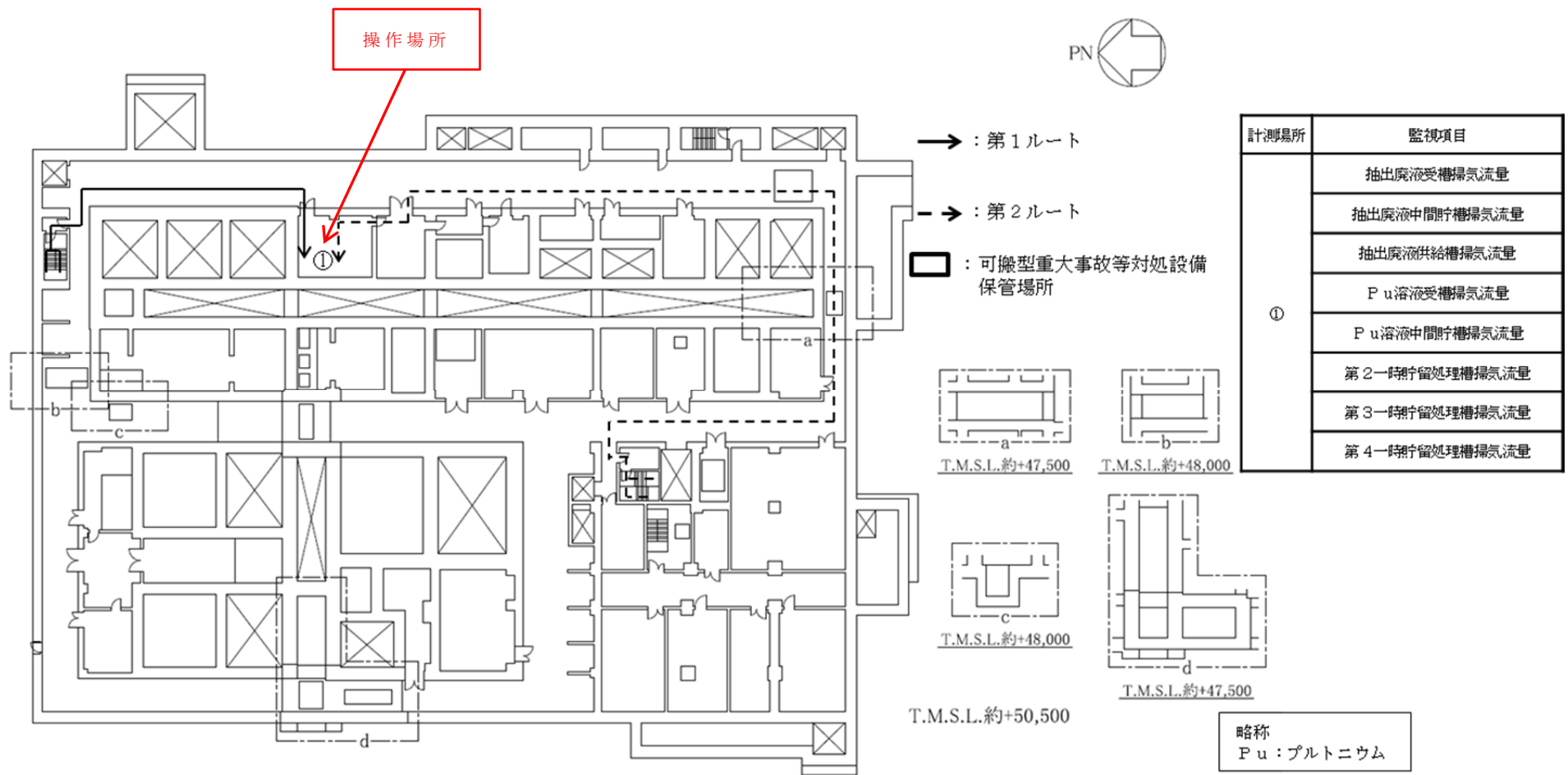
分離建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給のアクセスルート（地上3階）



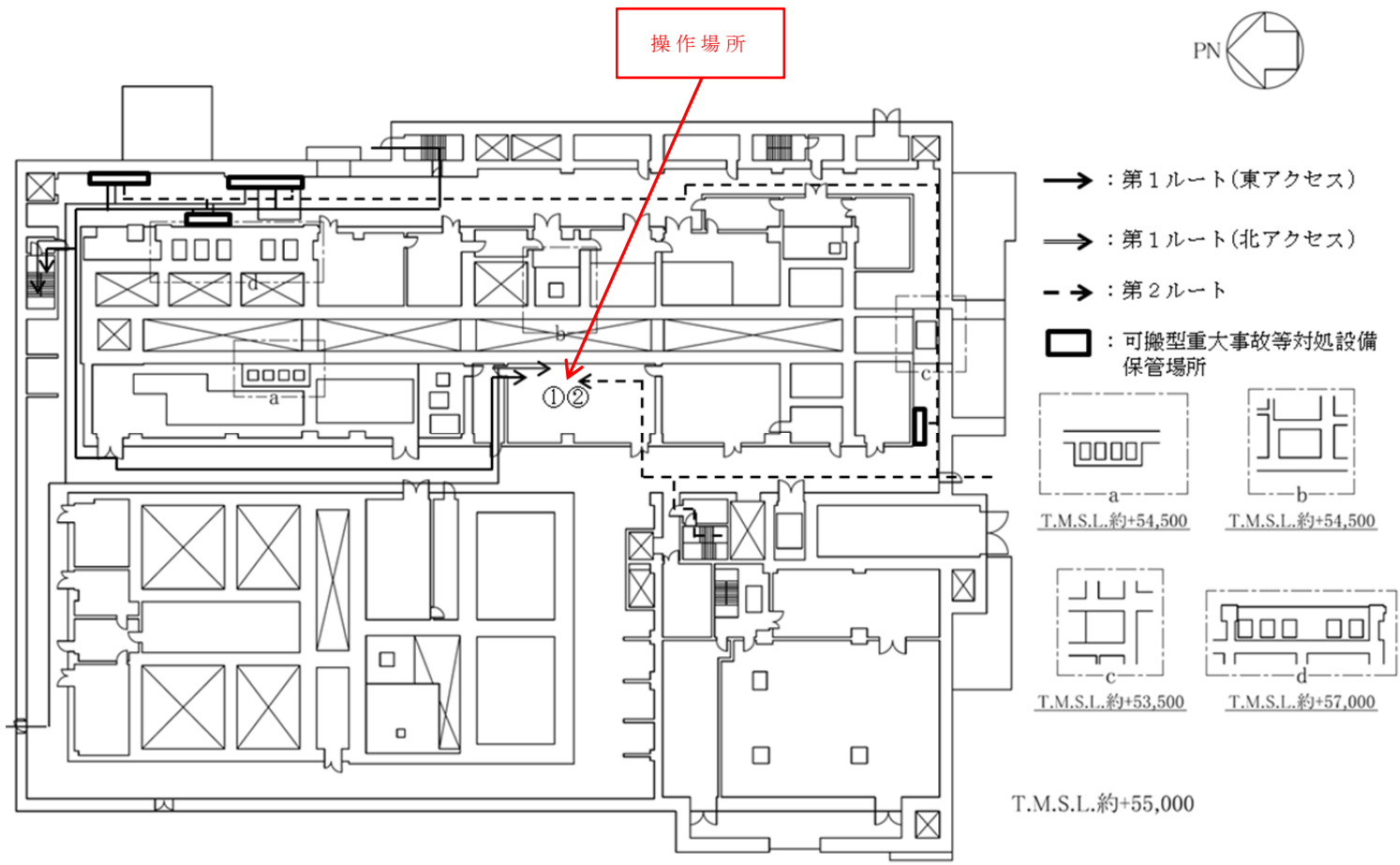
分離建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給のアクセスルート（前処理建屋 地上1階）



分離建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給のアクセスルート（地下2階）



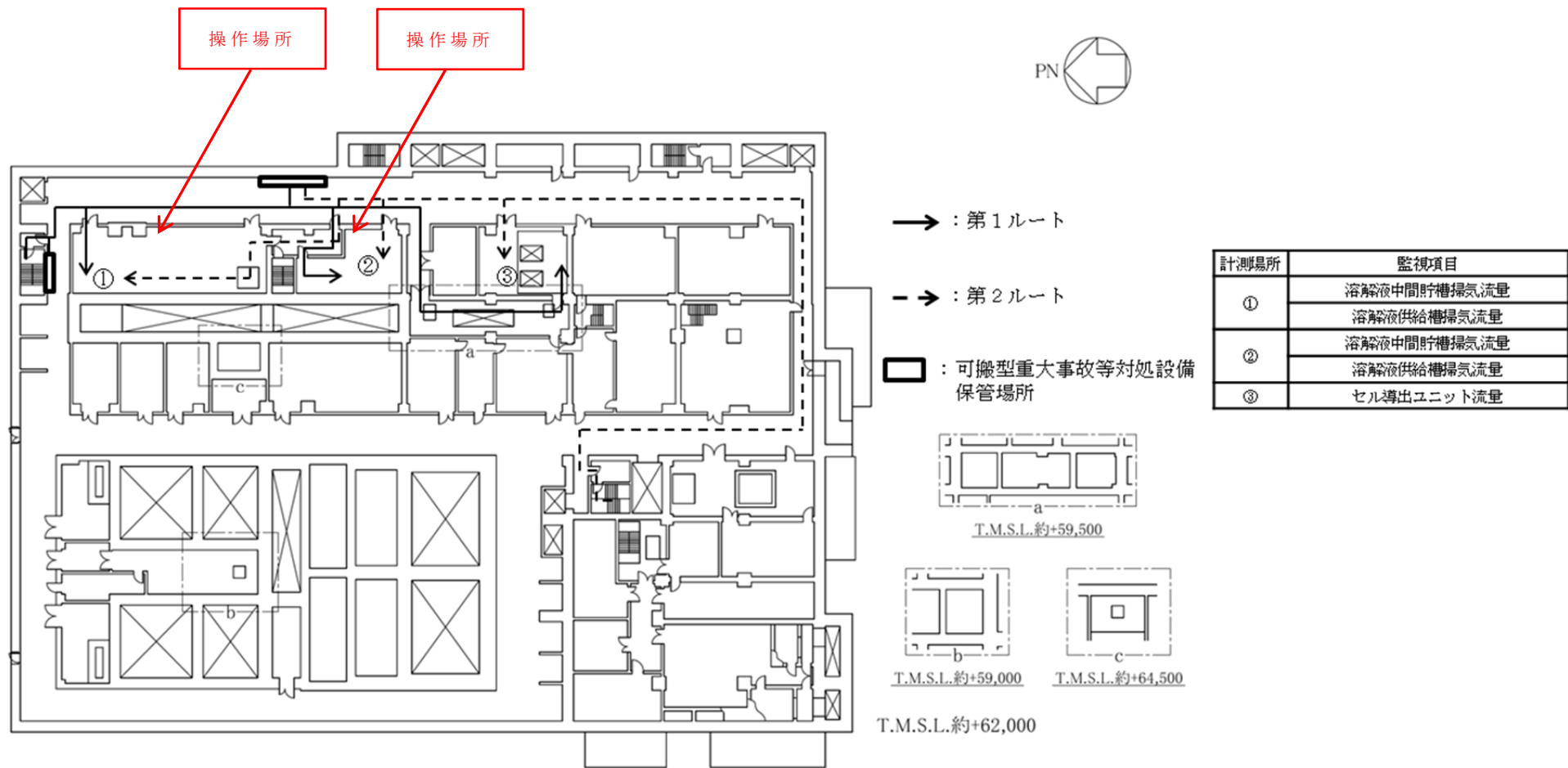
分離建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給のアクセスルート（地下1階）



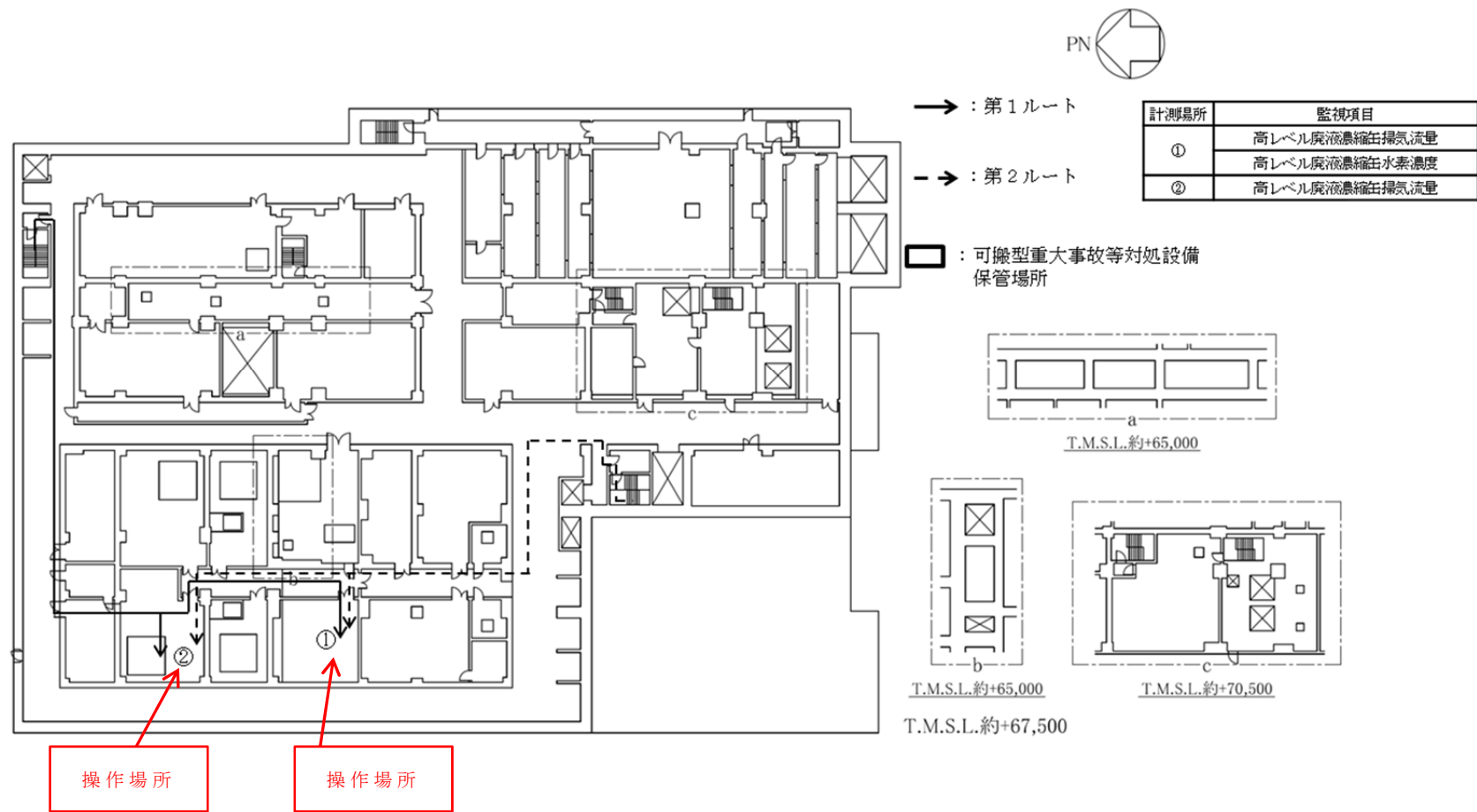
計測場所	監視項目
①	手動圧縮空気ユニット接続系統圧力
②	抽出廃液受槽掃気流量
	抽出廃液中間貯槽掃気流量
	抽出廃液供給槽掃気流量
	Pu溶液受槽掃気流量
	Pu溶液中間貯槽掃気流量
	第2一時貯留処理槽掃気流量
	第3一時貯留処理槽掃気流量
第4一時貯留処理槽掃気流量	
	抽出廃液供給槽水素濃度

略称
 Pu : プルトニウム

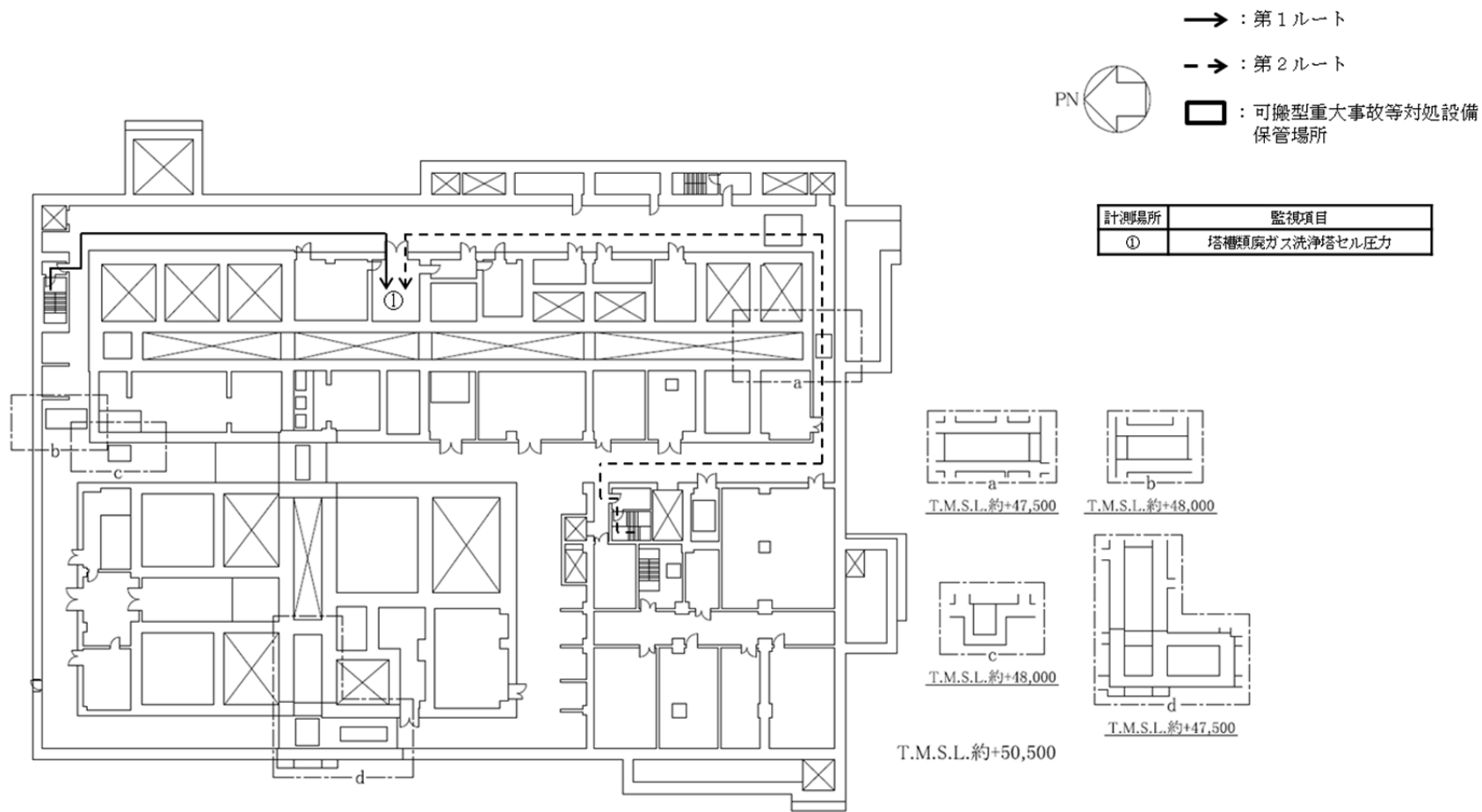
分離建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給のアクセスルート (地上1階)



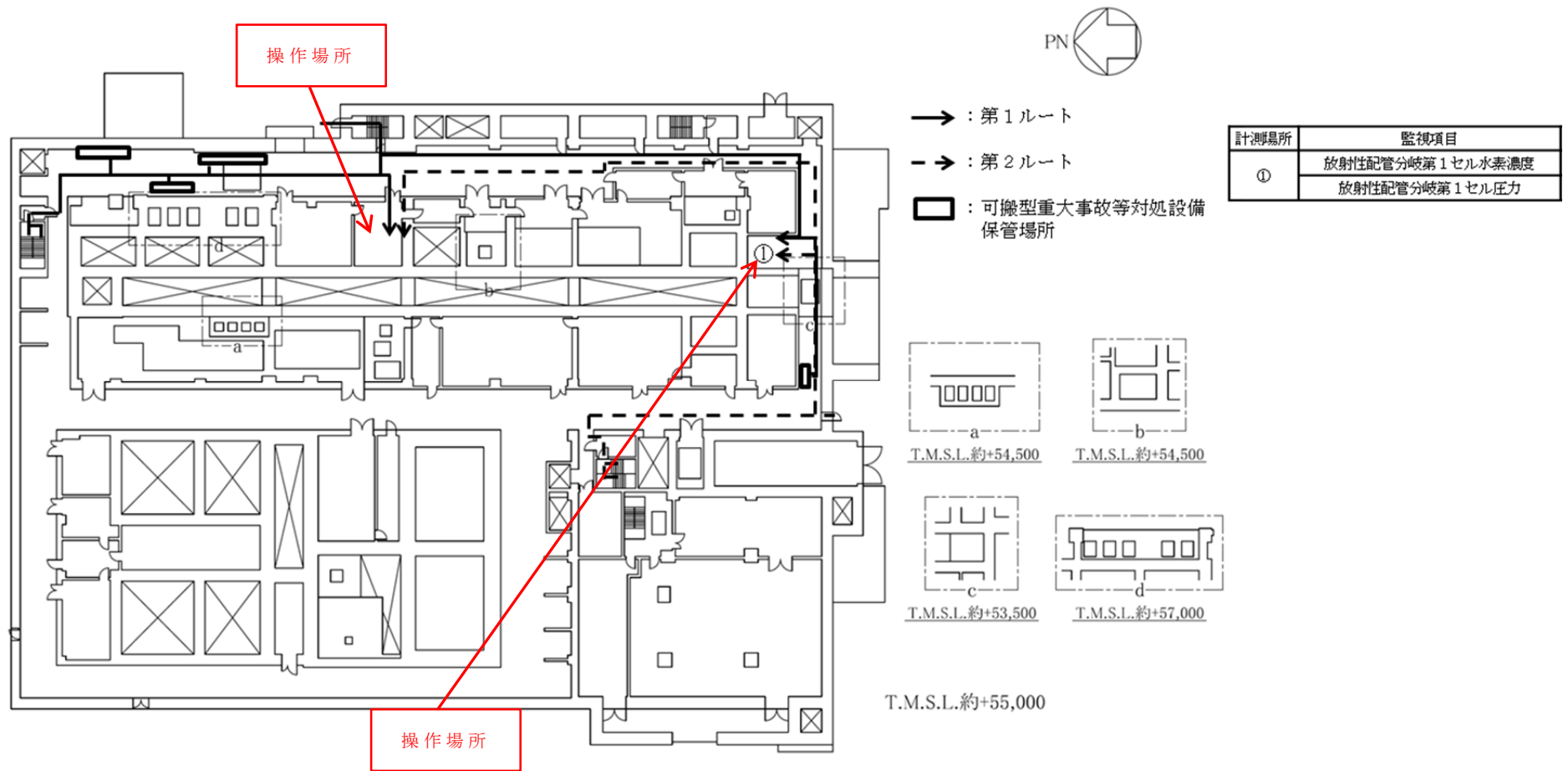
分離建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給のアクセスルート（地上2階）



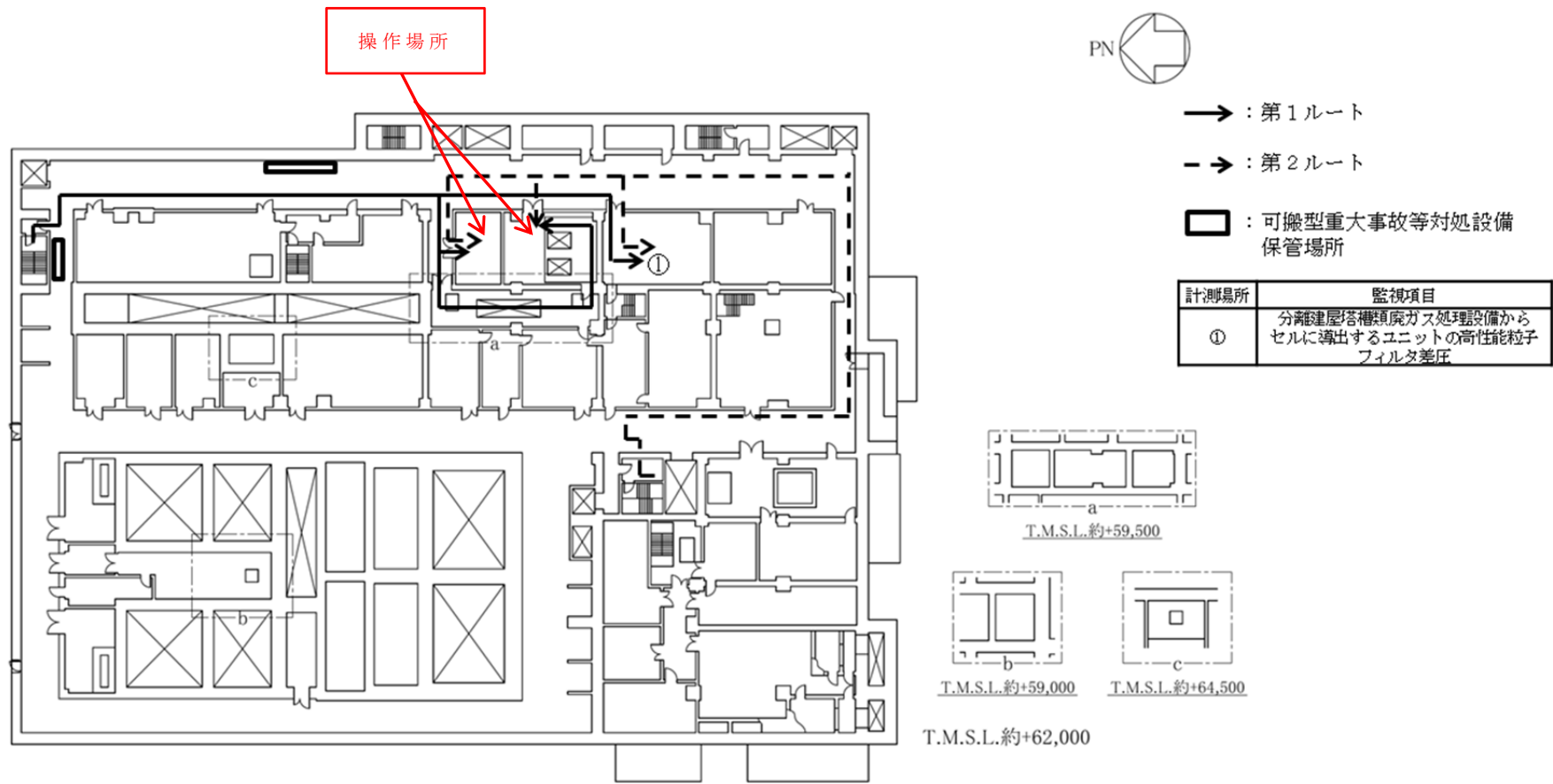
分離建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給のアクセスルート（地上3階）



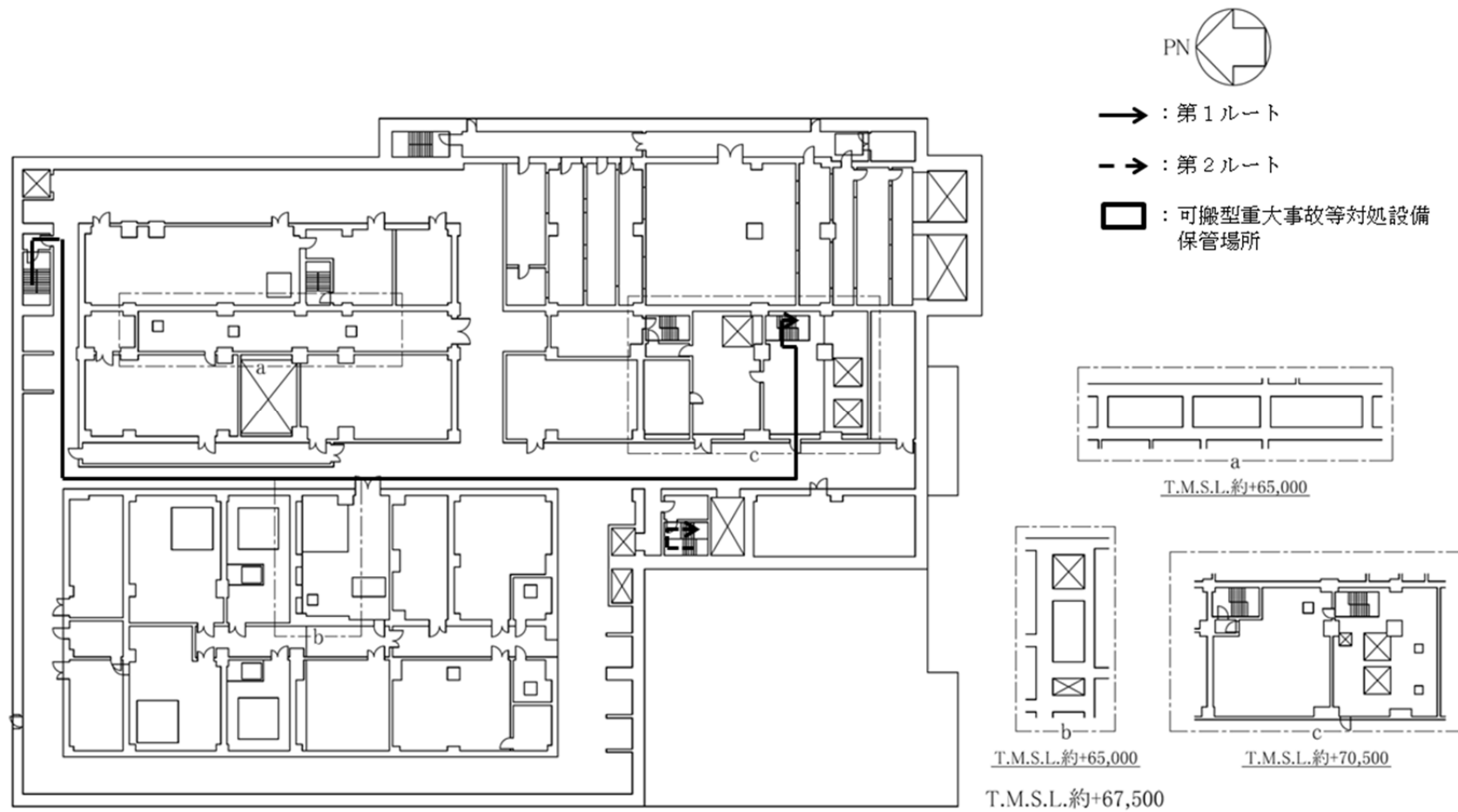
分離建屋の放出低減対策のアクセスルート（地下1階）



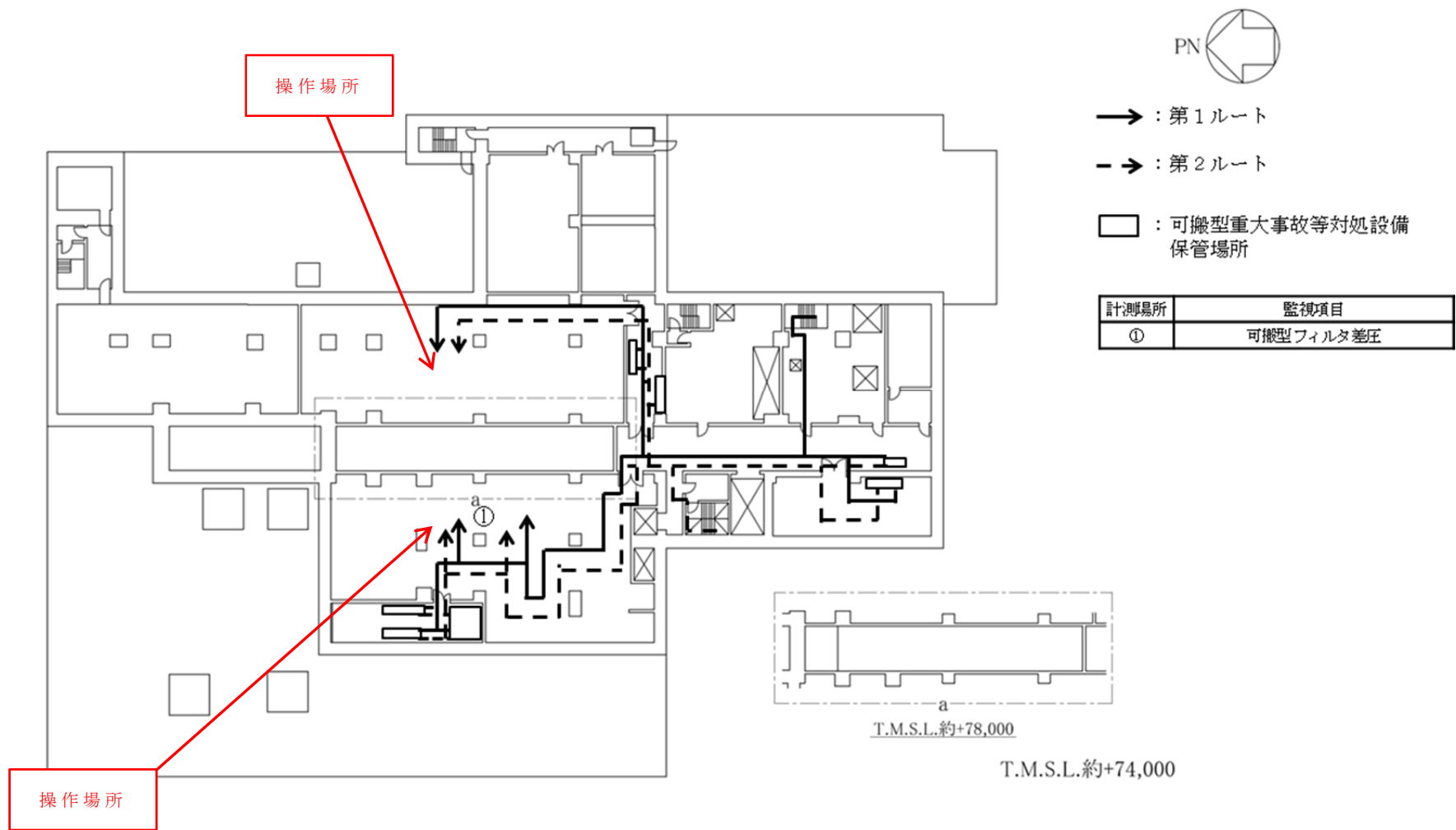
分離建屋の放出低減対策のアクセスルート（地上1階）



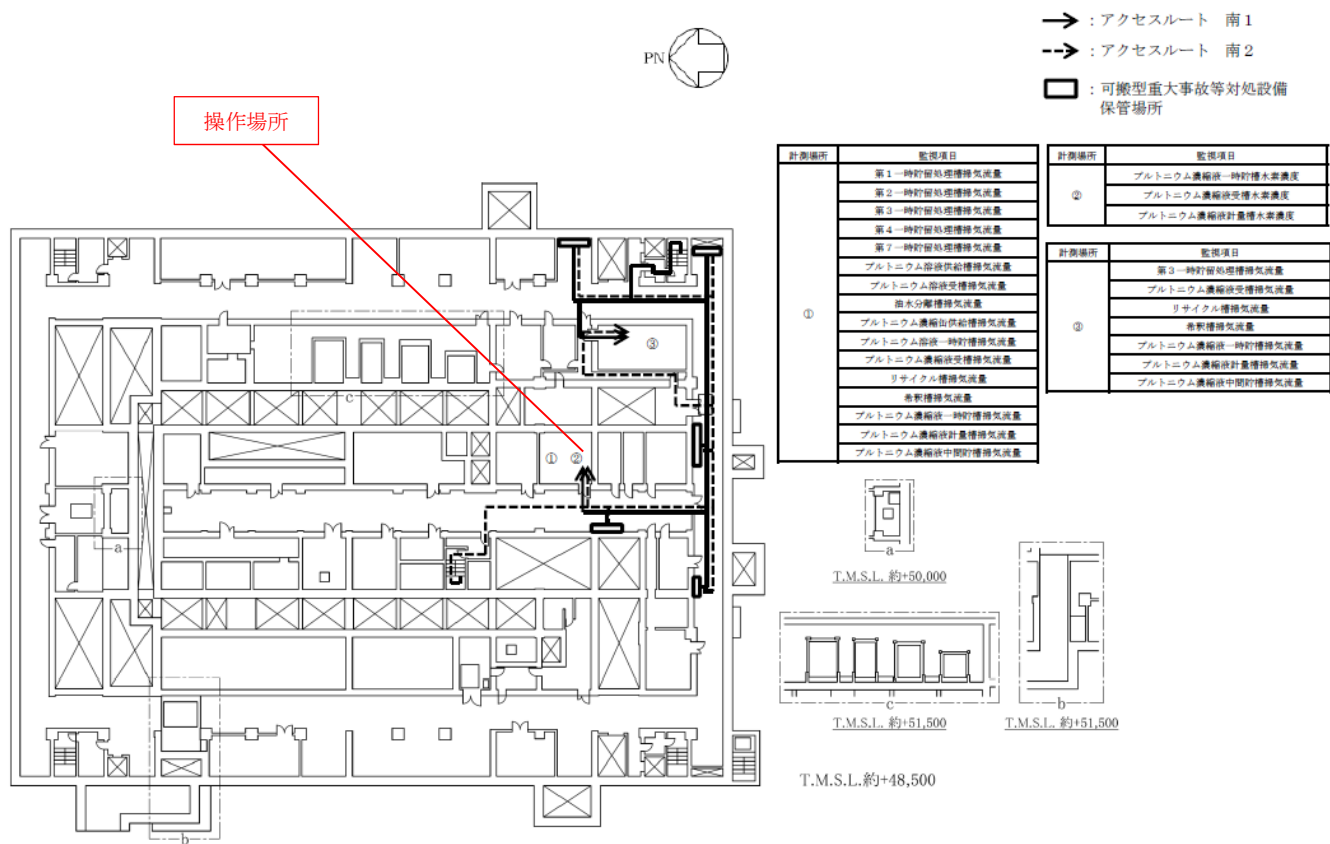
分離建屋の放出低減対策のアクセスルート（地上2階）



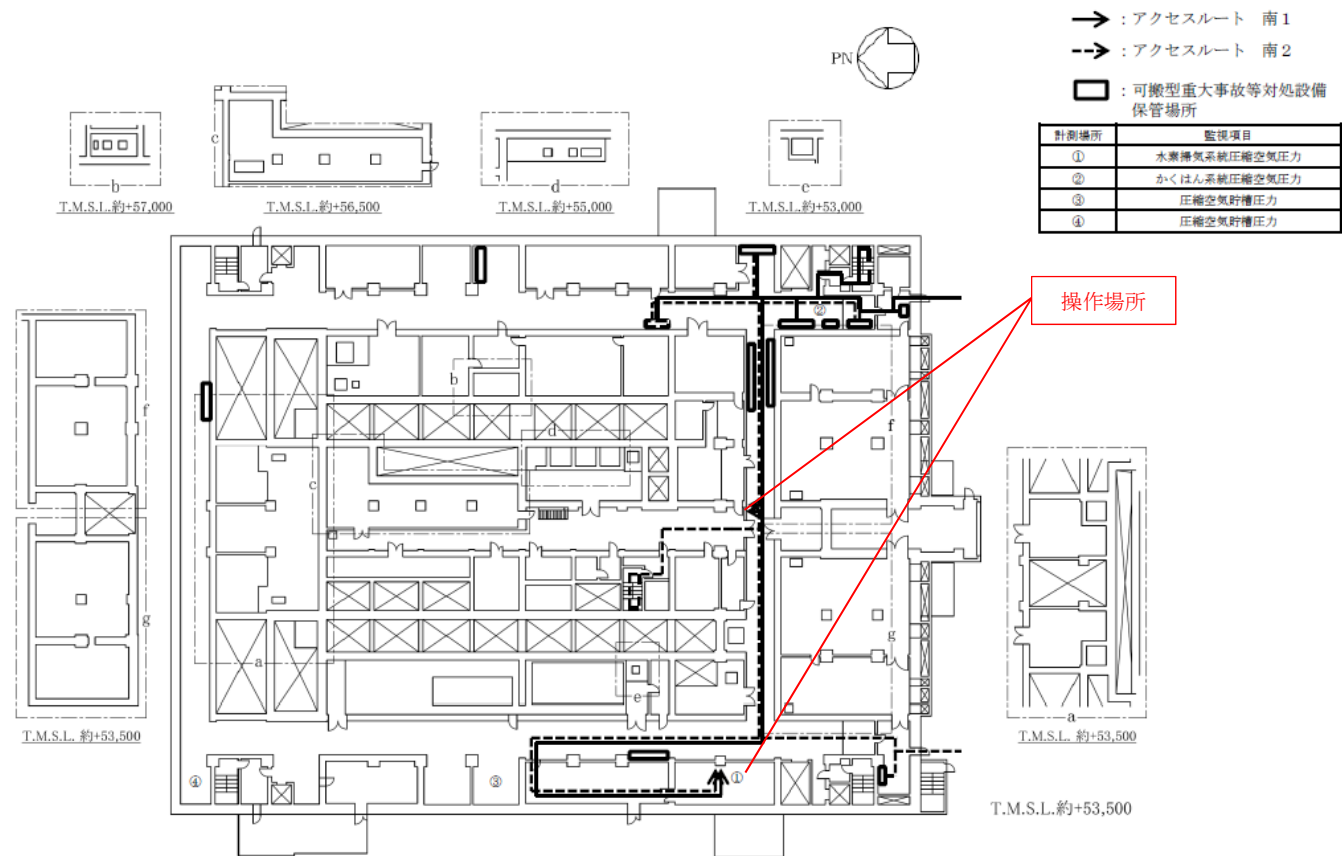
分離建屋の放出低減対策のアクセスルート（地上3階）



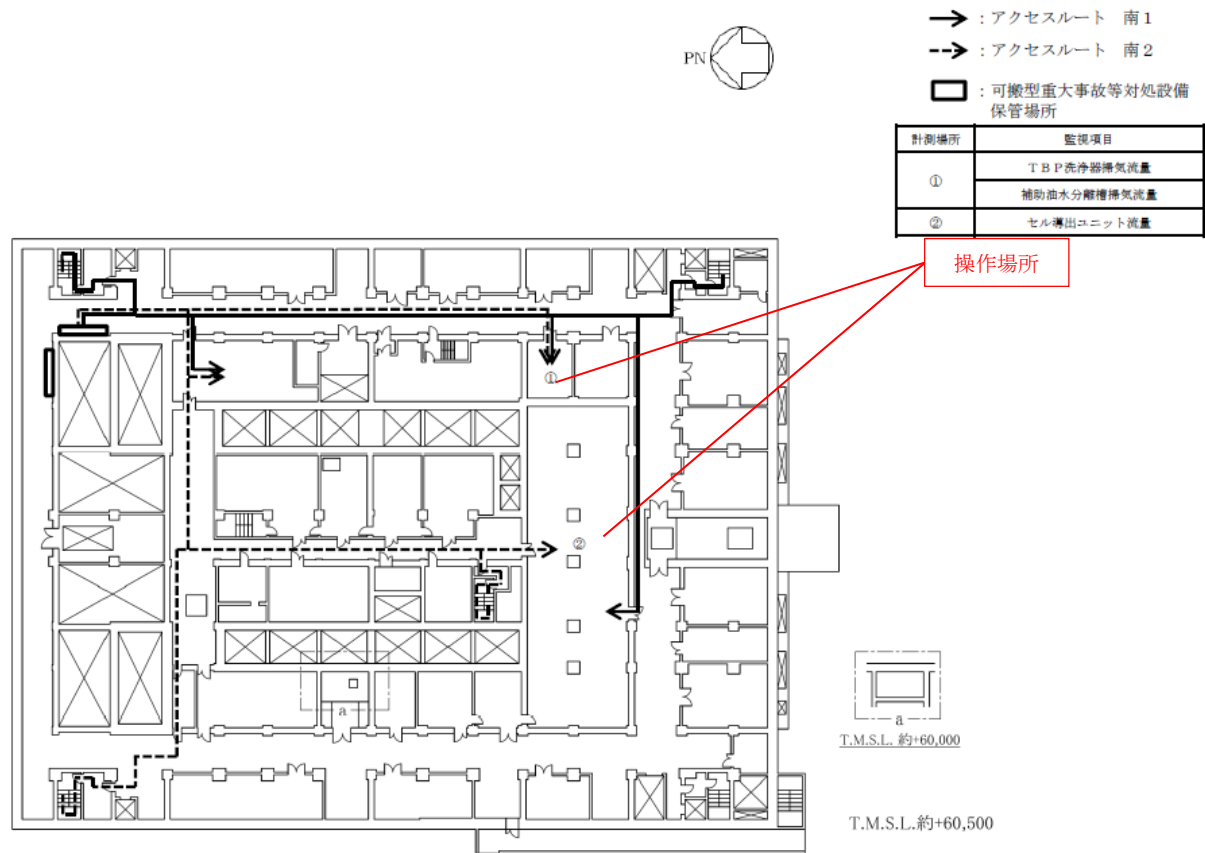
分離建屋の放出低減対策のアクセスルート（地上4階）



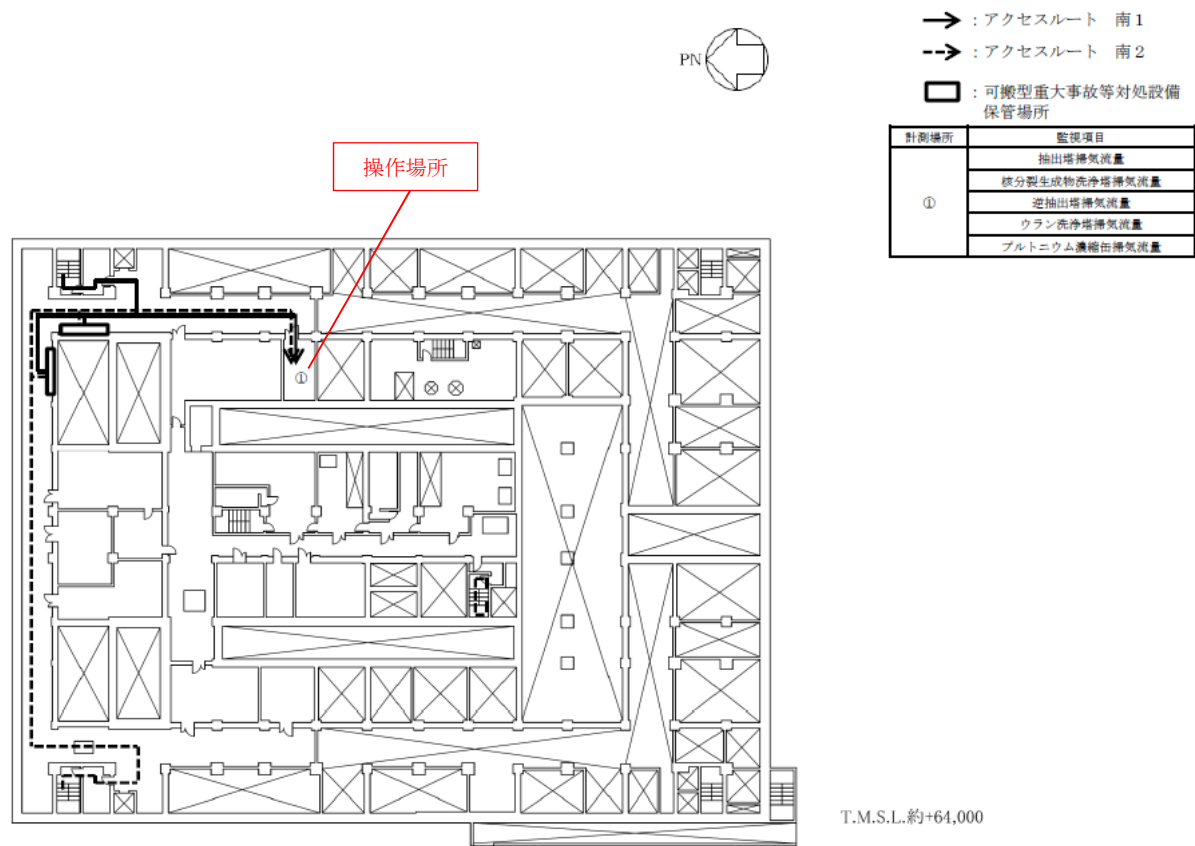
「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策のアクセスルート
 (地下1階)



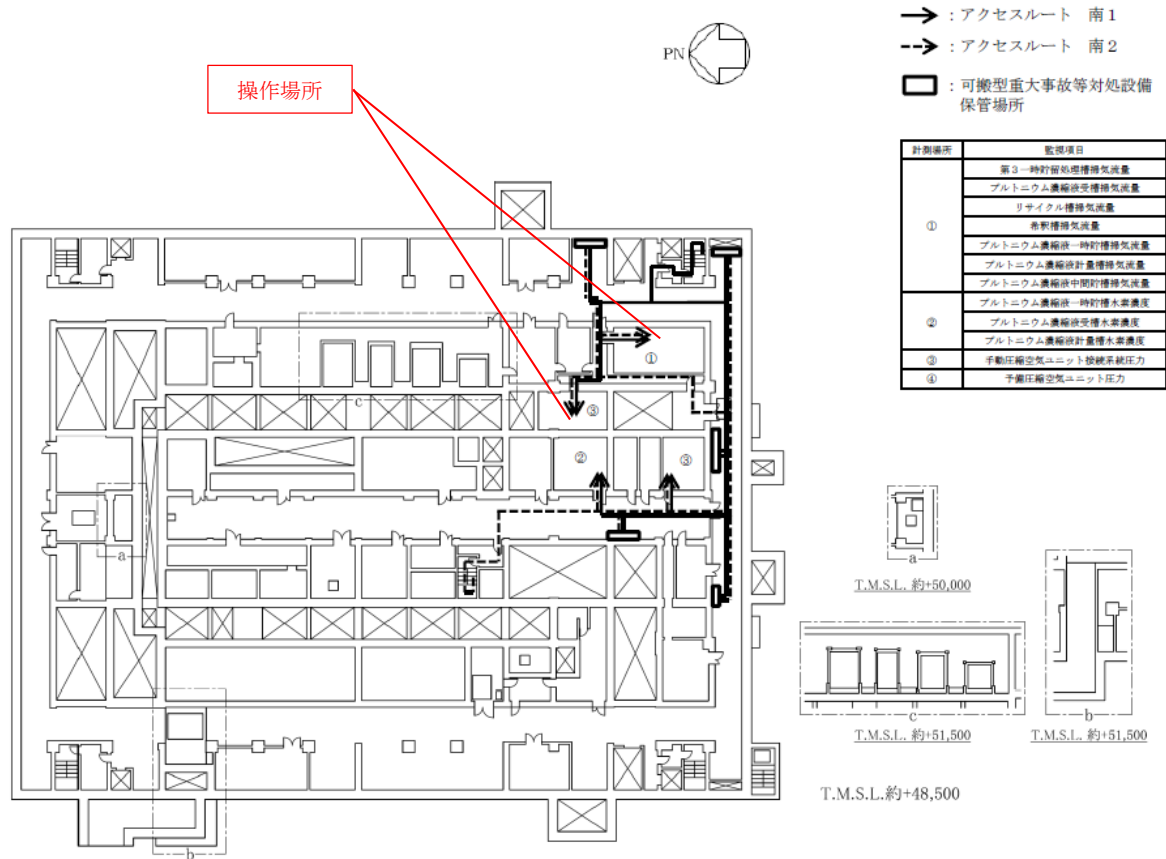
「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策のアクセスルート
 (地上1階)



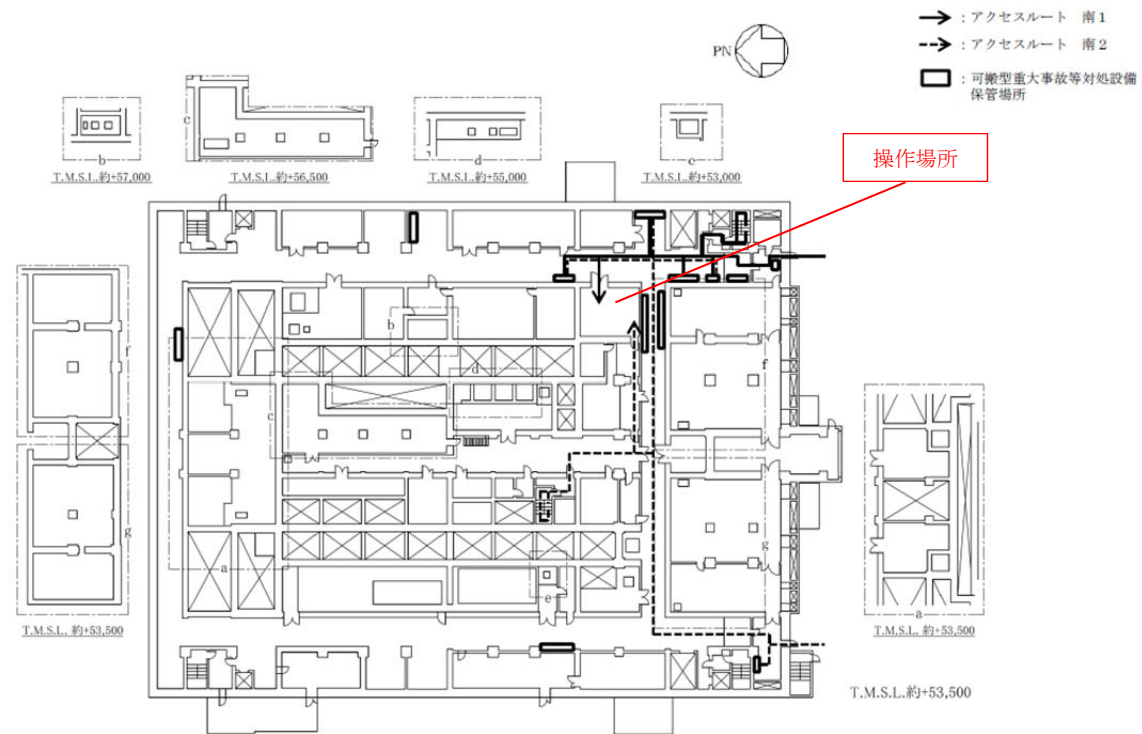
「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策のアクセスルート
 (地上2階)



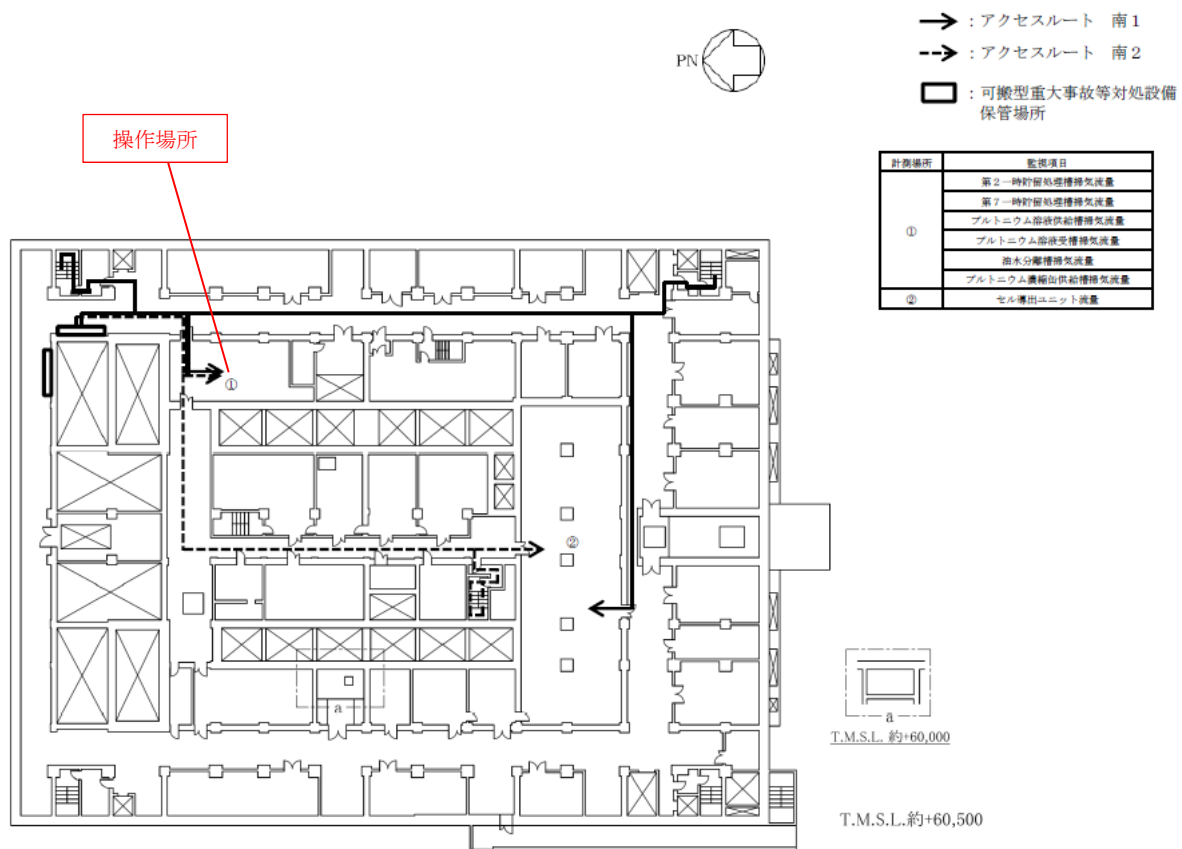
「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策のアクセスルート
 (地上3階)



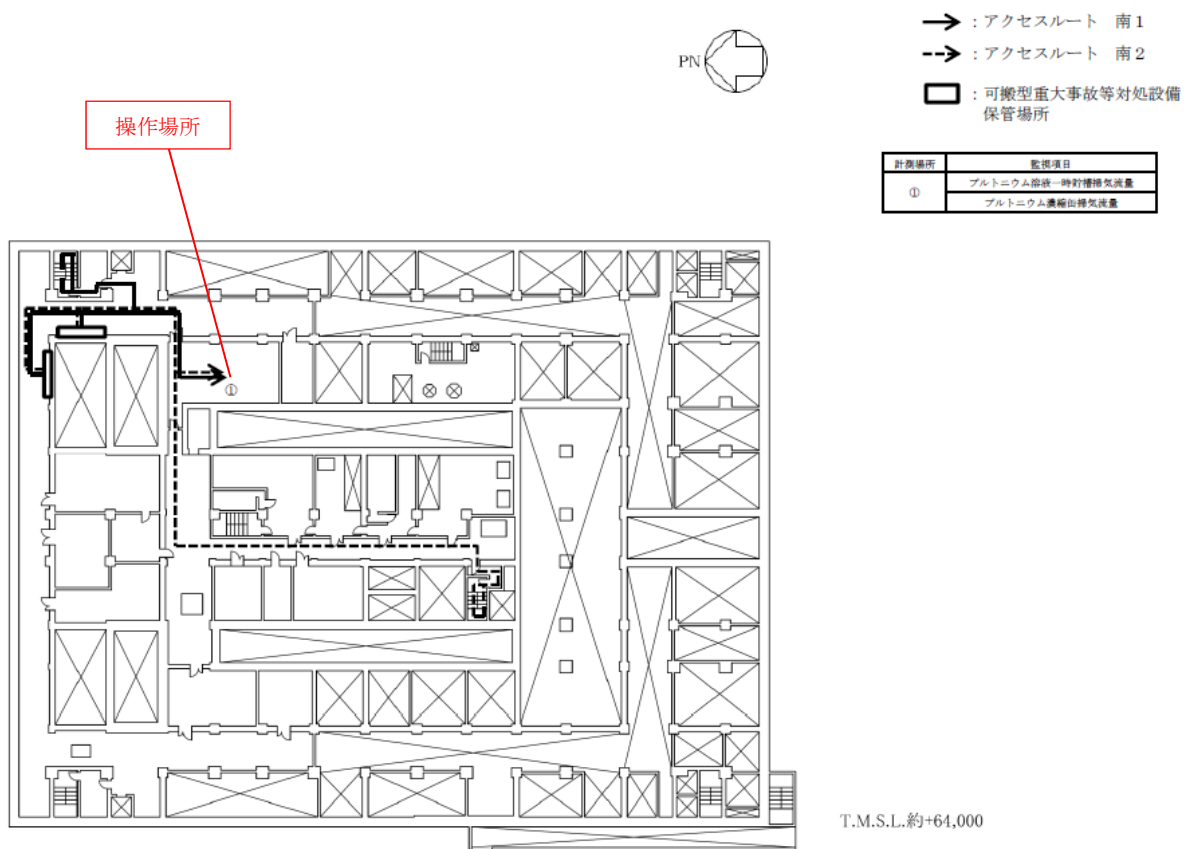
「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート
 (地下1階)



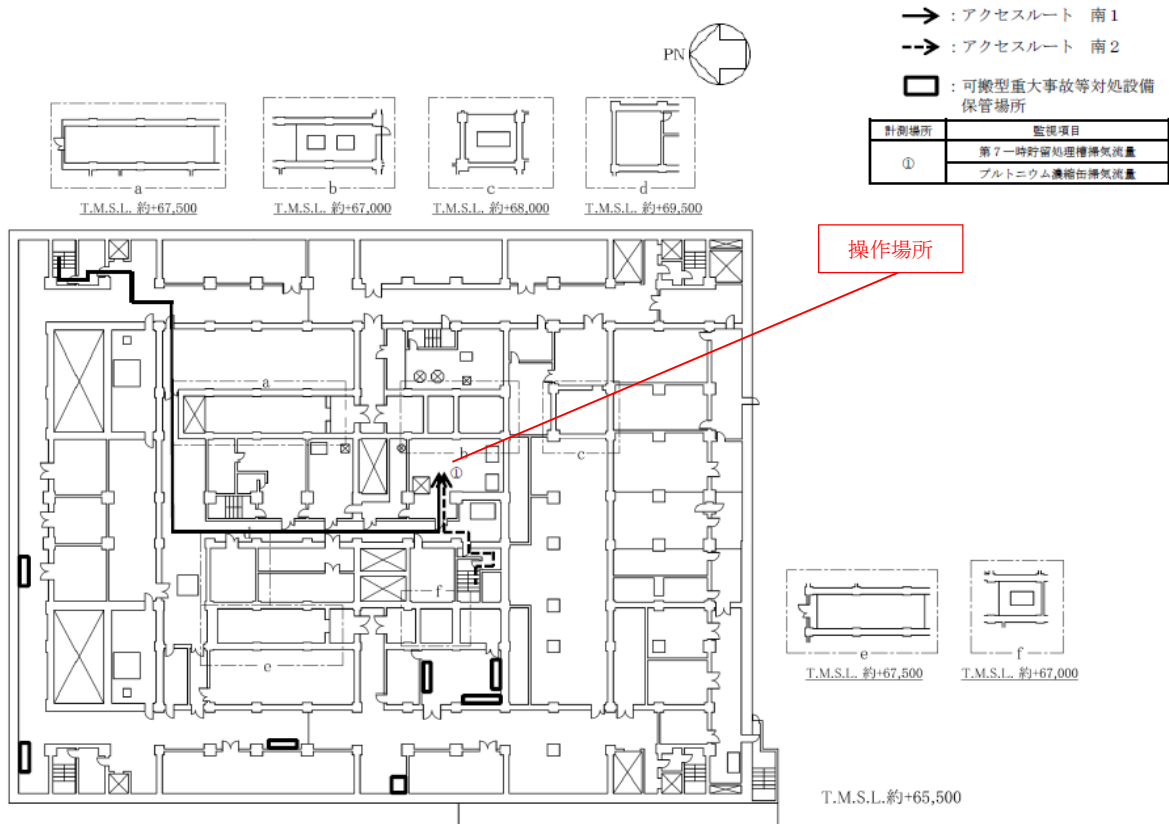
「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート
(地上1階)



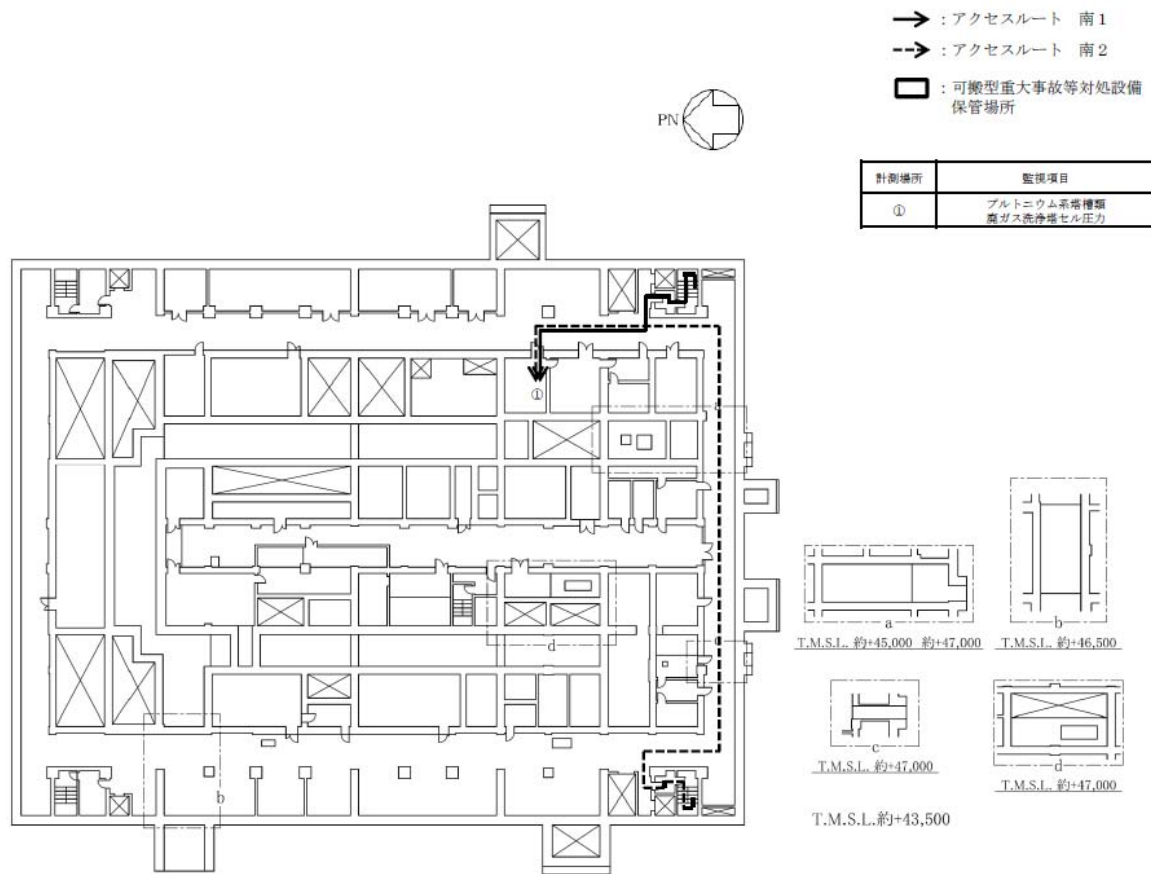
「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート
 (地上2階)



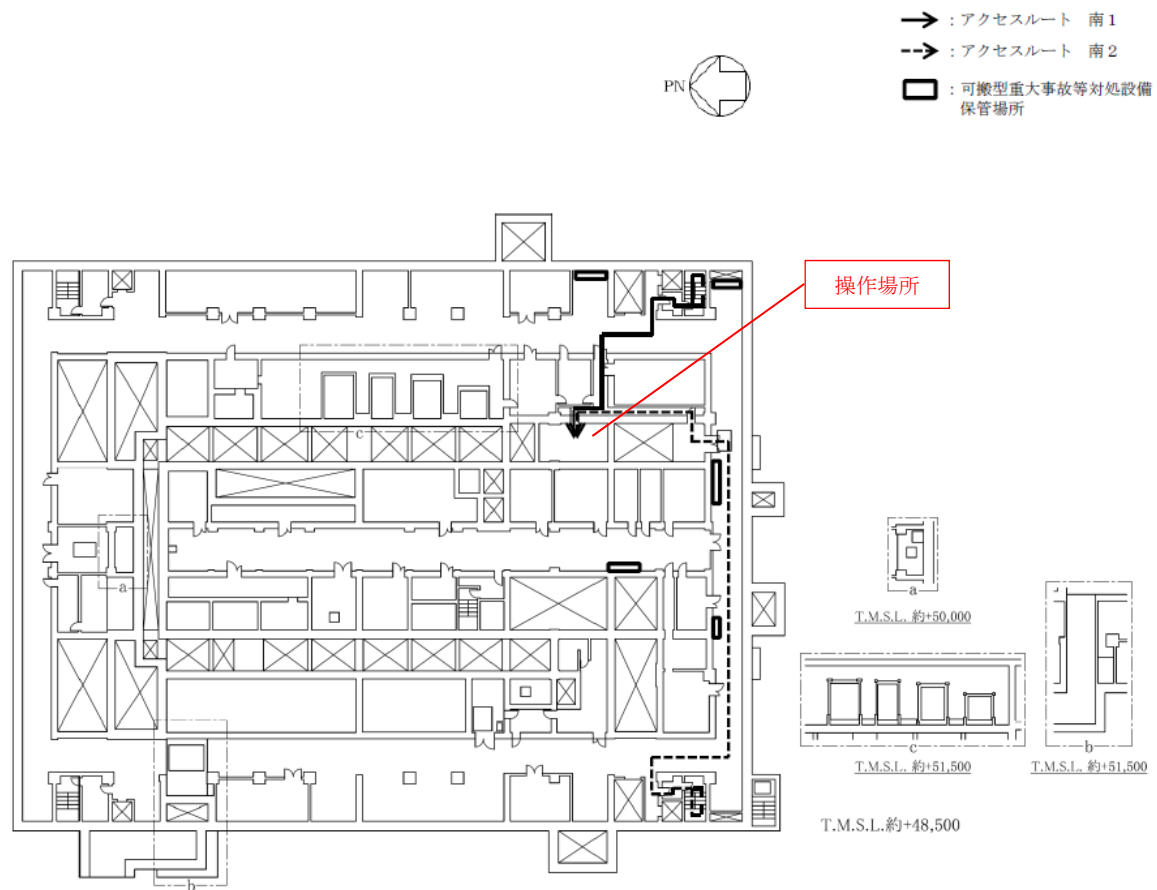
「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート
 (地上3階)



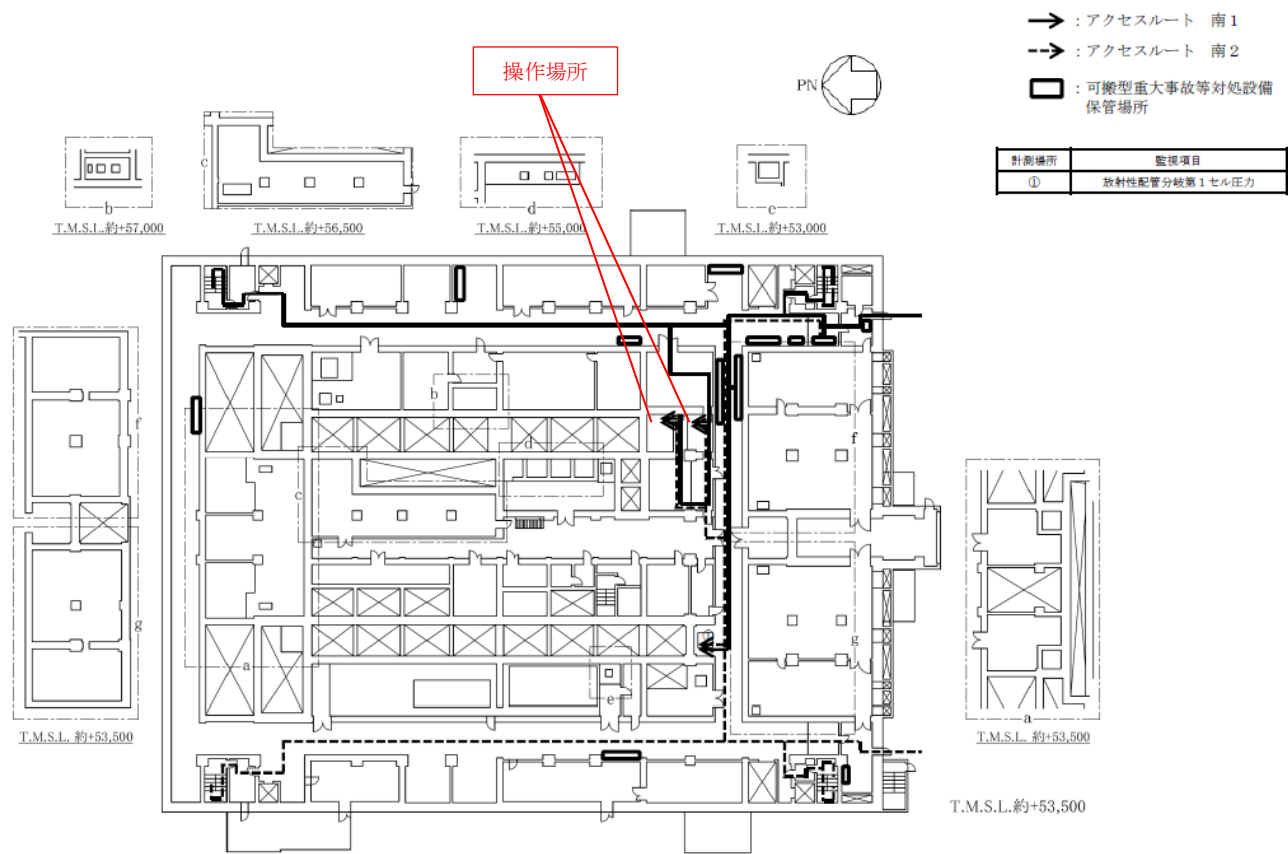
「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート
 (地上4階)



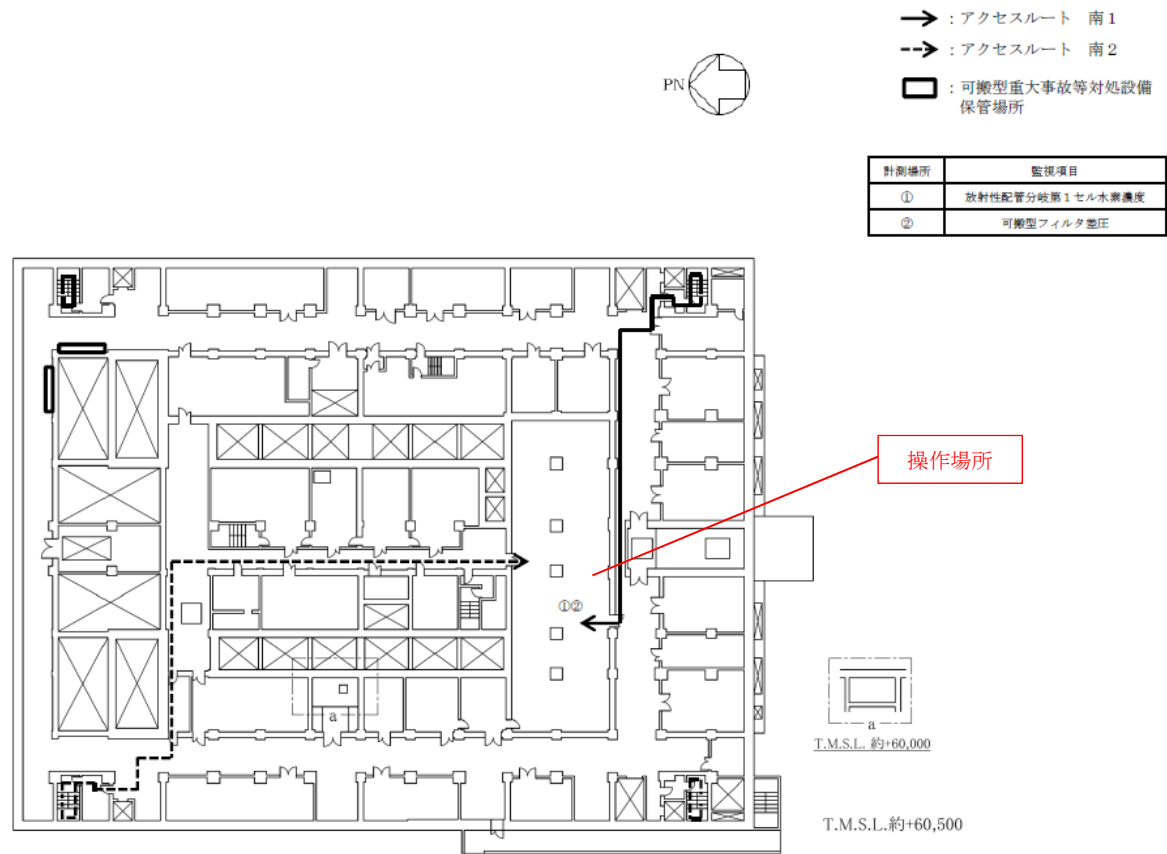
「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート
 (地下2階)



「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート
(地下1階)



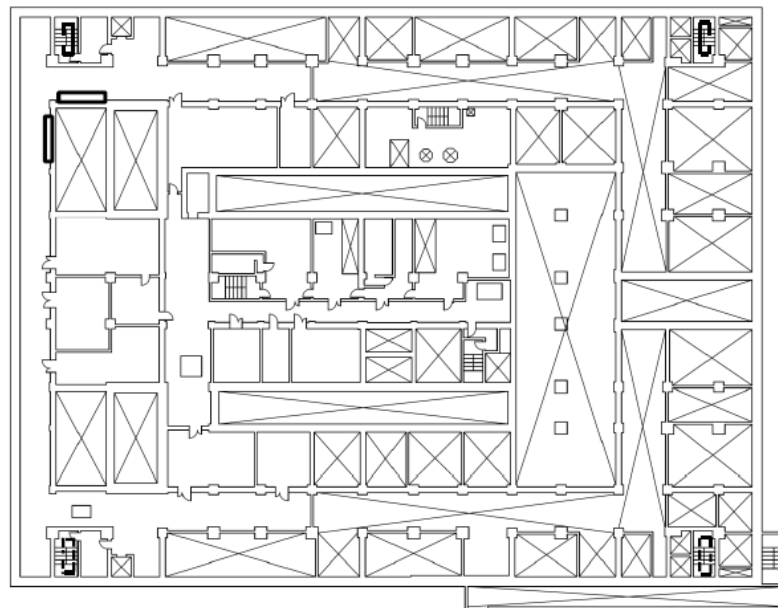
「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート
 (地上1階)



「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート
 (地上2階)

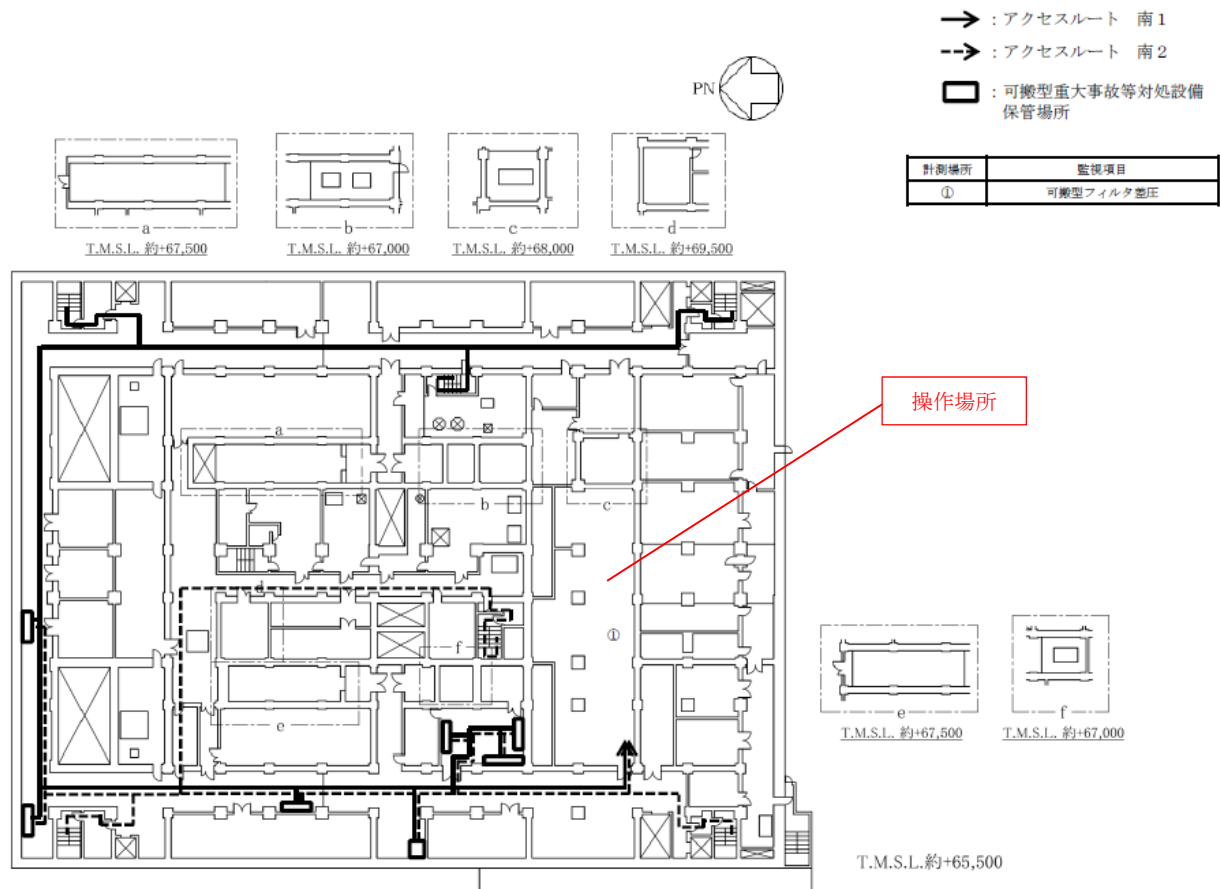


- : アクセスルート 南1
- ⇨ : アクセスルート 南2
- : 可搬型重大事故等対処設備
保管場所

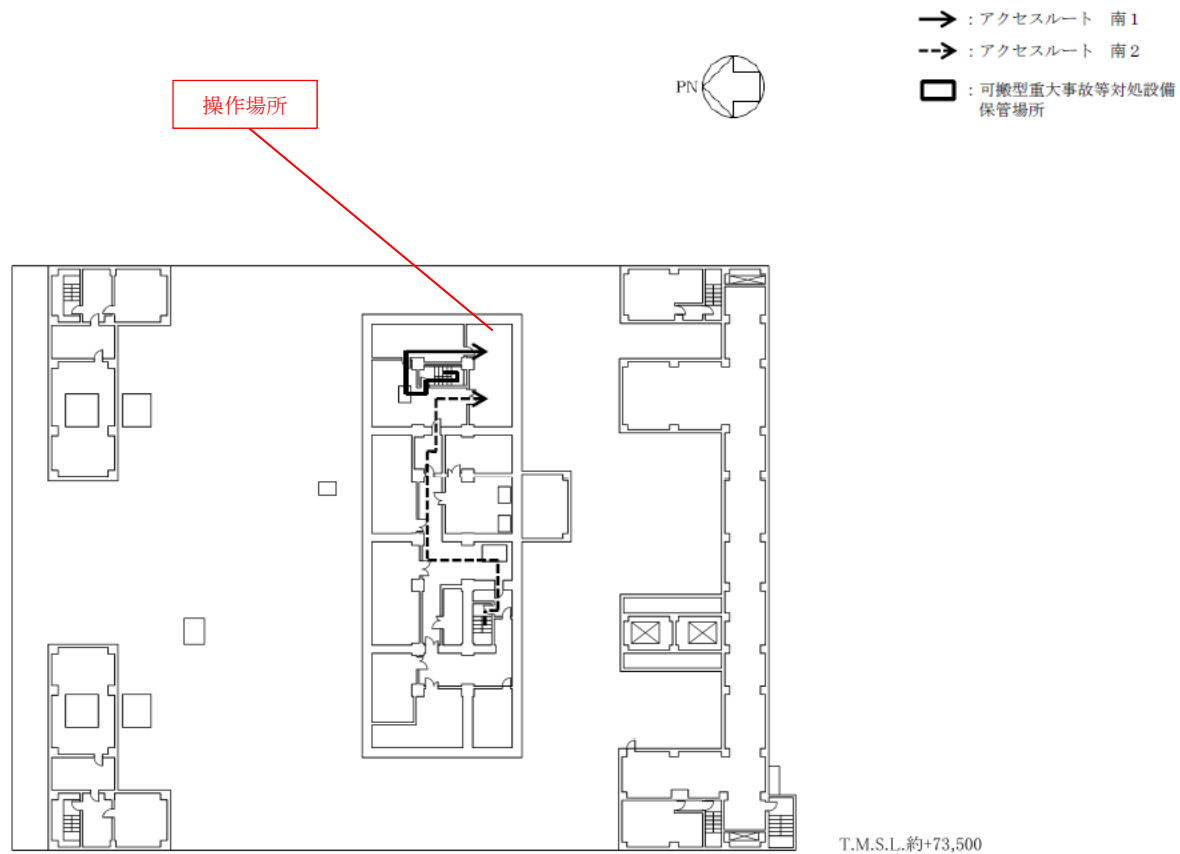


T.M.S.L.約+64,000

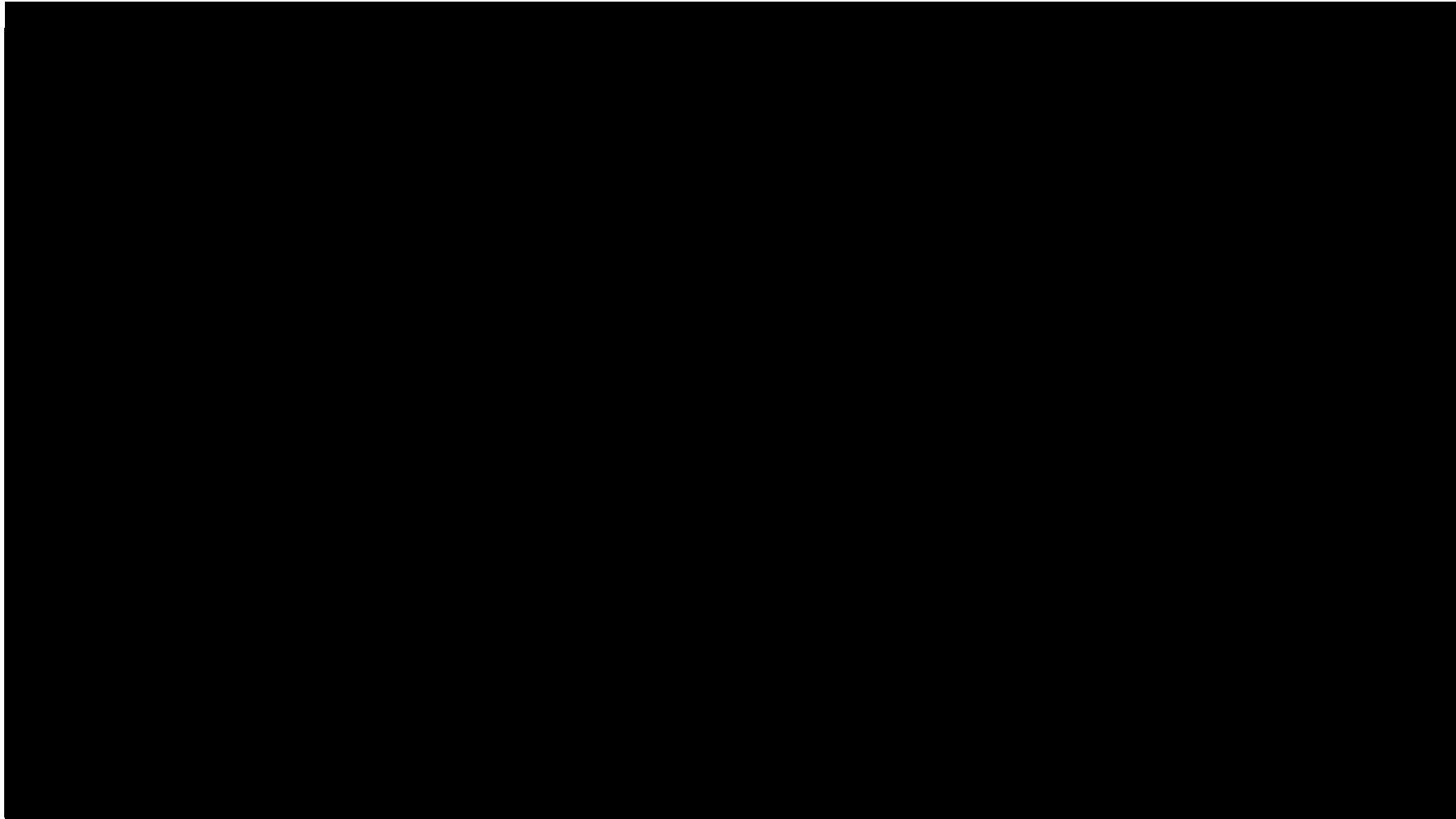
「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート
(地上3階)



「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート
 (地上4階)

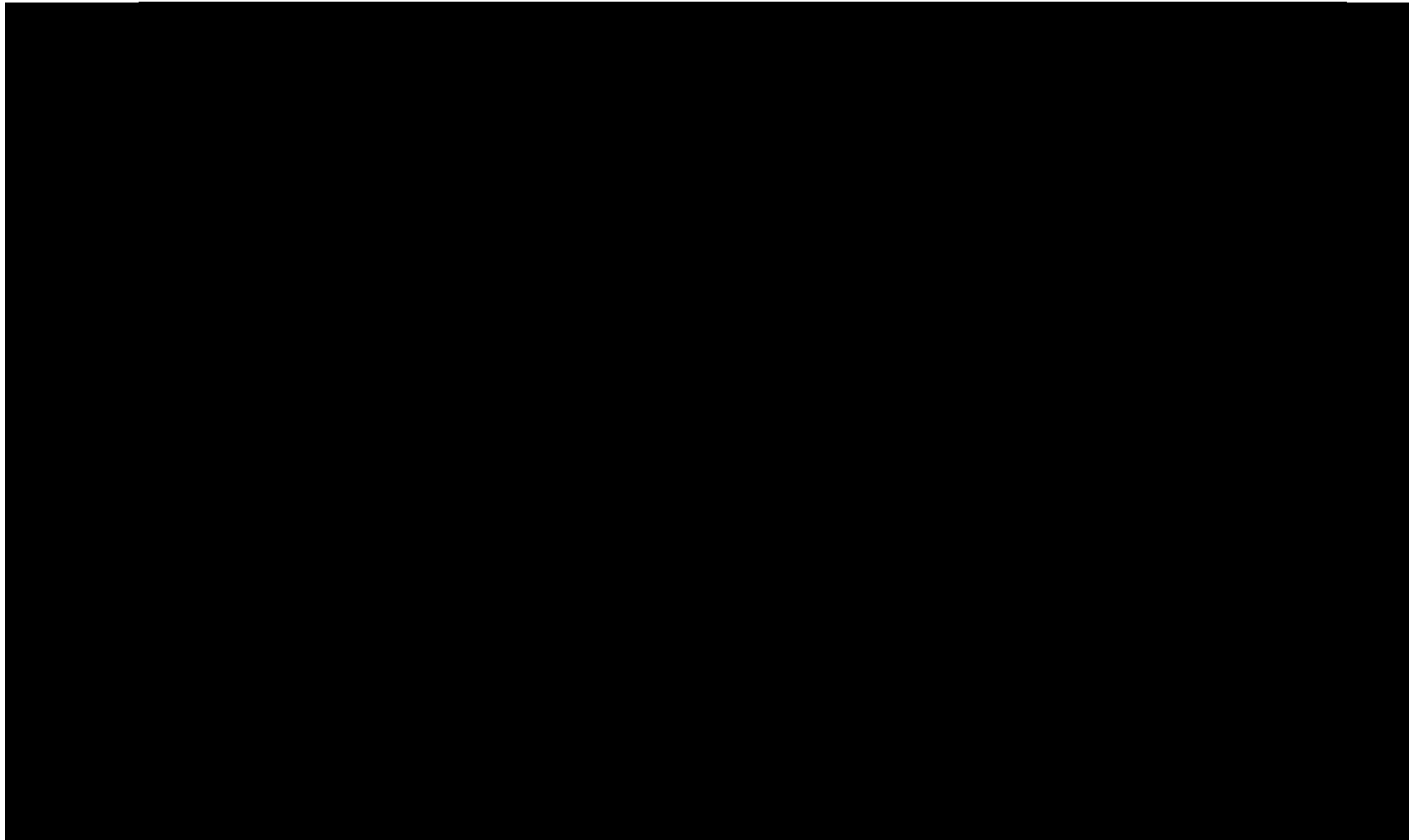


「地震発生による全交流電源の喪失に伴う精製建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート
 (地上5階)



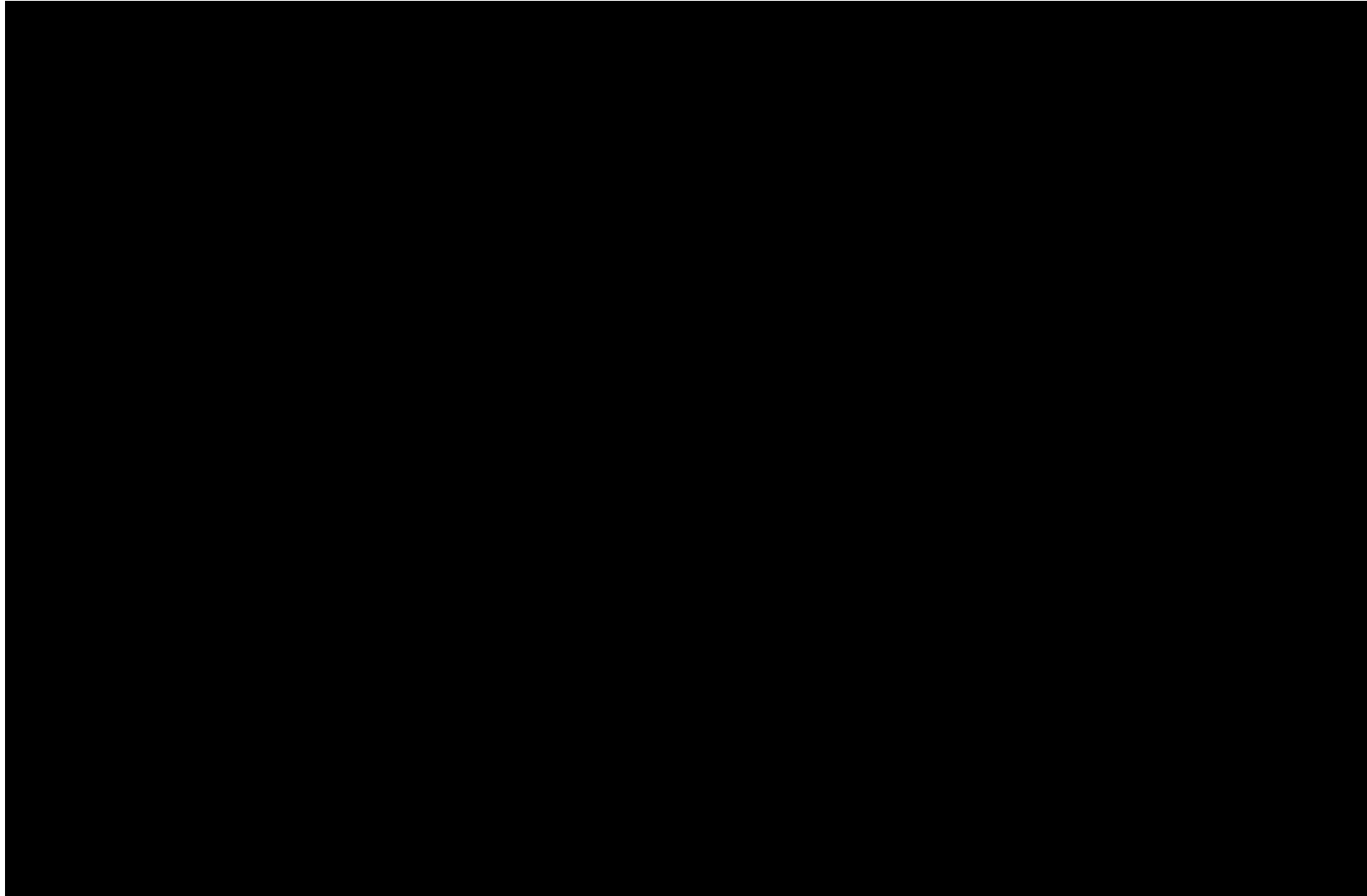
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴うウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気機能喪失時」の水素爆発を未然に防止するための空気の供給のアクセスルート（地下1階）

■については核不拡散の観点から公開できません。



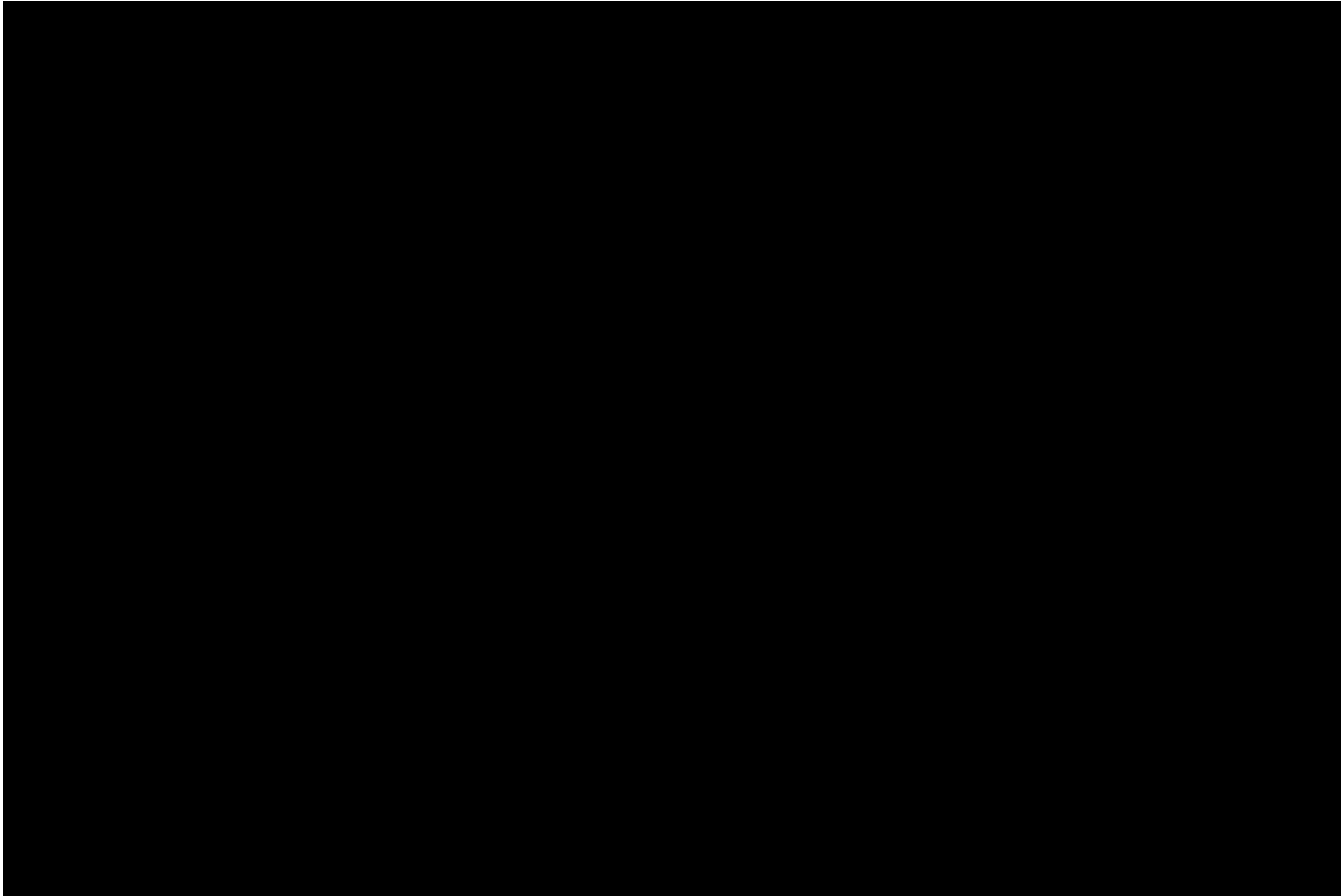
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴うウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気機能喪失時」の水素爆発を未然に防止するための空気の供給のアクセスルート（地上1階）

■については核不拡散の観点から公開できません。



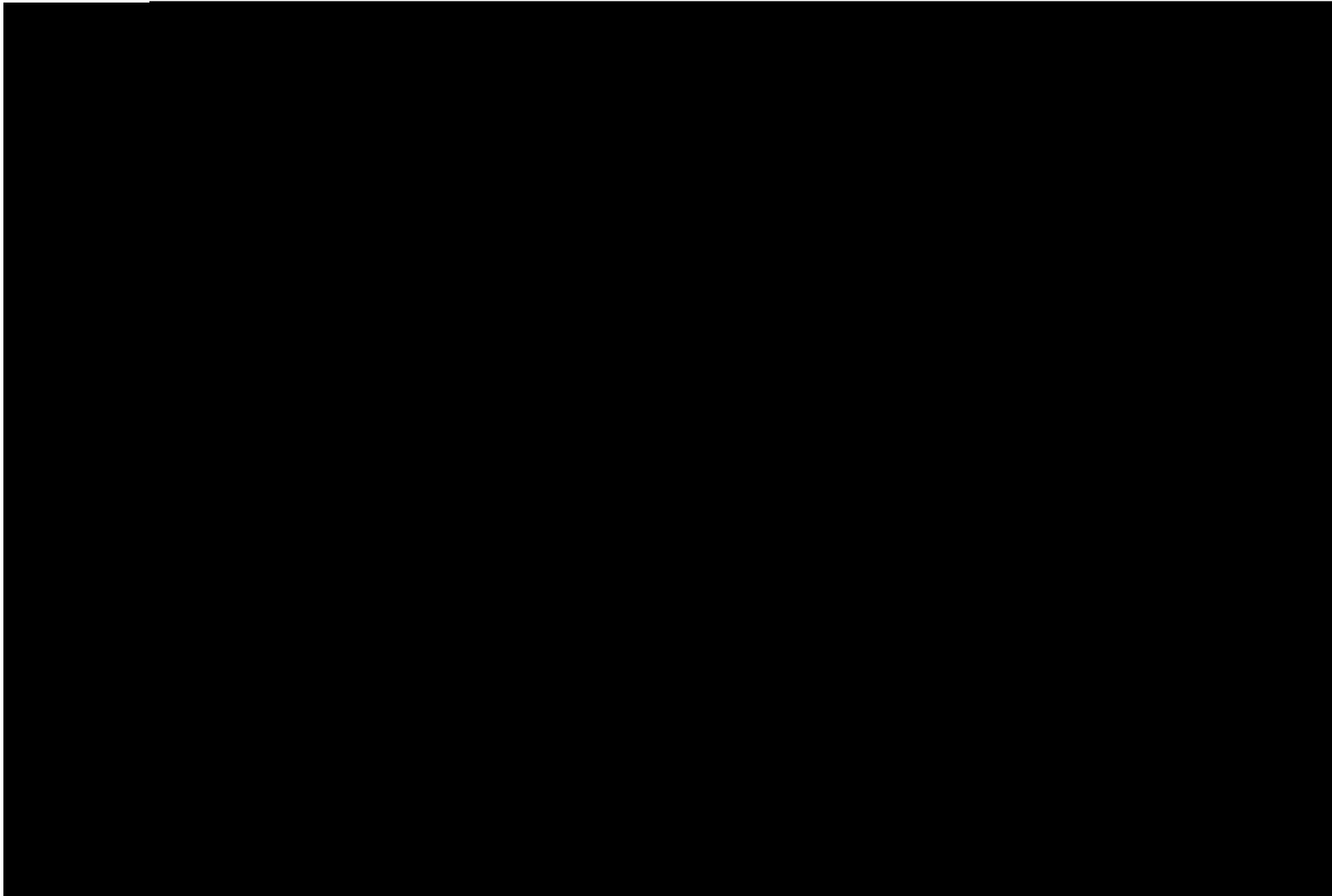
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴うウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気機能喪失時」の水素爆発を未然に防止するための空気の供給のアクセスルート（地上2階）

■については核不拡散の観点から公開できません。



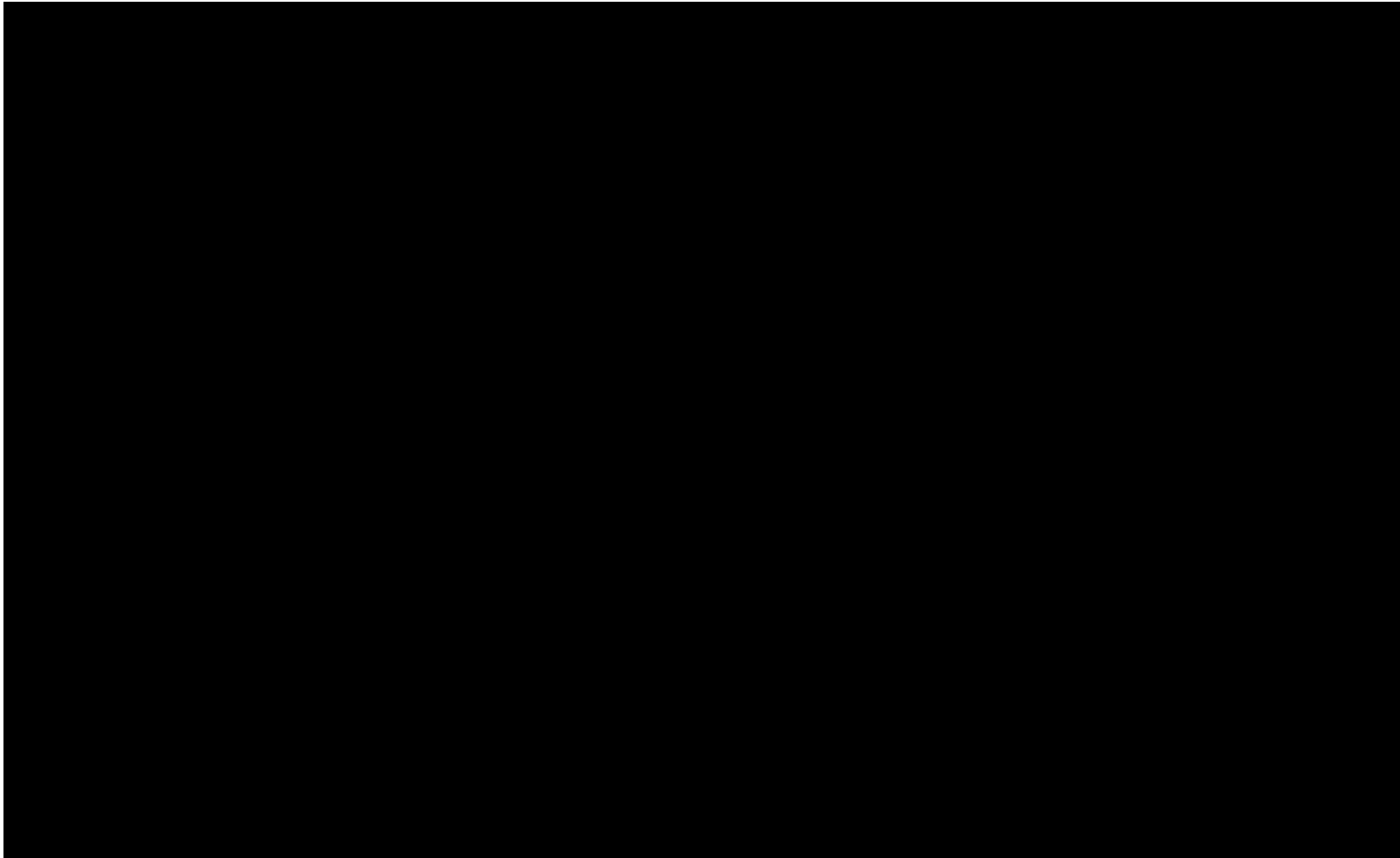
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴うウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気機能喪失時」の
水素爆発の再発を防止するための空気の供給のアクセスルート（地上1階）

■については核不拡散の観点から公開できません。



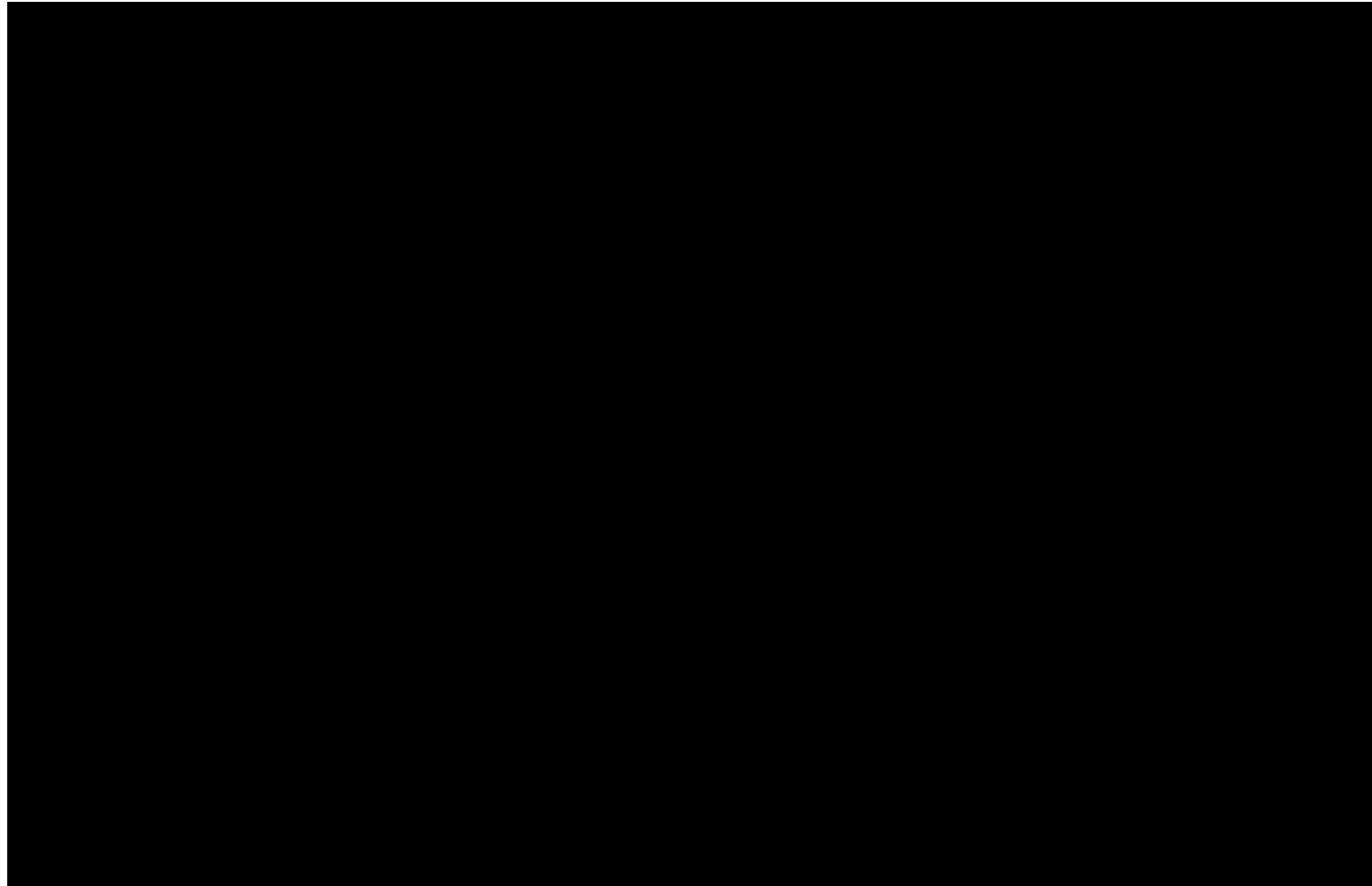
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴うウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気機能喪失時」の
水素爆発の再発を防止するための空気の供給のアクセスルート（地上2階）

■については核不拡散の観点から公開できません。



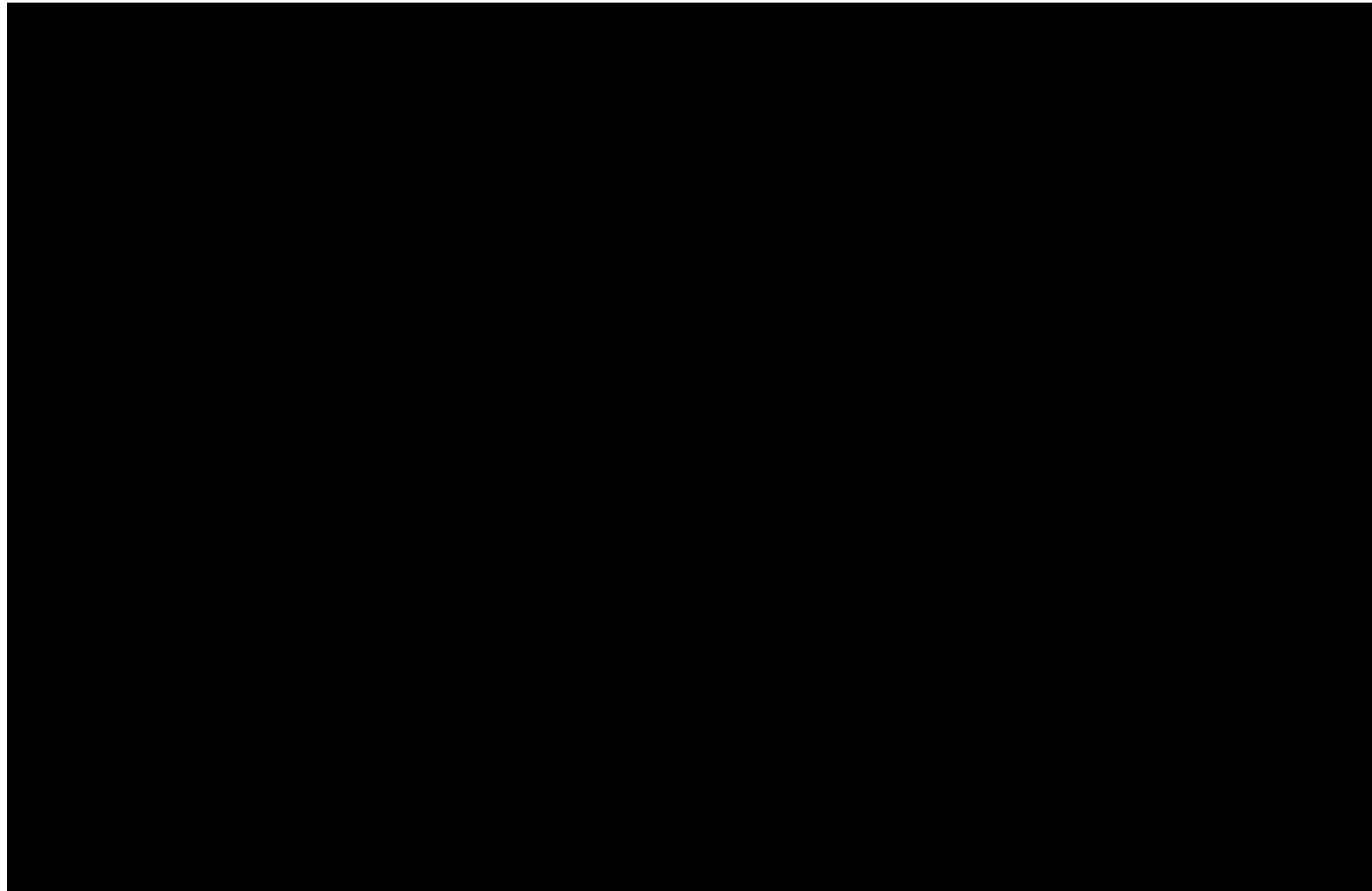
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴うウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気機能喪失時」の
放出低減対策のアクセスルート（地下2階）

■については核不拡散の観点から公開できません。



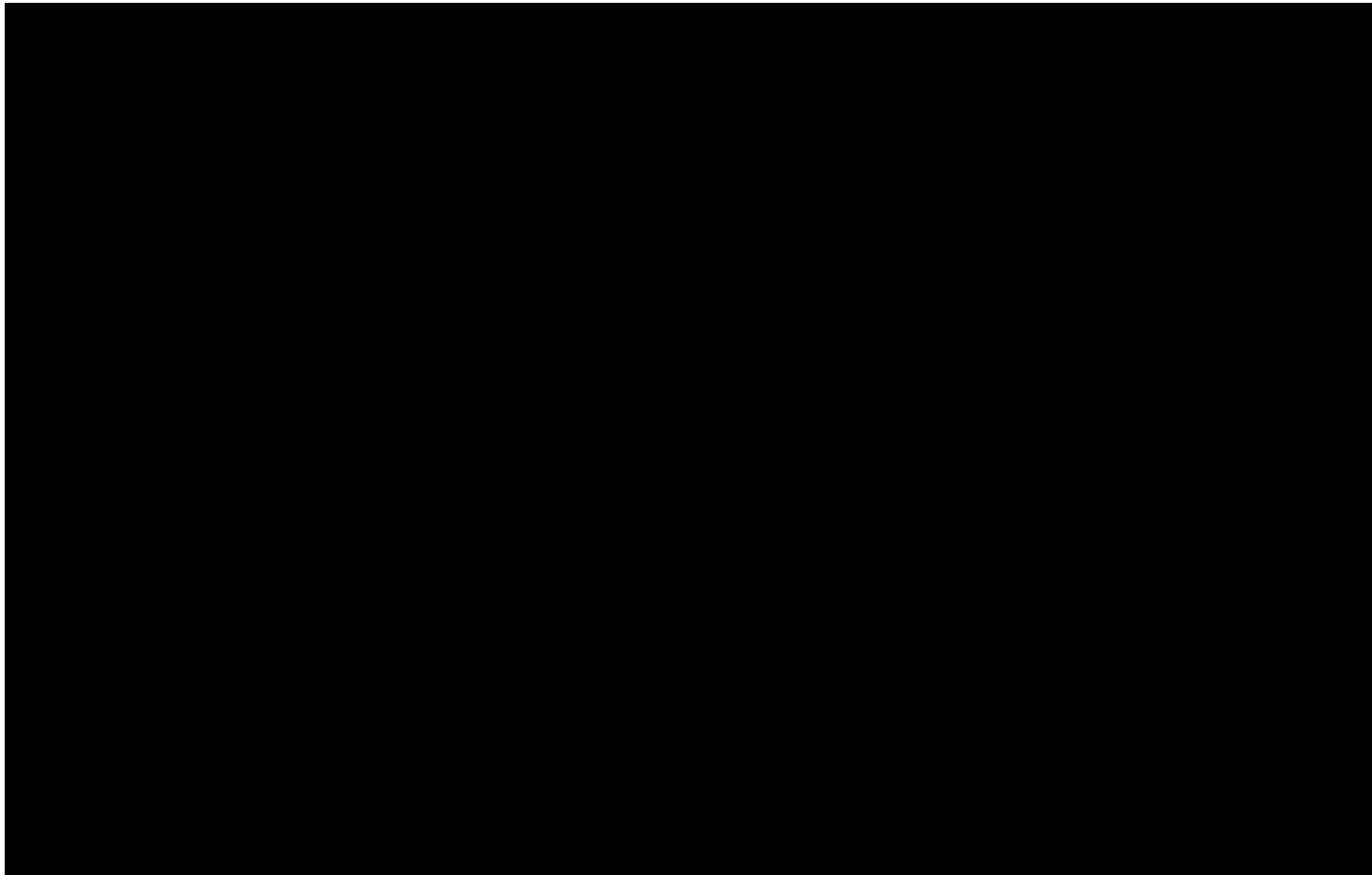
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴うウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（東ルート）（地下1階）

■については核不拡散の観点から公開できません。



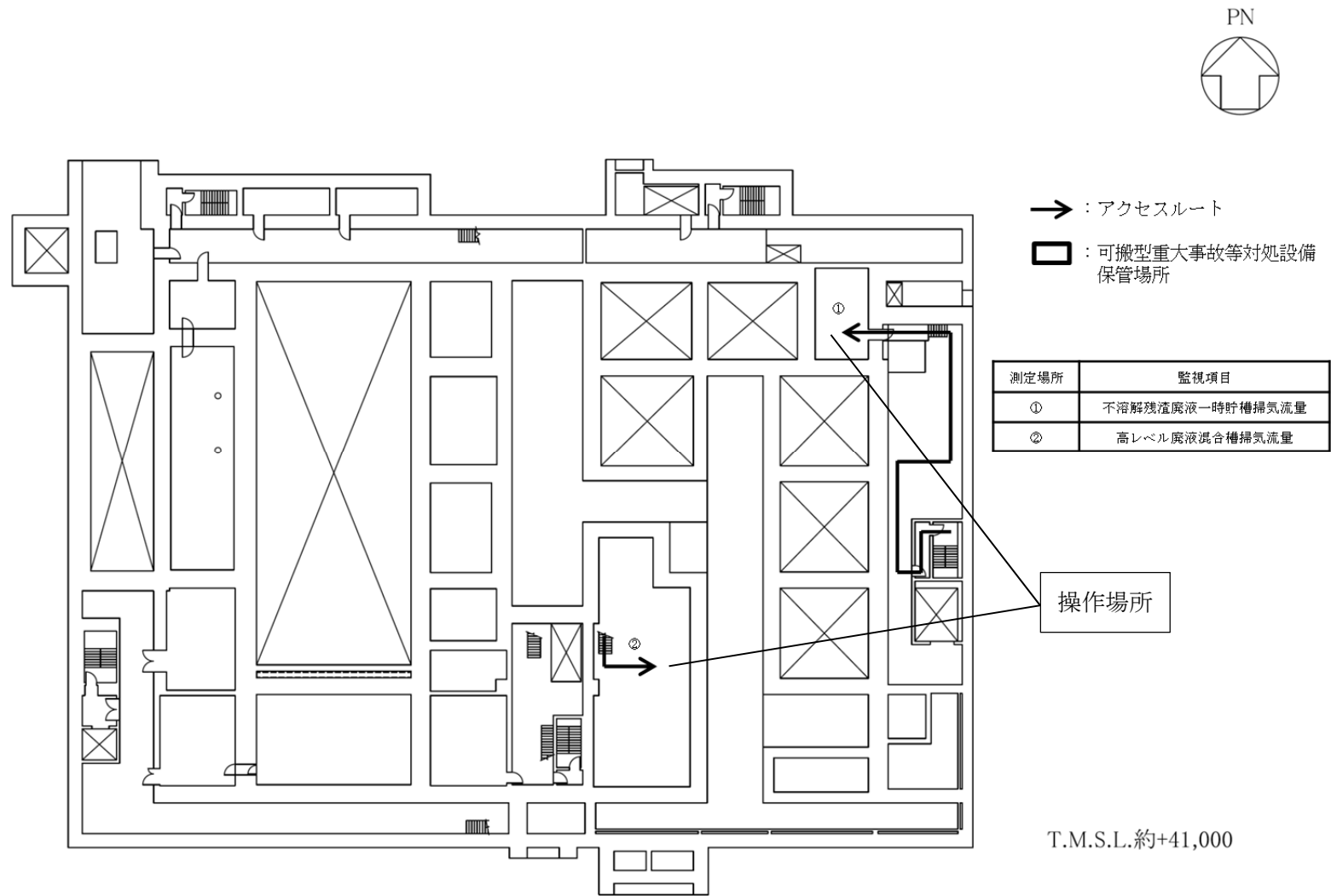
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴うウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（西ルート）（地上1階）

■については核不拡散の観点から公開できません。

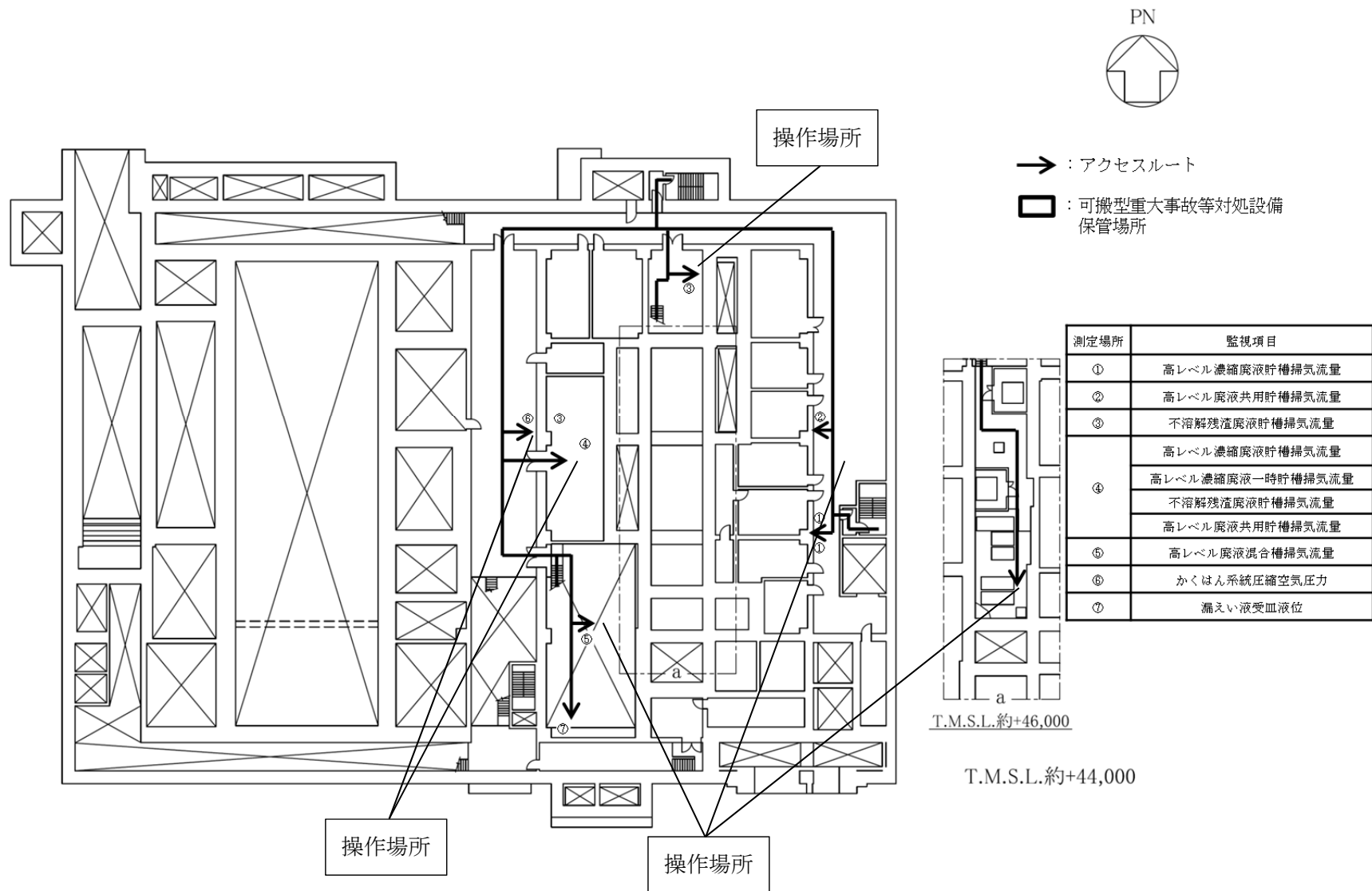


「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴うウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（西ルート）（地上2階）

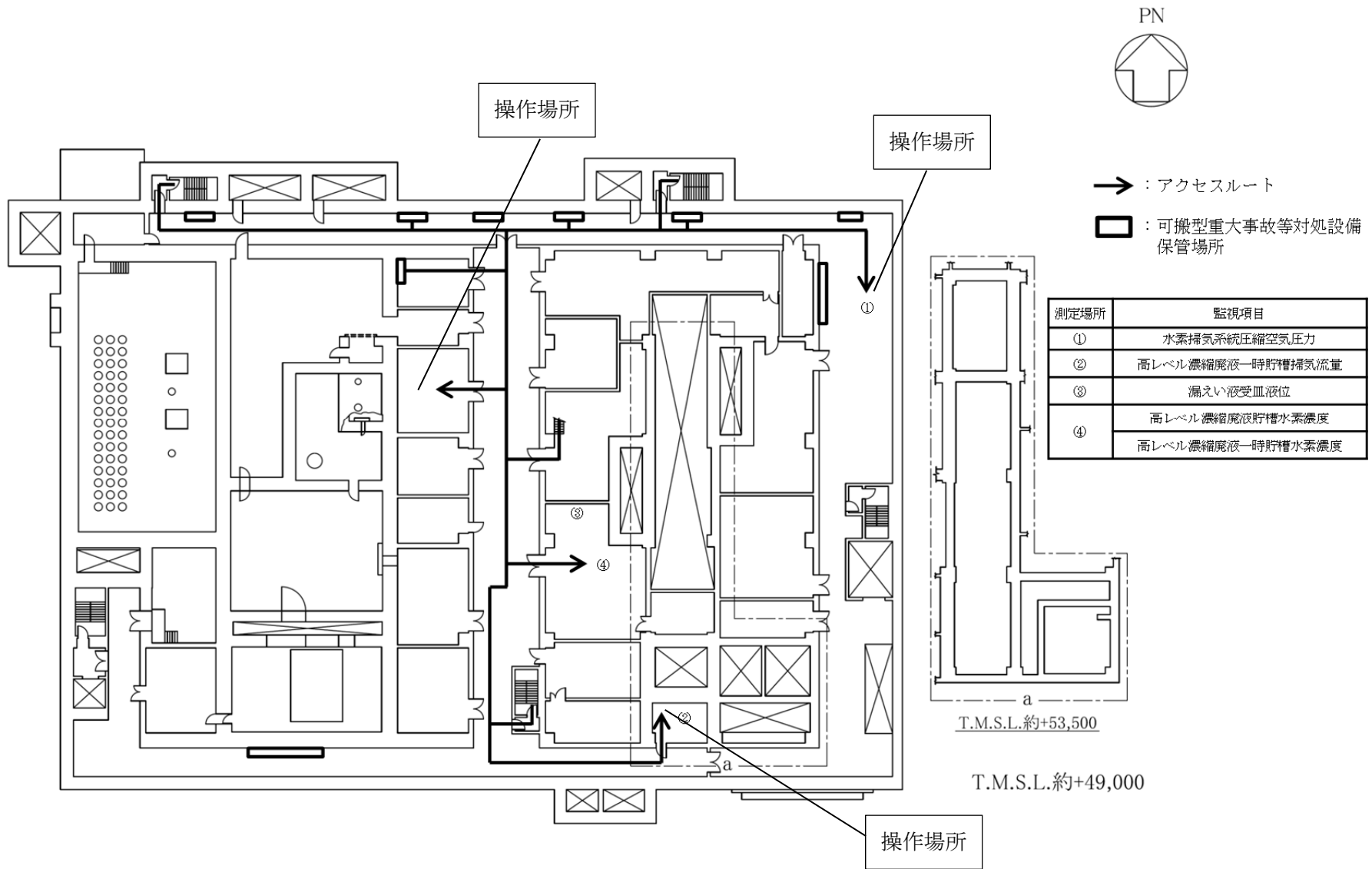
■については核不拡散の観点から公開できません。



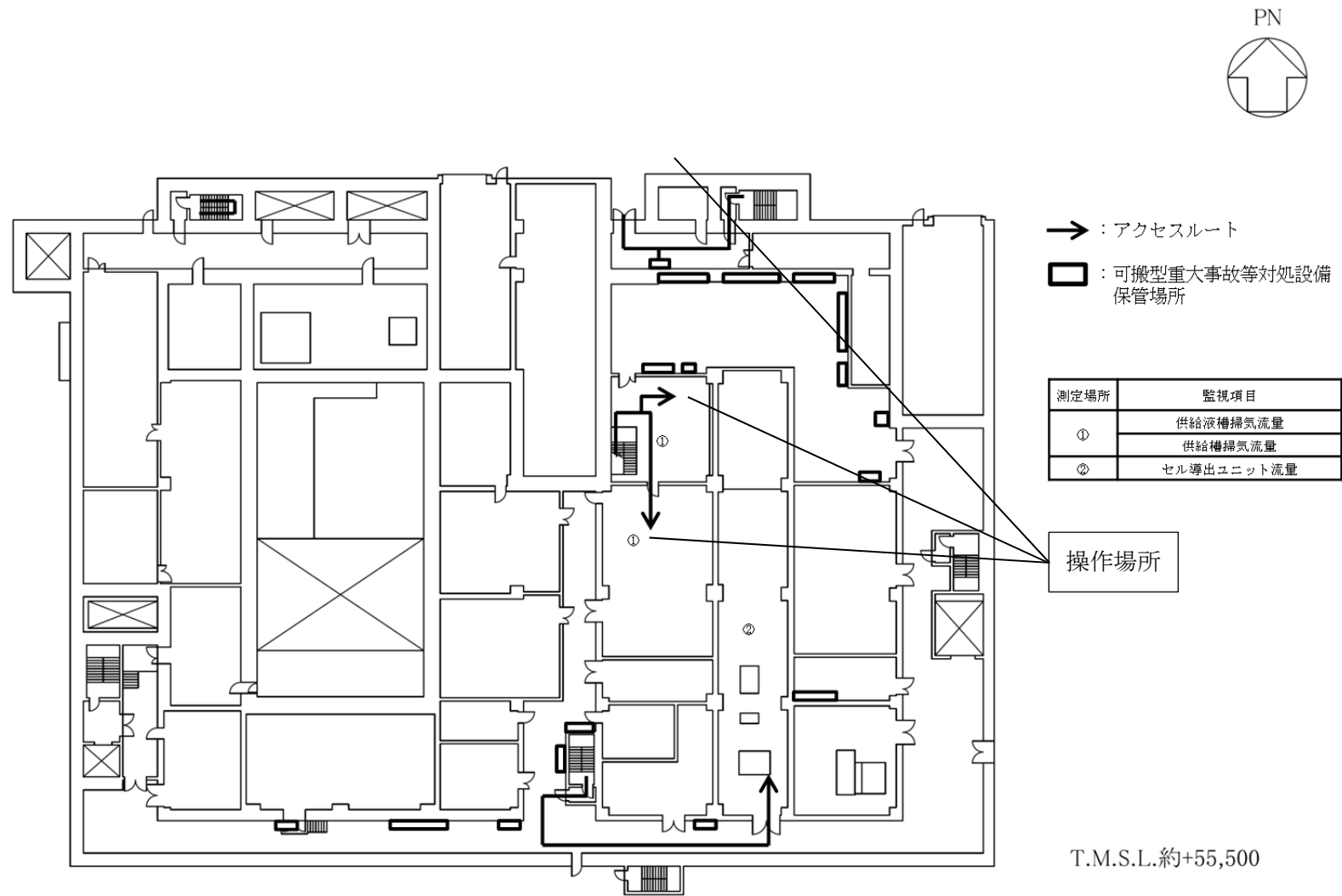
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策のアクセスルート（北ルート）（地下3階）



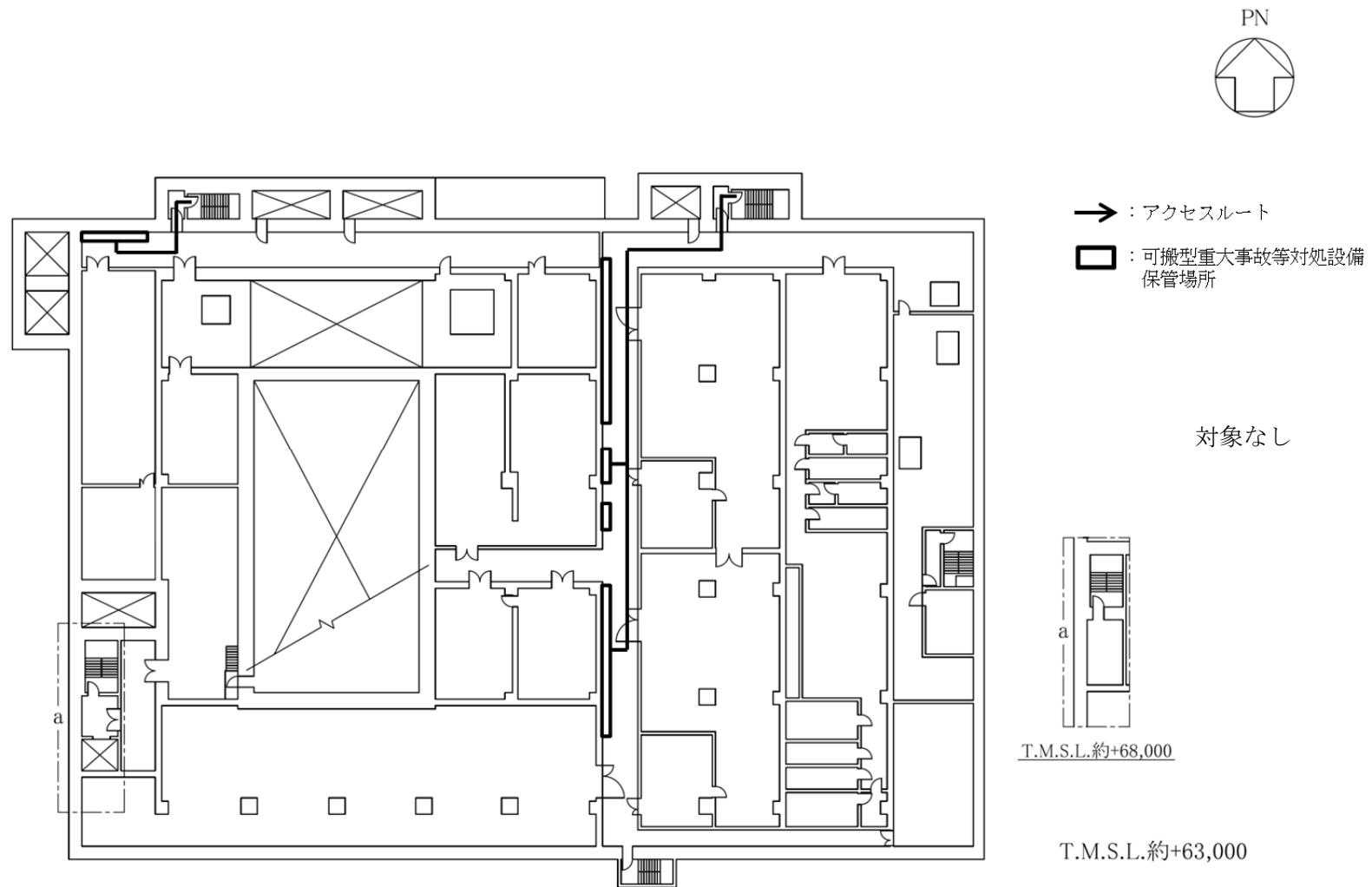
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策のアクセスルート（北ルート）（地下2階）



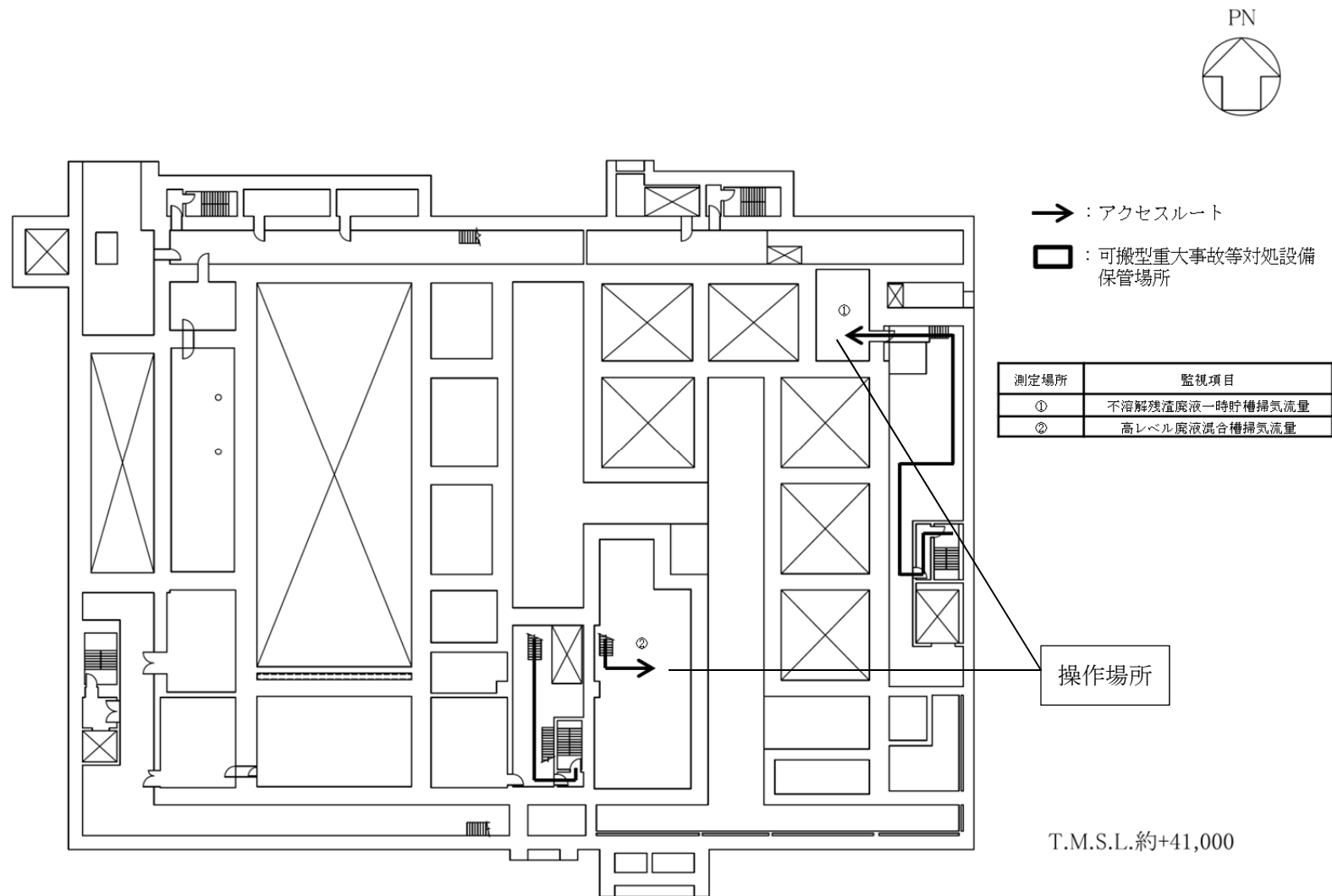
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策のアクセスルート（北ルート）（地下1階）



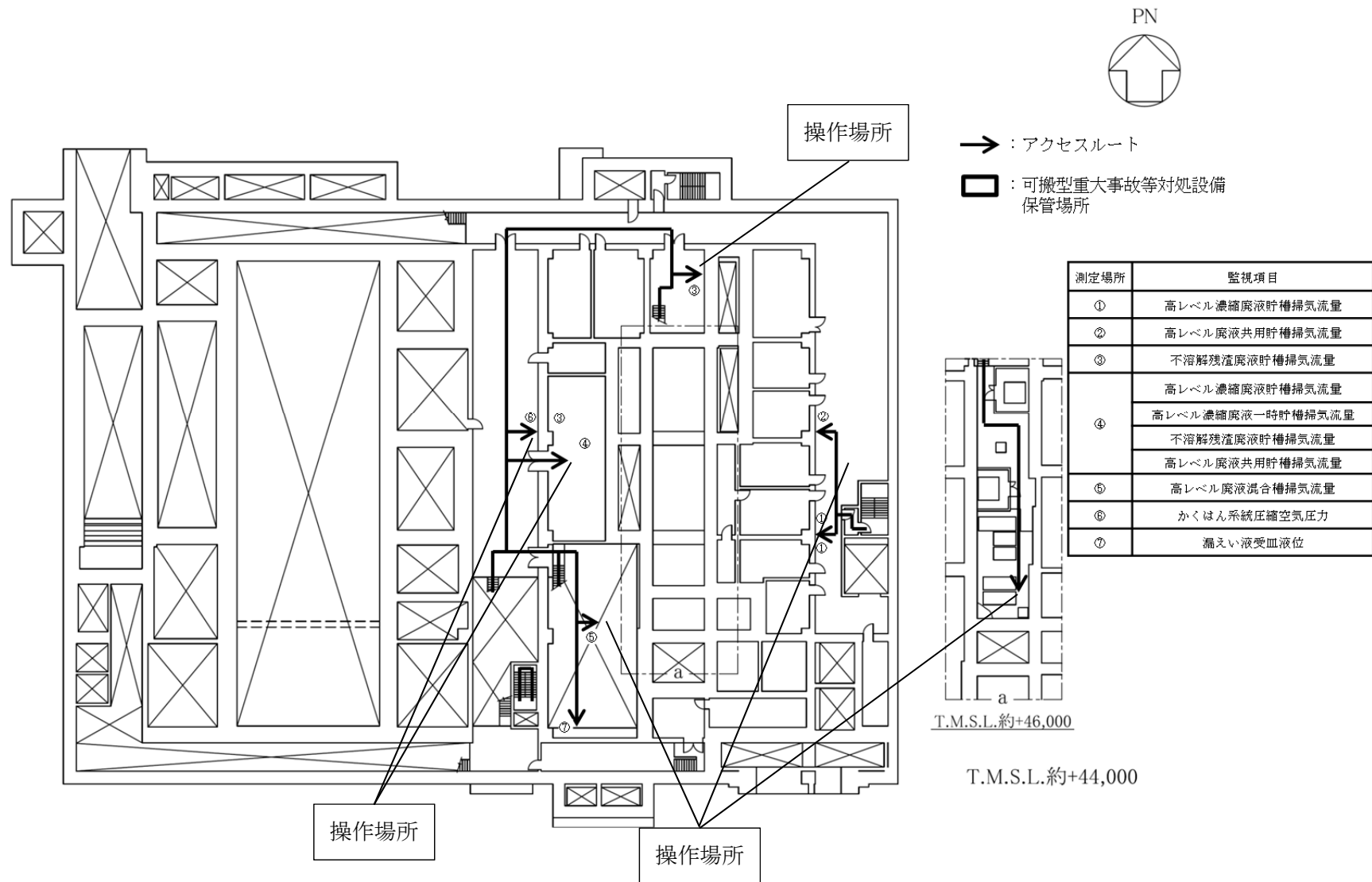
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策のアクセスルート（北ルート）（地上1階）



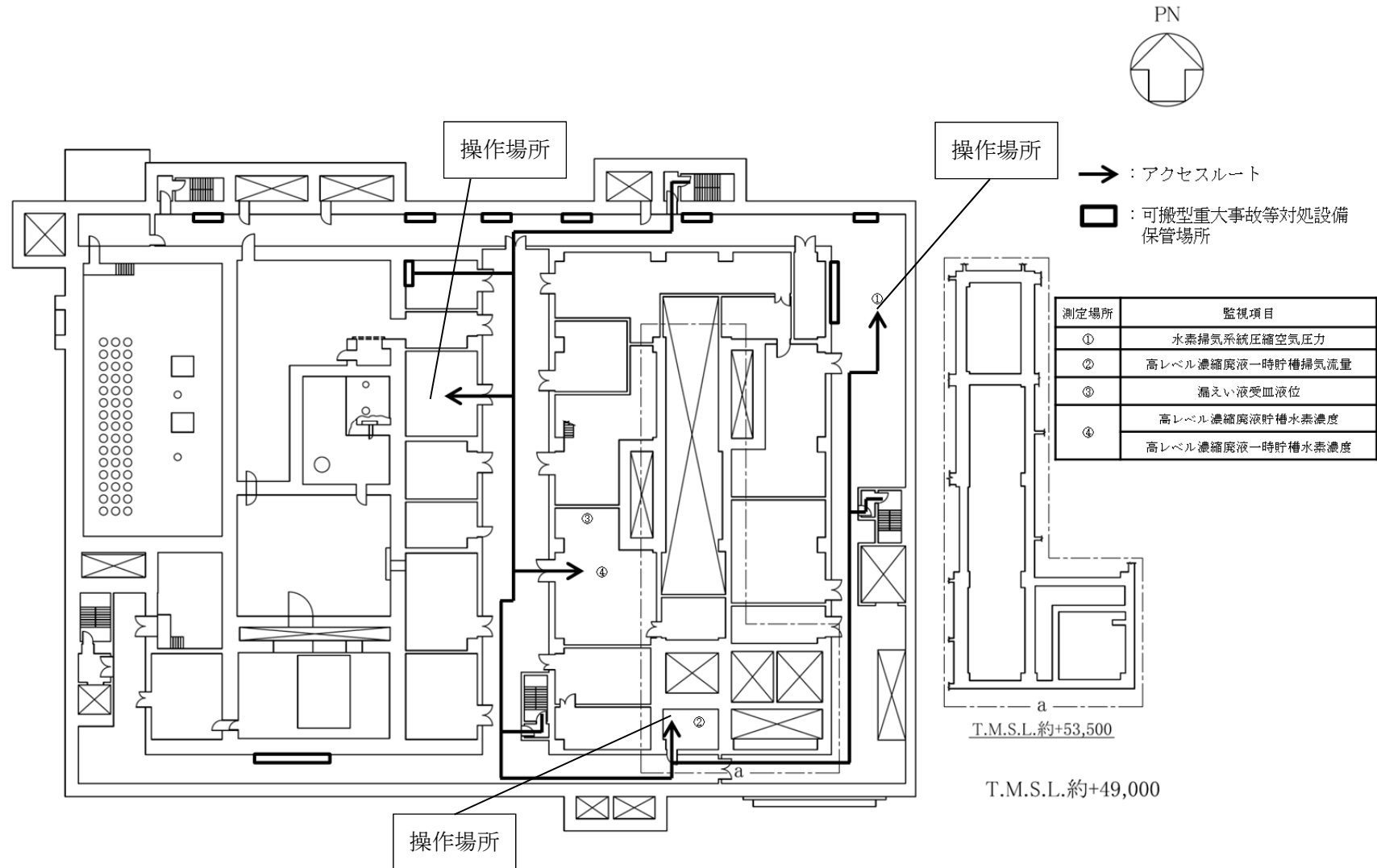
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策の
 アクセスルート（北ルート）（地上2階）



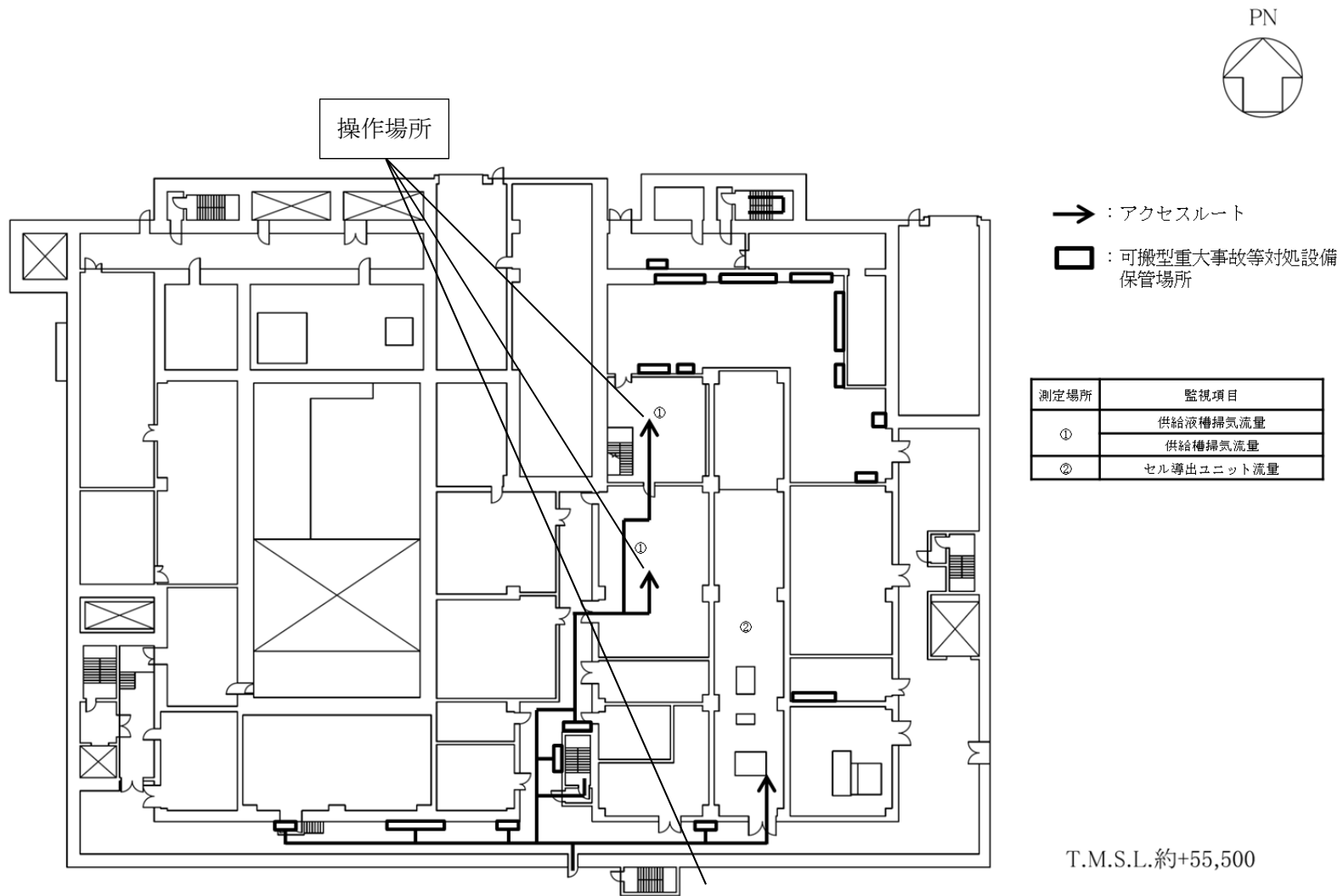
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策のアクセスルート（南ルート）（地下3階）



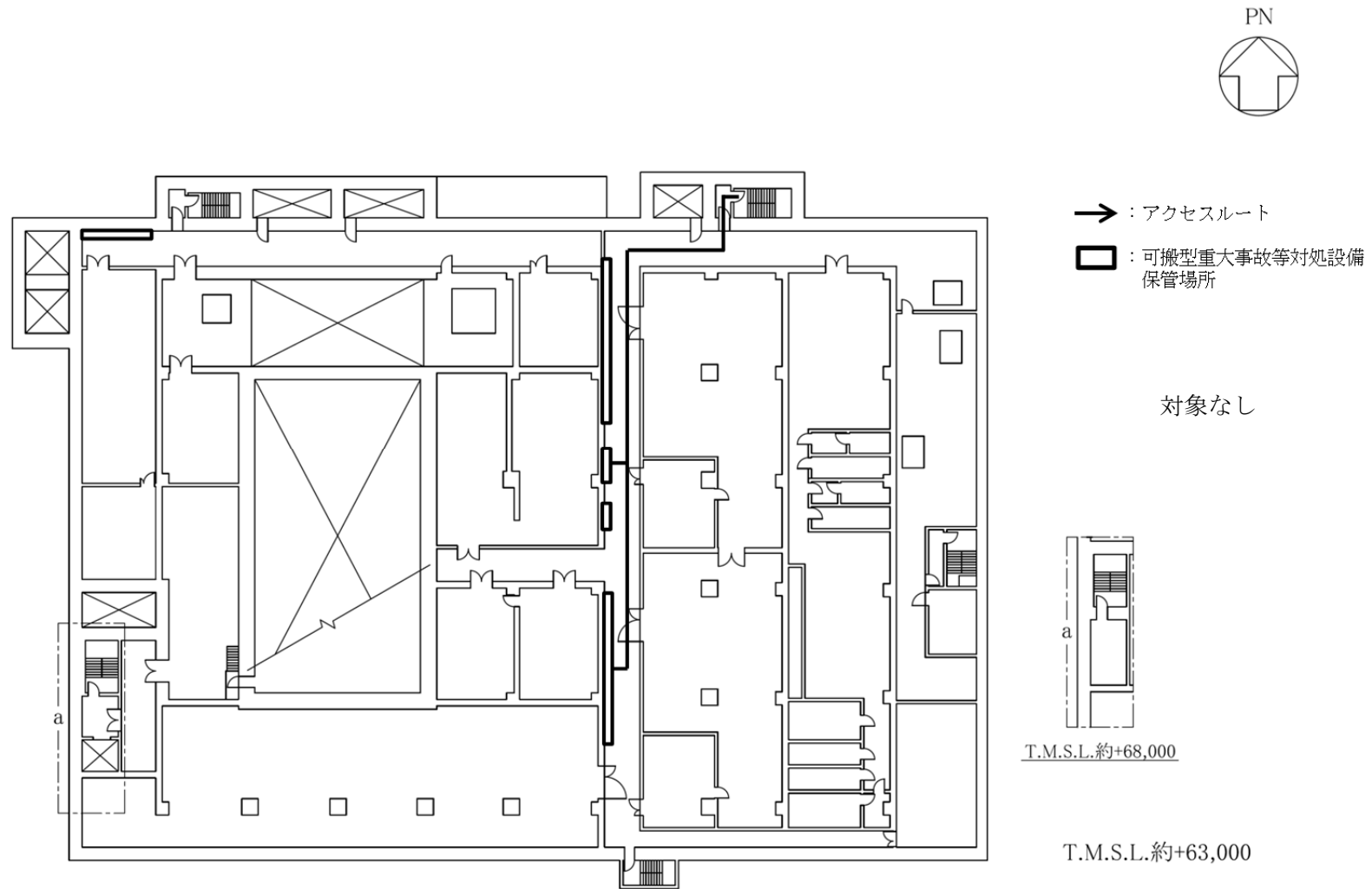
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策のアクセスルート（南ルート）（地下2階）



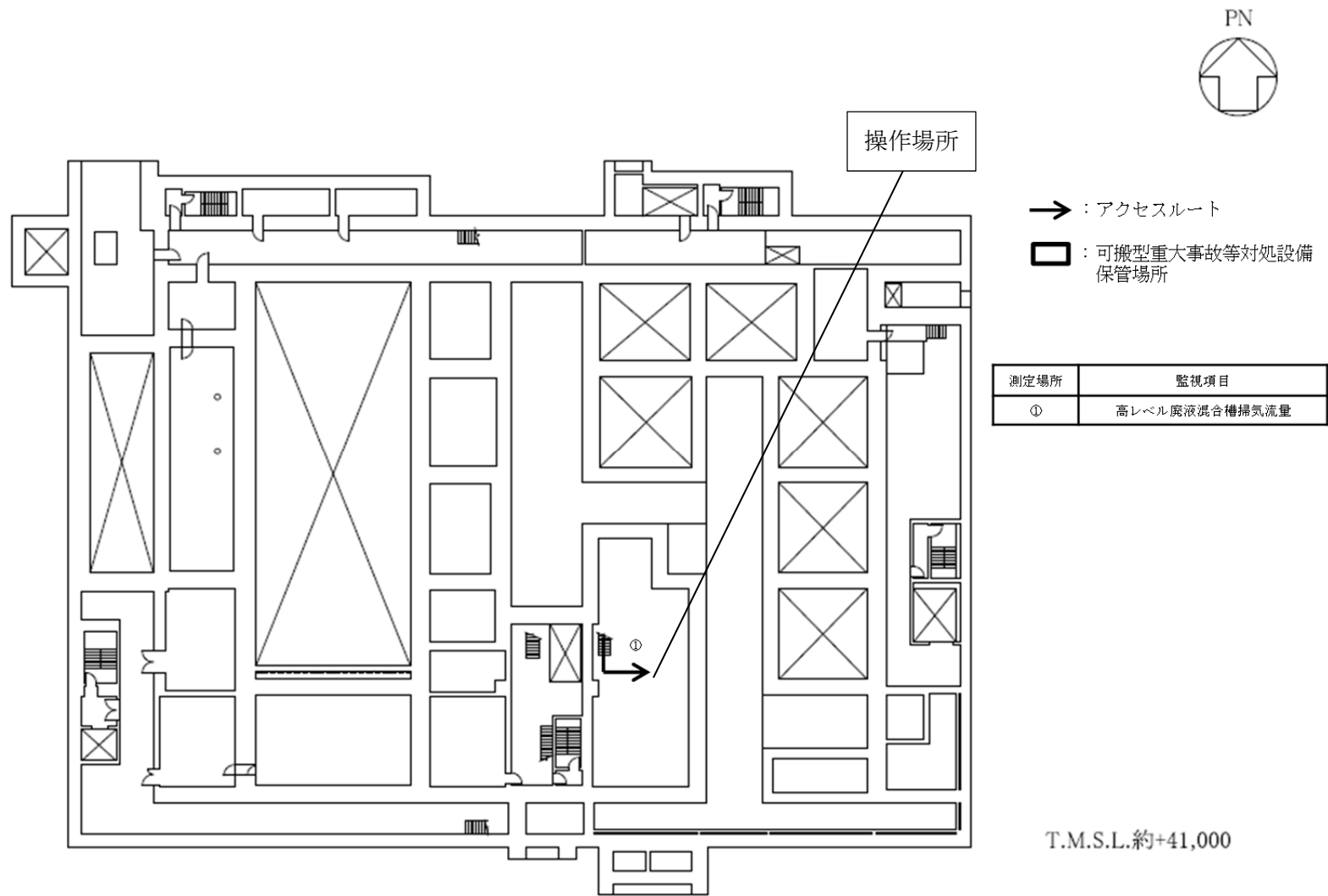
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策のアクセスルート（南ルート）（地下1階）



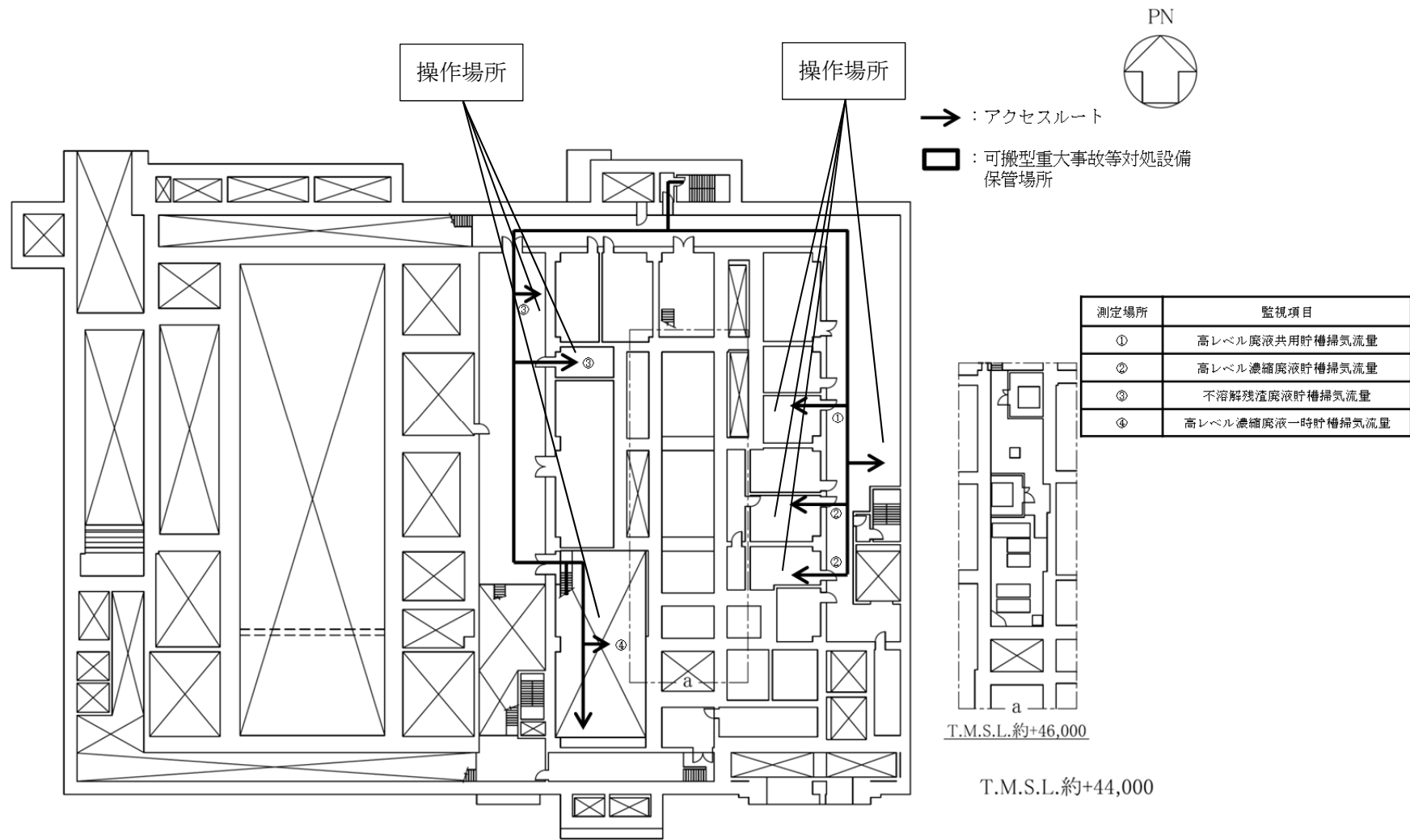
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策の
 アクセスルート（南ルート）（地上1階）



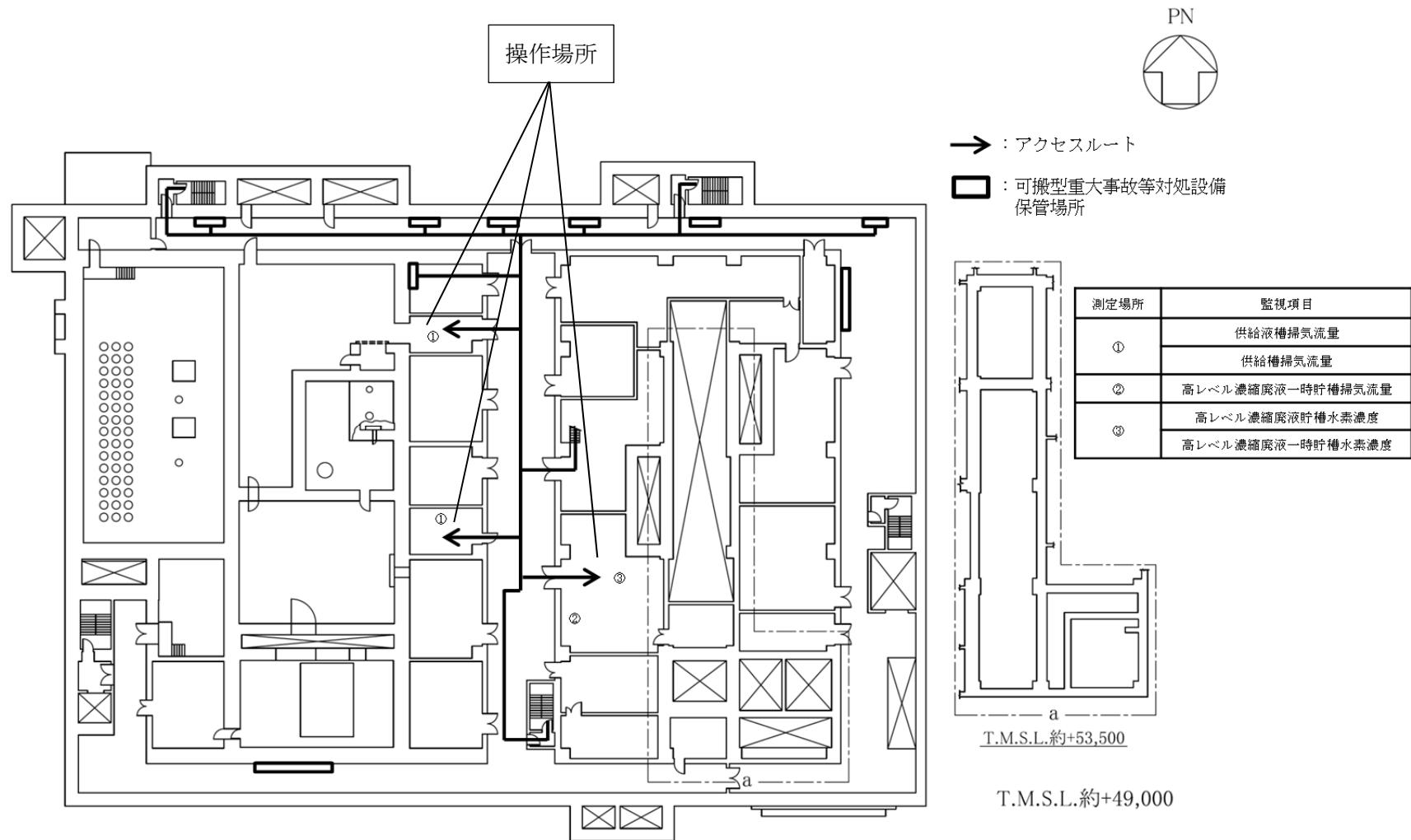
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の発生防止対策の
 アクセスルート（南ルート）（地上2階）



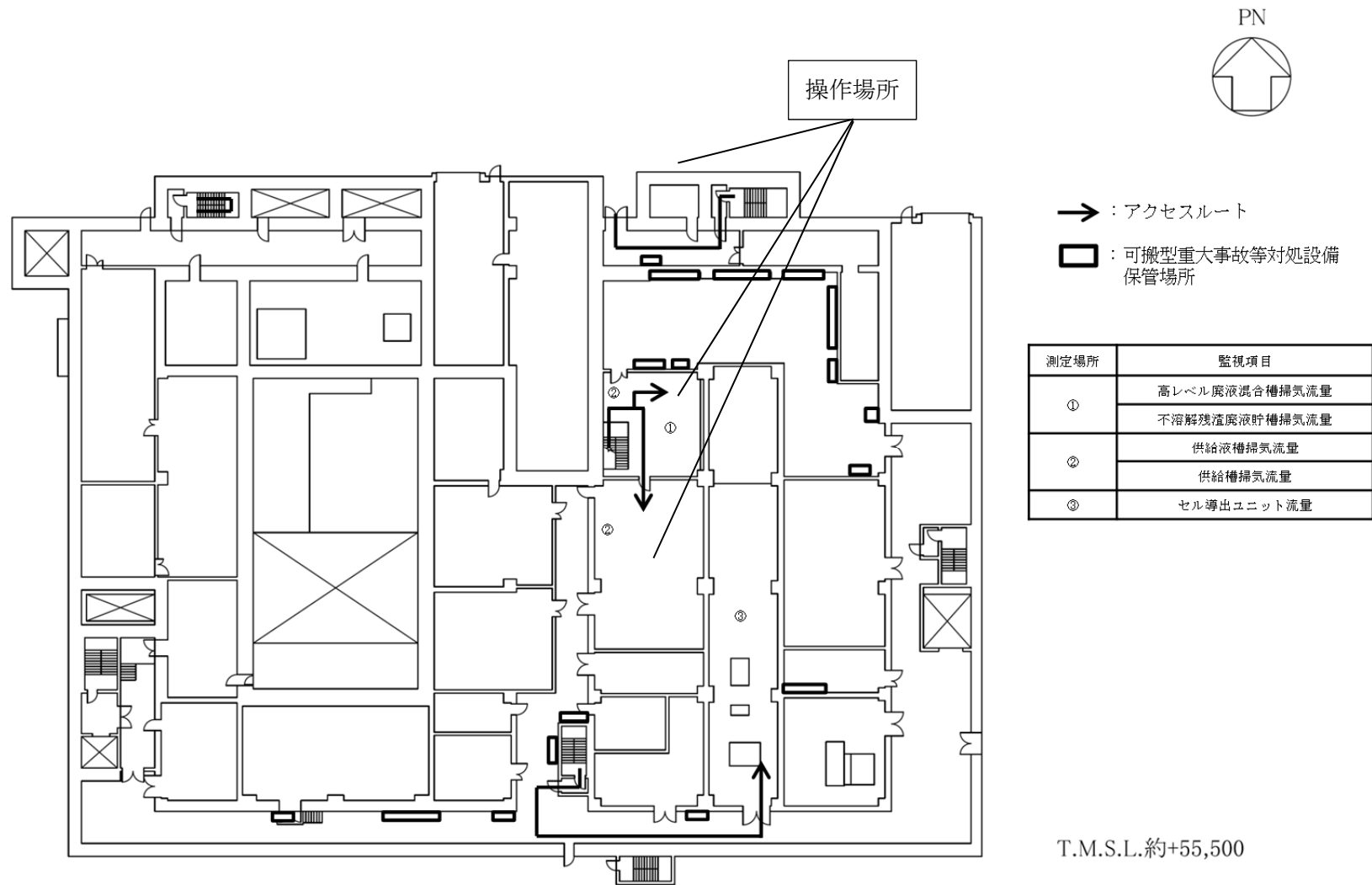
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート（北ルート）（地下3階）



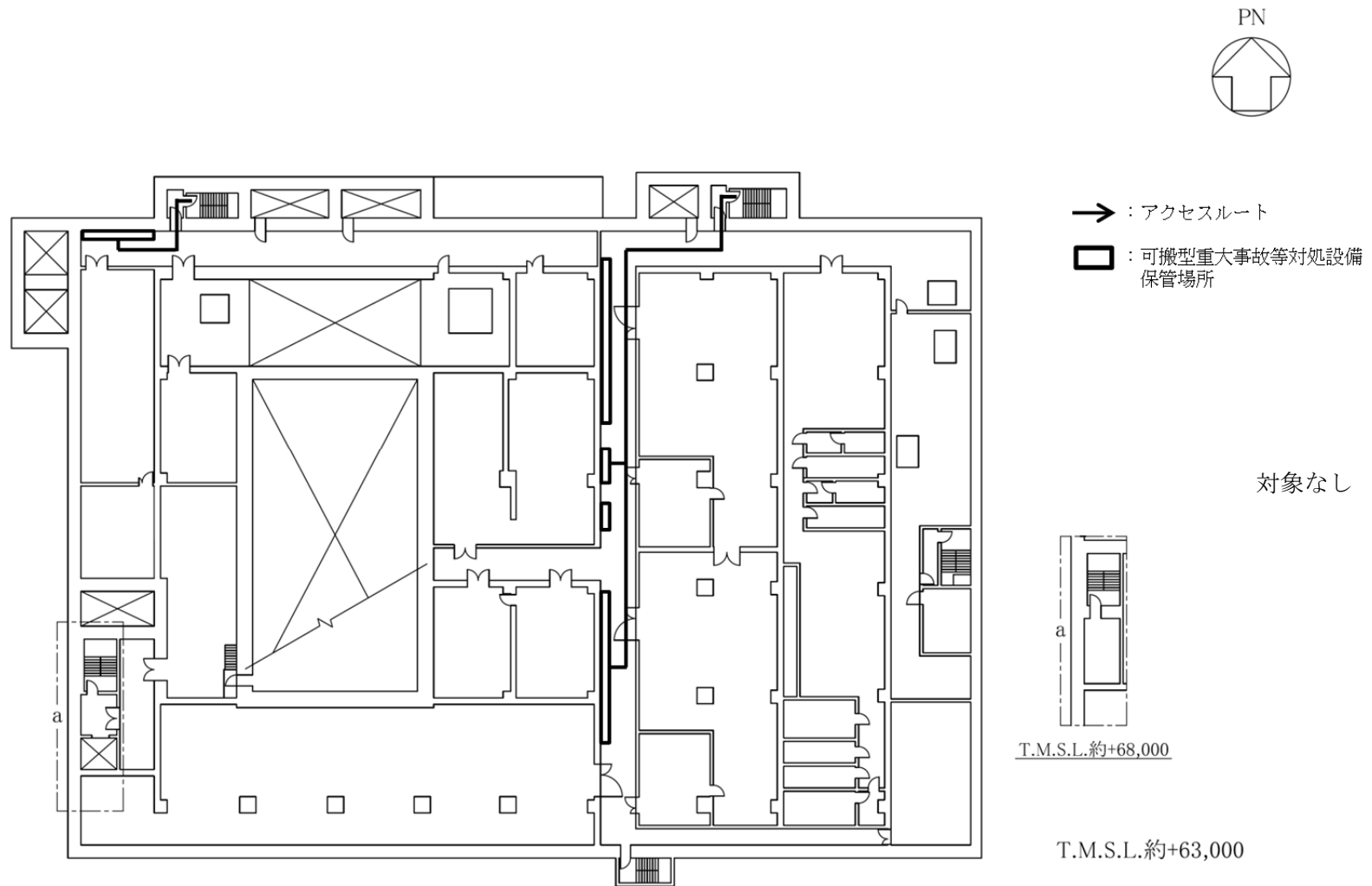
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート（北ルート）（地下2階）



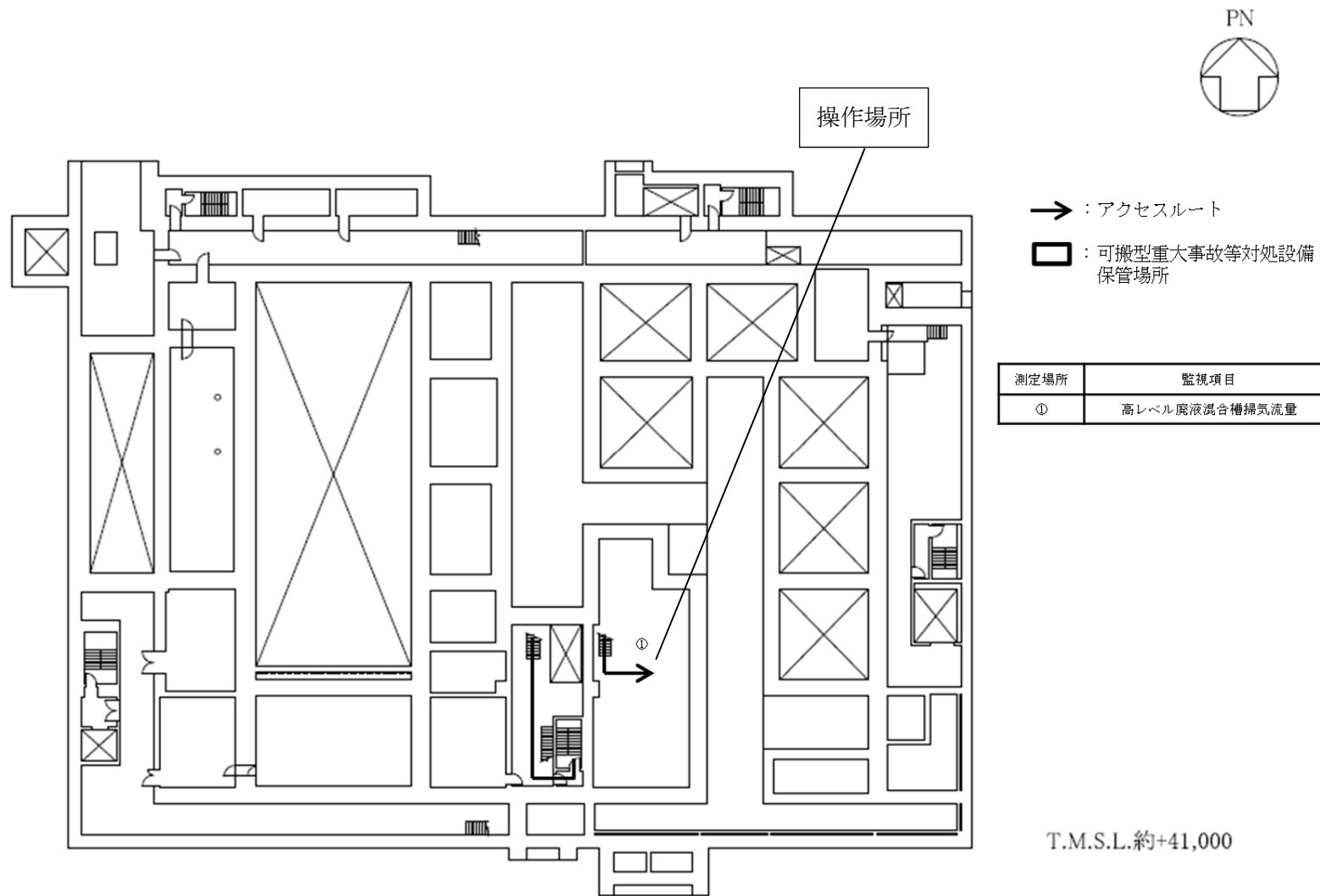
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート（北ルート）（地下1階）



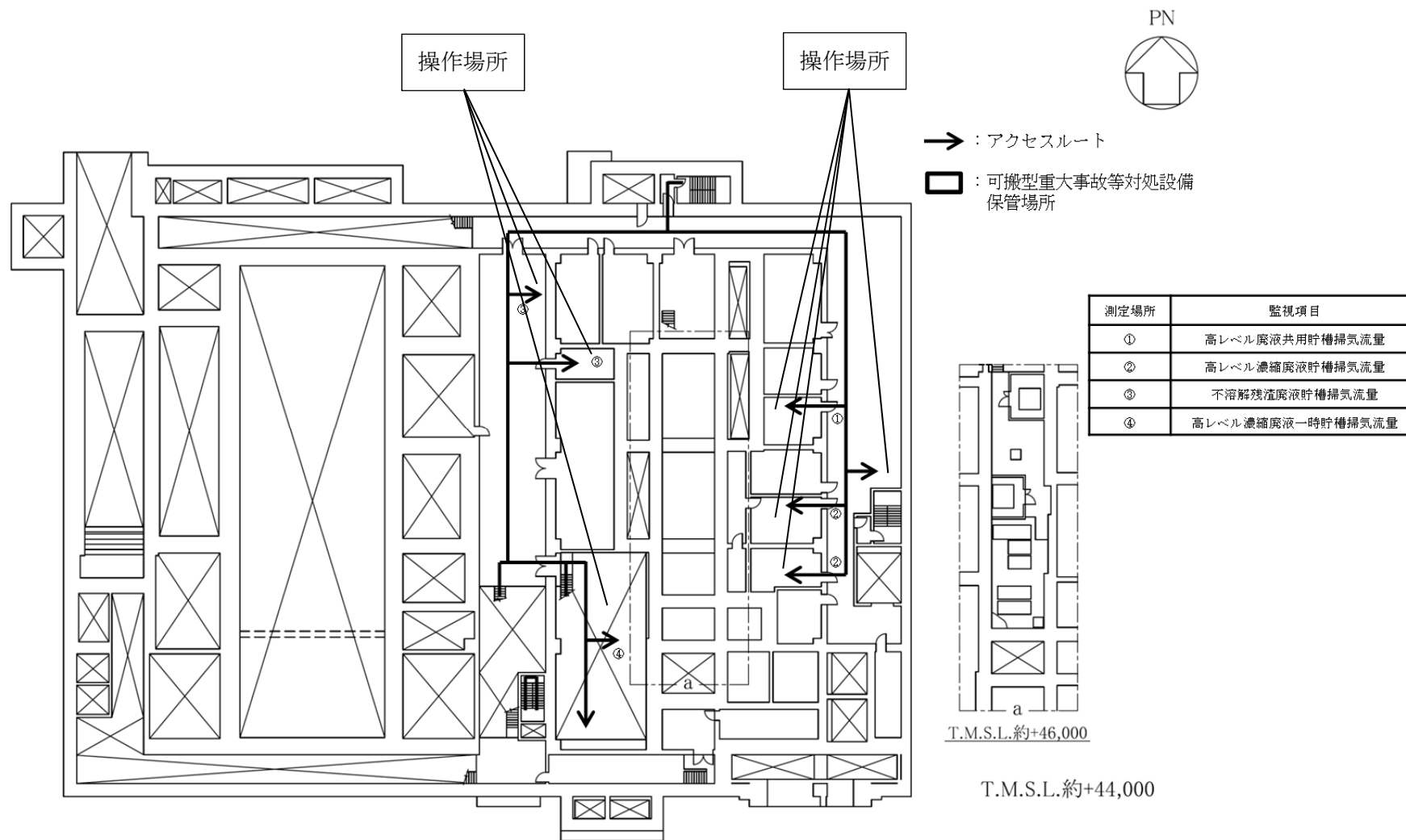
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート（北ルート）（地上1階）



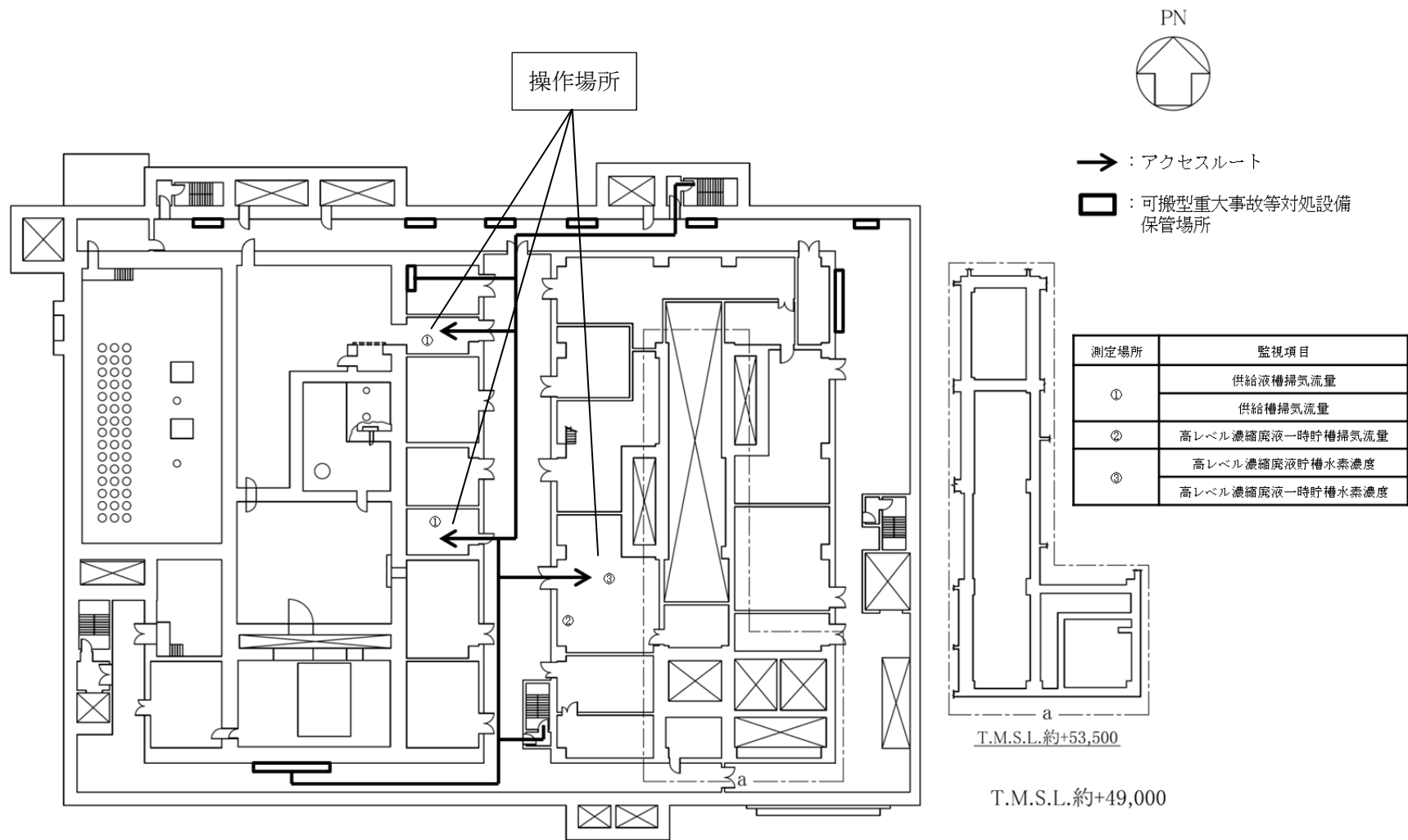
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策の
 アクセスルート（北ルート）（地上2階）



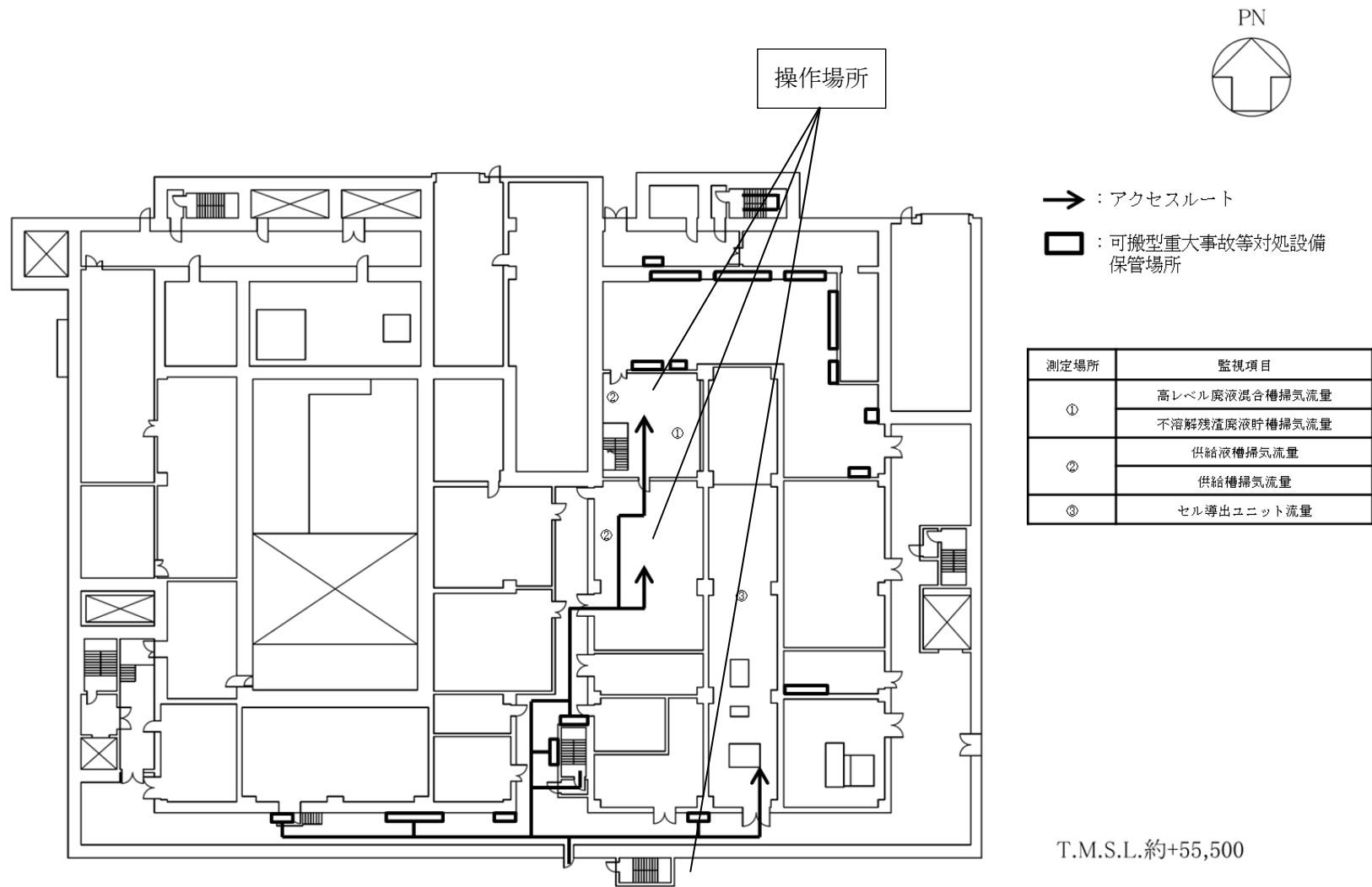
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート（南ルート）（地下3階）



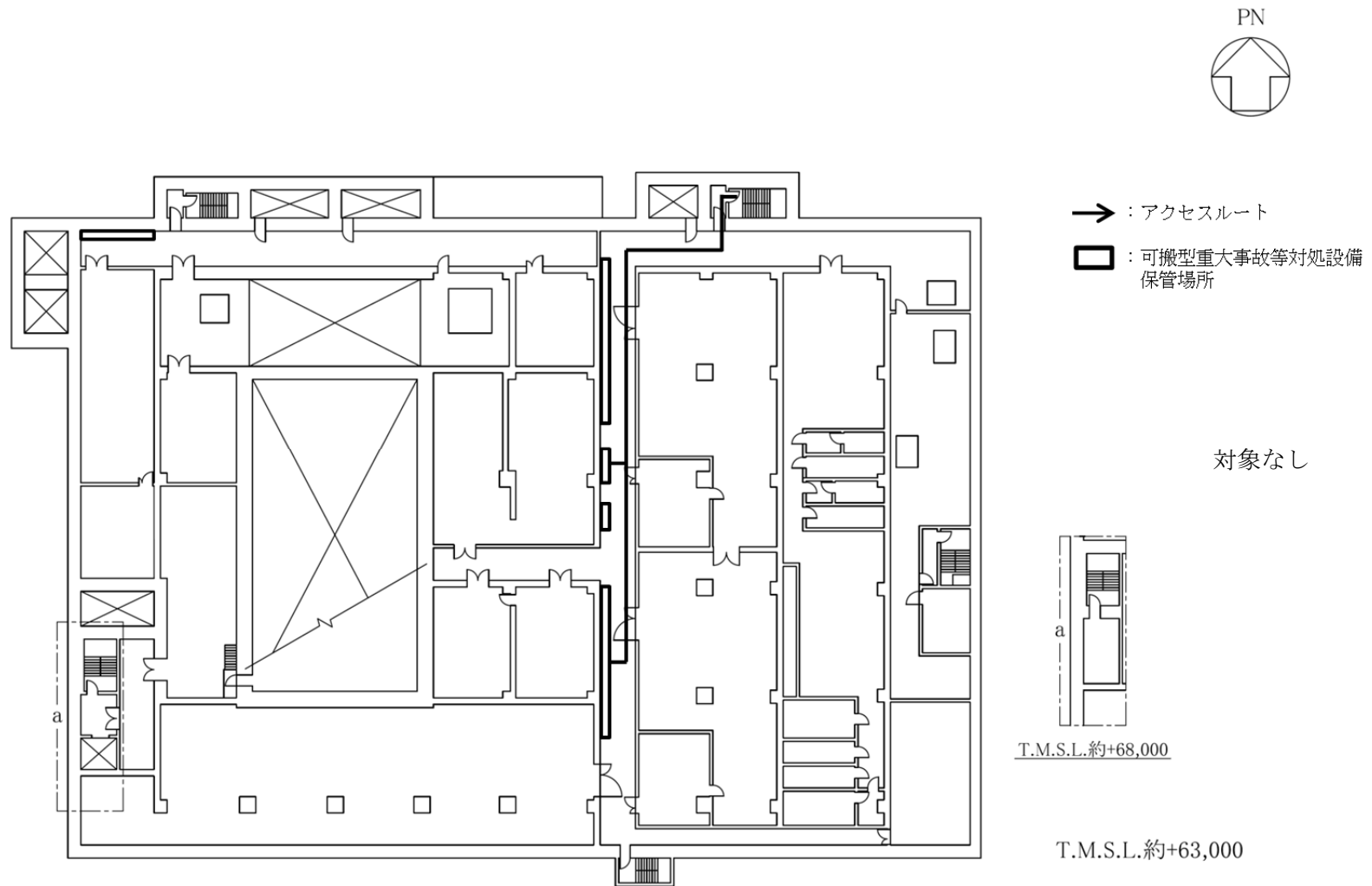
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート（南ルート）（地下2階）



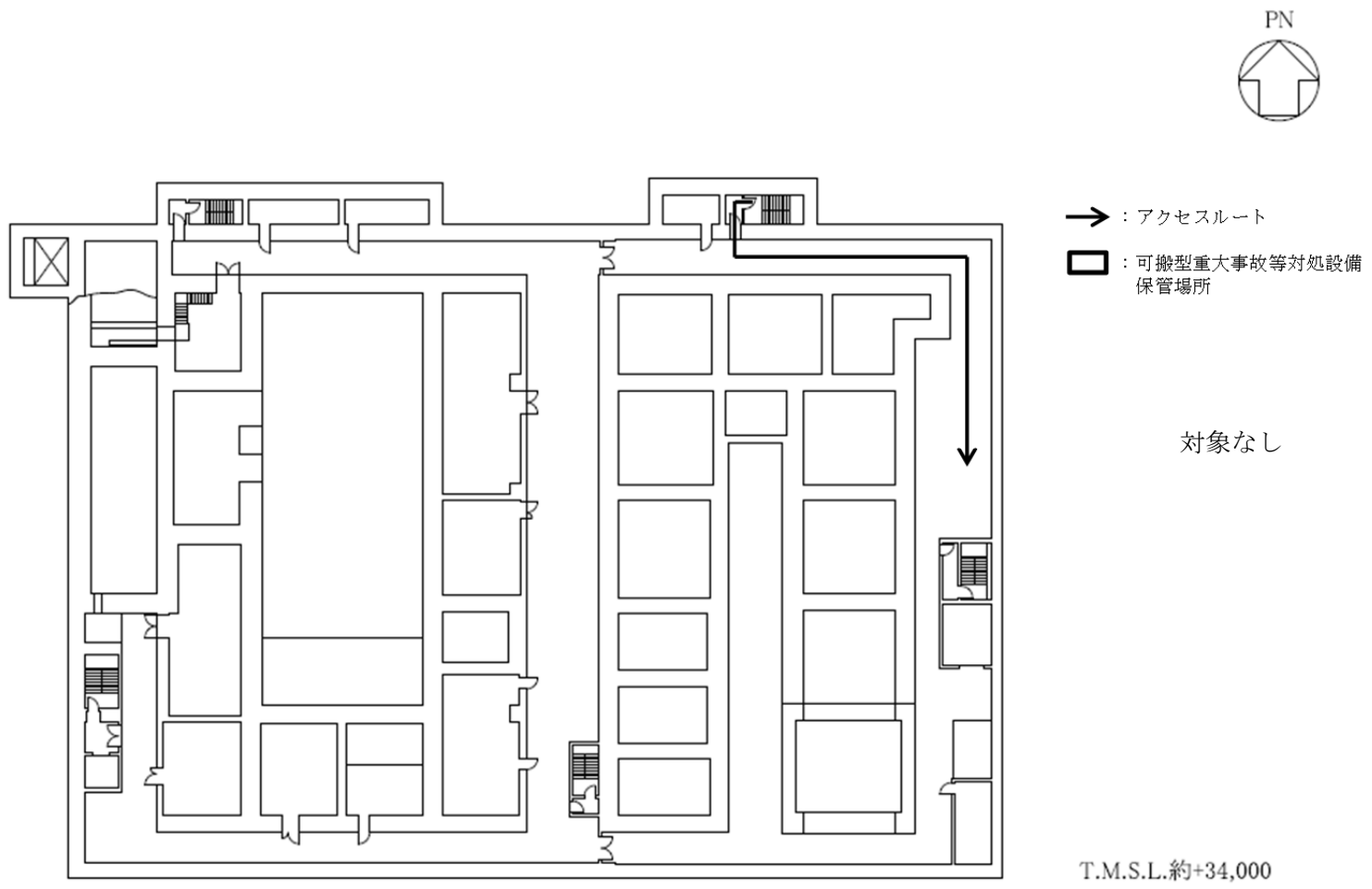
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート（南ルート）（地下1階）



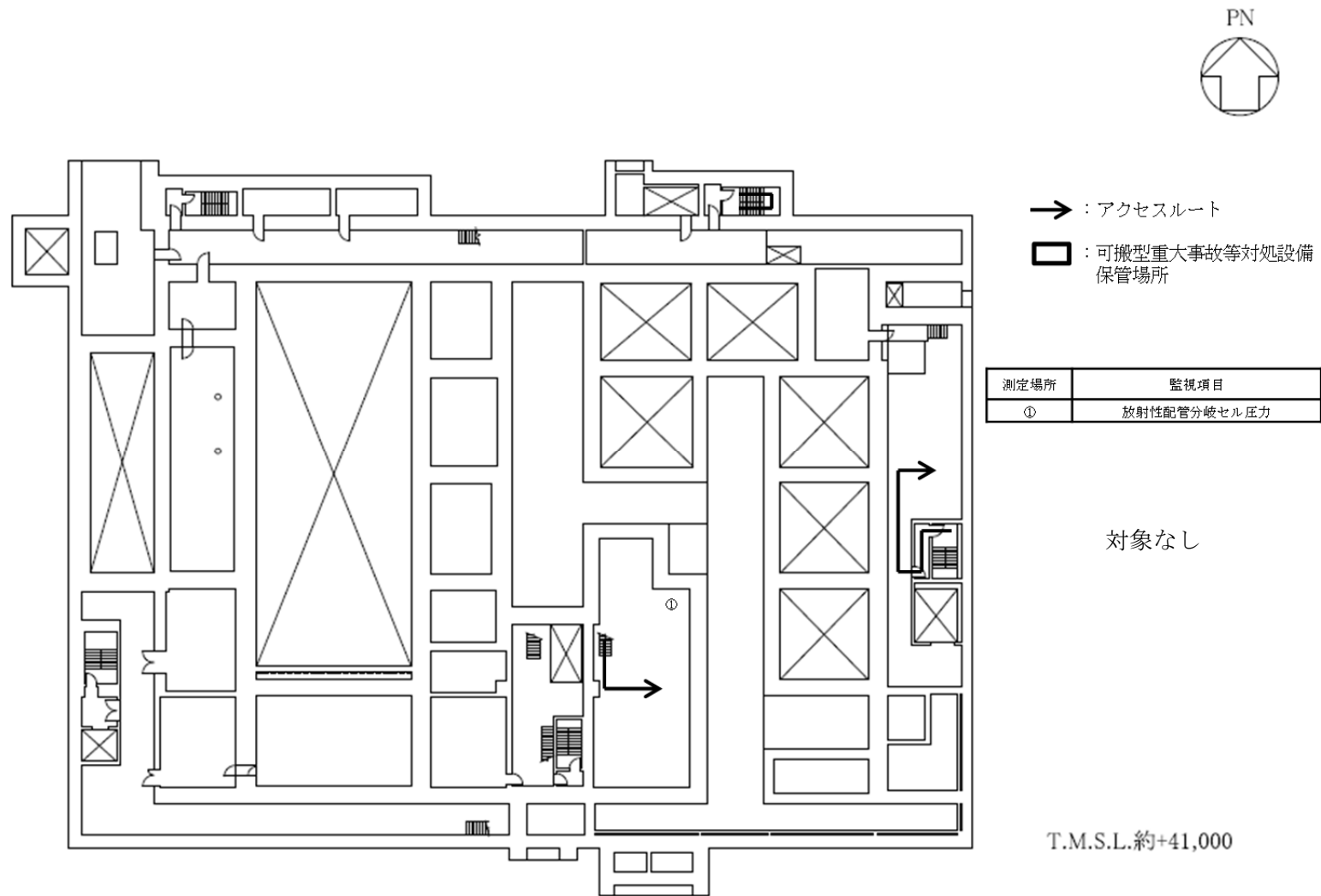
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート（南ルート）（地上1階）



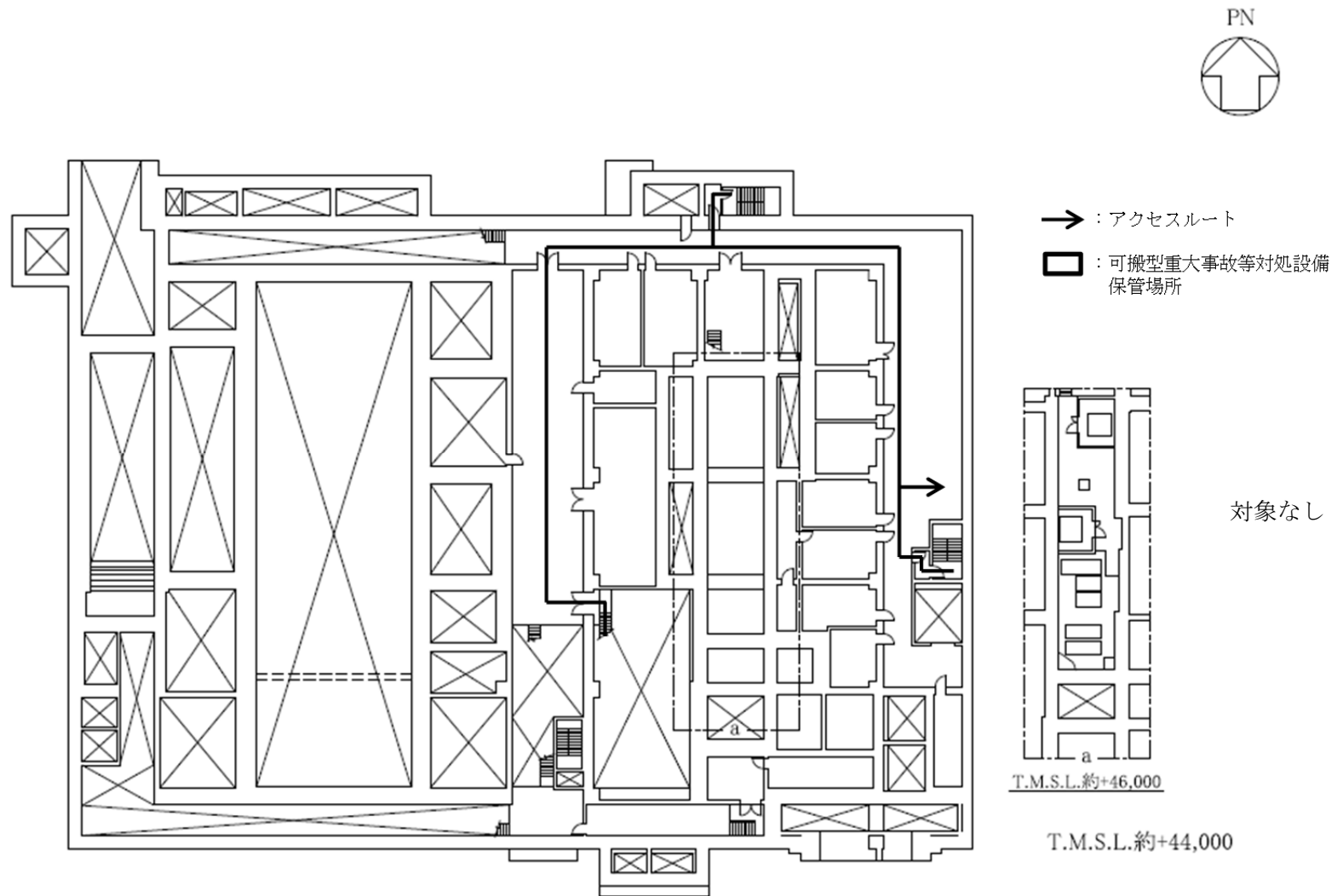
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の拡大防止対策のアクセスルート（南ルート）（地上2階）



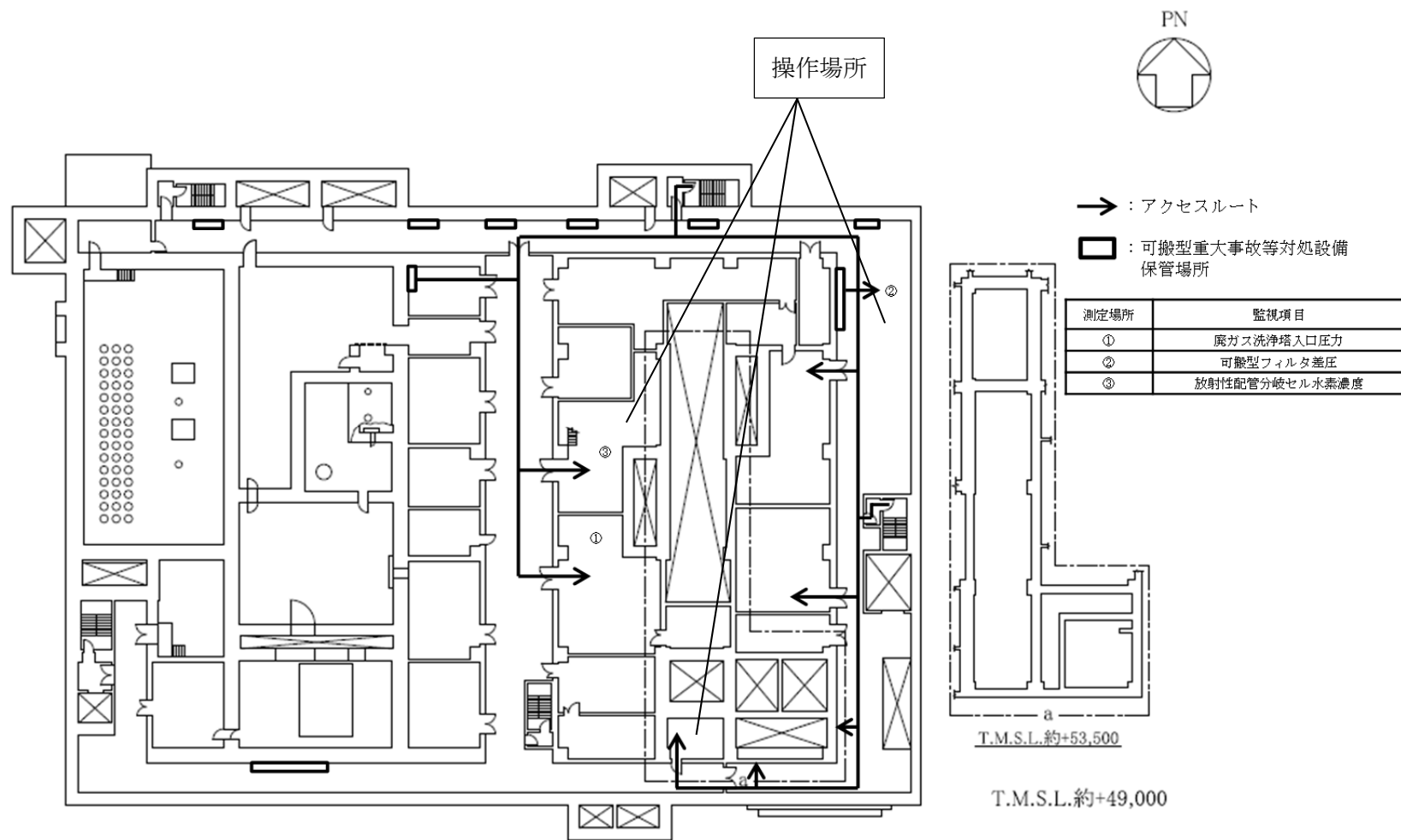
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（北ルート）（地下4階）



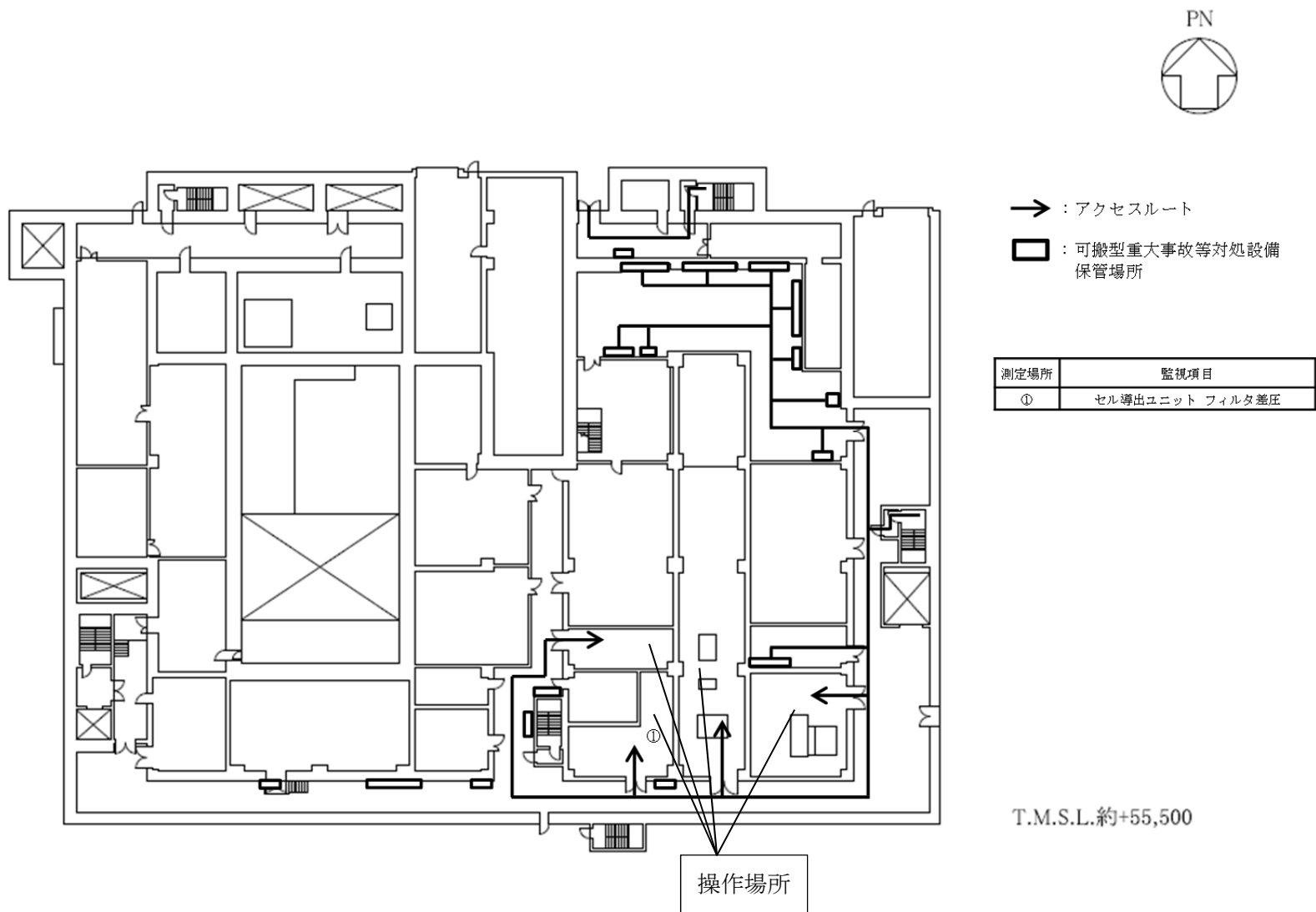
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（北ルート）（地下3階）



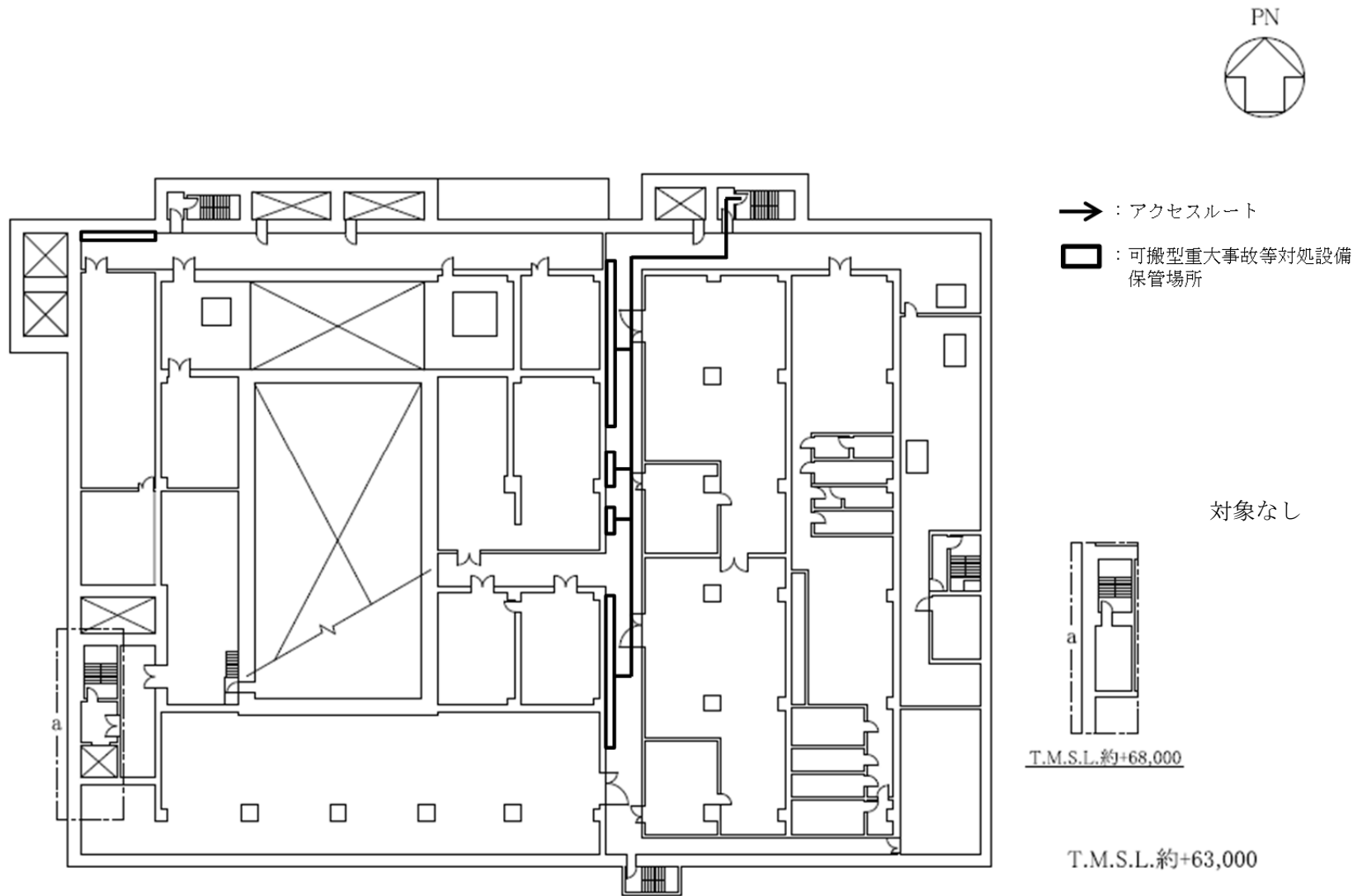
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（北ルート）（地下2階）



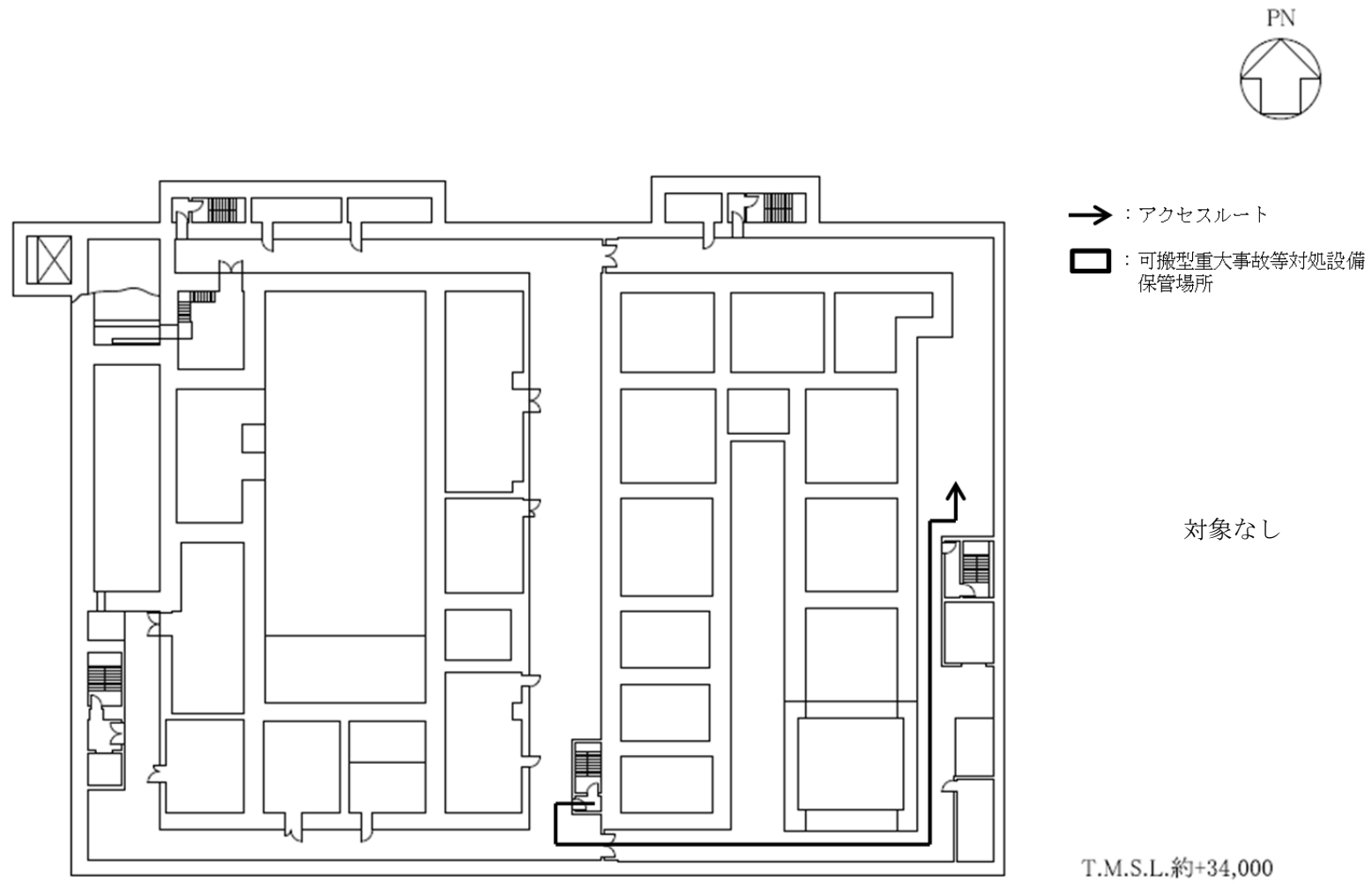
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（北ルート）（地下1階）



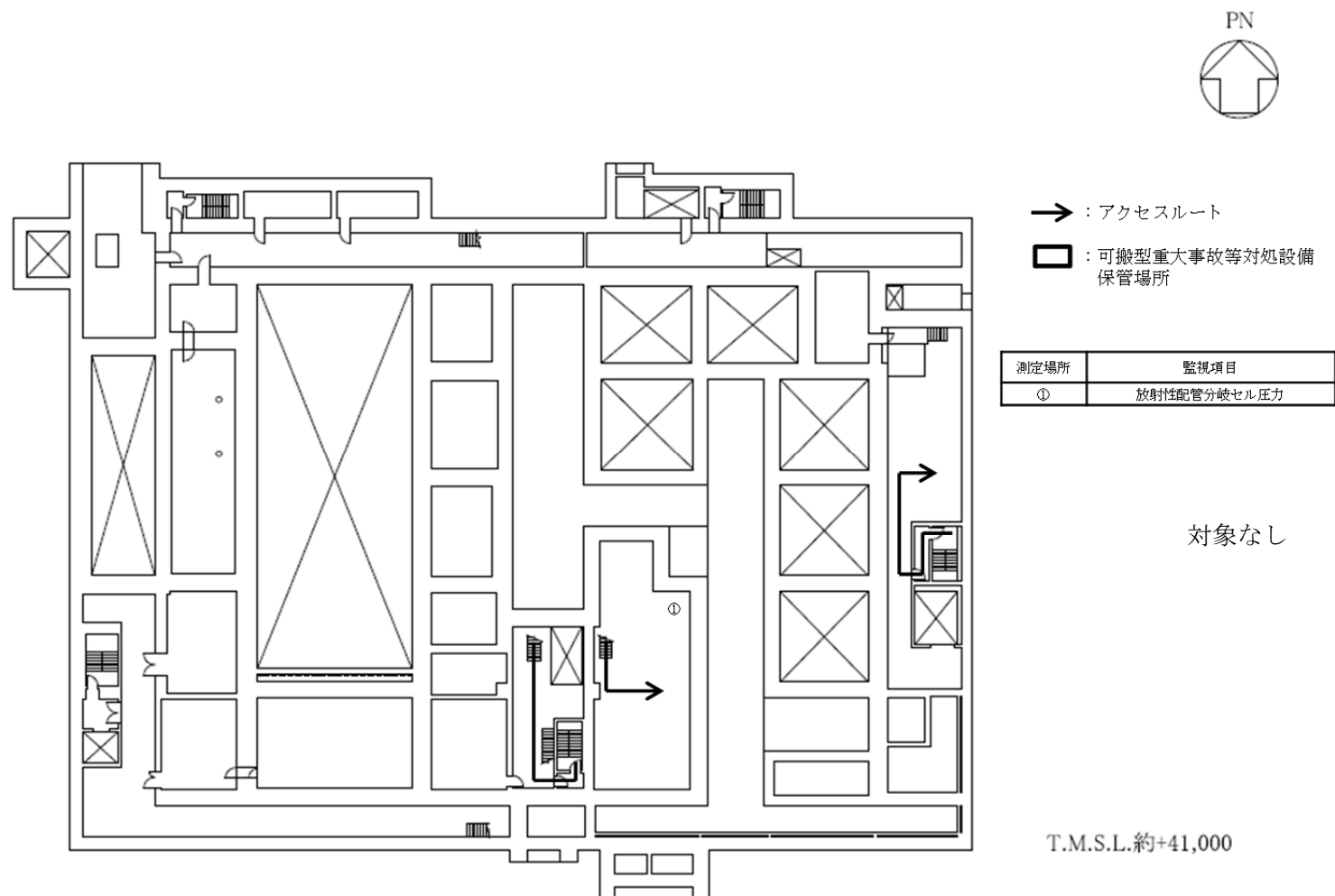
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（北ルート）（地上1階）



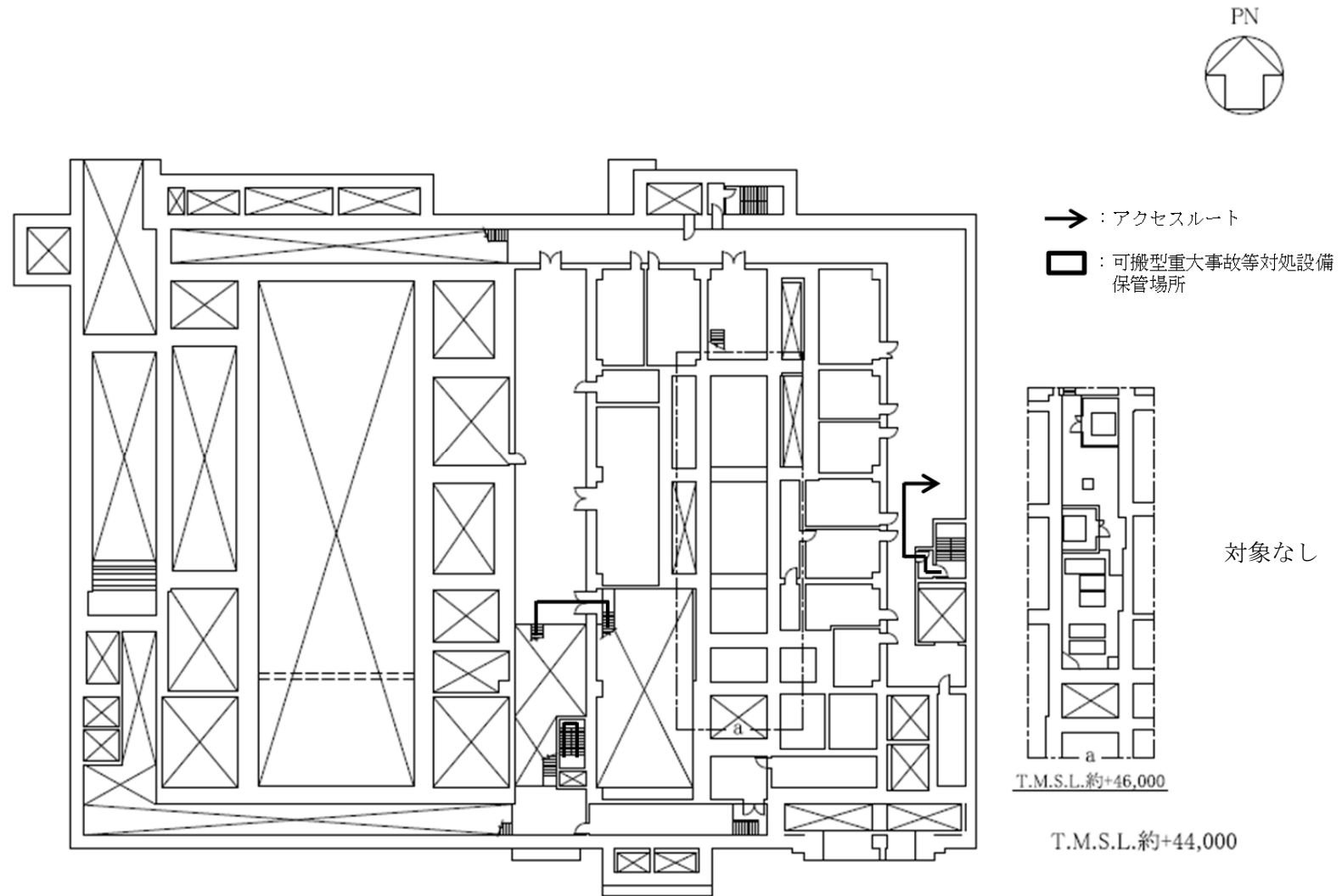
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（北ルート）（地上2階）



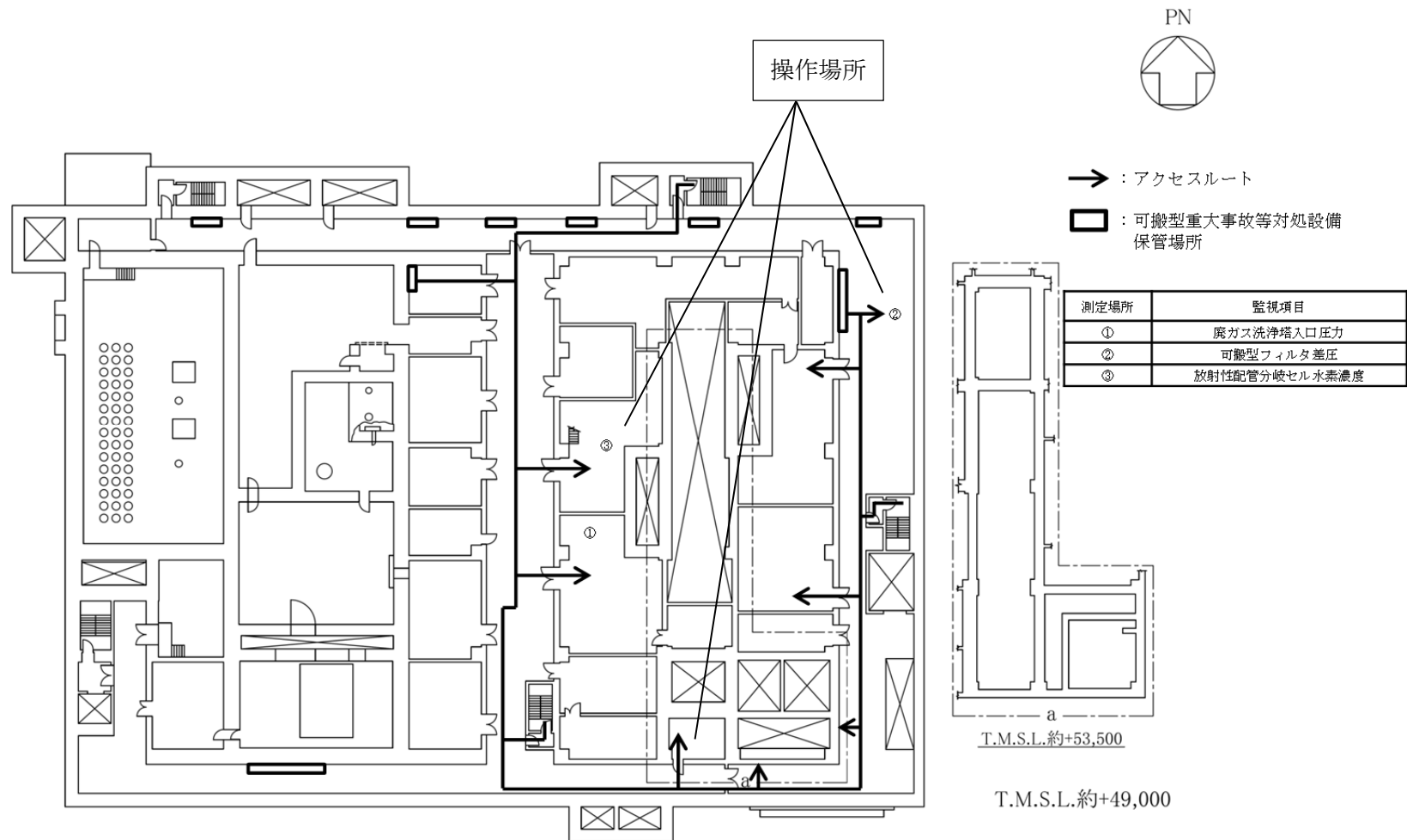
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（南ルート）（地下4階）



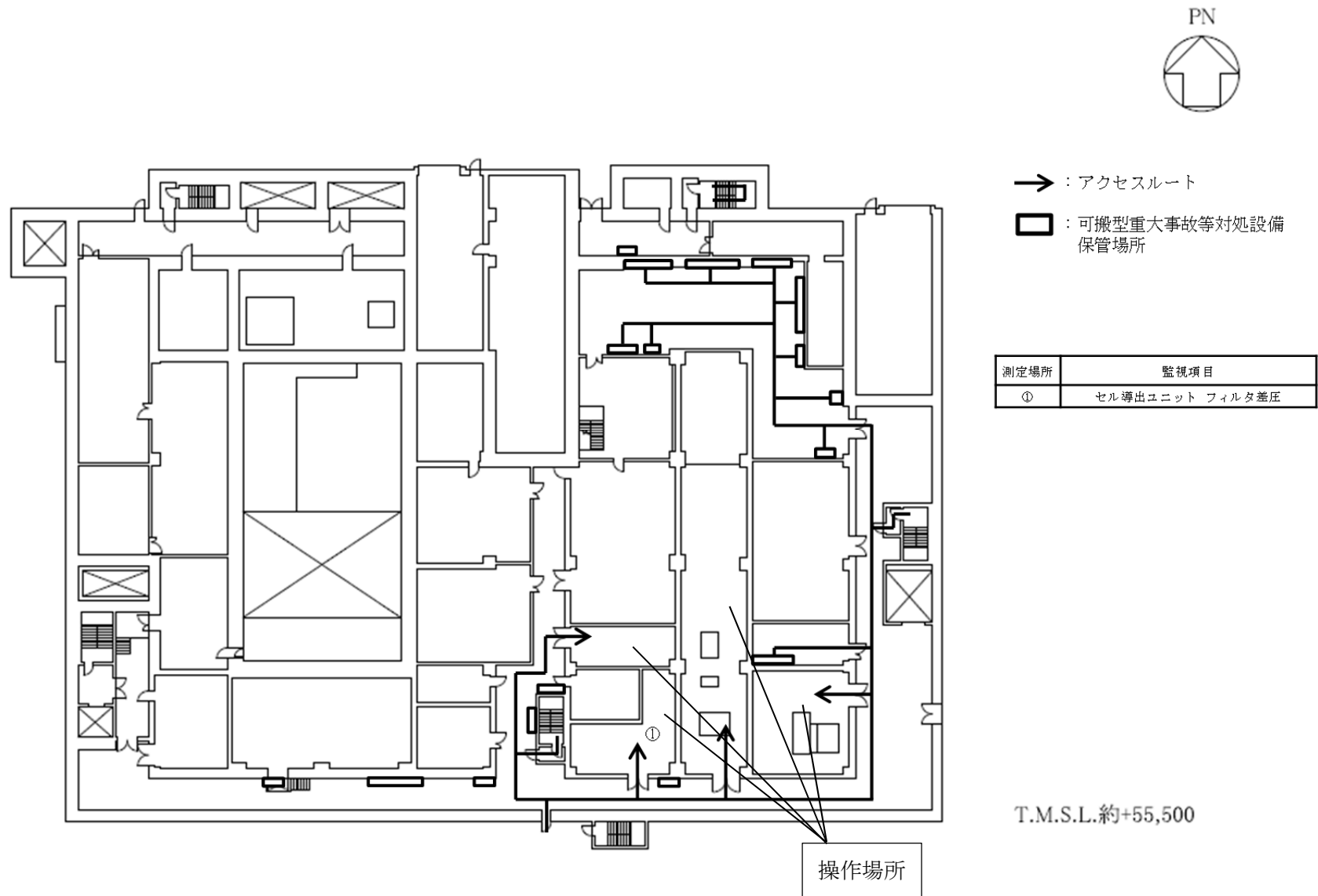
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（南ルート）（地下3階）



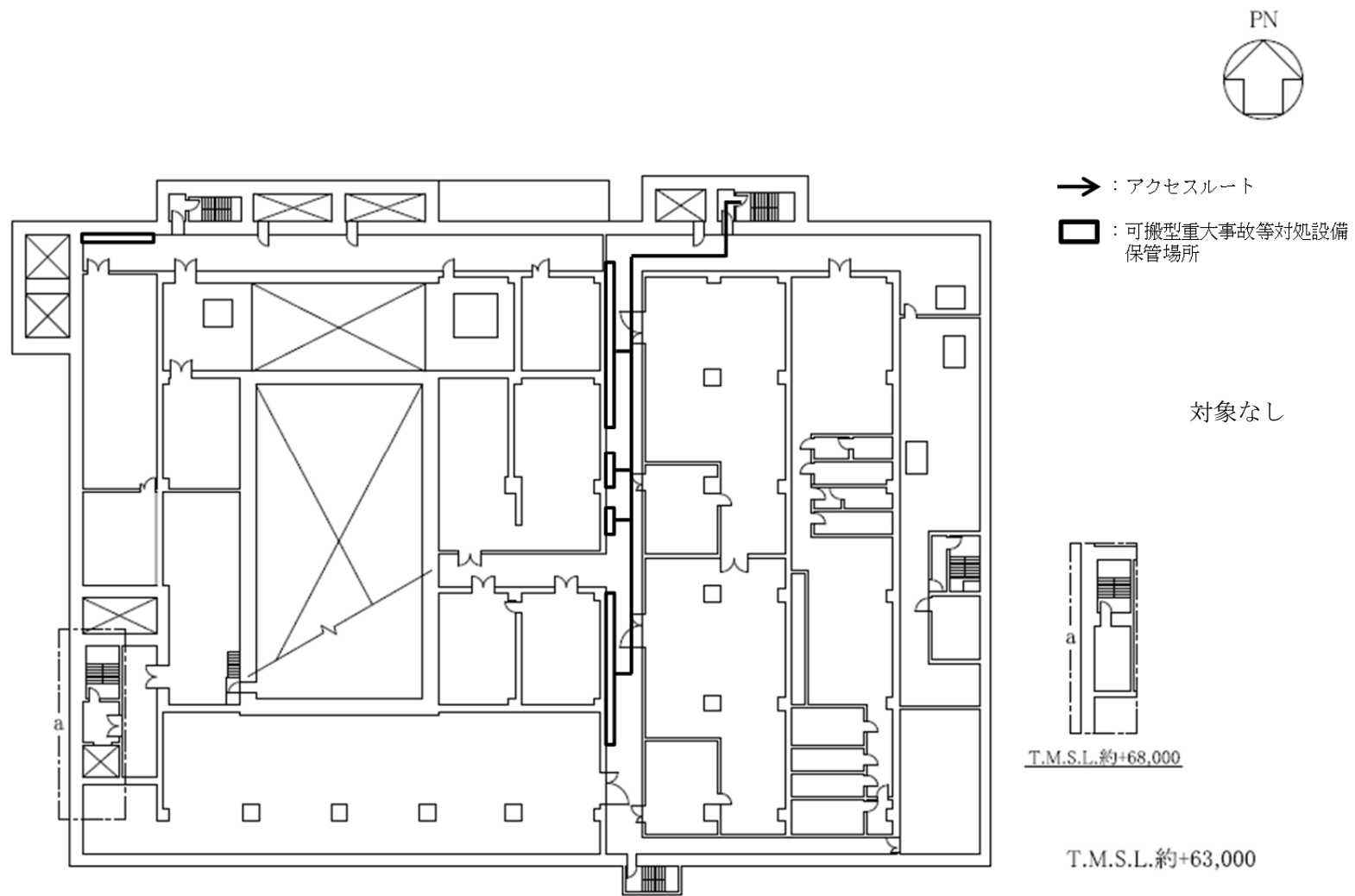
「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（南ルート）（地下2階）



「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（南ルート）（地下1階）



「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（南ルート）（地上1階）



「地震発生による全交流動力電源の喪失を伴う高レベル廃液ガラス固化建屋の水素掃気機能喪失事故」の異常な水準の放出防止対策のアクセスルート（南ルート）（地上2階）

補足説明資料 2-10 (36条)

重大事故等対処に用いる計測制御設備の測定原理

1. 水素爆発に関する重大事故等対処計装設備の仕様と環境

把握情報	計器仕様		計測タイミング	伝送可否
圧縮空気貯槽圧力	計測方式	アネロイド圧力計	計測タイミング： 初動対応時 ①初動対応における現場確認時	—
	測定原理	弾性素子の圧力による変形量により圧力を測定する		
	計測範囲	0～1 MPa		
	計器精度	約±2%F.S		
圧縮空気ユニット圧力	計測方式	アネロイド圧力計	計測タイミング： 初動対応時 ①初動対応における現場確認時	—
	測定原理	弾性素子の圧力による変形量により圧力を測定する		
	計測範囲	0～2.5 MPa		
	計器精度	約±2%F.S		
予備圧縮空気ユニット圧力	計測方式	アネロイド圧力計	計測タイミング： 初動対応時 ①初動対応における現場確認時	—
	測定原理	弾性素子の圧力による変形量により圧力を測定する		
	計測範囲	0～2.5 MPa		
	計器精度	約±2%F.S		
手動圧縮空気ユニット 接続系統圧力	蒸発乾固の貯槽液位と共用		計測タイミング： 対策作業時 ①手動圧縮空気ユニットを接続する前の配管健全性確認時	—

(つづき)

把握情報	計器仕様		計測タイミング	伝送可否
貯槽掃気圧縮空気流量	計測方式	熱式	計測タイミング： 対策作業時 ①水素掃気用圧縮 空気供給時 ②対策維持確認	○
	測定原理	流体に奪われるヒータの熱量の変化により 流量を測定する		
	計測範囲	各貯槽の必要掃気量		
	計器精度	約±4%F.S		
水素掃気系統圧縮空気圧力	計測方式	アネロイド圧力計	計測タイミング： 対策作業時 ①水素掃気系統か らの圧縮空気供給 時	-
	測定原理	弾性素子の圧力による変形量により圧力を 測定する		
	計測範囲	0～1MPa		
	計器精度	約±2%F.S		
かくはん系統圧縮空気圧力	計測方式	アネロイド圧力計	計測タイミング： 対策作業時 ①かくはん系統か らの圧縮空気供給 時	-
	測定原理	弾性素子の圧力による変形量により圧力を 測定する		
	計測範囲	0～1MPa		
	計器精度	約±2%F.S		
セル導出ユニット流量	計測方式	熱式	計測タイミング： 対策作業時 ①各貯槽への圧縮 空気供給後	-
	測定原理	流体に奪われるヒータの熱量の変化により 流量を測定する		
	計測範囲	各建屋の水素掃気流量範囲		
	計器精度	約±4%F.S		

(つづき)

把握情報	計器仕様		計測タイミング	伝送可否
廃ガス洗浄塔入口圧力	計測方式	蒸発乾固と共用	計測タイミング： 対策作業時 ①各貯槽への圧縮 空気供給後	—
	計測範囲			
	計器精度			
導出先セル圧力	計測方式	蒸発乾固と共用	計測タイミング： 対策作業時 ①各貯槽への圧縮 空気供給後	—
	計測範囲			
	計器精度			
水素濃度※	計測方式	熱伝導式	計測タイミング： 対策作業時 ①圧縮空気供給後 の濃度確認 ②状態維持確認	○
	測定原理	ガス固有の熱伝導率を利用した検知素子の 温度変化により水素濃度を測定する。		
	計測範囲	0～25V○1%		
	計器精度	約±1%		
フィルタ差圧	計測方式	蒸発乾固と共用		
	計測範囲			
	計器精度			

伝送可否

○：伝送可能な計測機器

—：伝送しない情報

※詳細は別紙1に示す。

2. 蒸発乾固及び水素爆発に係る漏えい確認に関する重大事故等対処計装設備の仕様と環境

把握情報	計器仕様		計測タイミング	伝送可否
漏えい液受皿液位	計測方式	エアパージ式	計測タイミング： 対策作業時 ①対策可能制限時間前までに確認	—
	測定原理	液浸配管をエアパージしたときの圧力により液位を測定する		
	計測範囲	各貯槽の液高さ		
	計器精度	約±2%F.S		

伝送可否 ○：伝送可能な計測機器 —：伝送しない情報

水素濃度計の測定原理

1. 水素濃度計の測定原理

水素掃気系統から圧縮空気が各機器に供給されていることは、各機器への水素掃気配管に設置される可搬型貯槽掃気圧縮空気流量計により確認する。また、セル導出ユニットに設置する可搬型セル導出ユニット流量計を用いて、供給した圧縮空気が水素爆発を想定する機器を經由して排出されることを確認する。さらに、代表機器の水素濃度を測定することで、水素濃度が上昇しないことを監視する。

機器内の水素濃度を測定するために用いる可搬型水素濃度計は、熱伝導式のものを用いる。熱伝導式の水素検出器は、第1図に示すとおり、白金線コイルにより加熱された検知素子にガスが接触すると、ガス固有の熱伝導率により熱放散の状態が変わり、検知素子の温度が変化する。この変化はガス濃度にほぼ比例することから、白金線の抵抗値の変化をブリッジ回路の偏差電圧として取り出し水素濃度を測定することができる。なお、機器内水素濃度の計測範囲0～25vol%において、計器仕様は最大±1.25vol%の誤差を生じる可能性があるが、この誤差があることを理解した上で、水素爆発を想定する機器内の水素濃度の推移、傾向（トレンド）を監視する。

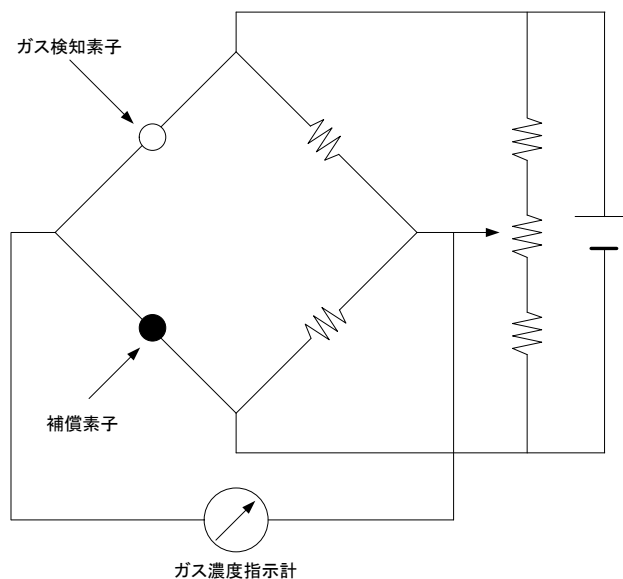


図 1. 可搬型水素濃度計の測定原理の概要図

2. 可搬型水素濃度計の構成について

機器内の水素濃度の測定においては、以下の装置をユニット化した可搬型水素濃度計を用いて測定を行う。各装置及び配管は可能な限りステンレス鋼製とし、硝酸の影響を受け難いように設計する。

これにより使用する条件下において水素濃度測定への影響は十分小さい設計とする。

(1) 冷却器

自然空冷式のコイル型冷却器である。冷却器はサンプリングガスを可搬型水素濃度計入口において予め冷却することにより、機器から吸入する可能性のある水蒸気及び硝酸蒸気を除去することで、水素濃度計本体の検出器の劣化を防止する。

(2) 凝縮液回収容器

凝縮液回収容器は冷却器において発生した凝縮液を回収する容器である。凝縮液回収容器は凝縮液の液位をサイドグラスから目視できる

設計とし、必要に応じて遮へい材を設置できる構成とする。凝縮水が蓄積した場合には、凝縮液を水素爆発を想定する機器内へ排出できる設計とする。

(3) 吸着剤カラム

吸着剤カラムはソーダ石灰により硝酸蒸気を吸着する機能を有する。これにより、水素濃度計本体の劣化を防止する。

(4) 真空ポンプ

真空ポンプは、水素濃度を測定する機器に設置される配管を介して、水素濃度の測定に必要なサンプリングガスを水素濃度計に導入する容量を有する。真空ポンプは防爆構造のポンプを採用し、必要に応じて交換可能な設計とする。

(5) 水素濃度計

水素濃度計は、熱伝導式の汎用品を用いる。水素濃度計は防爆構造とし、ボルト操作等で容易に交換可能な設計とする。

(6) 電源装置及び指示計ユニット

電源装置は、バッテリー、DC/ACインバータ、充電器、AC/DCパワーサプライから構成され、外部電源からの給電無しで動作可能な設計とする。また、外部電源復旧後は、100Vの電源により充電及び動作可能な設計とする。指示計ユニットは水素濃度を容易に目視できるように設置する。

3. 可搬型水素濃度計内での水素燃焼及び爆轟の可能性について

可搬型水素濃度計では、以下の理由から水素燃焼及び爆轟が生じないことを確認した。

機器内の水素濃度の測定は、水素爆発を想定する機器内に圧縮空気が供給されている状態に限定する。これにより、サンプリングガスは可燃限界濃度である4 v o 1 %を超えないことから、可搬型水素濃度計内での水素燃焼及び爆轟は生じない。

4. 可搬型水素濃度計からの水素漏えい防止及び汚染拡大対策

可搬型水素濃度計を用いた水素爆発を想定する機器内の水素濃度の計測は、計測後のガスを水素爆発を想定する機器内又は塔槽類廃ガス処理設備に戻す構成となっており、外部に対して閉じた系とし、系外への漏えいが発生しないよう、ステンレス鋼チューブと構成機器をカップラで接続する。

よって、可搬型水素濃度計からの水素漏えい及び汚染拡大の可能性は低い。

5. 可搬型水素濃度計の計測タイミングについて

圧縮空気供給前において、分離建屋、精製建屋およびウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発を想定する機器へ空気貯槽等から圧縮空気が供給されるため、初動から対策における水素濃度推移は緩慢である。また、水素濃度の上昇傾向を把握するためには、複数回の間隔を設けた測定が必要であり、時間を要する。

前処理建屋、ガラス固化建屋においては、水素濃度の上昇が非常に緩慢であり、水素濃度の上昇傾向を把握できない。

分離建屋、精製建屋およびウラン・プルトニウム混合脱硝建屋において、何らかの原因により空気貯槽等から圧縮空気が供給されない場合、制限時間までの時間が極端に短くなる可能性がある。

このため、水素爆発を想定する機器へ圧縮空気を供給することを優先し、当該対策後に水素濃度が下がっていることを確認し、対策が成功している状態を監視する。

水素濃度の上昇速度の速い精製建屋の重要度高機器の水素濃度推移の例を図1に示す。空気貯槽からの圧縮空気に対して水素の発生のみを考慮している。実際は酸素等の発生があるため、初動対応から対策を実施する期間における水素濃度の傾向は横ばいに近くなると考えられる。

前処理建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋の例を図2に示す。水素の発生のみを考慮した水素濃度推移でも、ほぼ横ばいであり、初動対応から対策を実施する期間において水素濃度の傾向に変化はない。

このため、対策を優先し、対策後に水素濃度推移に上昇傾向が無いことを監視する。

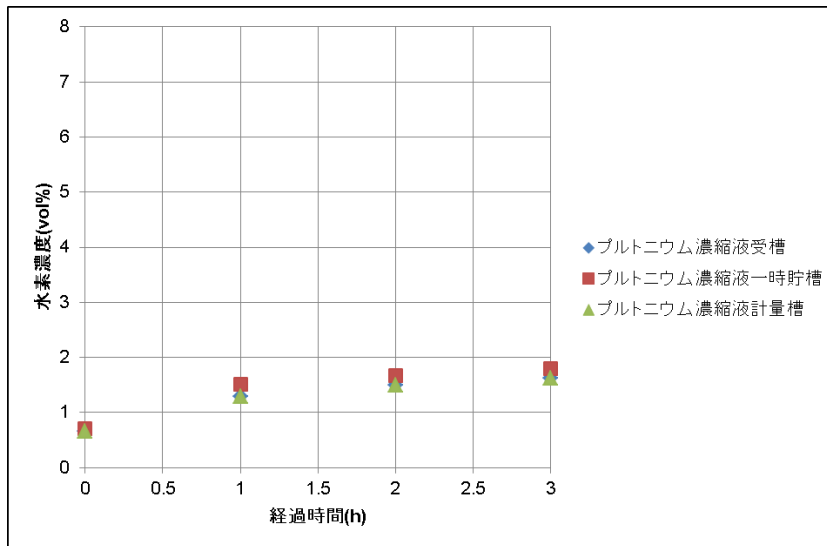


図 1. 精製建屋の代表機器の水素濃度の推移

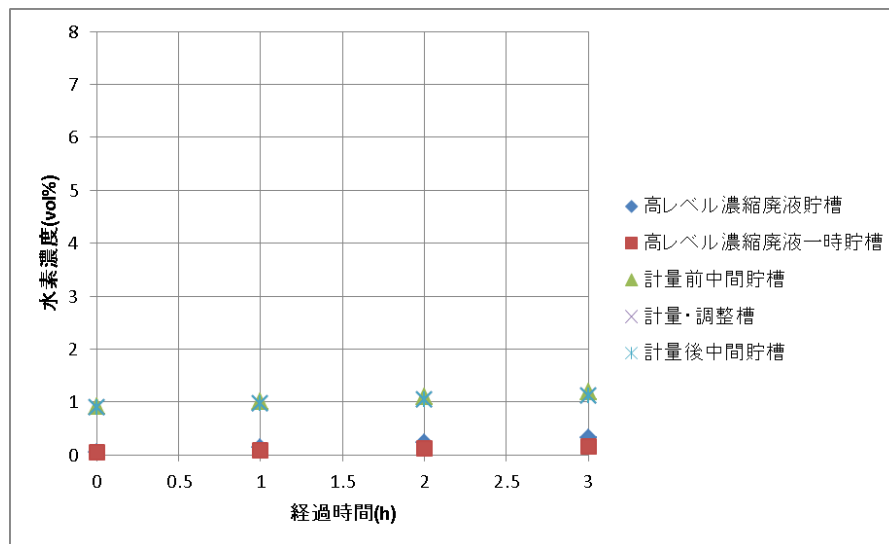


図 2. 前処理建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋の代表機器の水素濃度の推移の例

補足説明資料 2-1-1 (36条)

試験検査

主要設備の試験・検査

(1) 水素爆発未然防止設備

(a) 水素掃気用安全圧縮空気系（流路，弁）の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	漏えい確認 外観点検	通常運転圧で漏えいの有無を確認する（流路を構成する弁については，組み立て後のトルク代替による確認も可）。 外観上，異常が無いことを確認する。
停止中	分解点検	流路を構成する弁について，分解し状態確認後，消耗品を交換する。

(b) 発生防止用圧縮空気供給系（流路，弁）の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	漏えい確認 外観点検	通常運転圧で漏えいの有無を確認する（流路を構成する弁については，組み立て後のトルク代替による確認も可）。 外観上，異常が無いことを確認する。
停止中	分解点検	流路を構成する弁について，分解し状態確認後，消耗品を交換する。

- (c) 可搬型一括供給用建屋外ホース, 可搬型一括供給用建屋内ホース, 可搬型個別供給用建屋外ホース, 可搬型個別供給用建屋内ホース, 可搬型建屋外ホース, 可搬型建屋内ホース (建屋内ホース, 流量調節弁, 接続金具) の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	外観上, 異常が無いことを確認する。
	動作確認	流量調節弁について, 稼動部の動作に異常が無いことを確認する。必要に応じ取替える。

- (d) 可搬型空気圧縮機の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	分解点検 単体作動確認 外観点検	可搬型空気圧縮機について, 解し状態確認後, 消耗品を交換する。 組み立て後, 異常なく動作することを確認する。 外観上, 異常が無いことを確認する。

- (e) 水素爆発未然防止設備の機能性能試験

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	機能性能試験	構成品 (事故対処時の系統構成に必要となる可搬型重大事故等対処設備等) を状態確認*する

* : 使用前事業者検査においては設計の妥当性確認を目的とし, 建屋内で常設, 可搬型重大設備の可能な範囲での接続確認を実施 (系統構築が可能なことを確認)。

(2) 水素爆発拡大防止設備

(a) 拡大防止用圧縮空気供給系（流路，弁）の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	漏えい確認 外観点検	通常運転圧で漏えいの有無を確認する（流路を構成する弁については，組み立て後のトルク代替による確認も可）。 外観上，異常が無いことを確認する。
停止中	分解点検	流路を構成する弁について，分解し状態確認後，消耗品を交換する。

(b) 可搬型個別供給用建屋外ホース，可搬型個別供給用建屋内ホース，可搬型建屋外ホース，可搬型建屋内ホース（建屋内ホース，流量調節弁，接続金具）の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	外観上，異常が無いことを確認する。
	動作確認	流量調節弁について，稼働部の動作に異常が無いことを確認する。必要に応じ取替える。

(c) 可搬型空気圧縮機の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	分解点検 単体作動確認 外観点検	可搬型空気圧縮機について，解し状態確認後，消耗品を交換する。 組み立て後，異常なく動作することを確認する。 外観上，異常が無いことを確認する。

(d) 水素爆発拡大防止設備の機能性能試験

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	機能性能試験	構成品（事故対処時の系統構成に必要となる可搬型重大事故等対処設備等）を状態確認*する

*：使用前事業者検査においては設計の妥当性確認を目的とし、建屋内で常設、可搬型重大設備の可能な範囲での接続確認を実施（系統構築が可能なことを確認）。

③ 換気系統遮断・セル内導出設備

(a) セル内への導出ユニットの試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	セル内への導出ユニットについて、外観上、異常が無いことを確認する。
停止中	分解点検 漏えい確認	流路を構成する弁について、分解し状態確認後、消耗品を交換する。 通常運転圧で漏えいの有無を確認する（流路を構成する弁については、組み立て後のトルク代替による確認も可）。

(b) 塔槽類廃ガス処理設備（流路、隔離弁）

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	塔槽類廃ガス処理設備（流路、隔離弁）について、外観上、異常が無いことを確認する。

(c) 可搬型ダクトの試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	外観上、異常が無いことを確認する。

(d) 換気系統遮断・セル内導出設備の機能性能試験

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	機能性能試験	構成品（系統構成に必要となる可搬型重大事故等対処設備等）を状態確認*する

*：使用前事業者検査においては設計の妥当性確認を目的とし、建屋内で常設、可搬型重大設備の可能な範囲での接続確認を実施（系統構築が可能なことを確認）。

(4) 放出影響緩和設備

(a) 主排気筒へ放出するユニットの試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	セル内への導出ユニットについて、外観上、異常が無いことを確認する。
停止中	分解点検 漏えい確認	流路を構成する弁について、分解し状態確認後、消耗品を交換する。 通常運転圧で漏えいの有無を確認する（流路を構成する弁については、組み立て後のトルク代替による確認も可）。

(b) 建屋換気設備の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	建屋換気設備（流路）について、外観上、異常が無いことを確認する。
停止中	単体作動確認	建屋換気設備のダンパについて、動作に異常が無いことを確認する。

(c) 可搬型ダクト、フィルタの試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	外観点検	可搬型ダクト、フィルタについて、外観上、異常が無いことを確認する（フィルタについては保管状況の確認）。

(d) 可搬型排風機の試験検査

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	分解点検 単体作動確認 外観点検	可搬型排風機について、分解し状態確認後、消耗品を交換する。組み立て後、異常なく動作することを確認する（電動機の電圧・電流確認含む）。 外観上、異常が無いことを確認する。

(e) 放出影響緩和設備の機能性能試験

再処理施設の状態	項目	内容
運転中又は停止中	機能性能試験	構成品（系統構成に必要となる可搬型重大事故等対処設備等）を状態確認*する

*：使用前事業者検査においては設計の妥当性確認を目的とし、建屋内で常設、可搬型重大設備の可能な範囲での接続確認を実施（系統構築が可能なことを確認）。